

労働組合法立法史料研究Ⅲ

<労働関係法令立法史料研究会>



労働組合法立法史料研究Ⅲ

＜労働関係法令立法史料研究会＞

ま え が き

本『労働組合法立法史料研究Ⅲ』は、2014年5月に刊行した『労働組合法立法史料研究』（条文史料篇）及び『労働組合法立法史料研究』（解題篇）に続く、労働関係法令立法史料研究会（座長・渡辺章筑波大学名誉教授）による3冊目の研究成果である。今回は、昭和20年労働組合法（昭和20年12月22日法律第51号）に焦点を当て、労務法制審議委員会の議事録をすべて収録している。第1回から6回にわたる総会の議論全体を削除なしに読むことができるだけでなく、法案提出に際して政府が作成したと思われる「労働組合法質疑応答書」等も含まれており、今後の研究にとって極めて貴重な史料といえる。

本報告書は、労働立法政策研究における有用性が極めて高いことから、労働政策に関する有益な情報収集の成果である「国内労働情報」として刊行する。本報告書と併せて、条文史料篇及び解題篇が関係各方面で広く活用され、労働組合法のより深い理解につながることを願うものである。

2016年3月31日

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野 和夫

昭和20年労働組合法案の起草及び審議関係史料について — 労働組合法立法史料研究Ⅲの刊行に当たって —

一 私たち労働関係法令立法史料研究会は、一昨年（2014年）5月、JILPT国内労働情報として『労働組合法立法史料研究（条文史料篇）』および『労働組合法立法史料研究（解題篇）』の2書を刊行した。条文史料篇、解題篇にはⅠ、Ⅱの表記をしていなかったが、本書はその続篇であることを明らかにするために『労働組合法立法史料研究Ⅲ』と表記している。

本書では、昭和20年労働組合法に焦点を当て、①その起草関係史料として、労務法制審議委員会の総会会議録、②審議関係史料として、帝国議会での審議に備えて政府が作成した想定質疑、の2点を収録している。

二 解題篇で触れたように、敗戦から2ヵ月余の昭和20年10月27日幣原喜重郎内閣（厚生大臣芦田均）は、官庁、学識経験者、事業主、労働者、貴衆両院議員の各側の委員34名からなる労務法制審議委員会を立ち上げた（後に、官庁側3名、事業主側1名を増員）。同日の第1回総会の冒頭に、芦田は、この委員会に政府案（諮問案や原案）を出す考えはないと明言し、本委員会が「労働組合ニ関スル法制」に関し審議を行い、「御自身ノ案ヲ御提出ナルト云フコトデ十分審議ヲ盡クサレルコト」を求めた（労務法制審議委員会の設置、委員の顔ぶれと当時の肩書きなどに関し既刊の解題篇4頁以下を参照）。会長には、大蔵公望（貴族院議員）が指名された。

労務法制審議委員会は、芦田の述べた委員会設置の趣旨に応じて、同日の第1回総会から審議を開始し、同年11月21日までの間に5回の総会を重ねた。会長は第1回総会において委員会の委員9名で構成する「整理委員会」および「小委員会」を設けることの下承を取り付け、整理委員会の会長に大野禄一郎（貴族院議員、元社会局長）を指名した（整理委員会および小委員会の設置については簿冊②19頁、それら委員会の委員の指名は同②80頁、②336頁。それぞれ本書6頁、24頁、100頁。なお、「簿冊」の意味に関しては、既刊の条文史料篇冒頭の「条文史料篇刊行に当たって」を参照されたい）。

第1回総会の3日後に開催された第2回総会（10月30日）には、早くも末弘巖太郎（東大教授）から「労働組合法に関する意見書」（以下、意見書という）が提出された。意見書には、昭和20年労働組合法の立法に向けて基本方針（指導理念）のほか労働組合、労働協約、協調組合、賃金委員会および行政機関の区分にしたがい法的規整事項の骨格が、規整の内容と理由づけにわたって詳細に説明された。末弘はその冒頭で、事前に厚生省事務当局の働きかけを受けて数度の意見交換をしたことを紹介し、「私ノ意見ト云フヨリハソレヲ纏メタモノ」と述べている（簿冊②141頁、本書40頁）。

整理委員会は、第1回、第2回総会の折に表明された委員の意見をもとに法案の要綱でなく「法律案ノ形式」を以て答申する方針を固めて起草に当たった（簿冊②263頁、本書78頁）。第3回総会は11月15日開催され、整理委員会の起草した第1次草案（条文史料篇1頁以下）の審議に入った。最初に、大野禄一郎会長が同草案を固めるに当たって配慮した基本的理念に関して重要な報告を行い、続いて、末弘が1条から30条までの各規定に関し詳細な逐条説明を行った（簿冊②263頁以下、本書82頁以下）。

11月19日開催の第4回総会の冒頭に、会長は小委員会の委員5名を指名し、会長に末弘を

指名した。小委員会は、「(総会での) 修正意見ガ出席者ノ四分ノ一ヲ超エマス場合ニハ…小委員会ニ於テ採否ノ御審議ヲ願フ」との会長の方針を受けて、総会で出される修正意見を検討し、採否を審議する任務を付託された(簿冊②335~336頁、本書100頁)。その第4回総会で第2次草案(条文史料篇4頁以下)が逐条審議され、同総会後の小委員会の審議を経て、11月21日開催の第5回総会に第3次草案(条文史料篇8頁以下)が提出された。

会長は、第4回総会において、次回の総会を労務法制審議委員会の最後の総会とする旨述べて委員の了解を求めており、最終回の第5回総会で出された修正意見は、同総会後に開かれた小委員会の場で採否が審議された。その審議は、答申を決定するものであり、会長は「小委員会ノ決議ハ三対ニデ決シタイ」と指示し、審議委員会の委員には「(総会で) 修正意見ヲ御出シナリマシタ方ハ必ズ御出席願ヒタイ、サウシテ十分ノ御意見ヲ御述べ願ヒタイ。」と要請をしている(以上の点に関し、簿冊②335~339頁、本書99~100頁)。このようにして11月24日、小委員会は労務法制審議委員会として政府に提出する昭和20年労働組合法案の答申を決定した。

この答申案(条文史料篇13頁以下)にもとづき、政府内部で検討を行った上で、若干の修正を含む最終的な法案が作成された。労働組合法案は、昭和20年12月8日第89回臨時帝国議会議に提出され、同年12月18日貴族院本会議で可決成立し、同月22日法律第51号として公布され、同年3月1日に施行された(解題篇26頁参照。なお、条文史料篇18頁の「国会提出法案」という言葉は、「帝国議会議提出法案」を誤記したものであり、ここで訂正しておきたい)。

三 本書の前半Ⅰ(法案起草関係史料)には、上に述べた労務法制審議委員会の総会審議の記録の一切を収録した。各回の記録には、冒頭に「會議録」、「速記録」、「審議録」などと記載されているが、委員らの発言をほぼそのまま記録していることに変わりない。この史料との関係で、読者の便宜を考え、先に述べた条文史料篇に収録した労務法制審議委員会の答申法案を本書にも再録することにした(本書187頁以下)。

昭和20年12月18日労働組合法が第89回臨時帝国議会議で可決成立した後の同月27日、労務法制審議委員会の第6回総会が開催されている。そこでは、政府から、可決成立した昭和20年労働組合法1条、4条、12条および33条の4カ条について労務法制審議委員会の答申との違いが簡単に説明された。次いで、法律の施行に必要な事項に関し説明が行われ、中央、地方地区および特別臨時に設置する労働委員会の委員の選任、事務局体制と運営、争議調整(仲裁、調停)のあり方などを巡って委員の間で活発なやりとりがあった。併せて、労働争議調停法(大正15年4月9日法律57号)の改正問題について、常設の労働委員会を権威ある争議調整の委員会とすること、公益的事業の争議行為を制限できるようにすることなど5つの基本方針が政府(労政局長)から提示され、意見が交換された。また、改正のために小委員会を置くことにして法案起草のために5名の委員が選任されている。さらに、労務法制審議委員会の答申案の附帯決議の一に関連して、労働に関する事柄を憲法の中に謳って貰うためとして委員のなかから3名の起草準備委員が選任された。本書にはこれらの議事速記録も収録している。

本書の後半Ⅱ(法案審議関係史料)は、帝国議会議における法案審議に関係する史料である。労務法制審議委員会から法案の答申を受けた政府(厚生省労政局)は、上に述べたように、答申にいくつかの修正を施した上で政府提出法案を作成し、昭和20年12月8日第89回帝国議

会に提出した。本書に収録した史料は、その際に政府部内で、議会の審議に備えて作成した「労働組合法質疑応答書」および「第八十九回帝国議会想定質疑 追加(二)(経済課関係)」と表題された記録である。前者は、「総括質問」と「逐條質問」に区別して構成され、後者は、それとは別個に「労働組合法案ニ關スル事項」の見出しの下に作成されている。両史料は「第八十九回臨時帝国議会大臣答辯資料(罰則関係ヲ含ム) 労政局」という表紙をつけて綴じ込まれており、上記のとおり、昭和20年労働組合法の帝国議会における審議に備えて政府が作成したものと理解して差し支えないであろう。周知のように、帝国議会は政府の提出法案を無修正で可決成立している。そのため、本史料は昭和20年労働組合法の各条に定められたもとの趣旨を探る上で極めて貴重であり、本書によってはじめて世に出るものである。

四 昭和20年労働組合法案の起草関係史料および審議関係史料について、さらに此処に指摘しておきたいことがいくつかある。

ア 起草関係史料について 前言した労務法制審議委員会の第1回総会から第5回総会までの会議録は、同委員会で審議された第1次、第2次、第3次草案および答申法案とともに、労働省編『資料労働運動史・昭和20-21年』(労務行政研究所、昭和26年)に、「委員会の審議経過は次の如くである。」としてかなり詳細に収録されていることはすでに大方の研究者の知るところであろう(690~771頁)。そのことを知りつつ、本書に収録した理由はほかでもない。資料労働運動史は、総会での委員らの発言の一部または全部を〔中略〕、〔以下、略〕などの表記を省いて割愛しており、その分量ははなはだ多い。資料労働運動史で割愛された委員らの発言のなかには、私たちの眼から見て重要であり、労働法制の歴史的文脈を理解する上でもそのまま収録することが望ましいと思われる部分が少なくない。その例をほんの少しだけ挙げてみれば、次のようである。

労務法制審議委員会の下に「整理委員会」を作って原案を作成し、原案をめぐる総会の審議を「小委員会」で整理するという基本的運営体制に関する会長提案、また海上労働者と船主団体との労働争議の調整の実情を詳しく述べた事業主側委員の発言など(第1回総会)。政府委員の行った2つの調査報告(その1は「戦争終結ニ伴フ離職者ニ關スル推定表」、その2は戦争期の中央・地方・事業所単位の産業報國會の組織・活動および資金に関する報告)、戦前の労働組合の低組織率に関する数人の委員の意見交換、戦時下の炭坑で働いた「支那人、朝鮮人」労働者の現下の動向、加えて労働組合法の骨格をはじめ体系的に記した「労働組合立法に関する意見書」(いわゆる末弘意見書、本書73頁以下)においてこの法律のなかに規定を置くこととされた「協調組合」の問題をめぐる、「事務當局としては現在……単位産報的なもので実際巧くやって居るものがあるのではないか、それまで潰して皆組合員にしてしまわなければいけないと云ふことだと、場合に依ると本末転倒して、立法が躓きはせぬかと云ふ御議論があった」(末弘委員発言)といった当時の厚生省内部の空気など(第2回総会)。

第3回~第5回総会は先に述べたように草案の逐條審議に当てられた。そこでは、現行の昭和24年労働組合法のあれこれの規定の理解に繋がる重要な発言がなされたが、非常に多数箇所割愛されている。この場には、労働組合の基金を政治的に利用することをめぐり労使委員の応酬があったこと(第4回総会)、答申法案10条(組合員であることを理由とする不利益取扱いの禁止等)違反に対し罰則を設ける意義についての末弘委員の見解、刑事・民事の免責の法的理解に関する同委員の見解(いずれも第5回総会)などの例があることを示す

にとどめておく。詳細は、本書に収録した史料によって昭和20年労働組合法の立法経緯を改めて学び、現行法規定の理解が深められることが期待される（労務法制審議委員会の記録の一部は、労働省編『労働行政史・戦後の労働行政』（労働法令協会、昭和44年）193～218頁にも収録されている。また、労務法制審議委員会の会長として尽力された大蔵公望氏、整理委員会の委員を務めた鮎沢巖氏および桂皋氏らが参加して行われた討論の記録（日本労働協会編『戦後の労働立法と労働運動・上』（日本労働協会、1960年）1～47頁）にも、特に、大蔵会長の末弘に対する深い信頼感情、それに三者構成の労働委員会制度の創設をめぐって興味深い発言があることを記しておきたい）。

イ 審議関係史料について 私たちは、先に労働基準法立法史料研究を行う過程で厚生省労政局労働保護課が第92回帝国議会の審議に備えて逐条的に作成した「労働基準法案解説及び質疑応答」を入手し、これを収録し、検証することができた（『日本立法資料全集53・労働基準法〔昭和22年〕（3）上』（信山社、1997年）123～222頁、その解題は3～32頁〔土田道夫執筆〕）。労働基準法については、法案の審議、起草に心血を注いだ関係者の貴重な諸著作が存在していることは周知のところであるが、それらとともに上記史料は、労働基準法の施行に当たって廃止された工場法、工業労働者最低年齢法、労働者災害扶助法、商店法その他戦争期の保護法規との関係などを含めて、立法に直接関与した人々の考えを探る上で極めて重要なものであり、その史料に接することができた経験は私たちにとって格別のものであった。

昭和20年労働組合法案の審議関係史料についても同様のことが言える。帝国議会への提出は昭和20年12月8日であり、労働基準法が帝国議会に提出された時期（昭和22年3月4日）より1年数ヶ月以前のことである。私たちは、労働組合法案が帝国議会に提出された際にも、労働基準法案の場合と同様に、帝国議会両院の特別委員会および本会議の審議に備えて法案の逐条解説なり想定質疑が作成されているのではないかと考えていたが、昭和20年労働組合法の立法史料簿冊①～⑦のなかには見出すことはできなかつた。

私たちは、昭和20年および昭和24年労働組合法の起草過程に関する史料を収集整理する段階で、特に後者（昭和24年労働組合法）の立法史料を綴じた簿冊⑦のなかに収められていないものがあることを先行研究（遠藤公嗣『日本占領と労資関係政策の成立』（東京大学出版会、1989年）から学んだ。それらを、国立国会図書館所蔵の「佐藤達夫文書」、東京大学社会科学研究所所蔵の「『旧労働三法』立法関係資料等—松岡三郎教授資料」（以下、「松岡三郎教授資料」という）および国立国会図書館所蔵の“Trade Union Law（I）-（III）”に収録されている文書のなかから補充した。このことは既刊の解題篇で詳細に述べているとおりである（91～92頁〔竹内（奥野）寿執筆〕参照）。「松岡三郎教授資料」からは簿冊⑦に存在しない「第2次案」を収集できた。

加えて、遠藤公嗣氏は同書において、前者（昭和20年労働組合法）の立法史料に関しても、「松岡三郎教授資料」のなかに、労務法制審議委員会の答申後、政府が閣議了解した労働組合法案に基づいて作成した「労働組合法質疑応答書〔第89議会〕」が収録されていることを指摘している（同書23頁の「表I-1 1945年労働組合法の立法過程」の「（注）」）。私たちも、そのことは認識していたが、同史料の内容について同書ではなにも述べられておらず、他の作業に時間をとられたこともあって、この史料の存在および内容を確認することは後回しになっていた。昨年5月に条文史料篇と解題編の刊行が終わり、作業が一段落したところで、

改めて、同応答書の存在を確認でき、入手することができれば、帝国議会への提出に当たって政府が労務法制審議委員会の答申案規定のあれこれを修正した理由や意味を知る手がかりを得ることができるかも知れない、と考えた。

こうして、中窪裕也教授が東京大学社会科学研究所を訪問し、「松岡三郎教授資料」から同文書を入手したのであるが、想像以上に大部で重要な内容を含むものであった。この史料の内容に関しては、私たちが研究会としては未検討の状態にあるため言及することは差し控えたいが、1点だけ、特に注目に値する点を指摘しておきたい。それは、本史料前半「労働組合法質疑応答書」の目次を見ると、第11条関係の41問にあった「本条ノ違反ニ対シテ何故罰則ヲ設ケズヤ。」との質問が、削除されていることである（本文も削除され、40問から42問にとんでいる）。そして、本史料後半の「第89回帝国議会想定質疑 追加（二）（経済課関係）」の第11条及第33条関係の箇所では、「第33条ヲ設ケタル理由如何、特ニ其ノ刑ノ重キ理由如何。」という質問が加わっている。これらは、不利益取扱い・黄犬契約の禁止について、答申案には入っていた罰則を当初の政府案で削除したところ、GHQ労働課から訂正指示を受けたため、これを復活させた（遠藤・前掲書52～57頁）という過程を、生々しく語るものである。本史料は、他にも豊かな内容を含んでおり、その意義は、帝国議会での審議内容と対応させるという興味深い作業の後に明らかにされるべきものであろう。なお、本史料前半の「労働組合法質疑応答書」は、労務法制審議委員会の答申直後に早速起案されたものと思われ、記載内容に多少の乱れが見られる。この点は政府案である労働組合法案に即して修正し、その旨を条文ごとに〔編注〕として記してある。

私たちは、明年度に、本書に続いて現行の昭和24年労働組合法に関し『労働組合法立法史料研究Ⅳ』を刊行し、本書の構成と同様の構成の下に労働組合法案の起草および審議に係る史料を収録することを予定していることを付言しておきたい。

五 既刊の条文史料篇、解題篇に引き続いて、本書の刊行に対しても、独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長菅野和夫氏および同機構理事野村孝太郎氏（2015年9月30日退任）には、日本の労使関係法の理解に資する意味深い研究であるとして積極的に理解を示していただき、厚いご支援を賜った。両氏の支えなしには本書は世に出ることがなかったであろう。此処に記して心より感謝を申し上げたい。また、本書の刊行に当たって史料との突き合わせなど困難な作業を細心の注意をもって確実に進めて下さった同機構の荻野登氏および吉田和央氏のお二人にも心より感謝を申し上げたい。

2016年1月

労働関係法令立法史料研究会
（文責 渡 辺 章）

執筆者

労働関係法令立法史料研究会 一同（五十音順）

竹内（奥野）寿（早稲田大学法学学術院教授）

土田道夫（同志社大学法学部・法学研究科教授）

富永晃一（上智大学法学部准教授）

中窪裕也（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）

野川 忍（明治大学法科大学院法務研究科教授）

野田 進（九州大学大学院法学研究院教授）

和田 肇（名古屋大学大学院法学研究科教授）

渡辺 章（筑波大学名誉教授）

（所属は2016年1月現在）

目 次

I	昭和 20 年労働組合法案起草関係史料	1
1.	第 1 回労務法制審議委員會議事録（昭和 20 年 10 月 27 日）	(1)
2.	第 2 回労務法制審議委員會議事速記録（昭和 20 年 10 月 31 日）	(24)
	（参考）労働組合法案に関する意見書	(73)
3.	第 3 回労務法制審議委員會議事録（昭和 20 年 11 月 15 日）	(76)
4.	第 4 回労務法制審議委員會議事録（昭和 20 年 11 月 19 日）	(98)
5.	第 5 回労務法制審議委員會議事速記録（昭和 20 年 11 月 21 日）	(154)
	（参考）答申案（昭和 20 年 11 月 24 日）	(187)
6.	第 6 回労務法制審議委員會議事速記録（昭和 20 年 12 月 27 日）	(192)
II	昭和 20 年労働組合法案審議関係史料	217
1.	労働組合法質疑応答書	(217)
2.	第 89 回帝國議會想定質疑 追加（二）（經濟課關係）	(236)
	（参考）労働組合法正文（昭和 20 年 12 月 22 日法律第 51 号）	(241)

凡 例

1. 本史料集に収録した史料の出所は、各史料の見出しの後に注記した。各史料の詳細は、既刊の『労働組合法立法史料研究（解題篇）』（2014年5月30日刊）を参照されたい。
2. 収録した史料の原本は、Ⅰ（起草関係史料）およびⅡ（審議関係史料）とも片かな表記である。本書が横書き刊行物であることを考慮し、読み易いように、法案及び片かな語（例えば、外国名）以外は、平がな表記で復元した。また、史料の原本は手書き（ガリ版刷り）であり、複数人で筆記されていることもあり、表記の様式は統一されておらず漢字は新・旧字体が入り混じっている。本書は、史料研究のシリーズの1冊であるため、史料の表記に手を加えることを控え、そのままのかたちで収録している。
3. 本書の前半Ⅰの労務法制審議委員会の議事速記録には、かなりの数の脱字が見られる。また、注記が必要と思われる箇所も少なくない。これらの箇所で、編者において判断できるものについては、〔 〕でくくって若干の補正をした。判断が困難な箇所は、□で示した。その他については、明らかな誤記以外は、原典通りとした。また、第1回～第6回の議事速記録の表題および開催日・時刻、場所等の表記の仕方もまちまちである。これらもそのままのかたちをとどめて収録してある。
4. 書き込み等については、「編注」として注記した。
5. 第2回労務法制審議委員会に提出された「労働組合法に関する意見書」（いわゆる末弘意見書、本書73頁以下）については、労働省編の『資料労働運動史・昭和20-21年』（労務行政研究所、昭和26年）および『労働行政史・戦後の労働行政』（財団法人労働法令協会、昭和44年）を底本とせざるを得なかった。その際、誤植と思われる部分を補正した。

労務法制審議委員会の委員はつぎのとおりである。

学識経験者委員（以下、学経委員ともいう）7名＝末弘巖太郎（東大教授）、大河内一男（東大教授）、山中篤太郎（産大教授）、藤林敬三（慶大教授）、深川正夫（三井鉱山労務部長）、桂 皋（カシ）（化学工業統制会理事）、鮎沢巖（日本外政協会理事、元国際労働事務局東京支社）。

事業主側委員（以下、使側委員ともいう）6名＝井坂孝（日本経済連盟）、岡崎忠雄（神戸銀行頭取）、安川大五郎（電気機械統制会長）、三村起一（住友鉱業社長）、篠原三千郎（東京急行常務取締役）、関桂三（繊維統制会長）。

労働者側委員（以下、労側委員ともいう）5名＝西尾末広（日本社会党、衆議院議員）、松岡駒吉（日本社会党、元総同盟会長）、水谷長三郎（日本社会党）、小泉秀吉（海員組合長）、三輪荘吉（元産業報国会理事）。

貴衆両院議員（以下、議院委員ともいう）6名＝大蔵公望（貴族院議員）、大野緑一郎（貴族院議員、元社会局長）、後藤一蔵（貴族院議員）、松村義一（貴族院議員）、星島三郎（衆議院議員）、内ヶ崎作三郎（衆議院議員）。

後に、官庁側から厚生省政務次官、参与官、厚生勤労局長が補充され、事業主側から1名（竹中藤右衛門・日本建設工業統制組合長）が追加された。

I 昭和20年労働組合法案起草関係史料

1. 第1回労務法制審議委員會議事録（昭和20年10月27日）

史料出所：労働組合法立法史料簿冊②

第一回労務法制審議委員會議事録

昭和二十年十月二十七日

於傳研會議室

第一回労務法制審議委員會議事録

一、昭和二十年十月二十七日

一、於傳染病研究所

午後一時四十分開會

○芦田厚生大臣 御挨拶を申し上げます。今回厚生省で労務法制審議委員會を組織することになり、皆様に委員を御願ひ致しました所、極めて御多用中にも拘らず、殊に御通知申上げる時間も短い時間でございまして、御無理なことが多かつたと思ふのでありますが、御繰合せの上、斯様に御出席を願ひまして洵に有難く存ずる次第であります。

御承知の通り終戦に伴つて我が國の勤労事情も之を繞る諸般の條件と共に、一大改編を遂げたのであります。随つて之に対応する行政施策に付きましても、之に適應するだけの必要な刷新が加へられなければならぬことは申すまでもないことであります。此の将来新時代に對處して労務行政全般に亘つて先づ何よりも平和日本の再建を根本目標として眞に民主的な産業平和を基礎とする労資組織なり、又從業者に就きましても、就業の適正化、生活安定、就中勤労意欲の増進等の問題があります。是等の條件が相揃つて初めて産業平和が招来され得るものと考へて居る次第であります。最近終戦から此の方勤労行政に付きましては一應の臨時的措置を執り、工場法其の他労務法制等の問題を之を平常化する措置を既に執つて参つたのであります。併しながら既に終戦後二箇月も経たのでありますから、此際は之を根本的に検討をして、速かに刷新の具体方策を立てなければならぬことも御承知の通りであります。併し是等の仕事は其の性質上特に民間の知識經驗の豊かな方々の御意見を十分に参酌の上でなさるべきものであることは申すまでもないのであります。斯様な趣意に依りまして此の委員會は労務法制に付て、或は新法制の制定、或は既存法制の改廢等に當つて御審議を願ふ爲に設けられたものでありますけれども、述べることを御許しを得るならば此處で御審議するのは労働組合に関する法制を中心として進められんことを御願ひ致したいのであります〔。〕其〔の〕理由は将来〔の〕労働組合〔の〕結成は恐らく急速に且つ廣い範囲になされる必須〔の〕情勢にあると考へる〔の〕であります〔。〕此〔の〕労働組合〔の〕健全な育成を図ることは先程述べました産業平和の樹立を基礎とする労務問題の解決〔の〕上に頗る重要な意味のあることは申すまでもないと考へるからであります〔。〕労働組合に関する法制と申

しました〔の〕は〔、〕單に労働組合其のも〔の〕に問題を限ると云ふ趣意ではないのであります。之に依りまして關聯する問題、所謂工場委員制〔の〕問題、或は又其の他適當なる公権的〔な〕機關〔、〕例へば賃銀委員会制であるとか〔、〕組合の団体交渉に伴ふ労働契約の問題等を含む趣意であります〔。〕其〔の〕辺は御含みの上で弾力性ある御審議を御進め願ふやうに希望致す次第であります

又此の委員會〔の〕問題に付きましては既に閣議〔の〕諒解を得て居りますけれども〔、〕色々煩雜な手續を省略して進めることが出来るやうに官制は作つて居りませぬ。随つて皆様に対する委員委嘱の手續等は極めて便宜の措置に據つたものであることを改めて御諒解を得て戴きたいと存じます。委員會設置〔の〕要旨は斯様な次第であります〔、〕併し實質に於きましては我が國各界〔の〕代表的学識經驗のある方を網羅致したのでありまして〔、〕極めて強力且つ權威あるも〔の〕であることを確信致します〔。〕其の方々が今日斯様に御揃ひ下さつたことは私共と致しまして寧ろ誇りを感じて居る所であります。後程次官から問題になつて居ります点に於て若干申上げることによりますが〔、〕此〔の〕委員會に対して政府方面から特に諮問案とか〔、〕原案とか云ふやうなも〔の〕を出すやうな考へは持つて居ないのであります。それは皆様に於かれまして適切なる法制を御作りになる爲に却つて皆様の御自身の案を御提出なると云ふことで十分審議を盡されることが適當であると考へた次第であります

此の委員會の會長には特に皆様既に御存じの大藏男爵を御願ひ致しました□□中々御忙しい御身体で甚だ無理を申上げたと思ひますが、私個人と致しましても時々仕事を仰せ仕つた經驗を持つて居りますから、別に報復と云ふ意味ではありませぬが〔、〕必ずや男爵が御承諾下されるものと初めから信じて居りました。殊に會長としては随分御迷惑な時間まで割いて戴かなければならないと思ひますが、どうか皆様に於ても大藏男爵に対して腹藏なく御交誼下さることを御願ひ致します。

以上簡單に此の委員會設置の趣意を申上げて御挨拶に代へる次第であります。どうぞ宜しく御願ひ致します。是で私の挨拶も一應終りましたから、大藏男爵司会の下に然るべく御進行下さるやうに御願ひ致します。

- 大藏會長 會長としまして一言御挨拶申上げます。委員の顔觸れを拜見致しますると、關係官吏竝に学識經驗者、斯う書いてあるのでありますが、私はそのどちらにも當りません。勿論官吏でもありませぬし、勞務法制に関する經驗者でもありませぬ。全くの言はず素人であります。何故私が此の委員會の委員に選ばれたか自分自身で分らない。況や會長を勤めると云ふことは固より思ひも寄らぬことであります。突然に芦田さんからお前會長になれ、委員になれと云ふ御話がありました。勝手に分らず全くの無学識、無經驗者であると云ふことを申上げ、私のやうな者が参加するのは面白くないと云ふことを申上げて、実は再三御辞退申上げたのでありますが、只今も大臣から御話がありましたやうに、色々御無理を申上げたこともありますし、已むを得ず一應御引受致したのであります。併しながら私には此の委員會の運営を最も巧みに致して参るやうな自信はございませぬ。唯偏に皆様方の御協力なり、御勉強に依りまして、此の委員會が立派な答申案を出すやうに致したいと云ふ念願を持つて居りますし、同時に言はば世話人と致しまして此の委員會が纏まるやうな努力をすると云ふ考へは持つて居ります。左様な気持ちに於きまして此の會長を勤める次第であります。一に皆様の御協力如何に依りまし

て此の委員会が成功するかどうか懸つて居るのでありまして、どうか何分宜しく御願ひ致します。而して私の足りない所をどうか皆様方が御力添下さることを切に御願ひ致す次第であります。之を以て私の挨拶を終わります。

先づ亀山次官より説明を聴取致します。

- 亀山厚生次官 会長の御指名に依りまして私より大体御説明を申し上げたいと思ひます。労働組合に関する法制を繞る従来の経緯及び其の他問題となりました主な事項につきましては、大方のよく御承知のことと思ひますが、此の際掻摘みましてほんの御参考までに申し上げたいと思ひます。

我が國に於ける労働組合運動は遠く明治に遡るのでありますが、労働組合法案の制定が政府並に議會を中心として問題になりましたのは、大正八、九年頃からのことでもあります。即ち先づ大正九年に當時の農商務省案及び内務省案が発表せられたのであります。次いで大正十年から十三年までの間各々議會に國民黨、憲政会或は革新俱樂部等より之に関しする建議案乃至法案が提出せられたのであります。更に大正十四年には社会局案が発表せられたのでありますが、其の際には之を繞りまして、活潑なる論議が闘はされたのであります。翌大正十五年の議會には此の社会局案を相当修正致したものが政府案として初めて議會に提案せられたのであります。翌昭和二年の議會には又此の十五年の法案に付きまして更に若干の修正を加へたものが提案せられたのであります。併しながら以上議會に提案致しました諸法案は何れも衆議院に於きまして審議未了と相成つたのであります。昭和四年及び五年の議會に於きましては、それと無産党から法案の提出があつたのでありましたが、さしたる問題等もなく、進んで参つて居ります。此の間政府は社会政策審議會を設置し、其の答申に基きます所謂社会局案が昭和四年末発表され、茲に同法案を繞ります事業主側、労務者側及び学識者、實際者からの意見或は相次ぐ新聞社説等の掲載など賛否の論争が華々しく展開せられ、各論点は餘す所なく盡されたかの感を呈したことは今尚ほ関係者に鮮かに記憶されて居るであらうと存じます。本法案は若干修正され、昭和六年の第五十九議會に提案せられたのでありますが、衆議院に於きましては可決せられたのでありますけれども、貴族院に於きましては審議未了と相成つたのであります。爾後の議會に於きましては数回無産党側より問題が提出せられたのでありますが、大勢は満洲事變を契機と致しまして急激に此の問題に對する関心が冷却し、支那事變、大東亜戦争に至りましては、全く世間より忘れられた状態を呈したと申しても過言でないと思ひます。而して今般の終戦に伴ひます新事態に対処しまして、問題は再び新たなる脚光を浴びることと相成つた訳であります。

以上過去に於きます労働組合法案の経緯を申し上げた次第であります。今回の法制化の研究に當りましては、固より必ずしも従来の経緯に囚はれることなく、現下の諸状況及び我が國の実情に處し、且つ我が國の社會經濟の将来を洞察して検討をするの要があると考へるのであります。唯御審議の参考までに過去に於きまして問題となりました事項中主なるものと認められますものを見ますれば概ね次の如くであります。

第一は労働組合法制定の可否そのものに付てであります。此の点につきましては労働組合の結成は必須の状況にあり、之を中正穩健に導く爲には適當なる法を制定する必要ありと云ふ意見に對しまして、或ひは労働者の團結は憲法上自由にして且つ之を阻止する法制なしとし或ひは法の制定は組合の結成を助長し、而して此のことは労資の対立を

激化して産業平和を破壊するものと云ふ論議よりする反対があつたやうであります、現在に於きましては労働組合法制定の必要性は先程大臣閣下よりも御話のありましたやうに、殆んど問題はないやうに見受けられるのであります。寧ろ此の点に付て問題とされるのは法制定の理念であり、本委員会の御審議も此の点に付て答申されるものと御期待をして居る訳であります。

第二は労働組合に関しましての規定事項であります。之に付きましては問題は極めて多岐に亘りまして、其の主なるものを取上げて見ましても、一つは労働組合の目的を如何に規定するやの問題、二は組合員の資格の問題、三は組合の組織構成の問題、四は設立手続の問題、五は法人格の問題、六は組合勧誘や脱退に関する自由保障の問題、七は争議に関しする組合の立場の問題、八は國家監督の問題などがあるやうに存じて居ります。

第三は組合の組織活動等に密接なる関聯を有する諸問題に付てであります〔、〕其〔の〕一つは大臣よりの御話〔の〕如く労働協約に関する問題であります〔。〕之に付きましては労働協約は未だ全般的に普及して居りませぬ〔の〕で、之に関する規定は今之を特に設くるの要なしとする意見〔、〕又立法技術上〔の〕立場から労働協約に関しする規定は〔、〕組合法とは別箇に出すべしとの意見があります〔。〕之に対し組合と協約との密接なる関係より致しまして、何等かの規定〔、〕例へば組合の協約締結の能力〔、〕協約の効力等に関するものは是非とも之を設くべしとの意見があるやうな次第であります〔。〕其の二は労働組合が結成せられざる工場〔、〕事業場の従業者に付ての問題であります〔。〕是等は先程大臣よりも一寸觸れられましたやうに〔、〕或は工場委員會制〔、〕或は賃金委員會Trade Boardsの制度が問題とせられて居るやうであります。又此の問題に関聯致しまして〔、〕事業主、従業者〔の〕一体的団体〔の〕協調組合とでも申しませうか、此〔の〕やうなものに付ても相当〔の〕規定を設くべしとの議論もあるやうであります。以上甚だ簡單であります〔、〕立法を繞りまする主要〔な〕問題を申上げたのであります。勿論只今申上げました問題には既に過去に属し〔、〕現在では全く問題にするに足らぬも〔の〕もありませうし、重要問題で漏れたものもありませうが〔、〕其の点は宜しく御願ひ致しまして、御審議に當りまして何か〔の〕御参考になれば甚だ幸ひと存ずる次第であります

今一つ付加へて申し上げたいと思ひますのは〔、〕此の委員会が本日開かれますることが新聞に出ますと〔、〕マツカーサー司令部より午前中私への出頭を求めて参りまして、其の係より〔の〕希望は此の委員会が開かれると云ふことは洵に結構である〔、〕所で近頃地方に相當頻発して居る労働争議調停に関する問題をも尚ほ十分に論議せられ〔、〕又それに関する諸種の適當なる處置に付ての意見の発表があれば〔、〕之を纏めらるゝやう希望したい。斯う云ふやうな聯合軍からの希望もありまして〔、〕之を是非本委員会に於て御傳へ申上げて呉れと云ふので〔、〕附加へて申し上げます

○大藏會長 本委員会の運営方法に関しまして御相談を申し上げたいと思ひますが、其の前に一、二私からの御報告竝に御相談を申し上げたいと思ひます。御報告を申し上げることは先般私が会長を御引受した後大臣に三点に付て私の意見を申し上げたのであります。第一は此の委員会は決定委員会なのか、諮問委員会なのか、私も諮問委員会であるとは思ひましたが、之をはつきりする必要がありますので、伺ひました所が、左様だ、是は諮問

委員会であると云ふ御返事がありました。第二は先程大臣から御話がありましたので、必要ないと思ひますが、一体政府が委員会を御作りになると云ふのに私は上、中、下の三策があるやうに思ふ。私も従来十数の委員会に関係して居りましたが、甚だ不満足であります。そこで例へば今回のやうな委員会では労務行政に関する最高の権威者を委員長に御指名になつて其の委員長に一切を任して委員も委員長の手許に於て詮衡される。左様に審議されることが常套だと思ふ。私は対策としましては委員長が出来ましたならば答申を全部委員会に任せる。政府が原案を示さずして全く委員会自身の運営に依つて原案を作る。只今大臣から左様にすると云ふ御話がありましたので、私は先づ是が中策だと思ひます。而して政府のやりました委員会の殆んど全部は下策であります。政府が原案を持つて居て、委員会が出来ますと、さあ、此の案でどうだ。或は幹事案と称して出す場合もありますが、兎に角それを出して委員会が賛成したやうな恰好にする。世間体には委員会が決定したと言ひますが、実は政府で作る。今までは十中八、九さう云ふ委員会であります。私はさう云ふ委員会では意味をなさないと思ひました所が、只今申したやうに總て原案の作成を委員会に任せるんだと云ふ御返事があつたことを御報告申し上げます。第三には決定する委員会でありますならば、此の委員会に於てとことんまで論じ、はつきりした案を作らなければならないのであります。諮問委員会となると、必ずしもさうまで致しませぬでも意見が分れた時には多数委員と少数〔ママ、少数〕委員の意見は政府に其の決定を任せると云ふことになつて然るべきだと思ひますので、左様に心得えて宜しいか。左様の場合に於てそれを御決定になる御決心があるのかと伺ひました所、それは政府の方で勿論決定すると云ふ返事がありました。是等は言ふまでもないことではあります。一應此の委員会の運営に関しまして政府に、三点に付て伺ひました所が左様な御言明があつたのであります。そのことを皆様へ御傳へ致します。

それから更に二、三申上げて置きたいと思ひますのは、何か皆様方の間に資料の配布の御希望がありますならば本日なり、適當の機会に御申出願ひたいと思ひます。政府の方に於ても出来るだけ集めるからと云ふ意向であります。

それから会の経過を新聞に発表しなければならぬことになると思ひますが、従来は官吏の方で適當に発表し、後のものは一切知らしては困ると云ふのが前例であつたと思ひますが、今日は各自発表は自由だと思ひます。唯委員会での各自の発言を自由にする爲には終つた後の質問は差支へないと思ひますが、途中で批判的の言葉は避けたいと思ひます。一應新聞の発表は幹事の手許に於てやつて戴き、銘々の御発表は自由、斯う云ふやうに致したら如何かと思ひます。皆様方の御考へに依りまして決めたいと思ひます。如何でせうか。

- 星島委員 成べく会長の手許に於て御発表願ひたいと思ひます。
- 大藏会長 さう云うやうに致しませう。それから小委員を作る時分に御相談申上げて宜いと思ひますが、小委員会でも出来ました時分に委員の御希望に依つては専門家の意見を聴取して呉れと云ふやうな、中々重大問題であるだけにさう云ふ御話が出やしないかと思ひますが、如何に取扱ひませうか。今から御相談申上げるのは少し早過ぎるかと思ひますが、今後の運営の爲に伺つて置けば仕合せだと思ひます。萬事委員だけで引受けてやらうと云ふ御考へでありませうか。一應御話申上げる次第であります。

- 大野委員 其の前に御伺ひ致したいのでありますが、法案は議会には何時頃御出しになる御考へですか。
- 芦田厚生大臣 是は少し無理な注文と思ひますけれども、出来るだけ早く審議をして戴いて出来れば最近の議会に出したいと思つて居ります。併し提案する前に一應閣議の諒承を得なければならぬ問題ですから、果してさう云ふ風に取り扱へるかどうかが御約束致し兼ねますが、厚生省としては出来るだけ早い機会に立法化致したいと考へて居ります。
- 岡崎委員 さうすると審議の都合で多くの人の意見を聴くことが出来ないから、そこは会長の御採量で適当にしては如何でせうか。
- 大藏会長 それでは実際問題が起つた場合に御相談もし、採決もしませう。
- 次に運営の方法であります、皆様有力なる学識経験家でいらつしやるので、各々の御意見を綜合して立案すべきは当然でありますので、どうか全員に御発言を願ひたい。御発言が終りましてから委員の意見を纏める整理委員会を作り、原案の作成を願ひたいと思ひます。其の整理委員会の意見が纏りましたならば、それを原案として總會に掛けてまして、そこで皆様方の十分活潑なる御論議に依つて御討議を願ひます、併し意見の相違があり、或は対立があると云ふことは当然でありますから、さう云ふことがありました時には、之を小委員会に掛けて十分御相談を願ひたい。場合に依りましては小委員会一つ以上、二つ、三つになることがあるかも知れませぬが、小委員会に於て十分に御論議願つて尚ほ決しない時には之を總會に御報告願ひ、總會に於てどうしても決しないと云ふ時には、先程も申しましたやうに、多数意見、小数〔ママ、少数〕意見と云ふことにして申送り出す。斯様に致しまして此の委員会を進めて参りますならば、答申案の出来ないことはない。必ずや立派な答申案が出て来ると存するのであります。斯様な方法で運営を致して参つた方が宜いのではないかと云ふ氣も致しますが、皆様の御意見に依つて如何様にも致します。
- 岡崎委員 私は神戸から参つた者であります、在京委員と違ひまして、兎角出席に支障があることがあります、自分に課せられました問題は前以て承知することが出来れば書面で宜しいやうに願ひませぬか。此の席で申し上げないといけませぬか。
- 大藏会長 実は後で其の点に付て御相談申し上げたいと思ひましたが、それは大臣に伺いますと、成べくならば来年の議会に成立を得たいと云ふ御希望のやうであります。さう致しますと、相当早いので極く大雑把に私自身としては来月一ぱいに差上げるにはどうしたら宜からうかと考へて居ります。出来ますれば今月一ぱい、来月上旬に決定したい。さうしてその後の整理を次の十日間の間に整理委員会で御整理願ひ、次の十日間で小委員会に於て意見の違ひのある点に付て御論議を願ひ、最後の十日間に於て答申を作成して戴く。さうして總會に於て又御論議を願ふと云ふことにしますと、大体来月一ぱいに済むのではないかと考へて居ります。随つて先程も閣委員からどうしても帰らなければならないから書面で出すと言はれたので已むを得ないと考へますが、地方に御在住の方でどうも今月一ぱい、若くは来月初めに出席出来ない方がありましたならば、後で御相談申上げて第二回の会合を成べく近く開きまして、又地方の方に先に御話願ふと云ふことに致したらどうかと考へて居ります。兎に角皆様から御意見を出して戴きたいと思つて居ります。又今岡崎君の御質問に應じて申上げたのでありますが、大体左様な運営の方法竝に日取で進向する豫定に致したら如何でせうか。さもないととても急ぐ

ので追付かぬと思ひます。

- 内ヶ崎委員 さう云うやうにしたら宜いでせう。
- 大藏会長 別段に御発言がなければ左様な方針で進めて行きまして、故障が起りましたならば皆さんと御相談して適当に進めて参りたいと思ひます。運営の方法が左様に決まりましたならば今日からでも御発言を願つて十分の御論議を願ひたいと思ひます。殊に今御話があつたやうな遠方の方から御差支へなくば御話願ひたいと思ひますが、如何でせうか。
- 岡崎委員 一向に準備致して参りませぬものですから。どうぞ先輩の方から御話下さい。
- 星島委員 先程厚生次官から御報告があつたやうに昭和六年の五十九議会の時の原案を大分時代も變つて来て居りますが、それを中心にして考へる方が早道ではないかと思ひますが〔、〕どうでせうか。私は会に一つ〔、〕中心があつた方が宜いと思ひます。それに或る程度の修正をしたならばものになると思ひますが
- 大藏会長 星島さんの御発言も洵に御尤もと思ひますが〔、〕其の時〔の〕案を刷つて配布すると期間が掛るのではないかと心配されますが――。
- 西尾委員 星島君の御意見がありました〔、〕実は議会を通るものには其の當時〔の〕社会情勢に依つて大分変化がある〔の〕でございますが〔、〕それよりは、大正十四年頃〔、〕社会局案として最初に出したものです〔、〕それが割合に進歩的な案だと思ひますが〔、〕それを資料として決定したら如何でせうか。
- 大藏会長 資料にするよりも原案に近いものとしての星島さん〔の〕御意見であつたやうですが〔、〕或は両方を原案としてそれを対照とするのも宜いと思ひますが〔、〕さうしますると尚事務當局の方で此の二、三日中に仕上げ御配布出来ませうか。
- 労政局長 二、三日中〔、〕無論月曜日には用意致します。
- 末弘委員 只今の御提案でありますけれども〔、〕議会案も、社会局案も我々今日から見ると時代も變つて居りますので、もつと皆さんから本当に自由な御意見を拜聴致しまして〔、〕無論それを資料として参考にすることは当然必要と思ひますが、此の委員会では御意見に基いて全然新しい構想で考へて行つた方が宜いのではないかと思ひます。
- 星島委員 今末弘さんの仰しやつたやうに参考資料として出して戴けば結構だと思ひます
- 大藏会長 私卒直に申しますと〔、〕此の委員の御顔觸れの中には各方面の方がいらつしやるので、或は学者の立場から、資本家の立場から〔、〕或は労働方面〔の〕立場から各々から思ふ存分の意見を論じて戴いてそれを纏める整理委員会にすれば良いものが出来るのではないかと云ふ気がするのであります〔、〕私から申しますれば古いものは参考にして皆さんから十分御意見を伺つた方が実際に適した案が出来るのではないかと云ふ風な気がするのであります
- 星島委員 それは非常に結構です。私は原案としてそれを中心としてやると云ふのではないのであります。資料として行きたいと云ふことです。
- 三村委員 私神戸の方から来て居るのであります〔、〕私も実は直ぐに帰らなければならぬのですが、意見を出すのは資料が出てから出すのですか。
- 大藏会長 安川さんは如何でせうか。
- 安川委員 私は居ります。

- 大藏会長 岡崎さんは如何でせうか。
- 岡崎委員 三十一日の日にどうしても帰りたいと思ひます。
- 大藏会長 多勢のことですごいますから、全部一緒と云ふ訳には参りますまい。又地方の方々の御都合と云ふ訳にも参りますまいが、早くやるとして資料の方が間に合ひませうか。
- 労政局長 今日の散会時間に依りますが、多分間に合ふと思ひます。
- 大藏会長 それでは三十日と三十一日の皆様の御都合の最も好い時に決めたいと思ひますが如何でせうか。
- 岡崎委員 会長に於て適当に御決めになつたら如何でせうか。
- 大藏会長 それでは三十一日午前十時から次会を始めたいと思ひます。日取りは大體左様に決まりましたので、三村さん御意見はございませぬか。
- 三村委員 私実は明日帰らなければなりませんので、甚だ至らぬ点が多々あるものと思ひますが、御許し願ひまして、卒直に現場に働いて居る者の感じて居ることだけを申し上げまして御参考に供したいと思ひます。

第一に厚生次官の御話にあつたやうに目的でございますが、基礎觀念としましては階級闘争を主とした觀念と云ふ見方もあります。最近勤労問題に付ての根本的な觀念と云ふものが各方面から研究されましたが、所謂日本の勤労觀念と云ふものが何処までも産業と云ふものを中心として公共的な生活をお互ひにやつて行くのだ、経営者とか、職員とか、勤労者とか、色々分れて居つても、其の職分に応じて分れて居るだけであつて、同じ目的に立つて國家の利益、公衆の利益の爲に生産をして行くと云ふ同じ目的に歸して居る。根本に於ては何処までも同じだと云ふ点を中心として戦時中も思つて居り、今日もさう思つて居りますが、其の考へが戦争中に考へたことは悪いと簡単に片付けずに、勤労と云ふことに付て深く考へた事は今から考へて見ても過つて居るのではなくて、寧ろそこの日本の勤労觀念を生み出すと思つて居ります。随つて飽くまでも労資一体と云ふことを基礎觀念として行きたいと思つて居ります。目標として労働組合を良くする、強くする。又組合員となると云ふこと自体が工場の爲になるのだと云ふことを基礎觀念に入れたい。従来さう云ふものが出来ると迷惑だとか、或は闘争意識で以て年中争議があると云ふやうな考へ方は拂拭しなければならぬと思ひます。

次に会員の範囲であります但し従来方法を見ると労働者と書いてあります。勤労者と云ふやうな文句にして戴き度い。勤労の意味から考へて勤労者と云ふことにして戴く。独り筋肉労働者のみならず、職員も入る。斯う云ふことに考へた方が宜いのではなからうか。それに対して事業主の方では多少危惧の念を抱いて今まで職員と云へば経営の方の側だと云ふ風に見て居るやうでありますけれども、今後は職員も事業一体と云ふ觀念から見て行く。又法律に於きましては例へば健康法に於ても、統制法に於ても職員も勤労者も一緒になつて居ると思ひます。其の外戦時中出た色々なものに於ても勤労者と云ふ風にして職員も労働者も一緒に含んで居ります。是は寧ろ一緒にして考へた方が新しい法律として宜いのではないかと思ひます。もう職工とか、工員とか云ふ名前を廃めにして、一緒にして社員と云ふ名前にする。又或る所では月給制度を採つて居る所もある。少くも日給月給制度を採つて居る傾向がある。日給月給制と云ふのは日給ではあります但し、欠勤しても引かないので、職員との間の差別が段々なくなりつゝあります。さう云

ふ風にして戴きたいと思ひます。

第三に協約の相手方ではありますが、是は末弘先生に御伺ひ致し度いと思つて居りますが、今後は資本と経営と分離する方向に進んで行くとしますれば、経営者はやはり重役、取締役、若しくは取締役の幕僚的存在の少数の人々が協約の相手方になるのであるかどうか其の点はつきりしないのですが、御伺ひ致したいと思ひます。今後重役と云ふものは資本家の代表的な人も、或は又一般公衆の「コンモンウエルズ」の利益を代表すると云ふやうな考へからも、さう云ふ性格を持ち、工場・事業場の利益を代表すると云ふ意味から考へられるし、又一方労働組合の方から見ますと、二重の人格を持つて居るやうに思はれるのであります。一つは株の配当と云ふことが当然行はれるだらうと思ひます。従来からも行はれて居る所がありました。勤労者に株を分配して、事業一体化と云うやうな気持を本当に具体して行くことと云ふことに進んで行くのではないか。そうならば労働組合員としては最初の従業者の労働組合員になるのであります。一方には取締役を兼任すると云つたやうな性格も持ち得られるのであります。随つて経営者なり、取締役と云ふものはさう云つた人の信頼を得なければ出来ないとと思つて居ります。

次に運動の範囲でございますが、是は此の前も政治運動か、経済運動か大分問題になつたと思ひますが、何処までも私は経済運動であつて欲しいと思ふ。組合の資金と云ふものは政治運動に使ふ代りに団体の経済的向上、社会的な地位の向上と云つたやうな方面に使ふとか、経済的な活動にした方が宜いと思はれます。さう云ふ風になつた場合、意見の相違があつた時の調停であります。争議調停法等に據るのでありませうか。同時に斯ふ云ふことをやる官廳の争議調停官と云ふものを置くか、何か労働裁判所と云ふやうな特殊のものが出来たら宜いと思ひます。と云ふのは司法官で経済に通じない者があるといけませぬから、殊にさう云ふものは能く事情に通じた人を裁判官にし、民間からも特殊の人を依頼して置くと云ふ特別な裁判構成をやつて此処で争議の調停をやれば宜いと考へて居ります。最後に私は末弘先生の御持論であります。此の法律は発展的な法律であるから法三章的に約して簡潔にして戴きたい。将来自分で発展し得るやうに餘り細かい所まで拘束せずにして戴きたい。斯う云ふ希望を持つて居ります。

「オープン・シヨツプ」に「クローズ・シヨツプ」の問題——是は大体に於て契約自由でありませうから、自由に放任しても宜いのですが、唯労働組合員たることを以て義務にすることは出来ないと云ふことがありましたが、労働組合員たらざるを以て入れることを拒絶すると云つたやうな事のないやうに其の点は或る程度勤労者の自由意志を認めてやるのが宜いと思ふ。どうしてもさう云ふものに入らないと云ふ人が無きにしてもあらずですから、其の点は厳格な「クローズ・シヨツプ」にすると云ふことはどうか。私は「オープン・シヨツプ」にして戴きたいと思ふ。以上私の思ひ付いた点を申し上げます。

○大藏會長 外に御発言下さる方はございませぬか。

○岡崎委員 私も三十一日だと来られないかも知れませぬから私の意見として申上げて見たいと思ひます。一体労働法制とか、労働組合と云ふものがなぜ出来たかと云ふことをば私学者でないから分りませぬけれども、元々船をやつて居りましたので、例の「ロードライン」の設定の時に感じました。「ロードライン」をなぜ作つたかと云ふと、船主は自分の儲けると云ふことにのみ専念して「デツキ」の上に水が幾ら流れても構はない。

乗組員の健康なり、其の他の待遇を構はないので、病気になる者が非常に多くなるものだからそれではいかぬ、「フライデツキマーク」を作らなければならないと云ふので、此の「ロードラインマーク」が出来た。結局それが船の「コンディション」を良くして利益であつたと云ふことを聞いたことを覚えて居ります、恐らく外国では、結局労働する人が非常に弱い立場にあるので、企業家に痛められた爲に、自分達の権利を団体的に擁護しなければならないと云ふので起つたのであらうと私は承知して居るのです。然るに日本では寧ろ昔の徳川時代の農民に対して煽てたやうな、押へたやうな政策を執つたと云ふ事実はありまして、農民それ自体が非常に不平で以て之はひどい目に遭つて居るんだと云ふ考へは、百姓一揆などは別としまして持つて居なかつた。何となしに労働問題と云ふものが國民の間にはぴんと来なかつたのではないかと思ひます。理論と実際とどうも巧く行かないと云ふのは、先程三村さんの御話のやうに社員に株を分ける。今後は工員も株を分けて貰へる。さうして経営の一部に参加させると云ふやうな傾向になるだらうと云ふ御話を伺ひまして、能く新聞などにも工員諸氏自ら経営の任に當つて居て、其の中から社長とか専務と云ふものを拵へると云ふ御話を聞いたが、どうも成功して居るとは思へない。私の聽いて居るものは、会社が大きくなると、株を社員に分けます。社員も喜んで株主になつた積りでは居りませぬ。金が必要になつて来ると、直ぐ株を賣つてしまふ、どうも株の値が下ると困るからどうか買つて下さいと云ふので、其の株を重役の所に持つて行つて金に換へるさうです。其の株を持つて経営と利害を共にしようと思ふ理念が実施出来ないのが實際なのです。實際と理論とが私の今日までの経験に依りますと一致致して居りませぬ。今はそんなことはないかも知れませぬが、元の労働運動は階級的のこともあつたでせう。其の点がどうも日本の労働争議と云ふものが労働者の経済的向上と云ふことの爲になされたと思ふよりも何か感情の爲に起つたのではないかと云ふ議論が多数あるのです。私が経験致しました争議は海上労働争議であります。其の時も私は船主協会の常務を致して居りましたから、第二回の労働會議に参りましたことから會員の方の側にも御懇意な方が多かつたのでありまして其の時の決裂しました時の情勢を色々話をして居りますと、委員の中には大いに理屈を言つて階級闘争式な、或は賃銀の割増と云ふやうなことを言つた人がありますけれども、其の中の或る人は何そんなことはありませんよ。私なんか何遍もさう云ふことをやつたが、あいつは憎らしいからやるのだ。恐らく日本人的な考へ方でなかつたかと思ひます。どうも争議の状態を見ますと、会社の幹部の中に争ひがありまして、それが極く單純に工員へ移りまして、其の工員に「ストライキ」と云ふやうなものをやらせ、幹部の衝突と言ひますか、或ひは争ひの爲に利用されたと云つたやうな経歴が非常にあるやうに思ふのです。そこが先程私が一寸申し上げたいと思つて前置きをした日本の争議の實際と、労働立法と申しますか、實際とが違つて居るのではないかと思ふ。巧くぴつと来ない。ですから外国では明日何時から争議をやるのだから、争議中は此の機械は動かないのだから、綺麗にして油で拭いて置いて又協調してやる時まで錆びないやうにして置かうと云ふやうに手入れをすると云ふことを承知して居るのであります。中にはさうでないものもありませうけれども、ところで日本では掃除をして今度俺達が争議をするのだからそれまで油を引いて待つて居ると云ふやうな争議があるかも知れませぬが、私寡聞にしてさう云ふ例を餘り知らないやうに思ひます。何となしに唾み合つて居るやうな氣持がありまし

て、法律、規則を拵へても、其の國の國民の歴史、傳統と云ふものを直ちに變へられませぬから、やはり日本人は日本人に最もと思はれるやうな立法が必要ではないかと思ふのであります。労働法制にしても組合法にしても私はさう云ふ意味で出来上らなければ、唯外國が斯うだからと云つたやうな翻譯的な氣持は結局理論倒れになりはしないかと云ふ風な考へを持つて居ります。

それから先程一寸實際と理論と一致しないと云ふことを申し上げました、尚ほ先程三村さんの御話に、行過ぎ云々がありますが、私は政治運動云々には觸れませぬ、唯兎角經濟の動きと云ふものが行き過ぎると云ふ点を一つ申上げて見たいと思ひます。

日本の消費組合と云ふものは随分古い歴史がありますが、近年まで中々発達しなかつた、然るに其の消費組合が段々發展しますと、今度は組合員の爲に物を大量に仕入れて、中間の口錢を省いて渡さうと云ふ初めの目的より段々進んで、其の消費組合の取扱ふ品物を自分の手で拵へようと思ふ所まで行く。終りになると小さな日用品の工場を拵へるばかりでなく、もつと大きく必要品を生産しようと思ふ点まで進んで行きます。そこで在来ある所の生産者との間に摩擦が起つて参ります。それはどこまでが限界かと云ふことは言はれませぬけれども、常識ではどうも少し行き過ぎて居るのではないか、一時起つた中山工業家の権利擁護と云ふやうなことも〔、〕其〔この〕部分の現はれであります〔。〕是から組合とか何とか云ふことになる〔、〕やはり其〔の〕大きい勢力を利用しようと思ふことになるので、是が果して労働立法の精神に合ふかどうか〔、〕是が行き過ぎると結局我々が権利を擁護し実行するに付ては〔、〕議會に多数を占めなければならぬ〔。〕さうしなければどうしても思ふやうにならぬと云ふことに進んで来る〔。〕段々進んで行き過ぎると云ふ上から云つても〔、〕又實際から見ても〔、〕さう云ふ風になつて行く〔の〕ぢやないか。「イギリス」の如きも「アメリカ」〔の〕如きも非常に組合の政治力の範圍が強いと云ふことがあるのであります〔、〕我々としてはそれはそれ〔、〕是は是と云ふ三村さんの御話は〔、〕大變結構な御意見のやうに思はれますが〔、〕それはどこまで労働法の中に入れられますか〔。〕それは今後の研究に属すると思ひます。

それから労働争議をやりますと非常に國家〔の〕爲に損失になりますから、私は冀くば争議に入る以前に、其〔の〕問題に付て調停法を利用すべきが本筋ぢやないか。やつてしまつてからだ〔、〕どうも人間と云ふものは一遍拳固を振上げると〔、〕黙つてにこゝ笑つてそれを下せないものですから、争ひがあつて争議に入るやうであるならば、前以て其〔の〕点を議論したらどうかと思ひます

要するに労働法を拵へますことは、労働者の幸福の増進と云ふこともありませうし〔、〕随つてそれが國家の爲になると云ふ〔の〕であるならば〔、〕どうかさう云ふ風な意味でやつて戴きたい、私の經驗に依りますと〔、〕海員争議〔の〕場合、前以て船主と海員と打合して、其の意見が一致しない限り争議には入らぬと云ふ約束があつた。我々の委員會でさう云ふことを言ひながら、船はどんゞ方々で停つて居る〔。〕私其の時非常に詰問した。お互ひ男同志が〔、〕争議に入る前に論点をお互に話合つて、それでいけなければ其〔の〕後のことは別としようぢやないかと約束した〔。〕それなのに今の情勢はどうか〔。〕方々で船が停つて居る。而もそれが組合の幹部の指令ぢやない〔。〕そんな空々しいことを言つてそれで男かと反問したやうなこともありました〔。〕船員の「ストライキ」は恐らく日本の争議史中の大きな部分を占めて居ると思ひますが、是は特殊なも

のであつて、船を停めて争議に入つたと称して居るのでありますが、陸の場合と違つて、船には食糧品がちやんと置いてあります。船主の食糧品を食ひながら黙つて船を停めて居るので、是は強い。普通の工場労務者の居坐り問題と違つて居る。さうしてそれが「ストライキ」だと云つて居るので、それは巧いことだと大笑ひしたことがあります。さう云ふ風ですから、一方ちやんと約束して居つても、どうもあんなに言つて来るからやらうと云ふので、随分私の所へも委員から、困るから停めますと云ふ電報が内々入つて来る、今後は是非争議に入る前以て争ひの点を解決すると云ふ気持であつて欲しいと思ひます。

尚ほ私今日まで日本の調停と云ふものに関係して居りますが、どうも甚だをかしな調停なんです。理屈があつての調停ぢやなしに、まあ、さう言はずにと云つた調子で、理屈は二の次、譬へて云ふと家主と店子です。店子にも随分無理があるのに、まあ店子がさう言ふならと抑へる。世間で弱いものと思はれるものが強いものを抑へる。理屈がどちらにあるかは二の次として、まあ、さう言はないでと、何とか片付けさへすればそれで片付いたと云ふ一つの記録になる。さう云ふ調停が私は非常に多いと思つて居ります。そこは日本人と外国人と観念が違ひますから、つい人情で行かうと云ふ。人情一方で行けば結構だが、どうやら人情と承知しながら変な方に行く。日本人は諦めが強いので、仕方がない、諦めると云ふ風が随分ある。調停には私度々行きましたが、さう云ふ面白くないことがある。さう云ふ風ですから是から先に、民主主義と云へばお互ひ同志の権利も尊重して貰はなければならぬが、義務も尊重して貰はなければならぬ。今までのやうに宜い加減のことぢやいけないので、争議は一面生存権だと云つて、一面には「ロツクアウト」はどうもひどい、横暴だと云つた議論の出ないやうに、其の辺は一つお互ひ同志の尊敬と独立は権利義務だと云ふ考への下に、此の労働法の構成を願つたら大変結構ぢやないかと思ひます。個々の理屈とか或は其の他専門的のことは私には分りませぬけれども、今日まで私が遭遇した僅かの狭い範囲に於ける経験なり或は其の他のことから云つて、今後御作り下さる労働立法は只今申上げましたやうな意味を参酌して下さるべきではないか。斯う存ずる次第であります。

まだ自分としては色々申上げたい点もありますが、何分不用意であります、気の付いた点を申上げて一應の責を塞ぎます。

- 末弘委員 只今の船員側が、争議に入る前に調停に付すると云ふ約束があつたのにそれを守らない。是は今後労働協約の効力を確保して平和を作る上に非常に困ることです。何か斯ふ云ふ風にすれば守らせ得るやうに出来ると云ふ方法は御考へでありませぬか。
- 岡崎委員 其の時は調停にかけると云ふのでなく、お互ひ同志話合ひをして、纏らなかつたら争議に入つて宜いと云ふ、其の話合ひの時にどんぐり船を停めたのであります。ですから結局是は相手方の信義の問題だと思ひます。だから私はお互ひ男が約束をしたのに、一方どんぐり停めるなんて篋棒〔ママ、?〕ぢやないかと、逆ですが、私痰呵を切つた訳です。
- 末弘委員 船員関係では海事協同会が出来てから以後もやはり……
- 岡崎委員 海事協同会の時でございませう。其の時の事情を申し上げますと、船員の雇入と云ふか紹介は、昔は「ボーレン」と云ふ者がやつて居つた。是はいけないから公の機

関にしようとするので、其の公の機関にするには船主と船員との両方から委員を出して、それが媒介をするのだと云ふことになった。所が実際は船主側はそんな所へ一々出てやる人はいないので、結局海員の「エキスパート」が其の方の係になった訳であります。さうすると結局海員組合に入つて居る人だけを優先的に紹介すると云ふことで、海員組合員が多くなつた。其の時の船主側の財産は約十萬か二十萬であるのに、海員組合の側は会費を皆船長が纏めて拂ふので数十萬あつたと云ふことです。結局私は争議で委員を止めました。馬鹿々々しくて止めた。と云ふのは、其の時海員側では組織的にやつて行くのに、船主側はばらばらで、お互に連絡なくやつて居るので、船主側の代表になるのは嫌だと云ふので海事協同会の委員を止めたのでありますが、さう云ふやうなことであります。私も随分古くやつて居りますから、海員達にも長い間接しました。

○小泉委員 私今のことに付て一寸申し上げます。私岡崎さんと同じ所に居て下つ端の方で色々参画しましたが、其の後は私海員協会の会長、或は協会の会長と云ふやうなことで、協同会は解散に至るまで関係して居りました。解散の時分には協同会の常務理事をやつて居りました。協同会の会長は管船局長でございました。岡崎さんが只今仰せになつたその以後は、相当大きくなり、争議の手前まで行つたこともありますし、又争議と看做し得る、例へば川崎汽船に対するものなどがありました。大体に於て海員界に争議はなかつたと思ひます。それから協同会の強力と云ふか、殆ど一〇〇%、見方に依つては少くとも九〇%以上は協同会の威力に依つて争議に行かずに済んだと云ふことを確信して居ります。

○岡崎委員 今の小泉さんの御話。私の止めた後のことなのではつきり言はれませぬが、海員の足並は揃つて居るが、船主の方はどうも巧く一致しない。例へば郵船に問題が起ると、あれは郵船の問題だから……。川崎に起ると、あれは川崎の問題だから俺達は觸らないで置かうと云つた態度が常にある。

○小泉委員 それを郵船の問題は郵船の問題、商船は商船とせずに全部纏めて船員の側は協同会、又協同会の背後には監督官廳である逓信省が力を盡しては居りますが、争議に入つても極めて短い時間で済みました。争議と言ひ得るやうなものは川崎汽船に対するものが一寸あつただけだと思ひます。それ以外は争議に至らず、争議に至りましても今岡崎さんの仰せのやうに、協同会を中心にして懸案中にも拘らず大きくなつたと云ふやうな事實は皆無と私は思つて居ります、岡崎さんの仰せになつた時は私も関係して居りまして、夜中に走つたり随分苦しみました……。

○末弘委員 もう一寸伺ひますが、岡崎さんの仰しやつたやうに船員の雇入と云ふ一種の紹介を協同会がやつて居つた。それと政府の作つた船員職業紹介所は本当に協力して居つたのですか。それともお役所の作つたものは協同会のものと全然別に動いて居つたのか。職業紹介所は勤労署と云ふ風に今度なりましたが、あれが職業紹介のことに関係したり色々の事に関係して労資間の誤解を防ぐやうな働きをして行くやうにしたが宜いかどうかと云ふことが考へられます。詰り船員職業紹介所が、あれを作つた時に豫期したやうに動かなかつたのではないかと云ふ感じを持つて居りますが……。

○小泉委員 船員の職業紹介の事業を海事協同会に一任すると云ふのが政府の方針で、それで協同会が御引受したのであります。それで協同会の目的はそれが唯一のものであります。其の裏に今申上げたやうな調停が甚だ權威のないものであります。事實に付て

言へば、協同会の目的は官でやって居た職業紹介をやることですが、今自分でやって居た職業紹介も事務的に余り堪能でないと言ふやうなことから、船主の側でも協同会を頼らずに、謂はゞ抜け駆けのことをするとか、自分の都合の好いやうに理屈を付けて外から人間を採るとか云ふやうなこともあります。今岡崎さんの仰せになつたやうに、其の当時の船主協会と云ふものの基礎が十分に出来て居らなかつたと云ふ憾みもありませうが、船主の中で協同会に頼つて居ると、自分の方に適当な人間が適当な機会に集らないからと、協同会を「ネグレクト」して特別の措置をして使ふと云ふやうなこともあります。又船主のさう云ふ要請に応じて、協同会を無視して自分で船主に渡りを付けて、自分の収入を図ると云ふやうな者もありました。之に対して協同会には制裁力がないので、又政府にもそれを制裁するやうな規定もなかつたので、事実にて今の言葉で言ふと聞でせうか、其の時はさう云ふ闇の横行に依つて純眞な精神が侵されるし、協同会自体も機能を大分阻害され、随つてそれを監督して居る政府も随分手を焼いたり、骨を折つたりしたと云ふ事実はあります。此の点は今やって居るやうな風に、職業紹介に法的根拠でも出来て行くと、あれは大した問題がなく行くと思ひます。

- 桂委員 私三村さんに伺ひたいのでありますが、先程日本的勤労観と云ふ御話が出ました。私あの観念で来るべき労働組合法なり何なりが決定されることは重大問題だと思ひます。戦争中に我々勤労に関しあの観念を持つことになつたのは事実であります。併しそれは戦争中我々の勤労の行はれる場所の性格が、直接国家に繋るやうな性格を持つて来たから、總ての労働が國家性を持つたのだと私は考へる。例へば大藏さんとか難波田さん其他の方のやうに神代に遡つて、神話的勤労観から勤労に國家性を持たせることは間違ひだと私は思つて居ります。今後の勤労或は労働、どつちでも宜いんですが、其の持つべき性格は何に依つて規定されるか。日本の經濟の現段階に於て、今後に繋がる經濟がどんな性格を持つかと云ふこと、随て其の中に行はれる勤労は其の經濟の性格を受けると同時に、直接には其の勤労の行はれる場所の性格を受けて居ると考へて居ります。随ひまして大体に於て今後の労働と云ふものは國家性がなければならぬと云ふことは、私も結論としては同じでございます。併し私の考へから参りますと、日本の是からの勤労が總て國家性を持つて居るとは考へませぬ。一例を申し上げますと、銀座に「カフェー」が出来た。さう云ふ「カフェー」に於ける勤労が直ちに國家目的に叶つて居るとは思はない。ですから假に其処に従業員の労働組合が出来ますね。さう云ふ労働組合と国鉄の従業員の組合とは自ら性格は異つたものと考へます。若し自由主義の下に於けるやうに、労資問題が巧く行かないで、結局それが社会不安を醸す。其の對抗策として労働組合が興つて来たと言ふなら、其の場合には凡ゆる労働組合は同性格を持つて居ります。私に言はせれば、それは労働者の利益の擁護であります。併し来るべき労働組合はさうぢやない。計画經濟に於てはそれは労働經濟と云ふか、一つの組織であります。意識的組織を持つ經濟である。随つて其の場所に於ける労働も、意識的に組織されたものでなければならぬ。それで我が國に労働組合法は必要だと現在考へて居ります。ですから遡つて神話的な勤労観が聊かでも起つてはいけない。甚だ失禮であります。私は昔から先輩として三村さんから教へて戴いて居りますが、さう考へて居ります。ですから神話的勤労観と云ふものは私は昔の民族經濟時代の勤労観を反映して居ると思ふ。随つて是からは他の途から勤労の國家性が説かれなければならぬと云ふことを申し上げて

置きます。

それから第二の問題、労働組合運動が政治運動にまで発展してはいけないと云ふ話があります。私は是は地方的の組合なら構へませぬが、大きな聯合体、更に大きな全国的の組合とか、地域的にも相当大きな聯合体が政治問題に觸れないと云ふことは、事実上出来ないと思ひます。我々が是から自分のことを最終的に決定するものは何だと云ふと議会なんです。總て議会に依つて決定される。さう云ふ場合議会に通ずる路を塞ぐと云ふことは、国民に対し凡ゆる組織に対して不当と考へます。ですから労働組合が政治運動まで行く。是が却つて労働戦線の分裂を招くならば別ですが、最近さう云ふ議論が労働戦線にあるやうであります。併し政治問題まで行つてはいけない。労働組合は政治問題に関係してはいけないと云ふ限度を初めから置くのはいけないと思ひます。それが一つ。

それから「クローズド・シヨツプ」と「オープン・シヨツプ」。是は私は工場に居る両当事者に任せたら宜いのではないか。「オープン」にせよとか「クローズ」にせよとか云ふ原則を組合法に御持込みになることが妥当かどうか。先輩に対して甚だ失禮であります、私はさう考へるので、以上の三点を申し上げます。

- 三村委員 私「クローズ・シヨツプ」に付て其の点はつきりした考へを持つて居りませぬが、出来たらさう云ふ風に今後自由意思を持ち得るやうにして雇傭契約をしたらと云ふ考へからであります。それは或る程度まで各々の場合で放任して置けばどうかと思ひますが、一方から云ふと協約の相手方が昔は非常に強いと云ふか、今日はどうかと云ふと、昔から云へば弱いのではないか、だから労働協約に付ても対等の地位に立つて反省し合ふと云ふやうに実は希望して居ります。さう云ふ点がどうかと思ひますので、個々の場合に付て任しても宜いのでせうが、私は「オープン・シヨツプ」が宜くはないかと希望申上げたので、斯うでなければならぬと云ふのではありませぬ。

それから基礎觀念として神話的と云ふことでありますが、色々皆がやつて見た結果、斯う云ふことになるのではないかと云ふのでありますが、中々良い方法が発見出来ないで苦しんで居ります。例へば此の前我々苦しんだ。西尾さん、松岡さんとも随分やつたのですが、苦しんだ擧句、何か良い方法はないかと云つた所、河田先生が斯う云ふ風に言はれた。それは労資関係の根本的解決と云ふ話で、よく聽いて見ると、結局兩方は永久に平行線であつて一致しない。片方を倒すまでは一致しない。要するに差當りの方法は調停法か仲裁法しかないと云つた、極く常識的な話で、実に我々悲觀した。そこで我々やはり産業に共同の努力を拂ふ。それには忠誠を以て国家の爲に努力を拂ひ、それに「ベスト」を盡す。此処に行き付く。産業を協同で守り立てる。随つて労働者の賃銀を貰ふのは、商品として労働力を賣るのではない。そこに労働者も資本家も没入する。さうして日本の大事な産業を育てる。是が日本の発展になるから、茲に公的生活がある。此の氣持を、我々実は学者でないので巧く言へませぬが、其の氣持を基礎觀念に置いて、隨て鬭争が手段或は目的ぢやない。此の協調がなければ實際問題として争議が相当頻発すると思ひます。現に北海道の私の所にも火が着きました。今争議を起して居ります。一生懸命やつても起つて来るのです。是は我々が悪いかも知れませぬ。

そこで実は御伺ひしようと思ひますのは、厚生省に於て労働根本法のやうなものを御作りになる氣持があるかどうか。今年の議会で此の質問があつた時、武井次官は、目下

勤労に関する法令が八十ある。だから根本的なものを作ると其の改廃だけでも大変だから出来ない。併し若し根本法が出来るとすれば、法文の体裁はどうか知らぬが、一つの基盤を御書きになるとすれば、それは此処へ現はして貰ひたい。此の母法があつて初〔め〕で労働組合法が生きる〔の〕ではないか。併し母法が欲しいが〔、〕それを今御願ひした所で急には此〔の〕混沌たる思想上出来ぬかも知れない。併し勤労に関する観念だけはそう云ふ所へ持つて行きたい〔。〕是は実際私達として苦しみ抜いた結果〔、〕そこに着いた訳であります。

○桂委員 仰しやることよく分ります。大体に於て御尤もだと思ひます〔。〕唯日本は國体と歴史上斯うなんだと云ふ基礎付けは嫌だ。斯う云ふことです

○三村委員 外国のもの〔の〕を直ちに其の儘日本に移植エ〔ママ〕るのはどうか

○桂委員 それは間違ひだと思ひます〔。〕だから日本の経済〔の〕現段階はそれを要求する〔。〕例〔へ〕ば或る点に於て今は神武天皇の時より経済的に悪いと思ひます〔。〕瀬戸内海が動けない〔。〕神武天皇御東征の時はそれが出来た〔。〕又綿絲が三千梱しか月産がないと云ふ〔。〕「フル」に動かせば三萬梱〔。〕月産〔、〕明治三十二年頃です。五十万「トン」〔の〕船〔、〕船の方は専門の方が居りますが〔、〕それは明治三十六年頃です〔。〕そんな経済時代ですから、基礎的〔な〕物資は皆欠けて居る〔。〕其の基礎物資〔の〕生産と云ふことは勿論国家性があります〔。〕ですからさう云ふ日本の経済上〔の〕性格〔、〕それから推して勤労に国家性がなければならぬ〔。〕隨て根本法が欲しいと云ふことは私は全然賛成です〔。〕唯其の基礎付けは今までの大藏さんとか難波田さ〔ん〕とかに全然反対であります。我々産報にはそもゝゝ発足から賛成でなかつた〔。〕反対した〔の〕は其の点です〔。〕あんな馬鹿なことは何だと我々考へて居つた。さう云ふことでなく〔、〕現在の計画経済に於ては一切に組織がなければならぬ〔。〕隨て労働者〔に〕も組織がなければならぬ〔。〕其の基礎として労働組合法が要ると云ふ観念で進んで戴きたいと思つて居ります

○三村委員 政治資金〔の〕問題です。

生きた人間でありますから両面の作用をなして宜からうと思ひます〔。〕がここに截然たる區別をして戴きたい。

○水谷委員 三村さんは今後労働組合法を作る場合〔、〕労働と云ふ言葉より成べく勤労と云ふ言葉を使ひたいと云ふ〔。〕其の他色々御説明がありました。此の勤労と云ふものに神話的の意味を含んで居るかどうか。私は先程三村さんの言つた勤労には奴隸的意味があると思ふ。「ナチス」の労働観など、お上の云ふことは何でも御無理御尤もと下を向いて働く。是が戦争中云はれた勤労と云ふ言葉に現はれて居る。だから今度日本勤労党と云ふ言葉を出した人もあるが、それは奴隸的な意味があるから、もつと明るい名で行かうと云つた。さう云ふ意味で今後の労働組合には労働と云ふ言葉を避けて勤労と云ふ言葉を使ふなら、桂さんの仰しやつたのと別な意味に於ても桂さんの御意見に賛成です。

それから労働運動と政治運動との區別です。今仰しやつたことに多少の誤解があります。單に政黨を繞つて産業別組合とか、全国的な組合が動くのは非常な支障を来すことは當然で、それは政治性を帯びてはならぬと思ひます。が例へば産業別組合の「ストライキ」が起つた場合、それが経済面だけで制限出来るか、或はそれが政治性を帯びなくては問題が解決しないかと云ふことは、是は三尺の童兒と雖もはつきりして居らうと思

ふ。其の点はあなたの御説に全部賛成です。

それから今度岡崎さんに序に申し上げますが、前に船主協会と海員組合との間に取極めがあつたに拘らず闇討ち的にやつたとか、外国の例も引かれましたが、労働者の側から云ふと、さう云ふ闇討ち的な、「ファイブプレー」でないやうな「ストライキ」はやらうと思はない。併し従来日本の現状から云へば、労働者が「ストライキ」を起す場合に於ては、さう云ふ「ファイブプレー」をやれないやうになつて居る。さう云ふ気配が見えれば特高警察が弾圧し、片端から幹部を検束するので「ストライキ」は潰されてしまう。是からは従来と事情が根本的に変つて居るので、あなたの是までの経験で推されるやり方よりも、もつと正々堂々たる「ストライキ」がやれるのではないかと思ひます。其の点は誤解がないやうに願ひたい。色々過去の例を引いてさう云ふことを仰しやいましたが、私は今後はさうなると思ひます。

それから又資本家側から労働組合は斯くあるべきものだと云ふ御希望があらうと思ふのですが、是まで戦争中に「事業一家」であるとか色々美しい言葉で教へられましたが、今度終戦のどさくさ紛れに、資本家が工場閉鎖其の場合に執つた態度はどうであつたか。是は十分反省して貰はなくてはならぬ。だから本当に戦争中に云つたあの美しい言葉が、今度の終戦のどさくさ紛れに行はれて居ない。我々が知つて居るのはそれが全部裏切られて居る。随つてさう云ふいざと云ふ大事な時に弊履の如く捨てられるやうな勤労観念とか、或は美しい言葉で今後の労働組合を制定しようとか云ふことを考へるのは可なり無理がある。是は大きな構想の上から云つた観念で労働組合法が生れなければならぬと思ひます。色々言ひたいことはありますが、今の三村さんと桂さんとの論争に関して、更に又岡崎さんの言はれましたことだけに限つて簡単に申上げました。

- 岡崎委員 私の申上げたことに対する水谷さんの御意見、有難うございました。私は唯其の時の実情を御話したので、今後も斯くあるべしと言つたのではありませぬ。今日まで「ストライキ」はさう云ふ風に行はれて来たので、さう云ふことのないやうにと云ふことを希望致した。

それから此の機会に今後制定さるべき労働組合法に付て、自分の思付きを申上げて御批判を乞ひたいのでありますが、結局法文に現はすと、お互ひ同士神のやうに欠点のない者だと云ふことにしなければ出来ない訳です。然るに不幸にして今度の戦争中の労働の実情を見ますと、日本の労働者の氣持と「アメリカ」辺りの労働者の氣持と違つて居ると云ふことを考へる。「アメリカ」の労働者などは、自分が與へられた仕事はどこまでもやつて行く。それが是だけ貰ふからやると云ふのでなく、自分の義務を果して行くのだと云ふ氣持が現はれて居る。それから自動機械を「フル」に動かしたことが、向ふの生産を増したんだらうと思ひます。日本では職人の名人氣質がどうも残つて居るのではないか。折角能率を上げるやうな自動機械を据えると労働者が動かない。それはないと思ふが、どうもさう云ふやうな氣がする。日本人の名人氣質だらうと思ひます。これまで年期を入れてよくしたのになんだ。自動機械を据えて小さな女の子が俺達と同じやうにやる。馬鹿々々しいと云ふ氣分が事実あるやうに思はれる。此の労働能率が上らなかつたと云ふことは資材の出廻りが悪くて、労働者の数が多過ぎた爲に、勤労意欲を激減したかも知れませんが一生懸命働くのは馬鹿々々しい。どうも労働者の勤労意欲と云ふか、勤労に対する自分の義務観念と云ふか、其の辺が違つて居るやうに思ふのです。

其の点労働立法をするなら、世界中何処へ出しても立派なものにしないとはならないと云ふのですが、是は事実即したものにするか、或は之から生産増強を実施するやうに教育するか、どちらかにしないと法律と実際とがそぐはなくてぴんと来ない。それでは之を巧く運用して行くのに工合が悪いのではないかと云ふ氣持を私は持ちます。其の實際的の日本の労働に対する氣持に付て、一寸思ひ当つたので此の機会に申し上げます。

- 松岡委員 私岡崎さんの仰しやつたことに抗議申上げる意味ではありませぬが、纏つたことは後で申し上げます。今聽いて居りますと岡崎さんの御心配、成程「アメリカ」の労働者に対して日本の労働者はどうも「マス・プロ」でやることに対しては名人氣質でそれを欲しない。是が大きい原因ではないかと思ひます。併し是は歴史を御調べ下されば極めて明瞭であります、**「イギリス」**に於て新しい機械を採用した時**「イギリス」**の職工と云ふものは機械を叩き壊す所まで暴れたものです。日本で進歩した機械を採用した時、例へば交通労働者が新機械を壊したと云ふことがあつたかどうか。恐らくそれはなかつたのではないか。其の点たつた一つだけのことを以て例にされるよりは、日本の労働者は極めて進歩的な革命的なるものであることを立證する有力な資料になるのではないかと思ひます。殊に私**「アメリカ」**を旅行して——ほんの素通りに過ぎないので、えらさうなことは言へませぬが、例へば**「デトロイト」**の工場を見た時感心したのは、今岡崎さんの指摘されましたやうに、自動機械が**「スムーズ」**に運轉するやうに設備されて居るばかりでなく、労働者が出来るだけ疲労しないやうに工夫が行はれて居ります〔。〕日本に於ける工場〔の〕**「システム」**はどうなつて居るか〔、〕甚だ残念ながらさう云ふ工夫が〔一〕向行はれて居ないと云つても敢て過言ではありませぬ〔。〕私最も感心した〔の〕は〔、〕個々〔の〕自動機械と云ふよりは〔、〕自動車の部品〔の〕組立作業です。少し小高い台の上に車を載せて**「フレ〔一〕ム」**の組立が終ると無言で漸次動いて行く〔。〕日本ならば恐らく其の下に潜り込んでやる。是では随分やりにくいと思ひます〔。〕向ふでは適当な腰掛が出来て居て〔、〕地面に腰を下したやうな低い腰掛に腰掛けて樂々と仕事をやつて居る。而も腰掛〔の〕下に車が付いて動く〔。〕それを足で押しついでいざりつ〔つ〕仕事出来る〔。〕是れ程親切な設備が日本の何處〔の〕工場にありませうか〔。〕私は遺憾ながら日本にさう云ふ工場を見たことがない〔。〕船のことは暫く別として〔、〕船は或は國際的標準までさう云ふことが行はれて居るかも知れませぬが〔、〕私**「アメリカ」**の工場を見た時、あの大量生産が極めて能率的に行はれて居る〔の〕は當然だと染々感じました〔。〕殊に自動的に動く機械例へば**「フィツシャー」**などは秩序整然と整頓されて居て〔、〕個々〔の〕労働者は唯出来たも〔の〕を見て〔、〕穴を開けるものなら穴が少し大きくなつたり小さくなつたりしたら〔、〕是は刃が摩滅したと云ふ〔の〕で直ぐ係の方へ申込むと直ちに取換へると云ふ訳で〔、〕取付けなども極めて簡單になつて居る〔。〕何〔の〕苦勞もなく〔、〕其〔の〕間少し注意してやるやうにするならば〔、〕極端に言へば馬鹿でもやれるやうになつて居る〔。〕併しそれでは一面一向興味もないやうな氣も致します〔。〕先程御指摘になつたやうに〔、〕私も職人ですからさう云ふ氣もしないではありませぬでしたが〔、〕立派な工具が整頓されて〔、〕自分〔の〕造つたも〔の〕が惚れゞゝする綺麗になつてどんゞゝ出来て行く快感は特殊なも〔の〕であります〔。〕ですからそ〔の〕点特に日本〔の〕労働者〔は〕特別〔の〕名人氣質だから、是は打開することも何も出来ないも〔の〕だと云ふ風に御考へ下さらぬでも大丈

夫〔と〕思ひます〔。〕其〔の〕点は私自身工場に働いて居る労働者出身なので、是は一、二〔の〕例を以て断定するのぢやないのであります〔。〕私はそれは大丈夫だと思ひますので〔、〕余りさう云ふ点御心配下さらぬで〔、〕此〔の〕扱ひには安心して御協力願つても間違ひないと考へて居ります。

此の機会にもう一つ御伺ひしたいのでありますが、先程の三村さんの勤労根本法、是は戦争中既に厚生省に於てさう云ふ御意向のあるかのやうなことを屢々耳にして居りましたが、私共大反対致しました。事業一家と云ふやうな言葉は寧ろ労働者を欺瞞するものだと言はざるを得ないやうな出発をした産業報国会と関聯して、勤労根本法がやはり其の傾向から考へられて居るのではないかと云ふことを私非常に心配して居りました。併しそれに付て別に其の片鱗も我々見ることも出来ませず、況んや全貌の分らない裡にこんなことになりました。併し大変結構なことだと私思つて居りますが、其の内容精神は別として、勤労に付ての根本法は或る意味に於て私は極めて大切だと思つて居ります。産業の國家性隨て労働の國家性と云ふことが眞面目に労働者に考へられるやうに仕向けられなければならないと云ふことを私は考へて居ります。隨て此の機会に只今も一寸御話がありました、「マツカーサー」司令部の希望として爭議調停法の活潑なる運用と云ふことがあつたさうであります。岡崎さんの言はれたことでありますが、爭議調停法が発動しなければ——発動しても逆も調停出来ないやうなものでは困る。見方に依つては「ストライキ」を奨励する調停法になる訳でありますから、寧ろ爭議の調停より事前調停に力点を置くべきではないかと考へまして、私個人の意見としてより私共の團體が之を長年政府に要求して居るのであります。同時に強制調停のことでありますが、是も亦單に公共的事業のみの強制調停と云ふことでは拙いやうに考へます。公共的性質を持たない産業であると考へられるものであつても、其の影響する所が相当眞面目に考察された時にはさう云ふことに頓著することなく、直ちに強制調停が発動するやうに途を拓くべきではないか。要するに調停法の手續などもう少し簡易にして、迅速に調停が行はれるやうに、此の際調停法の根本的改革を断行すべきであると考へます。

尚ほ團體協約であります、之に付ては三村さんは色々御苦心を遊ばされたに拘らず今のやうな有様であります。私共甚だ微力ではありますが——我々の非常に微力な團體が迫害に堪へて漸く生存し得たのであります、私が曾て關係して居た日本労働總同盟の關する限りに於て、幾十の團體協約と云ふものがありました。此の席で先程来發言されて居る團體協約と云ふのは恐らく「ヨーロッパ」に於ける團體協約の事例が大体先入観になつて、それに対しての御發言ぢやないかと思ふのであります。固より組合が存在して團體的に色々要求するなどの事柄を見ますならば、是は立派な團體協約には相違ないのであります、其の種の團體協約に対してもそれは必要であります、其の程度のものでなく、もう少し日本に行はれて来た——私から申上げるのは如何にも自家廣告をするやうにとられますが、是は社会局で十分に御調査になつて、其の資料は御持の筈であります。日本に行はれて来た團體協約と云ふものが、先程から日本的と云ふ言葉がありますが、是こそ或る意味に於て日本の個性を生かしつゝ、一寸聽いたのでは外國人には理解困難な程に見えるが、併しよく説明すると彼等は必ず是は面白い。さう云ふことが日本で行はれて居るのかと、或る意味に於ては感心して居る。是は單なる意見や理屈ぢやない。さう云ふ事實があつたのであります。さう云ふ團體協約の事實、是は御示しし

ても宜しいのでありますが、其の団体協約に付て政府として十分御考へ下さるならば、是が出なければならぬのではないか。殊に此の委員会に於ては労働組合法制定の爲の委員会であると云ふ氣を御持になりませぬで、名前も「労務法制」と言ふ言葉を御使ひになつたのも、色々の法律に付ての審議の御趣旨がそこにあるのではないかと考へて、文字の問題は暫く別とし、内容的には私大變結構だと感じて居るのであります。さう云ふ労働組合法ばかりでなく、団体協約法、或は爭議調停法と云ふものと相俟つて、くだらない労働紛議が、大袈裟に云ふならば跡を断つ、少くとも單なる爭議は跡を断つやうな指導的な考へに立つての法制が必要だと考へるのであります。さう云ふ趣旨から出来るならば斯う云ふことが望ましいと思ふのですが、厚生省としてさう云ふことを御提議になるであらうかと云ふことを伺ひたいのであります。

以上申上げましたやうな労働組合法であるとか調停法、団体協約法、それ等のものの總てを一貫して流れるべき指導精神とでも云ふべきものから、此の三つの法律が何と云つても労働法制の重要なものであると考へますので、是等三つの法律の冒頭に指導精神を強く高く掲げて、單に所管大臣が議会の於て何故に此の法制を必要とするかと云ふ立法趣旨の演説をなさると云ふことでなく、言葉は適當かどうか知りませぬが、寧ろ此の機会に日本に於ける労働憲章とでも云ふやうな大文字を使つて人權の尊重を條文に規定されるやうな御心持はおありでないだらうか、労働組合法は第一章、団体協約法は第二章、爭議調停法を第三章として、先程申上げて居るやうに、それに邁進して戴くことが出来れば、茲に日本の労働法制は一応完璧を見るやうになる。遠い将来此の法律の解釋が甲に依つて、乙に依つて色々勝手な解釋が行はれる、日本の憲法の問題に関しても、我々今相当それを痛感して居る訳であります。異議を挟む余地のないやう、或は規定もれのことに対して問題が起るならば、其の根本精神に照して、是は斯う解釈して何等差支へないものである。斯う云ふ作用さへも期待し得るやうに、此の機会にさう云ふ趣旨で法律を制定して戴くのが宜いのではないか。是は労働者運動に対しても一定の向ふべき方針を示すものであります。又同時に産業資本家に対しましても其の方針を示すのであつて、そこに非常な權威があることになるのではないか、第一條から第何條までの間の極めて簡單なる法律の條文なので、見方に依つては如何にも解釋が出来ますから、何か斯様なもののみでなく、此の際さう云ふ一つの新例を御聞き下さることが出来ぬだらうか、一つ次官の御所見を伺へれば結構であります。

- 鮎澤委員 次官の御答へ前に一寸……。此の労務法制委員会は、政府が作られる沢山の委員会の其の一つと考へられます。其の中でも最も重要なものとして、其の出発に際して考へて戴きたいのであります。此の委員会が何十とある委員会の中で重要なものであるならば、私は澤山の時間を割いて出て来ることを欲して居ります。此の労働立法に関する委員会は〔、〕私に加へて戴いたから我田引水と云ふ意味でなく〔、〕又其の持たない不当な重要性を振廻さうとする〔の〕でなく、我が国今日の事態を考へますと〔、〕此の委員に與へられました使命は實に大いなるものがあると思ふのです〔。〕本委員会は決定委員会でないことと云ふことを先程会長が仰しやいましたが、單に諮問委員会であると云ふことであります〔。〕それならば我々が此處で討議した結果は答申として出て行く。それは当然日本に新たな光を與へ〔、〕新たな力を與へ〔、〕さうして世界環視の中にある日本は〔、〕どう云ふ決心を持つて起ち上らうとして居るかを示すので〔、〕此の委員会

は相当頑張つて戴きたいと思ふ〔。〕色々細部〔の〕ことに付て各委員から仰しやつたことは、それは皆さんが眞剣に此の問題を考へて居つたことの證左として喜ぶのでありますが〔、〕私は寧ろそれがいけない〔の〕ではないか〔。〕例へば小委員とか〔、〕前〔の〕法案を出してそれに基いてやつたらどうだらうとか仰しやつたので〔、〕非常に失望落膽を感じた。十何年前二十何年前〔の〕ものを持出して〔、〕それを焼直すならば此の委員会〔の〕答申は済むと云ふやうな觀念があつたことを知つたのであります〔。〕さう云ふやうな印象を社会に與へたとすれば〔、〕此の委員会は出発に於て自らの責を汚して居る〔。〕今日三千年〔の〕歴史が汚されて居り〔、〕陛下は敗戦の事実を認められ〔、〕我々は無條件降伏を考へる。さうして中立国に出して居る外交官を呼戻す〔。〕我々には独自の外交をすることが出来ないと云ふことを告げられて居る〔。〕我々は完全なる獨立を持つて居らず〔、〕今日は屬國〔の〕やうになつて居る。斯う云ふ状態が今後暫く續くであらう。我々は彼等〔の〕期待した「ポツダム」宣言に随つた。さうした未曾有の状態にあつて、我等が今茲に試みて居るも〔の〕は何か〔。〕それは日本が当面して居る最も大きな問題を解決する鍵を作らうとして居る〔。〕是が我々の前にあるのであります。本委員会に與へられた仕事は〔、〕此〔の〕国が今後總力平和の國家として起たうと云ふ其〔の〕「キイ」を茲で作らうとして居るのであるが、「ベートーベン」「シューベルト」が作曲しようとして居る時〔、〕其〔の〕「キイ」が如何に大切であるか。どんな「キー」が作られるか。我々は今「スタート」して居る。それを按じて居りましたが、只今松岡さんが茲に一つの提唱として、此の立法に劃期的意義を與へようぢやないかと提議された。それに私は満腔の賛成の意を表します。今後我が国は復興の爲に、先程桂さんが言はれたやうに三十年五十年八十年の昔から建直して行かなければならぬ。其の上に賠償金などの位あるか分らない。又建設事業があります。此の洵に痛ましい光景、それを国民は總力戦だと教へられて来た。國家の總力を挙げて戦ふのだと教へられて来た。国民皆喜んで其の持つ總てを出した。命までも投出した。さうして戦争に従事した。國民の多くの者につては是は事實である。總ての國民が相共に其の实情を知り、其の目的を知り、それに共鳴してやつたと云ふのに、さう云ふ事實を知るならば、我々唾然として驚く。此の戦争は總力戦争でなかつた。だが少くも此の復興、更生の事業、日本が起ち上る此の事業は總力の事業であつて欲しい。總力戦争に代るに總力平和。さうして眞に平和な、民主的の日本として起ち上ることに致したい。さうすると先刻の根本法の問題に付ては、議会で質問があつた際に政府当局者は五十幾つかの法律命令があるから、其の改廢に閑がかゝるからそれは出来ぬと云ふことであつた。今は議會を経たる法律、或は勅令其の他のものでも一つの「ダイレクティブ」な命令に依つて弊履の如くに捨てられて居る状態にある政府。假令欠点があつたと雖も、一つの命令に依つてたつた一つの命令に依つて廢棄され、全然別なことをせねばならぬやうになつて居る。此處に各界の専門家を網羅して、幾日幾箇月を経て出来たものが、其の翌日一個の命令に依つて、こんなものは詰らぬと云ふやうな醜體を演ずるならば、此處に居られる委員はどなたも困るだらうと思ひます。我々は今平和國家の一、民主的の國家の一つとして起つ資格があるんだ、能力があるのだと云ふことを示さなければならぬ。此の労働立法は其の最も代表的なものとは私に考へるので、其の意味で色々な技術的の方面は無論だが、其の底に流れる根本精神が、何人が見ても、是は成程世界に大きな文化的使命を果さうとする本当の心持を持

つたものだと云ふことを示して戴きたい。さう云ふ意味では協立法として、或は組合法として完備したるものであつて欲しい。更に其の意味を闡明する爲に、其の立法の中に、十分練りに練つて、今後何十年経つて振返つて見ても茲に指導精神が明かにされたと云ふことで、会合に於て、或は津々浦々何處でも、又後日歴史の上で讀んで、此處に日本の「マグナ・カルタ」があると考へられるやうなものが出て来て欲しいと思ひます。出来ないことはない筈です。何を措いてもそれを作つて欲しいと思ひます。只今厚生次官が御発言なされるのを止めて申上げて御無禮でありましたが、私の眞意の存する所は御諒解戴いたと思ひます。どうか總力平和の爲め、世界の文化国家として、唯聯合軍が日本に進駐して居る間だけ胡麻化しに、欺瞞的に作るのぢやない。今後日本の歴史を高く築く上に意義あるものが生れて欲しい。さう云ふ意味で出来たなら、労働組合法其の他のものも意義がある。今後何十年或は何世紀に亘ると思ひます。さう云つた血と涙の歴史があると思ひます。労働組合運動としてはさうした大きな犠牲や摩擦があつたのである。我々は十数年に亘る大きい戦争を経て敗戦と云ふ眼前の事實。それは我々に取つて大きな颱風であつた。此の禍を轉じて国民の爲に大きな福祉となし得るものは、我々に與へられた機会を利用するにあるのではないかと思ひます。其の意味で私は申上げる訳であります。

○亀山厚生次官 先程御意見のありました勤労根本法の問題は、戦前に於て厚生省で研究を致して居りました。併し成案を得るに至らずして終戦になつたのであります。この問題に付ては、先程松岡委員の御指摘にもありましたやうに、此の会の労務法制審議会と云ふ名が示して居ると存じます。此の委員会に於て今鮎沢委員及び松岡委員の御意見のやうに纏まれば、其の御趣旨に従つて進んで参りたいと考へて居ります。尚ほ労働組合法の外に、労働協約に関する法制、或は特に最近の労働争議頻発に關しましての労働争議調停制度の問題等に付ても、出来得れば此の委員会で御意見を拜聴致したい。又御指摘になりました此の委員会の答申案の措置、是は十分尊重申上げる積りで居ります。大臣に代りまして此の点は申添へて置きますが、更に出来ますれば、此の審議会の審議の経過を適当な整理委員に於かれまして御纏めを願ひ、此の法制制定に至りました基本觀念及び其の論議等も世間に発表することが、根本觀念を示す一助なりとも考へて居ります。この行き方に付きまして此の機会に御決定下されば、当時の論争等を十分に現はし得て、今後條文化された法律を活用する、運用する上に於て、又御趣旨を徹底せしむる上に於て望ましいことと考へて居ります。是だけ申添へて置きます。

○三村委員 実は私の先程申上げた労働組合の会員のことは、職域組合に職員を入れると云つたので、如何にも工場内だけの單一なる條文運用と云ふ風に御取り下さつたとも存じますが、さうでなく、全国的に、地方的にもそれは運用をさるべきものだと云ふ考へを前提として申上げた次第であります。

もう一つは、私の申した根本的と云ふのは、前に言はれたやうなことを言ふのでなくして、新たな組織構想の下に、新たな指導精神の下に行くものであつて、先程私の申上げたのもその意味であります。私自身さう云ふことに付て分らぬので、学者なり何なりによく御考へを願つて、さう云ふ指導精神を持つたものを作つて戴きたい。どうぞ大きな大理想を顕現するやうなものに進んで行きたい。斯う云ふ意味を申上げたのであります。一寸一言附加へて置きます。

- 小泉委員 一寸御参考に申し上げますが、只今、三村さんの御話、職員の話がありました。従来私共の全日本海員組合は船長より水夫に至るまでと云ふのが構成要素になつて居りまして、過去に於てもさう云ふことでやつて居りましたが、今度新しく生れる單一組合は所謂海員と云ふのです。船員である限りは今まで皆組合に包含して居りましたが、之を此の労働立法ではどう云ふ風に扱ふか、一寸審議の御参考に申し上げます。
- 大藏会長 大分時間も経つたので、本日は此の程度で散会致したいと思ひますが御異議ございませぬか。
- 山中委員 私資料で御願ひ申したいものがあります〔。〕それは此處に從來〔の〕労働組合法案の資料がありますが〔、〕私共最近〔の〕労働者〔の〕実情がよく分りませぬので——昔〔の〕こ〔と〕は分つて居ります——現在〔の〕労働者〔の〕数〔、〕是は男女別が分れば尚ほ良い〔の〕であります〔。〕それから最近職場を離れ失業状態にある者〔、〕それ等に付て大雑把な数字しか分らないと思ひますが〔、〕出来るならばそう云つたも〔の〕を見せて戴くと〔、〕具体的に考へるのに非常に参考になる〔の〕ではないかと思ひます。
- 労政局長 御注文に依つて致しますが〔、〕只今通信関係が不十分で〔、〕地方〔の〕情報も不完全なも〔の〕しか参つて居りませぬ〔の〕で〔、〕御満足〔の〕行くも〔の〕のないことを豫め御含み願ひます
- 末弘委員 資料に付て〔、〕松岡さん〔の〕御話の日本〔の〕労働協約〔の〕实例〔を〕私も多少集めて居りますが〔、〕松岡さん〔の〕御手許におありならば、成べく多数〔の〕例を見せて戴きたい〔。〕海事協同會など〔の〕も〔の〕はありますが〔、〕中々手に入りませぬ〔。〕今度是が是非必要だと思ひますので〔、〕印刷はこちらでして戴く〔、〕之を願ひたい。
- 松岡委員 厚生省でも御調べになつたことがあります
- 亀山厚生次官 実は厚生省が焼けて〔、〕調査資料を全部失ひました〔。〕残つたも〔の〕も大分散失して居る〔の〕で〔、〕若し御手許にあれば戴いて〔、〕私〔の〕方で印刷致します
- 松岡委員 それでは差上げませう
- 末弘委員 もう一つ〔、〕戦争以来産報がどう云ふ働きをして居たか〔、〕特に單位産報〔の〕實際〔の〕働き〔は〕今後と雖も單位産報的なものを希望すると云ふ資本家〔の〕意見が出て居ります〔。〕單位産報の働きも大体想像して居りますが〔、〕戦争〔の〕威力〔の〕下に大体目的を達した。併し平時にはあゝ云ふ機構で行くのはいかんのではないか〔。〕斯う思ふのですが〔。〕産報の實際の活動に付て正確な資料を得らると云ふ氣が致しますが……
- 亀山厚生次官 出来るだけ致します
- 〔大藏會長？〕 本日は大体是で散會致したいと思ひますが〔、〕其〔の〕前に皆さんに御相談申上げたいことがあります。先程皆さん方の御賛成を得て、此の次の會合は三十一日午前十時から此の會議室で開くことにしました。岡崎さん以外の方は皆御出席を御願ひするのであります。
- 尚ほ是は少し早いのですが、御関係の方々は特に必要と思ひますので、此の際寧ろ整理委員に御願ひする方々を御決め願つて、其の方々は皆さん方の御意見を御聴き下さつ

て十分頭に入れて整理を願ひたいと考へるのであります。如何でございませうか。御欠席になつた時整理委員に御指名申上げたら御迷惑になるのではないかと云ふことを心配致します。それで今御相談申上げて、此の際整理委員を御指名することにした方が、委員になられる方も御便宜と思ひます。此の整理委員を作る方法は如何致しませうか——適宜會長手許に於て御願ひして御差支へないでございませうか。

〔「會長に御任せ致します」と呼ぶ聲あり〕

○大藏會長 左様致して宜しうございますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大藏會長 整理委員に御願ひする方は、自分は非常に忙しいから困ると仰しやらずに、枉げて御勉強願ひたいと思ひます。私一寸大臣とも相談して見ましたが、委員から九名、官廳側から二人の方に御加はり願ひたい。——差支へなければ私から御願ひ致します。イロハ順で

西尾委員 大野委員 桂委員 安川委員 山中委員 松岡委員 藤林委員 鮎澤委員
末弘委員

以上九名の方に御願ひ致したいと思ひます。官廳の方は厚生次官の御手許で御推薦願ひます。成べく奇数にした方が都合が好いと思ひます、で御二名……

○龜山厚生次官 では後程……。

○大藏會長 此の次には十分に各位の御説を伺ふことにして本日は長時間御勉強下さいまして有難うございました。

午後四時四十分散會

2. 第2回勞務法制審議委員會速記録（昭和20年10月31日）

史料出所：労働組合法立法史料簿冊②

昭和二十年十月三十一日

第二回勞務法制審議委員會速記録

於傳研會議室

午前十時十分開議

大藏會長 只今から第二回勞務法制審議會を開會致します〔。〕皆様〔の〕御論議を今日は十分承つて〔、〕出来るだけ今日遅くなりましても終了させたいと思ひます〔。〕出来なければ又後日を豫定して皆様の御話を十分伺ふ積りで居ります。御話を伺ふ前に新たに勞政局長になられました高橋さんを御紹介申上げます。川上さんはつい先日指導部長になられ〔、〕此〔の〕審議會も川上さん〔の〕御斡旋に依つて出来たやうな訳で、其の川上さんが急遽御転任になりまして〔、〕新しく高橋さんがお見えになりました。是は謂はばお役所〔の〕悪い所だと思ひますが〔、〕御紹介するより仕方がありませぬ〔。〕御本人もさぞかし御迷惑かと思ひますが〔、〕今後共此〔の〕機會にお骨折りを願ふことに致します

高橋勞政局長 私〔、〕只今御紹介に預りました高橋でございませう〔。〕どうぞ宜しく御願

致します

大藏會長 次いで先般資料に付て御要求がありました

皆様の御手許に資料を御廻ししました〔。〕一つは勞務者並に失業者に関するも〔の、一〕つは産報に関するも〔の〕であります〔。〕勞務者並に失業者に関するも〔の〕は勤勞局長から御説明致し、産報〔に〕関しましては深川さんから後で御説明を願ひます。では先に勤勞局長の御話を伺ひます

中西幹事 勤勞局長が御見えになりませぬ〔の〕で私が代りまして資料に付きまして簡単に御説明申し上げます〔。〕横書〔の〕戦争終結に伴ふ離職者に関する推定表、是は相當方々に配りまして〔、〕もう既に御列席の皆様方御聴きになつた方がおありと思ひますが〔、〕簡単に申し上げます。是は大體現在有業人口を基礎に置いて、今後の就職〔の〕状況〔、〕即ち就職戦線から離れる者、それから就職戦線に或る程度復歸出来る者は大體どの位になるかと言ふことを大雑把に推定したものであります。産業別分類を茲に〔一〕應出した訳であります。一番初めにAと云ふ現在有業人口〔。〕是は昭和十九年二月二十二日〔に〕人口調査を致しました。此〔の〕數を基礎にしてそれ以後の軍動員とか、勤勞動員、それ等を参酌致しまして、大體此の程度であらうと言ふことを推定した數字でございます。是は終戦の時と云ふ標準でございます。それで男女合計終戦時の有業人口が三千六十萬——、順序を追つて説明致します。B覽であります、第一次的に女子を男子に代替し得る數、今後主として工業方面から既に職業を失つた者は出て居ります。復員軍人がどんどんど帰つて来る。そこで第一の目標から女子を成べく男子に代替して行くと云ふ考へで、どの位女子を男子に代替し得るかと言ふことを推定した數であります。是は昭和十五年の女子の有業人口と、今のAの女子の有業人口を比べた場合に、農林業に五十八萬、水産業に一萬、鑛山に於て五萬、それどんど殖えて居るのであります。そこで此の殖えて居る女子を、昭和十五年の女子の有業人口までに帰すとすると、大體こゝにあるやうな、合計百八十一萬女子を男子に替へることが出来る。是は昭和五年に一應女子の有業人口を帰した訳であります。其の次のCの欄であります、是は産業整理に依る人口、詰り終戦に依つて特にそれどんどの部面で職を離れる者が出て来ましたが、特に多いのは工業であります。工業は大體機械設備なり物動と睨み合せて大體是も大雑把の推定ですが、厚生省でやつて居りました勞務動態調査に依れば、大體男子に於て四百十三萬女子に於て七十五萬、男子の第一次には五十萬土建を見込んで居ります。土建は大體昭和十九年百萬の人口があつたのですが、最近では大部持直して来ましたが。其中五十萬を見込んで居ります。工業からは三百六十三萬、土建から五十萬、合せて四百十三萬、女子の七十萬、是は一般工業、それから公務自由業が三十九萬戴つて居ります。是は陸海軍の一——詰り陸海軍の官廳の職員の数挙げたのであります。其の次に第一次復員中、前職復歸し得る數であります。第一次復員と云ふのは軍復員の中の内地軍の復員と工業よりの職を離れた者、此の両者がどの位前職に復歸し得るか、斯う言ふ數を茲に現はしたのであります。軍復員、是は内地の分であります。後で下の文字を讀上げますが、内地は大體三百九十六萬ある訳であります。軍に入つて居ります者の前職の調べがあります。どう云ふ所から軍に入つたかと云ふ、其の比率で今の三百九十六萬と云ふものを開いた訳であります。さうしますと大體農業から来て居ると推定されるものが百四萬、水産業が八萬、鑛山業十三萬、工業が百五十三萬、商業が二十九萬、交通業が二十八萬、其の外

に無業として軍に入ったものが五萬、斯う云ふことであります。そこで其の中農林、水産、鑛山、交通業、公務自由業、家事其の他、それは大体丸々復歸出来るの見當付けたのであります。工業は百五十三萬になるが、大体二割見當しか歸つて来たとして入れないから、二割、三十萬、商業は二十九萬あるが、是はせいぜい半分位しか入れまい。五割取りまして十五萬、斯う云ふことに推定した訳であります。さうすると大体内地の軍復員者で前職に復歸し得るものと考へられるものは、大体三百五十四萬であります。工業よりの復歸、是は先程申したCの覽の男子の四百十三萬の中の土建の五十萬を取りまして、三百六十三萬を、是も勞務動態調査に依りまして、工業にどの部門から来たかと云ふ大体の統計があるのであります。それに依つて三百六十五萬を開いたのであります。さうすると大体ここにあるやうな數字になります。括弧は開きました実數なのであります。鑛山業は半分しか入らない。それから工業は既に無理だと云ふので「ゼロ」にしました。商業は二割、交通業は五割、家事其の他が是も五割取る。大体工場から出る者の中百二十七萬はそれぞれ前職に復歸し得るだらう。斯う云ふことで復歸出来る者が總計して三百八十一萬、斯う云ふことになります。

それから次の覽は結局Aと言ふ終戦時の現在有業人口から工場其の他産業整理に依る人口、詰りCを引きまして前職に復歸し得る數Dを足した數、是が大体當分の有業人口になると云ふ覽であります。總計二千九百十四萬と云ふ數が推定出来る訳であります。差當り此の位の有業人口であります。

そこで一應切りまして、其の次に二次的に女子を男子に代替し得る數、先程のは昭和十五年であります。是は昭和五年のを取つた。昭和五年の女子の有業人口まで退却させると、せいぜい農林業に八十二萬、水産業に二萬、鑛山業に二萬、交通業に十一萬、公務自由業に二十九萬、總計百二十六萬、是は実は昭和五年の全体の人口が六千三百萬として、現在は七千數百萬であるのでここまで壓縮することは無理ですが、一應引つくるめると斯う云ふことになる。それで第二次復員中、前職に復歸し得る數Fですが、軍復員、是は外地關係です、是は總計三百六十五萬、之を前職關係の數で開いた。さうするとそれぞれ茲に出て居りますが、其の中の鑛山業八十二萬出るが、既に〔A-C+D〕と云ふ所で、鑛山業は九十萬取つた残りですそれ以上は入らないので「ゼロ」、工業も「ゼロ」、商業も工場が復活しない限りは「ゼロ」で駄目だらうと云ふ見込みです。交通業は五割位は收容出来ると云ふ運輸省の話もありますので、十三萬、それから公務自由業、是は半分取れるだらうと云ふので二十五萬、家事其の他は半分取つて一萬、さうすると大体百四十一萬、それから外地歸還、之に大体外地から歸還する者は一般邦人三百萬と一應考へた。三百萬の中には婦女子がございます。職を必要とする者は其の半分の百五十萬と一應考へ〔、〕さうして是は実は無理な數ですが、外地に於てどう云ふ職業に就いて居るか、外地に居る者全体の職業の「パーセンテージ」がございます。それで実は一應開いたのです。さうするとそれと茲に出て居るのですが、其の中の鑛山業は「ゼロ」、工業も「ゼロ」、商業も「ゼロ」、交通業は大体満鉄其の他關係で三萬、後は全部「ゼロ」と云ふことで、合計して外地から歸つて来る者の收容し得る數は大体百五十九萬ではなからうか、之も非常に大雑把な推定でございます。さうして先程AからCを引きまして、第一次復員のDを足しまして、更にFを足しましたさうすると大体三千七十三萬、此の位は有業人口として出し得るのであります。是は大體現在の施設乃至

現在の状況の儘で有業人口を調べたもので、どの位収容出来るかと云ふと此〔の〕位であります〔。〕ですから例〔へ〕ば農林方面でどんゞゝ開拓事業であるとか〔、〕或は工業を起す〔。〕そ〔れ〕に依つて商業が勃興すると云ふことになると〔、〕勿論是はどんな殖える訳であります〔。〕何もしませぬで大体此〔の〕位は今〔の〕所収容出来る

次〔の〕欄ですが〔、〕昭和五年〔の〕全体有業人口を一〇〔〇〕とすると〔、〕それぞれ〔の〕産業は斯う云ふことになります〔。〕一應昭和五年が大体曾て〔の〕平和時代〔の〕職業の分布状況と見て〔、〕そこで今後〔の〕人口を大体七千九百萬、七千八百萬とも八千萬とも言はれますが〔、〕私達〔の〕推定は七千九百萬になるだらうと思ひます〔。〕昭和五年〔の〕有業人口と無業人口と〔の〕割合を見ますと〔、〕有業人口が全体〔の〕七六〔。〕七%〔と〕なる〇七千九百萬〔、〕「パ〔一〕センテ〔一〕ジ」を掛けると三千六百三十萬が今後〔の〕有業人口でなければならぬと云ふ數でございます〔。〕今後大体人口構成から見まして〔、〕三千六百三十萬の有業人口は日本として持たなければならぬ形でございます。所で三千六百三十萬を昭和五年〔の〕時〔の〕各産業〔の〕「パ〔一〕セ〔ン〕テ〔一〕ジ」に開きました〔。〕さうすると農林業に〔、〕一千七百三十二萬〔、〕水産業六十九萬、鑛山業四十萬、工業に七百十八萬、商業に六百二萬、公務自由業に百四十七萬、交通業百十七萬、家事其〔の〕他に百五萬とそれぞれの數が〔一〕應出る。そこで第二次復員後の有業人口甲と〔、〕總人口七千九百萬〔と〕有業人口乙との比較を出すと〔、〕農業は開墾等相當な収容力を積極的に持たないと〔、〕更に九十二萬ばかりはとても入れない〔、〕是だけ余る〔。〕水産業は却つて減る位になつて居りまして〔、〕大体宜からう〔。〕鑛山業ですが〔、〕是は昭和五年の鑛山人口は非常に少い〔の〕で〔、〕大体現在七十四萬、七十萬前後は今後共必要であります〔。〕さうすると九十萬は〔一〕寸無理であります〔、〕九十萬〔の〕中には朝鮮人も入つて居る〔。〕そこで朝鮮人が十五萬或はそれ以上入つて居る〔の〕で〔、〕それ等が出て行くと大体七十萬から七十四〔、〕五萬と云ふ所は収容出来ると思ひます〔。〕是で比較すると五十萬、今〔の〕方が多いと云ふことになります〔。〕工業であります〔、〕昭和五年の比率で申上げてみれば〔、〕七百十八萬になりとても現在〔の〕資材の関係では行きませぬ。大体推定から見ても二百八十一萬と云ふものが溢れて居ると云ふことになる。商業ですが、是は工業と非常な関係を持つて居ります。開きますと六百二萬になりますが、現在の所は三百二十七萬と云ふことになります。交通業は昭和五年が非常に少いので、現在でも大体二百萬位は収容出来るのぢやなからうか。斯う言う豫想が出ます。此の比較は百六萬であります。公務自由業は昭和五年は相當少いので、官廳其の他の五割縮減などになりますと、或る程度下つて参りませうが、大体もう少し減せば宜いのではないか。家事其の他は大したことはありません。合計して五百十七萬と云ふものが今後何等かの事業を興して是等のものを何等かの職に就けなければならぬと云ふ大体の數になつて来る訳であります。

下を讀みますと、Bと云ふのは第一次的に女子を男子に代替し得る數、百八十一萬及びCの中Cと言ふのは産業整理に依る人口、詰り工場から溢れた者七十五萬、並にEの百二十六萬は家庭に復帰せしむべきものとす。是は一應失業救済をさう云ふ對象から外す。但し家事等に約四十萬位吸収可能の見込である。現在は女中が非常に曾ての數から見ると減つて居りまして、更に食糧事情等が良くなれば、家事其の他に四十萬位の女子

は吸収し得る見込であります。次に差當り就職すべき者はC中工業整理に依る男四百十三萬及び陸海軍復員（内地分）三百九十六萬、計八百九萬である。内Bに依つて百八十一萬、前職復帰に依つて三百八十一萬、計五百六十二萬は就職可能でありますから、差引二百四十七萬が就職不能となる。以上の外に第二次陸海軍復員（内地分）三百六十五萬より前職復帰の可能者百四十二萬を差引けば、就職不能者二百二十三萬となる。それから其の外に在外邦人にして帰還する者約三百萬中、要就職者を百五十萬と推定し、其の内前職復帰可能十七萬とすれば、差引き百三十三萬となる。両者を合計して就職不能は三百六十五萬となる。そこで第一次及び第二次の就職不能者を合計すれば六百三萬となる。尚ほEの百二十六萬の女子と男子との代替が可能とすれば、就職不能者は四百七十七萬に減少する。詰り昭和五年まで女子が退却せねば是は無理だと思ひます。尚ほ軍動員復員に基く就職不能者は第一次（概ね十月上旬終了するものとして）八十二萬、（就職不能者百四十二萬より女子代替百八十一萬の三分の一六十萬を減ず）第二次の百八十一萬（就職不能者二百二十三萬より女子代替百二十六萬の三分の一四十二萬を減ず）合計二百六十三萬と推計せられます。

今後の有業人口三千六百三十萬に對し、第二次復員後の有業人口三千七十三萬なるを以て、將來尚ほ五百五十七萬の要就職者の存在を推計せられる。是等は何等か事業を興して吸収する必要がある。是は非常に大雑把な推定でありまして、一應横書の資料の御説明を終ります。

其の次に縦書の失業者の推計表でございますが、是は各府縣に照會致しまして、府縣もそれ〴〵相當困難のもあつたのでありますが、是も本當の推定でございます。一番上の覽が工場事業場より解雇、解除された従業者数、廣島とか秋田は分つて居りませぬが、大体二百四十一萬、現在休業せる工場事業場の従業者数總計三百二十七萬、(1)(2)中現在又は近き將來に於て失業すべき者、是は二百六十一萬、軍復員に依る現在又は近き將來に於て失業状態に入る見込数、是は八百八十萬で工場方面から出る失業者、軍復員の失業者を合せると四百四十二萬の失業者が大体出る。斯う云ふ数字でございます。是は現在又は近き將來でありまして、外地關係の者がどん〴〵帰つて来た者は含んでありません。先程の横書の方と或る程度見當は合ふやうな氣も致します。大体以上でございます。

大藏會長 何か今の御説明に関しまして質問があれば、成べく時間を取らないで御願ひします。

大野委員 先程の農業以下各産業の失業者推定表ですが、是は何時の統計ですか。

中西幹事 是は終戦直後こちらから照會しまして、逐次府縣から報告して来たものを取纏めたものです。

大野委員 工場事業場とありますが、是は鑛工業とか工業とか云ふだけに限定して居ますか。

中西幹事 して居ませぬ。

大野委員 極めて「ラウンドナンバー」なのですね。

中西幹事 さうでございます。

山中委員 此の第三欄と上の二欄とはどう云ふ關係がございますか。既に解雇されたから失業者になつて居る筈だが……。是は何等かの推定を加へたものですか。

中西幹事 是は先程申したやうに、一應解雇、解除されても、何等かの職に就け得るのがございます。それを抜きまして近き将来に於て失業するのが(3)になるのです。(1)(2)は一應従来工場から出る失業者でございます。但し何處かに受入れがございますからそれを差引いた数が(3)でございます。併し大体各府縣で需給関係を見まして、殊に農業出身者は或る程度復帰が出来ますので、それ等を按配した訳です。

大野委員 是は失業者と云ふものは非常に難かしい定義があるのだらうが、是は極めて「ラフ」なものでせうが、全く仕事がないと云ふだけになつて居るか、或は例へば今まで百円取つた人が八十円しか取れない。斯う云つた場合に失業者になつて居るのですか。

中西幹事 茲では一時職を離れた者は失業者と云ふことにしました。

大野委員 さうすると多少條件が悪くても仕事をやらうとすれば或る程度吸収される余地がある。斯う考へて宜いのですか。

中西幹事 さう云ふ訳です。唯今の所好んで参りませぬ。

桂委員 横書の表の中のA、是は學生は入つて居らない訳でありますか

中西幹事 入つて居りませぬ。

大藏會長 其の外に……

岡崎委員 いつの世になつても職を欲して居る者がありますね。さう云ふ者は大体平素ではど〔の〕位あると豫想されて居りますか

亀山次官 推定は非常に難かしいと思ひますが〔、〕大体今まで私共が聽いて居る範囲では昭和六年以降に二百萬程度で或は三百萬程度を往来して居ると思ひます〔。〕さう云ふ數字は中々難かしいのですが〔、〕極く推定で申し上げます

岡崎委員 従来〔の〕外にですか

亀山次官 さうです〔。〕失業〔の〕定義は中々決め難い〔の〕ですが〔、〕俗に言ふ一時失業〔、〕是が入つて来る〔の〕です

桂委員 今次官〔の〕御話ですが〔、〕Aの現在有業人口〔、〕是は終戦直後であつて〔、〕普段〔の〕時と違つて「フルエンプロイメント〔〕」に近かつたのぢやないか〔。〕例へば終戦当時はそれを之に加へることは要らない〔の〕ぢやないか。だから學生〔の〕ことを私は伺つた〔。〕平時〔の〕状態に於ては〔一〕種〔の〕予備軍があるがさう云ふも〔の〕は此〔の〕時にはなかつた〔。〕是で盡きて居ると云ふ氣がしますが如何ですか

亀山次官 其〔の〕点は非常に難かしいだらうと思ひますが〔、〕是は御案内のやうに家事其〔の〕他とありますが〔、〕此〔の〕外に年令〔の〕制限に依る色々な問題もあります。大体形式から行けば「フルエンプロイメント」です。

大野委員 今の極めて〔「ラフ〔〕」な推定と思ひますが〔、〕失業者が二百萬と云ふことは非常な重大なことなのです〔。〕其〔の〕定義も凡その見當がないと今のやうに直ぐに二百萬〔、〕三百萬と違つてしまふ〔の〕で〔、〕是はやはり今後〔の〕日本〔の〕問題として失業問題をどう取扱ふかと云ふことは非常に重大な問題で〔、〕それには或る規準を立て〔て、〕さうして其〔の〕範囲で計数を擧げないと〔、〕唯違つた標準で何百萬居る〔、〕と言つて見ても何にもならない〔。〕其〔の〕点我々の役人をやつた時代には〔、〕随分喧しい問題があつた〔の〕ですが〔、〕厚生省でも少しさう云ふ失業者の統計に付ては考へて〔、〕さうして問題を比較する標準になるやうな統計を作ることを一つやつて戴きたいと思ふのです〔。〕今〔の〕状況では組合も何もなかつたし〔、〕それからさう云

ふ機関が何もなくなつて居るから〔、〕知事が腰だめで何百萬と推定するから直ぐに、二百萬三百萬違つてしまふ。今の御話の点は戦争の時には凡ゆる労働給源と云ふものを盡して居るのだから、先づまづ「フルエンプロイメント」と云ふことは言へるだらうと思ひます。今の点は少くとも其の点に関する限りは桂さんの御意見の方が正しいと思つて居ります。それでも数が決らない限りは、唯議論を闘はずだけですから、それは少し考へて戴きたいと思ひます。

大藏會長 それでは次の御説明を伺つて宜しうございますか。では深川さん御願ひします。

深川委員 茲に書いてあるのを讀んで戴けばどうでせうか。

〔書類 朗讀〕

深川委員 私から大体茲に書いてある通りでありますけれども、多少補足致したいと思ひます。既に御存じの方もおありと思ひますが、産報運動は産業報國聯盟から産業報國會となつて来たのであります。大体の産報運動の発足と致しましては、労資間の調整をやる。労資調整と云ふことが本當に主眼でありまして、其の爲にはどう云ふことをやるのが一番宜いかを協議しまして、それには意思の疎通と云ふことがどうしても第一に圖らなければならない。なぜかと云ふとどうしても意思の不疎通の爲に問題が起る。小さい問題も大きくなる。斯う云ふことではいかぬから、どうしても労資間をうまくやつて行く爲には、工場鑛山の中に於て意思が良く上下疎通するやうにしなければならぬ。それで最初は色々疎通機関を中心とした會社一体の總意であつたのが産報運動の眼目でありました。それが産業報國會に変わる時に自治組織と云ふものを第一にしまして、懇談機構と云ふことを補助機関と變へたのですが、是は確かに私は失敗であつたと自分自身は考へて居ります、勿論両方必要なのでありますけれども、両方共車の両輪のやうにして置くことが本當だと思ひます、さう云ふ訳で懇談機構、意思疎通機関と云ふものは産報に於きましては非常に當初から重要視されて来た訳であります。それではどう云ふ風にそれが現場に於て実行されたかと申しますと、工場鑛山を一單位としまして、例へば何々鑛山、何々工場と云ふ所を一つの單位として、そこに産報が出来ます。さうしますと先づ私の方で申上げませぬと外のものが宜く分りませぬから申上げますが、私の方は絶対普通選舉でありまして、三十人位に一人の總代と云ふものを選擧しまして、是が私の方では總代會と云ふものを編成します。此の總代會と云ふものが毎月必ず一回以上行はれて居つたのであります。之には職員は顔を出さないのでありまして、労働者だけが集りまして、どう云ふ問題を今度は取上げようと總代會で考へ、其の問題を懇談會に持つて来るのであります。懇談會と云ふものはどう云ふ組織かと申しますと、總代が互選し總代の中から約半分の相談役と云ふものを選擧します。選擧された相談役と同數以内の相談役は會社側で指名しまして、其の両方が集つて懇談會と云ふものを構成します。其の懇談會に於て協議を進め、總代會で決まつたものを懇談會で協議して否決する、或は採用する。或は研究調査すると云ふ風に分けて、之を處置すると云ふ風に致して居ります。所で其の出ます問題は茲に書いてありますやうに、凡ゆる方面、待遇のことでありませうと、労働條件のことでありませうと、賃金のことであらうと、凡ゆる問題を研究し、唯私共の方に於ては職員個人間の悪口だけは其の場に直接持ち出すと云ふことはせず、外の方ですると云ふことを言つたことがありますけれども、問題に對しましては制限なしと云ふやうにしましてやつて来た訳であります。さうして其の目的は共済組

合と申しましたが、今後産業報國會に依りまして産業報國會と名前を変へただけでありまして、唯変りましたことは前に選挙しましたことを指名推薦に変へましたからそれに従つたのであります。変へてからの結果はやはり悪くなりまして、私の考へから申しますと選挙の時の方が議論が活潑に出たやうに考へて居ります。さうして産報は事業を営んで居ります。産業報國會が母体となりまして、或は健康保険組合、或は安全運動或は機関紙の発行、或は青年團とか集會とか云ふ各種の団体、是は總て産報が土台となり各種の經營を致して居りました。さう云ふやり方で今までずっとやつて来て居ります。第七の所に安全運動とありますが、能率運動等も産報では盛んにやつたのであります。さう云ふやうなことであります。是は産業報國會前からのことでありますが、八幡に労働組合が盛んに活動して居ります時に、其の仕事と私達の組合の仕事を比較しまして表を作つて組合員に説明したやうなものであります。八幡の方は懇談會をやりました。新聞に出ますので発表されて分つて居りましたから其の表を作つて説明をしたことがあることを記憶して居ります。それに依ると大体は変わらないであります。私の方に於ける仕事と八幡の仕事を比べますと殆どやはり賃金問題、待遇問題、或は解雇問題、さう云ふ種類分けにして見ますと或は共済事項でありますとか云ふやうなこと等も殆ど変らなかつたやうに記憶致して居ります。産報運動と致しましては、唯各事業場に於ける理解□□この當事者の理解の程度に於きまして懇談機構が殆ど活動をしない所もあつたやうに聴いて居ります。是はその經營する人間意識の如何、労働者の人格の尊重の度合に依つて非常に相違があると思ひます。今まで戦時中は色々の懇談、會合を活潑にやると云ふことをしましても、中々議論が出難くかつたやうに感じます。それでいつも民意が起らぬ起らぬと言はれますが、大体組織が民間から起らないやうな、下から盛上らないやうな行き方であつたと思ひます。それで起らなかつたのは當然と思ひますが、懇談會等の活潑なる発議はやはり戦争前の方が非常に活潑であつたやうに記憶致します。簡単に以上申し上げます。

大藏會長 何か今の御説明に関しまして御質問でもありませんか。

末弘委員 実は單位産報の活動がどうであるかと云ふことをどなたかに御説明を願ひたいと云つて、御當局に御願ひしたのは私なのでありますが、是は戦争中の色々な活動に付ては多少私共色々聴いたりして居りますが〔、〕只今〔の〕所、さう云ふ今後労働組合と云ふも〔の〕が非常に動いて行くことに關して、斯うした職場〔の〕中〔に〕職場懇談會的な〔、〕或は今まで産報がやつて居たやうな仕事〔の〕中で〔、〕恐らくどんな形で各組合の中に残るか、或は組合と〔の〕關係がどんなも〔の〕になるかを考へて置く必要があると思ひまして伺つた〔の〕です

深川委員 是は私の考へを申し上げますが〔、〕又會社〔の〕方で昨日も協議したのですが〔、〕はつきり確定は致して居りませぬが〔、〕私の考へでは職場—鑛山とか工場單位に労働組合を今度は作ると云ふ考へを致して居ります〔、〕さうして従業員だけの労働組合に致しまして〔、〕其〔の〕組合を相手としてやはり今までの懇談會と云ふも〔の〕は毎月□回以上必ずやつて居りますから〔、〕やはりさう云ふ風に組合から今度は選挙された委員が出て来まして〔、〕相手として常に宜く接觸を保つて懇談をして行きたいと考へて居ります

大野委員 〔一〕寸當局の方に御訊きしますが〔、〕報國會には相當の資産があつたと思ひ

ます〔。〕それは従前政府から補助或は助成を致して居つたでせうが〔、〕其〔の〕資産の處置はどう云ふことになつて居るか

亀山次官 産業報國會は従来大政翼賛會を通じて補助金が参りました〔の〕が解散に伴ひまして資産としては労働科學研究所程度であります

殊に空襲共済に依る缺損は相當なものであります。是等を國庫の補助で漸く解散を致した訳であります。そんな事情で産業報國會の方には殆ど資産は残つて居ません〔。〕地方産報はそれぞれ財團になつて居る所もありますが是は地方に依つてそれぞれ違ひます〔。〕それは本部と別に別箇の會計になつて居ります〔。〕是は詳細は分りませぬ

大野委員 そこでさう云ふ地方別の報國會の資産と云ふも〔の〕が相當あるものと考へられますが〔、〕さう云ふものの處分に付てはどうでせうか

労働組合法と云ふも〔の〕を如何なる形式で立法するか急いで居る訳ですが、さう云ふも〔の〕に渡すとか何とか云ふ御考へはないでせうか

亀山次官 實は産業報國會を解散致しましたけれども、地方各府縣の産業報國會に付きましては暫く清算の關係等もありましたし、或は勤勞者の福利厚生の團體を作つてはどうであらうかと云ふ考へもありました爲に、直ちに即時解散をまだやらせて居りませぬ。併し産業福利厚生會と申しますか、勤勞者の福利厚生の爲にする團體は目下の所作るのを断念致しました。隨て地方の産業報國會で持つて居ります資産に付きましては、一應地方の産業報國會の解散の際に然るべく一つ委せてはどうか。唯問題は今御言葉がありました但相當資産と云ふのですけれども、詳細は分り兼ねますけれども、私が聽いて居ります所では非常に少いやうであります。せいぜい今聽いて居る所は兵庫縣とか愛知縣と云ふやうな所の産業報國會では多少あらうと思ひますけれども、其の他は錬成道場式のものを持つて居るものが少しある程度であります。其の仕末に付きましては今申しましたやうに、地方に委せますけれども、先般も西尾委員のおいでになつた際に、埼玉の例を擧げまして埼玉の産業報國會道場等は労働組合が出来ればさう云ふものの聯合會とか、さう云ふやうなものに使ふやうにして貰ひたいと云ふ御話がありました。さう云ふやうに適當におやりになつてはどうか。唯産業報國會で地方に別箇に財産を持つて居る所は宜しうございますけれども、さうでない資産の所有が明確でない所は此の機會に整理して然るべき使途に使ふことが出来る。就中斯う云ふ勤勞者の厚生福利の方に使ふやうに私共は希望して居ります。

大野委員 今の御話で大体御趣旨は分つたが、寧ろさう云ふことを早く調べて、さうして大体さう云ふ趣旨ならさう云ふ趣旨であると云ふことを示して置いた方が宜くないのぢやないか。各府縣勝手にやつて、ばらばらになつてしまふと非常に意味のないことであつて、殊に一方は労働者の團結を進めて行く。それがさう云ふ趣旨に副ふ所以でもあるし、資産をさう云ふ方面に利用出来るやうにすることが宜いのぢやないか。相當あるのぢやないですか。さうはないですか。

深川委員 私の知つて居る限りを申し上げますが、産報は殆ど資産を持つて居りませぬ。大体産報で今問題になりますのは、中央の産報本部と次官も御話になつたやうに、地方の——北海道で申しますと道産報、縣で縣産報と云ふだけでありまして、後の單位産報と云ふものは銘々の工場のその産報のものでありますから、中央乃至或は地方産報は是は關係ない訳であります。又地方産報も中央産報も別に會計して居つたのですが、せいぜい持

つて居りまして錬成館とか道場位です。是もまだ行亘つて居りませぬ。持つて居る所が少くて、ない方が多いのであります。北海道などで申しますと、北海道産報と云ふのと、北海道の鑛山局を中心とした鑛山部會と云ふものがありますが、鑛山部會などは此の前清算しまして、残つたのは六十円でしたか、什器代と言つてある位でありまして、机とか何とかあるだけで、北海道の東南方にある「マクハナイ」と云ふ所に道場を作つて居りましたから、それが一つありますけれども、殆ど家も借家であります。大体が政府から貰つた金が僅かでありましたし、僅かと言つても考へ方にも依りませうけれども、殆ど使つてしまつたのです。大方色々な運動に実際に消費しまして、物にしたものが殆どありませぬでしたから、残り目はないと云ふのが本當でせう。

龜山次官 今御話がありました後仕末の問題に付きましては、此の二十三日に本部の方の或る程度の清算をし、之を機會に地方産報の處置はまだ明確な指示をして居りませぬから、之を致す積りであります。其の際に若しも今深川さんが仰つたやうに、道場等がありますならば、其の使途に付ては指示を與へたい。

深川委員 中央の命令を持つ爲にそれは保留して居ります。

桂委員 只今の御話で會館などは少いと思ひますけれども、何か作業衣とかのやうな物資を持つて居りませぬか。工場と言つても産報の名に於て受取つて居るのです。さう云ふものは皆分配され盡して居れば宜しうございますが、其の帰属が若干問題になりはしないか。工場のものになつて勞務者に行くならば宜いが、工場のものになつて横に流れると言ふことになると問題だと思ひます。若干物資を持つて居る單位産報があらうと思ひます。

深川委員 北海道などは貯藏の物資は持つて居るものは全部工場に拂ひ出して、産報は持つて居りませぬ。外の所は知りませぬ。

桂委員 それが問題だと思ひます。

龜山次官 今御話のやうな單位産報の物資に付きましては尚ほ十分に私共の方で調べて見なければならぬと思ひますけれども、私共は承知して居る範囲では産報自体は唯さばくだけで持つて居ると申しますか、例へば富山縣とか兵庫縣等で一種の購賣組合と言ひますか、あの式のものでやつて居る所があります。是等は縣の産報がその工場勤務者の福利厚生の爲に販賣利用の式のものを作つて、是はどう云ふ處置になりますか、こちらの方の中央から物資を配給せず縣を通じてやつたのです。兵庫縣あたりでは運輸自体をやつた。唯中央から配給したやうな作業衣に付ては是は殆どない。さばき切つて居ると思ひますが、尚ほ調べて見ます。

大藏會長 如何でございませう。産報の問題に関係したことは……。

末弘委員 深川さんの先程の御意見を伺ひまして、私共最初こんな風に思つて居たのです。詰り大きい事業場鑛山等は産業報國會と云ふ仕組が前からあり、色々な仕組を皆持つて居る。之を中央からの指示に基いて大体形だけを産報と云ふ指示に合ふやうな形にして色々纏めてやつて来た。だから産報が今度なくなるならば昔のやうな形に戻る、それ以後、勞働組合と云ふ問題が起ると思ひますが、私実は疑問にして居るのは前々からそんな施設が余りない所などは、産報組織が出来て、それで中には相當成果を擧げた所もあるし、形式的にやつて居る所もある。そんなやうな所は産報の組織がなくなると將來どうなるのだらうかと云ふ感じを持つて居るのですが……。

深川委員 私の方を申しますと、今までの古い大きな所は古い組織を持つて居りまして、産報に変へたことは御話の通りであります、さう云ふ所に於きましても、今度と云ふ今度は労働組合と云ふものにしなければ到底私はやつて行けないだらうと考へます。さう云ふ労働組合が色々出来て来るであらうと云ふことは、言葉はおかしいが〔、〕さう云ふ勢ひになるだらうと私は考へます。

末弘委員 有難うございました

大藏會長 それでは配布致しました資料の説明は是で打切ります〔、〕次に皆様の御意見を伺ふ順序であります〔、〕其の前に昨日官廳側の整理委員を一つ御指名願ひたいと思ひ、二人と云ふことを懇談申上げたのですが、官廳側の方では成べく少い方が宜からうと云ふやうな御考へで、勞政局長の高橋さんを御指名になりましたことを御報告申し上げます。それで整理委員は十一名の予定のも〔の〕が十名となりました。それを御了承願ひます。労働組合法の内容に関しまして順序で皆様方の全員の御発言を承りたいと云ふことを先般申上げたのでありますが〔、〕特別に御関係〔の〕深い浅いと云ふ所もあります〔の〕で〔、〕最初御二人を私の方から指名申上げて代表的〔な〕意見でも伺ひ〔、〕然る後に其の他の方々から洩れなく御発言を願ひたい〔、〕斯う云ふ風なことに致したいと思ひます。先づ松岡駒吉さんから御意見を伺ひたいと思ひます。

松岡委員 先日〔の〕會合で私、厚生省の方に御質問致しまして〔、〕特に労働組合法ばかりではなく、労働組合法〔の〕制定並に協約法の制定更に進んで現在存在致します爭議調停法〔の〕改正とに依つて〔、〕労働法制〔の〕完璧を期する〔。〕而も以上三つ〔の〕法律を通じても指導精神をはつきりと制定され〔、〕法律〔の〕全文として之を永久に法律として生かすやうな〔、〕余りさう云ふ例はないやうに見えまするけれども、其の種〔の〕新しい立法の主眼と申しますか、さう云ふ方法を御執りになることが出来るであらうか、どうであらうか、それが望ましいのであるが〔、〕どうであらうと云ふことを御相談致しましたが〔、〕多数がそれを希望されるならばそ〔れ〕は出来ないことではないと云ふ次官からの御回答を得ましたので〔、〕其の御回答を得たことに依りまして一段と私は確信を得ましたけれども、労働法制に付ての私見を申述べたいと存じます。

只今申し上げますやうな意味で他に適當な言葉、文字があるかも知れませぬが、私は以上三つのものを一括して労働憲章とでも云ふ法律を出してはどうであらうか。斯様に考へるのであります。さうして其の冒頭には——私は別にまだ成文を案として持つて居ませぬので、思ひつく儘を一、二申上げるのであります、労働神聖の原則と云ふことが曾つて國際聯盟機構の中にあつた労働機関に依つて打ち立てられたのでありましたが、是等の言葉も精神も立派でありますので、此の機會に此のことを一應考へて見る必要があるのではないか、労働神聖と云ふことが瀕りに強調されますが、只今申上げるやうな意味に於て斯う云ふことも全文の中に入れて然るべきではなからうか。労働の文化史、殊に労働が自然に能動的に働きかけることなくしては總てを創造し得ない所の労働の創造性と云ふものを大いに強調致しまして、唯抽象的に労働が神聖であると云ふことを言ふばかりでなく、もう少し具体的に其のことを明かにしてはどうであらうか。さうして更に私が大切であると思ふことは、労働組合運動と云ふものが労働者の政治的、經濟的、社會的な地位を向上せしめると共に、産業の興隆に資し、進んで人類の文化に貢献し得るものでなければなりません。斯う云ふ指導精神を明確に致す必要があると思ふの

であります。其の理由は多くを説明致しませぬでも御諒解下さることゝ思ひますから省略致します。大体斯う云ふ精神に基きまして労働組合法の個々の條件に付きましては特に申上げることが避けます。要綱的に申上げますと、先づ第一に先に申上げましたけれども、労働組合法と云ふものを先づ労働憲章と云ふやうなものにして、其の一章の第一條には、政治経済並に社会的な地位の向上、労働条件の維持改善と云ふことが今日の場合多く使はれて居りますけれども、其の言葉よりも寧ろ政治的経済的社会的地位の向上と云ふ言葉で宜いのではなからうか。並に人格或は品性の陶冶、相互扶助、共同福祉の増進を目的とする、同一若くは類似の産業に従事する被傭者を以て組織する団体又は其の联合体とする。特に私は何人以上と云ふことを限定する必要はなからうと考へて居ります。第一が大変大きいやうであります。経済的、政治的、社会的な地位の向上、人格品性の陶冶と云ふやうなことばかりでなく、相互扶助の精神を組織化致しまして、其の爲めの共済的な施設と云ふものが労働組合に附随しなければならないやうに規定することが必要だと存するのであります。なぜかと言ひますと、率直に申上げるのであるが、相互扶助の共済機関と云ふものを持ちますことは、其の団体の團結力、結束力を強化する爲に確かに必要であります。又それなくして団体の統制力と云ふものを強化し得ないのであります。團結力を強化する爲に、必要だと云ふと直ちに労働組合の健全な発達を希望されない向きに於て、往々にして不快な感じを持つかも知れませぬ。折角立派な目的を持つて立つ所の労働組合が、其の本姿に依つて行動を爲し得る爲には強い統制力の使用を期待しなければならないのであります。それはやはり強固な團結力を持つ組合にして始めて統制力を持ち得るのでありますから、相互扶助の機関と云ふものが労働組合に取つて必要であると思ふのであります。其の他の福利増進を目的すると云ふことは相當福利増進の爲に色々な業を営むことを意味するのであります。申上げるまでもなく、それ等の事柄が共済組合と同様に労働組合の結束を強固ならしめる爲に必要でありますのみならず、労働組合の運動の健全性と云ふものを強化し、之を助長せしめるに足る最も有効適切なる具体的方法であると云ふことを確信するからであります。先程の次官の御話に依りますと、一時懸念して居りました産報解散後に於ける地方聯合会の資産等の使途に関しまして何か厚生的な事業やらをせるものとして之を存置せしめる方針の如くに拜承しまして、甚だ憂慮して居つたのであります。其の心配の除かれたことに私は満足致して居るのであります。共同福利の増進を目的とする平和的な建設的な事業が大いに労働組合に依つて経営、運営されて行くと云ふことが労働組合運動の健全性を永續せしめ、其の組織力を強大ならしめる爲に絶対に必要であるからであります。多くの説明を要しないことゝ思ひますけれども、特に私の痛感します所は、絶えず人から命令される立場に居ります者は兎角不平不満を感じ易いのであります。幾らかでも自分達が責任を以てやる立場に立ちますと他の人に命令を發しまして、責任を以てやる人の苦勞と云ふもの、上に立つ者の苦勞と云ふものが自ら分つて参ります。労働組合の運動それ自体に、只今申上げるやうな経験を労働者に與へることは申上げるまでもないのであります。殊に先に申上げた共済組合の運動、更に進んで共同福利の増進の爲に消費組合を経営致しますとか、或は労働銀行のやうな一種の金融機関の如きものを作りまして、兎もすればあちこちの工場で作つて居りますやうな高利貸征伐と云ふ所から出發して、漸次相當な金を運営し得るやうな、信用組合のやうなものを持つて居る組合も既に出て

居つたのであります。さう云ふ仕事などを段々やらせませうことが、先に申上げましたやうないつも人から使はれて居る者としては、経験なし得ない色々なことを経験するのであります。さう云ふ経験を蓄積することに依つてのみ私は本當の意味に於ける労働階級の中から段々と人を作つて行くことが出来るのであると思ふ。本當の労働者の爲に親切に考へるならば、労働者自身の自主的な努力、自治的な活動の中に、労働者自ら磨かれ、人間に段々なつて行くと云ふやうなことを大いに期待して其の効果を擧げ得るやうな、労働組合法が作られるのでなければ、親切な態度とは云ひ得ない。斯様に考へるのであります。さう云ふ意味で是等の事業に對しましては固より課税をなすやうなことはなく、之を奨励すると云ふ建前で認めて行くべきであると思ふのであります。終ひの同一若くは類似の産業、職業に従事する被傭者を以て組織する団体、聯合會と云ふことは何等の説明を要しない所であります。従業往々にして職業的なものでなくちやいかぬ。或は産業別的な組織と云ふも〔の〕を毛嫌ひされるやうな傾向等もありましたが〔、〕さう云ふことに付て何等制限しない。それは労働組合それ自体の組織、方針に依つてどう云ふ方針を取るかと云ふことの自由を御認め下さつて〔、〕法制としては此〔の〕位〔の〕程度〔の〕規定で結構ではなからうか〔。〕殊に聯合會と云ふも〔の〕を認めて下さる必要を痛感する〔の〕であります〔。〕殊にそれはなぜかと云ふと〔、〕個々の産業別的な、或は職業別的な組合と云ふものが強力なも〔の〕になりまして、それが各々〔の〕支部を立派に統制し得るやうな工合に、理想的な発達を遂げた後ならばまだしもであります〔、〕発達過程に於きましては〔、〕例へば東京に於て、大阪に於て、箇〔々〕組合としては甚だ微力なも〔の〕でありまして、其の組合の本部〔の〕力を以てしては——具体的に言ふと〔、〕僅か千人しか居ない工場が東京にあると致します〔。〕それが紡績工場と假定する〔と〕千人〔の〕組合の中〔に〕支部が三つある〔。〕一つ〔の〕支部は二百名〔、一〕つの支部は百名、第三の支部は七百名〔の〕會員を有する〔。〕此〔の〕三つ〔の〕支部を統括する組合が合計千人であつて、其の中の七百名を占める所〔の〕一つ〔の〕支部と云ふも〔の〕を統制して行くことは〔、〕一寸困難な事情が生ずる〔。〕千名中七百名を擁する所の一つの支部は〔、〕往々にして其〔の〕組合内に於て我が儘をする場合が懸念される〔の〕であります〔。〕それは大資本家口面に於きましては我が儘勝手な主張を致しまして、全体から之を判断すれば是は不當な要求ではないかと云ふやうに考へられる〔。〕合計千人しかない所の七百名の支部で一つ〔の〕対策を決定して工場に要求すると云ふことは至當でないやうな事情が往々にして起る〔の〕であります。是は過去に於きまして私共〔、〕屢々経験した所であります〔。〕是は單なる一つ〔の〕例に過ぎないのであります〔、〕さう云ふ場合〔に〕於て組合本部と云ふも〔の〕力は甚だ微力であります〔、〕其の地方にある都市聯合体〔、〕関東方面を占める〔、〕関東同盟會、それら〔の〕聯合体が組合の力を「バツク」として組合の役員〔の〕統制力の及ばないやうな虞れ〔の〕あつた場合に於きまして〔、〕其の協力宜しきを得て我が儘な支部の我が儘な主張を適當に抑へる〔、〕誰が見ても公正なる要求進退出所を取り調べる事が出来るのであります。是は單なる理窟ではなくて、私共屢々経験したのであります。聯合會と云ふものを是非認めなければならぬと考へます。

次の第二であります〔、〕斯う云ふ例を私共経験はして居りませぬけれども、曾て「イギリス」に於て御承知の労働組合が「タツフ・ヴェール」事件と云ひましたが、労働組

合運動史の上に特筆されて居る賠償の責を負はなければならないやうな事件が起りま〔し〕た〔。〕さう云ふことのないやうに豫め組合並に組合役員と云ふものが賠償の責に任じなくても宜しいと云ふやうに規定を置いて戴くことなくしては、労働組合と云ふものは絶えずさう云ふ危険にさらされて、折角營々辛苦の上に築き上げた労働組合も、さう云ふことの爲に一朝にして根底を覆へされてしまふと云ふ危険にさらされるのであります。之に保護する必要のあることを痛感致します。

第三には是は今後斯う云ふことはあまりないと思ひますけれども、併しやはり是は規定して戴かないと、會社や多くの事業主の中には、やはり戦前と同じやうな氣持を持つて自主的な労働組合の生れることを何等かの方法で之を防ぎ止めようとして居る者のあることも懸念されます。不幸にしてさう云ふことが假令少數でありませうともさう云ふ事業主が存在致しまして、それから色々の問題が起つて来ることを考へますと、是は放つて置くことの出来ない重大な問題であります。過去に於て労働組合の鬭争の多くの原因と云ふものが、寧ろ労働組合生存の爲めの鬭争であつたと言つた方が適當ではなからうかと思ふ程労働組合が生れようとする、工場内に於ける目星い人が理由を設けて是が解雇されると云ふやうなことになつて、さう云ふことに端を発して労働組合本部と致しましては、折角熱心に努力しつゝある人が、何等かの理由をつけられて工場から追はれて行くことを傍觀するに忍びないのでありますから、之を何とかして防衛しなければならぬと云ふことになります。併し其の人のみを唯擁護しようとする事の爲に、全員結束をすることが極めて困難であると云ふことを考へます。勢ひ労働条件の改善と云ふことに依つて全体の結束を図りまして、其の人の復職を要求すると共に、賃金の値上、或は平常から全従業員の間に相當深く、或は廣く考へられて居ります所の色々な不平不満を取り上げて其の問題だけを解決すると云ふ方法を取上げざるを得なかつたのであります。工場主側、経営主側に云はせれば色々言分があるのであります。労働組合側から云ひますと、多くの場合がさうであつたのであります。甚だしい例を申し上げますと、縣當局が私共の態度に非常な同情を持つてお氣の毒だけれども、どうぞ一つ我慢してしつかりやつて呉れ。縣警察部長、知事などもさう云ふ態度であります。具体的に申上げて差支へないのであるが最も甚だしい例として長野縣の岡谷の製絲工場で起つた問題です。工場法が励行されない。其の爲に私達組合員は工場法の励行を要求したのであります。當時の千葉知事は私の會ひました時に、甚だ氣の毒だと云つて彼は私に同情の意を表すると共に、大いに自重してやつて呉れと云ふことを言ひました。警察部長は慥か土屋と云ふ人であつたと記憶して居ります。自分が赴任して来て驚いたことは、岡谷の製絲工場主は工場法が制定された時には、此の町にだけは工場法の適用をどうか撤回して呉れと云ふことを陳情して来たことがある。それで御苦勞の程が十分理解出来る。どうぞ一つ下らないことにかゝらないやうに自重して、其の目的を達成されることを願ふと云つて、全く激励されたのであります。にも拘らず時の警保局は私共の運動に對してまるで目茶苦茶な彈壓を加へました。當時の内閣は政友會内閣でありました。警保局長は山岡萬之助氏、兎に角目茶苦茶なことをやつて居る。同志は片端しから検束された。私共が慰安の爲に人々を活動寫眞館に連れて行つて見せますと、寄宿舍に帰ることが出来ない。余儀なく空屋を借りて私共が女工の爲に宿舍を設けて炊き出しをしてそれらの人々を養つて行く計画を立てたのであります。さうしますと今度は風呂

に行くとは浴場が申し合せてお湯に入れて呉れないのであります。青年団、在郷軍人、消防組が消防演習に名を借りて假裝火事が起つたと云ふ訳で本部が焼けて居ると云つて水攻めにすると云ふのであります。それでありますから私は堪らず仕方がないのでありますから、はつきりは記憶致しませぬが、三千数百円の金があれば全部の女工を郷里に帰し得ると云ふので、其の金を一人の幹部に持たせ、向ふに行つて困らないやう細かい金で銀行から出して貰ひまして、さうして銀貨なんかを取り揃へまして、三千数百円を出しますと、向ふで其の事実を調べまして、其の計画を知り、会社では大変だと思つた。私共の方では女工さんに給料を渡す、炊事場で辯當を作つて郷里まで送つてやる方針であつたが、會社の方では手を廻し金を持つた幹部は駅頭で捕へられ警察に連行された。署長の前で胴巻を外して見せた。さうして其の金を投げつけた所、巡査は面喰つて金を拾ひ集めたさうですが、さう云ふ目茶なことをやつたさうです。岡谷のやうな反動的な町でありますから特別ですが、之に類する例は随分あります。鑛山地方に於ては私共の運動の「オルガナイザー」で暴力を以てつき出されたことが屢々ありました。私共も全然一人で十数人に包圍されて、危害は受けなかつたのですが、さう云ふことを経験して居ります。さう云ふことは甚だしい例であります、頗りに行はれたのであります。さう云ふ所から来る反動——、労働者は平生大いに隠忍自重して居ますけれども、自重出来なくなつた時の暴動のこと、殊に坑内のやうな所に何か私共解せない感じが随分乱暴者の如く見える坑夫が存外じつとして居る。併し私共十数人の者に包圍された時に、其の支部長は顔も擧げ得ないで、顔を見られるのを恐れるかの如くじつとして居た。かゝつて来やしないかと云ふ形勢なのに、そこの支部長はじつとして居る。坑夫と云ふものは割合におとなしいものだと思ひましたが、能く見ると顔は擧げませぬが、焼火箸を握つて、私にかゝつて来たならば相手をさすやうな身構へをして居るのであります。私は其〔の〕時に坑夫と云ふも〔の〕の氣持を如何〔に〕も知つたやうな氣がしました〔。〕坑夫が往々〔に〕して暴動を起す心理が私には讀めたやうな氣がした〔の〕であります。労働組合運動が甚だ常軌を逸するやうな工合に〔、〕さう云ふ点〔の〕みが強調されて今日まで私共に取つて甚だ不利な事柄が多く論じられて居る〔の〕であります。事実我々が見ても大変遺憾に思ふやうなことが〔、〕組合としても組合員としても、其の非爲〔の〕行動のあつたことを總て否定するものではございませぬ〔。〕併しながら多くの場合に於て、組合がやるとすれば直ちに之を何か難癖を作つて直ちに解消してしまふ〔。〕さう云ふ所から深い感情的なも〔の〕が最初から出来上つてしまひまして〔、〕さうして復讐的な氣持で考へ始めると云ふやうなことに導かれる〔の〕であります。私は甚だ遺憾千萬なことだと思ひます

第三には組合加入〔の〕自由を妨げるとか〔、〕或は要するに妨げると云ふことに盡きますが〔、〕組合を脱退することを條件としたり、或は組合に入つたことの爲に解雇するとか、さう云ふことをさせないやうに、是は傭主に對して斯う云ふ行爲に對する罰則規定を設けて戴くことが是非共必要ではないか〔。〕斯う云ふことがなくて済めば大変結構と考へます〔。〕さう云ふことを絶無ならしめる爲に〔、〕不都合なことが〔一〕つでもありますと〔、〕其の影響が工場主〔や〕事業主の方にも及ぼされる〔の〕であります。隨てさう云ふもの〔の〕絶無を期しまして〔、〕嚴格に之を規定して戴く必要がある

第四には政治運動と労働組合運動と〔の〕間には畫然たる區別があることは〔、〕今日

御出席になつて居りませぬが三村さん其〔の〕他からも御話がありました。此の問題に付きましては固より労働組合と政党とははつきり違ふのでありまして、労働組合即政党と云ふ考へ方を私共曾て致さないのであります〔、〕労働組合運動が同時に政治的な運動と云ふものと全然無関係であれと云ひましても、是は無理なことでありまして余り無理なことをしますことは却つて宜くないと思ひます〔の〕で〔、〕初めからはつきりと政治運動の爲めの基金制と云ふものを認るべきである。斯様に思ふのであります。無制限に労働組合が、先程来申上げて居りますやうな幾多の事業などをやつて、経済的基礎を築いて行かなければならないのであります〔が、〕さう云ふ方面の金は無制限にどんぐり政治目的の爲に消費するが如きことは断じて許すべからざることでありまして、先程来申します通り、是は労働組合運動の健全性を強化し、更に永久に亘つて持続せしめることの爲め必要なる事業活動、さう云ふものに付ては決して手を觸れることの出来ないやうに、政治運動の爲めの基金制と云ふものを認めて掛かる必要があると思ふのであります。

次に曾ての政府の法案を見ますと、組合の決議権と云ふものが甚だ軽く扱はれて、決議の取消し、殊に組合の解散が事務的に依つて極めて簡単に行はれることになつて居るのであります。固より實際に於てさう簡単に行はれないかも知れませぬが、それでは少し乱暴ではないか。是等はやはり裁判の手續を以てするのでなければならぬことに規定して戴きたいのであります。

第六には労働組合が認可でなく届出に依つて成立する。届出れば直ちに成立すると云ふことにして、其の手續を極めて簡略にする必要があるであらうと思ひます。出発の当初に於て余り面倒臭い手續を執らなければならぬことになると、勢ひ届出をしないやうな事例が瀬々として起るやうになりまして、法律制定の本旨にも反するやうなことになるのではないかと考へます。それと各々の組合、或は又聯合會等の任意にすることに御認めを願ひたい。斯様に考へる次第であります。

序でに申上げることは却つて良くないと思ひますから、大体労働組合法の要綱だけを申上げまして調停法等に付きましては後刻述べさせて戴きたいと思ひます。

大藏會長 松岡さんに御伺ひ致しますが、此の労働組合法を大体官廳側では先月一杯にやつて欲しい。斯うなりますので、今御話がありました後の分は臆て又引続いて致しますので、御話のやうに、此の場合に於ては労働組合だけに一つ限定します。竝に一番初めの前提とも言ふべき労働憲章の設定でございますが、それは御論議すれば非常に難かしいと思ひますので、併しながら必ず審議會に於てはさう云ふ問題を取上げて制定されるものと私は確信して居りますが、唯時間の問題で今日の場合は労働組合法と云ふことに一つ限定して戴きたいのであります。御了承を願へますか。

松岡委員 宜しうございます。

大藏會長 左様に皆様方にも御了承を願ひます。次に移りたいのであります〔が〕丁度十二時でございますので是で一度休憩致しまして午後一時から再開することに致します。

十二時休憩

昭和二十年十月三十一日

第二回勞務法制審議委員會議事速記録

(午后の分)

午後一時再開

○大藏會長 時間が参つたので再開致します——末弘さんから願ひます。

○末弘委員 前回から色々皆さんより御考へを承り〔、〕是ならば此〔の〕會〔の〕仕事も順調に進んで参ると云ふ感じを持つて居ります〔。〕實は此〔の〕間内閣で斯う云ふことの方針を決められる前に〔、〕厚生省事務當局〔の〕方で労働組合法が問題になりさうだからと言はれたので〔、〕二、三の方と一緒に三回程労働組合法〔の〕問題に付て色々意見を換はした〔の〕であります。其〔の〕時に大体こんなことではないかと云ふ皆さん〔の〕話と〔、〕前回〔の〕御話と可なり重要な点で符合して居るやうに思はれますが〔、〕其〔の〕時に話した結果を纏めて見よう〔、〕それで是は私〔の〕意見と云ふよ〔り〕はそれを纏めたも〔の〕なので〔、〕此〔の〕會〔の〕何等か〔の〕御参考になるかも知れないと思つて刷つておいた〔の〕で御配り致し〔、〕それに付て御話したいと思ひます。

初め〔に〕基本方針と申すのは〔、〕一般的な考へに付て主なる点を書いてあります。方針の一と云ふ〔の〕は此の前鮎澤さんが申され〔、〕又松岡さんが最初に言はれた冒頭に本法〔の〕指導精神的なことを書くべきであらうと云ふ御意見〔、〕其〔の〕文句は中々難かしい〔の〕ですが〔、〕其〔の〕話があつた〔の〕で斯う云ふ形〔の〕ことを書きました〔。〕私共も先程松岡さんが言はれたやうなことは何か〔の〕形で冒頭に置いたら宜いのではないかと云ふ〔。〕日本〔の〕在来〔の〕色々な立法〔の〕形式に囚はれない方法をやつて見よう。戦時中〔、〕統制立法には大分それがございましたが〔、〕あ〔れ〕も少し堅苦しい〔の〕で〔、〕もつ〔と〕なだらかに書けないだらうかと感じて居ります〔。〕二には相當問題があると思ひます〔。〕私思ひますに労働組合〔と〕云ふも〔の〕は今後盛に出来る〔。〕併し法律で之を認めるとしても〔、〕労働組合として適しないも〔の〕もある〔。〕それで中々出来て行かぬ〔の〕ではないか。政府で労働組合を作ることを強制する訳に行かぬ〔、〕奨励と云ふ形を取る訳に行かぬ〔。〕それでは放つて置くか〔。〕どうもそれもいけない〔の〕ではないか〔。〕そこで（イ）〔の〕方は〔、〕是は御承知〔の〕やうに「オーストラリヤ」から始つて「イギリス」はそれを更に〔ママ、更に？〕良くして取上げました〔。〕此の前の世界大戦後の各回の最低賃金法と云ふ〔の〕は〔、〕大体此の「システム」であります。是は特に労働条件の悪い種類の産業の労働者の爲に——此の組合が出来ないので、そこで後にもう少し細かく書いてありますが、賃金委員会と云ふのが宜いか。「イギリス」では、「トレード・ボード」「オーストラリヤ」では「ウエージ・ボード」と云つて居りますが、詰り企業者側と労働者側、それに政府の者が一緒になつて産業別地方別の會を作り——是は必ずしも全国的に作ると云ふ意味でなく、さう云ふ状況の悪い所に作るのであります。之を作つたらどうかと云ふ感じが致しました。日本でも今まで之に似たものを政府が議会に出さうとしたことがあります。それは各地方に可なり賃金の悪い産業があります。例へば浜松辺の織物特にコールテン織物とか、香川縣の團扇の内職等で、なぜ賃金が悪いかと云へば、結局當業者が競争して労働者を圧迫する。併し企業者は問屋とか「デパートメントストア」、輸出等に圧迫されて單價の引下を強要される。そこで労働者は入れないで同業者、企業者だけの協定をやつて、それに警察が干與して、賃金其の他の労働条件を決める。全国的に可なり此の事例があります。所が社会局で調べると、或る地方でさう云ふことをやつても隣縣ではそれをやらないと、同業者間の競争でさう云ふことをやつた方が敗ける。そこで是は政府

で何か斯う云ふ法律を作つてやつた方が宜からうと、それを殆ど議会に出す所まで行つた法律案があります。是など労働者の代表を入れて居りませぬ。之に労働者の代表を入れる方法を採用と、特に未組織で労働条件の悪い種類の労働者に付て労働組合に代る働きをするのではないかと云ふことを考へて居ります。

それから（ロ）は全体から行くと、前に産報のことを伺つたのは、斯う云ふ考への人である。詰り單位産報的なものが非常に巧く行つて居る所があるから、何も組合に換へないで宜いではないか。そこで二枚目に移つた所で、斯様なことをするのも「一案ナルベシ」と云ふことを書きました。但し斯う云ふものがあるから労働組合に入ることを禁ずると云ふ態度を企業主が執るといけないので、それをしないやうに注意を拂ふ必要があります。

三の（イ）と云ふのは、私の考へでは、今度若し法律を作るとすれば、其の体裁は第一章を總則にして、それに松岡さんの言はれたやうな冒頭的條文を入れ、第二章で労働組合の成立、活動を不当に抑圧する一切の法律を止める、又警察の干渉其の他のことはいけなと云ふ條文を置いて見たらどうか。日本の今までの條文の形式は色々なことを書いて其の一番最後の附則の辺りにくしやゝゝゝ、書くのを止める。そして労働組合を認めると云ふ政治的效果を狙ふ。冒頭に斯う云ふ趣旨を書いたらどうか。（ロ）は先程松岡さんの言はれた企業主側にそれをやらせないやうにすること。（ハ）は一番大事だと思ひますが、此の前の色々な法案を見て一番感ずることは、要するに労働組合を何か法律で決めた定義の中に無理に押込んでやる、その取扱いをどうするかと云ふ規定を置かうと致すのでありますが、私は労働組合と云ふものは寧ろ自然発生的な団体であると云ふ現實に基礎を置いて、殊に此の点細かく申し上げたいと思ひますが、結局定義を下すなら非常に幅の廣い、労働組合は皆入れるやうな仕組にして、取締規定的なものは成べく少くする。さうして一般の今後の日本の方針としてどう云ふ組合は奨励するか、或はどう云ふ組合の機能活動を奨励するかと云ふ点をよく考へて、特に団体交渉と云ふこと、是が産業平和の基礎となる働きがあるやうに考へられるので、其の団体交渉権を設定せしめる、さう云ふ立法をしたい。（ニ）の労働協約のことは前の法案を見てもあるものがあるが、私の考へでは、先程労働協約等のことは別の法律にしたらと云ふ御話がありました。さうすると日本のやうにまだ労働協約の實際の事実が余りない。曾てあつた事実もさう沢山もなく、知れても居ない。それを今後出来ることを予想してそれに関する特別な法律を作ると申しても、非常に難くて、結局外國の法律の模倣みたいな、唯体裁だけ出来ることになります。寧ろ労働組合法の中に、前の法案の中にあつたものより幾分詳細なものを置く。

四は罷業権の問題であります。是も結局労働組合の活動に関することなので、罷業権に関する規定を置く必要があるのではなからうか。此の点は先程松岡さんは罷業に付て組合の幹部等に賠償義務がないと云ふ規定を置けと云ふ所で言はれましたが、それも無論必要だと思ひます。罷業権のことは頭からそれを認めると云ふ規定などは置く必要がないので、（イ）にあるやうに、罷業に対する不当な抑圧を加へた法令竝に一般刑法其の他警察法規が罷業抑圧の目的を以て不当に濫用せられる、さう云ふことはやらないやうに、又さう云ふ法律は止めさせるやうにと云ふこと。（ロ）は、此の前も御話のあつたやうに、極力罷業を防止する。次は仲裁調停機関の介入に依つて、円満に団体交渉が

行はれるやうな仕組にすることが大事ではないか。(ハ)は、是は実は労働組合が相当政治活動——と申しても此の前の労働運動盛な時よりももつと大規模な社会運動化する事は、私今の情勢だとそれがあるのではないか。さうなると例の一九二七年の「イギリス」の總同盟の政治罷業、あゝ云ふ所まで持つて行くやうなことが起る。其の時になつてどんな目的の罷業でも許すと云つても、あゝ云ふ風に政治機構、社会秩序を根本的に動かすやうな目的で「ストライキ」をやることに付て、何等かの制限を設けなければならぬと云ふことが考へられて、其の意味に於て此の点は山中さんの御本に非常に詳しく書いてありますが、『一九二七年の「イギリス」の労働争議及び組合法』あゝ云ふことは考へて置く必要があるのではないか。あるかないか余り確信はありませぬが、さう云ふ先まで心配すれば、詰り罷業は原則としては自由だが、其の極限があるのではないかと云ふことで書いたのであります。それから(ニ)は罷業の結果成立した協定、是は廣く云へば学問的には労働協約の一種であります、此の廣義労働協約はどう取扱ふか、普通の取扱ひのやうには出来ないが、併し出来るだけ同様に取扱つて、一旦争議をやつた以上、再び争議を繰返さぬやうに予防することを考へる必要がある。

五は、今まで労働組合及び争議其の他のことに関して警察が関與して居た。是は非常にいけないので、「社会行政乃至民生行政」少し新しい言葉を書きましたが〔、〕地方的に□□□□今まで〔の〕職業紹介所が勤労署と改〔め〕られましたが〔、〕之を單〔に〕職業紹介だけ〔の〕も〔の〕とせず〔、〕あ□□人事などずつと強化して〔、〕後にあるやうに労働者側も企業者側も始終其處〔に〕出入りをして〔、〕色々なこ〔とに〕付て本当に一緒になつて組合に関する事など〔、〕平素からお互〔ひ〕よく意思を疎通をさせる〔。〕さうすれば争議〔の〕際にも宜しいし〔、〕又〔い〕ざ争議になりさうだと云〔ふ〕時にも〔、〕仲裁調停等が巧く行く〔の〕で〔は〕な〔い〕か〔、〕どう〔し〕ても警察から離〔れ〕て〔、〕何か斯う云う機構は出来ないだらうかと云ふこ〔と〕で書〔い〕た〔の〕であります〔。〕是が大體〔の〕基本方針であります

次の第一労働組合と云ふ□□□□是が本体的部分であります〔。〕此處では前〔の〕基本方針で云はれたやう〔に、〕労働組合は自然発生的な団体だから之〔を〕無理に〔一〕定〔の〕型に入〔れ〕て組織させると云ふ方法はどうか〔、〕それでは全然定義を置かないかと云ふと〔、〕其〔の〕定義〔と〕して〔、〕「イギリス」の労働組合法あたりで置〔い〕て居るやう〔に、〕唯本法を適用する〔の〕は斯う云ふも〔の〕だと云ふ意味だけで〔、〕無理に其〔の〕型〔の〕中に押込まう〔と〕する〔の〕ではない〔。〕組合は自由にどんなも〔の〕でも出来るが〔、〕其〔の〕中で本法〔の〕適用を受けるの〔は〕斯う云〔ふ〕も〔の〕だと云ふことを示す意味で定義をしたらどうだらうか

さうなれば此〔の〕前〔の〕時〔の〕やう〔に、〕定義を繞つて〔の〕論争〔を〕避け得る〔。〕そこでさう云〔ふ〕最小限度〔の〕廣い定義〔の〕ものとして□□□□どう云ふ者を組合員にするかで〔、〕是は前回も次官から御話〔の〕あつたやうに〔、〕所謂狹義〔の〕労働者だけでなしに〔、〕廣く使用人〔も〕皆入るのだと云ふ趣旨であります〔。〕被傭者〔と〕云つても宜いと思ひましたが〔、〕さうすると現在失業して居る者は入らない〔、〕又常勤でない人間もあると思つて〔、〕凡そ賃金給与で生きて居る人間〔と〕云ふ意味〔の〕積りで〔、〕給料生活〔と〕云ふことを書いたのであります。(ロ)は「労働條件〔の〕維持向上其〔の〕他労働者〔の〕利益擁護」此の文は決してよくないと

思ひますが〔、〕最初斯うした廣い意味で〔、〕労働者が團〔体〕を組んで自分等〔の〕利益を擁護しよう〔と〕する〔の〕が労働組合な〔の〕だと云ふ〔、〕定義としてはこんなこ〔と〕を置けば宜い〔、〕そして給料生活者の種類とか組合〔の〕目的、事業とかは定義には加へない。それから先程申した單位産報的な協調組合。斯う云ふものを別に認めるとすれば、それと労働組合との區別をはつきりさせる。随つてそれを強要するやうなことで労働組合を抑圧するやうなことのないやうな嚴重な規定を設ける。又少くとも労働組合には企業主又は其の利益を代表すると認められる高級役員の加入は許さない。労働組合には誰も入れると云つても、企業主は勿論、高級役員が加入することは労働組合としては目的に反する。それから組合などで企業主から補助金を受けるやうなことも組合の目的に反する。こんな考へを本にして労働組合に関する定義を成たけ廣いものにしたたいと云ふことを考へました。それから松岡さんの御話の政治運動も、随つて定義に政治運動云々と云ふことは書かないで、主として政治運動を通して労働者の地位向上を図るやうな労働組合があつたら、それ等も労働組合に入り得るやうな定義を作つたら宜いのではないか。

(二)の團結権の保護と申しますのは、先程松岡さんの御話にあつたやうに、組合加入の自由を認める問題、(ロ)は此の前三村さんから御話のあつた「オープン・ショツプ」、「クローズ・ショツプ」の問題であります。日本の今の状態ではやはり企業主が相当労働者に或る組合に入れと云ふことを強要する傾向があるやうに思ふので、どうしても「オープン・ショツプ」で行つたが宜いのではないかと云ふのであります。尤もこんな規定を置くが宜いかどうかは別であります。此の外に先程松岡さんの言はれた「イギリス」の労働組合法にある賠償責任免除規定を置くかどうかと云ふ問題がございますが、是は此の前の組合立法の時も非常に問題になりましたが、是など松岡さんのやうに実情に通じた方の御意見に従ふ。事実日本では「ストライキ」をやつたら賠償すると云つたやうな事件は起らないと思ひますが、若し書く必要があるとすれば、書くことは少しも差支へないと思つて居ります。

三が組合としての要所だと私は思ひます。労働組合と云ふものは自然發生的なものだ。唯それに関する法律で規定すると云ふ考へ方で行けば、設立は無論自由で、但し届出をすると云ふ義務を負はせる。所が其の組合の中で登録を希望するものがあれば登録させると云ふ制度。それはどう云ふものかと云ふと、登録したものには特別の取扱いをしてやる。さうすれば喜んで入つて来るだらうと云ふので登録させる。「イギリス」の労働組合法では登録と云ふことから得る利益としては法人格があると云ふ程度になつて居りますが、もう少し考へて見たらと思つてこんなことを書きました。最初に(イ)で、登録を許したとして、一体どんな組合が登録を申請したら許すかと云ふことが問題になります。組合としての実がないやうなものが登録したい。それは許さないで、やはり登録し得る最小限度の要件を附ける。それで(1)(2)のやうな要件を書きましたのは、後の労働組合が労働協約を結んだ場合に、労働組合に加入して居ない者をも拘束する。例の経済統制法に出て来たやうな「アウトサイダー」を統制することが出来ないから統制経済が巧く行かなかつたやうに、労働組合も其の会社工場の全員が参加して居なければいかんと云ふやうなことでは問題にならない。それでおかしいのは「フランス」の労働組合で是などは非常に古い考へ方に囚はれて、代表者は組合員全部から委任状を取らなけ

れば組合員を縛る効力がないと云ふ、非常に窮屈な規定を置いたことがあります、それが実際的でないことは直ぐ分ります。要するに或る産業の労働者の大多数が加入して居ると云ふ事実があれば、それで登録を許す。それから其の聯合体にも登録を許す。要件が揃つて居るかどうかに付て争ひが起つたら、先程申したやうに小さい組合なら当該組合所在地の勤労署などに委員会的なものがあつて、其処で決める。大きいものなら、例へば縣廳などに同様な委員会を置いて決めると云ふやうなことで、労働者側も、企業者側も成程と思ふやうなものならば登録させ、さうでないものは登録させない。さうすれば大体の基準が得られると思ひます。

次に登録した組合に與へられる法的取扱ひとしては、大きな財産を持つて居るやうな組合には法人格を認めて、財産関係をはつきりさせる方が望ましいのであります。古い法案では頭から法人にすると云ふ案があつたり色々議論がありました。雑談になりますが、当時は法人と云ふことがよく分らずに、山川君などの書いたものにもどうかと思ふことを書いてありますが、是はさうでなしに、財産の主体になる。色々な基金や建物を持つて居ると、法人の方が宜いことは言ふまでもない。(2)には前の登録要件として書いたことに関係がありますが、一体企業主側が労働組合を相手にして交渉することを非常に問題にします。團體を相手にして協約を結ぶと、他のものも皆之に拘束されるか。詰り代表権限に依つて結んだ協約の範囲を非常に心配する。其の面から色々紛争が起り得るので、先程のやうに大多数が入つて居るものに登録を許せば、どう云ふものが代表者だと云ふことが明かになる。其の組合の幹部逆に云つて組合の適正な者が組合の代表者として契約をする。それで立派な協約が成立つ。其の協約は全部が組合員になつて居なくても、大多数が入つて居れば、組合員以外の者も——或る一地方、或る産業に付て入つて居ない労働者も此の適用を受ける。此の点「ドイツ」の協約法の一般拘束力宣言のやうな、日本の統制法も其の流で規定を置いて居りますが、斯う云ふ規定は要らぬのではないか。是は「イギリス」の労働組合法論を讀むと、こんな規定は組合に実力があるから要らぬと書いてあります。それで今のやうな登録と云ふ方法を採らないで、組合の実力を確めて置くと云ふことで効力があるとしてはどうかと云ふので、斯様にしたのであります。

第二の労働協約。之に付て此の前の法案の或るものには、二の(イ)に関する規定がありました。法律で云へば強行法的なもので、協約の趣旨に違反する労働協約は無効である。其の無効部分は協約の規定で補充されると云ふのであります。それで之を入れることではありますが、それより大事なことは二の頭に書いてある「協約ノ法的効力ニ関シテハ違反者ニ対シテ賠償義務ヲ課スルガ如キ司法的制裁規定ヲ設クルコト」詰り裁判所流にどんな効力があるかを考へるのは愚なので、さうでなく、実際に産業平和を維持する効力があると云ふ實際的効力確保〔、〕是が大事だと思ひます。「ヨ〔一〕ロツパ」〔の〕諸國〔の〕労働協約〔の〕法律を見ましても〔、〕司法的效果〔の〕ことを気にして居た〔の〕は大体十九世紀の終りから二十世紀〔の〕初めて協約即契約だと云ふ〔の〕で〔、〕違反した場合〔、〕賠償義務を非常に問題にして居りましたが〔、〕さう云つても強制執行でいけない〔の〕で〔、〕それを問題にするより實際的效果を問題にした方が宜からう〔、〕それには前〔に〕戻つて一〔の〕(イ)〔は〕協約が出来たら其の内容がはつきりして居ることが大事だから〔、〕書面で届出をなさしむる。(ロ)は協約〔の〕有効期間中

に——是は長いも〔の〕又〔「イギリス」の〕やうな所は逆に無くなつて居るやうに聞いて居りますが〔、〕協約期間中は兎に角やたらに「ストライキ」をしないと云ふことにさせる爲には〔、〕協約の有効期間が余り長いといけないやうであります〔。〕其の代り其〔の〕期間が満了したとなつたら〔、〕次〔の〕協約を締結するやうにする〔。〕是が過ぎると事情が變つて〔、〕後に協約〔の〕内容が不当だと云ふことになる〔。〕さう云ふことが言はれて居る〔の〕で〔、〕協約に有効期間を決めて〔、〕其〔の〕間はしつかりそれを守るやうにする〔。〕（イ）と（ロ）は協約は必ず明文で書くのが多〔い〕と思ひますが〔、〕是は書いてなくても〔、〕苟くも協約〔の〕有効期間中は〔、〕協約事項に関して紛議が生じた時直ちに罷業的手段に訴へないで〔、〕仲裁〔、〕調停等に移して行く〔の〕が宜い〔。〕此〔の〕前松岡さんから御話があつた〔の〕であります之を實際〔の〕條文にしたら宜いと思ひます。さう云ふことを書いた〔の〕は組合法の中に協約法〔は〕此の程度〔の〕ことを書くのですと〔、〕約四箇條位置けば宜いと考へて居ります。

第三は〔、〕先程私自ら問題にした單位産報的なものを本法〔の〕中に〔、〕労働組合〔に〕代るものとして置くとなれば〔、〕それは假に協調組合と云つた名で擧げましたが〔、〕それには有名無実なさう云ふものを作つて〔、〕被傭者に加入を強要することがあつてはいかん。そこで凡そ協調組合としては最小限度此〔の〕要件を備へなければならぬと〔、〕二に其の機構組織〔や〕事業内容等を届出させ〔て〕其〔の〕不当なものには修正を命ずる。

三〔の〕協調組合の設置せられた企業の被傭者が〔、〕外部にある労働組合に加入することは妨げないけれども、此の場合労働組合は当該企業者に対して正規の団体交渉権を有せざるものとする。或る企業に付て協調組合を認める立場を採る以上、其処の被傭者が外部の組合に入ることは妨げないが、此の際外部の組合に団体交渉権を認めない。唯斯う云ふ協調組合的のものを認めるかどうかは非常に問題だと思ひます。

第四の賃金委員会、是も前に基本方針の所で申したやうに、日本の労働組合の当面及び今後のことを考へて、やはり労働組合が如何に盛になつても、労働組合までにならないものが相当あるのではなからうか。さう云ふものを放つて置かないで、此の「トレーボード」的なものがあるやうに、其の欠陥を補つて、労働者自体に自主的に自分等の意見が労働条件の決定に反映するやうな仕組として此の組合法に一節設け、委員会の細かいことなどは勅令なり何なりに譲る。其の方が余り複雑にならないで済みはしないか。

最後の第五は基本方針の折に申しましたやうに、特別の行政機関を置く必要があるだらう。警察から分離して、組合の平生の事務も其処で扱ふのみならず、労働争議的なことが起つたら、調停仲裁的のことも其処で扱はせる。それには企業主側労働者側の代表を加へたやうな、有力な——單なる其の役所の長の思付きで其の時々集めるのでなく、寧ろ常設的な參與機関を置いて、平素の事務にも參與させる。さうして例へば勤労者〔ママ、署?〕のやうなものを使ふならば、其処へ喜んで組合の本部を置いて、其処で色々やる、さうすると労働組合の問題はやはり職業紹介の問題とも非常に關連するものだと私考へるので、さう云ふことも引括めて勤労署などで扱つたら宜いのではないか。或は此處等に争議調停法——私は此の法律は止めて、簡単な事実上争議調停の出来る機構を作つたら宜いのではないかと思ひます。或は労働裁判所的な法律を別に作るか。斯う云ふ行政機構の出来ることを法律の中に書くのが善いか悪いかは別問題として、さう云ふ

ことを前提として組合法を作つて見たら宜いのではなからうか。尚今後昔のやうな工場監督と云ふことも平常的に行はれる。先程松岡さんも之を厳格にやらなければいかんと云ふので斯う云ふ機関が出来、労働者の参加して居るやうな參與機関が出来れば、工場監督の仕事も斯様な機関を參與せしめてやれば公正に行くのではないかと考へられますので、此の機関のことを相当重要視して居る積りなのであります。

一時から五時近くまで話しましたが、事柄は他にもつとあります。併し簡単に云ふと一つ書にしたやうなものであります。先程も申したやうに、是は私の試案と云ふ風に御採り下さらないで、寧ろこんなことが委員会でも開かれれば問題になるのではないかと、此の点あの点をどうするかと、色々事務当局とも話合ひをした。それをなだらかに御読み下さつて分る程度に書いたものであります。之を原案にして考へて戴きたいとか、其処に書いてあることを全部承認して戴きたいと云ふのではありません。こんな考へ方でやつたらどうかと云ふのであります。

○大藏會長 先程は食事時間だったので御質問は何はなかつたのでありますが、此の際纏めて松岡さん、末弘さんに対して御質問があるならば伺ひます。

○藤林委員 私は前の労働組合の實際に付ての知識は深く持つて居りませぬが、文章其の他を見ますと、日本に労働組合は比較的普及して居たと云ふよりは寧ろ非常に少かつた。交通業の労働者は多かつたのでありますが、それでもまだ組織率が非常に高かつたとは言へないやうな数字が我々の前に出て居ります。それは一体どう云ふ理由に基くものであらうか。此の際是非考へて置くことが、今後の労働組合発展に付て重要な問題を提出しはしないか考へて、幸ひ此処には西尾さん、松岡さん、非常に其の方面の御経験の深い方々が居らつしやるので、特に松岡さん、西尾さんにさう云ふ点に付て御教へを願へれば幸甚だと思ひます。

今末弘先生の御話の中で——私よく知らないので質問するのは甚だ恐縮ですが——賃金委員会や行政機関の役割を御説明下さいました。御話を伺つて居ると「ドイツ」「オーストリア」にあつた「アルバイトカンマー」と云ふことがあつたやうですが、私は此の法の内容を詳しく承知ませぬが、斯う云ふものとどう云ふ関係があるか。或は労働裁判所などとはどうですか。

それから今最後に聽いて、又此の前もどなたか労働裁判所のやうなものに訴へると云ふ御話がありましたが、私斯う云ふものが出来ても宜いのではないかと。さう云う気が致しますが、此の点に付て専門の方からでも御意見を伺へれば結構であります。

○松岡委員 私から先に御答へして、尚御不満でしたら西尾君から御答へ願ひます。只今の御質問に対して何も抗議的の意味はありませんが、交通労働者と云つても曾ての東京大阪の市電、或は横浜の市電でも同じであります、それより一番重要な國鉄の従業員と云ふものは御承知の通り現業委員会と云ふものが日本の労働組合運動の搖籃期とでも云ふべき時に、当局が早くも之を防止される意圖を持つて御作りになつたと私には推定されるのであります。そこで國鉄では労働組合を組織することが極めて困難な事態に置かれて居つた訳であります。遞信省方面などは御承知の通り幾らか従業員組合も出来ました。郵便、電信電話関係者を組織し得たのでありますが、總括的に申し上げれば、率直に云つて三井、三菱、住友等の大財閥の経営する事業方面では、中々警戒嚴重にして容易に近寄れなかつたのであります。それ等工場の總てが一律一体どのやうな方法で労働

働組合に対抗したかと云ふことになる。幾分会社で違つた傾向がありましたが、大まかに見て自主的な労働組合の入る余地のないやうな防衛策が講ぜられて居たのであります。少々合理的とでも見るべきものは、自主的な運動でなくして、会社が世話をしてやるのだと云ふ、何かものを与へて之に依つて組織の欲望を抑へるやうに仕向けた。それでも尚且つ組合を組織しようとしたので、之に対して可なり強力な圧力が加はつた爲め、遺憾ながら私共の実力を以てしては事実上太刀打ちが出来なかつた。偶々組合が出来ても直ちに潰される運命にあつた。そこで勢ひ中小工業方面に主として労働組合組織の運動が進んで居つた訳であります〔。〕大体さう云ふことが言ひ得ると思ひます〔。〕これで結局日本〔の〕労働組合組織率が低かつたと云ふことが説明出来ると思ひます〔。〕海上労働者〔の〕如きは「ゼロア〔J〕」に於ける國際労働會議〔の〕際〔、〕船主側や海員代表者諸君が同じ船で往復されて居る裡に〔、〕仕合せなこ〔と〕にお互〔ひ〕話合ふこと〔が〕出来て〔、〕殊に遞信当局の斡旋宜しきを得たと思ひますが〔、〕先日も御話があつたやうに〔、〕海事協同会〔の〕やうなも〔の〕が出来〔、〕斯う云ふも〔の〕を通じて両者互に協力して行く傾向が生れた〔。〕日本〔の〕海員〔の〕殆ど全部〔と〕云つて宜い程網羅する強力な組合が出来た訳です〔。〕それ以外には主〔と〕して中小工業組合〔の〕偶々も〔の〕が分つた進歩的資本家で〔、〕健全な労働組合ならば之を公認して〔、〕くだらないことで感情をこじらさないやうにと云ふも〔の〕があつた訳であります

○末弘委員 只今〔の〕御尋ね〔の〕点の〔、〕労働の「カンマ〔一〕」だとか云つたやうなも〔の〕は「ヨーロツパ」には他〔の〕國ではあるやうでありますけれども〔、〕私法律〔の〕規定を見たことがある位で〔、〕実際のこ〔と〕を知りませぬから〔、〕どんな風に働いて居るか知りませぬ〔。〕或は國際労働局に長く居られた鮎澤さんなどがよく御存じと思ひます〔。〕先程行政機構〔の〕所で申しましたが〔、〕さう云ふも〔の〕は殆ど考へて居りませぬ〔。〕寧ろ私は法律〔の〕冒頭〔に〕置く條文〔の〕中で何か云ひたいと思ふ〔の〕は〔、〕日本〔の〕今〔の〕狀況——國運を輝かすには國民全体〔の〕勤勞が必要だ〔、〕勤勞で日本を作る積りでなければいけない〔。〕そこで末端に到るまで〔、〕勤勞署〔の〕やうな所に労資両方が集つて〔、〕腹藏なく其〔の〕問題を頭に置きながら心から話す〔。〕さう云ふ空気を此〔の〕際作る〔と〕云ふ意味で〔、〕そ〔れ〕が日本ではどうかする〔と、〕さう云ふ所に出る人間は〔、〕実際の組合若くは個々〔の〕労働者と離〔れ〕てしまつて役所へ入ると官僚的〔に〕なる虞れがあります〔の〕で〔、〕さう云ふことを戒めながら〔、〕極力労働行政〔の〕官僚化を防止すると云ふ意味で日本の今後のことを考へ〔、〕こんなこ〔と〕を考へる必要がなからうか〔と〕云ふだけ〔で、〕全く〔の〕思付で書いた〔の〕です

それから労働裁判所〔の〕ことは御承知だと思ひますが、労働裁判所と云ふ名〔の〕下に〔、〕國に依つて組織も機能も非常に違つて居て、労働に関して極く個人的な争ひなどは、司法省系統の普通の裁判所の簡易なものを労働裁判所と云つてそれにかける。労働だけでなく、凡そ貧乏人の訴訟することを容易にすると云ふ意味からであります。是は寧ろ司法省あたりにさう云ふ面から極く簡易な裁判所を考へてやる。争議に係りしては集團的争ひに関する仕組み——、是は「イギリス」の労働争議に関する経験から、仲裁と云ふことは結局当事者双方が仲裁に服しますと云つて固く約束した場合以外は、仲裁をやつても、第三〔ママ、第三者〕があゝだ斯うだと云つても屈しない、両方が固く

約束した時以外は駄目になる。調停と云ふことになれば何も裁判所的のものを作る必要はないのではなからうか。寧ろ斯う云ふ所に調停の出来るやうな機構を作つたら宜いではなからうかと考へて居ります。

それから前松岡さんも御話になりましたが、今の労働争議調停法とも云ふものは手續がやかましくて、事実余り適用がなかつた。併しあれが無用でなかつたのは、あれで社会局と地方廳とに、労働争議調停のことを扱ふ官吏が出来、其の予算が付いた。そこで法律が生き、其の官吏と縣知事の斡旋で調停をやる。だから余り形式的な調停法を作るより、さう云ふことで働くやうな實際的な機構を作つたら宜い。此の前の松岡さんの御話のやうに、強制調停をもう少し擴めると云ふのですが、強制調停と云ふものは外国の経験では労働組合が弱い場合には不利です。強制調停の特色は何かと云ふと、調停進行中は「ストライキ」や「締出シ」をやつてはいかんと云ふことです。そこで強制調停と云ふのは強制的に調停に出て来い。其の間は戦争してはいかんと云ふ。さうすると労働組合が弱い場合には、戦争を停止すると、其の間強い方が色々手を廻はして、結局其の争議が終つた頃は立場が良くなつてしまふ。此の前の調停法にも、終りに第三者が争議に関係してはいかんと云ふ規定があります。強制調停は日本の今後斯く考へられる労働組合の問題としては市電だとか云ふ日常生活に直接関係がある社会混乱を惹起する虞れがあるやうな争議に付ては、已むを得ず強制的に防止すると云ふ手段を執らなければならぬと思ひますが、其の以外はどうかなと云ふ感じを抱くのであります。前の争議の調停法にも、調停が成立たなかつた際は其の趣旨を公表すると云ふ規定があります。詰り争議に付てそれではと両方が納得して終つた時は兎に角、大きな争議を終らせる一番良い方法は輿論に懇へることで、是が西洋一般の議論のやうであります。現に御承知のやうに「カナダ」の強制調査法、あの法律は「カナダ」で割合に有効だつたと言はれて居りますが、お互に議論をし、唯異議なしに妥協するのでなく、例へば市電の争議ならば其の賃金などは、市電の経営に関する根本的の計算をして見て、斯う云ふ所を直せば宜い。是ではいけないと云ふ、其の資料を強制力で出させて調査をして天下に公表する。さうすると自ら争議が片付くと云つたやり方で両方が希望して仲裁にかけの場合以外は、強制調査のやうな法律の方が有効だと云ふことを云つて居ります。其の趣旨が実は今の争議調停法の中に、調停が成立たなかつた時には其の要領を發表すると云ふ規定になつて残つて居ります。あれは一度も活用されたことはありませんが、今後大いに「デモクラチック」にやるなら、さう云ふことは或は役に立つのではないか。序でありますが申し上げます。

- 藤林委員 私がさう云ふ質問をしたのは、最初松岡さんの御話になつた中に、労働組合法の最初に、是は労働憲章だと云ふ意味を十分に知らせる爲に、大文字を使つたらどうかと云ふことで、色々具体的の御意見が述べられて居りました。そこで私も一つ斯う云ふことを言ひ現はせれば宜いのではないかと思ひます。従来此の組織率が低かつたことに付ては、今松岡さんの御教へ下さいましたやうに、労働組合が出来ることに対して官廳側或は工場側で色々手を盡して、之を抑圧抑制するやうなことがあつたことを認めなければならぬと思ひますが、それと同時に日本の労働者が一面に於てまだそこまで本当に各自が自覺的に組合を結成する所まで行つて居なかつたと云ふ面もあるのではないか。それは今日松岡さんも組合を拵へて労働者の自發的活動を促されるやうな施策を御

意見の中に述べられて、私其の点満足に感じて聴いて居りましたが、併し其の際自覚云々と云ふこともあります。又別の観点から見て、どうも日本人の場合、團結すると云ふ人と人との関係が本当に「デモクラチツク」な段階を経て居ない爲に、理屈で通さないで、何かそこに違つた、或る人間的な結付きと云ふやうなものの方が割合に強い場合が多い。さうすると此の間の三村君の御意見のやうに「事業一家」と云ふやうな、企業経営者の方の建前から見て、さう云ふ御主張が現はれて来るし、又労働組合の方で云ふと、前にも非常に御意見を述べられて、其の点私も興味を持ち、又賛意を表して聴いて居つたのでありますが、要するに組合が出来ても、其の組合の指導者が得手勝手なことをする。と云ふのは組合員其のものが間接にそれだけの革命的な所まで到達して居ないで、唯何かしら人其のものの結付きで引摺られる。引摺る方から云ふと下からの批判がないので自分勝手が出来。一切合財俺に隨いて来るのだと云ふ。是では兎角引摺るものは下からの批判を受ける余地がないからと云ふ氣持で、さう云ふ動かし方をする。ことがあるのではないか。單に之は労働組合だけの問題でなく、政治に付ても選挙の御話がありましたが、例へば我が国では尾崎行雄さんのやうにがつちりした選挙区を持つて居られる方があります。さう云ふ所では、甚だ失礼かも知れませぬが、民衆そのものの批判力はどの位あるか。現在の状況で之を全く無考慮に過ぎすと云ふことはいけない。やはり多少考へて見なければならぬのではないか。さうするとさう云ふ点から云つて、此の際労働組合将来の発展から、單に労働組合だけの問題でなく、政治の問題に付ても同様でありますけれども、我々の場合に長きに亘つて何が必要かと云ふと、今まで國民各自が自己判断を爲し得るやうな、さうして其の自己判断に基く批判を十分に行ひ得るやうな方向に一切を持つて行かなければならぬ。之を抑圧することは非常にいけない。さう云ふ意味で先程は申しませぬでしたが、今の末弘先生の御説明の中で、協調組合云々と云ふことを仰せられましたが、是が労働組合運動の発展を妨げないやう〔に〕と云ふことを繰返して御説明になつて、私それを十分諒とするものでありますが、斯う云ふも〔の〕はやはり此〔の〕際除く〔、〕斯う云ふも〔の〕を認めると、兎角労働者の本当に下から盛上つて組合が出来〔、〕それがよく活動して行く〔と〕云ふ「コース」へ行くことを妨げること〔に〕なる虞が多分にあるやうな気がします〔。〕そこでさう云ふ点がないやうにしなければならぬ〔。〕さうして労働憲章〔の〕最初に〔、〕労働は産業〔の〕発展に寄與する〔の〕だ〔、〕或は労働者の政治〔、〕經濟、社会的各方面の向上に資する〔の〕だと云ふやうな文字なり精神なりを此処で現はせと仰しやつた〔、〕労働者各人の自覚的活動と云つたも〔の〕が促されることを〔、〕何か巧い文句で書いて戴けば宜い。さう云ふ精神で労働組合〔の〕発展を我々此〔の〕際考へて行くのが〔、〕此〔の〕前も鮎澤さんが非常に雄弁を揮はれましたが〔、〕さう云ふ我々にとつて劃期的法制たらしめる一つの事実を示すことになると思ひます〔。〕此〔の〕意味で御質問申上げたのであります〔。〕私はさう云ふ希望を持つて居ります。

○大藏會長 藤林さんに申し上げます〔、〕質問を許した〔の〕で御意見は次に御願ひ致します

○桂委員 松岡さん〔に〕二点、末弘先生に四点伺ひます〔。〕先程政治基金を設け組合〔の〕政治的活動に資するが〔、〕それはその限度に止めると仰しやいましたが〔、〕さう云ふ制限をしないと組合として〔は〕財政が駄目になりますか。法律に規定を設けなければ

- 〔、〕 運営が自治的に巧くやつて行けない〔。〕 さう云ふ意味でせうか
- 松岡委員 必ずしもさう云ふ意味ぢやありませんね〔。〕 政治基金制〔と〕 云ふも〔の〕 を認める爲に〔、〕 私は特に強く主張しただけ〔の〕 ことであります〔。〕 さうしなければ凡ゆるも〔の〕 を政治活動の爲に支出して〔、〕 組合〔の〕 基礎を危くするやうなことが瀬々と起ると云ふことを予想した訳ではありませんね。
- 桂委員 もう〔一〕 点。組合事業〔に〕 付ての免税規定の問題〔の〕 意見〔に〕 なつて申訳ありませんが〔、〕 意見は避けて申し上げます。冒頭に立派な労働憲章がある〔と〕 云ふ場合〔、〕 一方免税規定が入つて、組合法其のものの持つ強味と云ふか〔、〕 さう云ふも〔の〕 はどうか〔。〕 其〔の〕 点に付て御考へは……
- 松岡委員 そこまでは実は考へませぬでしたが、なぜ私がそれを考へたかと云ふことを申し上げます。と云ふのは私先年二回「イギリス」に参つて、二回ともさう云ふことを考へたので、あちこちの組合を訪ねて見ましたが、組合機関の共済的な発達と云ふことに私聊か驚いたのであります。組合の共済機関が再保険制度まである。それで「イギリス」の保険業界では、保険業を取締る規定を之に適用すべきだと云ふ意見すら起つて居る。其の後のことは知りませぬが、さう云ふ話を聞いて来たのであります。さう云ふことから日本に於てもそこまで発達することを希望します。さうして発達したものを保険業者が何か競争相手のやうな気持で、之に保険業法の適用を要求するやうなことにまでなつたりすることは予め阻止することが賢明ではないだらうか。斯う考へたからです。
- 桂委員 分りました。末弘先生に伺ひたいのでありますが登録組合のことであります。登録を申請し得る要件として、企業単位の組合と産業別組合に分けられました。今後合同労働組合など相当大きい組合が出来るのではないかと。随てさう云ふ組合に登録を許して、其の登録の効果として法人格を認め、財産関係をはつきりさせるのが宜いかどうか。此の点を伺ひたい。
- 末弘委員 実は此の前の組合運動の時に、色々の形のもので出来ました。随て今の合同組合的のものをどうするかは一應考へて見たのでありますが、極く分かり易い意味で企業単位の組合と産業別の組合として、その大多数と云ふことを書いたのであります。
- 桂委員 小数〔ママ、少数〕 組合を除外される御氣持は……。
- 末弘委員 特にありませんね。
- 桂委員 次の協調組合の場合、其の組合員が外部の労働組合に入るのは差支へないが、此の場合労働組合は正規の団体交渉権を持つて居ない。さうすると此の場合の協調組合と云ふのは、被傭者の相当部分を組合員とするものであるかどうか。若しさう云ふ者がなければ問題ないが、さうでなく、一部分が協調組合を組織した場合、其の被傭者は他の労働組合に入れない。入つても其の労働組合は団体交渉権がないと云ふことになると、實際的「クローズ・シヨツプ」になります。それはどう云ふ御考へになりますか
- 末弘委員 協調組合は原則として全部入るのが当然です。唯今後の組合運動の動きを見て、協調組合の成立つて居る所の労働者が外部の組合に加入しようと思ふ者が出て来ると思ひます。それでこんなことを書いたので、入ることは妨げない。だから二重に入る。
- 桂委員 それが多くなりますね。事実上除名するから差支へないと云ふのですね。それから協約の主体でございます。是は労働組合で宜しうございませうか。何か条件がございませうか。脱法的労働組合も出来ると思ひますので、其の点何か御考へは……。

- 末弘委員 其の問題は先程登録の要件の所で書きました。それはどんどん協約をするものも事実出来るだらう。併しさう云ふものには後の所に書きましたが効果も認めない。
- 桂委員 其の場合組合員を拘束する効果がなくても、少くとも団体は拘束し得ませぬか。
- 末弘委員 さう云ふ制度にするならさう云ふことを考へても宜しい。私の此処に書いた氣持は、協約に本法で規定したやうな効果を認める。是はしつかりしたものだけ認めて、あとは寧ろ保護奨励して産業平和確立に向けたら宜からうと云ふのであります。
- 桂委員 もう一点。損害賠償の免責規定。是は事実なからうと云ふ御話でありましたが、それだけで済みますかどうか。もう一つは私よく分らないのでありますが、損害を与へることを目的としてやつたらどうか。罷業をするのが目的ではなく、寧ろ損害を与へることを目的として罷業をやる。具体的な例を申しますと、東京瓦斯です。あれは三時間仕事が止まると「プレッシャー」が下つて十万円損をします。其の場合損をさしてやらうと云ふ意思に付ての判定は困難と思ひますが、假にさう云ふ意思でやつたと云ふ場合はどうなりますか。
- 末弘委員 それは「イギリス」の「タフ・ヴェール」事件の時の判決及び當時の世間の議論にあります。私の見たのは一九〇六年の規定で、各種の規定を置きましたが、あの時大分資本家側から議論があつて、賠償免除の規定を漠然と置くと故意悪意で損害を与へる積りのものまで除かれる。それでは困るぢやないかと云ふ議論があつた。併し「イギリス」では労働組合が発達して居て、さう云ふものは普通ないから、法律としては是で宜いぢやないか。さう云ふのは一般の不法行爲に対する規定でやれば宜い。是が當時の法律家の議論であつた。それは罷業権の濫用だと云ふのであります。
- 桂委員 それならば賠償規定を置いても宜いやうな氣が致します。
- 大野委員 今の罷業が不当だと云ふ御話、それは二七年の話です。それとの関係はどうなりますか。
- 末弘委員 あれは山口〔ママ、山中〕さんの方が詳しいのですが、政府を倒す位の積りでした。罷業権の濫用と云ふことは法律には書けないだらうが、基本的議論としては一方考へられる。あれとは無関係であります。
- 大野委員 今の御話のやうに、今後労働組合問題に付て法律を作る。それに付て議論はあるが、多少さう云ふ所に反対の残滓があるとすれば、さう云ふ公益上のことが問題になると思ひます。其の点明定するとすれば、或る法律で書くなら、法律でなくても宜いですが、詰り不法なることを認定すべき役所、それはどうでせうか。さう云ふ点考へて居りますか。
- 末弘委員 さう云ふことは考へられると思ひますが、今の委員會的なもので判定すると云ふのは非常に困難で、損害賠償と云ふ問題になれば、それこそ社会的勢力から全然乖離した普通の司法裁判所の事件になつて、そこで冷靜な裁判官の判定に任せるより仕方がない。所が裁判官は保守的なので、放つて置くと労働者に不利益な裁判をする。ですからあゝ云ふ賠償の免除規定が置かれたのです。唯其の時には先程言つたやうに、世間では議論があつた。それを申上げたのであります。
- 山中委員 之に付ては既に皆さん御聞きになつて居るので申上げるまでもありませぬが〔、〕末弘さん〔の〕御考へは大体松岡さんから御話があつたやうに〔、〕基本法的なもの〔の〕に非常に重要な意味を持つて居る〔。〕其〔の〕中で今まで戦争前に随分議論され

た労働組合に関する法律と違つて〔、〕協調組合〔の〕賃金委員会——特に協調組合を此〔の〕立法〔の〕中に御入れにならうとする御考へなど〔、〕何か其〔の〕点に付て特別に御考へになつて居らつしやる点がおありでしたら御教へ願ひたい

○末弘委員 其〔の〕点は〔、〕実ははつきり申しますと〔、〕元来〔、〕私〔の〕考〔へ〕方でないですが〔、〕事務當局としては現在〔の〕日本〔の〕実情〔は〕此処に「過渡的〔〕」と書いてありますが〔、〕單位産報的なも〔の〕で実際巧くやつて居るものがあるではな〔い〕か〔、〕それまで潰して皆組合員にしてしまはなくてはいけないか〔と〕云ふことだと〔、〕場合に依ると本末顛倒して〔、〕そんな所で立法が躓き〔は〕せぬかと云ふ御議論があつた〔。〕それで実は「一案なるべし〔〕」と非常〔に〕弱く書いたのであります。無論斯う云ふも〔の〕を此〔の〕法律〔の〕中に置くと〔、〕組合組織を妨げて行く一つの例になる〔。〕さうすれば是が有名無実なも〔の〕になつて〔、〕胡麻化しにならぬやうにと云ふ〔の〕で〔、〕之に対する監督規定を置く〔の〕か〔、〕是など此〔の〕委員会〔の〕多数〔の〕御考〔へ〕で〔、〕場合に依〔れ〕ば少しも固執する趣旨はありません〔。〕一案なるべしであります〔笑聲〕

○内ヶ崎委員 労働組合〔の〕基金を政治資金〔に〕運用すると云ふ御話〔、〕私戦災で参考書を焼いた〔の〕で〔、〕近頃買った本で少し勉強して見ましたが〔、〕「イギリス」では政治資金を許して居ますが〔、〕「ア〔メ〕リカ〔〕」「フランス」其〔の〕他〔の〕國では禁じて居る〔の〕ではありませぬか

○末弘委員 「イギリス〔〕」では一九〇九年ですか「オスボーン〔〕」事件と云ふ有名な事件があつて〔、〕幹部が政治目的に組合〔の〕金を使つたことが大問題〔に〕なつた。結局□□年□組合法で此の点はつきりしようと〔、〕政治資金と経済資金とをはつきり分離させ〔、〕政治目的に普通〔の〕経済資金を使はせないやうにした

○山中委員 一三年です

○内ヶ崎委員 「アメリカ」〔の〕方はどうですか

○鮎澤委員 私特にさう云ふことが問題になつたと云ふことは知りませぬ。「アメリカ」では政治運動から全然遠去かつて、政治に関與することは許されない。機会があつたら「ニューデイル」関係のことを申し上げたいと思ひますが、其の中に特に政治資金云々と云ふ規定は設けて居らぬのであります。併し今後の発展の仕方に依つては、政治目的の爲の罷業があつても、それが非合法とされない。さう云ふぼんやりした感じを持つて居ります。

○内ヶ崎委員 私が近頃見付けた「ハンドブック・オブ・トレードユニオン、一九三四年」——是より新しいのがあると思ひます——を讀むと、「アメリカ」には色々の組合があるやうです。現業の方で郵便配達夫、鉄道従業員、新聞記者などにもあるやうだし、映画関係、舞台装置関係にもあります。今度の組合法でもさう云ふものは認めるが、登録を要求しなければ特点はないのですか。

○末弘委員 無論認めると云ふよりも、それは労働組合に違ひないと思ひます。但し協約の効力が欲しければ登録させる。それでなければ届出の程度に過ぎませぬ。「アメリカ」では今仰しやつたやうな「カテゴリー」から一步進んで、消防夫の組合、巡査の組合、「フランス」で非常に問題になつた下級官吏、單なる日傭者程度よりは郵便が官営であつても其の従業員のやうな下級官吏にまで組合を認めるか。是は議論がありませうが、

私の考へではさう云ふものの組合加入或は組織の種類は書かないと云ふ建前で、さう云ふ問題に觸れずに除けて将来を見る方が宜い。初めから勤労働者でなければ出来ないと言ふ種類のもは、俺も入れろゝゝゝとうるさいから、法律としては觸れないで、廣く給料生活者と云ふ文字で書いて行くのが賢明なる立法ではないかと考へます。「アメリカ」で一番困つたのは「ボストン」で巡査が「ストライキ」をやつた時です。其の時のやうな問題が日本でも起り得ると思ひます。

- 内ヶ崎委員 それから「アメリカ」では学校の教師の組合もあるやうですが……。数は澤山ないが……。
- 末弘委員 ございます。之を強く反対するのは「フランス」です。その経済的目的は主として共済で、日本でも文部省が多少関与して、教員特に小学校教員の共済的仕組があります。あれはもつと擴充する必要があるませう。「フランス」のは寧ろ共済が目的です。爭議をやることはなく、法律を尊重させる。日本の民法にもありますが、学校の先生が子供を連れて旅行したら、其の子供の悪戯の結果他人に非常な損害を与へるやうな事が起きた。それは親権者に代つて監督する者に損害賠償の義務があると云ふ規定があります。「フランス」では之を以て訴へた奴があつて、学校の先生が困つたので其の後民法が變つて居ります。さう云ふ問題は起り得ます。
- 西尾委員 末弘先生に伺ひますが、團結權の保護の問題の(ロ)に付て、之を具体的に云ふと「強要」とはどう云ふことか。どの範圍までを強要と云ふか。なぜ斯う云ふことを規定して置かなければならぬのであらうか。之を御伺ひしたい。
- 末弘委員 先程其の点私も疑ひを持つて居ると申しましたが、私労働組合の問題は、組合を強化する問題もあるが、個々の労働者の自由を一方で考へなければならぬ。「クローズ・シヨツプ」にしてしまふと秩序がとれて宜いのですが、日本の差當りの状況として「クローズ・シヨツプ」的のものは寧ろ避けて行つた方が宜いのではないかと云ふ話が此の前話合つた時出たのでこうしたのであります。之を是非規定の中に置かなければならぬと云ふ強い意見も持つて居りませぬ。
- 西尾委員 日本の現状から考へて見ると、労働組合法を「イギリス」流に自然發生的に制定することは不適當だと思ひます。詰り産業の發達、国家全体の發達に色々な点で組合の發達が遅れて居るのでありますから、之を急速に發達助長させねばならぬ時であります。寧ろ「クローズ・シヨツプ」を助長するやうな考慮を組合法の中で拂ふべきではないかと思ひますので、此の点が一寸理解出来なかつたのであります。強い意味でないと言ふことで此の点諒解致します。

次に登録を申請し得る要件の中の(1)(2)に付てお尋ねしたいのですが、(1)で例へば企業單位の組合、(2)では産業別組合にあつては云々と云ふことでありますが、(1)も初期に於ては中々困難ではないかと思ひます。何とかして婉曲に三分の二に達することを壞さうとする努力が起つて来はせぬかと予想せられます。殊に(2)の一定地区内に於ける当該産業の大多数が組合に加入すると云ふことは、實際上甚だ困難ではないか。さう云ふ意味で登録を申請し得る要件を此處に掲げますと、事実上法人格を認め得る組合が出来にくい状態になるのではないか。それを大正十四年の社会局案である法人格の取得は自由であると云つたものに比べると、寧ろそれは消極的になるのではないかと云ふ氣が致します。

- 末弘委員 其の点私もよく考へて見ました。実は登録したものに与へる法的取扱ひとして法人格の問題と、労働協約の拘束力の問題。此の二つを比べたのであります。法人格の点から云ふと、もう少し登録申請要件を軽くしても宜いなど私も実は思つて居ります。併し協約を奨励してしつかりやつて行く以上は、協約に関して紛争が起ることが一番いけないので、さうして又「アウトサイダー」をも拘束し得ることが宜い。そこで取扱ひとして(1)と(2)を並べ(2)の方を特に考へながら、最初の登録要件と云ふことを考へたのであります。法人格の問題では多少無理があるだらうと云ふことは私も考へて居ります。協約の方ではもう一つこんなことを考へたらどうでせうか。「ドイツ」が此の前の大戦後非常に協約を奨励した時のやうに、此の一般拘束力宣言と云ふもので特別の手續を執るか、登録には無関係と云ふのも一つの行き方で、あの場合は其の産業に於ける大多数の世論は非常に強い言葉となつて、超大多数の者が其の協約に参加して居る場合に於ては残りの者も拘束される。但し法律にはさうなつて居るが、一應役所で調べて一般拘束力宣言の履行を俟つて初めてそれに及ぶ。さうすれば或は此の所は全然改めて、法人格を希望するものに対して法人格を与へると云ふことにして協約の規定の所に一般拘束力宣言的な制度にすることも一つの考へであります。私が一番重きを置〔い〕て居る〔の〕は、それに参加して居る人数が多くない場合〔、〕協約が出来たが効力がしつかりしないことの起らぬやうにしつかり抑へる爲に〔、〕登録と云ふこ〔と〕で抑へたら面白くないか〔、〕外国〔の〕制度がどう斯う〔と〕云〔ふ〕ことでなく〔、〕登録と云ふことに附加してさう云〔ふ〕ことを考へた〔の〕であります
- 西尾委員 もう一つ。基本方針〔の〕四〔の〕(ロ)〔の〕終り〔の〕方に「此種〔の〕場合労働者側〔の〕申立に依り仲裁調停機関〔の〕介入〔〕此〔の〕仲裁調停機関にはどう云ふも〔の〕を御制定になりますか
- 末弘委員 先程行政機関〔の〕所で御質問があつた時も申しましたやうに〔、〕労働裁判所とか仲裁機関をどんなも〔の〕にするかに付て〔、〕今の所非常に難かしい問題だと思ふので確定的意見を持つて居りませぬ〔。〕下手に仲裁や調停をやつても巧く行かぬ〔の〕ぢやないか〔と〕考へます
- 桂委員 末弘先生に伺ひますが〔、〕御説明を伺つて居りますと〔、〕結局協約の一般拘束性が大事だ〔。〕併し凡ゆる組合が拘束性を得るやうな強い協約を結ばせると云ふ登録〔、〕是が出来ると其〔の〕協約の主体となり得る団体は一定〔の〕条件を具〔へ〕たも〔の〕だけで〔、〕凡ゆるものが協約〔の〕主体〔と〕なり得ない〔と〕云ふこ〔と〕も〔一〕つあると思ひます
- 末弘委員 それはあり得ると思ひます〔。〕併し斯う云ふも〔の〕だけが協約をやり得る〔の〕だ〔と〕書く〔の〕は甚だ拙い〔、〕それでは大変制限するやうになりますから〔、〕協約をするならしても宜い〔、〕してはいかんとか〔、〕資格がないとは言はぬ〔。〕併し斯う言ふも〔の〕は一般拘束力から除かれる
- 桂委員 さうすると〔一〕般拘束性のない協約もあつた方が宜いと言ふ〔の〕ですね
- 末弘委員 其〔の〕積りです〔。〕あつて結構ぢやないが
- 商工省総務局長 協調組合〔の〕ことで末弘先生に伺ひますが、外部の組合に加入して〔、〕外部〔の〕組合〔の〕紛争に入ることは如何様に處理されませうか
- 末弘委員 外部〔の〕組合に入ることは妨げない〔。〕其の時は協調組合が巧く統轄する

やうに抑へられて居ない状況になつて居る時だと思ひます〔。〕それにあゝ云ふことを書いたのは協調組合と云ふのを規定に置いた方が宜いだらう。併し成べく無くして行くものだと云ふ考へ方から来て居ります。

- 商工省總務局長 さうすると協調組合の中に於ける紛争の解決も事実上それをやるのは仕方がない。斯う云ふことになりますか。
- 末弘委員 協調組合は、中で争議が起るやうではいかんので問題になりません。
- 篠原委員 只今の根本方針の四の(ロ)。此の場合「労働者側の申立に依り」とありますが、企業者側から申立は出来ないのですか。
- 末弘委員 是は争議個々のことに付て書いた積りでなくして、一体罷業などで乱暴が行はれるのは兎角企業者側の団体交渉を拒否するのでそれが行はれ易い。此の前も御話がありました、そこでさう云ふ場合に団体交渉をすることを仲介してやれと云ふだけのことであります。企業者がさう云ふことをやつてはいかんと云ふことはありませぬ。それとは別の問題です。
- 商工省總務局長 企業者も無論仲裁裁判の申立が出来ますか。
- 末弘委員 茲では団体交渉拒否と云ふ奴が一番いけない。だから乱暴するやうなことが起る。そこでその時団体交渉が出来るやうにしてやつたら宜いと云ふのであります。
- 篠原委員 もう一つ。朝鮮人支那人等の外國人の問題ですが、是は無制限に組合加入を許しますか。
- 末弘委員 是は今回考へませぬでしたが、私の知つて居る限り國籍なんか問はない。一つの労働階級と云つた意味で何処でもやつて居るやうです。
- 逓信院總務局長 末弘先生に伺ひますが、給料生活者として官廳の従業員が入ることにして、斯う云ふ労働組合が出来た場合、団体交渉の相手方は企業者と云ふことですが、誰になりませうか。
- 末弘委員 其の場合に付てもつと法律的に三村君から疑問が出たのであります。労働協約と云ふものを資本家と労働者の対立した契約だと云ふ考へ方は「ヨーロッパ」では非常に古い。利害關係を持つ主だつた者が参加して、一つの立法をやるのだ。労働協約とは契約でなくして、自分等の服すべき労働條件に関する立法をするんだ。是が最近での労働協約に関する「ヨーロッパ」の進んだ方の意見であります。それを考へると當事者と云ふ問題は契約的に余り難しく考へる必要はないのではないか。「フランス」など全組合員から委任状をとらなければ労働協約は無効だと云ふ愚な意見があつた時代がありますが今はそれはございませぬ。
- 大藏会長 大分御質問があつて、まだおありと思ひますが、次の方の御意見を伺ふことに致します。——安川君。
- 安川委員 私に御指名がありましたので、私個人としての考へ方を一應申し上げたいと思ひます。此の労働組合法が先年出た當時、資本家側を代表して之に対する相当な修正意見も出て、根本的に之を覆さうとか、立法化すまいと云ふ運動もあつたことは、皆さん十分御承知のことと思ふのであります。今若し労働組合法が出来るとするならば、是は相当徹底した、完全なる、而も労働者を此の方面に向つて健全に向上せしめるやうな精神でなくてはいけない。之を兎角資本家側から都合の好いやうに、箇條的に彼處を修正し、此處を修正し、結局骨抜きのやうなものにしてしまふと云ふことは、却

つて産業の發達の爲に、又資本家側の立場から云つても面白くないと云ふことを、私個人としては当時も考へて居りました。多くの資本家の其の時の氣持を私から忖度しますならば、恐らく斯うではなかつたかと思ひます。それは結局労働法案の成立を好まない。成だけ揉み消したい。是が本心であつたと考へられます。当時は其の爲に資本家側を代表した色々の團體が出来たりして、相当反対の旗を挙げたのでありますが、其の爲ではありませんまいが、此の前の委員会で御報告を伺つたやうに、成立を見なかつたのであります。而して其の後戦争が始まり、終戦後現今のやうな情勢になつた訳であります。今日の狀勢を考へて見ますと、さう云ふ資本家側の考へ方は、許さるべき時期でないのであります。此の際には絶対に労働法案と云ふものは成立させなければならぬ。而も急速に進めなければならぬ時期に到達して居ると私は思ひます。若し然りとするならば此の労働組合法案と云ふものは極めて完全な、徹底したもので、其の精神を十分法の上に發揮したものでなければならぬと考へますので、其の意味に於て、寧ろ一步進んだ立法を御願ひした方が宜い。御断りしますが、私技術家出身なので、法の組立などには全然素人であります。箇條的に斯う云ふ條項が必要である。斯う云ふ條項は面白くないと云ふことを申上げる知識は一向ありませぬので、極めて抽象的に申上げます。

先程末弘委員が出された御意見に付て御質問があつたのを拜聴致しましたが、敢て生意氣なことを申上げれば、末弘さんの出されたものは少々過渡的な氣分が相当入つて居るのではないか。寧ろもつと進んだ、徹底したものにして戴いた方が宜いのではないか。私斯う考へて居ります。唯是は此處で申上げることかどうかわかりませぬが、今後の労働團體の動き方を極めて健全なものにすることが必要であつて、先年資本家側が此の労働組合法の成立を非常に嫌がつたと云ふことは、間接には法其のものを嫌つた向もあつたかも知れませぬが、健全なる経営をして居る資本家側は敢て立法を根本的に阻止しようと云ふ考へはなかつたであります。法の適用が其の精神を離れて邪道に陥り、日本の産業を根底から破壊する虞れがある。斯う云ふことで此の立法化を非常に嫌がつたものと解釋して居りますから、出来た以上は一日も早く強行して、而も健全な組合が成立して、立法の精神を實際に於て十分發揮せられるやうに、此の立法に附隨して私は希望して已まないであります。

尚ほ細かいことではありますが、今日も企業の構成は昔とは著しく變つて参り、昔は資本家が大体自ら企業の経営に當つて居つたのでありますが、今日は御承知の通り資本と経営の分離と云ふことが實際上に現はれて参つたので、労働組合法の立法に當つても、其の対象となるものとして資本家と云ふことでは、将来非常に不都合を生ずるのではないか。もう資本家と云ふも〔の〕は経営に何等の強い力は持たないこ〔と〕になる〔の〕ではないか〔。〕是は皆さんも既に十分御承知〔の〕ことと思ひますが〔、〕其〔の〕点に付て一言私の考へを申述べて置くことが私〔の〕務めと思ひます。但し以上申上げたことは全く私個人の考〔へ〕であつて〔、〕私が此〔の〕委員に挙げられた〔の〕は資本家を代表すると云ふ意味で末席に列したのだと考へて居りますけれども〔、〕決して資本家全体〔の〕意見を代表して申上げ〔る〕のでありませぬ〔。〕まだゞ多く〔の〕資本家〔の〕中に〔は〕依然として労働組合法などの成立を心から好まぬ分子も相〔當〕あるのではないかと推察致します〔。〕此〔の〕点誤解のないやうに〔、〕もう〔一〕言大雑把に附加へて御参考に供しました

- 大藏会長 只今の安川さんのお話に関して何か御質問でもありましたら……。
- 岡崎委員 安川さんは、自分は資本家を代表して選ばれて居るやうに思ふが、是は自分個人の意見だと仰しやつた。さう云ふ風に考へて宜しいか。私は此処へ来て居る委員は、どう云ふ資格で選ばれたかは知りませぬが、個人としての意見を言つて居るものだと思います。此の点如何でせう。
- 大藏会長 会長の考へとしては、個人の資格でおいでになつたものと思ひます。

〔○〕 岡崎委員 是からも其の覚悟で述べさせて戴きます。

〔○〕 大藏会長 別段に御質問がなければ、次に鮎沢さんに御願ひ致します。

〔○〕 鮎沢委員 私もどう云ふ資格で此処へ列席したか知りませぬが、会長さんの御指名に依つて私の感じて居ることを不用意の俣述べさせて戴きます。実は此の立法の個々の内容に関しては、私として大いに希望致したい、是非此の事は実現さして戴きたいと思ふことが多々ございますので、臆て具体的な点に入つた際には又色々くだらないことを申上げて御教へを請ひたいと思ひますが、只今は極めて總論的な感じを申上げたいと思ひます。

先刻会長は、今日は専ら労働組合の問題を議して、それに関聯する労働協約であるとか争議調停法とかは後廻しにしたいと云ふ御話であつたやうに承知致しますが、私の申上げるとはさう云ふ点にも觸れないと〔、〕どうしても労働組合の機能を發揮出来ない。又今度出来る労働組合法は、従来政府或は民間から出された立法と云ふものと本質的に余程異なつて居ると云ふことから、或は会長の御注意を逸脱するやうなことがあつても、御許しを願ひたいと思ひます。

どう云ふ法律が出来ても、それは暫くは「ポツダム」宣言の埒外に出ることが出来ないの、さう云ふ制限の下に、其の枠の中にあると云ふことは窮屈のやうであるが、そこには随分広い理由が認められます。それは日本国民全体に自由を與へなければならぬ、徹底的に民主化されなければならぬと云ふのであります。其の点に於て此の法律の精神其のものが自由でなければならぬ。其の精神を十分そこに現はすのでなければ法律として認めないと云ふ意味であるやうに承知致します。次官や厚生当局が「マツカーサー」本部においでになり、「マツカーサー」司令部の意思は十分に御諒解になつて居ることと私承知して居りますが、今度出来る立法は、其のポツダム宣言に順應したものであつて、尚ほ其の他に「マツカーサー」司令部の五箇條の指令の中にも、労働組合法を制定しろと云ふことが明示されて居り、一昨日の「アメリカ」の海軍記念日〔ママ、記念日〕の「ニューヨーク・セントラル・パーク」に於ける「トルーマン」の演説の中にも、世界から「ファシズム」「ナチズム」及び「ミリタリズム」を排斥すると云ふことが書いてあります。さう云ふことで日本と云ふ言葉を使ひませぬでしたが、苟しくも「ナチス」の残滓の如き色を帯びて居るものは認めないと云ふことでありませうし、日本に付ても今後一々難癖を付けられて、其の俣用ひられない、或は承認されないと云ふやうな時代になつて、或は屈辱的立場になることも考へられます。随つて今度の立法は対内的な意味ばかりでなく、対外的な面もあると思ひます。どなたか政府の高官が仰しやつたやうに、是が独自の会であるべき所を、「マツカーサー」司令部からの指令に依つて出来たと云ふ形になる。それを先づ念頭に置いて、立法がどんな風に構成されなければならぬかと云ふことを考へて見ますと、先刻末弘さんから労働組合などに付ても、共産主義と

の関係は今後どうなっていくか。其の取扱ひはどうするかと云ふ御話がありました。是はやはり考へて置かねばならぬと思ひます。それと關聯して、対外の面に於てはもう一つ、使用者団体はどうなるかと云ふことで、今度の立法でも其の面も考へて置く必要があると思ひます。日本は今聯合國總司令部の統治下にある。其の事実を念頭に置く必要があります、それが便宜ではないかと思ひます。「マツカーサー」司令部が此の労働問題に付て非常に関心を持つて居て、細かな点に付ても今後殆ど逐條的に文句を言つたりせぬかと考へられる筋があります。若し是が米國人でなくてソ聯の代表者が此処に坐つて居る。其の時に出来る法律は余程異なるものになる。又四箇國が平等の發言權を持つてやる場合も可なり違ふだらう。偶々米國人である「マツカーサー」の下に是が行はれた。そんなことを考へますと、是から作る労働組合法の内容に付ては、やはりさう云ふ事実を背景にして考へる。大変諄く申して済みませぬが、数日前にも名前は預つて置きますが、有名な資本家の方が私共に見えて、労働組合が全国的に出来るやうになるが、此の際も一つ全国産業団体聯合会と云つた使用者側の団体があつて然るべきだと思ふがどうだ、実はそれに関係して居る者だが、大層遠慮して居るやうであります、使用者側の団体は今後全然存在しないか、或は労働組合が出来たら使用者としてはそれにどう云ふ態度、立場を採つたら宜いかと云ふ御相談があつたのであります。

それに対して私の申したことを御参考になりますまいが申し上げますが、御記憶のやうに「ニューディール」、大体あれは非常に進んだ労働立法、社会立法であつて、そこでどう云ふことが試みられたかは今申上げる必要もないし、時間もないので省略致しますが、あの「ニューディール」の中心をなすものはN・R・A全国産業復興法であります。其の方法は何であるかと云ふと、あの全国に漲る失業者を救済する爲に、全国的に救済の設備を講ずると同時に、失業者に職業を與へる爲に労働時間を制限して就職せしめる。彼等の労働條件を規制する爲めに、労働者に労働組合を作ることを法律を以て命令し、之を聯邦の力を以て助長する。さうして全国的団体協約をやらせた。それと同時に労働條件を規定する「コード」を各産業に採用させ、労働協約の型を政府が先づ作つて見せ、労働者は各産業別に全国に亘つて何れかの「コード」に属します。労働者はどんな形かの労働組合に入つて、そこで、「コード」が果して実施されるや否や、其の完全にして忠実なる履行を実現させる爲めに、全国的な労働関係委員会と云ふ組織が出来た。

あ〔の〕「ニュー〔ー〕ディ〔ー〕ル」に付ては色々な缺陷があつて〔、〕米国内〔に〕於ての評判は決して良くなかつた〔。〕罷業対策も非效果的なものもあつたが□□□中に歐洲戦争が起り〔、〕第二次〔の〕世界大戦となつた爲めに〔、〕「ニューディ〔ー〕ル〔の〕色々な欠陥破綻を余り曝露しない間に此の戦争に入つてしまつた〔。〕併し「アメリカ」〔の〕「ニュー〔ー〕ディ〔ー〕ル〔の〕中には〔、〕日本にとつて参考〔と〕すべきものもあるやうに思ひます〔。〕恐らく今度出来る日本〔の〕新しい労働組合法と云ふものは〔、〕其〔の〕基礎〔に〕置く新經濟秩序に於てもさう云ふ形〔の〕も〔の〕が出来ることにて〔、〕非常に興味を持つてあらうし〔、〕或は考へ方に依つてはさう云ふ風に進まなければ拙い、云ふことを言つて来る〔の〕ではないかとも考へます〔。〕兎〔に〕角さうした組織を参考〔に〕して作る。若し作つたらどんなも〔の〕であるか〔と〕云ふこ〔と〕は今日でなくて此〔の〕後〔の〕機会に申上げて〔、〕皆さんに御批判を仰ぎたいと思ひます。早い話が〔、〕各工場或は産業に於て問題が起つて「ストライキ」があ

つたら〔、〕「ストライキ〔〕」になる前に〔、〕賃金或は工場監督〔の〕方法に関し、或は雇傭問題等に関して〔、〕其〔の〕度毎に協約する方法〔に〕するか〔、〕もう一つは一つ〔の〕型を作つて置いて〔、〕兎〔に〕角其の中に於て色々な規定を置くか〔。〕そんなやうなことも此〔の〕際此処で申上げて宜しい

其〔の〕取扱方〔に〕付ても末弘先生〔の〕御話〔の〕中に随分有益な御話がありました〔、〕やはり「ナショナル〔・〕レーバー〔・〕ボード」と云つた形のも〔の〕を作つたら宜い〔の〕ではなからうか〔。〕或は作るべきではなからうか〔。〕寧ろ私〔は〕遠慮なしに作るべきではないかと此處で提唱して見たいと思ひます

特〔に〕私強く感じて居る点は〔、〕末弘先生が指摘されたやうに〔、〕労働行政は従来警察行政であつた〔。〕是は此〔の〕際徹底的に改めて戴きたい〔。〕警察行政では今後恐らく「マツカ〔一〕サー」司令部からも罷りならぬと言はれる〔の〕ではないか〔、〕決して「マツカーサ〔一〕」司令部にのみ遠慮して居る〔の〕でなく〔、〕茲で出来るも〔の〕は如何なる点から見ても批判の余地なく、假に此の内閣が倒れても此〔の〕法律だけは永く残る。此〔の〕前申上げましたやうに〔、〕今後何十年かに亘つて是が日本〔の〕産業秩序を確立し得る〔、〕其〔の〕指導的な立法なのだと云ふことに致したいと思ふ。幾つかの注文がございますが、其の一つは警察行政から引離すこと。それはどうしたら宜いか。従来日本では内務大臣が非常な権限を持ち、全国に亘つて知事が任命されたり鹹になつたり、或は地方の色々な組織が運営されて居た。警察が本質的にどう云ふものであるかに付ては、此処に關係者も居られますが、労働者側に於ても此の警察行政の下に行はれた労働行政に付ては随分不満があることを聞き及んで居る。泥棒を捕へて拷問に掛けたと云ふ暗い印象がある。今後さう云ふことでなくする爲には、警察行政も段々改められるでございませう。其の爲の有力な機関も出来、具体案もあるやうであります。が兎に角さう云ふものを一掃して、労働を新たな国民組織の下に、労働組合の一つの機能として、労働条件、或は産業秩序維持に於ける諸条件と云ふものは、可なり広汎な新国家機構の下に行はれることに致したいと思ふのであります。それは茲で思付きのやうな恰好で申上げますが、中央に全国的の労働委員と云ふものを設けて、それは各三名位と致しますか、労働組合側の代表者と使用者側の代表者とが大きな権限を持つて、労働に関する争議の問題は其処に於て調停する。其処が最終審を行ふことに致します。各地方にも同様な組織があり、又各産業組織別に、各工場、鉱山等にもあると云ふ形にする。さうして労働組合は国家の産業を維持する上に於て協力する。それは企業に従属する機関でなく、対等の立場に立つて働く。此の敗戦後の日本が工業日本として起ち上る時に、各人が納得し、新たな決意を持つて文化に貢献すると云ふ覚悟の上に、其の自覚の上に協力する。其の中から選ばれた者が官吏と云ふか公吏と云ふか、それに入つて、長年の経験を持つた者が此処で労働に関する所の裁判を取扱ふ。是も例へば刑法上の罰を犯した時は刑法に依り、又民法の規定にあるもので明かなものは別であります。労働や産業秩序に関するものは此処で取扱ふ。或は諸文化施設として共済組合等に属するもの、或は産業報国会等が今まで試みて居たやうなことを、此の組織の下に取扱ふ。斯う云ふ大きな労働行政機関があると云ふことであつたならば宜いのではなからうか。

それから話が散漫になつて相済みませぬが、警察行政と引離して新たな行政機構が作られること。簡易裁判所と云ふやうな恰好で、私は亦裁判には暗い聯想があつて、面倒

な手続が要るのでありますが、此の新しい組織の下で簡単に、而も明るい空気の中で朗かに、協力一致の精神を以てやつて行く。職場に於ても大きな工場で起つた問題に付いて、假に鉄道とか船舶関係の、全国的な関心を喚び起すやうな大きな問題に付ては、東京、大阪など、各方面の人の意見を聴く。聴くのでなく、其の時には委員長は可なり大きな権限を持つて呼び出す。役人でも民間人でも呼び出すことが出来、已むを得ぬ事情がない限り拒否することが出来ないと云ふやうにして、そこで陳述することに付ては虚偽を防止し、それに対する罰則もある。失つた時間に対しては相当な報酬を拂ふ。尚ほ「ラジオ」や新聞や其の他の機会を通じて、国民が皆之に関心を持ち、それがどう云ふ形で行はれて居るかを知らしめることを助長したい。さうして其の「ボード」の委員に擧げられると云ふことは、一つの社会的責任であると同時に、大なる名譽である。報酬も十分にあると云ふやうなことに致したい。是は外国人特に「アメリカ」に於て広く行はれて居る所でもありますけれども、弁護士、教会の牧師、大学の教授、大学の總長と云ふやうな人々、或は言論界に於て有名な人々が其の委員長に推されて、それから労働者側の代表としては労働組合から選出する。使用者側代表としては使用者組織の中から選ばれて出ると云ふことにする。労働組合の發達を助長する一つとして、國際労働會議へ労働代表を送る時随分苦い経験を嘗めた結果、労働組合から選出したる者が労働代表となる。労働組合の選出に依らざるものは出ることが出来ないやうにする。さうすると労働組合に属することに依つてのみ、自分等の声を國際會議に於て広く言ひ得ることになる。是は各工場鉱山、或は各産業、各地方に於てさう云ふ組織が出来て、其処の役員に選ばれる。さうすると可なり大きな役所のやうなものが中央にも地方にも出来る。さう云ふ所から選出されたものでなければそれに当れないと云ふことになると、自然組合の重要性が益々上り、それに対する責任も強くなる。同時に其の義務も之を果すやう覚悟をする。日本の産業秩序を新たに建てる上に於て、總力を以て行はんと云ふ心持が徹底して行くのではないか。

使用者側に付ては、労働者が労働組合を結成して之を助長する限り、使用者側も組合を作ること亦当然であります。全国産業団体聯合会が出来ることを阻止するのはいけない。当然自然の勢ひとして出来ると思ひます。此の方は特に助長を致さぬでも、過去の経験に鑑みて、力のある、社会的に色々有利な立場にあるのでありますから、特に立法其の他の手段を以て助長致さぬでも出来ると思ひます。が此の際單一の全国的な強力な使用者団体が出来ることはどうであらうか。それは同じやうなことが労働者側に付ても言へると思ひます。

そこで問題が複雑になつて参りますが、米国の斯う云ふ問題を論じたり、さう云ふ行政に當つた人の心持を以て言ふと、労働組合に付ても全国的な單一組織になつてしまふことは勿論起らぬやうに思ひます。私其の是非を此処で申し上げない。使用者側にも單一なる全国的な——偶々全産聯がありますが、是が制度化して権力を揮ふと云ふやうなことをせずに、寧ろ聯絡機關のやうなものにして、産業別に、或は地方別に、使用者側の聯絡をすると云ふことが良いのではなからうか。其の方が色々な施策を行ふ上に面白い結果が生れて来るのではないか。労働組合に付ても、是は言うても中々出来ないことだらうと思ひますが、現にさう云ふことを目標として奮闘して居られる方も此処に居らつしやるのですが、失礼ながら或る種類の産業或る種類の労働者、それが全国的なものに

必ずなる、殊に共産主義を主張する一聯の人々と、社会主義めいた者、保守主義的な考へを持つて来る者などが、何時までも一緒に進むと云ふことは、言ふべくして出来ない。是は米国或は其の他にも幾つかあります〔が、〕今後日本に於ても制定されるので〔、〕さう云ふことを考へますと〔、〕労働者側が分裂して居て〔、〕使用者側に多少強力な中央団体が出る〔と〕云ふことは〔、〕是はやはり考へて〔、〕それに対して予め何等かの施策考慮が拂〔は〕れると云ふこ〔と〕が宜しいやうに考へられます〔。〕ほん〔の〕事実だけを申上げた〔の〕で〔、〕細目〔の〕点は逐條的に御審議〔に〕なる際申上げて〔、〕色々御教へを願ひたいと思ひます

最後に〔、〕どんな組織を作つても〔、〕完全解決〔と〕云ふこ〔とは〕ない〔と〕私〔は〕思ひます〔。〕さうでなくて段々それが緩和されて行く〔。〕或〔は〕修正されて行く〔。〕社会情勢は絶えず「ダイナミック」〔に〕動いて居る〔の〕で〔、〕常〔に〕新たな問題が起ります〔。〕さう云ふ社会〔に〕於ける問題〔に〕対して〔、〕不断〔の〕調整が行はれて行くと云ふことがあると思ひます〔。〕例へば茲〔の〕「ナショナル〔・〕レ〔ー〕パ〔ー・〕ボ〔ー〕ド〔』の〕組織〔に〕付ても〔、〕それでは〔こ〕れをやつて居る国〔には〕「ス〔ト〕ライキ〔』は〕ないか〔と〕云ふ〔と、〕大〔いに〕行〔は〕れて居る〔。〕色々な問題は絶えず起つて居ります〔。〕それに対する調整工夫も絶えず行はれて居ります〔。〕少くも是が徹底的〔に、〕民主的〔に〕行はれる時〔、〕皆〔の〕納得〔に〕於て〔、〕皆が協力して之を拓いて行く所に強味があると思ひます

大層長くなりましたが〔、〕もう〔一〕言申上げたい〔の〕は〔、〕斯うした立法をやつて此〔の〕國が果して強力な国として——何も領土〔の〕場合を云々する訳ぢやありませんが〔、〕もう一度平和国家〔と〕して世界に貢献する爲に〔、〕財力〔に〕於て〔、〕民度に於て〔、〕富〔の〕程度〔に〕於て〔、〕曾て〔の〕やうになりたい〔。〕近頃民主主義と云ふことを「ラジオ」や新聞等に於て急〔に〕国民に説くやうになりましたが〔、〕其〔の〕「スイス〔』〕「スウェ〔ー〕デン〔』〕「デンマ〔ー〕ク〔』〕等〔の〕例〔は〕大層参考〔に〕なりましたが〔、〕私も臆て日本が平和国家〔と〕して〔「〕デンマ〔ー〕ク〕「スウェ〔ー〕デン〕等〔の〕如き道を歩み〔、〕再び大きな日本がそこ〔に〕築かれることを希望して居る〔の〕であります

が〔、〕日本〔の〕場合今日は人口八千万〔、〕国土〔の〕大きさは「スウェ〔ー〕デン」より小さい〔。〕而も〔「〕スウェ〔ー〕デン〕は僅か六百万です〔。〕東京都だけ〔の〕人口です〔。〕だからあの富を作ることが出来た〔。〕今日本は八千万〔の〕人口を此の土地に擁して居る。是ではどんなに足掻いても藻掻いても、ああした富を作ることとは不可能であります。そこで是は少し逸脱することになりますが、委員長の御許しを得て申上げますが、「アメリカ」の「ニューディール」は米国内に於ても大層非難があり、色々な意味で失敗であつた。若し此の世界大戦なかりせば、「ニューディール」の上に立つ所の「ルーズベルト」政権は〔、〕其の点で覆つたと私は考へて居ります。其の大きな欠陥は何であつたかと申しますと、其の内容は省略致しますが、純国内政策として行はれたことであります。勿論通貨に関しては一つの国際的な面がありましたが、「ニューディール」は国際政策でなかつた。世界政策でなかつた。国内に於て、例へば資本家から取上げて困つて居る失業者、或は低賃金労働者に最低賃金を拂ひ、労働時間も短くして、而も従前と同じ生活を確保すると云ふ政策であつた。「アメリカ」があつた「ニューディ

ール」を行ふ必要に当面したのは何であるか。あの一九二八年二九年に起つた「パニック」はどこに其の原因があつたか。當時経済学者達は、あれは「ビジネスサイクル」と云ふやうなことで、何年目かに繰返す所の不景気が来たのだと言つた。所がさうではなくて、三年経つても五年経つても不況が回復しない。其の大きな原因の一つは、やはり世界経済の欠陥にあつた。此のことを当時の「ニューディール」は十分悟つて居なかつたと思ひます。であるから「アメリカ」は、例へば世界の通貨安定と云ふことを行はなければ、世界の不況を助けることが出来ず、それが又「アメリカ」に影響を及ぼして居る。其の面を全然無視して、尚ほあの保護政策を踏襲した。外国の移民も、外国の品物も、「アメリカ」に入ることを「クローズ」した。「アメリカ」の事情もありませうが、「イギリス」も「オタワ」会議に依つてあゝ云ふことをしたので、それが纏て大きな原因になつて居る。なぜ私が斯う云ふことを申すかと云ふと、我が日本の更生。日本が今後起ち上る爲には、国内的にも非常に努力しなければならぬことは当然であります。今日本は世界から隔離されて、非常に悪い国であるから絶交せねばならぬ、或は「ブロック・エコノミー」の状態に置いて、日本の更生は日本国民に依つて図られねばならぬと云ふ態度は、联合国としては誤つた政策で、早晚、いや一日も早く此の状態を改めなければならぬだらう。米国の「ニューディール」が失敗であつたやうに、日本も之を單に国内問題としてのみ考へたのでは、逆も復興出来ない。例へば食糧問題に於ても、日本国民が消費する殆ど總ての食糧を国内で産出する方針は失敗する。さう云ふことは必ず失敗で、自滅への途だと思ひます。日本人位に知識の程度が進んで居り、殊に世界的の工業力を持ちながら、尚ほ三千年以前の「ウガヤフキアヘズノ命」当時の農業形態を以てやるのでは、到底我々の必要とする食糧を充たすことは出来ないと思ふ。そこで一年に二毛作三毛作も出来る所から之を入れるやうにしなければならぬ。又日本では非常に必要とするものが、「アメリカ」では余つて居る。唯戦争と云ふ「アブノーマル」な状態に於て一時困つたが、彼等が常に余つて困る小麦、油、其の他の諸原料等がこちらに裕に入つて来る状態が一日も早く持来らされなければ、我々どんなに努力しても、どんな立派な社会政策を打樹てても、日本の完全な進歩と云ふことは望まれないと思ふ。是は此の委員会で議すべき範囲のことでありませぬが、此の点に付ては「マツカーサー」司令部に訴へた。全司令部には二百人余りの新聞記者も来て居ります。彼等は我々から自由な言論を聴くことを瀕りに求めて居ります。それが纏て世界に貢献する。一日も早くさう云ふことが実現されることが期待される。それに努力しなければならぬ。やはり対内の面と対外の面と両方やつて行くことが必要であります。幸ひ芦田厚生大臣は外国の事情をよく御存じであります。外務大臣の仕事がされたなら大いに功績を擧げられるのではないかと考へられる芦田大臣が此の問題を取扱つて居られるのですから、今御出席になつて居りませぬが、私さう云ふことを具陳申上げて見たいと思ひます。

- 大藏会長 それでは各位に順に、出来ましたら全員に御発言願ひたいのでありますが、岡崎さんが特に本日の会合の爲に御旅行を延ばされたので、第一に御発言を願ひます。
- 末弘委員 一寸其の前に……。鮎沢さんの言はれたことで、先程申上げた考へ方と違つた考へ方を一寸申し上げます。其の点一應私も考へて見ましたが、後で其の方が宜いと云ふやうになると思ひますので……。

実は「アメリカ」の「ニューディール」式に、寧ろ強制的、或は半強制的に資本家側

も労働者側も組織し、「コード」でやつて行けば非常にはつきりして宜いやうにも考へられます。併しそれを考へると頭の中に直ぐ浮ぶのは、「イタリー」の「ファッショ」のやり方であります。資本家側と労働者側を産業別、地域別に全国的に網を張る制度であります。「ニューディール」は当時の経済の行詰りを打開する爲めには、あの国としては可なり無理なやり方であつた。詰り失業対策問題とか、今の状況としてはそれ程組織的にやらうと云つても無理なんぢやないか。或は資本家企業家側の組織の問題は、自然に放つて置くと云ふ考へ方で行くか、或は今の商工経済会、あれは非常に「ドイツ」的な「ナチス」的な考へてありますが、あれをもつと直して、あの仕組の中に入れてと云ふ考へ方も考へて見ましたが、私此処では其の方は觸れないで宜からうと思ひました。「ニューディール」の問題はどうも日本流に書かうとすると「ファッショ」の考へが出来るので、実は其の考へは捨てたらと云ふことを一應申し上げます。

○桂委員 末弘先生の今の御話に付てであります、使用者の団体、是は前の中島商工大臣の時分に、金融関係の団体と貿易関係の団体、商工組合中央会、商工経済会、自由産業的な団体、此の五つを大きく纏めて、更に其の上に全産業を通ずるやうな団体を作ると云ふ訳で、若干法制的御研究も商工御当局にあられるやうに思ひますが、此の辺大臣が送られて今度どうなりましたか。商工御当局は帰られたなら次の機会にでも……。

○大藏会長 私から一言申し上げて置きますが、先程松岡さんの御話に対して、成るべく労働組合法だけに限定願ひたい〔と〕云ふこ〔と〕を申しました〔の〕は〔、〕慥かあなたからか第〔一〕章労働組合法〔、〕第二章労働協約〔、〕第三章労働争議調停と云ふやうな御話があつた〔の〕で〔、〕さうする〔と〕之を□□やつて行くと出来ないだらう□□併し労働組合法を主〔と〕してそ〔れ〕と協約□□関聯で〔と〕云ふ御話がある〔の〕で〔、〕私それに対しては異論〔は〕ありませぬ〔。〕十分〔に〕御話下さつて結構であります〔。〕唯短期間〔に〕練れ〔と〕云ふ御話な〔の〕でついさう云ふこ〔と〕を申し上げた〔の〕で〔、〕御発言は自由に願ひたい〔と〕思ひます〔。〕又松岡さんも若し不足ならば〔、〕あ□附加〔し〕て言ひたい〔と〕云ふ御話な〔の〕で〔、〕遠慮なしにどうか

○松岡委員 今〔の〕委員長〔の〕御話であり〔ま〕すが〔、〕私共幾度も其〔の〕機会があ〔つ〕ても質問しない〔の〕は〔、〕大概あ□□討論で反対しなければならぬことが沢山あると思ふからであります〔。〕皆さ〔んの〕御意見を伺つた方が宜〔いの〕では〔な〕いかと思ひます

○岡崎委員 先程から概念的〔な〕御意見がありました〔が〕〔、〕私具体的方面〔に〕付て自分〔の〕考へを率直〔に〕述べて見たいと思ひます〔。〕さうして自然今日まで労働組がなぜ難産であり〔、〕流産であつたか〔と〕云ふことも〔一〕應振返つて見たい〔の〕であります

先程松岡委員から〔、〕組合指導者側〔の〕立場から縷々御話でしたが〔、〕其〔の〕立場〔に〕御同情〔を〕申上げるが〔、〕企業者側〔の〕立場も〔一〕應申上げた方が宜からう〔と〕思ひます□□□云ふ□□全産聯〔の〕御話がありました〔が〕〔、〕あれがなぜ出来たかを考へて見ますと〔、〕労働運動が而も其〔の〕事業〔の〕関係ない〔「〕アウトサイダ〔一〕の〕非常な支援で□□人□企業家の方へ非常な重圧が掛つて参ると云ふやうなこ〔と〕で〔、〕是で〔は〕敵〔わ〕ない。相手方〔の〕工場〔の〕現業員でなしに〔、〕其〔の〕支援者〔よ〕り理論□達した先覚者である〔。〕之に應戦する企業家

〔も〕甚だ難かしい〔の〕で〔、〕多少辟易した〔の〕であります〔。〕後で自分達〔の〕方でも同じやうな企業者団体を作つてやらなければならぬ〔と〕云ふ意味から出来た訳であります〔。〕私の考へを端的に申します〔と、〕是から出来る労働組合□□何も労働組合其〔の〕も〔の〕を助成する〔と〕云ふ〔の〕でなく〔、〕さうすることが日本の爲になるのだと云ふ大きな観点から労働組合を助成し結成しなければならぬと私は考へます。私は労働組合と云ふものは企業者側と話をする一つの中核であつて、労働協約と争議の調停と云ふことに重きを置くべきではないかと思ひます。

労働争議は労働者側の生存権のやうに言はれて居りますが、実際其の通りでありませう。併し今日まで日本に現れた労働争議の経過を見ますと、随分過激に亘つて居ります。是は日本の国民性がさうであるかも知れませぬが、兎に角雷同して十分の判断が出来ない。わっしょわっしょと云ふ気持でどん底まで行くのであります。私此の前の会議のあとで家に帰つた所、偶々書棚に大正十年に起つた神戸に於ける川崎と三菱の争議の顛末の本がありました。それを見ると十年六月から七月にかけての出来事であります。是は丁度世界大戦の景気の反動で、我々どうして仕事をやつて行つたものだらうかと非常に苦しんで居る時に起つた事件であります。是は恐らく解雇とか減給と云ふやうなことが噂されて、其の先手を打つ積りで争議が起つたのかも知れませぬが、さう云ふことは書いてありませぬ。其の時には増給と待遇改善がありました。其の時は騎虎の勢ひだつたと思ひます。其の中の定時昇給には勤勞の如何に拘らずと書いてある。斯う云ふ條件でありますから、どうも其の時の経済事情と労働争議とがびつたりして居ない。勿論争議は景気の好い「フル・エンプロイメント」のやうな時には起りますまい。景気が悪くなつて失業問題、減給問題が起るので、労働者は自分達の地位を維持しなくてはならぬからと思ひますが、それから生じた産業に與へる損害と云ふものは、私は生易しいものではないと思ひます。あの時は約四十日程争議が続いて居り、其の関係者は川崎二万人、三菱一万人であつた。それだけの人間が四十日遊んで居る。一つの工場の生産力はどの位に推定して宜いか知りませぬが、あれだけ大きな工場でありますから、一日の生産高は恐らく何十万円と云ふのでありませう。それが四十日も掛つて、而も周囲に迷惑をかけ、結局無条件一任と云ふことで落付いたので、若し出来るならばさう云ふことは一切せぬやうにすることが一番必要ではないか。それにはどうしても団体協約を実施し、而も経済界の事情に依つてそれを変更しなければならぬならば、両者がそれを第三者である仲裁者詰り調停委員の所に持出して、それには絶対服従をすると云ふことにする。服従しなくても宜い、公の社会の批判に俟つと云ふことでなければいけないのではないか。是から先の労働組合〔は〕当然それまで考へねばならぬ。国民としてはそこまで考へなければならぬのではないか。さう云ふ時、事業主と交渉をする資格が組合である。此のやうに考〔へ〕て見たい。

そこで私組合を二つに分けて、一つは其の事業の工場に於ける組合、一つは聯合の組合。工場に於ける労働組合と云ふものは其の幹部——執行委員と云ひますか、さう云ふ人達は其処の現業員を以てしなければならぬ。外から行つてはいけぬ。何となれば、其の人達は其の事業の盛衰に最も敏感であるからであります。併しながら聯合体となるとさうは行きませぬから、そこには又進んだ考へを持つて居る人の指導援助を求めなければならぬので、各工場から互選された人なら、必ずしも現業員でなくても宜い。是は

私認めなければならぬと思ひます。併し其の工場に於ける執行委員と云ふか幹部は、現業者を以て任すべきものであると思ひます。而して私はやはり個人の自由、契約の自由は尊重する意味から云つても、労働組合員なるが故に採用しないと云ふことはいけない。一面労働者は組合員でなければ採用してはいかんと云ふことを組合で言ふことも、私はいけないではないかと思ひます。併しそれも協約で話を決めることは別問題であります。原則としては両方共組合への加入脱退は自由であると云ふ、個人の自由はどうしても認めなければならぬと思ひます。

それから先程松岡さんから色々御話があつた中に、此の前も一寸漏して置いたのでありますが、兎角仕事が逸脱して来る。労働組合の統制力であるとか何とか云ふことからのみ御考へになれば、御議論は御尤もでありますけれども、私あの時述べられたやうに、消費組合、共済組合などが段々進んで来ると、自分で商行為をやるやうになります。さうすると国民の中の大部分を構成して居る中小業者、而も其の人達は税金を拂つて居ります。其の人達の立場は一体何と考へるか。労働者或は組合員の「ウェルフェア」の爲めの消費組合などが進んで自然生産にも移つて来ることになると、保険、銀行にまで進んで行くことも当然考へられます。さうすれば信用組合のことは別としても、商行為によつて食つて居る所の小さな小賣商人、或は日用品を拵へて居る製造業者等の立場は、国民として一体「ウェルフェア」であり得るかどうかは、当然考へなければならぬことであると思ひます。此の点私は商工会議所に関係して居りまして痛切に考へた問題で、商権擁護、組合を対象としたものではない。併し日本の社会組織の上から、小さな独立した社会層が必要であると思ひますが、さう云ふ風な社会層は必要なしと云ふなら別であります。国の組織の上から、中流の人は出来るだけ保存した方が宜い。出来るならば其の人達の生存する立場も考へてやる。独り労働組合員の利益のみ色々考へるのはいけないのではないか。それも御やりになるならば御やりになつても構はぬが、税金を免除するのはいけない。若しやるなら矢張り一種の企業者としての税金は拂ふと云ふことでないと、どうも国家は納得しないであらうと自分は思ひます。

それから政治に関係する御話。それも進んで申し上げますと、一方に自分達の立場を確保したいと云ふことになりませう。又自分の背景に多くの人を持つて居りますから、自然それに依つて自分達の発言権を得やうと云ふ傾きになるでありませうけれども、労働団体がさう云ふ権利を得れば、やはり農民もさう云ふ権利を得ると云ふやうになつて来るので、是は余程研究すべき問題であります。自然さう云ふ点に入るとしても、差向は表面上労働組合が政治資金を出されると云ふことは如何なるものであらうか。それよりは寧ろ私は否定的に考へて見たい。

それから労働組合の認可制と云ふことは〔、〕先程御話〔の〕あつた通り〔、〕届出制で宜い〔と〕思ひます〔。〕其の財産会計〔に〕関する報告を政府〔に〕する必要〔は〕ない〔の〕で〔、〕私は其〔の〕役員に対して〔の〕み責任を持つならば〔、〕それで宜い〔の〕であらうと思ひます

先程も〔、〕一寸西尾委員が片鱗を御漏し〔に〕なつて〔、〕今の状態〔は〕非常〔に〕遅〔れ〕て居るから促進しなければならぬ〔と〕云ふことでありましたが、是もさうなるには相当〔の〕資格がなければ中々さう行くも〔の〕でない〔と〕思ひます〔。〕如何なる政治であらうと如何なる機構であらうと〔、〕皆〔の〕気持がそれを理解し〔て〕成

程さうだと自分自身で判断し得る立場に於て——勿論それに〔は一〕種〔の〕教育が必要であると云へばそれまでであります〔、〕其の気持なしに無暗〔に〕引摺つて行く爲〔には〕多少手段を選ばない口云ふ気があるならば〔、〕それが今日まで労働組合法をして非常〔に〕難産流産に陥らしめた所以であると思ひます〔。〕今〔の〕時代はさう云ふこ〔とは〕ないから〔、〕そんな心配〔は〕要らないと云〔へ〕ばそれまでであります〔、〕併し此〔の〕長年戦争をして来る間〔に、〕果して労働者の知識が進んで来るかどうか〔、〕例へば少し余談〔に〕なりますけ〔れ〕ども〔、〕日本人〔は〕今の政治教育〔の〕程度では〔、〕「アメリカ」なり其〔の〕他が考〔へ〕て居るやうな本当〔の〕民主主義的な理解が成立つて居るかどうか〔、〕之を心配させられると同様〔に、〕私は積極的〔に〕進まなければならぬと云ふことよりも〔、〕若しやるならば此〔の〕方針でやつて宜いだらう〔と〕云ふことで〔、〕決して之を拒否し〔、〕之を妨げると云ふ〔の〕ではない〔の〕であります〔。〕此〔の〕点〔に〕付て組合運用〔の〕先覚者は〔、〕組合を拵へる時非常な責任を御持ち〔に〕なるべきではないかと思ふ〔の〕であります

さう云ふ風でありますから〔、〕私は強制調停をもつ〔と〕強力なも〔の〕にして置きた〔いと〕云ふ気が致します〔。〕それから先程朝鮮人や支那人〔の〕組合加入〔の〕話がありましたが〔、〕私是〔は〕絶対中止をして戴きたいと思ひます〔。〕組合員に〔は〕や〔は〕り國を憶ふと云ふ気持のある人でないといけない〔。〕外国人——外国人〔と〕云ふと語弊がありますが〔、〕半島の人に来て来る〔、〕それを各方面から見ます〔と、〕例へば思想問題から見ましても〔、〕以前でさへ日本を愛する気持がなかつたのであります。況や今度独立とか云ふことになると、彼等の気持が驕つて、到底日本の産業の爲めに、組合の善良なる分子たり得るとは思はれないので、私は内地人労働者のみを以て組織した方が穩当ではないかと存じます。

そこで、今後労働組合で取上げらるべき問題は、大体福利施設とか、労働保険其の他色々な保険の実施もありますが、専ら賃金の問題ではないか。此の問題も景気が好くて上げるときは宜しいのであります〔が〕、不景気になつて業務を縮小する、賃金は「カット」しなければならぬと云ふやうな事態が発生した時、さうして多くの人達に罷めて貰つて業務の建直しをしなければならぬと云ふ時に、此の問題が多く起つて来る。それを日本の経済の立場に於てどう判断をするかに非常なる重点があると思ひます。

それから普通不良工員、或は非能率工員を罷めさせる時、偶々其の人が役員であるが故に、組合員が之を保護すると云ふ意味で問題が起るのであります〔て〕、此の点に付ても十分に両方の意見を交換して、争ひを未然に防ぐことが必要である。要するに組合運動の主体となるべきものは労働組合それ自体だと考へないで、国家の産業と云ふことに重点を置いて各方面から論議を進めて行くべきだと思ひます。不景気で困つて居るのに賃金を上げろ、或は勤勞の如何に拘らず昇給させろと云つたやうなことを言はれるので、つい無理になつて来る。少し諒くなりますが、松岡さんが曾て事業主側の非常な脅迫的な場面に御立ちになつたやうに御話になつた。さう云ふ御経験もおありでせうが、多くの場合事業主が多くの罷業員の前で小突き廻されて、周囲には群衆が居る、危険が迫つて来たやうな気持が起ると云ふことで、此の問題を解決すると云ふ気がする。而も初めの中はさうでもないが、段々労働者側に不利になつた時其の傾向が著しくなる。或はこんな事は偶々あつた例かも知れませぬが、不法行爲をして、物を投付ける、さうして怪

我をさせて警察に引張られることによつて自分の責任が解消されると云ふやうな態度をとつた事件さへもありますから、私はさう云ふやうな事が起らないやうにすることが必要である。結局資本家と——資本家と云ふと語弊がありますが、先程御話のやうに資本と経営は分離されるのでありますから、労働者と経営者側との気持が何時も一致して御互ひ同士協調する。さう云ふ風にしてやつて行きたいと思ひます。

それから中には工場管理をやることを目標にしたものがある。是が大問題になつて、労働者側が非常に不利になつた時で、工場占領と工場管理とは違ふと弁明是れ努めました。工場管理をやられては迎も堪らぬと云ふ気分になつたのであります。是も先日御話しましたが、海員争議の時、海員が船に居てやることは何でもないやうで非常な問題です。工場占領以上です。何となれば、工場占領は自分達が弁当を持つて来なければ、工場では誰も食はして呉れない。しかし船にはちやんと食糧があるので、それを食ひながら居坐る。不法脱船とか不法退船などは海上に於ても重大問題として取上げられて居ります。しかるに、罷業は労働者の生存権だと相手の食糧を勝手に食ひながら自分の罷業を継続する。勿論長くは食へないが、十日や二週間分はあるので、さう云ふ点に付ても余程考慮して、さう云ふことのないやうにすべきではないかと思ひます。先日も小泉委員から、海事協同会の問題は其の後は大変巧く行つたと云ふ御話でありました。実際巧く行つて居ります。けれども、それは多くの場合船主側が譲歩して、組合員の要求を入れたことに依つて納まつた〔ママ、治まつた〕のであります。停船しないで済めば宜いのであります。海上の労働争議などは事更事前になむ〔ママ、治む〕べきだと思ひます。

もう一つ。同情罷業と云ふものは余程考へなければならぬと思ひます。何となればそれは当事者だけで納める〔ママ、治める〕べきものであるのに、何の関係もない他者が「ストライキ」を起すために、一般社会が非常に迷惑する。是からの労働争議もさう云ふことが採用されるかも知れませぬが、それでは一般の民衆と云ふものは非常に迷惑致すのでありますから、此の点に付ても軽々しくさう云ふ同情罷業は起し得ないやうに「チェック」すべきものであると存じます。

先程から色々概念的の御話がありましたので、私は皆さん方の御討議の資料にしたいと突込んで申上げました。私は実際さう思つて居るのであります。御興へ下さつた機会に私の意見をば一寸申上げました。

- 大藏会長 皆さんに御相談申上げますが、只今の岡崎さんの御意見に対して必ずや色々の賛成や反対の御意見が出ると思ひます。委員の御陳述に対して一々討論して申ては此の委員会は済まぬので、最初に申上げた通り御意見は承つて置いて、順次皆さん方の御発言を得て、整理委員会に於て其のことを考慮して原案を作るなりして、其の出来上つたものに付て御討議を願ふ。其の御討議で決しないものは小委員会で御審議願つて決する。それでも決しないものは更に總會に掛け、其の上で決しないものは少数意見、多数意見で決定すると云ふ方針を執つたならば、先づ予定時間内で済むのではないかと思ひます。それで宜しうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大藏会長 それでは左様致します。尚ほ本日御出席の方で尚ほ御発言のない方が八名居られます。又御欠席の方も居りますが、時間も遅いので今日は省略して、御迷惑ながら

もう一日總會を開きたいと思ひます。

○西尾委員 私大体松岡君のを「プリント」したやうな意見なので、發言もして居りませぬが、他の方に特に述べたい御希望があるかどうか伺つてからにしては……。それが少数なら此の種の会合は今日で御済ましになつては如何でせう。

○大藏会長 では順序で大野さん如何でせう。

○大野委員 整理委員の方は整理委員会で御發言願つて、整理委員に入らぬ方だけに今日願つては……。

○大藏会長 ではさうして内ヶ崎さん。

○内ヶ崎委員 私先程御話した通り藏書一万三千ばかり焼かれ、急に古本を漁つて勉強した位で〔、〕新しい知識〔の〕ないことを甚だ遺憾に存じます

私鮎沢さん〔の〕先達て〔の〕御話を聽いて〔、〕非常に痛快な御説だ〔と〕思うて拍手喝采でも送りたいと思ふやうに〔、〕俄かに若返つた気が致しました

松岡さん〔の〕労働憲章〔の〕御話もありましたが〔、〕尤もだと思ひます〔。〕松岡さんとは彼是れ三十年も前から知つて居る〔の〕で〔、〕友愛会創立当時〔の〕こ〔と〕など想出しました〔。〕終始一貫労働運動〔の〕爲〔に〕御努めになつたことに対して〔、〕大いに敬意を新たにしました訳であります〔。〕又「ポツダム」宣言〔の〕枠内〔に〕於て「デモクラシー〔の〕的〔な〕考へを労働組合法案〔に〕大いに盛らなければならない〔。〕是〔は〕当面〔の〕問題で、是も諒承するのであります〔。〕併〔し〕「イギリス」「アメリカ」「フランス」辺りに労働局が出来たとか〔、〕労働組合が出来た〔と〕か云ふ〔の〕は今より百数十年前の話であつて〔、〕丁度日本〔の〕天保時代から明治初年〔に〕かけての頃だと思ひます〔。〕天保の飢饉は有名な事件であつて、救助米を出すとか小屋を造るとか〔、〕大阪江戸方面〔で〕盛に行はれ〔、〕百姓一揆も方々〔で〕起つた〔。〕今日米が足りない〔、〕洪水だ〔、〕地震だと騒いで居る世相に共通した所があるやうに思ひます。ですから〔、〕よく時代〔の〕情勢を見極めなければなりません□□□□□此の点立法〔の〕際に大いに考へて戴かなければならないのであります〔。〕もう一つは〔、〕此〔の〕委員会は諮問委員会で〔、〕決定機関ではありませぬ〔。〕若し是が諮問機関でないなら〔、〕「ア〔メ〕リカ〔の〕」独立宣言書に署名するやうな資格を與へられて居るなら〔、〕眞劍になつて大いにやります〔。〕併し諮問機関だから唯政府に我々〔の〕意見を参考案として出すだけ〔の〕ものな〔の〕でありますから〔、〕どうも僕等は「アメリカ」〔の〕独立宣言書に署名した時の人々のやうな氣持になれないと思ふ〔。〕其〔の〕時は命懸けで戦つて〔、〕内から盛上る力でやつた〔の〕であるけれども〔、〕眞〔に〕我々〔の〕全心全靈を打込むと云ふ心持になれないのであります

もう一つは〔、〕私専門に研究した者でないので常識論で申し上げますが〔、〕苟くも厚生省が立法をするなら〔、〕日本の国民性と〔一〕致した法律でなければ大した効果はないと思ふのであります〔。〕例へば「イギリス」〔の〕「コンモン・ロー」。又それが延びて「アメリカ」に發達して居る「コンモン・ロー」。この精神に則つたものが多いだらうと思ひます。要するに是は「アングロサクソン」の国民性、民族性と云ふものが多分に反映して居ると思ひます。そこで日本の民族的基礎は如何なるものであるか。是は随分大きな問題でありまして、我々是从今尚ほ研究しなければならぬと思ひますが、反抗の精神もあつて、百姓一揆が盛に起つて居ります。同時に先程からも御話があつたやう

に、日本国民は「ラテン」民族と共通したやうな所があつて、非常に感情的である。悪く言へば彌次馬的で、自己抑制とか批判的精神、冷靜さが欠けて居て、唯上滑りに引摺り廻されたりすると云ふやうな傾向がありますから、法律としても之を抑制するものが
必要ではないかと思ふのであります。概念的のことばかり申上げて、詳しいことは末弘博士の御論議と同じ精神でありますから、御整理の際にはそれを御考慮願ひたいと思ひ
ます。

それから労働組合を政治方面に運用すると云ふことも、一つの問題だらうと思ひます。今度の選挙権拡張に依つて従来の二倍以上の数、恐らく三千六百万位になるだらうと思ひます。それであるから日本社会党などは将来相当伸びて行くものである。それで日本に於ても労働者を代表する政治運動と云ふものは、日本社会党あたりが担当されて行くべきものであらうと思ふのですから、政治資金運用と云ふこともさう云ふことと睨み合せて、英国辺りの先例を御参考にされて、其の間の調節を凶られると云ふことが必要ではないかと思ふのであります。……

それから私多少自己分裂と申しますか、自分でも判断の出来ない点がある。一方に於ては先程申上げました通り、労働憲章と云ふやうなものを作りたい。又鮎沢さんの主張されたやうな光ある、力あるものを作りたいと云ふ考へは偶々あるやうですけれども、私は労働立法とは関係なしに、他の方法でやり得ると信じて居ります。戦さに敗けたので斯う云ふ具体的なものはいけませぬので、抽象的のものでいける。日本民族、日本文化をして世界歴史の上に、世界の文化史上光あるもの、力あるものたらしむる爲めには、具体的なものより超然としたもので行くより仕方がないと思ふ。此の問題に関係ないが、私の主張の一端として御聴きを願ひます。

それは精神運動より外にない。精神運動とは何か。それは東西古今の文化を完全に一体とすることであります。必ずしも八紘一宇と云ふやうなことでなく、公平に世界の文化を統一すると云ふこと。それから世界の宗教の統一であります。佛教でも「キリスト」教でも儒教でも道教でも、皆環境と時代と民族の制約を受けて居る。

……大宇宙と云ふものを基礎として考へねばならぬのに、それを基礎として考へないで途中ばかりを考へるので、中々目的の真理と云ふものが現はれないのではないかと思ふのであります。本当に日本の光と力を現はすと言ふことであるならば、世界の宗教の統一論を日本から出す。又日本の哲学なども——日本の哲学は頑固だと云ふ意味ではなく、眞に世界の哲学を承継して綜合して行くと云ふやうな大きな学者が現はれること。それで日本の光と力を現はすことが出来るのであつて、それを労働組合法で現はすと云ふことは、私は不可能なのではないか。それなら出来るだけ今日の日本の事情に合ふやうな程度で制定すれば、先づ満足しなければならぬのではないか。

甚だ大まかな考へを申述べて済みませぬが、整理委員の方に於て宜しく御取捨を御願ひ致します。

○大藏会長 次に深川委員

○深川委員 私は実は会社の方に約三十年携はつて居りまして、最初は此処に居られる松岡さん達を仇敵のやうに思つて居つたものであります。所が産報運動で一緒になつて顔を合せて話しました所、何も変つたことはないのです、ほんの紙一重の違ひであることが分り、其の後は仲好くなつて色々なことで指導を受けたりして居ります。

現状を申しますと、学校の争議が盛とまでは行きませぬが、瀬々として起つて居ります。学校争議と工場鉱山の争議は関聯して居ります。既に職場に労働組合が出来る以前から、組合運動に伴つて非常な勢ひで労働組合を云々される方が相当多いやうに思ひます。さう云ふことからして労働組合は意外に早く普及したのではないかと私は考へて居ります。そこで早く労働組合の基準と云つたやうなものを示されるやうにして戴きたいと考へます。私共が前に色々やつて来た時は、何時も階級意識、階級闘争、罷業と云ふやうな労働者の労働条件の維持改善、之を闘ひ取ると云ふやうに言はれたものであります。さう云ふことで始終罷業を起されたのでは、産業自体が壊れる。それではいけない、と云ふので、実は色々主張をして来た訳でありましたが、今日になつては此の現状を考へ合せて、先に皆さんが言はれましたやうに立派な労働組合法を作つて戴きたいと思ひます。さうして組合も事業の発展に十分責任を持つて貰ひたい。組合員は労働の義務を十分に自覚して貰ひたい。能率の増進もやつて貰はなければならぬ。固より能率増進と云ふことは労働条件の維持改善の中にあると思ひますが、其の他に教育を十分徹底させるとか云ふこともやつて戴きたい。其の他のことは既に申されましたから、私としては工場鉱山單位に労働組合を作つて戴いて、其の組合から委員を出し、其の委員と事業主の方から出る委員とが毎月一回以上懇談をする。斯う云ふ機会を作つて戴きたいと存じて居ります。是は是非必要であると思ひます。何とかして労働組合の幹部と事業主の方の幹部とが常に接觸してよく意志の疎通をやりませぬと、兎角争議になり易い。

又労働組合即ち争議だと思つて居る人が随分沢山居ります。簡単な規約を以て労働組合を作ると直ぐに、賃金の値上とか会社経営方針の発表とか云ふ条件を突付けて、其の翌日から争議。斯う云ふ風に簡単にやられる場合があります。さう云ふ風では日本の国は立つて行けませぬし、それでは連も八千万人が食つて行けることは困難と考へます。此の困難な国情の上に争議の瀬発では御話になりませぬから、成べく懇談機構を設けて、組合の方と経営者の方との懇談が出来るやうに、それを工場毎に作つて〔、〕毎月一回以上〔、〕必要に應じて開く〔、〕總て〔の〕条件を協議して行くやうにしませぬと〔、〕殊に私炭砒関係であります〔、〕炭砒などに於きましては一週間か二週間で坑内条件が変わります〔。〕或は「ガス」が出た〔、〕危険〔の〕度が増して来たから賃金を上げろと云ふことが多い〔の〕であります〔。〕たまに開く位では間に合はぬ〔の〕であります〔。〕最小限度月一回〔、〕問題を持寄つて〔、〕よく協議せねばならぬ〔。〕其の問題も突然突付けられると〔、〕一寸待つて来れ〔、〕研究して見ないと分らぬ〔。〕何処でもさうなると思ひます〔。〕斯う云ふ問題を持つて行くから前以てあなた〔の〕方でも研究して置いて呉れと云ふ風にしますと〔、〕会議〔の〕前に十分調査して〔、〕賃金〔の〕問題ならば本当に言ふやうに足りない〔の〕か〔、〕或〔は〕無理なことに使つた〔の〕か〔、〕實際を調査出来ますから〔、〕懇談〔の〕時物事がきちゝと埒ります〔。〕労働組合が出来てもさう云ふ風〔に〕其〔の〕組合を相手として十分協議を遂げて〔、〕実行出来ないことは出来ないと事情を話す〔。〕相手〔の〕事業主〔の〕方も仕事〔や〕経営〔の〕方に付ては萬事責任も持つて貰ひ〔、〕組合〔の〕相談相手〔と〕してやつて行かう〔。〕斯う云ふ気持で行かねばならぬと考へて居ります

私今北海道に居りますが〔、〕例へば北海道〔の〕炭砒全体の労働組合联合会と云ふものが假〔に〕出来たと致しますれば〔、〕今度はそれに懇談機構を作つて戴いて、両方か

ら相当〔の〕者が出て〔、〕月に一回位重要問題に付て十分懇談を遂げ協議して、争議を未然に防ぐ〔。〕或〔は〕能率〔の〕増進を協議する〔、〕事業が栄えて行くやうな協議もすれば〔、〕災害防止〔の〕こ〔と〕も協議する〔。〕問題は実に多い〔の〕でありますから〔、〕さう云ふ風な機構を一つ作つて戴きた〔い〕と云ふことを御願ひして置きます

もう〔一〕つ〔。〕最近、支那人〔、〕朝鮮人が騒ぐ〔の〕で〔、〕何とかして騒がないやうに〔、〕又炭は北海道は一箇月二十万〔「〕トン〕要る状況であります〔。〕鉄道だけでも二十六〔萬〕「〔ト〕ン〔〕」使ふさうで〔、〕是では汽車も動かぬ〔、〕工場も動かぬと云ふ時が来るだらうと思ひます〔。〕此〔の〕深刻なる状態は〔、〕私〔の〕考へでは来年三月頃まで続く〔。〕それまでは炭が出るやうにならぬと考へます。新聞に出て居りますやうに、日本全体でたつた七十万「トン」も出ないと云ふ状況でありますから、日本全体で何百万「トン」要ると云ふのでは鉄道も動かせない。工場も勿論、「ガス」も出ない。斯う云ふ悲惨な状況に今進んで居ります。此の状態は決して早くは直りませぬ。

所で之を駐屯軍に私の方で相談して、支那人や朝鮮人を早く取鎮めて呉れと願つて居ります。進駐軍に「デビッドソン」と云ふ大佐が居て、總監府の斡旋で私共協議して居りましたが、「デビッドソン」が私に来て呉れ、私達も宜しい行くと云ふ訳で、一日朝から晩まで六時間も八時間も協議した。夜の七時頃になつてもまだやる。今夜の最後の一人になるまで自分は残るんだ。君は肥えて居るから一食位食はぬでも宜いだらう。こんな勢ひです。実に熱心。其の問題と申しますのは、一つの「プログラミング」を出したら鎮まる。其の内容の協議なのですが、色々並べてありました。結局一番後で問題になつたのは賃金を掲げなければならぬ。最高、最低、「スタンダード」、北海道全体に亘つての賃金がある筈。それを是非茲に掲げたいと云ふ〔。〕私共は賃金は斯くの如くに違つて居る。北海道全体を一つにと云つても「アメリカ」と違ふから、此方ではそれは出来ぬと幾ら言つても分らない。そんなに違ふのでは騒動が起るから、出来るならば北海道全体が一つのもを作つて呉れ。それから色々研究しまして、政府の賃金委員会で作つた北海道地区の標準賃金があります。斯う云ふものがあると云ふと、それならばそれでやつて呉れと云ふので、それを出すことにしました。所が決戦手当が入つて居ないので低い。それで鉱山監督局で調べて、実収入で最高、最低、「スタンダード」を決めました。更に「デビッドソン」は、お前達は一番下でやるだらうねと云ふ。どうしても私共朝鮮人支那人を差別待遇をして虐待して居ると思つて居る。私幾ら同じ「ルート」でやると言つても承知しない。私は、日本人が支那人や朝鮮人を差別待遇をして居るとあなたは思つて居りますねと言つた所、やはりさう思つて居る。是ぢや迎もいかん。其の後に附加へて食事とか衣料、薬と〔云〕ふものは只だと云ふ風に「プログラミング」に書いてある。それから只ぢやない。是は金を拂ふのだ。日本人も此の代金を拂う。さう云ふことで又微に入り細に入り質す。最後に医薬問題に移つた所、只だとなつて居る。私も面倒臭くなつて黙つて居ると、向ふぢや自分で医薬は只だとして置きながら、一体君達は どうして居るのだ。それから是は健康保険と云ふものがあると云ふと、又それに付いて微に入り細に入り、健康保険だけで一冊の本になつて居る程だから、幾ら言つても迎も駄目。北大の和田博士も、今日は余り執拗いので頭がどうかなつたと云ふ訳。それから足を一本取つた時は幾ら金を拂う。皮膚に糜爛が出来た時は幾ら。それは公傷か私傷か、一々訊くのであります。

私斯う云ふことを申上げたのは、此の法案を「マツカーサー」に持つて居らつしやつた時、さう云ふ風に微に入り細に入り訊かれるとすると、今までの法案のやうに簡単に行くだらうかと云ふ心配が致します。又向ふでは今日中にと云ふ。さうして食糧のことに付ては、是は山の鉦長に相談して見ぬと分らない。——今は朝鮮人が七十銭、支那人が五十銭となつて居る。是が分らない。支那人は後から来たので政府がさう決めてあると言つても駄目で、支那人のは上げられないから五十銭にしましたが、さうすると一箇月一人六円程違ふ。朝鮮人が何十万と居るとえらい違ひが出て来るから、是は鉦長に相談しなければいくまい。鉦長に相談の上返事すると言つた所、今夜呼んで呉れ。併し、三十「マイル」も四十「マイル」も先に居る。それでは君達には決定権はないのか。ないと云ふ訳ぢやないが、さう云ふ重要な問題は相談して決めることになつて居る、と云つた所、仕方がない。俺の方で自動車を出すから、君、連れて来て呉れと、隊長を二人呼んで、此の男の云ふ所まで自動車を走らせて、連れて来て呉れ、承知しました。さう云ふ勢ひなんです。そこで電話で照会して返事するから明日の早朝まで待つて呉れ。今晚は是で放免にして呉れ、と云ふ訳で、食ひ物が多いと見えて実に執拗い程熱心です。「ドイツ」系の男のやうに思ひました。今度も細かい所までやはり御考へになつて置かぬと、何遍も突戻されるのではないかと云ふ気が致します。皆さんからも話を聴きましたし、私も前申上げたやうに、労働組合に入つた奴は鹹るぞとか、組合側が怒るやうなことはせぬ積りです。其の代り今度は良い組合を作つて、指導者は本当に産業を興隆させるやうにして戴きたい。私共も度胸を決めて居ります。

○鮎沢委員 私先刻くだらぬことを〔色〕々申上げましたが、只今深川さんも仰しやいましたやうに、私もさう云ふ経験を持つて居りまして、今後厚生当局が之に当りますと、次官、大臣を始めさう云つた経験を御持ちになるだらうと思ひます。其の点十分御考慮を願ひたいと思ひます。

○大藏会長 其の点諮問会なので非常に気が樂で、決定委員会だと大変だと思ひます。政府へ答申すれば宜いので、あとは政府が然るべく御進め下さると思つて居ります。

○篠原委員 先程の岡崎委員の御話に大体賛成して居りますが、今度是が成立致しますと、争議は方々に起るだらうと思ひます。一番困るのは中小工業で、中小工業に起るとひいて産業が滅茶々々になることを非常に心配致します。若し争議に付て脱線しないやうにと云ふ規定が出来ましたならば、之を十分御検討の上挿入して戴けば非常に結構だと思ひます。それよりも先程会長が調停法も規則の中に入れるのだと云ふ御話がありましたので、事前調停の方法を規定の中に入れて、成べく争議にならぬやうにして戴けば結構であります。

それから団体協約の方は、先程末弘委員から話がありまして、私共至極賛成だと思ひました。其の点に付ては異論はございませぬ。細かい條項に付ては岡崎さんの云はれた注意は、我々も余程関心を持つものであります。是は私賛成として御取上げを願ひたいと思ひます。以上

○大藏会長 是で大体各位〔の〕御陳述は済みました〔ので〕整理委員に御指名申上げた方は〔、〕委員会に於て十分御発言を願ひます〔。〕本日御欠席〔の〕方も相当あります〔の〕で〔、〕実は其の方々〔の〕御意見も承りたい〔の〕であります〔、〕時間もない〔の〕で此〔の〕俣直ちに整理委員会に移して〔、〕適当に整理〔の〕上原案を作ること

にしたいと思ひますが、左様に致して御異議ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大藏会長 御異議なければ左様に致します〔。〕而して先般は厚生省〔の〕労政局長を加へて十名〔の〕方〔に〕整理委員をお願いしましたが〔、〕出来るなら今月半ば頃までに原案を御作り下さると好都合であります。期日は皆さんの御迷惑を思つて決めませぬが〔、〕次の總會には原案に付て十分に御論議願つて〔、〕其〔の〕上での御意見〔の〕相違は小委員会で御検討願ふ積りで居ります

それから適当に整理委員□委員長を御決め願ひたい〔の〕であります〔、〕成るべく委員長には専門でない方——私のやうに知識〔の〕ない者ぢやございませぬが〔、〕唯纏めることだけに御骨折を願ふ〔、〕其〔の〕意味で色々の点から申して大野さんに御願ひしたら如何かと思ひます

さうして成べく御勉強下さいまして〔、〕今申した頃までに出来るやうに御願ひ致します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大藏会長 御異議ございませぬければ大野さん〔、〕どうぞ〔。〕本日は是で散会致します

午後五時散会

（参考）労働組合立法に関する意見書

史料出所：労働省編『資料労働運動史・昭和20-21年』

（労務行政研究所、昭和26年）705～707頁、

労働省編『労働行政史・戦後の労働行政』

（財団法人労働法令協会、昭和44年）202～206頁

労働組合立法に関する意見書

基本方針

- 一、労働者にその服すべき労働条件その他労働生活上の諸条件の決定に参加することを許可〔ママ、許可すること?〕により、彼等の自主的要求に満足を与えることが、やがて彼等の労働に対する自尊の念と責任感を盛らしめ、惹いては産業平和の確立と労働能率の昂揚とに寄与すべき経済的効果極めて大なるべきものあるを考慮し、この際として特にその政治的効果の顕著なるものあるべきことをも考慮に入れ、成るべく寛大なる態度を以て労働組合を法認すると同時に、その活動をして極力国家再建の使命達成に寄与せしむるよう立法上並びに今度の取扱上特別の注意を払うこと
- 二、現在我国の労働事情に鑑るに、この際労働組合を法認するも、直ちにあらゆる産業部門に亘りて労働組合成立し、これに法律所期の効果実現すべしとも考えられざるが故に、一面労働組合を法認すると同時に、
 - (イ) 今後と雖も未組織のまゝに残るべき労働部門の為に、オーストラリア、イギリス等の例に倣いて賃金委員会制 Wage Board Trade Board を設けこれをして労働組合に代る機能を営ましむるを適當とすべく、尙

(ロ) 今後少くとも過渡的には現在の単位産報的の協調組合の存続をも許し、これをして労働組合に代る機能を営ましむるも一案なるべし。但しこの種組合は飽く迄も労働組合にあらずとする立前を堅持し、特に企業主が労働組合を回避する目的をもつて有名無実の協調組合を作りこれえの加入を被備者に強要する弊を避くるが為立法上特別の注意を払う必要あるべし。

三、労働組合を法認するについては

(イ) 従来労働組合の成立竝に活動を不当に抑制し来れる一切の法令ならびに行政的措置を廃止する趣旨を闡明すること。

(ロ) 嘗て労働の運動盛なりし時代に企業主側のとりたるが如き組合阻止の諸手段を予防する規定を設くること。

(ハ) 強いて窮屈なる定義規程を設けて労働組合をその型の中え押し込むが如き態度をとることなく、労働組合が本来自然発生的の団体なる現実に立脚しつゝ、其の組織機構、目的事業等も原則としては各組合の自由とするの原則をとり、取締的規定は成べく必要なる最少限度に止め、寧ろ組合の機能として今後最も重要性を帯ぶべき団体交渉機能を積極的に助長しゆくよう立法上特別の考慮を払うこと

(ニ) 従つて労働協約に関する比較的詳細なる規定を本法中に置くこと。

四、罷業権のことを本法中に同時に規定すべきや否やは立法技術上一の問題なるも、団結権従て団体交渉権を認むる以上之に伴いて実質的に罷業権を認むるの要あるは理の当然なるべし。蓋し罷業による労働力の売止めが許されざる限り組合が企業主側と平等の立場に於て公正なる団体交渉を行い得る筈なければなり。

罷業権に関する規定を本法中に設くとせば、其の要領略左の如くなるべし

(イ) 正面より罷業権を認むる趣旨の規定を設くべきにあらざるは勿論なるも、現行法中不当に罷業手段を抑制しつつある法令を撤廃すると同時に、従来一般刑法その他警察法規が罷業抑圧の目的を以て不当に濫用せられたる例少なからざるに鑑み、此種の弊を防止すべき趣旨の規定を設くること

(ロ) 罷業権の濫用若しくは罷業に際しての暴行等は多くは企業主側の団体交渉拒否その他団体交渉が円滑に行われざることに起因するが故に、此種の場合労働者側の申立てにより仲裁調停機関の介入により団体交渉の円滑化を図ること

(ハ) 罷業目的は原則として之を制限せざるも、社会秩序の紊乱を目的とし、其の他不当なる政治目的を以てする罷業を防止するため一九二七年のイギリス労働争議及労働組合法に倣いて適當なる規定を設けおくこと

(ニ) 罷業の結果成立する協定を労働協約一般の取扱い、その効力確保に万全の注意を払い争議の再発を防止すること

五、労働組合に関する事務を円滑に運営する為には、此の種の義務を警察行政より分離し、社会行政乃至民生行政の一部として取扱い、それが為特に末端行政機関を新設し、其人事の質的充実に注意を払うこと。

此種の行政機関に労働者側、企業者側を加えた有力なる参与機関を附置し、平時極力事務の官僚化を防止するに力むると同時に争議に対する仲裁調停の末端機構も此種機関を基礎として之を構成すること

第一 労働組合

一、労働組合の定義

労働組合が自然発生的団体なる現実を基礎とし、強いて一定の型によりて組合を組織するが如き立法態度をとらず、唯法律の規定する一定の要件を充たしたるものに対して与えらるべき法的取扱を規定するに止むること。

従つて労働組合の定義としては、(イ) 組合員が給料生活者なること及び(ロ) 労働条件の維持自立其他労働者の利益擁護を目的とすることを現わす趣旨の広汎なる定義を掲ぐるに止め、組合員たり得べき給料生活者の種類、組合の目的事業等を限定する趣旨を定義中に加えざること

但し協調組合(後出)との区別を明かにする為(イ) 企業主又はその利益を代表すと認むべき高級役員への加入を許さざること(ロ) 企業主より補助金を受け得ざること等を特に規定しておく必要或はあり得べし

二、団結権の保護

団結権を保護する為左記趣旨の規定を設くること

(イ) 企業主は組合に加入したるの故を以て解雇し、その他不利益を課することを得ず、組合員たるの故をもつて雇入を拒否し得ざること

(ロ) 一定の組合への加入を強要し得ざること

三、労働組合の設立及び登録

組合の設立は之を自由とし、唯其の届出をなさしむること組合中特に希望するものには登録を許し、登録組合に与えらるべき特別の取扱を規定すること

(イ) 登録を申請し得る要件

(1) 企業単位の組合にありては、当該企業の被傭者の大多数(例えば三分の二以上)が加入せること

(2) 産業別組合にありては、一定地区内における当該産業に属する労働者の大多数が加入せること

(3) 以上により登録要件を具備する組合の連合体には登録を許すこと

登録要件具備せりや否やに付争いあるとき仲裁機関(後出)にて裁定すること。

(ロ) 登録組合に与えらるべき法的取扱

(1) 法人格を認むること

(2) 組合の代表者が締結したる労働協約は組合を拘束するは勿論、其以外の関係労働者をも拘束すること(独逸法の一般拘束力宣言 Allgemeine Gültigkeitserklärung の如き特別の手續を要せざること)

第二 労働協約

一、労働協約の締結及届出

(イ) 協約は書面を以て作成せしめ、其の届出をなさしむること

(ロ) 協約には一定の有効期間を定めしむること

二、協約の効力

協約の法的効力に関しては違反者に対して賠償義務を課するが如き司法的制裁規定を設くることなく、其の実際的効果を確保する為左記の如き規定を設くること

(イ) 協約の趣旨に違反する労働協約を無効とし

(ロ) 協約の有効期間中協約事項に関して紛議を生じたるときは仲裁乃至調停の申請をな

すを要し、直ちに罷業乃至閉出の如き争議手段に訴うることを禁止すること

第三 協 調 組 合

- 一、協調組合の具備すべき最少限度の要件を決定し企業主が有名無実の協調組合を被備者に強要する弊を防止すること
- 二、協調組合の機構組織、事業内容等を届出でせしめ、其不当なるものに対しては修正を命じ得る道を開くこと
- 三、協調組合の設置せられたる企業の被備者が外部の労働組合に加入することは妨げざるも、此場合労働組合は当該企業者に対し正規の団体交渉権を有せざるものとする

第四 賃 金 委 員 会

- 一、未組織労働者を主とする産業につき、府県を単位として産業別に企業者側、労働者側の代表者を加えたる混合委員会を作り、之をして当該産業に属する労働者の賃金其他労働条件を査定せしめ、其公正化を図ること
- 二、委員会の組織その他についてはイギリスの制度を研究したる上、我国の実情に即して考案すること（イギリスの制度については Sells:Trade Board system なる好参考書あり）

第五 行 政 機 関

- 一、労働組合その他労働に関する行政事務を警察行政より分離し、この事務を専管する行政機構を作ること
- 二、本機構には企業主側、労働者側の代表を参与せしめたる有力なる参与機関を附置し、極力労働行政の官僚化を防止すると同時に、労働関係の調整特に争議の防止、罷業の調停等の事務に参与せしむること

3. 第3回労務法制審議委員会審議録（昭和20年11月15日）

史料出所：労働組合法立法史料簿冊②

*編注：この審議会に提出された「第3回労務法制審議委員会提出労働組合法草案（昭和20年11月15日）＝第1次案」は、本史料集（条文史料篇）1～4頁に収録。

昭和二十年十一月十五日

第三回労務法制審議委員会審議録

於東亞研究所

第三回労務法制審議委員会

十一月十五日 於東亞研究所

午後一時二十分開會

○

○大藏會長 只今から第三回の審議會を開きたいと思ひます。第二回の總會に於きまして委員の意見が大体出揃つたやうでありますので、皆さん方に御相談の上整理委員會を設けまして、その整理委員會に於て總會に附議した原案の作製を御願ひしたと云ふことに

なつたことは御承知の通りであります。その整理委員会には大野委員を委員長と致しまして西尾委員、桂委員、安川委員、山中委員、松岡委員、藤林委員、鮎沢委員、末弘委員及び厚生省の労政局長高橋委員が加はりまして直ちに整理委員会を開催し、熱心に討議に入られたのであります。總會の企図するやうに各委員の意見が活潑に申出られました。又少し以前に厚生省内に於て若干の専門家が御討議になりました意見の總括と云ふものが中心になりまして諸氏の意見が交換されたのであります〔、〕それ等の意見〔の〕交換を更に中心としまして実は末弘委員に其の全体の取纏めを御願ひしたのであります。何れ詳しく大野委員から御報告であると存じますが〔、〕末弘委員の御起案になりました所を更に審議しましたも〔の〕が出来上りましたので〔、〕本日委員の御来集を得て立案に関する御説明を申し上げますと云ふ段取りに致したのであります。案が極めて重大でありますので〔、〕本日御説明申上げて根本的の御討議を得ると云ふことは中々困難ではないか〔、〕皆様方に於かれましても其の案を一應見た上で十分検討の上意見を出したいと云ふ御希望だらうと考へましたので〔、〕本日は整理委員長又必要に應じて末弘委員の御説明を皆様方に御聴きを願ふ〔。〕而して来る十九日の午後一時から再び此の會場に於て皆様方〔の〕御研究〔に〕に関する御討議を願ふ〔、〕更に必要がありますならば十九日から引続きまして第二回、第三回目の討議を致したいと考へるのであります。斯くして其〔の〕討議が大体済みましたならば必要に應じて整理委員会若くは小委員会を設けて其の討議に付ての整理をする或は小数〔ママ、少数〕意見、多数意見と云ふも〔の〕が出来ませう〔。〕それ等を整理を致したい。以前申上げました通り此〔の〕委員会は決定委員会ではありませぬので〔、〕無理矢理に決すると云ふことは致しませぬ。多数〔の〕意見も小数〔ママ、少数〕の意見も悉く之を政府〔の〕方に報告すると云ふ程度に止めたいと考へるのであります。左様な意味で遅くも今月の二十六七日頃まで〔に〕は此の案の成立を見たい〔、〕政府が此〔の〕臨時議會に御提出になる前に随分色々な御準備もあらうかと思ひます〔の〕で、出来るだけ臨時議會の開會中成べく早日〔に〕御提出願ひたいと考へます〔の〕で〔、〕私〔の〕希望と致しましてはどうか皆様方に御勉強願ひまして二十六七日頃の最後の總會に於て此〔の〕案が決定されるやうに致したいと云ふことを希望して置く次第であります

尚ほ整理委員会進行中に日本工業倶楽部事務局から労働組合法案〔に〕に関する意見の提出がありました〔。〕又御欠席であります〔、〕岡崎委員からも書面で先般御述べになりましたも〔の〕に補足しての意見の提出がありました〔。〕更〔に〕本日厚生省〔の〕方から御配布になりました共済會から労働組合法調査委員会を開かれて、そこで意見として提出がありましたので十分御参考願ひたいと思ふのであります。工業倶楽部から出ました意見は整理委員会の皆様方に御配慮戴き、又末弘委員にも十分な御考慮を願ひ、其の中に書いてあることは適當に取捨を致した次第であります。共済會の意見は全部御手許に廻しましたので讀む必要はないと考へるのであります。どうか皆様方に於かれまして御讀み願ひたいと思ひます。左様な意味に於て本日の總會を開いた次第であります。

只今から大野委員長の御報告を願ひます。

- 大野委員長 御報告の前に御手許に廻しました原案に相當「ミスプリント」があるやうでありますので一應幹事の方から朗読するさうでありますから朗読に従つて訂正を願ひます。

(富樫幹事朗讀)

(朗讀書入)(以下別紙)[編注:別紙は原史料に見当たらない]

○大野委員長 整理委員會の経過竝に結果を御報告申し上げます。

整理委員會は去る五日及十三日の午前午后に各委員の熱心なる討議に依りまして、御手許に差上げましたやうな法案の形式を以て答申の案を拵へた次第であります。此の形式に付きまして色々議論がありまして、或は法律案要綱の形式を以て答申をするのが適當ではないかと云ふ意見もあつたのでありまするが、本法律案の形式が頗る政治的に重大なる意義を有して居ると云ふ趣旨から致しまして非常に手数が掛つたのでありまするが、各委員の意見を整理綜合致しまして斯くの如き形式の案を作製した次第であります。委員會は兩日に亘つて本會議に於て各位より申述べられたる意見、又整理委員會に於て各委員より述べられた意見を基礎と致しまして、曾て政府委員の出された案を論点にして一々討議を進めまして此の案の作製に至つた訳であります。右申上げました趣旨でありまして、要綱でなく法律の形式を以て答申を致すことに致しますると同時に、法文の形式も只今朗讀されたやうに今までの法文より頗る自由な形式を採つた形で答申されて居ります。此の点も委員會側としては非常に慎重なる考慮の結果、斯くの如くすることが立法する上に於ては適當であると考へて斯様な形式を採つたのであります。法案の詳細なる内容に付きましては末弘博士の御説明を煩したいと思つて居りますが、私よりは大体此の二日に於ける會議の経過の極めて概略と、それから附帶決議に付て御報告を申し上げたいと思つて居ります。委員會に於きましてはやはり熱心な討議を重ねられましたことは制定の目的、基本方針をどんな所に置くかと云ふことでありまするが、是亦本會議に於て松岡君其の他の諸君より述べられたやうな同様の意見が出たのであります。即ち労働者の團結を認めて之を今後助長し労働者の政治的、經濟的、社會的地位を向上せしむると共に産業の民主化を圖り更に進んで世界文化の向上に貢献すると云ふやうな意見も出ました。又或は等價交換の理念からして労働條件の改善を図り、團體を補助々長すべきであると云ふ点に於て従來の産業報告〔ママ、国〕會のものと同様に考へて違へて立法しなければならぬと云ふ意見も出たのであります。

次に斯くの如く組合法を制定致しましても直ちに労働組合が總て〔に〕亘つて組織される訳でもなく恐らく未組織労働部門に属するものが當然残るだらうかさう云ふものに對してどうするかと云ふことに付きまして議論がありまして或は組合法は成べく簡潔にして斯様な問題に觸れないが宜いと云ふやうな意見もありましたが、兎も角も此の法律案にありまするやうに、左様な趣旨を勞務委員會に於て取入れられて規定されて居る訳であります。其の際に問題になりましたのは産報の所謂協調組合の原則を此の法案に於て如何に取扱ふべきかと云ふ問題でありましたが、最初之を法案の中に入れると云ふやうな規定を置くと云ふ意見もなかつた訳でもないのでありまするが、段々委員の討議に依りまして是は組合法の中に入らずに、取入れることは組合の完全な發達を図る上に面白くなからうと云ふ意見でありました。従つて此の問題に付ては組合法には觸れてない訳であります。それから此の法案の第二條にありまするやうに従來組合の結成竝に活動を抑制して來た法令を廢止する。それから強制的措置に付ても斯様な趣旨の強制的措置を止めると云ふこと、又組合側は雇傭者側の組合措置の諸手段を予防すると云ふやうなこと、又労働組合を自然發生的な趣旨に見まして無理にそれを型に嵌めずに、従

つて取締り法規等の如きは成るべく最小限度に止めると云ふことに付ても大体意見が一致致したのであります。それから罷業の問題にも觸れたのであります。罷業を正面から組合法に於て認めると云ふやうな趣旨は設くべきでないのは勿論であります。現行法の中に於て不當に抑制して居る手段を撤廃し、又一般の刑法或は警察法とか非常に適用されて居る、それ等も撤廃すると云ふやうなことに付ても意見が一致したのであります。罷業を無暗にやり或は其の際の暴行と云ふやうなことが罷業者側に於て団体交渉を拒否する、或は団体交渉が円満に行はれないと云ふことがあるので団体交渉の円滑化を図ると云ふことに付ても大体意見が一致したのであります。それから問題になりましたのは罷業目的の制限であります。詰り不當なる罷業と云ふことに付て外國の立法を見まして色々な例がありますが、例へば「イギリス」の一九二七年の法律の如く、之に付ても色々議論があつたのであります。之に付ては頗る立法上注意を要するし、又今日の現状に於て今直ぐに左様な法律の制定もあるまいと云ふことで、結局本法に於てはそれが現はれて居らぬ次第であります。団体協議の結果制限を協定する、是は法の協約同様の取扱で其の活用に萬全の注意を拂つて爭議の再発を防止しなければならぬ。斯様な趣旨が法律案に盛られて居る訳であります。

それから労働組合に關すると云ふのは從來大体に於て警察關係に於て運用されて居る実情から考へて之を寧ろ警察行政から分離して社会行政或は民生行政として取扱つて行きたい、それが爲には末端の行政機關をも設立して人の入替と申しますか、適當の人物を入れる。又同時に此の行政機關の運用の上に於ては労働者又は雇傭者両方を加へた機關を作つて成べく官僚化を防止し、同時に爭議の仲裁調停の機關たらしめるが宜しいと云ふやうな意見が出たのであります。勞務委員会の規定がありますが、此の委員会は左様な趣旨の機關としても役立つ訳であります。左様な趣旨で基本的の問題に付ては以上のやうな意見が出たのであります。

それから労働組合の定義と云ひますか、それに付ては先程も申し上げましたやうに自然發生的の形を認めて行く〔の〕だと云ふやうな趣旨になつて居りますので〔、〕何人以上とか何とか云ふやうな余り固苦しい規定を設けて居らないのであります。而して法律の規定は一定の條件を満たさないものに對して斯様な取扱いをすると云ふやうな規定になつて居ることは法案を御覽になると直ぐに御分りになるやうな次第であります〔。〕而して其の定義的のものと致しましても此處にありますやうに「勞務者ガ主体トナツテ自主的ニ勞働條件ノ維持改善其ノ他地位ノ向上ヲ図ル目的ヲ以テ組織スル団体又ハ聯合會ヲ云フ」斯う云ふ風になつて居ります。之に付ても労働條件の維持改善と云ふやうな狭いものでなく〔、〕労働生活の條件の改善と云ふやうにしたならばどうかと云ふ議論も出たのであります〔、〕又労働條件の改善其の他の地位の向上なり利益の擁護と云ふやうなことを言ふならば〔、〕無論労働生活の維持改善と云ふことゝ同じではないかと云ふ議論も出ました。結局第三條にありますやうなことに定つた〔の〕であります。それから「組合ニ加入シタル故ヲ以テ解雇シ又ハ不利益ヲ與フ、又脱退ヲ條件トシテ云々」と云ふ之に付ては法文に認められて居る通りであります。其の際所謂「オープンショツプ」に付ての論も熱心に討議されたのであります。本法に於ては斯くの如き事柄は寧ろ實際の実情に任せて置いて本法に於て之を取扱はざるが宜からうと云ふことになつた次第であります〔。〕法人格の取得は任意と致しまして、細かい色々事務的の届出〔の〕こ

となどは此の法律に不必要である〔の〕であります〔。〕本法〔の〕中に労働協約を認めることに付ては勿論意見がありませぬので第三章に労働協約〔の〕規定が書いてあります

此〔の〕法文は所謂懇切丁寧に云ひ現はされて居りまして、此の点は可成り新しき規定〔の〕やうな形式に私も考へて居ります〔の〕で、斯様な趣旨に於て私は立法されることを希望して居るのであります〔。〕之に付ては色々細かい規定がありますが、私から申すことを省きまして末弘君の御説明に依ることが適當と考へて居ります。

勞務委員會も實際の運用に於ては頗る重大な意義を持つて居ると私共は考へて居るのであります。必要のある場合には官僚的に特殊の委員會も認めることが出来るやうに致しました。其の色々な働きが第四章の二十六條以下三十條まで頗る廣範な仕事をやることになつて居りまして、是が非常な働きをすることになると考へて居るのであります。之に付て一委員より、今日の情勢から見て或は賠償等の關係から言つて随分「セイリング・レーボー」〔ママ、？〕も已むを得ないやうな状態に相成ることゝ考へる、隨て此の事實に相當徹底せしむる意味に於て此のやうな委員會等に於ても働きをして行く必要があると云ふ意見も出たのであります。尚ほ又特殊の規定と考へますのは例へば第二十八條の「關係者ノ同意アル時ハ議事ヲ公開スル」と云ふやうなことは新しく此處に載せられてあるやうな訳であります。

大体左様な趣旨で先づ此の法案が出来た次第であります。而して其の際更に附帶決議として、是は本會議に於て二三の委員より主張せられ、恐らく皆さん御賛成の上と私は拝見致したのであります。所謂労働憲章と云ふやうなものを作りたいと云ふ話があつたのであります。寧ろ憲法の改正と云ふものが今日論議されて居りますが、其の際に此の労働の権利、労働の義務に関する規定を設けて戴いたらどうかと云ふので、附帶決議の第一項として斯様な事柄を決議致し、整理委員會に於て其の趣旨の決定を致したのであります。

それから第二には、労働組合を作り労働運動を健全なる方法〔ママ、方向？〕に導いて行く上に於てはどうしても労働省の設置が必要ではないか、労働省を設置すると同時に中央地方に亘つて労働行政を新しい観点から進めて行く必要があるのではないか。今日の末端事務は勤勞署となつて居ります。是は曾て職業紹介所と云ふ名目であつたのであります。斯う云ふ末端機構まで直して一つの系統的の労働行政を整理する必要があるのではないか。

第三は是は經濟復興審議會と書いてありますが、何と申しましても學者や指導家等の第三者が集つて今日の再建日本の經濟復興の事柄を審議する、斯う云ふことが今日に於ては必要なのではないか、それには最小限度労働組合の代表者が入つて、先程も申し上げましたやうに今日の労働事情は頗る急迫することは必至でありますので、十分の検討と覺悟を以てやつて行くと云ふ意味に於て斯様なことを致した次第であります。

第四は労働法規〔ママ、爭議？〕調停法は爭議問題に付きましては色々議論があつたのであります。兎も角今回は組合法の中に労働協約を認め、今のやうな規定に致しましたが、爭議調停法は此の際一々取上げずに別途の法律を作つてやつて戴く、斯う云ふ風な考へで進行致したのであります。而して此の附帶決議に於ては今日の労働調停法は少くとも立法以来の沿革に顧みて是は廃止すべきである。さうして新たなる勞資關係

を作り、事前に争議の防止が出来るやうな而も迅速簡易に争議を解決する制度を作る必要があるのであります。左様な意味に於て新しき調停法の制定に於て協議を致したのであります。

最後に労務委員会なるものが中央地方地区、斯う云ふ風に三段階になつて居りますが、今日の状況から云ふと協調會及び労働科學研究所と云ふものが、協調會の如きは其の設立の當時に考へますと、今日の情勢に適應する意味に於て私は労働に関する科學的調査と云ふものを専念やつて戴くべき必要があるのではないかと云ふものであります。又労働關係に於ても亦然りであります。左様な意味に於て此の中央労務委員会の働きと云ふものが或は必要な場合には争議の調停、斡旋と云ふやうなことも出来るのであつて、左様な意味で労働に関する科學的の調査をする機関にして欲しいと云ふことが附帶決議の趣旨であります。

大体斯様な意味を以〔ママ、持〕ちまして整理委員会は何れも異議なく此の法案の決定を致した次第であります。

私より報告致しますことは是だけであります。

- 大藏會長 末弘委員の詳細なる御報告を伺ふのであります、其の前に大臣から一寸御話があるさうであります。途中で退席になるかも知れませぬので……
- 芦田厚生大臣 此の委員会の特別の御勉強に依りまして頗る困難なる事業が敏速に取運びましたことは関係者の一員と致しまして私の深く感謝致して居る所であります。

私の申上げることは実は末弘博士の御話の後で自分の小さな意見を申上げる積りでありましたが、或は中途に退席するやうな必要が起るかと思ひまして順序を違へまして私の考へを申述べて置きたいと思ひます。

それは附帶決議の第一條にあります憲法改正の時に設けると云ふ労働の権利及び義務に関する規定の問題であります、憲法の改正に於ては御承知の通り著々研究中なのであります。遠からず具体的の改正案文が出来るのではないかと云ふ思ひますが、是等の専門家の手に依つて恐らく只今附帶決議に現はれて居る如き問題が取上げられることゝ想像致しますけれども、尚ほ本委員会の如き各方面に於ける特殊の權威者の集りに於て非公式に案文を御作りを願つて、必ずしも是は附帶決議と云ふ意味ではありませぬ。憲法改正担任の方々から良い意見を求められた場合に労務法制審議會は目下休會中であると云ふやうな場合に急速に取運ぶことが困難であるし、又それのみの爲に皆さんの御集りを願ふやうなことがあつては却て御手数を掛けると思ひますから、出来得ることならば此の労務法制審議委員会に於て其の点に関する腹案を作つて戴くことが出来ないか、是が第一点であります。

それから労働争議調停法の問題であります、現行の争議調停法は種々なる観点から見ると時宜に適しない所が多々あると思ひます。隨て新しき争議調停法を別個の法律で作ると云ふやうな御意見は傾聴すべき点であると思ひますが、是亦改めて委員会を作るとか御相談を掛けるとか云ふことも煩雜に亘る虞があるのでありますから出来得るならば労働組合の方の審議の終りました以後さう云つた問題に於ても何等かの御意見を伺ふことが出来れば私の方としては頗る幸せに考へる点であります。此の二つの点を此の會議に於て一應御意見を交換して戴いて、出来得るならば只今私から希望致しました点に於て厚意的に御考へを戴きたい、斯う云ふことであります。簡單に一言申述べて置きます。

○大野委員長 只今大臣から御希望になりましたことは皆様方の方に御相談致しまして適當に處理致します

それでは末弘委員からの説明がございます

○末弘委員 私の、と云ふことでございますけれども〔、〕実は皆さん〔の〕御意見を結局纏めて見ると云ふので〔、〕よくありますやうに〔一〕つの事を徴すると非常に分り易いやうであつて〔、〕委員會を通つて後で御役所へ御渡しすると思はざる法律の恰好になつて是は違ふと云ふことになる〔の〕で〔、〕別に此の委員會として御役所を牽制したり縛らうと云ふ意味ではありませぬが〔、〕今回の法律に付ては非常に政治的〔に〕意味〔の〕ある法律だから法律の形式も在来の慣習にさう泥まずして吾々の氣持がすつきり出たやうなものを試みに書いて見て政府〔の〕御参考〔に〕したら宜からう〔、〕斯う云つた所から法案〔の〕形で書いて見ないかと云ふことで実は一週間ばかり勉強致しまして書いて見たのであります。そこで先程大藏會長及び大野整理委員長から色々御説明がありました点と重複する点は略しますが〔、〕大体〔の〕事を筋を通して極く簡単に申上げて行きます。

第〔一〕條の事は改めて申上げませぬ〔。〕斯う云ふことを此の種〔の〕法律としては頭に書いた方が宜からうと云ふことは此の前の總會でも二三の方から御意見がありました。それを文字にすると大体こんな所かなと云ふ所であります。唯在来の法律に比べて均等の機會など如何にも変なんです、在来の法律ならば此處に持つて行つて「經濟復興ト文化ノ進展ニ寄與スベキモノトス」と云ふやうなことが出て来る〔の〕ですが、寄與せしむると云ふのは濫用するのではなくて〔一〕般〔の〕人と同じやうにさう云ふことが出来るやうに実力を與へ力を與へるのだと云ふ趣旨の積りで均等の機會と云ふやうなことを書いたのであります。

第二條は是は法制局の方が御覽になると驚くべき形のも〔の〕であります、窮極に於て此の形の俛で御保存下さいと云ふことを強く申す〔の〕ではありませぬが〔、〕此の精神は要するに團結權を認めると云ふことを積極的に希望することは甚だ変な体裁になるのでそれよりは今〔の〕團結權が曾て治安警察法十七條三十一條が廢止されて以後も相当制限を受けた形があります〔。〕終戦以來或る部分は廢止されて居りますが相当残つて居る〔。〕尚ほ特に組合運動を狙つて居るやうな法規でなくても此の際今まで一般の刑法それから府縣の警察命令等が可なり團結權の行使を妨げる爲に濫用されて居ると思ふ向きもあります。是等を適當に防止する處置を政府は採らなければならないと云ふ謂はば政府に注文を付けたやうな形のものであります。

第三條は先程大野さんから話がありましたやうに実は労働組合の定義に付て今までの総ての法案が始終議論があり、色々な関係者も議論したのですが、さう云ふ議論を避ける爲に斯う云ふ形態を取るのが主な理由だつた訳であります、一番先の特徴としては、労働者が主体であつて而も自主的である。さうして労働條件の維持改善其他地位の向上を目的として組織する団体又は其の聯合だと云ふので非常に廣い定義になつて居りますが、飽くまでも「主体トナリテ自主的ニ」と云ふ点に重きを置いて居ります。それで労働者とは何だと云ふと、一番終りが非常に廣くなつて居りますので、此の際此の前の時のやうに、職業を同じくしなければいかぬとか、労働者はいゝけれども使用人はどうだとか云はないで、廣く給料生活者一般に付て労働組合を認めることが宜いのではな

いかと云ふのが斯う云ふ定義であります。是も先程大野さんが申されたやうに、定義と申しましても在来の定義は何時も此の定義に嵌まるやうなものを是非作らうと云ふやうな無理に形を拵へると云ふ議論が見えぬのですが、是はさうではない。労働組合と云ふものは世間で自然に発生して来るものだが其の中で此の定義に當嵌まるものだけに本法の取扱いを與へるぞ。そして左の一に該當するものは労働組合と認めず、それを除外しました。雇主も工場の重役と云ふものが一緒に入つて居るものなどは労働者が主体となるとは云へないだらう。それから主たる経費を雇傭主に仰ぐ、是は多少の金銭を受けることは宜いが経費の点で天下りだと云ふものは労働組合の自主性を害する。

「共済修養其ノ他福利事業ノミヲ目的トス」労働組合はさう云ふことをやるのは差支へないが、是だけをやるのが労働組合ではない。労働組合が政治運動をやるのは問題になります、さればと云つて政治運動をやつてはいかぬと云つても問題にならないことは西洋の事例でも日本の今日の様子を見ても思へる、労働組合としては政治運動をやることも宜しいが主としてはそれではない、寧ろ定義にあるやうなものであつて欲しい。

五は在来の定義で組合員の員数を何人にするか、十名だとか五十名、色々議論があるのでありますが、是なども実情に即して沢山の人数の会社の中の僅かの小人数〔ママ、少人数〕の者がやつて居る場合などは組合とは認められない。之に反して小さな所でそれだけ纏つて居れば認めても宜いではないかと云ふので書き方としては斯う云ふ書き方をしました。一から五まで疑が起るやうなことは其の次の項に書いてあります。詰り是は第四條の届出をして来た場合に届出を受理すべきや否やと云ふ時に第三條の定義に當嵌らぬと云つて拒否する場が出て来る訳であります。唯共済組合に過ぎないもの或は非常に小人数〔ママ、少人数〕のものが労働組合と云つて出て来た場合に拒否する。それにはやはり労務委員會の議に掛けて其の決議に依つて決めると云ふことも双方変な争ひを起さずに權威を以て決定が出来るし且又其の方がなだらかに行きやしないかと云ふことで第三條には斯う云ふ特殊の定義の形式を採つた所以であります。是だけを前置きにして第三章に、労働組合の活動よりも大事なもの、又吾々としても望ましいのは労働協約である。それを付けなければいけない。今の第三條にもありましたやうに労務委員會と云ふものは相当本法其のものも活躍を致します。それから労働組合と云ふものは結局労働者の参加を求めて彼等の労働条件や其の他の地位に関することを決めようと云ふことに特徴がある。さうして争議を予防すると云ふ点にあるならば、本法の狭い意味の労働組合に関する以外にも此の労働〔ママ〕委員會を働かせると云ふことが第四章になつて第三章が実は含まれてしまつた形になるのであります。

そこで第二章を一括的に申上げて見ますが、第四條は労働組合を作つたならば一週間以内に斯う云ふ届出を地方長官にしろと云ふ。是も一週間目にやらなかつたならばどうか、罰則を付けなくても宜いと思ふ。出さなければ労働組合の取扱いを受けないことになるのでありますから、それでは公式に労働組合として活動出来ないから自ら来るだらうと云ふので原案者としては兎も角斯う云ふのであります。古い案には「設立セントスルモノハ届出ズベシ」と云ふ形式を採つて居りまして、それでも宜いと思ふ。其の方が制裁の問題も起らないで宜いと思ひますけれども、それでは如何にも労働組合と云ふものはやはり届出と云ふ法定の形式を取らなければ出来ないのだと云ふ思想から出発するやうに見えるので斯う云ふ形に致しました。

第五條は規約に書くべき事柄、是も在来の法律にないのですが、少くとも法律でなくとも是だけは二義的事項として欲する、其の位ならば頭から書いたら宜からうと云ふので書きました。七の「理事其ノ他ノ」と云ふのを除きましたのは組合に依つて役員の名前が色々あると思ふ。それを強ひて理事と云ふ名前にしないで宜いではないか。それは第三者に對する関係が明かでないといふ点は問題になりますが、それは後に登記することに依つて法人になるものに付ては其の点を明かにするやうにしてありますが、細かい事はさう云ふことを担当される官廳の方で考へて戴く。

第六條は當り前の事であります。

第七條、是は曾ての法案にはないものもありますが、届出主義をして来れば何も規定がないと先程の定義には當らぬが、是は受入れるのは困る、法令違反が書いてある。其の時に事柄をなだらかにする爲に勞務委員會を入れてさう云ふことは直したらどうかと云ふ意図を含んで居ります。

第八條は名簿を置けと云ふことであります。

九條、十條、十一條が特に大事なのでありまして、第九條は労働組合の代表者或は規約上の代表者ではないが、委任を受けた者は組合を代表して雇傭主と団体交渉を行ふ権限がある。兎角組合の代表者なる者は団体交渉権を認めないと云ふ雇傭者があつて、其の爲に兎角紛争を悪化する傾向があつた。是は寧ろさう云ふ権限を有するのだと云ふことにはつきり書いた。是も権限に反したらどうするかと云ふことを法律家的に考へたくなりますが、是なども反して行けば団体交渉はうまく行かないで、斯う書いて居つて受付けなかつたならば後の二十七條〔の〕勞務委員會〔の〕事務の二が効いて来る〔。〕此〔の〕通りお前は第九條で受付けなければいけない〔の〕だ〔、〕交渉を受付ける義務がある〔。〕どうしても応じなければ二十九條で呼び出さう〔、〕出頭を求めると云ふ所まで行つて飽くまでも第九條は勞務委員會を中に入れてなだらかにやる〔、〕権限を有しないから債務不履行になる、或は罰になると云ふことを云はないで斯う云ふことを書きました

第十條は従来屢々ありました労働組合〔に〕入つて居るから解雇するとか〔、〕労働組合〔に〕入らないことを色々な条件にしてはならぬと云ふことであります

第十一條は損害賠償が問題になりますが〔、〕労働組合と雖も普通の不法行爲をすれば損害賠償をしなければならぬ〔の〕は當然であります。法人であれば無論、法人でなくても人格のない一つ〔の〕団体としてやはり不法行爲の責任を負ふべきも〔の〕だと思ひます〔。〕そこで法人である場合には〔一〕一般的に此處の十六條の民法第四十三條第四十四條と云ふ、是は労働組合と雖も原則として不法行爲の責任を負ふ義務があると云ふことを明かにする爲、民法第四十四條を準用することを書きました。併し争議と云ふのは〔、大〕体争議權と云ふのは労働者が団結をして雇傭者と一つの取引を爲す其〔の〕手段なのであります〔。〕取引することを正當と爲す即ち不法行爲ではないと云ふ見地から損害賠償を取らせるべきでない。此の問題は「イギリス」でも「アメリカ〔〕」でも大きな損害賠償を取られたと云ふ重大な事件がありますので〔、〕前の時にも問題になりましたが、取らせるべきではなからうと云ふことで斯う致しました〔。〕但し二十四條〔の〕規定に違反して爲された時〔と〕申します〔の〕は〔、〕二十四條は労働協約が折角出来て居つて労働協約では紛争〔の〕起つた時〔に一〕應仲裁なり調停に来た上で〔、〕それ

でも尚ほ駄目だと云ふ場合に初めて「ストライキ」なり何なりやつて宜しいと云ふ調停條項がある〔。〕或は平和義務があると云はれて居るやうなさう云ふ場合に、折角約束した條項に反して濫りに始めた時に是は違法性が出て来る〔。〕此の規定は二十四條〔の〕制裁規定の積りで置いた〔の〕であります〔。〕二十四條に罰則を置くと事実うるさいのであります〔。〕それよりは此〔の〕位の程度〔の〕制裁で宜からうと云ふことでやつて見ましたのが十一條であります。

それから第十二條は労働組合の政治運動の問題であります。是も先程定義の所で申しましたやうに、政治運動を主とするのは労働組合として一寸困る、それでは労働組合とは認め難いが、必ずしもそれをいけないと云ふことは出来ないのではないか。「イギリス」の労働組合法でも問題になったことがあるので日本に於ても多少懸念された方もあります。要するに労働組合の金の中で特に共済修養と福利事業の爲に基金を設けてある、之を役員が濫りに政治目的その他に流用してはいけない、併し組合員の決議でやらうと云ふ場合にはさう云ふ基金たる性質を失つた金になる訳ですから是は差支へない。斯う云ふことであります。

第十三條は法人にするより前に出してありますのは、法人であらうが團體の解散と云ふことはある訳でありますから解散の原因規定を此處へ並べた訳であります。此の中で四が問題になります。十四條にそれを説明してあります。是も相當問題になることで解散命令は労働組合に取つては死刑であります。それを曾ての政府案では地方長官が解散命令を発し得ることになつて居りまして當時問題になりましたが、併しさればと云つて労働組合の目的に反することをやる組合を見て居なければならぬと云ふことは國家の見地から見ていけない。それを放つて置く訳に行かない。裁判所が裁判をして決する、斯うしますれば、地方長官の時は命令と同時に解散と云ふことになりますけれども、是ならば訴訟の手續きの続いて居る間は解散の效力を生じない。抜討を喰ふやうなことは起つて参りませぬ。且つ組合者も組合の行爲に付て辯護士なりに掛けて自分の調停を擁護することも出来るのであります。第二項は余計な話ですが、どう云ふ手續きをやるかと云ふと、難しいことを書かなければならぬやうになりますから此處は極く簡単に裁判所で刑事手續きと同じやうな方法でやるのだと書いて置けば、是は司法省の方に御心配になると思ひますが、適当なうまい形になるのではないか、結局刑事部が管轄をし價值ある形になると思ひます。面倒なやうだが労働組合の死刑を宣告することですから此の位慎重にやつても宜いではなからうか、斯う云ふ氣持であります。

第十五條は法人になりたいものはならせる。曾ての社會局案が通つた訳であります。曾ては必ず法人にする案、或は法人にはなれないと云ふ案、なりたければなれると云ふ三つの考へ方がありましたが、併し法人になれば第三者の取引の問題が出ますからそれをどうしても前の届出とは別に登記しなければならない。司法省の管轄として裁判所に登記することになるのであります。登記しなければ第三者に對抗出来ないと云ふのは取扱ひの安全を期する。そこで此の法人はどう云ふ種類の法人かと云ふことが法律家の問題になります。詰り民法の適用を受けるのかどうかと云ふことであります。民法では公益法人に付てだけ規定があつて、労働組合は法人だが何法人だか分らないと云ふ議論が起る。是は當然營利法人でないことは明かで公益法人に準ずべきものであると云ふことが考へられますので、民法四十三條と云ふのは法人の權利能力に関するもので、西洋の

労働組合では「イギリス」でも「フランス」でも、法人若くは法人的な立場を得るとどう云ふ財産が持てるかと云ふことに付て非常に詳しく規定してあります。此の点日本は問題にもなりません、えらく制限する必要もないであらうと思はれる。やはり民法四十三條と云ふものが法令又は法人の定款で定めた目的に反しない限りに於てどんな権利でも義務でも持てるのだ。四十四條は先程云つた不法行爲であります。

五十條は法律上住所の規定であります。

五十二條から五十五條及び五十七條と云ふのは何れも公益法人ですと理事が法人を代表して第三者と取引する各種の法人の行爲能力と言はれる規定であります。是は殆ど全面的に五十六條は必要がないやうに見えるのであの規定を此處に準用する。斯うすれば労働組合の権利義務、第三者と取引をした時にどんなことになるかと云ふことが大体分ると思ひまして斯う云ふことを書いたのであります。第二項の方は解散した時に其の清算手続の問題になりますが、公益法人の清算に對しては民法七十二條以下に規定があるからそれを準用する。

十七條は在来の各種法案でも色々問題になつたのであります〔、〕労働組合を公益法人に準ずべきものとして見ますと、例へば産業組合に付ては産業組合法に免税規定がある。少くとも之に準ずべきか或は産業組合よりもつとお金には縁のない団体だ。成べく此の種の税は賦課しないでやつた方が宜いと云ふことで実は松岡さんにも実情なども聴いたりしました。それでこんなことを書いたのであります。

十八條は、労働協約と云ふ文字ははつきりしませぬが〔、〕要するに労働者と雇傭者又は雇傭者団体との間に労働條件に関する協定その他労資の關係の調整を目的とする協約にある。さうすると當事者互ひに誠意を持つて実現を図つて、さう云ふ協定の目的は作業能率の増進を図る、或は産業平和の維持をしなければならぬ。さう云ふことが大体の趣旨だから斯う云ふものがあるものだぞと云ふことを最初に謳つた訳であります。義務があるから反すればどうかと云ふ直ぐ法律的疑問が起りますが、反すれば「ストライキ」に入ります。是は反してはいかぬと云ふことを書いて置きますと調停其他に持つて行きます。やはり斯う云ふことで法律上のことも亦道義的約束を守らなければならない。道義的義務と云ふものも法律も亦其の後から之に力を付けて居ると云ふ意味のことを書けば反したからどうだと云ふことを書かなくても宜い訳であります。斯う云ふ問題は「イギリス」のやうに放つて置くより仕方がない。後は実力であります。それを日本のやうに労働組合の弱い所では放つて置いても困る。十八條は今云つたやうな意味を以て、誠意を以てとか協力する義務があると云ふ点です。之を読んで當事者だけに其の氣になつて貰ふと云ふ意味を持つて居ります。

十九條は、是は協約後問題になるのは、後に協約があつたとか、なかつたとか、協約の内容はどうであるかと云ふことが問題になるのであります。そこで協約をしたら其の全文を地方長官に届出ると云ふことであります。期間などは書きませぬので效力を生ずると云つて置けば届出をする必要はないのだけれども、出さぬと後で物を云はぬぞと云ふことで出して来るだらう。其の後の有効期間を附けると云ふのは、有効期間を附けませぬと片方では效力があるのだ、片方では效力がないと申しまして、さうかと云つて余り先々まで縛り付けるやうな規定を作りますと状況が變つて来ると却て紛争〔の〕種〔に〕なります。そこで実は三年も長過ぎるであらうと云つても是は最長を制限する意味で三

年を超えられないと云ふ意味で〔、〕此〔れ〕以内に情勢に応じて或る程度〔の〕有効期間を決めて争ひを起らないやうにするが宜からうと云ふことを考へた訳であります

二十〔一〕條は日本の曾ての実例と厚生省で御集めになつたものを拜見し、外國の実例も多少参考して見まして〔、〕要するに第〇〔ママ、十八？〕條〔の〕やうな組合と雇傭主又は雇傭団体とが誠実にお互ひにやると云ふ效力を定めて居るのであります。即ち労働条件其の他労働者の待遇に関する規準〔、〕詰り賃銀は斯う云ふも〔の〕は此の位、退職手當はどの位と云つたやうな謂はば労働条件に関する規則みたいなも〔の〕を協約の中に決めるのであります〔。〕それを規準と名付けた〔。〕其の時には其の規準は協約の適用を受ける〔。〕労働者及び雇傭者に對しては法律と同一の效力を有する、と申すのは法令〔ママ、法例〕第二條に「慣習法ガ云々ト云フ時ハ法律ト同様ノ效力ヲ有スル」と云ふ當事者が協定で定めて〔、〕所謂協定に基く一種の規則であります〔。〕それを第二項を付けまして、だから前項の規準に違反する労働協定は無効であります。無効になつた部分は其の規準の定めに依つて當然に補充される。

今までよく云はれます第一項の最後〔の〕所に、「規準決定〔ノ〕爲設置セラレタル機関ノアルトキハ其ノ定メタル基準亦同ジ」是は日本の協約には特に多いのであります〔、〕協約自らはさう云ふ基準を決めないで、それを決める爲に両方で委員會を拵へて〔、〕其の委員會に依らしめる。是が一番大きなものは、海員〔、〕海事協同會と云ふ実例がございます〔。〕其の他にもさう云ふ実例があります〔。〕其の決定〔の〕爲に特に定めた規準〔、〕是がやはり法律と同一〔の〕效力を有する。

それから二十二條二十三條は、今回の戦争中〔の〕統制法規で「アウトサイダー」と云ふも〔の〕が問題になりまして〔、〕戦争も段々進んで来る〔と〕前の自治統制であつた場合、大多数は賛成だが、「アウトサイダー〔J〕」が出て来て困ると云ふことで〔、〕主として統制法以来問題になつて居ります。是は労働組合が爲した労働協約に付て當然起り得る問題で、外國でも問題になつて居ります。此の種のことを「イギリス」などでは、是は結局実力の問題で、法律に書いても仕方がないと云ふので、協約なども何でも書かないで実力に任せる主義であります、其の他の國では立法上問題にして居ります。日本など今後聯合軍側殊に「アメリカ」の例の「ニューデール」の方式としてやつた労働協約で、万事が自治的に、勞資相互の諒解で自治的に治つて行く方針と云ふことを要求と云ふか、予想して居るやうに思ひます点もありまして、一つ規定を置かう。規定を置くに付ては一工場一事業場の中だけの場合と、「一地域ニ於ケル同種ノ産業又ハ職業ニ従事スル」場合と分ちて、二十二條は一工場一事業場の場合で、其の労働者の四分の三以上が労働協約の適用を受けると云ふ場合は、當然其の以外の者、例へば其の労働組合には入つて居ないと云ふ者も適用を受けるやうになると云ふことで、所謂「アウトサイダー」として協約に違反出来ないことにしてしまふ。さうなりますから、雇主側も其の積りで扱はなければならぬことになります。

第二十三條は、一地域に於ける同種の産業若は職業と申しますのは、例へば東京なら東京都の鉄工業なら鉄工業と云うたやうなもの、さう云ふ一地域に於ける同種の産業又は職業に従事する労働者の大部分が一定の労働協約の適用を受けるのだ。此の場合は二十二條の場合より制定が困難ですから、法律上数を決めても當然全部さうなると云ふことに行きませぬので、そこで「大部分ガ」と云ふ漠然たる表示にして、第二項で、右を

決定するに付ては勞務委員會の意見を以てやるのだと云ふことにしたのは其の積りであり、斯う云ふ場合には地方長官（其の地域が二府縣以上に亘るときは主務大臣即ち厚生大臣）は協約當事者双方又は一方の申立に困つて、又は「職權ヲ以テ其ノ協約ノ拘束力ヲ其ノ他ノ労働者全部ニ及ボス旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得」ることが出来るやうに致しました。其の實際の決定は勞務委員會の決議に依つて、其の趣旨を地方長官又は主務大臣が採入れて決定する。さうなると之に依つて其の他の労働者を拘束力することが出来る。さう云ふ效力を生ずるので、決定したことはやはり勅令でなり何なりで決める官報等で公告しなげ〔れ〕ばならないと云ふ〔こ〕とになります

二十四條は先程〔一〕寸申しましたやうに〔、〕紛争を調停又は仲裁に付すると云ふことが協約中〔に〕書いてある時〔に〕は、其〔の〕條項を無視して濫りに「ストライキ〔〕其〔の〕他〔の〕爭議行爲をやつてはいかん〔、〕必ず其〔の〕前に調停又は仲裁に付するやうにと云ふことであります

第二十五條は〔、〕労働協約の場合は必ず労働組合が當事者になつて約束して居りますが〔、〕さうでなしに〔、〕労働組合はないが労働爭議が起つて、其の爭議団と雇主と〔の〕間〔に一〕定〔の〕協約が出来た〔、〕是は労働協約〔の〕中に入るのだ〔、〕併し労働協約と同じやうに〔、〕さう云ふことが決まつたら其の後争ひが起らぬやうにする爲に届出をさせる〔、〕是が二十五條であります

第二十六條以下は勞務委員會で〔、〕是は二十六條〔の〕最後の項に御書入れ願つたやうに〔、〕細かいことは勅令に譲つて〔、〕法律に書かなければならぬことだけであります〔。〕そこで此〔の〕二十六條は〔、〕此の委員會の主なる事務は〔、〕労働組合法は今までの所此の勞務委員會〔の〕やうな勞資混合〔、〕それに第三者〔も〕加はつた混合委員會が決議すると云ふやうなことがあります〔の〕で〔、〕どうしても此〔の〕規定が此處〔で〕出なければならぬ〔、〕それで出したとして〔、〕それではそれだけに限るかと云ふと、それだけ〔に〕付て斯う云ふも〔の〕を作る〔の〕はものゝし過ぎる〔。〕是ならば寧ろ最近に厚生省から地方長官の方〔に〕調停委員會を置か□□あ□云ふも〔の〕をば〔、〕あれを寧ろ此の方に持つて来る。更にもう少し類似な仕事があればそれに付けると云ふことで〔、〕大いに之を使つたらどうか〔、〕更〔に〕に將來今〔の〕爭議調停法でも廢止されて別なも〔の〕が出来れば〔、〕又それに乘換へるなり何なりしても、差當り此處に斯う云ふも〔の〕が必要だらうと云ふので〔、〕斯う云ふ三者各々同数から成る勞務委員〔會〕、其の人数をどうするかと云ふことは總て勅令で定める〔。〕又必要なことは是非とも雇傭者代表者及び労働者代表者はそれゞゝ団体なり組合なりが推薦する〔の〕でなければいかん〔。〕お上から天降りで決めたのでは何もならない〔。〕中央〔、〕地方〔、〕地區と云つて居る〔の〕は〔、〕一つは厚生大臣の所、地方と云ふ〔の〕は都道府縣の長官〔の〕所、地區と申す〔の〕は勤勞署、是等にそれゞゝ斯う云ふも〔の〕を作つて置く。併し斯う云ふものを常設して置いても特殊な爭議が起ります。例へば海員の「ストライキ」が起る。さう云ふやうな時、常設してある委員ではそれに不向だと云ふやうな場合には、其の海員の爭議だけに特に臨時の委員會を設けるのも宜い。其の際に委員の数なども自由に然るべくやれるやうにしようと思ふのであります。

第二十七條は、今までの諸規定で三箇條だけ勞務委員會の決議に依ると云ふ場合が出て居りますので、それをやることは言ふまでもないが、其の他に凡そ斯う云ふことをやる。

それは実際の労働の事情がどうかと云ふことを調査する権利義務がなければならぬ。先程申上りました団体交渉を斡旋する、その他争議を予防する、事実発生したものを仲裁調停する。終りの四は後の三十條と関係があります。先程大野委員から御説明がありました……

それから二十八條は、此の種の委員會は無論公開すべき習慣ではないのが日本の在来の慣習であるが、争議の性質上公益に関するものがある。例へば電車などの争議が起つた場合に、一体どちらの言ひ分が宜いのか。労働者の云つて居るのは實際上其の都市の経済から云つて無理があるのではないか。或は都市の方に考へる余地があるのではないかと云ふことは、寧ろ一般に知らせて、輿論が之を解決する一つの力にすることが宜いだらうと云ふことが、外國の此の種の制度に連関して察せられる。委員會自ら公益上必要と認め、関係者双方が同意した。此の時は分開〔ママ、公開?〕をして、新聞記者等の立会の下にやると云ふことであります。

二十九條は極めて重要な規定で、二十七條の調査をやつたり斡旋をしたり、仲裁調停をやる。此の間厚生省が委員會を設けて、各府縣の地方長官の所に置かれたが、今まで人民は警察が怖いから呼び出すと来るが、法律上は呼び出す権利もなければ、資料を出させる権限もない。斯うした法律が出来た機会に、関係者の出頭を求めたり、必要な帳簿其他の書類の提出を求める爲め、工場事業場を臨検する権限を認める。無論事務的にはもう一つ此處になどの〔ママ〕秘密を厳守する〔などの?〕義務、それに違反する場合云々を置くのが必要だと云ふ御意見が御役所に出て来ると予想して居りますが、此處では寧ろ必要がないと思つた〔の〕で書きませぬ

三十條は、先程大野委員から一應御説明があつたやうに〔、〕労働組合法が出来て〔、〕是で労働組合が生まれ〔れ〕ば労働協約等を結んで適当に産業平和を図るやうな働きをするだらうが〔、〕実は今申したやうな状況で〔、〕労働組合はそんな〔に〕直ぐに凡ゆる方面に出来るとも考へられない〔。〕而も今後日本〔は〕今〔の〕経済状態では、恐らく輸出〔の〕小さい下請工業のやうなものが色々くだらぬも〔の〕を輸出して、金を少しでも稼がなければならぬと云ふことになりまして〔、〕内職労働其の他で実は労働組合はないが〔、〕労働条件〔が〕特に不良なも〔の〕が出て来る〔。〕それならば丁度此〔の〕勞務委員會が労働事情などを調べたり〔、〕労働条件〔の〕改善を図る仕事をするなら〔、〕此〔の〕勞務委員がさう云ふも〔の〕を発見した場合には実情を調査して〔、〕勞資双方入つて居る〔の〕で〔、〕斯う云ふ場合には特に其の問題になつて居る産業若しくは職業〔の〕種類に依つて〔、〕関係者を委員に加へる必要もあるかも知れない〔。〕何れにしても具体的なる案を作成して地方長官に建議をする。さうすると地方長官がそれを成程と思へば、——実際に勞務官あたりが一緒にやりますから、それが出た以上成程と思つて戴かぬと困りますが〔、〕必要であると御認めになつたらば、労働条件に関する一定〔の〕規準なるものを其の具体案に基いて作つて、之をさう云ふ種類の労働者を雇つて居るもの〔、〕或は雇つて居る団体に對して、今後お前〔の〕所の賃金或は労働時間其の他を斯く々々になすべしと云ふことを指示することが出来る〔。〕是は曾て第一回の總會の時に私一寸申上げたことがあるやうに〔、〕日本で昭和十〇年に、是れ程はつきりして居りませぬでしたが、政府が各府縣に〔、〕事実斯う云ふ風に非常に労働条件の悪い手工業其の他のも〔の〕に對して〔、〕各縣〔の〕警察が斡旋して、當業者にさう云ふものを改善す

る爲め色々〔と〕相談をやつて、當業者〔の〕協約的なものを作らせることをやつて居りました。〔、〕所がそれを或る警察だけでやつて〔、〕外〔の〕警察でやらないことになると〔、〕今度やる方とやらない方が競争になる〔の〕で〔、〕之を地方へ一般化する必要があらうと云ふ〔の〕で、労働條件の改善〔に〕関する協定を強化する件とか云ふ法律を殆ど議會に出しかけたことがあります。そんなことがありますので、此の勞務委員会の権限に基いて、地方長官がさう云ふ規準を設ける。さうするとそれが労働協約と同一の效力を有するやうになると云ふのが「前項ノ指示ハ関係雇傭者及勞務者ニ對シ労働協約ト同様ノ效力ヲ有ス」と云ふことであります。是が二府縣以上に亘つて居る場合には、厚生大臣に付ては勞務委員会が建議することがあります。其の場合には厚生大臣が斯う云ふ指示をするのだと云ふことであります。

実は今までの説明で大体申上げましたやうに、此の外多少置かなければならないのは、やかましく言へば何時ものやうに、一つは刑法の適用を受ける刑罰としての罰則で、是が極く僅か出て居ります。それから後は法人の登記のやうな手續上に付ての行政的制裁或は公告と云ふものの規定が出て居ります。是は在来の仕来りで司法省にでも御願ひすれば直ぐ出来ます。刑罰としての面は、一つはどれには付ける、どの程度付けると云ふ議論が此の委員会でもありますし、それから〔、〕あとは又色々な法律との□合ひがありますから、やはり司法當局の方々の御意見をも参酌して御決めになることを期待して居るのであります。

非常に急いなのでよく御理解願へなかつたと思ひますが、何か御質問がありましたら會長の御命令で御答へ致します。

- 大藏會長 只今大野委員長竝に末弘委員から詳細な御説明がありました大体原案の内容に付ては御諒解下さつたことゝ思ひますが、尚ほ此の際御研究になります〔上〕に種々御質問がありますならば、どうか十分に御質問願ひます。尚ほ本日は御質問の程度に止め、御意見は十九日午後一時からの會合に依ると云ふ風に御承知を願ひます。
- 三村委員 二、三一寸御質問致します。是は大野さん或は末弘さんにであります、一工場一事業場内に一つの組合を認めるんですか、或は数個の違つた組合があつても宜いのであるかどうか。

次は労働組合は商行爲を爲し得るかどうか。例へば製造販賣業等を営む、是は労働組合と別個に産業組合が母体となつてやれば宜しいが、労働組合は商行爲を爲し得るかどうか。

もう一つは、争議に入る前に必ず仲裁にかけることが望ましいと思ひますが、是で見ると、協約に仲裁の條項があれば仲裁にかけるが、それでなければ直ぐに争議に入つて宜いやうに見えるのでありますが、其の辺はどう云ふものでありませうか。

- 末弘委員 一番初めの一工場なら工場に二つ以上の組合を認めるか認めないかと云ふ問題に付て、是は細かく云へば一工場でも職種に依つて色々な組合が入ることが有り得るのは當然であります。それから私共も望ましくないと思ふのは、同一工場内に主義の違ふ二つの組合が入つて来て、どれを相手にして宜いか分らぬやうな場合が出て来ることであります。さらばと云つてそれでは完全に「クローズシヨツプ」でなければならぬ、絶対に入れと云ふのでなく、此の組合しか認めないと云ふ風に法律で書くかと云ふと、それもさうなると又行過ぎではなからうか。法律としてはそこへは觸れまいと云ふ所で

あります。是も話があつた時間問題になつて、最初に申しました点は極く當然なことで御諒解出来ると思ひます。問題になりましたが、結局さう云ふことであります。

第二の点は、斯うだと思ひます。民法第四十三條を準用する結果、法人の行爲能力が決まつて参ります。さうすれば商行爲が出来るか出来ないかと云へば、出来ませぬ。けれども商行爲なりや否やの問題に至ると、産業組合の問題が絡まつて参ります。産業組合は公益法人で營利法人でないに拘らず、実際的に見れば商行爲或は營利行爲をやりまゝ。こゝらはやはり民法第四十三條の精神で労働組合として余り行過ぎなことをやればいけない。さうでなく、例へば在来でも公益法人と雖も多少物も賣ります。例へば私共のやつて居る法學會雑誌。あれを賣つて多少とも利益を擧げて居る。是は商行爲ぢやないかと云ふやうなことが起る。そこらをなだらかにする爲に、民法第四十三條を準用すると云ふやり方をやつたのであります。

第三は、是も決して協約のある時は斯うだ、無い時は斯うだ、或はそれは認めるとか、それは結構だと云ふ趣旨ではないのであります。少くとも仲裁條項なり調停條項のある時は、それを經ずに依つてはいかんと云ふ、寧ろ勞務委員会が団体交渉の斡旋及び爭議の予防、是が勤勞署までずつと続いて居りますから、直ぐ評判が立つので、是が発動し、自分の所で手に負へなければ地方長官に持つて行くと云ふやうなことで動くやうなことを期待して居ります。

- 三村委員 もう一つは、給料生活者と云ふのは、此の間私が申した職員も當然含むのでありませうか。そこの所がはつきりしませぬ。
- 末弘委員 入る積りです。
- 三村委員 それから協約の相手方がはつきりしたのは宜いが、はつきりせぬのはどうなりますか。此の前伺ひましたが、やはり「ダイレクトボード」[ママ]になりますか。
- 末弘委員 御話のやうに、廣く法律的に云ふと色々疑問になりますが、案を書く時は法律的に云ふと誰が当事者だ、労働者にも株を持たして居る場合があるとどうだ斯うだと云ふ議論になりますが、要するに常識的には労働組合と雇傭者又は雇傭者団体、斯う云ふ書き方をすれば分るのではないかと云ふので、極く常識的な話であります。
- 三村委員 実際具体的には何處になりますか。會社と云へば重役と云ふことになりますか。
- 末弘委員 無論さうだと思ひます。併し小さい工場ではよく法律上の工場代理人なんか置いてあります。さう云ふ所なら持主でなく、工場代理人でせう。あれなんか多くは匿名組合のやうな形式になつて居ります。
- 三村委員 よく資本家と云ふが、資本と經營が分離して来ると、勞資もはつきりして来ると思ひます。
- 末弘委員 事実經營の衝に當つて居る人です。
- 三村委員 さうすると高級社員はどうなりますか。
- 末弘委員 さう云ふ人は斯う云ふ協約をするに付て其の會社なら會社を代表する権利の有無に付て決まりませう。詰り普通の平取締役が一人一人相手になつたやうなものは代表権はありませぬ。専務なら専務であれば宜い。そこらは事實の判定に任せる。
- 三村委員 例へば労働組合に入り得る職員はどの程度になりますか。
- 末弘委員 結局争ひがあ[れ]ば勞務委員会にかけて決めると云ふ程度[の] 漠然たる

書き方で〔、〕其〔の〕種〔の〕疑ひは大體勞務委員會あたりで、予め届出を受付ける地方長官〔の〕方に大體〔の〕基準を示して置いておいたら宜いと思ひます〔、〕いざ法律で書くべき時が来たら是に決める〔、〕さうすれば大體公平に行くだらう、□□細かく書くことはやり切れないので〔、〕それで勞務委員會が決定する。斯う云ふやり方でありませぬ

- 三村委員 もう〔一〕つ〔、〕組合員が組合を脱退し得ると云ふことが此處には書いてないやうですが〔、〕當然脱退し得るでせうね
- 末弘委員 さうです〔。〕當然脱退し得る。それを脱退を許さないと云ふ時の效力如何。是が問題になればなります〔、〕外國の法律では其〔の〕事をはつきり規約上無効だと書いてあるものがあります〔。〕此處でも〔一〕応問題にしましたが〔、〕さう云ふことは實際の運用に任せる
- 岡崎委員 第十二條に、組合〔の〕資金を他の目的に流用することは出来ない。但し組合員總會の決議を経たら此の限りでないことになつて居りますが、是だと政治資金には使へないのが原則だが〔、〕總會の決議で多数決を得るならば出来ると云ふことになる〔。〕若し政治資金〔に〕使〔は〕なければならぬやうな情勢だと〔、〕此の原則の效力がないこと〔に〕なるのぢやないか〔。〕前の總會〔の〕時〔の〕話では、使ひ得る基金〔の〕割合を決めてあつて〔、〕全部使つてはいかん。或る部分は使つても宜いと云〔ふ〕ことよりも〔、〕もつと廣く基金〔の〕流用が出来ることになりはしないかと思はれます〔。〕のみならず組合基金は會費だけではさう蓄積出来なくて〔、〕多く消費組合〔の〕やうな營利的な行爲に依つて蓄積されたものが多い〔。〕其〔の〕場合一般商工業者〔に〕は税金を課けながら〔、〕一方は公益法人に準ずるが故に税金を課けないさうして蓄積された特殊な資金が限度なしに使ひ得られると云ふことは〔、〕現狀に於てどんなものだらうかと云ふ疑問を持ちますが〔、〕それは如何でせうか
- 末弘委員 今〔の〕は御意見のやうですが……
- 岡崎委員 では改めて申し上げますが〔、〕總會の決議があれば使つても宜いと云ふ例外規定は、此の根本精神を没却することになりはせぬかと云ふ疑いがあります
- 末弘委員 至極御尤もな御心配だと思つて居ります。之を書いた時にも相當心配しました。併し資金を作るのも結局規約なり總會の決議で作つて居ります。其の規約の変更は單なる多数決でなく、四分の三位の總會の決議で規約を変更しようと云つたら、宜いと認めなければなりません。又總會の決議で作つた基金なら、總會の決議で基金を止めようと云ふことも認めなければなりません。さうなるとやはり總會の決議を経た時には折角作つた基金だけれども、他の目的に使へると書くより仕方がないのではなからうかと云ふことで、此の但書が自然浮んで来る訳であります。今御心配のやうに、共済修養等の目的だからと云ふので雇主にも金を出させたり、又組合員も其の目的ならばと云ふので出した金も相當に流用されることが多々あると思ひます。併し此處では必ず政治目的と決まつて居らないで、他の目的と云ふのでありますから、是は後の御審議の時に可なり大事の点で、原案で押通すと云ふよりは委員の總會の御意見に依つて、此の組合員總會の決議も絶対多数でなく、四分の三位要ると云ふ規定を置くならどうか。或は此の但書を寧ろ取つてはと云ふ御意見が出るかも知れませぬ。さう云ふ御意見を伺つた方が宜いと思つて居ります。併し原案に之を附けた趣旨は、飽くまでも規約で決めても規約で変

へられるぢやないか。総會の決議にかけたものは總會の決議で変へられるぢやないかと云ふと、どうも此の但書を附けざるを得なくなる訳であります。どうぞ原案者の意を御諒承願ひます。

- 小泉委員 末弘さんに一寸御伺ひ致しますが、第三條の末項に「職業ノ種類ヲ問ハズ」云々とありますが、船員の場合、船長は船員法或は海商法で特別な権限とか義務が負はされて居ります。併し給料生活者には違ひないので是もやはり此處の労働者の中に入ると了解して居りますが、それで宜いでありませうか。
- 末弘委員 原案者は此處では無論入る積りで居ります。但し今まで海の方に付ては慣習法がおありのやうでありますから、其の積りで考へて居ります。詰り高級船員だけで組合を作つたり、高級船員だけの労働協約があつたりするので、當然さう云ふことを當にして居ります。
- 桂委員 末弘先生に御伺ひしたいのですが、例へば陸上で工場長が此の第三條の第二項第一號に引掛る者が多いと思ひます。「雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者」に引掛る。只今小泉委員の仰しやつたやうに船長とか工場長が之に該当するかどうかと云ふ点は……
- 末弘委員 それは法律的に形式的に御考へになると、両方の立場が非常に似て居りますけれども、船長の立場は海商法なり船員法でも非常に議論がありますやうに、一面から云ふと、工場長と云ふのは工場が幾つかあつても、工場長其のものとしてはやはり被傭者として同じ立場でお互に労働組合を作ると云ふことは想像付きませぬが、船の場合は船長と云ふ高級船員がお互に労働組合を作るとは幾らでも出て参ります。其の場合に高級者と下級者は別でなければいかんと云ふことも法律で決める訳にいかん。寧ろ法律的形式的に考へると、さう云ふ工場長と船長は同一ぢやないか。両方とも雇主の利益を代表するぢやないかと云ふが、船長は一寸違つて、又實際船の方の関係でも大体さう云ふ風取扱つて居ると考へます。
- 桂委員 もう一遍伺ひたいと思ひます。私は雇傭者の利益と云ふとをかしうございしますが、私は寧ろ會社それ自体と看做すべき程度の権限なりを船長は持つて居られるやうな氣がするので、さう云ふ質問を致しました。
- 末弘委員 それは議論になりますから……
- 桂委員 何れ次の機會に伺ひたいと思ひます。
- 篠原委員 第十七條ですが、特別法人税と云ふものは産業組合にもあつて、税金を取られて居るやうですが、さう云ふものはないと云ふ前提でありませうか。
- 末弘委員 今税は色々に変つて参りましたし、今後も変る、だから此處に書いてあることに固執するのでなく、此の前の三つの税は曾ての法律にあつたものを採り上げたので、今は多少變つて居ります。
それから不動産取得税は取られて居りますが、是は労働組合のやうな貧乏なものに取つては案外金額が多いので困る。だから是は宥したらどうか。是は寧ろ成べく組合が困らぬやうに宥して戴いて、大藏省が是はいかんと云ふ所まで退却するのが宜いのではないかと思つて実は斯う書いたのであります。
- 大野委員 報告漏れを致しましたが、労働組合は産業組合に準じて課税の免除をすると云ふ意見もあつたのです。其の際には無論法人税も入つて居りました。左様な趣旨で、

但し不動産取得税を何とかしようぢやないかと、又斯う云ふ案に戻りました。

- 逓信院総務局長 此の法案では官業労働と云ふものは別に區別されて居らないのでありますが、古いことは知りませぬが、英國とか「フランス」とか米國辺りも実際は違つた取扱いをして居るやうであります。さう云ふ点に付てはどう御考へでありますか。
- 末弘委員 一應考へて見ましたが、日本では官業が多うございまして、之に付て在来組合とか色々なものが出来ましたが、此の法律としてはやはり労働者で此の定義の中に入る以上は、當然皆入るものだと云ふ建前から出発して、あと実は民法上見た雇傭関係にあるものと、それから下級官吏は官吏関係だと云つてえらく區別するのも実は法律家の悪い癖で、そこらの所をもう少し将来の事実にあつてなだらかに考へて見たらどうか。例へば小學校教員であるとか、「アメリカ」辺りですと巡査とか消防署員などが「ストライキ」をやるのであります。あゝ云ふことはいけないのだとこゝで謳つて見ても、結局困る。船員でもさうで、船員法では公共の安全に相當関係のある航海業に與つて居る所では、濫りに脱船をしたら、それは船員の規律として船員法で罰して居ります。其の問題と一方労働組合を作ることが出来、又「ストライキ」を適法の範囲で出来ることは矛盾して居るやうであります。其の間の調節は自ら出来る。曾て船員法を逓信省で大いに論ぜられた時も御議論があつたと聞いて居りますが、要するに船員法の規律は規律で生きて居るが、一方正當なる労働組合の行爲としてやる程度のことをやつて居る時、船員法違反にもならないと云ふ考へが此の前の論にもあつたやうに聞いて居ります。隨て官吏の場合は官吏服務紀律と労働組合の問題が出て参ります。苟くも此の際労働組合を認めて行かうと云ふならば、雇員傭人は宜いが、官吏の身分を有する者はいかんなどと言つて見ても郵便局などでは直ぐ〔に〕御困りになるのではないかと思ひますので、さう云ふ規律の問題と組合團結權の問題は自ら調和するものだと云ふ所から出発して居ります。
- 逓信院総務局長 結局問題は第三條第三項の管理者階級例へば郵便局なら郵便局長の地位が〔、〕茲に云ふ労働者だ〔、〕同時に是は其の局に労働組合が出来た場合の雇傭者たる立場になることも出来ます。さう云ふやうな点は議論になりますが、さう云ふ時私共のやうな官業労働者に対してどう云ふ風に御考へになつて居るか〔、〕之を御質問した訳であります。
- 末弘委員 三等郵便局は昔は雇傭者でせう。
- 逓信院総務局長 今はさうでなくなりました〔。〕昔を云ふならさうです
- 末弘委員 さうでない場合はやはり船長だの工場長に似たやうな中間のもの〔の〕だと思ひます。そこはやはり勞務委員會あたりで両方色々〔な〕意見を聽いて、厚生省で規準を決めて、労働者側の納得するやうな規準を地方長官に配つて置くやうにすれば宜いのぢやないか。
- 逓信院総務局長 今〔一〕つ〔、〕是も多少議論になりますが〔、〕私共通信事業〔に〕従事して居る者は、政治運動を非常〔に〕禁止して居ります〔。〕從來私共〔の〕考へ方行動は政治的に中立で郵便の送達に従事しなければならぬ〔。〕通信事業と云ふも〔の〕はさう云ふも〔の〕だと云つて居る〔。〕さう云ふ場合労働組合で政治運動をしても宜いかどうかと云ふ問題になつて来ると、多少茲にも問題があるやうな気が致しますが……
- 末弘委員 御答へ致します〔。〕此の案ではさう云ふ細かい点まで考へて居りませぬ〔。〕

政治運動をやつても宜しいと云ふことは何處〔に〕も表面に書かないで〔、〕主〔と〕して政治運動をするものは労働組合と認めない

- 通信院総務局長 第一條の「政治的地位〔ノ〕向上ヲ助ケ〔〕」此〔の〕文句はどう云ふ意味になつて参りますか
- 末弘委員 是は後〔の〕定義の方〔で〕は地位〔の〕改善としましたが〔、〕斯うやつて第一條で大いに本法〔の〕精神を現はすならば〔、〕少し堂々とはつきり書いたら宜いぢやないか〔、〕是は私必ずしも政治運動と関係ない〔と〕思ひます。それはやはり〔一〕つの団体を成すこと〔に〕依つて〔、一〕般的〔に〕輿論を表明する。現に一番好い例は「アメリカ」の「フェデレーション」で有名な「カンバス」ですが、あれなど政治運動と称するものはやらない。政党とは違ふ。併し「アメリカ」の各種の労働立法は「フェデレーションレーバー」に依つて出来たことが多いのであります。此の種のことは今後と雖も所謂政党にあらずだが、併し今後労働組合あたりは本當に労働者を代表してやられたらどうか。此處に政治的地位と書いてあるので、何だか政治運動を困ると云ふやうに取られては、さう云ふ積りでなく、初めから多少刺戟的だなどは思ひました。（笑声）まあ此の際は此の位やつた方が宜いのではないか。
- 大藏會長 皆さんに申上げて置きますが、初め次官から御話があつて、一体労働組合法を設けるが宜いかどうかと云ふことの答申も御求めになつたやうであります。置く方が宜いと云ふ考へで此の原案が出来た。隨て前と違つて労働組合法はいけないのだと云ふ考へでなく、作ると云ふ考へで来たので、労働組合が出来れば自然と政治運動に行くことは已むを得ないと云ふ考へ方で来て居るので、全文の御審議もさう云ふ氣持で出来たと云ふことを御諒承願ひます。隨て前のやうな労働組合法はいけないのだ、宜いんだと云ふ議論はなく、成べく阻止すると云ふ考へより健全なる労働組合を作り上げようと云ふ氣持でやるのでありますから、自然昔あつたやうな御心配のことも多少入つて来るのは已むを得ないと云ふ氣持が十分此の法案の中に入つて居ると云ふことは、全般的に御含み置き願ひます。何れ答申を出す場合、労働組合法を作ることを可なりと思ふと云ふ意味のことを出す積りであります。其の中には只今申したやうな部分が入つて居る。隨つて其の氣分で此の法案が出来たと云ふことは御諒承願ひたいと思ひます。
- 三村委員 もう一つ御伺ひしたいのですが、経営でございます。此の前私意見を申し上げましたが、経営に労働組合員が参加することは、労働組合の當然なことゝは認めないがそこまで行つても仕方がないと御認めでせうか。或は経営参加と云つた事柄は別個に株主總會等を通じてやるのが宜いか。譬へて見ますれば重役の賞與を限定するとか、株主配当の率を上げるとか下げるとか云つたやうなことにまで労働組合が発言するやうなことはどうなるんでせうか。
- 末弘委員 此の問題は原案者としては、結局各組合員と会社との實際關係で決まることで、良いとか悪いとか云つて見ても、其の何處に限界を置いて書くか。是は法文など迎も書けるものではありません。経営参加と云つても「ドイツ」の例のペトリレスラート〔ママ、ベトリープスラート？〕のやうに、特別に法律を作つて参加出来る程度を一々書く。あれは労働組合とは別に、一つの工場内だけに作つた訳であります。あゝ云ふものが工場内に出来ることは差支へない。併しあれは労働組合かと云ふ難かしい問題が出て来ます。労働組合らしいものは別に出来るかも知れませぬが、さうでないものも出来は

しないか。會社に依つてあゝ云ふものを作らして、こちらの定義に入るものが出やしないか。併しあゝ云ふものは大体會社側と労働者側の話合ひで決まるものではないだらうかと思ひます。

- 三村委員 株主總會の商法の規定に反するやうなことはないでせうか。
- 末弘委員 それは商法の学者が始終問題にしますので、或る程度を超せば商法違反だと思ひます。だから逆に商法の方にさう云ふことを規定しると、労働法の學者から商法學者に對して注文があります。是は戦争中でも議論して居りました。
- 運輸省鉄道總局勤務局長 「労働組合ノ代表者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者」——第九條です——斯う云ふ考へ方の中には、其の委任を受ける者は組合員でなくてはいかん。此の点に付てはどう云ふ風になりますか。
- 末弘委員 それはこんなものは書く必要がないぢやないと云ふ点から考へて行けば、弁護士に頼んだ程度で宜いぢやないか。要するに代理人を置いても宜いぢやないか。他方民法でも公益法人の理事が特定の行爲を代理人に頼む。是も當り前です。唯労働組合の場合では、曾て労働運動がやかましかつた時代に、交渉に行くと、お前は組合の代表者でないから駄目だと言はれる。是は雇傭主としては其の点はつきりしなければ困る。そこで規約上はつきりした組合の代表者、或は其の代表者から明瞭に委任されて来て居る。是なら相手にして宜しいと云ふ風にしようと云ふ積りであります。
- 運輸省鉄道總局勤務局長 もう一つ御尋ねします。其の場合の仲介者と云ふのは勞務委員会或はそれ以外に弁護士であるとか政治家等の人々を頼むことも容認するか、或は勞務委員会に限ると云ふ行き方か、どう云ふ風に考へて宜いのだらうかと思ひます。
- 末弘委員 それはどうも法律では制限する訳に行かぬ。制限が巧く行かぬから止めると云へばそれは困るので、結局「交渉スル權限ヲ有スト」と致しまして、争ひがあれば二十七條の團體交渉の斡旋と云ふ所に掛つて、勞務委員会が出て来て、此の人が出て来たのでは——片方の工場は小さいのにえらい人を代理人として向はせて談判するやうなことで困るなら、代つて貰つたら宜いぢやないかと云つて、調停してやつて行かうと考へて居ります。それで此處では精細な規定を付けず、之に照應する規定は今の二十七條の二にあります。
- 運輸省鉄道總局勤務局長 それから鉄道のやうな大きな官業で、労働者と云ふ意識を持つて居ない、而も國の最近の情勢から見て、全部官吏待遇者として使へと云ふ要望が多い場合、お前達労働者だから労働組合を作れと云ふ風な指導は出来るでせうか。詰り意識の点から考へてやはり労働者と云ふべきかどうかと云ふ問題は、どう云ふ風に考へたら宜しいでせうか。
- 末弘委員 是は運輸省の御意見で然るべく御指導を願ふ事柄で、御指導宜しきを得なければ紛争が起るかも知れないし、併し大体斯ふ思つて居ります。官吏の問題は一般に相當難かしい問題であるが、官吏も下の方に行けば、在来の官吏であつても、それはいかんぞとやかましく云うて見ても詰らない摩擦を起すだけで、是は然るべく御指導願ふやうなことで巧く行くのではないか。
- 運輸省鉄道總局勤務局長 もう一つ。指導して参りますが、勞務委員会を煩はさなくてはならぬと云ふ場合に於ては、やはり地方長官と相談して臨時の委員会を作つて貰つて、そこで取扱ふと云ふやうな運用を考へて置けば宜しいですね。

- 末弘委員 其の通りであります。
- 桂委員 大野委員長に伺ひたいのですが〔、〕先程〔の〕第九條に関する末弘委員の通信省〔の〕委員に對する御答弁は、必ずしも小委員會〔の〕空気を反映して居らないやうに思ひます〔。〕それは組合の代表者又は其〔の〕委任を受けた者が交渉する権限を有すると云ふのは書いても巧く書けないのではないか。だから書かないと云ふ風にもとれますが〔、〕委員会〔の〕空気はさうではなくて〔、〕さう云ふ制限をする必要がないぢやないか〔、〕何人が此の場合代表しても差支へないぢやないかと云ふ積極的な意向から斯う云ふ規定が出来たやうにあの場合の空気を聞いたのであります……
- 大野委員 私は余りはつきり記憶して居りませぬが、別にさう難かしく考へて居りませぬでした〔。〕私の受取つた趣旨は〔、〕誰でも宜いぢやないか〔、〕併し法文を書くとなると今のやうな困難がある〔。〕是は私も認めました〔。〕誰でなければいかんと云ふことは余り議論にならなかつたやうに思ひます。併し勿論整理委員會のことですから御自由な御意見を抑へる訳ぢやありませぬ〔。〕必要があるならば仰しやつて戴いて結構であります
- 桂委員 誰を出しても宜いんぢやないかと云ふ〔、〕少くとも積極的な意見があつたと云ふことだけは御傳へ願へば宜い〔。〕さう云ふ意見が現に出た〔、〕是は他の整理委員に御聴き願つても宜いと思ひます。斯う云ふ風な條文が出来た主たる原因が〔、〕法律的に限定が難かしいからと云ふ所にあつた〔の〕でなく、限定する必要がないぢやないかと云ふことが此〔の〕やうにしたのだと思ひます
- 大野委員 是は取り方の相違で〔、〕解釈の問題であります。
- 桂委員 それでは意見になりますから止めます。
- 大藏會長 外に御質問はございませぬか。
- 関委員 第三條の目的でございしますが、「労働條件〔ノ〕維持改善地位〔ノ〕向上」と云ふことを書いてありまして、法律〔の〕第〔三〕條〔の〕目的は非常に廣汎になつて居ります。例へば「經濟〔ノ〕興隆〔〕」と云ふやうなこともあります、さう云ふやうなことを労働組合〔の〕目的〔の〕中に入れた方が宜いと云ふ御意見は、小委員會でなかつたのでありませうか。
- 大野委員 第一條の趣旨は、さう云ふ趣旨を謳つた訳なんです。
- 関委員 第一條はさう云ふ目的で作つたと云ふことになつて居りますが、第三條の組合の目的の中に、やはり同様經濟の興隆を図りそれを目的とすると云ふ風にされた方が宜い。斯う云ふ御意見はなかつたか。
- 大野委員 必ずしもさう云ふ御意見は明瞭にありませぬでした。併し労働組合の健全なる發達を図ることが今日の經濟の興隆を図る所以なりと云ふことゝ皆さん御考へにありました。併し法文の上に現はすと云ふことはありませぬでした。
- 末弘委員 さう云ふ風な御考へがあり得るだらうと思つて居りましたが、それを書きますと、さう云ふ目的を持つものは労働組合と認めずと云ふ議論が出て参ります。ですから法律の方の目的に書いて、労働組合としては唯やたらに爭議をしたり、自分の労働条件のみ考へないで、今後日本としては國民文化の再發展を大いにやつて行かなければいかんぢやないか。定義の方はそこをぽ一と書く所に面白味があるんぢやないか。
- 関委員 法律を作る目的は此の爲に作るんだ、組合は是だけの目的を以て居るんだと云

ふ風に見える。

- 末弘委員 其の爲に態々寄附〔ママ、寄与?〕すべきものとすと云ふやうなことにしないで、寄與すべきものだが寄與することを任務とすると云ふことでない、均等の機会を與へると云ふ風にしたので、是は本法の運用上及び労働組合其の他が自ら遵守すべき根本の原則を書いたのであります。組合の規定は限定してないので、非常に広い規定になつて居ります。其の中に今仰しやつたやうなことを書くと、労働組合が狭くなつて来る。何々を目的とするとなると狭くなる。あとは議論になりますから申しませぬ。
- 関委員 私は改善の外にさう云ふことをも併せて最小限度書いて置くのが宜いと云ふ考へ方であつたから御尋ねしたのであります。
- 大藏會長 只今の関さんのは議論になりますから、又此の次に訂正案を御出し下さい。
- 内務省警保局長 第一條の読み方ではありますが「保障ニ依テ」と云ふのは何處まで掛るか。「地位ノ向上ヲ助ケ」と下との関係は……
- 末弘委員 さう難かしく考へませぬで、恐らく「助ケ」まででございませうな。
- 大藏會長 原文には「以テ」と云ふ字が入つて居ました。
- 大野委員 「ヨリ」と書いてありました。
- 内務省警保局長 是ぢや下は「團結權ノ保障」と別個のやうに……。
- 大野委員 大体私の心覚えでは、「助ケ」までに掛つて居る。其の積りでした。極めて常識的の解釈で参つて居ります。
- 三輪委員 組合員の範囲の問題ですが、此の三條の規定から云ふと、労働者が主体となつた組織であれば宜いと云ふことになりますから、所謂非労働者の参加と云ふことも當然含まれて居ることだと思ひます。さう云ふ点はどうですか。
- 末弘委員 無論其の積りです。
- 大藏會長 大体御質疑は此の程度で宜しうございますか——御異議なければ本日は此の程度で散會致しまして、次は十九日午後一時から御意見の発表を願ひたいと思ひます。成べく御意見は具体的に御提出下さるならば幸都合と思ひます。今日は是で散會致します。

午後三時五十二分散會

4. 第4回勞務法制審議委員會審議録（昭和20年11月19日）

史料出所：労働組合法立法史料簿冊②

*編注：この審議会に提出された「第4回勞務法制審議委員會提出労働組合法草案（昭和20年11月19日）＝第2次案」は、本史料集（条文史料篇）4～8頁に収録。

昭和二十年十一月十九日

第四回勞務法制審議委員會審議録

第四回勞務法制審議委員會速記録

十一月十九日 於東亜研究所

午後一時二十五分開會

○

○大藏會長 只今から總會を開きます〔。〕私本日は風邪を引いて熱もあります〔の〕で進行途中で或は失敬するかも知れませぬが〔、〕やれるだけやつて行きたいと思ひます

本日は先般皆様方に御説明をした整理委員会に於て作製しました原案〔の〕御審議を願ひ十分〔に〕討議を致したいと思ひます。其〔の〕前に私から一つ〔、〕希望竝に〔一〕つ〔、〕御相談を申し上げたいと思ふのであります〔。〕希望と申しますのは外でもありませぬが〔、〕今般政府が御提出になりました労働組合法案の審議〔と〕云ふも〔の〕は昔〔の〕此〔の〕法案に関する審議に反して〔、〕日本の下現の〔ママ、現下の？〕情勢に於て〔、〕殊に日本を民主々義的にすると云ふ意味に於きまして是非共労働組合〔ママ、労働組合法？〕を作らなければならぬと云ふ立場にあります〔。〕其の情勢に於て此の法案が提出されます。且つは又「マツクアーサー」司令部からの懲憚もありまするので是非共此の法案を成立せしめなければならぬ情勢にあると云ふことを考へますると、私共は同じく審議するにしましても其の氣持を以て之を審議致したい。而して之を審議するに際しましては将来労働組合が出来た場合に出来るだけ之を助成したい、立派なものに作らさせたいと云ふ氣持を以て其の将来を考へたいと思ひまするので多少無理でも労働組合の発達の爲には其の必要なる條項を設けると云ふことも已むを得ないかと思ふのであります。寧ろ労働組合法を作ると困ると云ふ風な氣持で論議した時分とは情勢が違ひましたと云ふことを十分に頭に置いて御論議を願ひたい。是は甚だ餘計なことを申しまして失禮かと存じまするが会長からして遠慮なしの希望を申し上げて置くと云ふ風に御聴取りを願ひたいのであります。

次の御相談と申しまするのは本日の審議の運営に関しまする順序であります。之を先づ皆様方に御相談申上げてどうか御賛成を得たいと思ふのであります。本日から第一に先づ逐條審議に入りたいと思ひます。總括的な意見に関しましては逐條審議が済みましてから御願ひ致したい。又其の時分には是非大臣の御出席を求めて皆様方の總括的の意見を聴いて戴きたいと存ずるのであります。議会あたりでは總括的意見が先でありまして而して逐條審議に入りますが、本委員会に於ては總會に於て度々皆様方の御意見が出ましたので、又非常に急いで居りまするので、先づ逐條審議に入る。それから總括的の御意見を拜聴する。斯う云ふ風な進行に致すことに御同意を願ひたいのであります。而して各條々々に付ては十分の修正意見を御申出願ひたいのでありまして、唯出来ますことならば成文で御申出願へれば尚ほ好都合であります。只今桂委員からは既に成文の御提出修正を頂戴致したのでありまするが、斯う云ふ風なものがありますれば一層便利でありまするが、必ずしも成文とは限らないので、どうか十分の御意見を伺ひたい。逐條毎に修正の意見が出ましたならば、それに付ての討論を願ひます。さうして討論の末採決を致します。採決は舉手に依りたいと思ふのであります。其の修正意見の賛成者が出席者の四分の一、四分の一以下の場合には其の修正意見は否決致したいと存じます。其の際修正意見の御提出の方の御希望がありまするならば、其の御希望に依りましてそれを小数〔ママ、少数〕意見として政府に提出するには差支へありませぬ。併し其の場合には必ず其の提出者に於て成文を以てお書現し〔ママ、表し？〕願ひたいと云ふことを願ひます。又修正意見の賛成者が出席者数の四分の一を超えます場合には此の總會後に開か

れます小委員会に之を附托する。其の小委員会に於て採否の御審議を願ふと云ふことに致したいと存じます。小委員会は末弘博士を委員長として、甚だ勝手であります。が只今直ちに御指名申上げて一つ御努力願ひたい。小委員に御指名申上げて御承諾下さいます方は甚だ勝手ながら連日御勉強を願はなければならぬかと思ひますので、御苦勞に存ずるのであります。どうか案の進行を早からしむる爲に是非共御承諾をあらむことを御願ひする次第であります。それには山中さん、松岡さん、安川さん、高橋さんの四名を加へて末弘博士と共に五名の方に一つ小委員を願ひたい。小委員会の審議に際しましては修正意見を御出しになりました方は必ず御出席願ひたい。さうして十分の御意見を御述べ願ひたい。小委員会の決議は三対二で決めたいと思ひます。又小委員会自身が従来原案と違つた修正意見を御提出になりました場合がありますが、それは勿論差支へありませぬ。小委員会に於て修正意見が採上げられれば勿論それは總會に掛けますが、否決されたものに付きましては總會に掛けるのであります。否決されたものが更に總會で否決されても其の修正意見は悉く之を小数〔ママ、少数〕意見として政府に報告すると云ふことに致したいと存じます。斯くして小委員会が済みました後の審議が済んだ後には再び總會を開きまして、小委員会の決議の御報告を願ひたいと思ひます。此の際修正意見の御提出者は又再び御自身の御意見を御述べ下さることも勿論差支へありませぬ。總委員会〔ママ、總會?〕の決議に対しては出席者の過半数の賛成に依つて採否を決定致します。此の際否決されました意見は政府に小数〔ママ、少数〕意見として上申されますことは前に申した通りであります。最後の審議が終了後に於きまして各委員から随意に意見なり批判なり質問なりを御申出願ひたいと思ひます。質問に對しましてはどうか政府の当局が懇切なる答辯を與へられむことを要求致します。御意見に對しましては他の委員の御討議を経て過半数の賛成がありますならば、其の御意見を或は條項中に追加致すなり若くは附帶決議として政府に上申するなりの処置を致します。御批判に對しましては唯政府なり委員なりの参考に供するに止めたい、斯う存ずるのであります。斯うして皆様が粒々辛苦して御作り下さいました原案及びそれに伴ひます附帶決議と云ふものは先づ幹事の手許に於て政府に報告文的に書上げ願ひたいのであります。そこで是は皆様方に御願ひになります。それが出来たならば会長と、總委員長を御願ひ致した末弘さんと二人して十分それを拜見致しまするので、それが總會の意見に違はないと存じますれば、それで總會を開かずに直ちに大臣に報告することに御同意を願ひたいのであります。如何にも時間がありませぬので、もう一度皆様方に御集りを願ひますことは唯時間を費すだけだと云ふ気が致しまするので、時間を救ふと云ふ意味に於きまして、直ちに提出することに御同意を願ひたい。勿論其の際は政府に提出し同時に皆様方の御手許に速達を以て原案を御廻ししたいと思ひます。若し幹事が御作り下つた政府への報告文の中に於て、私竝に末弘博士に於て賛成出来ない点がありますれば訂正を願ひますし、どうして都合の悪い時分には再び總會を御願ひする場合がありますが、先づさう云ふことはないかと存ずるのであります。大体斯様な審〔ママ、審議?〕の方法を以て参りますならば御約束致しました二十六七日頃まで中には政府に正式の答申が出来るのではないかと存ずるのであります。如何でありませうか。左様な順序に依りまして今後運営をして参つて宜しいでありませうか。皆様方の御意見を拜聽致したいと思ひます。

- 岡崎委員 一寸御伺ひしたいのでありますが、逐條審議を致します時に、文句には別段修正する必要はありませんけれども、先日質疑応答がありました時〔、〕原案作製者の解釈に付きまして、多少意見がありますものはどう云ふ風に致したら宜しいでありますか〔、〕此〔の〕問題は修正しよう云ふ意味ではなしに御話になりました質疑応答〔の〕中で私が感じまして〔、〕其の解釈は斯う云ふ風にしたら宜からうと云つたやうな気持を持ちます点があります〔。〕案〔の〕修正にはなりませんけれども其〔の〕気持〔の〕修正になるものであります〔、〕其〔の〕辺は如何致したら宜しいでありますか。
- 大藏會長 それは私の御尋ねすることと違つて居る〔と〕思ひますが〔、〕それは條項の時に御話下さいますやうに
- 岡崎委員 條文〔の〕修正になりますから伺つた〔の〕であります
- 三輪委員 逐條で審議されて後で總括的に論議すると云ふ進め方で結構と思ひますけれども、要項中に又總括的な意見が出るやうなことがあると思ひます。例へば労務委員会等に付ての規定〔、〕それからそれに関聯して爭議調停仲裁と云ふやうなことがあります〔、〕其の際に此處で取上げられるかどうか分りませぬが、爭議調停法の改正したものを此〔の〕労働組合法の中に盛入れたら宜いではないかと云ふやうな考へ方が提出されますと〔、〕又色々總括的なものに関聯して来ますので〔、〕さう云ふ全体に関する事などは初めに意見だけ出させてさう云ふも〔の〕があつたら出させると云ふことにするののも一つの方法ではないかと思ひます。
- 大藏會長 それに関聯する事は三輪さん御欠席の時分にあつたと思ひます〔。〕條項の時に御申述戴いて審議が出来ると思ひますが
- 三輪委員 宜しうございます。
- 大藏會長 外に御発言ございませぬか。御異議なければ左様な方法に依つて審議を致します。それでは逐條審議に入ります。第一條から御審議を願ひます。

第一條 本法ハ團結權ノ保障ニ依テ労働者ノ經濟的社会的並政治的地位〔ノ〕向上ヲ助ケ經濟〔ノ〕興隆ト文化ノ進展トニ寄與スベキ均等ノ機會ヲ與フルコトヲ目的トス

- 大藏會長 本條に付て御意見のある方は御申出を願ひます
- 水谷委員 第一回の時に松岡委員が労働憲章とも言ふべきものを最初に入れたいと云ふことが出て来た時にそれに対して鮎澤さんも御賛成になつたのですが、附帶決議として憲法の問題にして取扱はれるのでせうか、それとも此の條文の中の適当な場所で取扱ふやうにされるのか。例へば國家總動員法と云ふ法律なんかを見ると、第一條に大体其の法律の大精神が謳つてある。是は戦時立法の一つの特色になつて居つたのですが、若し松岡さんの言はれたやうなものは全部憲法の方の権利義務の方に譲られて、さう云ふ大精神は此の第一條には觸れられないのか、どう云ふ御考へになつて居るのでせうか、私一寸欠席して居りましたので……
- 末弘委員 第一條と憲法の両方の積りなんです。第一條も本来から言へば終りの方の「經濟ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄與スル云々」労働組合の今後の活動に対し或る理念の現はれ、斯う云ふ積りであります。一寸それ以上何か労働憲章みたいなものを書き上げると云ふのは此の法律として憲法の方と相俟つて難かしい。あとは此の程度であると云ふ位

に……

- 水谷委員 今度憲法が改正になります、其の改正さるべき憲法には少なくとも「ドイツ」の「ワイマル」憲法に謳はれたやうな所謂「ストライキ」権とか云ふやうなものまでもやはり出来るものとして両方併して此の第一條として此のやうな大精神が発せられる。吾々委員会として憲法に対する労働の権利義務と云ふのはどの程度に要求するのでありませうか。権限がないと言へばそれまででせうが、どう云ふ氣持で憲法の問題と第一條を併せて其の目的が達成せられると云ふやうになるのでせうか。
- 末弘委員 そこらは具体的にはどうなんだと云ふ區別はございますが、併し「ドイツ」の「ワイマル」憲法の時とは色々な情勢も違ひますし、同じやうな事が盛れるだらうとは考へて居ませぬけれども、此の間芦田厚生大臣が見えられて、憲法に関するさう云ふやうなことも考へて呉れないかと云ふ御話でありましたから、此の会の進み次第に依つては此の会としてもつと具体的に憲法に斯う云ふ事を入れたらどうか、具体的に立案して政府の御参考にと供すると云ふやうなことまで進むかも知れないと思つて居ります。
- 水谷委員 只今末弘委員の御話を戴きまして非常に結構だと思ひますので、少なくとも委員会としては憲法の問題に関する権利義務に関しては折角集つたのですから小委員の方でも一つ末弘さんなんかを中心にされて、労働に関する権利義務だけは此の委員会として正式の意思表示をして戴くと非常に結構だと思ひますが、特に其の点を……
- 大藏会長 此の点は末弘さんが言はれた通り、先般厚生大臣から此の委員会で成文して呉れぬかと言ふ特別の御要求があつた。それで末弘さんに御願ひしまして適当な文句を書いて下さいと云ふことを御願ひしたのであります。
- 篠原委員 先日末廣さんから第一條の御話がありまして、政治的地位と云ふ問題に付て相当積極的でありましたが、私としましては労働組合の活動は出来るだけ経済の範囲に入るべきである、随つて法文の上に政治的地位と云ふのは除いて唯労働者の経済的並に社会的地位の〔、〕斯う云ふ風に直して戴きたいと思ひます。
- 大藏会長 篠原委員の御意見に対し何か御発言はございませぬか。
- 岡崎委員 其の点に付きまして私一寸先程会長の御相談のある時に申上げたのであります、政治的地位の向上と云ふことは此の前質疑応答がございました時に、第三條の第一項第四号の「主トシテ政治運動ヲ目的トスル云々」と云ふことに關聯致しまして、多少廣義の解釈と狹義の解釈と中々含みのある御答弁があつたのであります。此の政治的地位の向上と云ふ事柄を政治運動に依るものにあらずして組合内部の運動として政治思想の向上普及を図ると云ふ意味に此の案文が解釈されますならば別に消しませぬでも宜からうかと思ひます。随つて政府が労働組合法を認可制度的の届出主義で宜いといふことになりましたならば当然労働組合法の規準と云ふものは出来るでありませう。其の切に〔ママ、節に？〕労働組合が政治運動に参加することは出来ないといふ項を設けて戴けば、此の問題がそれ自体は只今申上げましたやうな意味に解釈することが出来ればそれで結構だと思ひますが、若しさうではなくて原案の意味がやはり政治運動に關係するものだと云ふのでありますならば、只今の御発言に私賛成致しまして此の政治的と云ふことを削除して戴きたいと思ひます。
- 桂委員 只今篠原さんと岡崎さんからの御発言であります私には削除する必要はない。寧ろ置いて戴きたいと思ひます。例へば對象的に物を考へて宜いか悪いか分りませぬが、

資本家の団体は一体どう云ふことをして居るか、経聯〔ママ〕にしても皆政治運動をやつて居る。独り労働者の団体だけがさう云ふことをしてはいけないと私は考へられないと思ふ。同時に実際問題として労働組合が将来無産政黨の基盤になるであらうと云ふことは當然のことです。それまで認めて一切の政治的な活動を労働組合から禁圧しようと思ふやうなことは少くとも民主主義を標榜する此の法案に於て余りなことと私は考へてざつと私の意見だけを申し上げます。

- 大藏会長 どうか御発言願ひます。
- 西尾委員 政治的地位と云ふ文字を存續することに賛成するものでありますが、第三條の四号に於て「主トシテ政治運動ヲ目的トスルモノハ本法ノ労働組合トハ認メナイ」と云ふことになつて居りますが、此の事柄を見ますならば、主として經濟運動をやつて部分的に政治運動をやることも亦認めて居ると云ふことが意されて居るのでありますから、第一條に政治的地位と云ふ言葉があることは極めて當然だらうと思ひます。其の意味に於て此の字句の存續に賛成する者であります。
- 大藏会長 篠原さんの御提案に対して賛否の御議論があつたのでありますが、尚ほ外に……
- 逓信院總務局長 一般労働組合、是は官業の立場から一応申し上げますと、先般も御質問申上げましたやうに、政治運動、殊に通信なんかは問題になるのでありまして、一般の労働組合は勿論此の政治的地位の向上と云ふものは敢て削除する必要もないと思ふ〔の〕であります
- 鉄道總局勤労局長 此の労働組合法が適用せられる國有鉄道の従業員に於て其の組合が結成して〔、〕それを地盤にして選挙運動にまで發展させて行かなければならぬ〔と〕云ふ意図として此の第一條が批判的な意味を持つと云ふことになりまして〔、〕國有鉄道〔は〕官業としての現在の立場から考へて其の点にまで此の組織を持つて行くべきではないかどうかと云ふ点に於て〔、〕問題は官業としての立場と云ふことがあらうかと思ひます。其〔の〕点に於ても今逓信院〔ママ、逓信院〕の御話がありましたが、此の問題に於ては總括的意見〔と〕して最後に申し上げたいと思つて居ります。
- 水谷委員 先に西尾君が指摘された第三條の四の「主トシテ政治運動ヲ目的トスルモノ」政治的地位の向上と云ふことは主として官業方面の、官業を持つて居られる官吏の方から直ぐそれが政治運動とか色々と同じやうに見做されて居りますが、政治的地位の向上と云ふことは是は經濟的地位の向上が図られれば當然社会的地位、政治的地位〔の〕向上と云ふことは起つて来る〔の〕でありまして、それを頭から選挙運動に結び付けられることは私常識として判断出来ないのですが、此の原案を政治的地位の向上と云ふものを政治運動とは違ふと云ふことをはつきりして戴けば問題は解決するのではないかと、斯う思ひますが
- 西尾委員 議事進行に関して……〔。〕只今官業の問題に於て此〔の〕点は〔一〕般的な問題として留保すると云ふ御意見ではあるが〔、〕併し此〔の〕際に於ては御賛成だと云ふ点で明かであるやうでありますから〔、〕其の点は其の儘にして置いて議事を進めて戴きたいと思ひます
- 大藏会長 末弘さん〔、〕何か御答弁がありますか
- 末弘委員 岡崎さんが私〔に〕含みのあることを申したと云ふことでありますが〔、〕今

水谷さんが言はれた通りで宜い〔の〕ではないか〔、〕それで実は第三條の方の文字を書換へてもあるのであります

- 大藏会長 大体御議論も盡きたやうであります〔、〕只今〔の〕篠原委員〔の〕修正に對しまして御賛成〔の〕方の挙手を願ひます〔。〕御一人でありますか。修正意見は否決になりました。

外に修正の御意見はございませぬか。

- 三輪委員 修正と云ふ程でもございませぬが、法案を作製願ひます時にもう一つ御考慮願ひ度いと思ひます。前にも誰からか御意見がありました〔が〕、此の團結權の保障に依つて労働者の經濟的社会的政治的地位が向上すると云ふことと、經濟の興隆と文化の進展とに寄與すべき均等の機会を與へる、何か主格と云ふものがはつきりしないやうな気がするので、例へば「労働者ガ其ノ經濟的社会的政治的地位ノ向上ヲ図リ經濟ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄與スベキ均等ノ機会ヲ與フルヲ目的トスル」と云ふやうにでもしたら其の主格が非常にはつきりして来るのではないかと云ふ感じがしますが、それは文字のことですから一番分り易いやうに御討議して戴きたい。

- 大藏会長 原案には「以テ」と云ふ字があつたのですがね。さうすればはつきりすると云ふ御趣旨ですか。

- 三輪委員 詰り保障に依つて労働者が主になりまして、労働者が其の經濟的社会的政治的地位の向上を図り、そこで經濟の興隆と文化の進展とに寄與する、斯う云ふ所に機会均等の機会を與へると云ふことにしないと、此の「與ヘル」を目的とするのは労働者に対しとか何とか言はなければ非常に文字が分らないやうな気がする。

- 末弘委員 今の「以テ」だけではない。「以テ彼等ニ」と云ふのがあつたのですが、法律の文案としては可笑しいから除かれたのですがね。さうすればあなたの言ふことは分るのでありますが、まあ是で分るぢやないかと云ふのであります。

- 三輪委員 結構であります。

- 大藏會長 外に御質問がなければ第二條に移ります。

第二條 前條規定ノ精神ニ基キ政府ハ團結權ニ對シテ不當ノ制限ヲ加ヘツツアル一切ノ現行法令ヲ廢止スルト共ニ一般ノ刑罰並警察法令ガ同様ノ目的ニ濫用セラルルコトヲ防止スベキ必要ナル措置ヲ執ルベキモノトス。

- 高橋勤労局長 第二條御趣旨は此の通り賛成であります〔が〕、形式を左の通り改めて戴きたいと思ひます。「左ノ各号法令ハ之ヲ廢ス」と申しまして各号は此処に書いてあります。團結權に對し不当の一般の法令を審査して未だ廢止してないのは其処に書き上げて、若し廢止になつて居ればそれで宜しいが、後段の「刑罰並警察法令ガ同様ノ目的ニ濫用セラルルコトヲ防止スル必要ナル措置ヲ執ルベキモノトス」是は條文から外しまして、斯う云ふ風な政府の通牒を第一線行政官廳に出して其の萬全を期するやうにしてやつたらどうかと思ひます。唯立法と言ひますか、技術の問題だけあります。

- 大藏会長 此の條項は原案作製に當られた末弘博士も、何れ政府の方へ持つて行つたら法制局あたりがやかましいことを言つて、今まで日本の法律には「政府ハ云々スベキモノトス」と云ふ法令はない、全部政府が作られたものだから問題になるだらうと云ふ御

説明があつたやうに記憶するのですが、意味は是非斯う云ふことをやつて貰ひたいと云ふので、民間から出す法律としては差支へないではないかと云ふので出来上つたのであります。それに対しまして今政府の代表者たる委員からやはり従来のような形式の條項にして貰ひたいと云ふ御要求があつて……

- 末弘委員 其の点政府で議会に出される時には此の俣では在来の慣習上御困りになると思ひますが、此の委員会として政府への答申の中から趣旨が消えてしまふとやはりいけませぬから、此の條文は或る意味に於て「ブランク」にする、そして答申書には括弧みたいにして、斯う云ふ趣旨の條文を設けろと云つたやうな風にして答申したらどうかと思ひます。
- 高橋勤労局長 政府の通牒と申しましたが、附帶決議として戴けば委員会としては宜いのではないか。さう云ふやうに訂正致します。
- 大藏会長 只今政府委員側は、本條は政府が慣習的に困られるならば或は「ブランク」にする、或は括弧にする、斯う云ふ趣旨を是非入れて貰ひたいと云ふことにしたら趣旨も通るし政府も都合が宜いではないか、斯う云ふ御話であります。如何でありませうか。それで差支へございませぬか。
- 三輪委員 私は其の点をもう一步進めまして小委員会に私共も意見を出しますが、大抵廃止しなければならぬとか変へなければならぬものが委員会でも此の審議委員会でもやはり提出されてそれが出されるならば、抽象的に斯う云ふ風に現行法令と云ふことになつて居りまして、何がどうであるかと云ふことは此の委員会は余り問題にならない。さうして政府の方でそれを検討される場合に於てはそれ程重大でないと思はれて居つても實際民間ではさうでないと思ふものもありますから、さう云ふ趣旨を含めてでありましたならば政府委員よりの御意見に賛成であります。其の場合に何々と云ふことは小委員会で決定して戴きたい。そして政府の方はどう云ふ風になりますか其の点は御任せ致します。
- 大藏会長 私から御答へするのもどうかと思ひますが、具体的條項に付て一々検討して居つては時間が掛ると思ひますが、末弘さんや、労働に關係しては松岡委員と云ふ能く分つた人が居りますから、其処で研究して戴きたいと思ふ希望であります。
- [○]末弘委員 只今の点は後に鮎澤さんからも仰言るかも知れませぬが、「マツカーサー」司令部の人とも会ひました時に相当具体的な事を知つて居りまして何か言つて居りますが、是は政府の方でどう云ふことになるか、吾々からどうして下さいと申しませぬが出来得れば申告書とか或は法制局の方々と膝付き合せて、此の法律はどうだらう、あの法律はどうだらうと云ふことを具体的に検討して此の月の末には原案位のものをらせるやうに運べやしないかと私は思つて居ります。
- 大藏会長 さう云ふ風に政府の方にして戴いたらどうかと思ひます。
次に第三條に入ります。

第三條 本法ニ労働組合トハ労働者ガ主体トナリテ自主的ニ労働條件ノ維持改善其ノ他地位ノ向上ヲ図ル目的ヲ以テ組織スル団体又ハソノ聯合ヲ云フ

左ノ一ニ該當スルモ〔ノ〕ハ労働組合ト認メズ

〔一〕 雇傭者又ハ其〔ノ〕利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモ〔ノ〕

- 二 主タル経費ヲ雇傭者ノ補助ニ仰グモ〔ノ〕
 - 三 共済修養其〔ノ〕他福利事業ノミヲ目的トスルモノ
 - 四 主〔ト〕シテ政治的運動ヲ目的トスルモノ
 - 五 組合員著シク少数ニシテ団体ノ実ヲ備ヘザルモ〔ノ〕
- 労働組合ト認〔ム〕ベキヤ否ヤニ付疑アルトキハ地方長官労務委員会ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス
- 本法ニ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金其ノ他給料ニ依リテ生活スル者ヲ云謂〔ママ〕フ

○関委員 此の第一項の初めの方に「労働者が主体トナリテ自主的」の次の場所位の所で宜いと思ひますが、「産業ノ健全ナル発達」と云ふ意味〔の〕文句を付加へて戴きたいと思ひます

それは従来労働組合は往々にして産業の維持発達を忘れて労働者の地位〔の〕向上或は労働条件の維持改善に急なる余り之を忘れて色々の主張をすることがある〔の〕であります〔、〕其〔の〕最も顕著な例として私の記憶して居りますのは〔、〕往年「マンチエスタ〔一〕の〕労働組合が一人〔の〕労働者が四台の織機を受持つことを拒否致しました〔。「〕マンチエスター〕の〕織物業者が自働織機の採用をすることが出来なかつたのであります〔。「〕アメリカ〔〕は日本では一人〔の〕職工が三台四台〔の〕織機を受持つてやつて居るの〔に〕対して競争が出来なくなりまして世界各地〔の〕市場から退却しなければならぬ〔と〕云ふことになりまして非常に困つた。其〔の〕後色々政治的手段を講じましたけれども段々と敗退して第一次欧洲大戦前に一年八十億「ヤール」から〔の〕綿布を輸出して居りました〔の〕が十億台〔に〕落ちまして〔、〕昭和八年からは長く續けて居つた世界〔の〕輸出産業に於ける王座を日本〔に〕譲つたと云ふことがありました〔。「〕マンチエスタ〔一〕の〕綿業者をして、〔「〕英国〔の〕綿業を滅ぼすものは労働組合である」と叫ばしめた例があります。其の結果どうなつたかと申しますと、其の職場は勿論、それに関聯する紡績部門工業部門或は紡績に従事します部門に於て失業者を出しまして、結局は労働者も不利益になつた、斯う云ふ事例があるのであります。申上げるまでもなく産業の健全なる発達なくしては労働条件の維持改善も地位の向上もないと思ひます。又労働条件の維持改善、地位の向上もなくしては産業が発達しない。お互に共存共栄の関係にあると思ひます。其の事を強く業者の方に自覚せしめまして、従来稍もすれば労働組合を白眼視しようとする事業者が、又産業の維持発展を無視してひたむきに自分達の地位の向上だけを図らうと云ふやうな労働組合があつたならば、共存関係に対する自覚を促す爲にさう云ふ風な條項を入れることが是非共必要だと思ふ。前回に末弘先生は其の事は第一條に謳つてあると云ふ御話でありましたが、第一條は此の法律を作る目的を言ふて居るのでありまして組合の目的に直接的なものでないと思ひますので、立法者のさう云ふ自覚に対する表明に付きましては余り言ひませぬが、自主的に労働者自覚を促すに不十分だと存じますので是非共さう云ふ意味の字句を御挿入願ひたいと存じます。

○末弘委員 只今の点、原案者がこちらの方にさう云ふことを取入れませぬでしたのは、実は今も御話のやうに、第一條に経済の興隆に寄與すると云ふことを入れたので、

それで第一條でもそれを寄與すると云ふやうに法律や何かでさせると云ふやうなことではなく、自主的な地位を作つて自ら寄與すべき地位を與へると云ふやうな書き方をしましたならば、可成り「デリケート」なことになる。此処は非常に突詰めて申しますと、恐らく現在の日本人で一人として日本の國を一日も早く一人前のものにしたいと願ひしない者はない。唯それに対する方法、手續きに依つて人に依つて意見の違ひもあり、此処で定款中に集めて、斯う云ふことを書くとして何やら組合と称するものに入るものを幅を狭くしてしまふことはどうであらうか。非常に其の点を突詰めますと、大体日本の曾ての労働組合の運動も、政府の対策に付ても、社会民主主義的な、即ち資本主義的な、或は現在の経済機構の規準は認めながら行く。労働組合は認めるけれども共産主義的な、即ち現在資本主義的な経済機構の破壊の上に日本の将来を築かうと云ふ傾向のものは、表面は入らない。併しそれ等の人に議論させると、吾々もそれを思つて居る。日本人としてそれを思つて居るとして、併し今の機構の俣ではいかぬから一應毀さなければいけないと云ふ所まで主張して居るのだと云ふやうなことになりまして、可成り其処まで突詰めて議論はしないのですけれども、議論をして行けばさう云ふ「デリケート」な所まで議論する問題になる。さうなるとやはり皆さんにも色々な意見がある。あと一二三四と云つたやうな所で、それを第一條と相俟つて今のやうな御趣旨が自ら現はれて来ると云ふ積りで位で宜くはないかと云ふのが原業者〔ママ〕の考へなのであります。

○関委員 其処に私の申しましたやうに加へて置きますと必然労働組合の定款と言ひますか、さう云ふ規則を作る時に、やはりそのことが現はれて来まして、常に其の自覚を持たせるのに都合が好いかと思ひますが、今の問題のやうに根本的に産業を滅亡させるのもやはりやらなければならぬと云ふやうなものも認めると云ふ意味でございましたら、それは如何かと思ひますが、それは吾々にはどうもよく分りませぬ。

○西尾委員 関委員の御意見であります、既に吾々が日本の主流となるべき労働組合の結成の準備をやつて居りまして、其の中にも御心配の事のないやうな、寧ろ此の文章でもつと積極的な産業の発展に吾々は貢献するのだ、寧ろ日本の國を救ふ爲に吾々がやらなければならぬのだと云ふ趣旨で非常にやつて居る訳ですから、さう云ふものを特に入れる必要はないと思ふ。何か法律で決めたから之を入れなければならぬと云ふやうな感じでなくて、自発的なさう云ふものが起つて来て居るのだから其の御心配はないと思ふし、又先程末弘委員の仰せられたやうに此の中にさう云ふことを使ふのは何等かの意味に於て嫌つて居る。さう云ふものは規約の中に入れてない方が、団体の正体が何処にあるかと云ふことがはつきり現はれて来ると思ふ。隨てそれに対する労働者のどつちに入るかと云ふ意味に於て、又之に対する政治的、経済的な対策等に於ても、却てさう云ふ一列一体に入らなければならぬやうにするよりは、斯うして置いた方が宜いぢやないかと云ふ部面もありますので、是は原案の通り一つ致して貰ひたいのであります。

○藤林委員 私は関委員の御提案に賛成し兼ねるので、原文の通りで宜いのですが、其の理由は、第一條の所に「経済ノ興隆ト文化ノ進展云々」と云ふ言葉があり、又後の方であります、第三章の労働協約の最初の條項であります、第十八條にも協約云々と云ふことで後の方に「能率ノ増進ト産業ノ平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ云々」と云ふ言葉がありまして、関委員の御心配になるやうな点は、後の労働協約の最初の所にもさう云ふことが出て、ちやんと明示されて居るので、此処にわざと産業の健全なる発達

云々と云ふ言葉を入れなくても宜いと思ひます。尚ほさう云ふ私が考へます理由は、第三條は今仰言つたやうに産業の発達云々と云ふことは大体分り切つたことを申し上げてもどうかと思ひますが、分り切つたことは取除いて申しますが、労働組合と云ふのは是々のものを以て産業組合とするのだと云ふ少々嚴密な定義を此處で述べてあると思ひますから、さう云ふ言葉は此處で除いても宜いと私は思ひます。もう一つさう云ふ言葉を特に此處に入れぬことに賛成する理由は、成程御心配のやうなこともあつて英国の例を今出されたやうであります、私はそれは英国の例で、日本の場合はどうかと云ふ点を考へて見ますと、寧ろ斯う云ふものは入れぬ方が宜いと思ひます。現に戦時中の産業報國運動などを考へて見ましても、事業一家、労資一体と云ふやうなことでやつて参りました。静岡の軍需品製造工場などを見て労働者がどれ程熱心に働いて居たか、工場全体がどれ程むきになつて働いて居たかと云ふことを考へて見ると、若干物足りないやうなものがあるのは否定出来ない。それは何であるかと言ふと、却つて生産増強団々云々と云ふやうなことを先に参つたことに依つて、謂はば労働者の問題に対して雇傭者をして若干安易な気持ちに置かしたことが延いてさう云ふ事實を來した一つ〔の〕理由であつたらう〔。〕それ〔と〕同じやうなことは我國〔の〕場合にやはり考へられる〔と〕思ふ。労働組合が出来たから、労働組合と云ふものはイ〔の〕一番に産業の健全なる発達をやる〔の〕だぞと云ふやうなことを言ふことは〔、〕労働組合〔の〕状態に對して〔、〕今〔の〕労働條件の維持改善と云ふことを主眼として活動して行かうと云ふ労働組合の健全なる発達を〔、〕或る意味に於てはぼやかされたり〔、〕又さう云ふ努力をないがしろにすると云つたやうな〔、〕是は杞憂かも知れませぬが、若干でもそんな安易な気持ちを雇傭者側に持たしむることは〔、〕單に労働組合の発展のみならず、延いては今後の難しい經濟〔の〕問題に打突つて〔、〕日本の各企業がそれだけ生産の向上をやつてそれに生き抜いて行くと云ふやうな時期に於て、却つてさう云ふことをやつて〔、〕其〔の〕努力を鈍らすことを其〔の〕趣旨に持たせはしないかと云ふ考へから特に斯う云ふ言葉を入れることに絶対に反対であります。

○水谷委員 大体第三條〔の〕閣委員の御発言に対する議論は盡きたやうであります〔、〕私はやはり閣委員〔の〕御考へに反対をして原案に賛成するものであります。

閣委員の仰つしやる労働組合の定義〔の〕中〔に〕「産業〔ノ〕健全ナル発達ヲ云々」と云ふことを入れると云ふとは、結局将来生れる労働組合をやはり産業報國會と同じやうに考へて禁じよう〔と〕云ふことになりまして是は非常に危険であらうと思ひます〔。〕更に又其〔の〕労働組合〔の〕中〔に〕「産業〔ノ〕健全ナル発達云々〔〕」と云ふこ〔と〕があると結局、労働組合か会社かと云ふやうな考へと一致することになりまして〔、〕是は大きな間違ひであらうと思ひます〔。〕更に示された條文もさうであります〔、〕原案には〔一〕と二とに「雇傭又ハ其〔ノ〕利益ヲ代表スルト認ムベキ者〔ノ〕参加ヲ許スモ〔ノ〕」、二が「主タル経費ヲ雇傭者ノ補助ニ仰グモ〔ノ〕」と云ふも〔の〕は労働組合と認めないと云ふ精神から見ても〔、〕大体労働組合〔と〕云ふも〔の〕は労資〔一〕体〔で〕共に産業〔の〕繁栄を図る〔と〕云ふ考へ方は間違ひでありまして〔、〕労働組合としてはやはり主体となつて斯う云ふこ〔と〕を目的〔と〕する〔、〕而も産業〔の〕健全なる発展を図ると云ふのは單に労働組合で以て出来るのではなしに、資本家の方も協力しなければならぬし、又政府も何しなければならぬと云ふ問題であつて、労働組合

だけで出来ない問題をわざと入れて、而も労働組合の本質をねぢまげると云ふやうなことは、是は非常に間違ひであらうと思ひますから、是は飽くまでも原案の方が正しいと思ひます。

- 桂委員 先程から皆様の御意見が大体盡きたやうであります、私端的に申し上げますと、第三條の労働組合の性格は何処までも分配的のものであるのだと云ふことが規定されて居ると思ひます。其の他の生産上の協同者としての団体としてならば、其の辺の労働組合と云ふものは非常に廣いものになるだらうと思ひます。労働者の団体は色々ありますが、此処では主として分配者としての立場から云つて居る。其の結果は文化の興隆と経済の進展に寄與しなければならぬと云ふ趣旨から出て居ると思ふ。さうすると其の趣旨を曖昧にするやうな関委員の御提案には賛成出来ませぬ。尚ほ是から賠償経済になつて来ますと、其の場合にそれを入れて置きますと、それ程高い賃銀を要求するものは産業の破壊者、それは労働組合ではないか、労働組合と云ふものは産業の健全なる発展を目的にしなければならない。それは労働組合でないと云ふ出鱈目な資本家も起つて来たらどんな問題になるだらうと思ひます。併し若しさう云ふ風な解釈が行はれて来たら私は洵に詰らぬことだと思ふので、其の意味に於て私は関委員の御提案は御断りしたいと思ひます。
- 鉄道總局勤労局長 只今の関さんの御意見を支持すると云ふ意味ではございませぬ。唯労働組合に付ての今の大多数の方の考へのやうな形式のものが国有鉄道の組織の上に築き上げられることが宜いかどうかと云ふ問題に付ては疑念を持つて居ります。此の点も後に官業の問題として申し上げたいと思つて居ります。
- 岡崎委員 私各委員の意見を拜聴致して居りますと産業の健全なる発達と云ふことがそんなに悪いだらうかと私は思ひます。是があるから逆な解釈をしなければならぬと云ふことは一つもないやうに思ふのであります。唯併し外の方の意味でよく補充が出来て居るから、わざと此処に入れる必要がないと云ふだけのことで、何だか之を入れぬと企業家の方へ身贖金をすると云ふ風な疑念があるやうに思ふのであります、私は初めから申し上げました通り、労働組合は労働組合一つを以て考ふるべきではなく、一般の国の産業の健全なる発達と云ふ上から考へなければならぬと云ふ考へを今に受けて居りませぬので、私はそんな反対的な考へをしなくても、此処に産業の健全なる発達と云ふことを入れることが、そんなに阻害をするだらうかと云ふ疑問を持ちまして、私は寧ろ関委員の意見に賛成致します。
- 松岡委員 私は西尾君の言ひましたことで、私の立場はあれ以外に必要でないと思つて居りますが、一言言はせて戴きたいと思ひますことは、労働者が関委員の御主張になりましたやうな気持ちに導くと云ふことが大切である。さう云ふ労働組合でなければ認めない。斯う云ふ工具に達しましたことは何か労働者に義務付けるやうな感じがあるやうであります、前段の一番大切な労働者がさう云ふ気持ちを持つやうに導くと云ふ効果の上にある程〔ママ、ある程度?〕影響があるのではないかと云ふ極めて實際的な考へ方、皆様の御心持に対しては敬意を表しながら、斯かる規定は義務付けると云ふ規定でない方が国としてのやり方としては賢明であると私は考へるのであります。さう云ふ趣旨で此の俣になつたものが宜からう、斯様に考へます。
- 大藏会長 大体御議論も盡きたやうでありますので採決致します。御賛成の方の挙手を

願ひます。三人であります。本日の出席は私を入れて二十三名であります。五名までの挙手ならば否決になります。六名以上になりました場合には、小委員会の方に廻します。

只今の問題は三名だけありますので否決になりました。左様御承知願ひます。

- 西尾委員 第三條の第一号ですが、「雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキモノノ参加ヲ許スモノハ労働組合ト認メナイ」〔ママ〕と云ふことでありますが、其の利益を代表すと認むべきものとは実体は何でありますか。起業者〔ママ、起案者?〕の御説明を願ひます。
- 大藏会長 末弘さんが御見えになりませぬから暫く御待ちを願ひます。私の承知して居る所では、先般来局長さん、課長さん、工場長さん若しくは船長さんと云ふことに対して色々御話があつた。謂はば労資の問題に関し、資本家側を代表して労働者と対立して相手になる人と云ふ風に考へて居つた。今末弘さんが御見えになつたから……
- 末弘委員 是は例へば極く小さい工場なんかの場合だと、そこらまでよく工場の株主なんだか、経営者なんだか分らないやうな場合が出て来ますがね。職工の長のやうでもあるし、代理人でも出て来たし、大きい所と言へばやはり漠然と重役と云つたやうな気持ちを現はして居る。此の前も関委員が、船長はどうなんだとか色々な御質問が出ましたのですが、そこらを結局労務委員会云々と云ふのは、何れ労務委員会が判断する規準みたいなもの、相談で決めて行かなければならぬと云ふやうなものに実際はなるだらうと思ひますが、原案者は雇傭者とだけに限りますと、法律的に見て雇主だが、常識上是は雇傭者側にすると云ふやうに認められる人、斯う云ふやうな意味であります。
- 西尾委員 此の問題に付ては実は実際問題として吾々の間で論議が交されて居ります。例へば課長は労働組合に入るべきかどうかと云ふ時、は入れると入れない場合がある。そこで吾々の方として、これは大阪だけのことでありますが、其処の工場に於て労働組合を全幅的に認めて之を協力してやつて行かうと云ふ会社、斯様な所ならば課長が入つた方が宜いではないか。併しさうでなくて幾ら労働組合と対立するやうな考へ方であると云ふことになる、課長所ではない。もつと下の者も入れぬ方が宜い。さう云ふ個々の場合に於て労働組合としては一体的に決めて行かうと云ふ風に吾々の方では相談をして居るのですが、此の点は立法上に於ても或は非常に難い点だらうと思ひます。と言ふのは組合の方で入れて宜いと思つた結果、それが労働組合と認められぬと云ふ変な場合もある訳ですが〔、〕此の点は特に立法技術としては御考慮願ひたいと思ひます。
- 大藏会長 西尾さんのやうにすると中々難しい書き方になりますので〔、〕御意見〔と〕しては唯御注意としてで宜しうございますか
- 三輪委員 是口第三項であります〔、〕「地方長官ハ労働委員会〔ノ〕決議ニ依ツテ之ヲ決定ス」斯うなつて居りますが〔、〕此の決議に依ると云ふことは〔、〕決議がありますれば地方長官〔は〕其の通りに決定しなければならぬと云ふ拘束力を持つて居るのでせうか
- 大藏会長 左様であります〔、〕実は初めさうではなかつたのですが〔、〕先般〔の〕總會〔の〕時〔、〕相談に依りまして、斯うするとなつた。随て労務委員会の三つの場合に於て決定機関であると云ふことが〔、〕あと〔の〕第二十七條に出て参ります
- 小泉委員 第一号の西尾委員〔の〕発言もありましたが、私は相成べくは西尾委員の仰せになつたやうな理由で、外に反対の御懸念もあるので是は生れて来た〔の〕ではない

かと思ひますけれども〔、〕若し之を削除して大して故障がないならば協調会で言ふて居る経営民主化〔の〕施設と相俟つて〔、〕産業〔の〕発達を期すべきことも現下必要な要請だと云ふやうな意味から云ふても〔、〕是はない方が宜いのではないかと云ふ気がする〔の〕ですが〔。〕もう一つは非常に小さい船〔に〕乗ると云ふと〔、〕船主〔や〕船長と云ふやうなものがやはりあるのであります〔。〕さう云ふ時に之を船主だからと云つて船主一人、或は船長一人が労働組合に入らないで〔、〕外〔の〕者は全部労働組合に入つて居る〔と〕云ふやうなこと〔に〕なります〔。〕理屈は兎に角〔、〕感情上船〔の〕運行の場合に支障を生ずる〔と〕云ふやうなことが起り得る機会が余計にある〔の〕ではないか〔。〕斯う云ふことを考へます時に此〔の〕一項がないと大層都合が宜い〔。〕斯う云ふやうに考へます〔の〕で〔、〕削除が出来るならばして見たいと思つて居ります

○松岡委員 私は西尾委員から発言ありまして〔、〕希望を述べると云ふ形であつた〔の〕であります〔、〕労務委員会で物を扱ふ時の規準とすべき具体的な事項と云ふことを、是はやはり委員の衆智を集めて御作り下さることに依つて小泉さんの懸念されるやうな点も解消すると存じます。

それから之を取つてしまうと云ふ場合を考へますと、やはり取らぬ方が宜いのではないか。是は小泉さんの懸念されるやうな点を解消すれば宜いのであつて、是は存置する方が組合法としても体を爲すと云ふ趣旨から、殊に今日本が置かれて居る現状から考へまして、是は鮎澤さんが指摘されたことでありますが、けちを付けられたりして不体裁にならぬやうにする必要があると思ひますので、此の條項は残しまして、労務委員会の扱ふ場合に於ても規準となるべきことに付ても具体的な一つの事例を色々と列挙致しまして、萬違算のないやうな方法を取ると云ふことが必要ではないか、斯う云ふ風に考へるのであります。

○大藏会長 小泉さん、只今の御意見に対して如何ですか。

○小泉委員 松岡さんの御意見で宜しうございます。

○水谷委員 先刻高橋勤労局長が言はれたやうに「労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付キ疑アル場合ハ地方長官労務委員会ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス」是は高橋さん、十四條のやうに決定権を裁判所に移すのが宜いと云ふのですね。

○高橋勤労局長 裁判所にするか、労務委員会にするか、人格の消滅になるので、少し決裁を慎重にしたらどうであらうか……

○水谷委員 斯う云ふ問題には一つの機関に私は一元的に纏める方が宜いと思ふ。十四條にもありますし、更に労働委員会〔ママ〕の場合に、争議仲裁調停と云ふことがあつて、是が出来なかつたならば一体どの機関に移すかと云ふことが問題になる。更に二十四條なんかの場合に於て、是は地方裁判所でやると云ふことになつて居りますが、私はもう少し是は専門的な裁判所であるべきことと思ふ。例へば最近までありました治安維持法の扱ひ方で、犯罪の方ではそれが殆ど思想犯で全部検事の認定通り裁判で認めると云ふ結果になつて居る。恐らく此の種の裁判は普通の判事がやると非常にお粗末になる。此処で労働裁判所名称は別として、さう云ふものを一つ作つて第三條の場合、又十四條の此の場合、更に又労務委員会で仲裁調停が失敗した場合に扱ふべき問題、専門的な労働裁判所が出来なければ、それだけを扱ふ機関を設けることが、一元的に統一して貰ふ方が宜いではないか……

○大藏会長 十四條の時にもう一遍御願ひします。さうして總括すると云ふことに御願ひします。

第三條に関する御議論は大體盡きたやうであります、関さんの御提案に対しまして賛成者三名で否決になりました。意見は別に修正意見でありませぬので、皆さんの御意見を拜聴し、若くは第十四條に譲りまして、外に御意見はありませんか。それでは第一章は是で終つたのであります、此處で皆様方に申し上げますが、先般此の法律案の成立を非常に急ぐ爲に芦田厚生大臣の御配慮に依りまして、「マツカーサー」司令部が如何に考へるかと云ふことの意向を質す爲に、末弘委員と鮎澤さんの二人が御逢ひになりまして、色々御話があつたやうであります、只今から参考の爲に鮎澤委員から其の会見の模様を御報告を願ひたいと思ひます。是は第二章以下愈々具体的の問題になりますので、御報告が非常に参考になるだらうと思ふので御願ひする次第であります。

○鮎澤委員 只今会長から御説明がありましたやうに、今度の立法に付きましては、日本政府の自主的な意思の発動と云ふことも考へた訳であります、それも専ら「マツカーサー」司令部からの指令と云ふことが一大動機となつて此の立法制定と云ふことになつたと云ふ事情から致しまして、是が余り進んでしまつた後に先方の意向と甚だしく抵触すると云ふことがあります、其の後の事態が面白くないと云ふことが考慮せられ、当局から末弘委員と私とに先方に行つて斯う云ふ状態にあると云ふことを話して、之に対して向ふがどう云ふ意向を持つかと云ふことを「サウンド」すると云ふ意味で、先方に十六七日參つて相談を致したのであります。先方では經濟科学部の労働課、法律部、政治部それから専門委員のやうな人が、少佐級の人が四人、補充として政治的中尉と云ふやうな人が出席致しまして、非常に熱心に此の原案を逐條的に審議して呉れました。先方では日本の民法の訳文などを持つて參り、豫めこちらから原案の翻譯を與へて置きました爲に可なり細かな意見の陳述が出て居つたやうであります。さうして之を逐條的に末弘委員、私それから厚生省の富樫事務官も見えて審議致したのであります。それに対して幾つかの斯う云ふ風に修正されるのが宜しくはないかと思ふと云ふやうな提案がございました。全体的に申しますると何れも此の立法精神に基き、尚ほ其の趣旨が徹底するのではなからうかと云ふ趣旨から適當と考へて實質的に何等喰違ひは起つて參らないと云ふ感じであり、寧ろ斯うした原案が出来たことに付ては先方が非常な満足の色を表して居る。唯會が終つた後で、「クレマー」大佐に會ひましたが、極めて非公式なことであります、是は隨分生温いものだねと云ふやうなことを言つて居りました。併しそれは「オフィシャル」になつたものはございませぬので、そこで第一章に付きましては唯第三條の第五号「組合員著シク小数ニシテ団体ノ実ヲ備ヘザルモノ」と云ふことが書いてある。是は其處に何等規準も示してないと云ふやうなことから、折角労働組合運動を助長しようとするに拘らず、此の條項の爲に組合としての認定が出来なくて困ると云ふやうなことがあつて、寧ろ面白くない結果になりはしないか。之に対しては起草委員の末弘さんから、もつと小さな事業であれば雇人も少いから少数でも認めて宜からう。大きな工場や鑛山や作業場に於ては相当人数でなければ組合と認めないと云ふことであつたが、それならば雇傭者多数、雇傭労働者に比例して著しく少数の場合と云ふやうなことが宜いだらうと云ふことであるが、結局さう云ふことは論議の種にもなるのであるから削除した方が宜いではないか。削除することを吾々としては宜いと思ふ、

斯う云ふことであります。

第一章に付てはそれだけでありますが、さう致しますと委員長に御伺ひ致しますが、是は唯聴き置くと云ふのでせうか、或はそれも有力な参考意見として御審議の際に御報告して、是から先のことに付てもさう云ふ風に御願ひ出来ますか〔。〕既に第三條に付ては各委員から〔の〕御意見等も御発表になつて〔、〕大体第三條は此〔の〕俛で宜からう〔と〕云ふこ〔と〕であります〔、〕第五号は削除して戴きたいと云ふことなのであります。之を委員長に伺ひ〔、〕それから其〔の〕先のこと〔と〕に付ては尚ほ又御報告申上げる〔。〕一つ御指示を得たいと思つて居りますが……

- 大野会長代理 申遅れましたが〔、〕大藏会長病氣〔の〕爲〔に〕私代つて議事の進行をやれと云ふことで〔、〕困難であります〔、〕併し誰かやらなければいかぬ〔の〕で〔、〕どうか宜しく御願ひ致します。

只今鮎沢さんから司令部の交渉の御話がありました〔、〕どう致しますか。第五号を司令部では削除すると云ふ御話〔は〕今後審議を續けて行く上に於ては色々御話があると思ひますが、此の会ではなく小委員会に司令部の意見を取入れて其の際小委員に於て適宜にやつて戴くやうにしたら如何でありませうか〔。〕御異議ございませぬか〔。〕ではさう云ふことに致します

- 末弘委員 此〔の〕点は向ふから意見があつたら皆で聴いて置いて其〔の〕点に付ては其の際に述べて貰つて、司令部だからどうも仕方がないと云ふ態度を執らずに〔、〕其の点を考慮して〔、〕皆の意見があれば、吾々司令部へ行つて、あなた方は斯う云ふことを言ふが、皆で相談して見ると是で宜くはないかと云ふことを言ひますから一応御考慮を願ひたい。

- 大野会長代理 只今〔の〕は一応決りましたから〔、〕さう致しますが〔、〕以後のもの〔の〕は鮎沢さんから御話を承つた此〔の〕機会に決めて〔、〕其〔の〕上で整理することに致したらどうですか。

- 高橋勤労局長 只今御述になつた問題も審議を願つた方が

- 大野会長代理 審議をやり直しますか〔、〕皆さん〔、〕御異存がなければ第五号は更〔に〕審議をし直すことに致します〔。〕御異存ございませぬか。

そ〔れ〕では第二に付ては司令部の意見が少しあるさうでありますから、それに付て皆さん〔の〕意見を改めて御相談致します。

- 西尾委員 私も氣にはなつたのでありますけれども〔、〕是は労働組合法の審議の歴史的な事実に見ますと、是は十人位と云ふことが具体的に問題になつて立案の過程に出て来て居つたと思ひますから、私は其の程度に、殊に著しく少数にして云ふ「著シク」と云ふ所に大きな意味を含んで、さうして歴史の事業から見て十人から十五人位のものは労働組合として認めぬと云ふ趣旨なら此処にあつても宜いのではないか。極端なことを言へば二人でも三人でも組合として認めると云ふことは実際に副はぬではないか。さう云ふ意味に於て是は置いておいた方が宜いと思ふ。

- 岡崎委員 私も是は存續して置いた方が宜いと思ふ。其の理由は、今まで末弘委員から御話がありました説明を聴きまして、相当多人数の中に団体の資格も備へないやうな少数の人が、之を団体と云ふことはどうも面白くないと云ふ御意見でありまして、私もそれは非常に賛成だと思ひますから、是は此の俛にして置いた方が宜からうと思ひます。

- 西尾委員 私は先の末弘委員の御説明には少し不服があつたのです。岡崎委員から言はれたやうな意味に於てそれは不服がある。一万人の工場に百人とすれば著しく少い。百人は認めんと云ふならばそれはいかぬと思ふ。大きな産業であらうが、小さい産業であらうが凡そ労働組合と名の付くものならば十人や十五人どうかと云ふ意味合で此の條項は置いても宜い。産業の如何に依つて著しく少数と云ふ数字が考へられる場合が予想されるならば、是はない方が宜い。斯う云ふことになります。さう云ふ意味で此の委員会で幸ひ私が申しますやうに、少くとも十人以下のものは組合とは認めぬと云ふ程度のもを諒解して此の條項を置くことには私にして貰ひたい。
- 末弘委員 實は司令部の人の此の点の氣持は、数のことで届出に來たならば、お前は組合と認めないと云つたやうな詰らぬ此の規定の爲に届出を受理しないと云ふ争ひが起つて、寧ろ實際はそんな小人数〔ママ、少人数〕のものが出来ても仕方がない。事實上そんなものはさう出来来ないし、又出来てもどうでも宜いぢやないか。それよりも此の規定がある爲に数のことで、形式的なことで拒絶することが起らぬ方が宜いのではないかと私は思つて居つた。實際はさうですがね。十人でも五人でも出来たら受付けてやつたら宜いぢやないかと云ふ位には私は話を聽いて居つた。
- 岡崎委員 私は此の点がさう云ふ風に非常な善意であれば宜いのですが、例へば一万人の中に極く少数の人が組合を作ると云ふことは悪く言へばどうかと思ひますけれども、一種の野心家だとか煽動家達が極く少数の人を以て団体だ、組合だと言つて、其の工場の中の平和を濫るやうなことがあり得る虞があるのではないかと、斯う思ひます。そこでさう云ふものは一面から言へば自主的に誰も隨いて來ないのだからそんなものは無力だと言つてしまはないで、さう云ふ危険があるならば、寧ろ団体と認めないのだと云ふことが宜いのではないかしらん。それを十人が宜いとか十五人が宜いと云ふことになる、一体何人が宜いのだと云ふ争ひが今まであつたから、寧ろはつきりした人の数を決められたならば宜からうと云ふ起草委員と云ふ御考へに敬意を表して居つた訳なんです。ですから實際問題としても此の俣にして置いた方がどうか知らと云ふ氣持があつて……
- 桂委員 私は此の第五号を斯う云ふ風に解釈して居つた。著しく少数と云ふのは、多い所では絶対数を言ふ。少い所は比例数を言ふのだ。唯団体の實を備へると云ふことが問題なのだ。ですから大きな工場で例へば一万人の工場に百人出た。比例的には少いけれども百人なる団体の實も備へる。それならば百人の工場に三十人出た。絶対数に於ては少いけれども比例に於ては多い。だからそれでも宜いぢやないか。極めて融通無碍に考へまして、此の條文は非常に宜い條文だと考へて居つた。ですから岡崎委員が仰しやいましたやうに、一万人の時に百人だと云ふ比例的に考へて居りませぬ。絶対数が多ければ比例数が少くても宜いと思つて居ります。
- 末弘委員 大体今仰しやつたやうな積りでこんなことを書いて見たのでありますが、受付ける時に誰が見ても常識的にはが団体だ、組合だと言つて出して來るのはおかしいぢやないか、受付ける方がきつと云ふだらうと思ひましてね、其の時に備へる何かないと困るので此処に入れたのが一つの所以であります。
- 西尾委員 私は絶対量は十人位ではいけないと思ふ。是は労働組合として實際的にも体を示さぬし、又活動も出来ぬのだけれども、是はその工場の労働組合ではない、一万人

の工場に十人しか居ないが、外の工場に五十人、或は二十人と云ふなら、三十人で労働組合を作つても宜いぢやないかと私は考へて居る。絶対量と云ふのは十人以下は労働組合と認めぬと云ふ意味に私は解釈して居るので賛成して居つたけれども、さう云ふ間違ひが起るやうだつたら是は除く方が宜いと思ふ。

○鮎沢委員 私は報告者としてでなく、一委員として私の意見を申述べさせて戴きます。

私は大正八年第一回の国際労働会議以来毎回国際労働会議に出席して居りまして、どうかあゝ云ふ状態が今後の日本に再び繰返されないことを心から望んで居る。皆さんも多年労働運動に携つて居られる方は御記憶だらうと思ひます。大正八年国際労働会議が出来た時には、日本側は労働代表を選定しなければならぬ。政府は労働代表の選定には大体労働会議が出来た時には、日本側は労働代表を選定しなければならぬ。政府は労働代表の選定には大体〔ママ、速記重複?〕労働組合と称するものはあつたけれども其の数が少い。だから労働組合から選出されたものを代表として選出されたものは適当でない。さうして副参謀と云ふものを採用して、選ばれた代表は労働組合運動に熱心に携つて居る人々の支持を受けない者が出て行つた。それが一回二回に止まらずして、五回六回会を重ねたのであります。結局国際労働会議に於て或る決議が採用されまして、其の後若し日本政府の同じやうな選定を採用するに於ては、日本政府の任命されたる労働代表は国際労働会議に於ける代表たる資格を失墜して発言権、出席の権利を認められぬことになり、日本政府の措置が改つて居つて、労働組合に対する一種の圧迫、抑圧を加へて居つたと云ふやうな事態になりましたので、それ以後労働組合の代表者は労働組合の支持を得た者が代表〔と〕して出るやうになつたのであります。

此処に今又出来る労働立法に、著しく少数なる時には認めないと云ふこと〔に〕なりますと〔、〕同じやうなことが又繰返されることになりはしないか〔、〕其〔の〕当〔ママ、当時?〕出席して居られた方は御記憶でありませうが〔、〕日本政府から任命を受けて遙々あすこに出て行つた責任ある名譽あるべき所の代表者を前にして〔、〕向ふの代表は、此の席に日本〔の〕代表が居られぬことに関する云々と云ふ決議案を出した〔。〕其処に坐つて居る者は日本〔の〕代表ではない〔。〕斯う云ふ訳であります〔。〕さう云ふ決議があすこで採用になつたと云ふやうな事実は繰返したくない。さう云ふやうな意味から〔、〕諸委員から御意見を伺ひますと〔、〕更に其の感じを深く致しまして団体の実を備へざるものと云ふものが〔、〕此〔の〕五号〔の〕主要点であるならば〔、〕著しく少数にしてと言ふ言葉は明かに〔、〕さうして今後之を口実にして大きな工場に何万人〔、〕例へば百人であれば比較的少いと云ふやうなことから〔、〕其処には既に組長も出来る。著しく少数な団体と云ふことに依つて否決されると云ふことは労働組合〔の〕助長を妨げると云ふやうな結果になると思ひますが〔、〕私は一員として此の項をやはり削除されることを御支持を願ひたいと思ひます

○桂委員 鮎沢さんの御話でありますけれども〔、〕人数に関する制限を考へなくて〔、〕団体〔の〕実を備ひ〔ママ、備へ?〕ざるものの方が少くとも出来れば宜しい。若し全然此の項を排除して見ますと〔、〕極端なことを言へば二人でも宜いと云ふこと〔に〕なります〔。〕さうする〔と〕労務委員を選ぶ場合にどの程度のも〔の〕を此〔の〕法に言ふ労働組合を皆其処〔に〕入つてしまつて、実際問題〔と〕して困りやしないかと私は思ふ。若し著しく少数と云ふのがいけなければ適当な文句で〔、〕兎に角団体〔の〕実を備

へなければいけない〔。〕其〔の〕他〔の〕も〔の〕は宜いと云ふ〔の〕なら宜いが〔、〕全然削除されたら労務委員会の運用の場合に御困りではないか〔、〕さう云ふ権利を獲得の爲に幾つも出来たら困る

もう一つ西尾さん〔の〕御話がありました〔、一〕万人に三十人だから少いが〔、〕外〔の〕も〔の〕を合せて勘定される〔の〕で〔、〕私何も三十人がいけないと云ふ意味ではありませんが、労働組合であつてさう云ふ御心配があります。何等かの形に於て団体の実を備へざるものだけを排除して戴きたいと思ひます。

- 大野会長代理 桂君の御意見は原案の俣で宜しいと云ふ御意見ですか。修正すると云ふ御意見ですか。
- 桂委員 私は末弘さんの仰しやつたやうな御意見なら原案で宜しうございます。
- 松岡委員 組合員著しく少数にして団体の実を備へざると云ふことの認定が結局労務委員会に於て行はれる訳であります、其の認定に基く決定が行はれる訳であります、やはり其の時に於ける規準を具体的に委員会に示されまして、厚生省にそんな規準を作つて戴く。斯う云ふことに願つたならば、弊害がなくて済みやしないかと思ひます。是は意地を張る訳ではないけれども、末弘さんが仰しやつた所に依れば是は反対だと云ふことになつたりしないで、此の委員会に諮問して戴く規準を定め、こちらとしては向ふから其の文句が出たからと言つてびつくりしないで、必要だから書いたと云ふことで諒解せしめた方が宜いのではないか。
- 末弘委員 此の種の問題は後から鮎沢さんから色々話が出ると思ひますが、賛成するかしないか決定的なことは小委員会です。さう云ふ処置を取らぬと困りやしないか。要するに皆様の御意見を伺つて置かなければ困ると云ふのですが、賛成、不賛成でやつてしまはないで……
- 大野会長代理 極めて明白なものに付ては此処で決める。明白でないものに付ては小委員会あたりで考へて貰ふと云ふやうな程度に進みますか。どうしても是はいかぬと云ふやうなものに付ては此の委員会で御決め下さつて……
- 西尾委員 私はもう一つはつきり言ひますが、工場等で産業に比例して其の数を考へると云ふ考へ方も絶対反対であります。色々鮎沢さんが言つたやうな面倒が起つて来ます。実情を備へざるものと云ふやうな物の言ひ方は是亦数字のみならず、其の他の点に於ても不適當でありますから之に付ても絶対反対します。此の文章を載すとすれば、比例でなく絶対量として十人までのものは認めるとか、或は三十人、五十人、其の数は御任せ致しますが、さう云ふ意味でなら弊害も少い。それ以外のものは是非共變へて貰ひたいと云ふことを特に申上げて置きます。
- 末弘委員 原案に関してはさう云ふ積りなんです。地方長官が決すると云ふ規準になるやうなものを松岡さんが言はれたやうに、中央労務委員会あたりで、一度相談をして内規的に作つて置いて、其の時には極く具体的な規準を色々拵へて置いて、又実際にやつて見て困るやうな対象、又将来は斯う云ふ風にしたい。それでやつて行くのだ。変なものが出来ても受けなければならぬと云ふと困りやしないかと云ふ工合に思つた訳であります。
- 三輪委員 私も、只今の御議論からの思ひ付でありますけれども、数の大小と云ふことで問題を決定するよりは、何かそこを攪乱するやうな、非常に労働組合たるの実を備へ

ないと云ふ点を問題にして決定すれば宜いことと思ひますから、恐らくさう云ふものだったら一乃至四号の関係で該当するのではないかと思ひますので、余り数のことに拘はれることのない方が宜いではないか。私やはり削除せずに賛成致します。

〔〇〕大野会長代理 それでは採決致します。第五号を削除すべきものと認むる方の御挙手を願ひます。六名。小委員会に於て十分それを研究して戴くことに致します。

それでは次に参ります。第二章労働組合、第四條五條六條一度にやつたらどうですか。御異存がなければ四五六七八條まで……

第四條 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間内ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五條 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、名稱

二、目的並事業

三、主タル事務所ノ所在地

四、組合員又ハ参加団体ニ関スル規定

五、法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト

六、会議ニ関スル規定

七、役員ニ関スル規定

八、組合費其ノ他会計ニ関スル事項

九、組合規約ノ変更ニ関スル規定

第六條 第四條ノ届出事項ニ変更ヲ生シタルトキハ一週間内ニ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七條 地方長官組合規約ガ法令ニ違反スト認ムルトキハ労務委員会ノ決議ニ依リ其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 労働組合ハ主タル事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ但シ聯合組合ニ在リテハ参加団体名簿ヲ備へ付クルコトヲ以テ足ル

○大野会長代理 四五六七八を一括して附議致します。御意見のある方は御発言願ひます。

○水谷委員 第七條は外の事に関聯するのですが、地方長官組合の規約が法令に違反するときと云ふので、是だけは地方長官に委すか、外の方に任かすかと云ふことは勤労局長なんかには何か御考へがあるのですか。

○高橋勤労局長 是は是で宜いと思ひます。

○末弘委員 其の点は実は先刻第三條第二項の地方長官が決議に依つて之を決定すると云ふ此の規定でも、それに対して組合側に異議を申立てる途を開くや否やと云ふことは、実は原案を書きました時には考へたのですが、今度は労務委員会の決議でやるから、労務委員会の構成さへ十分に出来得るならば、法の上で地方長官が一方的に決めるのではありませんから異議を聞く途を設けないで宜からうと云ふ積りでこんな形になつて居る訳であります。

○大野会長代理 別に御意見ございませぬか。なければ四五六七八は其の通りに致します。

○鮎沢委員 第七條であります〔、〕「地方長官組合規約ガ法令ト違反スト認ムルトキハ

〔と〕云ふので認める主体は地方長官になつて居りますね〔。〕それに付て地方長官が認めなくても、やはり此〔の〕全部の立法が労働委員会〔ママ〕と云ふものを活用する形に出来て居る〔の〕で〔、〕「組合規約が法令ニ違反スル時ハ地方長官ハ労働委員会ノ決議ニ依ツテ其〔ノ〕変更ヲ命ズルコトヲ得」斯う云〔ふ〕風に改〔め〕て戴きたいと云ふことであります

- 末弘委員 一番初めの原案は「組合規約法令ニ違反スル時ハ地方長官云々」と云ふのだつた〔。〕それを〔「〕違反ス〔ト〕認ムル時ハ」英語に訳して行くと主格が非常に明瞭になるので、〔「〕地方長官ガ規約法令ニ違反スルト認ムル云々」と云ふ恰好になるので〔、〕英語では地方長官に主動と云ふ形〔と〕なり〔、〕法令に違反すと云ふやうに書けば〔、〕地方長官が決議に依つてやると云ふ形になる〔。〕全く漢字一つなんですな。
- 鮎沢委員 労働委員会の決議に依つて地方長官が変更を命ずると云ふことでありますから〔、〕認めるのは誰が認めるか。地方長官でなくて労働委員会で認める。斯う云ふやうに致しましたならば、文章〔の〕ことは小委員会に御願ひ致したら宜いと思ひますが、現在の俣でありますと、地方長官がある認定をする。認めた時には労働委員会の決議に掛けるやうになりまして、主体が違ふ訳であります。さうするとどう云ふことになりま
- 大野会長代理 如何ですか。字句をさう云ふ風に直すに付て御異議がなければ左様に致します。

第九條を附議致します。

第九條 労働組合ノ代表者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合員ニ代リテ雇傭者ト交渉スル権限ヲ有ス

- 鮎沢委員 是はやはり表現〔の〕仕方になりますけれども〔、〕此〔の〕俣でありますと、日本文にしても「労働組合ノ代表者又ハ其ノ」と言ふと代表者を受けた恰好になるので〔、〕さうではなくて「労働組合ノ委任ヲ受ケタ者」と云ふやうに改めて戴きたいと云ふことであります。
- 大野会長代理 是は桂委員から修正意見が出て居りますから一応朗讀させませうか。
- 桂委員 提案の説明をさせて戴きます。

第九條は労働組合法の核心を爲す規定だと思ひます。私小委員会の時に色々末弘先生の御説を承りまして此の條文を考へて、是は三つのことを表現して居るのだと考へたのであります。一つは吾々が普通団体交渉と言つて居るのに二つの種類がある。一つは団体協約をすること。二つは組合〔ママ、組合員？〕個人に代つて組合自身が交渉する。其の二つを団体交渉と言つて居るやうに思ひます。其の二つを含みまして同時にさう云ふ交渉をしたり或は団体協約を締結するはどう云ふ人間でなければならないか。それは正式に代表者か或は労働組合の委任を受けた者に限るか。私は是が非常に大事な問題でありますから三つに書き分けて分るやうにして戴きたい。

第一項は労働組合が団体協約を締結することが出来る。兎に角労働組合はそれ自体の行爲として団体協約が出来ると云ふことを法律に御認め願ひたいと思ひます。但し団体協約の若干の制限を受けて、団体協約するのは第三條に定める目的に付て、其の目的を

達成する範囲に限る。例へば純粹な政治的の目的でやつたら、此処に言ふ団体協約ではない。具体的に申し上げますと今度の選挙に誰が立つた。之を支持することに決めて組合長を簡単に雇傭主と直してもそれは団体協約ではない。第三條の目的の範囲内に於て団体協約を爲すことが出来ると云ふのが第一項であります。

第二項では「組合員ニ代リテ雇傭主ト交渉スルコトヲ得」是は今後の契約の履行其の他に付て色々疑義が起りますが、労働組合は他に優先してやることが出来る。委任とか云ふものでなくて、其の人間が意思表示が出来ない時も、労働組合は当然それに代つて交渉が出来る。吾々の具体的な経験から申しますと、あれは家計困難だから金を何とかして呉れと言ふと持つて来るのがある。それは交渉でも何でも無い。

第三項と致しまして、誰でも是が出来ると云ふことになると思ふと不安でありますから、労働組合の正式代表者、又は正式でなくても其の件に関して労働組合から委任を受けた人間でなければ之は出来ないのだと云ふことに書改めて、吾々素人にもよく分るやうにして戴きたい。提案の理由はそれだけあります。

- 松岡委員 桂さんに質問させて貰ひたい。第三條の中に限定することになると云ふと、第三章の労働協約の一番重要な労資調整に関する問題に關聯して、例へば其の種の例は八木俊一君の率きて居た川上電氣の行き方は宜いか悪いか別問題ですが、第三條の範囲内になるのでせうか、どうでせうか。
- 桂委員 産業民主と云ふことが第三條に云ふ目的を達成する具体的な内容だと考へたら此の中に入ると思ひます。
- 松岡委員 更にもう一つ。第三條の組合の目的の場合、関委員から熱心に主張されました問題に關聯してであります。唯協約の此処の條項には関委員の御主張になつた点が当然含つて来るのであります。団体協約の多くがそれであつたとか、労働組合の統制と云ふことが完全に行はれる団体でなくして、さう云ふ約束を致しましても、其の約束は行へないことになると思ひますから、最初問題になりました、クローズ・シヨツプか、オープン・シヨツプかと云ふことが實際問題として起つて来る。何々の従業員は特定組合の組合員であることを原則とする。斯う云ふ所まで廣義の解釈ですか。
- 桂委員 それは前と同じ問題であります。原案に決つて居らないから含めるか、含めないか。若し「クローズ・シヨツプ」と云ふものが……
- 松岡委員 さう云ふ意味で第三條と云ふことを言ひましたのですか。
- 桂委員 さうです。
- 松岡委員 分りました。
- 大野会長代理 修正案に対する質疑はございませぬか。
- 西尾委員 桂委員の修正案に対して末弘委員の御意見を承りたいと思ひます。
- 末弘委員 桂委員の御話の場合は仰しやる通りだと思ふのであります。一つは組合の代表者は団体交渉権がある。組合員個々に付て契約上若しくは其の他に付て組合の代表者たるの故を以て当然交渉する権利を持つ。其の代表者を何人にするかはつきりしなければならぬ。是も無論異存はない。但し是は私小委員会で桂さんによく申上げたのですが、何か九條の文句が不適當だと仰しやるなら多少變へて見ても宜いと思ひますが、今のやうならわざゝゝ變へなくても宜いと思つて居りまして、今御話を伺つて見ますと、聯合軍司令部の方でも、労働組合の代表者又は其の委任を受けた者の「其ノ」は代表者

の個人的委任をした者も入るのはおかしいと云ふ点は今の桂さんの御話の中にも、委任と云ふことに言つて居られるから、之を「労働組合ノ代表者又ハ組合ノ委任ヲ受ケタ者」位に直さなければならぬ。あとは「組合員ニ代リテ」と云ふのを桂さん氣にされるのですが、是はやかましく言へば「組合及組合員ノ爲ニ」と云ふ現はし方をしますが、或は「組合員ニ代リテ」と云ふ代りに「組合員ノ爲ニ」と云ふやうな言現はし方をすると、さう云ふ風に第二項に書直して、それから頭の所は桂さんの御提案の第一項に関するものは丁度聯合軍の者も言つて居る。組合員の爲に、或は非常に極端に言へば「組合又ハ組合員ノ爲ニ」と云ふ位にやれば、はつきりすると言へばするが、何だか文章がはつきりしないやうな感じかも知れませぬ。

- 桂委員 私は一番主眼とする点は「代り」ではないのであります。団体協約が出来るのだと云ふことを明瞭にして、団体協約をしたらどうすると云ふ審議の問題であります。団体協約が出来ることと云ふことを法律にはつきり書いて戴きたいと云ふのが私の念願であります。それで特に第一項にも取立てゝ言ひたい。一般の交渉とは違ふのだ、組合の爲にする交渉、組合に交つてする交渉とは違ふのだ。斯う云ふ新しい「カテゴリー」の爲なのです。
- 末弘委員 それならば斯うしても宜い〔の〕です〔。〕「組合ニ代リテ組合員〔ノ〕爲ニ労働協約ヲ締結シ其ノ他雇傭者ト交渉スル権限ヲ有スル」第三條□云々は少し複雑になつて来ると思ひます
- 桂委員 第三條云々〔と〕云ふ〔の〕は私必ずしも御質問致しませぬ。団体協約を入れて戴けば結構であります
- 末弘委員 団体交渉権があると云ふことを持たすのが主体であります。或は団体組合員〔の〕爲に〔、〕或は組合員に代りて労働協約を締結し其〔の〕他雇傭者〔と〕交渉する権限を有する
- 桂委員 それならば私は異議はありませぬ。それで結構であります。
- 末弘委員 「労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合員〔ノ〕爲ニ労働協約ヲ締結シ其ノ他雇傭者ト交渉スル権限ヲ有ス」はつきりしますね
- 桂委員 此処〔の〕交渉は組合員に代りですか。
- 末弘委員 「彼等〔ノ〕爲ニ」と云ふ風にしたら宜いと思ひます。或は「代り」でも宜いですが〔、〕仰しやつた通り此処の場合も一々委任状を取らなくても、組合〔の〕代表者は組合員の爲に、例へば工場で扶助を拂はぬと云ふ時に工場に交渉する。
- 大野会長代理 他に御意見がなければ採決致しますが、大体三つ〔の〕案になつた訳ですが、原案と〔、〕桂君と、桂君と末弘君の問題になつたものと□□□此の三つ〔の〕案が出ましたが、如何でありますか。
- 桂委員 末弘さんの修正案がよくありますから〔、〕私の案を撤回致します
- 大野会長代理 末弘さんの案が出来た訳であります
- 西尾委員 末弘委員の案と云ふ〔の〕は原案ですか〔、〕修正案ですか。
- 大野会長代理 修正案です〔。〕多数と認めます〔。〕それでは修正案が決定致しました
それでは第十條に入ります

第十條 雇傭者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タリノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他不利益

ヲ與フルコトヲ得ズ

雇傭者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト爲スコトヲ得ズ

- 大野会長代理 第十條御意見ございませぬか。
- 岡崎委員 此の十條は雇傭者側の義務を書いているのですが、一方的なやうな気持ちが致します。雇傭者に此の義務を與へますならば、組合の方にも組合員以外の者を雇つてはいけないと云ふことを強調してはいけないと云ふことを書かないと、雇傭者だけが何時でも被告の立場と云ふのか、或は義務付けられる対象になるやうな気がする。之を言ふならば組合側も雇傭者に対して、組合員でなければ雇つてはいけないと云ふことを強調してはいけないと云ふ一項を設けたいと思ひます。
- 水谷委員 只今岡崎さんの意見に対して私はやはり労働組合法を育てるのが眼目になるから、どうしても斯う云ふ原案になるのであつて、別に被告になるのではない。法律の性質がさう云ふことにならなければならぬのではないかと思ひますから、原案で結構だと思ひます。
- 末弘委員 岡崎さんの仰しやることを入れますと、「オープン・シヨツプ」を入れて「クローズ・シヨツプ」を否決すると云ふことで大分此の規定とは違つた問題が出て来ることになると思ふ。此の間聯合軍の人とも話して、あの人達も「クローズ・シヨツプ」が宜いやうなことを言ひ兼ねない人もあるのですが、日本の現状では法律でどう斯うすることは出来ないのだ、と云ふことを言ひますと直ぐ分つて呉れまして、此処は労働組合の実情によく通じて居られる方々には色々御意見があると思ふので、法律の中で労働組合の者でなければ雇つていけないと云ふ法文のことを書くと、問題は「クローズ・シヨツプ」的の要求をしないといけないぞと云ふことになりまして、一寸困る。
- 大野会長代理 三村君の意見を讀みます。
- 松岡委員 岡崎さんの仰しやることは極めて双方に公平だと云ふ趣旨なんですから、其の点で私も別に異議がある訳ではないけれども、是は實際的に岡崎さんの意思がさう云ふ問題に当面したことはないから、大変心配して居られるのではないかと云ふ節に付て私一言申上げて見たいと思ひます。

と云ふのは既に私は卒直に申上げるのでありますが、どの種のどう云ふ性質の労働組合であらうとも、事実上存在し得るやうな状態になつて来て居ります。工場官署の仕事の歴史から見て斯う云ふのは一寸困る。それが身勝手の考へ方でなくて、公正な立場に立つての判断で斯う云ふものは本当に困る、と云ふことゝ労働組合の意見とが一致する場所があることは言ふまでもありませぬ。さうして労働組合が独自の立場から決定して居る法人に基いて労働組合の運動の法人を飽くまで強く遂行して行かうと云ふことの爲には、之に反する者に対して労働組合は相当な懲戒的な処分も必要とすることになると思ひます。甚だ遺憾のことですけれどもどうも總ての人達を唯説得にのみ依つて之を同化し集合して行くと云ふ力は何人にもある筈はありませぬので、如何に勉めても方法がない時に、労働組合は組合員の中から除名せざるを得ない状態が生ずるのであります。先刻申上げましたやうな趣旨を合せ考へて、さう云ふものを一体会社は、何故に会社に止めなければならないか、会社が困られるのは労働組合が遇々処分したやうな

場合に於ては会社は一体何の爲に残さなければならぬのか、而も労働組合内部に於て斯う云ふ傾向が出て来たから、奇貨措くべしとして労働組合の内部を攪乱してやろうと云ふことを御考へになる以外に、私が申上げる前提に依つて考へればあり得ないことになる。此の種の事柄は関委員からも御話がありましたやうに、それに対して西尾さんが答へましたやうに、労働組合の方に規定することは止して戴きたいと云ふことであるが、労働組合それ自体は可成り是以上の考へを以て運動をやつて居るのでありますから、私は進歩的な経営者の所には大いに共鳴されまして、本当に正しい立場から国家の産業の興隆と云ふ一点で、一段と協力しようと思ふ、斯う云ふ人が将来續出することを期待し、且つ熱心に希望する訳であります。さう云ふ場合に今の岡崎委員の御主張になるやうな立場から、或は三村さんが仰しやるやうな事由は認めてやらなければならぬと言ふてさう云ふことを認めて置くことがどう云ふ影響があるか。さう云ふ点を考へれば日本の産業の上はどう云ふ悪影響があるか、さうして置けば日本の労働者の権利がどれ程侵害されるか。一部の人が色々なことを言ふて居りますけれども、実際の自由とか「クローズ・シヨツプ」はいかぬと云ふことを規定するが如きは私は国家に取つての一大損失であると考へます。さう云ふ意味で私達の気持を諒解して戴けば結構であります。

- 篠原委員 私は岡崎さんの説に賛成致すのでありますが、只今末弘博士からも、是は労働組合を育てる爲に必要であると云ふことを御話されたのですが、此の法律が出ると、労働組合と云ふものは自然発達して来て、是が爲中工業、小工業は相当の脅威を感ずるやうなことになると思ひますが、此の場合労働組合と雇傭者側と本当に公平に取扱つて行くと云ふことが宜いのではないか、片手落ちのことは今日の情勢から申しますと、雇傭者に対して少し酷ではないかと思ひますので、私が若し修正意見を出して宜しいと云ふことでありますれば、斯う云ふ風に御書下さいとでも言ひます。

「何人モ労働者ガ組合員タリ、組合員タラヌノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ又ハ雇傭ヲ拒否シ又不利益ヲ与フルコト得ズ」

雇傭者も労働組合も公平に取扱つて戴きたい。斯う云ふ意味であります。

- 〔○〕末弘委員 今の問題は余程検討しないと、賛成者が多いと後で困る。結局やはり先程松岡さんが言はれた「クローズ・シヨツプ」の問題にどうしても入る……

- 篠原委員 労働組合も亦労働者の自由を束縛しないやうにと云ふのです。「オープン・シヨツプ」「クローズ・シヨツプ」の問題ではありませぬ。

- 山中委員 此の第十條に付きましては先程此の立法趣旨と云ふものが、現在の段階で日本に労働組合を起すことの障害を除くと云ふことにあるのだと云ふ御話がありましたので、私はそれで結構なのであり、十條に関してもさう云ふ趣旨で理解すべきだと思ふので、原案で結構なのだと思ふ。勿論労働組合が団体的交渉と云ふものが行はれなければ、「クローズ・シヨツプ」「オープン・シヨツプ」の問題も起つて来ると思ひますが、今差当つてさう云ふ問題が此処で発生して居りませぬし、自らそれは具体的に解決さるべくやつても宜いのではないか、さう云ふ風に考へられる。そこで此処で重要なことは労働者が労働組合を作ることの自由と云ふことなのでありまして、若しそれが阻害されれば困ると思ひますが、労働組合に入らないことの自由までも此処で何も表明する必要はないと思ふ。此の点は法律の本来の趣旨に顧みまして、「クローズ・シヨツプ」「オープン・シヨツプ」の問題は労働協約と云ふものが日本に完全に出来て其の実際の所で自

ら解決さるべきものだと思います。今此処で改めて法律を規定して其の方向に入れてしまはうと云ふのは日本の経済は非常に混乱して居りますから、無理に或る方向に向けてしまうことは結局失敗するのではないかと、斯う考へられますので、私は第十條を原案に賛成致します。

- 大野会長代理 さうすると採決致します。第十條は修正は其の俣にして置いて政府当局へ持つて行つて、今篠原さんが仰しやつたやうな修正を付加へると云ふ御考へでありますね。
- 篠原委員 いや、さうではありませぬ。
- 大野会長代理 さうすると第十條の一項を篠原さんの意見のやうにして、斯う云ふ修正案が出ましたが、之に付て賛成の方の御挙手を願ひます。三名であります。原案は其の俣で御異存はないと認めます。
- 三輪委員 意見の前に末弘先生に聴きたいのですが、此の前斯う云ふものにて色々制裁規定を設けないやうな御意見がありました。併し制裁規定を設けることも何かに付てあるやうに伺ひました。罰則の点でありますね。是はさう云ふものは全然設けない御考へでありますか。
- 末弘委員 それは此の機会に皆さんの御意見を伺つて置いたら宜いと思ふ。実は多少研究はして参りました。大正、昭和の前の色々な法案を見ますと、今度〔の〕中でどうしても罰則を設けなければならない〔、〕手続的に設けなければならない〔の〕は〔、一〕つは法人だ〔の〕労働組合が色々届出をしない〔の〕か〔、〕した〔の〕か〔、〕普通の民法〔に〕あるやうな所謂科料に処する手続罰、あれ口〔、〕先程〔の〕第七條〔の〕変更を命じたのに〔、〕変更〔の〕命令に従はないとか、八條〔の〕中に名簿を備付けろ〔と〕か〔、〕そんなも〔の〕にも所謂科料を書いた刑罰でないも〔の〕を設ける必要があると思ひますが〔、〕当然爲すべき手続きを怠つたのに対する制裁規定として〔、〕今の第十條ですが〔、〕之に付て曾て〔の〕案は規定があります〔の〕は之に違反する者に対して五百円以下〔の〕科料と云ふことになつて居ります〔。〕其の流儀で行くならばそれで行く〔の〕ですが〔、〕それ以外には〔、〕此のずつ〔と〕後に出て来る労務委員会〔に〕色々な書類を差出したり何かするに付て〔、〕それに従はないも〔の〕に付て科料〔に〕処さなければならぬ問題が出て来ますが〔、〕是も当然爲して貰はなければならぬことをしないと云ふ〔の〕は科料です〔。〕外〔の〕も〔の〕と離れて第十條に或る程度〔の〕罰則を課するかと云ふことが問題なんです〔。〕それで一つは斯う云ふことを書くだけで全然書かない〔。〕一つは此〔の〕前の案に五百円まで〔の〕科料と云ふのがあるので〔、〕付けて見ようか。もう一つは科料よりはもう一步進んで刑罰化すると云ふ。刑法〔の〕一般的〔な〕振合を調べて見ると〔、〕お前労働組合を止めないと解雇するぞと言つて威かすのは刑法〔第〕二百二十二條〔の〕脅迫の罪。さうして刑法の中で罪が軽い、一年以下の懲役、又は百円以下の罰金と云ふ〔の〕がある〔。〕あそこでは脅迫の対象が、生命〔、〕身体、自由、名譽又は財産に対し害を加ふべき目的を以て人を脅迫したるも〔の〕は一年以下〔の〕懲役又は百円以下の罰金に処す〔、〕貴様労働組合〔に〕入らないと解雇するぞと云ふ〔の〕は、或る意味に於ては人の生命〔に〕対し害を加へると云ふことになるので〔、〕此〔の〕方に當る〔の〕だと云ふ意見を述べる人もある〔。〕併しどうもさう云ふことを言ふのは少し行過ぎではないかと云ふので〔、〕考へとしては、恐らく人

に依つて全然制裁を受けないで五百円以下〔の〕科料と云ふことと今の三説ある。斯うなつて居ります

- 大野会長代理 罰則の問題は此の際此処で御意見を承つて置いて、小委員会で決めて貰ふことになつて居りますから、兎に角第十條は是で御異存はない訳でありますね。
- 三輪委員 今の罰則の問題がありますが、是は前にも昭和六年の政府案にありました民事罰則でない効力の問題に付て規定して置くと云ふ程度のことはやはり必要ではないだらうかと云ふ考へを持つて居るので、「前二項ノ規定ニ違反シ、解雇ノ意思表示又ハ解雇條約〔ママ〕ノ規定ハ之ヲ無効トス」さう云ふ規定を設けまして、何も設けないと云ふと構はぬと云ふことになる。それで今の罰則も是は基本的な権利の侵害でありますから、罰則を受けて処罰すべきものだと思ひますけれども、斯う云ふ問題は労働組合の組合員であると云ふことを振廻さずにやられますので、其の見分が非常につかないことになる。解雇の問題或は第二項の問題は是は大体はつきり致しますけれども、第一項の解雇の問題に付てはそれで雇傭契約が切れたのではないのだと云ふことだけは保持して置きたいやうな氣が致します。さう云ふ意味で修正案を提出致しますが、此の問題は罰則の問題で強く規定すると云ふことになれば、それはそれで構はぬのであります。
- 末弘委員 申し落しましたが、もう一つあります。刑罰制裁を何も付けない案と、五百円以下の科料程度を付ける案、それにもう一步進んだ刑罰と、もう一つは三輪さんの言はれたやうに民事上の制裁を明かにする。詰りさう云ふ約款などを明かにする。此の四つあると思ひます。三輪さんに一寸伺ひますが、十條の一項二項は此の俣生かして、第三項として此の趣旨に反するやうなことは契約に書いてあつても無効だと云ふことを書かうと云ふのですか。
- 三輪委員 さうです。
- 末弘委員 此の前の政府案はそれだけ書いてあるのです。ですから非常に法律的な感じがする。やはり根本はなすことを得ないと云ふ趣旨を書いても宜い。之を書いて置けば、反するものは無効だと云ふことが当然出ると思ひますが、それは法律家がさう思ふので、一般の人はさう思はぬから、さう云ふ趣旨で書いて提案されると問題になり得ると思ひます。どうでせうか委員長。制裁規定を書くか書かぬかを問題にして……
- 大野会長代理 此の問題は整理委員会の経過は、大体罰則は付けたら宜からう。併し罰則の裁量に付ては他との関係等もあるから十分研究すると云ふことになつて居ります。どうでせうか。小委員会でさう云ふ趣旨で研究して戴いたら……。そして十條は此の俣決めて戴くことにしたら……。
- 三輪委員 結構です。罰則は規定して貰ふと云ふことで、それが若しいかと云ふ場合に於ては……。
- 大野会長代理 其の節御提案を願ひます。それでは第十條はさう云ふことに決定致します。
- 山中委員 今十條の罰則に付て問題があつたやうですが、実は是は官廳の如何なる認定機関が之に「タッチ」するかに依つて、餘程事情が違つて来はせぬかと思ひます。其の意味で第三條の設立の場合で疑義が起つたら労務委員会の決議と云ふことが出て来ます。それで労務委員会の決議に依つて之を認定すると云ふ箇條を入れて戴きたいやうに思ひます。今急に気が付いたので、條文の形で提出出来ないのは申訳ありませぬが……。

- 末弘委員 至極御尤ものやうだが、実は前の場合は届出を受理するかどうかと云ふことを決める時の基準であります。十條の方は、雇傭主が斯う云ふことをやった時刑罰が付いて居れば、刑事ならば問題になります。非訟事件の科料程度ならば、それを決めるのに困ります。恐らく司法省の方に伺つたら分りますが、登記をしないとか、届出をしない時のやつは、期限なんかでも形式的に科料で扱つてしまひます。受付の所で一週間なら一週間内に来ないと云ふので、直ぐ事務的に運んでやれますか、此の十條の問題は古い案のやうに五百円の科料と来ると、一体誰が斯う云ふことがあつたことを申立て、非訟事件の手續が動くか。裁判所が困られる。曾ての政府案は之をどんな程度に考へられたらうか。私手續の点で疑問を持つて居ります。今言はれることで行くとさう云ふ判定をどう云ふ機会に〔、〕何の爲にやるかと云ふことがはつきりしない
- 大野会長代理 山中さんに御相談致しますが、假〔に〕罰を付けると云ふことにして〔、〕今の司法裁判所とか非訟事件の手續を審判する機関でやるやうな場合には、其の問題はなくなる訳で〔、〕さうでない場合に労務委員会の問題が起る〔、〕要するに小委員でどう云ふ風に罰則を扱ふか〔と〕云ふことで自然決まると思ひます
- 三輪委員 其の場合考へて戴けば結構であります
- 運輸省鉄道總局勤労局長 例へば官吏登用の場合など其の罰則の適用はどう云ふことになりますか。さう云ふやうな官吏にしなくちやいかんと云ふことは非常に不当だと云ふことになります〔、〕例へば他の組合に属して居る者は官吏にしないと云ふ決め方をした場合です
- 末弘委員 それは恐らく罰則を加へる訳にいかぬので〔、〕それは寧ろ官廳〔の〕監督作用でそれを止めさせれば宜い。さう云ふことをしてはいかんのです。官廳がそれに反するやうな官制、その他規定のやうなものを監督官廳が決めたら止めさせる。
- 運輸省鉄道總局勤労局長 監督官廳と云ひますが、例へば運輸省で判任官にする場合にさう云ふ條項を決めたら、何処から叱られることになります
- 末弘委員 運輸省がそれをしてはいかんのです。それをやるのでは問題になりませぬ。
- 西尾委員 議会から叱られますよ。(笑聲)
- 運輸省鉄道總局勤労局長 假に是が一つの規約として「クローズ・シヨツプ」の形をとるやうな場合にもさう云ふことを考へちやいかんと云ふことになりますね。
- 末弘委員 さうです。
- 大野会長代理 それでは第十條はさう云ふことにして、決定致します

第十一條

第十一條 雇傭者ハ同盟罷業其ノ他ノ爭議行爲ニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員若ハ役員ニ対シ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス但シ爭議行爲ガ第二十四條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキハ此ノ限りニ在ラス

- 篠原委員 此処に「同盟罷業」或は「爭議行爲」と云ふのが出て居りますが、同盟罷業或は爭議行爲中脱線することを防ぐ。機械を壊す、或は危害を加へるやうな問題に付て、普通あり得る脱線行爲を防ぐことを規定して戴くことはいけないでせうか。
- 末弘委員 さう云ふことをやれば總て刑事犯罪になる積りでありませぬし、民事に付ては、

物を壊したりすれば争議行為として賠償を免れるのではなくして、不法行為になります。例へば一番極端な場合は、労働組合が代表者が雇傭主の所に談判に行つて、激論の末遂に相手をぶん殴つて怪我をさせたと云ふやうな場合、明かに組合の代表だが、争議行為たるの故を以て怪我をさせても責任はないと云ふことにはならない。それが法人でなければ個人の責任。法人の場合ならば十七條で民法四十四條を準用してありますから、組合の責任になる。さう云ふことは可なりあります。寧ろ争議と云ふのは一つの「フェア」な取引だ、其の「フェア」な取引の結果損すると云ふことは、あいつこちらの云ふ値に賛成しないから賣るまいと云つた結果損すると同じやうに、商賣上のことです。それを此処では同盟罷業とか争議行為と云つて居る。普通の刑法に反するやうな方法其の他のことをやれば無論罪〔ママ〕せられることは、当然此の裏に含まれて居ります。

- 水谷委員 それに關聯して末弘先生に御尋ね致しますが、さうすると「但シ争議行為ガ第二十四條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキハ此ノ限りニ在ラズ」と云ふのは、第二十四條の規定に違反してやつた争議は如何に「フェア」な所議〔ママ、争議?〕であっても、損害賠償の対象になりますか。
- 末弘委員 詰り仲裁なり調停の條項があるのに、其の手續を経ずに突然争議に入つたら、理由の如何を問はずそれは違法の争議になります。争議権に是で限界を置かう。之に二十四條の制裁規定を準用しようと云ふ考へ方であります。
- 西尾委員 今の問題に關聯して居りますが、二十四條の労働協約中の協定事項に關して、紛争が調停又は仲裁に付せられて居る間に此の争議が起ると、それは悉り損害賠償をしなくてはならぬと云ふことになる、労働協約中に調停又は仲裁に付する旨を書かないことになつて来ますね。事業者側と労働組合との労働協約中に其の協定事項があると損害賠償の責に任じなくてはならぬから、さう云ふ協定はしないと云ふ傾向を馴致する虞れがありはしないかと思ひます、さう云ふ調停又は仲裁に付する協定をしなければ、損害賠償の責に任じないことになります。此処に大きな問題がありはしないか。それから水谷君も言つたやうに、其の時の事情に依つては、極端な場合を言ひますと、今までもあつたことであるが、労働組合を破壊する意味で官憲又は事業主側が労働組合員を煽動する場合が往々あつた。割合にさう云ふことはないと思ふが、遠隔地ではさう云ふ手に乗つて、労働組合側の統制が不十分になり、争議が起る。其の間会社が事業を休んだ爲に損失をする、其の損害を全部負担しなくてはならぬことになる、非常なことになるんぢやないか。重大な問題を含んで居ると思ひます。
- 末弘委員 私も其の点予め考へたことなんです、この仲裁や調停の條項を此の規定があるから今後組合側が嫌がるだらうと云ふ目前の問題は私も一方に確かにあり得ると思ひます。他方苟くも仲裁條項を決めた以上は、此の位の責任を負ふ積りで決めて呉れると、あの仲裁條項が本当に強くものを云ふ。さうでなしに唯仲裁條項を付け放しで、実は約束して見たが仲裁手續を履まないで争議が幾らでも起ると云ふのでは困るぢやないか。実はどつちが重いだらうかと云ふことを相当考へた上で、斯う云ふ原案を置いて見たのです。ですから私も考へ方に依つては「フィフティ・フィフティ」位か、どつちかなと思ひました。是は今までの案にもなし、一般的にも相当の問のあることだと、私は初めから思つて居りますが、是があるからと云つて調停條項を避ける程のことは起るまいと思ふのと、そんな風になるやうぢや調停條項は初めから問題として考へられな

いので、こんなことを原案にして出したのであります。

- 桂委員 只今の西尾さんの問題、若干二十四條に關聯することになりますけれども、只今末弘さんの仰しやつたやうに、是があるから協約の中にさう云ふ協定事項を置かないと云ふことはない。さうすると争議をしないと約束すること自体が重大になつて来ませう。其の方が重大であつて違反した結果賠償の責任があるかどうかと云ふのは二次的の問題です。其の方の問題になると思ひます。同時に私さう云ふ場合なら争議行爲又は同盟罷業をしないと云ふ協定をする限りに於て、其の会社に其の間解雇しないことを協定の中に書かれるだらう。さう云ふ利益もありますから、其の協定が成立することを妨げる意味に於て免責規定の特例を此処から削除することは私は非常に悲しいことだと思ひます。
- 西尾委員 私の言ふのはそれとは逆に、さう云ふ意味でないので、労働協約中に、紛争が起つた場合調停又は仲裁に付する旨の約束をしてあつた場合に、是は同様に書いてありますけれども、主として労働者側の取締規定ですが、労働組合の方は争議をやつた場合に、それが悉く損害賠償の対象になると云ふ争議は、余り酷の法律ではないかと云ふことに私は重点を置いて居ります。之を考慮する余地がある。私も今日急に之をすつと読み下してはつと気が付いた位で、十分に考慮研究する間がなかつたので曖昧な点を言つて居りますが、是は十分御考慮願つて然るべき点ではないか。
- 末弘委員 今御考へになつて居る点、実は此の規定で原案者が實際困ると思つて居るのは、仲裁調停手續は、一應かければあとは何も強制的に必ず結末を付けさせねばならぬ訳ぢやないので、愚図々々引張ると云ふ手も片方で出来る。それに依つて「ストライキ」に持つて行くのを長引かして切崩すと云つた危険が此の俣の書き方ではあります。之を入れたらさう云ふ点の御批評が、あなたなどから出て来やしないかと、実は期待して居りました。先程仰しやつた理由は、私は余り感心しないですが、是があると仲裁條項を入れるのを回避するだらうと云ふ意味のことは余りない。二十四條に違反すると云ふ意味は、二十四條のやうに一応調停にやらずに、無警告にやつてはいかんと云ふ程度で之を実行するか。或は調停が進行中ずつと停止されるのだとすれば、其の手續が何時迄も引摺られて居る間は争議に入れない。是は確に「フェア」でない問題はあるなど思つたので、非常に御議論があることを期待して居る規定であります。
- 岡崎委員 私は此の労働立法が出来る時は、労働争議は根絶したい。出来るだけ話合ひで決めて争議に依つて生ずる損害も両方共多いし、国家に與へる損害も相当にあるので、さう云ふことのないやうにしたい〔。〕私は此の気持で初めから此の會議に臨んで居る訳であります。争議をすれば損害賠償の対象になるから〔、〕そんなことでは協定をしないだらうと云ふやうなことは〔、〕私達は考へられない〔。〕さう云ふことを防止したい積りなんだから、此〔の〕十一條は是非其の意味に於ても存續して戴きたいと思ひます。尚ほ先程篠原委員でしたか〔、〕御話のやうなこ〔と〕さへも——是からそんなことはございませうけれども、今日までの經驗に依ると可なりあつた訳でありまして、而も身体に対する脅迫だとか、機械を壊したと云ふ事柄は非常に重大であるに拘らず〔、〕普通の出来事であるか〔の〕如く非常に軽く取扱はれて居る場合がある〔。〕機械など一寸したものを外された爲に船が動かないやうなこともあつたのですが、それなども非常に軽く見られて〔、〕そんなことは争議中〔の〕普通〔の〕ことだ位に取扱はれたこ〔と〕も

あるので〔、〕其の心配も今日まではあつた〔。〕今後は恐らくあるまいと思ひますけれども〔、〕争議を行はせぬことを根本としての気持なんですから〔、〕私は此の條件は此の俛是非存續して戴きたいと思ひます。

- 西尾委員 是は大事な点なので誤解のないやうに釈明さして戴きたい〔の〕であります〔。〕勿論私共〔と〕致しましても労働争議を絶滅したいことが念願でありますけれども、それは産業上労資間に一致するものと一致しないものがあると云ふ現象から、争議をなくしたいと皆思ひつゝも、絶滅し難い場合のあり得ることを想定して、此の法案が立案され、又我々が審議して居ると思ひます。労働者の方だけで争議をやるまいと考へて見た所で、事業家側の労働者に対する待遇なり、又社会上の変化、産業上の変化等から、労働者に責任のない、寧ろ事業者側の責任に於ける労働争議が起り得る場合もあります。争議で労働者が仕事を止めると、どんな労働争議でも労働者が始めたやうに考へるのは誤りで、労資の関係から労働争議が起つたと云ふ風に考へて戴きたい。而も我々も成べく労働争議は少くしたいと考へて居ることは間違ひないのであります。其の場合に於ても尚ほ争議が起る。唯、或る場合には、今まで論ぜられたことであります、争議を起し得ると云ふことに依つて、事業者側の反省を求めることが出来るのであつて、それなくしては反省を求められぬ場合が多いのであります。事業者側の反省を求める爲に、事業者が無理をして、我々の正当なる要求を聴かぬ場合には、争議をやるのは当然の権利だと云ふ建前になつて居ると私は思ひます。もう一つ、私は先程言つたのは、一寸法文を見ただけで頭により入つて居ないので、説明が不十分でしたが、私が言ふのは、労働協約中に紛争を調停又は仲裁に付する旨の條項があつた場合には、損害賠償の責に任ずる場合が出来る。協約中に其の條項を入れずに置けば損害賠償の責に任じなくても宜い。だから最初から労働協約中に調停又は仲裁に付する條項を入れないと云ふ主張が起つて来ると思ひます。さうすると労働争議を未然に防がうとする此の法案の趣旨に反することになりはせぬかと云ふ所に問題があることを言ひたい。随て私の説明の足らざる所を申上げて、どうしたら宜いかに付ては、中々面倒な問題であります、小委員会でも尚ほ此の点十分に研究を願ひたいと思ひます。
- 末弘委員 西尾さん、二十四條の仲裁又は調停に付することなく「ストライキ」をやつてはいけないと云ふのは、苟くも付議してあと長引くやうならば「ストライキ」に入つても仕方がない。二十四條は其の程度と思ひます。そこらは實際上若し損害賠償の訴でも起せば裁判所の問題になりませうし、裁判所が余り不当な取扱ひでもすれば将来此の規定を変へなければならぬでせうが、差当りは此の俛で、付したら終りまで待たなければならぬと云ふ意味ぢやないと云ふ風に讀んで戴けば宜いのぢやないかと思ひます。
- 水谷委員 其の点末弘先生の御説明で一応理解します。併し立法の時はつきり法文にして置いて貰はないと、暴力行爲取締法など江木さんは暴力だけだと言ひながら、あれで農民運動から其の外のことまで皆やられた。それで何とか工夫して法文の上に現はして戴きたいと思ひます。争議を調停又は仲裁に付することに依つて解決出来れば宜いんですが、日本の客観情勢から見て、恐らく調停又は仲裁に付しても解決しない同盟罷業、争議行爲が相当多数出ると思ひます。其の時全部の判断を裁判所其の他に任せることは可なり危険です。「ストライキ」をやる者にとつては……。だから先生の仰しやつた説明を、安心出来るやうに文字で現はして貰ふことを、小委員会に特に研究を願ひたいと

思ひます。

- 桂委員 只今の問題は結局二十四條の問題だと思ひますから、二十四條に譲られたらどうでせう。
 - 西尾委員 一寸一つ思付きましたので……。詰り私の言ふのは所謂眞珠湾的に、無警告で争議をやるのは何とか防止しようと云ふ意味に於ては同感です。併し我々それが損害賠償の対象になるのは非常に過酷ぢやないかと考へるのだ。賠償の対象になると云ふのでなくして、二十四條のやうな場合は労働組合に刑罰を加へる意味で罰金か何かにすると思ふ風にしてはどうか。詰り何百円とか何千円の罰金。損害賠償では其の額が非常に多くなる。大きな工場であれば一時間「ストライキ」をやると数十万円の損害を喰ふことがあります。さう云ふ点も御考慮願ひます。
 - 大野会長代理 一応決めて行かなければならぬので、どうしても御議論が合はなければ採決するより外ありませぬ。
 - 末弘委員 今の御話で、二十四條の制裁規定を置くと云ふのは一つの考へだと思ひます。こつちは取つても宜いと思ひますが、あれに関聯して小委員会に問題を残して戴いて、此処では一応是で進んで行くことにされては……。
 - 大野会長代理 それで但書はどう致しますか。
 - 末弘委員 此の俣にして置いて、二十四條を議する時、二十四條の制裁規定をどうするかに関聯して、勅令で刑罰をやるなら取る。
 - 大野会長代理 自然此の但書がなくなりますね。さうすると第十一條は二十四條に於て更に審議をし、其の結果小委員会に依つて決める。斯う云ふことにして宜しうございませうか。——宜しければさう云ふことに御願ひ致します。
- 私から御相談致しますが、大分時刻も進んで来ました。此の一章だけでも済ませませうか。
- [「も一時間もあれば……」「今日は難かしいでせう」「やつてしまつて下さい」等と呼ぶ者あり]
- 大野会長代理 兎に角やれる所までやりませうか。
- それでは第十二條

第十二條 労働組合ノ役員ハ共済修養其ノ他ノ福利事業ノ爲ニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ但シ組合員總會ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限りニ在ラズ

- 岡崎委員 此の十二條の但書であります、「但シ組合員總會ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限りニ在ラズ」の点で、此の場合末弘委員から可なり廣義な御解釈がありました。そこで質問をした訳であります。組合の總會で決めさへすれば、どんな基金でも政治資金に流用し得ると云ふ御話がありました。私は此の但書は普通一般にある会計運用上の款項目間の流用と云ふやうに解釈すべきものと思はれます。他の目的と云ふことを余りに広く解釈致しますと、誤解と弊害とを生ずる虞れがあると思ひます。私前から労働組合が其〔の〕基金を政治資金に運用することは〔、〕少くとも現状ではいけないと云ふ考へを持つて居りますので〔、〕先程第一條〔の〕場合にも一寸觸れたのでございますが〔、〕若し組合員の總會で決めれば政治資金に用ひても宜いと云ふのであつたならば〔、〕第二

項として〔、〕労働組合は其の名目の如何に拘らず其の資金を定款に定むる目的外に支出することを得ず〔、〕と云ふこ〔と〕に決めて戴きたいと思ひます。さうして第一條で申上げましたやうに〔、〕組合自身で政治運動と云ふか或は選挙運動に携はることは出来ないと云ふ基本的な案を政府に於て御決め願ひたいと思ひます。

○大野会長代理 修正案ですな

○岡崎委員 さうです。それは先達ても非常に広義に御解釈になつて、政治資金にも用ひることが出来るやうな御話であつたけれども、私は政治資金に用ふことは非常に弊害があるから〔、〕それに流用すべきものではないと云ふ観点から申上げて居る訳であります。それがどうしても法文の上で出来ませぬも〔の〕ですから、目的の方で政治運動には組合として参加出来ないのだと云ふことに決めて戴いて〔、〕名目〔の〕如何に拘らず其の資金を定款の定むる目的以外に支出することを得ずと云ふやうな法文を拵へて戴けば〔、〕其〔の〕趣旨が達成されると思ひます。

○末弘委員 実は其〔の〕裏には〔、〕法人になつて居るやうな大きな組合しか実際は問題も起らぬと思ひますが、法人の規定たる民法〔の〕第四十三條を準用すると云ふことで〔、〕此〔の〕民法四十三條と云ふ〔の〕は〔、〕此の間も聯合軍司令部などと話をした其〔の〕席上〔、〕斯う云ふ問題も實際的〔に〕あるからよく知つて居られましたが〔、〕実は幹部で組合〔の〕金を勝手に使ふことを抑へる爲に〔、〕今の十二條の問題になるんですが、民法四十三條で法人〔の〕権利能力が決まつて居る。「法人ハ法令〔ノ〕規定ニ從ヒ定款又ハ寄附行爲ニ因リテ定マリタル目的ノ範囲内ニ於テ権利ヲ有シ義務ヲ負フ」そこで目的〔の〕範囲外〔の〕ことを幹部が振舞ふのは法人の定款違反だと云ふことで、規定〔の〕権限外の行爲〔、〕此の間あちらの人も所謂□□□□の問題である。さう云ふことになるので、十二條は斯うやつて置いても此の決議を経たら何にでも使へると云ふのでなく、規約が一方にありますから、其の変更手続を總會の決議でやれば、規約違反になる訳です。規約に違反するやうなことを多数決で決めてやれると云ふ趣旨でないのでございます。裏にある法人たる組合の本来の目的の範囲と云ふことで抑へられる。もう一つ抑へてあるのです。

○岡崎委員 此の前其の点に付て御尋ねした時は、可なり広義の御答弁であつたので、決議さへすれば何でも出来ると云ふのでは危い。而も是からの組合がどう云ふ形で動くかまだ其の見透しが現在出来て居ない。さう云ふ時に組合の資金が政治運動に流用されることになると、余程色々な方面に影響があつて、対立的な空気を起すやうなことがある。是は現在の混乱したる日本では望ましくないと思ふので、成べく此の際労働組合の基金が政治資金に流用されないことを私望むのであります。と云ふのは、労働組合の金は会費よりは消費組合だとか其の他の商行爲に依つて積立られたものが相当にあるのです。商行爲に係ることに付ては私又別な意味を持つて居りますけれども、さう云ふ組合員の福利の爲にと集つた巨額の金を政治資金に流用すると云ふことは、余程研究しなければ、軽々しくすべきものぢやないと存じて居ります。今の末弘委員のやうに、外に何かそれを「チエツク」するものがございませば結構でありますけれども、何事も總會で決めれば出来ると云ふことでは、何だか不安心のやうに思つて、私の考へを申したのであります。

○大野会長代理 修正案を御撤回になると云ふのですか、或は御出しになるのですか。

○岡崎委員 今のやうな御話であれば撤回して宜しうございます。此の前質問した時は一寸それが掴み兼ねたので、此の意見を出して明確にして置く必要があると思つたのであります。

〔○〕末弘委員 此の前廣く申したことも其の通りであります。今でも流用することを得ずと云ふので、濫りに流用してはいかんと云ふ原則ははつきりして居ります。併し總會でさう云ふ基金は止めよう。それまでを無効だとすることは要らぬのでないか。是で原案を立てた積りであります。ですから或は總會で皆が此の際としては政治問題が大事だから政治運動に出さうと決議して、基金を止めてそれに使ふとしたら是で宜いぢやないか。併し其の決議が先程言つたやうに、定款の根本の趣旨に反するならば、後で其の決議無効の争ひが起り得ることであり、定款変更までやらなければ總會の決議としては有効ぢやないと云ふことが裏にあることは当然であります。今日もそれを御説明致しました。

○岡崎委員 ではそれで宜しうございます。撤回致します。

○桂委員 商工省の方は居りませうか。

○大野会長代理 居られませぬ。

○桂委員 産業組合法を商工省で御作りになつて居らつしやと思ひますが、恐らく法人になると思ひます。之に付ても斯う云ふ規定を設けられるかどうか。政治資金の問題です。基金を自由に政治目的に使へるやうになるかどうかです。

○商工省総務局長代理 まだ具体的にそこまで行つて居りませぬ。

○松岡委員 規定としては岡崎委員の仰しやつた通り何でもかんでも皆支出が行はれることは甚だ宜しくないので、事実上さう云ふことは少し氣の利いた労働組合ならばして居ないのであります。寧ろ小さな労働組合にさう云ふことがあり勝ちであります。小さな財力のない労働組合が選挙運動の爲に基金を提供した所で、是は殆ど問題にならぬのであります。相当財力を持つて、自分達の同志を当選せしめたいと云ふので政治資金を支出しようかと云ふ大きな労働組合になつて来れば、共済基金とか其の他の基金に手を觸れてそれを出すと云ふ馬鹿氣たことは、私の知つて居る限り今日まで全然ございませぬ。今後も私はさう云ふことは大体あり得ないと思ひます。唯斯う云ふことは考へられます。労働組合自体の生存に関する程の重大問題である場合に於ては、それが共済基金であらうが、或はどのような性質の基金であらうが、或は予め設けた政治基金の項目に属するものであらうが、挙げて一つの目的を遂行する爲に用ひなければならぬ場合があります。例へば是は好い機会だと云ふので、労働組合を破壊し盡さうと云ふやうな力が働く時、之を防衛する爲に一切を挙げて其の闘ひの爲に注入する。是は私当然だと思ひます。団結権を保障すると云ふことが根本趣旨になつて居る規定でありますから、私はそれは当然だと思ひます。

大体修正案は御撤回になつたやうであります。さう云ふ意味からしましても、只今は政治資金のことだけを申上げたのであります。斯う云ふ問題の扱ひは、労働組合それ自体の判断に相当信用を置いて戴いても大したことはないのではないかと。頻りに政治資金々々々々と言はれるけれども、支出する金の区別もあります。大体基金にしましても、斯う云ふ基金ばかりでなく、政治の爲の基金制を労働組合が自ら其の必要を感じて持つかも知れませぬ。だからそれは余りやかましく仰しやらないでも、混同して無暗矢

鯉に金を使ふことは第一組合員が許しませぬ。だから是は末弘さんの御話になりましたやうな意味で、定款を改正してからでなくては決議しても無効なんですから、それだけの手續を執るでありませうし、此の通りにして戴いて宜いのであります。労働組合の信用の爲に今日までの事実を多少御話し、将来も恐らくあり得ないだらうと思ひますから、一言申し上げます。

- 大野会長代理 第十二條は岡崎さん、修正案を撤回致しました。他に御意見もないと認めます。第十二條御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大野会長代理 御異議がなければ、次に第十三條第十四條を一括して付議致します。

第十三條 労働組合ハ左ノ事由依リテ解散ス

- 一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
- 二、破産
- 三、組合員四分〔ノ〕三以上〔ノ〕多数〔ニ〕依ル總會決議
- 四、解散命令

第十四條 労働組合〔ノ〕行爲安寧秩序ヲ紊リタル〔ト〕キハ裁判所ハ檢事〔ノ〕請求ニ依リテ其〔ノ〕解散ヲ命ズルコトヲ得

前項〔ノ〕事件ハ組合〔ノ〕主タル事務所〔ノ〕所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ於テ刑事事件ニ準ジテ之ヲ処理ス

- 高橋厚生省勤労局長 第三條〔の〕御審議の時留保して戴いた点でございますが〔、〕第三條の三項と關聯して發言を許して戴きます〔。〕末弘博士に一寸御質問申し上げますが〔、〕第十四條〔の〕「解散ヲ命ズルコトヲ得」と云ふのは組合を治安警察法〔に〕決まつて居るやうに〔、〕事実として抹殺してしまふ〔、〕斯う云ふ意味か〔、〕本法に決まつて居る法律上の資格を抹殺するのか〔、〕此処に疑問があります〔。〕恐らく後者の意味であらうと私は考へます〔。〕それは本法にあることは法律上〔の〕效力に付て規定して居ります〔の〕で、後者〔の〕意味であらうと思ひますが、其の点御伺ひ致します

- 末弘委員 実は第三條に關聯しては〔、〕非常に細かく考へます〔。〕届出が出た時受理するや否やと云ふ問題と〔、〕届出た後第三條に合はずやう十條〔ママ、本條？〕があつたら〔、〕一旦届出が出ても組合の原簿のやうなも〔の〕から除籍の手續をする規定をしなければいけない訳です〔。〕所が十三條〔の〕解散命令と云ふのは〔、〕十四條に書いてありますやうに、單に除籍以上に〔、〕本法〔の〕所謂労働組合の扱ひをしないぞと云ふ以上に、こんなに安寧秩序を紊るのだから〔、〕さう云ふ組合は根こそぎ法人であれば清算手續をさせ、法人でない場合には事務所其の他をどんぐゝ止めさせる。事実上抹殺する所まで行く。

- 高橋厚勤労局長 さうすると初めから届出をしないで〔、〕闇で組合を拵へてやると云ふものとの比較權衡〔の〕問題がありますが〔、〕それはどうなりますか

- 末弘委員 それは寧ろ労働組合法〔の〕問題以外に〔、〕今度治安警察法を止〔め〕てしま〔へ〕ば別問題になりますが、秘密結社的なも〔の〕に対するものはあります。法律としては止めるにしる、やはり将来警察的な問題としてまだ実質は残つて居る。さう云

ふことで扱われるから、此の法律の上でさう云ふことは考へずに置いて宜いのではないかと思つて居ります。

- 高橋厚生省勤労局長 本法に規定することで、根こそぎやると云ふ治安警察法的の意味のことは、大体範囲外に承知して居ります。其の辺の矛盾は……。
- 末弘委員 解散命令はそこまで行く。其の積りでなければ此処に置いても意義がない。單に組合原簿から除籍すると云ふこと以上に、それでなければ問題にならぬぢやないか。此の点実は鮎沢さんが此の後直ぐ御説明願ふと宜いのですが、之に付て米国側の意見もあるのです。
- 鮎澤委員 それで此の際聯合軍側の申入がございます。それは第十三條の第四號の解散命令はどう云ふ風に発せられるのであるかと云ふ質問がありまして、其の際次の十四條にあるやうなことで出来て居ると説明しました。さう云ふことなら第四號をもう少し詳しく規定して、第十四條全体を削除してしまつた方が、此の趣旨が徹底すると云ふので、第四號は斯う云ふ風に改めるやうにと云ふことでありました。

労働組合ガ累次安寧秩序ヲ紊リタルコトニ対シ勞務委員会ノ要求ニ基キ裁判所ノ発シタル解散命令

由来労働組合に解散を命ずると云ふことは非常に重大なことでありますから、此処に斯うやつて限定的に示されたのであります。さうして廣い、色々な場合に解散命令が出ないやうにする。本法制定の趣旨に基いて斯う云ふ風にすると云ふのが向ふの趣旨であります。

- 末弘委員 鮎沢さん、一寸伺ひますが、もう少し限定的なことを最初言つたやうに思ひます。今の安寧秩序と云ふのを「フリクェントリ」に法令に違反し、其の結果安寧秩序を害するやうに認められる。單に安寧秩序では漠然たることになるので其の安寧秩序を紊るものと認められる原因として、法令に屢々違反する其の結果、安寧秩序を害する。そんな風に言はれたやうに思ひました。
- 鮎沢委員 結局私書取つてそれを見せて、こんな所に落付きました。大体斯う云ふ趣旨でありますから、或は此の審議会の皆さんの御意見に依つて、さう云ふ風に改めても宜いのではないかと思ひます。
- 末弘委員 私の申しますのは、安寧秩序を紊りとか、公益を害すると云ふ單なる文字だと漠然として居るので……
- 鮎沢委員 「コンティニュード」「繼續シタル」と云ふのがありますから、一遍位ぢやないが、何回やつたら屢次になるか
- 末弘委員 屢々やつたからと云ふ風にして、重い條件にして宜いのぢやないかと思ひましたが、そこらの現はし方は余り重きを置いて居りませぬ。実は普通の條文の立て方は第十三條に「解散命令」と書いて、其の原因及び手續は次の規定で決めるとするのですが、あちらの人はさうでなしに、解散命令と云ふと何か広く見えるから、それで今のやうにしたいと言はれるのであります。それで條文の書き方は——但し其の後は、申出る者を何人にするか。「イニシヤチーブ」をとる者を誰にするかで違ふ。結局さう云はれるならば今のやうな趣旨に直して、十四條を取つて、但し第十三條の一、二、三、四と並べ、其の後に前項の裁判所の命令に付ての手續は別に施行令か何かで定めると云ふ規定を置かなくてははいけない。問題は何処が違ふかと云ふと安寧秩序を紊るやうなことを

屢々やる点と、申立をするのは労務委員会がするのだと云ふ点であります。あと裁判所が刑事的の手續でやるか民事的の手續でやるか、それは少しも考へて居りませぬ。実は是だけ書き放しされると、司法省では御困りになります。詰り労務委員会と云ふ今までにないものが申立て、それを扱ふので、司法省の立場が難しくなります。

- 司法省民事局長代理 此の十四條の二項に対して司法省としては、刑事事件に準じて之を処理すると云ふよりも、民事事件に準じて、非訟事件手續法に従つて処理したい。それは刑事事件としての手續は全然規定して居りませぬし、丁度第十三條第四號、第十四條に於けるやうな規定は既に商法の会社の解散命令、やはり人格を喪失せしめる規定で、五十八條にあります。「裁判所ハ利害關係人若ハ檢事ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得。会社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役又ハ監査役ガ法令又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ヲ爲シタル場合ニ於テ会社ノ存立ヲ許スベカラザル事由アルトキ亦前項ニ同ジ」と云ふやうな訳で、既にこちらに手續も規定してあるので、大体此の手續で裁判所は賄ひたいと云ふので、司法省としてはさう云ふ訂正意見を持つて参りました。是は「テクニツク」の問題と存じますから、或は此の委員会で變へて戴くのが適當でなかつたならば、小委員会に司法省の者が出て御説明申上げ御採り願つたら結構だらう。其の意味で留保を御願ひしたいと存じます。
- 水谷委員 民事局長に御尋ね致しますが、非訟事件手續法でやることになると、労務委員会が總ての判断をしてはそれに基いて解散命令を書くだけで、自主的判断と云ふか、裁判所はさう云ふ判断はしないことになりますね。
- 司法省民事局長代理 実は先程水谷さんから御話がありましたが、是は今の商法の会社の方で行くと、第二百二十六條ですか、会社の本店所在地云々で地方裁判所の管轄に属しますので、私の是までの裁判所の経験に依ると、東京などは司法事件に於ては檢事より以上の専門的の判事が居て、其の知識と経験を以て商事部が出来て居るから、殆ど裁判をすると云ふよりも商事事件に対する指導をして居るやうな立場にあります。先程水谷委員の言はれた懸念は、差当り東京のやうな大きな裁判所のある所ではないと存じます。併し全国的にはどう措置して行くか、御言葉で考へなければならぬと思つて居りますが……。
- 水谷委員 今後の日本の産業の分布状態と云ふやうなものから行くと、東京中心主義とか大都会中心主義でなしに、農工一体ですから、相当地方へ分布するだらうと思ひます。さう云ふ意味に於て私は田舎の裁判所で普通の事件しか扱つて居ないものが斯う事件をやる。唯是だけでなく、労務委員会で調停出来なかつた時にはどうするかと云ふことも關聯して考へて居ります。若し斯う云ふ風に労働組合法が出来〔、〕爭議調停法が改組されて〔、〕それに裁判所が相当擴張する場合には〔、〕裁判所としては例へば専門〔の〕労働裁判所〔と〕云ふやうなものを設ける〔の〕が宜い〔の〕ではないかと云ふ考へを持つて居ります。
- 司法省民事局長代理 特別の裁判所設置と云ふことは将来考へねばならぬと存じて居りますが〔、〕今日の機構の下に於ては〔、〕原案に刑事事件とあつた〔の〕で〔、〕それに対して最も狭い範囲に於ける修正を要求した訳であります
- 末弘委員 それでは今鮎沢さん〔の〕言はれた言葉はもう少し練る必要がある〔と〕して〔、〕第十四條を止めて、第十三條〔第〕二項として、前項第四號の手續は施行令のや

うなもので決めると云ふ風にしたらどうでせう。

- 桂委員 労務委員会だけに「イニシヤチーブ〔〕」があるんだと云ふことになりますと〔、〕
 検事は外の法令に依つても解散を命ぜられなくなりますか。一般の外の団体なり何なり
 は外の法令で解散を命ぜられるが、労働組合だけは労務委員会の指示があるまで、検事
 は如何とも出来ないことになりますか。
- 大野会長代理 さうです
- 桂委員 妙なものですね
- 末弘委員 検事が命令するとしても〔、〕検事が「イニシヤチ〔一〕ブ」をとられるので
 〔、〕外〔の〕者〔の〕意見を検事を通〔し〕て裁判所に現は〔し〕て来る——さう云ふ
 ことであれば労務官の活動を誰かが求める
- 桂委員 要するに労務委員会が発動しない限りは出来ない訳ですね。
- 末弘委員 さうです。地方官憲が進んで解散しないやうにする……
- 桂委員 安寧秩序の問題がさう云ふ風に労務委員会に全部任されて〔、〕安寧秩序違反が
 あるかどうかを見る〔。〕さう考〔へ〕てはいけないうでせうが〔、〕一寸変と思ひます
- 鮎沢委員 私は法律〔の〕専門家でないのですが〔、〕是は政治的意味を多分に持つた立
 法を致すのでありますから〔、〕そこに労務委員会〔が〕大〔い〕に生きて来るのではな
 からうか。其の爲に私予て工場会と云ふやうな所から意見を出し、此処に於ける議事が
 萬機公論に朔へると云ふ訳で輿論の支持を受け、それに関して新聞雑誌或は諸会合に於
 て論議が行はれる余地を残す。是が労務委員会の活動であります。或る特定の労働組合
 に対して解散命令を發して労務委員会が活動し始めることは余程重大な事件でありま
 す。それは決して闇に於て行はれるのではなく、明るみに於て行はれる。ですから労務委
 員会其のものは其の俛存して置くことが非常に拙いならば、後にまだ改正する途が開か
 れて居ない訳ではないので、さう云ふことで御採用願ひたいと、個人的に希望致します。
- 桂委員 私修正案を出して先程撤回しましたが、それは原案は検事だけになつて居る。
 寧ろ私は労務委員会で決めて戴いたらと云ふので修正案を出しました。併しそれに対し
 て当事者又は検事が異議があつたら再審をして貰ひたいと云ふ修正案であつた。是で労
 務委員会の「イニシヤチーブ」が一審的に決まる。労務委員会で宜しい。害しないと決
 つたら、上の裁判所も、中央労務委員会も、それに対して何も行はれない、加へられな
 いと云ふことは余りに労働組合に対して安全性を與へるのではないかと云ふ氣が致し
 ます。
- 鮎沢委員 御意見御尤もであり、さうして是は相当冒険性を持つた立法だと思ひますけ
 れども、さう云ふことになると実は議会に任せて法律が出来て、それきりであつて、人
 民がそれに対して色々意見があつても、一度議会を通らない限り出来ないと云ふのは悪
 い形式で、それに付ては臆て我々が若し我々の聲が通るやうになつたら、人民の立法発
 意に関する「イニシヤチーブ」「レフレンダム」と云ふことも広く行はれるやうに致し
 たい。さう云ふことと相俟つて労働組合法に於ても亦さう云ふ点が是正される途を必ず
 講じたい。其の機運が速かに来ることを望んで居る次第であります。所が一般の法律に
 付て今まださう云ふ途が講ぜられて居ない場合でありますから、労働法で先廻りしてや
 つても、実は結果は、労務委員を折角強力なものにして、責任あるものにしてと云ふ
 際に却て無理が起ると云ふやうなことから少し待つて戴いて、臆てさう云ふ時機が来た

ら、桂さんあたりから又修正の議が発せられるやうと云ふことを希望致します。

- 桂委員 唯私の心配するのは、明かに治安維持法、警察法も廃せられました。併し明かにさう見える場合には、労働委員会〔ママ〕から発する場合は兎に角、「イニシヤチーブ」は労働委員会を動かさない限りは絶対に手を触れないと云ふ所まで行くべきかどうか。松岡さん、西尾さんから叱られるかも知れませぬが、相当危険性のある団体であります。外の団体より相当やるのですから、是は私はつきり申し上げます。それが日本の経済振興に悪いとは申しませぬが、治安点から云ふと相当危い団体であります。それを地方の労働委員会に委せ放しで、それが動かぬ限り何人も手を触れられないと云ふやうに神聖なものにしなければならぬかと云ふと、随分労働組合の肩を持つて居る積りでありますが、そこまでは一寸……。
- 松岡委員 私は今まで其の問題に付ては、特に小委員会でも何も言はないで黙つて居りましたが、大体労働委員会と云ふものは中央、地方若しくは地域にも創設されることが予定されて居ります。労働委員会が興つた問題に付て異議を有するものは上級と云ふ言葉は適當かどうか知りませぬが、地区の労働委員会の扱ひ不当なりと考へる時は之を地方に、尚ほ且つ不安を感じずる場合は中央にと云ふことは當然であつて、然るべきだと思つて居るので、私特に何も言はないで居つたのであります。
- 末弘委員 私も其の積りであります。労働委員会の官制の段階に権限のやうなものを作らなくてはいかんと思つて居ります。
- 水谷委員 さうすると労働委員会で三審制度のやうなことが行はれますか。
- 末弘委員 ものに依ると思つて居りますが、是など頭から地区のものでなくて、地方の労働委員会位の積りで居ります。併し中央労働委員会で違つた意見を持つて居る場合はそれに従ふ。或は場合に依つては必ず中央労働委員会の議に付すると云ふやうにして、中央労働委員会が決定する。さうすれば相当其の点信頼出来る程度のもので出来ると思つて居ります。又それでなければ困る。
- 鮎沢委員 蛇足を加へますけれども、相当危険だと云ふ言葉を桂さんが御使ひになつたことはどうか。外で御使ひ下さらないことを望みます。
労働委員会は三種類の代表者が出て居て、各々重大なる國家的責任を自覚して之に加はるのであつて、選挙に入ると云ふ形があります。決してそれが安寧秩序を紊るが如き傾向が矢鱈にあると云ふ御懸〔ママ、御懸念?〕はどうか此の際取消して戴きたい。
- 桂委員 失言として御取消を願ひます。
- 水谷委員 末弘さんに御質問致します。三・一五事件の時のやうに、一つの大きな組合が解散される時は、中央の労働委員会で扱はれますかどうか。其の場合は一審制になりますね。何等救済の途はありませぬか。
- 末弘委員 解散命令に対して救済を置く問題は、前にも労働委員の決定に対して救済規定を置くべきかと云ふことと關聯して、總て問題があると思ひます。特に解散命令に付ては、殊に依つたら置かなければいかん。私が刑事手續でと言つたのは、例へば三つの進級制があるから、其の間は抜討ち的に解散されないやうにしたら宜い。其の積りで普通刑事手續でやる方が宜い。非訟事件で商法の会社の場合などは誰が見てもあの会社はと云ふやうな奴を消して行く爲めなので、非訟事件で一度で抜討ち的では、被告の側では自分の立場を立派に「リフェンド」して行く機会がないやうになるので、実は刑事事

件と云ふと如何にも刑事扱ひをするやうだが、刑事なら弁護士を付けて三度やる。実はさう云ふ意向で置いた、曾ての法案にあるやうに、地方長官が一举に解散では余りに検討になるので、それを防がう。裁判所がやればさうではなくなるが、今仰しやつたやうに中央労務委員会の申立で裁判所が一度でぱつとやると直ぐ無くなるのが宜いか。更に異議の申立をやるかと云ふ点は、例の労働裁判所のやうなものを置くか置かないかの問題にも関係して行くと思ひます。それで今日此処を取るには、先程鮎沢さんの言はれた文句を骨子にしたも〔の〕で四號を直して〔、〕手續〔の〕ことは施行令で決める位〔の〕ことでやつて戴きたい

- 高橋厚生省勤労局長 末弘委員に御質問致しますが〔、〕今鮎沢さん〔の〕言はれるやう〔に、〕四號を直した場合の労働組合の意味です〔。〕労働組合と云ふものは大体三種あると思ひます〔。〕全然届出をしないも〔の、〕届出したもの、届出て而も登記したも〔の、〕此の三つ〔の〕労働組合が安寧秩序を紊ると云ふ点から言ふと全部其の可能性がありまます〔。〕さうする〔と〕解散と云ふことは此〔の〕三種類に対して皆必要だと思ひます〔。〕随ひまして茲に労働組合が安寧秩序を紊つたと云ふ時は〔、〕此の三つの組合全部と解釈して然るべきものと思ひますが〔、〕此の点の御意見を
- 末弘委員 それは先程申しましたやうに〔、〕治安警察法が全部的になくなることを予定して居ないので〔、〕届出のない〔の〕は治安警察法の秘密結社で行かうと申述べましたが〔、〕今〔の〕ことが御心配ならば〔、〕第四條〔の〕組合設立〔の〕時は〔一〕週間に届出なければならぬと云ふことから出発して〔、〕届出なしにやるものは〔、〕凡そこちらから〔、〕是は労働組合と認められるも〔の〕には組合〔の〕届出をさせるやうに請求して行く〔。〕是も余り利口な方法ぢやありませぬが〔、〕それをやらないならこちらへ持つて行つて〔、〕労働組合の届出ないも〔の〕にも此〔の〕規定は適用されると云ふ規定を置いても宜いと思ひます〔。〕治安警察法を全般的に廃するならばさうしないと御心配のやうなことがあると思ひます〔。〕治安警察法がない〔の〕に乗じて〔、〕労働組合を作ることもあると思ひます〔。〕そこらは今〔の〕問題〔に〕關聯して〔一〕つ小委員会に譲つて研究して戴いたら
- 三輪委員 是は小委員会でやつて戴けば宜しいと思ひますが〔、〕第四號は今〔の〕やうに非常〔に〕長い文句になる〔。〕それに又注釈を加〔へ〕て〔、〕手續法なんか考へると云ふことよりも〔、〕四號には第十四條に掲げた解散命令と云ふこ〔と〕にして〔、〕十四條を残して置く方が〔、〕色々なことがごつちやになつて来る〔の〕でどうかと云ふ氣が致します〔。〕唯意見〔と〕して一寸
- 末弘委員 それで結構でせう〔。〕書き方〔の〕問題ですから
- 三輪委員 それから第十三條第二號の破産と云ふことであります。破産と云ふ言葉にも色々あると思ひますが、どうも組合が破産すると云ふ場合はさう予定しないで宜いのではないかと思ひますから、是は除いた方が宜いだらうと云ふ修正案を出します。
- 末弘委員 其の点考へないこともありませぬ。是は法人たると法人たらざるとを問はず、此処に掲げてあるのですが、実は破産の規定は法人だけにしか実際は問題は起るまいと思ひます。法人になつて居るときやはり色々な事業をやるので、取引の相手方が相当出来る〔。〕債権者も居りますから、此処を取るなら或は第十七條の民法を準用する所へ持つて行つて、法人たる労働組合の解散事由を又書かなければ困るのではないか。労働組

合は破産しても解散はしないんだと云ふことになるのをかしい。尤も労働組合が破産する程金があるなら宜いが、没常識だと言ふでせうが実は其の積りです。

○三輪委員 それは然るべくやつて戴けば結構です。もう一つ、組合員總會と云ふことは第十二條にもありましたが、勅令か何かで決まるであります。第十二條の場合でも三の「組合員四分ノ三以上ノ多数ニ依ル總會決議」と云ふことに付ては、出席を問はずに全組合員の四分の三以上〔の〕者が決議をしなければならぬのでございませうか。或は總會出席者の四分の三以上と云ふことになるのでせうか。さう云ふ点も分らぬやうに思ひます。もう一つ、それに関聯してやはり總會に代る一つのを規定して置いた方がいんぢやないかと思ひます。

○末弘委員 總代会のやうなものを置けと言はれるのですか。古い案には總代会と云ふのがありますが、第十三條の三に付ては、言ふまでもなく全組合員であります。此の間聯合軍でも其の話がありまして、鮎沢さんは此の全組合を「トータル・メンバース」と云ふやうな英語に直しました。それでもまだ細かいことを訊いて居りまして、組合員の数は中々組合でも分らぬ。四分の三と言つても実際はそれだけあるかないか。組合ぢや随分困ることがあるんぢやないかと、瀕りに言つて居られました。私其の時組合員名簿が組合にあるから、それに載つて居る者の四分の三を基準にして之をやるより仕方がないと話しました。御尋ねの点は商法上の全組合員と云ふことになります。さうすれば兎に角一応はつきり致します。

○三輪委員 第十二條の場合の組合員總會はそれへ出席した者ですか。

○末弘委員 是は決議事項の種類に依つて、組合規約で決まつて居ります。例へば斯う云ふ基金を廢める時は四分の三とか、斯う云ふことは多数決で宜いとか、或は總社員の何分の一とか、色々な場合を組合の規約で決めて居ります。それを広く組合の決議でやると云ふ書き方に致しました。

○三輪委員 尚ほ此の機会に一寸伺ひます。私は斯う云ふことに諒解して居りました。労働組合は当然代議制が認められての上の會議を持つて居りますから、それに依つて四分の三で宜いだらうと思つて居りましたが、それでは此の場合——組合解散の場合は組合員直接の投票を要する訳ですね。

○末弘委員 其の場合でも多数の聯合体のやうな所なら、さう云ふ總代的な組織があるならば、其の總代に出て居る人が代表して居る組合の員数が分る訳であります。それを計算すれば宜いので……

〔○〕三輪委員 要するに代議制を認めて居りまして……。

○末弘委員 規約で勝手に決めて宜しい。

○大野会長代理 それでは第十三條第十四條は、只今の鮎沢君の言はれた趣旨、及び手續上のことは小委員会で研究して戴くことに御異存ありませぬか——御異存なければ其の通り決定致します。

次に十五、十六、十七條。之に付ては岡崎さんから意見書が出て居りますから併せて朗讀を致します

第十五條 労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルニ因リテ法人格ヲ取得ス

一、第五條第一號乃至第三號及第七號ニ掲ゲタル事項

二、役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ変更ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十六條 民法第四十三條第四十四條第五十條第五十二條乃至第五十五條及第五十七條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二條乃至第八十三條ノ規定ヲ準用ス

第十七條 労働組合ニハ所得税營業税登録税及不動産取得税ヲ賦課セズ

岡崎委員意見書

第十七條 □□□□又ハ左ノ意味ノ事項ヲ挿入スルコト

労働組合ガ商行爲ヲ行フ場合ハ其ノ限度ニ於テ公租ノ負担ヲ免ズ〔ママ、生ズ?〕

其ノ理由ハ一般獨立商工業者ノ利益ト競合シ不公平デアルガ故デアル

○末弘委員 税の問題は此の席で論じ始めると、実は産業組合に対する課税もあつて、以前と大分變つて来て居るやうですし、此処ではどの税と云ふことを書かないで、労働組合は普通の營利事業とは違つて扱ふと云ふ根本の氣持位を決めて置く。其の点さう云ふ意味で好意的に考へながら、此の点は課税しない方が宜いのぢやないかと云ふ趣旨で、今日の席では譲つて戴きたいと思ふのです。さうでないといふと非常に議論が出て来て困る。殊に此の戦争で税の系列が變り、今後も色々變ると思ひます。それで個々の課税問題はもう少し譲つて戴く。是など或は括弧の中に入れて、労働組合の課税に付ては免税してやる位の所で、小委員会まで持つて行つた方が宜いと思ひます。議題にすると非常に廣くなります。

○大野会長代理 是も小委員会に任せる——別に御異議ありませぬか。ではさう云ふことに致します。

續いて第三章、是は十八條から二十五條まで一括して議題に供します〔。〕御質疑なり御意見を出して戴きます

第三章 労働協約

第十八條 労働組合ト雇傭者又ハ雇傭者團體ト〔ノ〕間ニ労働條件〔ニ〕関スル協定其〔ノ〕他勞資關係〔ノ〕調整ニ関スル協約締結セラレタルトキハ当事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ實現ヲ図リ能率〔ノ〕増進ト産業平和〔ノ〕維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九條 労働協約ハ当事者双方ヨリ其〔ノ〕全文ヲ地方長官ニ届出ツルニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

第二十條 労働協約ハ其ノ有効期限ヲ定ムルヲ要ス其ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十〔一〕條 協約ヲ以テ労働條件其ノ他労働者〔ノ〕待遇ニ関スル規準ヲ定メタルトキハ其ノ規準ハ協約ノ適用ヲ受クル労働者及ビ雇傭者ニ対シテ法律ト同一ノ效力

ヲ有ス〔〕規準決定〔ノ〕爲設置セラレタル機関ノアルトキハ其ノ定メタル規準亦同ジ

前項〔ノ〕規準ニ違反スル労働協約ハ無効トシ其〔ノ〕無効トナリタル部分ハ基準〔ママ〕〔ノ〕定メニ因リテ当然補充セラル

第二十二條 一ノ工場事業場〔ニ〕使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定〔ノ〕労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其〔ノ〕他〔ノ〕労働者モ亦当然協約ニ依リテ拘束セラル

第二十三條 一地域ニ於ケル同種〔ノ〕産業若ハ職業ニ従事スル労働者〔ノ〕大部分ガ〔一〕定〔ノ〕労働協約〔ノ〕適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官（其〔ノ〕他地域ガ二府縣以上ニ亘ルトキハ主務大臣）労働者全部ニ及ボス旨ノ決定ヲ爲スコト
地方長官又ハ主務大臣ノ決議ヲ爲スニ付テハ労務委員会〔ノ〕決議ニ依ルコトヲ要ス決定ハ公告スルニ依リテ其〔ノ〕効力ヲ生ズ

第二十四條 労働協約中〔ノ〕協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ附スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業其ノ他ノ争議行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十五條 本章ノ規定ハ労働組合ノ介入ナキ労働争議解決ノ協定ニ之ヲ準用ス

○鮎澤委員 それでは早速聯合軍司令部の方からの申入れの点を申し上げます。先づ第十九條の改まった文字を一遍讀みます。

労働協約ハ当事者双方ノ調印ニ依リテ其ノ効力ヲ生ズ

全文を地方長官に届けるのでなく、調印だけで効力を生ずる。次に是が加はります。

調印ヲ経タル協約ハ總テ調印後一週間以内ニ地方長官ニ届出ルコトヲ要ス

さうすると、従来は地方長官の所へ当事者の一方が何か愚図々々して届出ないことがあつたかも知れませぬが、今度は調印したら効力を生ずる。調印後届出なくても、それに依つて両方の義務は生じて居ると云ふ訳であります。

○末弘委員 今の点平く言へば、要するに原案の十九條は届出て効力を生ずると云ふことにして、将来に問題を起さずことを届出の目的にしたのですが、それを届出なくても協約が成立てば効力を生ずる。其の代り一週間内に届出ろとしたので、多少建前が違ふだけで、どちらでも大したことはないと思ひます。唯斯うなると一週間内に届出ない時には科料に処するとか云ふ問題が残るだけであります。是は聯合軍の人は素人なので斯う云ふことを言つて居ると思ひます。

○鮎沢委員 序に第二十一條の二行目。「協約ノ適用ヲ受クル労働者及ビ雇傭者ニ対シテ法律ト同一ノ効力ヲ有ス」の次に「協約ノ規定ニ依リ」を加へます。協約にさう云ふことを定めた基準決定の機関と云ふのであります。

○末弘委員 此の機関を協約当事者たる者が入らないものが別に出来るやうに思つたらしいので、成程さう讀めます。さう云ふ意味でなくて、両方が寄つて更に小委員を以てやる。それでは規約の規定に依つて設けると書いたら宜からうと云ふ、ほんの注意であります。

○鮎沢委員 それから第二十三條であります。第二行目の終りに主務大臣とあります。是は明かに厚生大臣と書いて貰ひたい。

- 末弘委員 其の点も富樫さんと話しましたが、向ふの言ふ意味は、其の以外の大臣が主務大臣になつて居る場合があります、それを労務のことを扱ふ役所は厚生大臣一本で行きたいと云ふだけであります。現在は船員だけが厚生大臣でない管轄になつて居ります。そこで向ふの言ふ趣旨は分るので、結局法律を書く時は厚生大臣と其の趣旨に合ふやうにする。一体日本の今の官制其の他では皆主務大臣となつて居るが、是は一本に集めるのが宜いのではないかと云ふのです。
- 鮎沢委員 其の同じ項の次に但書が附きます。
但シ右ハ措置ニ依リテ既存ノ基準ヲ低下スルコトヲ得ズ
其の次の項の「地方長官又ハ主務大臣」是も厚生大臣に致します。
次の頁に移つて第二十四條の二行目の「調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業其ノ他ノ爭議行爲ヲ爲スコトヲ得ズ」是は片手落でいけないと云ふので「同盟罷業、封鎖、其ノ他罷業行爲ヲ爲スコトヲ得ズ」にしたいと云ふのであります。
- 末弘委員 職場閉鎖ですな。
- 鮎沢委員 それから第二十五條は全部削除して後へ入ります。と申しますのは、是は労務委員会の仕事になるので、労務委員会の方へ譲つて、其処へ新たな一條が第二十八條として入ることになります。此の章に関してはそれだけでございます。但し英文の方では第二十六條の「一ノ工場事業場」と云ふのが「一ノ工場、鑛山其ノ他事業場」と云ふ風に皆改まつて居りますが、日本文のは是で差支へないかと思ひます。
- 末弘委員 向ふには事業場と云ふ巧い言葉がない。
- 大野会長代理 皆さんに御相談致しますが、大分色々細かいことを云つて来て居ります。何れ之を採入れなければなりませぬが、それは小委員会で直して貰ふことにして又御相談する。今日はあつさりにして置きたい。
- 末弘委員 何れも内容は大了たことはありません。
- 竹中委員 第二十四條で約款にない時は勝手にやつても宜いと云ふことになりませぬか。
- 大野会長代理 三村君の意見もありました。

三村委員

第二十四條ノ調停又ハ仲裁ニ関スル條文ハ□□ノ約款ニ特定サレタ場合ニ限ツテ、爭議ニ入ル前ニ調停又ハ仲裁ニ附スルトアルハ、吾人ノ断ジテ執ラザル所デアツテ、約款ノ有無ニ拘ラズ苟クモ突如爭議ヲ起スガ如キハ国家国民ノ□□タル産業ヲ労働者ガ擅ニスルモノニシテ、決シテ新タナル民主々義ノ進ムベキ途デハアリマセヌ。必ズ事前ニ調停又ハ仲裁ニカケルベキモノデアルト確信スルヲ以テ、此ノ條項ヲ約款ノ有無ニ拘ラズ必ズ事前ニ調停又ハ仲裁ニカクベキモノニ改ムベク強行規定ヲ置イテ戴キタイ。

- 竹中委員 私の聽かんとする所もそれでありませぬ。是は約款の有無に拘らず、一応調停に附すべきものではないか。
- 末弘委員 御趣旨非常に御尤もですけれども、此処は労働協約の中にさう云ふ調停條項を入れてある以上は斯うだと云ふことを書いてあります。其の以外の場合、凡そ今後斯くの如くに労資の関係が指導されなければならないと云ふことに付ては毫も異存あり

ませぬが、斯う書いたからと云つて、約款がない時は何時でも争議が出来ると云ふ風に読まれるとは、実は原案者は想像して居りませぬので、さう云ふことは寧ろ後の労務委員会なり或は例の労働争議調停法でもすつかり変へるならば、今度の附帯決議にしてございますものを止めて寧ろ予防的なものを作れ。其処へ譲るべきもので、此処では労働協約として約款に少くとも斯う云ふ強力性を與へ、先程の損害賠償の所に関連して、斯う云ふ規定が出来て居ると云ふ趣旨に御考へを願〔ふ〕は宜い〔の〕ではないか。

- 竹中委員 どうも労務者権利を強調するに急であつて〔、〕義務に付ては少し記載〔の〕方が生温いと思ひます。さう云ふやうには考へられませぬか
- 末弘委員 さう云ふ御考へ〔に〕なる〔の〕でしたら〔、〕此処で協約〔の〕約款〔の〕有無に拘らず爲すことを得ず〔と〕書いては非常〔に〕変ですから〔、〕今度ある場合とない場合がある〔の〕では何もなくなります。ない場合も〔一〕般的〔な〕問題は今度の附帯決議の労働争議調停法云々あれに入れて解決すべき問題であります。此の規定からだけ其の感じが強いと御考へになると困ります。附帯決議は正〔に〕さう云ふ精神であります
- 桂委員 只今〔の〕竹中さん〔の〕御説は〔、〕どんなものに付ても仲裁に付せ〔と〕云ふ御趣旨でせうか〔。〕突然してはいけない。予告があれば宜いと云ふ御説でありませうか。突然と云ふ御言葉がありましたので
- 竹中委員 さう云ふのぢやありませぬ〔。〕一応調停を試みて〔、〕それで出来なければと云ふので宜いと思ひます。約款〔の〕あるものは調停にかける〔。〕約款のないもの〔の〕は勝手にやつても宜いと云ふやうに見えるのです〔。〕併し今の末弘博士の御説明に依つて〔、〕附帯決議の第四項で之を処理すると云ふ御考へならば別問題だと思ひます。
- 末弘委員 三村さんにもさう云ふ風に御答へしようと思つて居りました。あの決議は其の位であります。
- 桂委員 末弘先生〔に〕伺ひますが〔、〕其〔の〕御説は一寸伺ひますと〔、〕どんな場合でも一応調停にかけると云ふ所になりさうにとれます。詰り事業の性質とか争議の規模其〔の〕他に依つてはかけると云ふ条件附のやうになるんですか〔。〕一般的にかける積りでせうか
- 末弘委員 そんなことぢやありませぬ〔。〕争議調停法で予防するのは非常に難しいこと〔と〕です〔。〕ですから此〔の〕法律の中で予防〔の〕ことまで触れられない〔。〕あの項で予防するやうに警告を発すれば宜いと思つて居ります〔。〕それで別な法律に譲つた方が宜い
- 大野会長代理 どうか労働協約に関する問題だけで御議論願ひます——
大体御異存がなければ、只今の聯合軍から云つて来たことを小委員会で十分研究して整理して戴くと云ふことでは……。——御異存なければ其の通り決定致します。
第四章に移ります。

第四章 労務委員会

第二十六條 労働組合ニ関スル事務ノ圓滑ナル運営ニ資スル爲メ雇傭者ヲ代表スル者労働者ヲ代表スル者及中立ノ第三者各同数ヨリ成ル労務委員会ヲ設ク
雇傭者ヲ代表スル者ハ雇傭者団体ノ推薦ニ基キ労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦

ニ基キテ之ヲ委嘱ス

労務委員会ハ中央地方及地区ノ三種トシ特別ノ必要アルトキハ臨時ノ委員会ヲ設クルコトヲ得

第二十七條 労務委員会ハ第三條第七條及第二十三條ニ規定スルノ外左ノ事務ヲ行フ

- 一、労働事情ノ調査
- 二、団体交渉ノ斡旋其ノ他爭議ノ予防
- 三、爭議ノ仲裁並調停
- 四、労働條件ノ改善ニ関スル建議

第二十八條 労務委員会公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者ノ同意アルトキハ議事ヲ公開スルコトヲ得

第二十九條 労務委員会第二十七條ノ規定スル事務ヲ行フ爲メ必要アルトキハ雇傭者並其ノ団体及労働組合其ノ他ノ関係者ニ対シ其ノ出頭ヲ求メ労働事情ノ調査ニ必要ナル帳簿其ノ他書類ノ提出ヲ求メ又ハ関係ノ工場事業場ヲ臨檢スルコトヲ得

第三十條 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働條件特ニ不良ナルトキハ労務委員ハ其ノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体案ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ関係ノ雇傭者又ハ雇傭者団体ニ対シ労働條件ニ関スル一定ノ規準ヲ指示スルコトヲ得

雇傭者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

前項ノ指示ハ関係雇傭者及労働者ニ対シ労働協約ト同様ノ效力ヲ有ス

前項ノ規定ハ労務委員会ガ主務大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用ス

○鮎沢委員 第二十六條でございますが、其の第三項に「中央、地方及地區ノ三種トシ」と書いてあつて、其の俚英訳して向へ出した所、地方と云ふのは何だ。是は府縣だと言つた所、それなら府縣と明かにして置け。地區と云ふのは、是は色々あつて、市とか町村の場合もある。英文のことを一寸申し上げますが、今後特に労働組合法の如きは向ふが非常に力瘤を入れて居るので、当分の間英文及び和文両方の「テキスト」を使ふ恰好になるので、そこで向ふでは「ナショナル・プレファクチュア・アンド・ローカル」と云ふ風にした。日本語の場合は全国的府縣別及び地方別と云ふのかも知れませぬが、ですから是は小委員に御願ひすることにして、地方別と云ふのは府縣別と承知して差支へない。又地区と云ふのは其の場合々々に依つて色々ある。三種と云ふのは「スリー・グレイズ」と云ふ言葉を使ひました。三種と云ふと是が対立的対等の立場になります。「スリー・グレイズ」と云ふと三段階になるのでをかしいから、是も整理委員会の方で願ひたい。

労務委員会に関する事項は本法に定むるの外勅令を以て定める。労務委員会の手續に関する事だけを勅令に依つて決めるのだ。其の他重要なことは矢鱈に勅令に任せないで、立法するなり何なりにすると云ふことであります。と云ふのは、必ずしも自分自身でやらなくても宜い。誰かにやらせることがあるだらうから、権限を有するものとするで「ママ、?」、それが直接の権限を持つのではない。

それから労務委員会の仕事が此処には四箇條挙げてありますが、もう一つ是非やつて戴きたいと云ふものがあります。それは第五として労働爭議に関する周期的統計の蒐集

及作成であります。

次は一寸重要な條項で、第二十八條を読むと「労務委員會公益上必要アリト認ムルトキ又ハ關係者ノ同意アルトキハ議事ヲ公開スルコトヲ得」此の同意を「要求」と致します。さうして關係者の要求と云ふのを複数にしてあります。

○水谷委員 労働者側だけでありますか。

○末弘委員 両方です。

○鮎沢委員 明かに「關係者双方ノ」と書いた方が宜いと思ひます。それから二十九條、是は先刻の二十五條が落ちて其の代りに此処へ入るのであります。それが第三十條になつて

労働組合ノ介入ナキ労働爭議ノ解決ノ爲ニハ労務委員會ハ本法第三章ノ規定ヲ準用ス此の章に関してはそれだけであります。

○末弘委員 今言はれたのは新しいこともありますが、それは爭議の統計をとつて呉れと云ふのは無論此の委員会でやつて然るべきことで、「労働事情ノ調査」あたりをもう少し書換へれば宜い。さう云ふ具体的のことだけでなしに、一般的にも非常に良い御注意だと思ひます。あと一番終ひのものは私なぜにこちらに移さなければいけないのか一寸呑込ませぬが、前にあつても宜いので、私察するに労働組合の介入なき爭議であつて協約が成立つた場合にどうするか。それから今度労務委員會が介入しないものもある。左様なことがあると非常に不都合があるやうなことを言つて居りましたが、結局私には余り納得が付きませぬ。鮎沢さん、是は全部労務委員會が關係しないと不公正なもの出来るやうに言つて居りましたね。

○鮎沢委員 さうです。

○末弘委員 私はさうぢやない。労務委員會が入らないと云ふことが爭議の時悪いのだ。其の成立つたものは協約同様に扱はなければならない。こちらへ移して三章を準用すと云ふ規定を置く必要が〔一〕 体何処にあるかと思つて居ります〔。〕 此処等は一つ小委員に移してやる〔と〕 元〔の〕 やうでも大した差がないやうに思ひます〔。〕 元〔の〕 俣にして實質的〔に〕 労務委員會〔に〕 關係させなければ〔、〕 今まで前〇三箇所立て居るので〔、〕 二十五條〔の〕 労務委員會を出すことにすれば宜いでせう

○鮎沢委員 御承知〔の〕 やうに労務委員會が後〔に〕 なつて出て居る〔。〕 其〔の〕 前に労務委員が出て居る〔の〕 で〔、〕 一体労務委員會〔と〕 はどう云ふも〔の〕 だらうか〔、〕 そ〔れ〕 は後を読んで戴けば分る〔。〕 是は妙なも〔の〕 だと言ふ〔の〕 です。

○末弘委員 是は自分〔の〕 国〔の〕 立法〔の〕 習慣で行つて居るのだから構はない

○松岡委員 斯うなると勅令〔の〕 問題も可なり具体的になつて来ました〔の〕 でさうすると此〔の〕 労務委員會は〔、〕 中央〔、〕 地方及び地區の三段階になる〔。〕 是は大変結構と思ひますが〔、〕 「特別ノ必要アルトキハ臨時〔ノ〕 委員會ヲ設クルコトヲ得」だけでは不十分になつて参ります〔。〕 やはり臨時委員若しくは専門委員〔と〕 云ふものを示し得ること〔に〕 なるのではありませぬか〔。〕 勅令は手續だけを定めるやうなことに限定されるならば〔、〕 此の際臨時委員とか或は専門委員と云ふも〔のを〕 制度を限定して置く必要があるのではないかと思ひます

それからうっかりして居りましたが〔、〕 第三章〔の〕 方で私前から訊かう〔と〕 思つて居た〔の〕 は〔、〕 第二十三條〔の〕 協約〔の〕 效力〔の〕 問題と關係して〔、〕 聯合軍

から〔の〕注意は労働者〔に〕とつて甚だ親切なことであります〔。〕実は私こんな解釈を自分一人で決めて〔、〕念を押すこ〔と〕をしなかつた〔の〕であります〔。〕此〔の〕際はずきりして置きたい〔と〕思ひますこ〔と〕は、例へば或る紡績会社との間に一つ〔の〕労働協約が出来たとして〔、〕其〔の〕後繊維統制会あたりが是は大変結構だと労働組合を公認して〔、〕其〔の〕種〔の〕こ〔と〕を行ふ場合があり得る〔と〕思ひます。所が具体的な個々の労働条件〔に〕付ては〔、〕繊維統制会全体〔と〕して見ると〔、〕それは弱体会社に対するも〔の〕である。此〔の〕場合統制会が全体にやつたことより前にやつて居た条件の方が良い時は〔、〕当然既存の条件は之を低下することが出来ないとして私は解釈して居りました。此の拘束力を持つ場合と此の法文の解釈をさう云ふことにして戴かないと、事実上甚だ面白くない問題が沢山起ると思ひます。此の点を明かにして置きたい。

- 末弘委員 其の点は無論其の積りであります。私も松岡さんと同じやうに、書かなくてもそれは問題ないと思つて居ります。但し「アメリカ」や「イギリス」では疑ひのあることは何でも書くので、或は書く方が宜いかも知れませぬ。
- 鮎沢委員 只今までは当方から提出したものに付て先方の意見を申し上げたのであります。之にもう一つ追加して貰ひたいと云ふ申入れがあります。其の俣申上げて見ますと、私は拙い訳でありますが、

軍國主義又ハ侵略行爲ニ活躍セル代表的人物ハ労働組合ノ役員又ハ労務委員会ノ委員トシテ選挙サルルコトヲ得ズ

右規定ニ該当スルモノヲ例示スレバ左ノ如シ

(一) 職業軍人タリシ者

(二) 何時タルヲ問ハズ一九三七年(昭和十二年)以来軍國主義及ビ侵略行為ヲ助長スルコトヲ目的トセル機関ニ責任アル重要地位ヲ占メ居リタル者

英文では限定する意味ではなくてとあるのをこちらでは例示すればと自由な訳を致しました。

是で本章に対する御説明を終ります。

- 藤林委員 是は大した問題でないかも知れませぬが、労務委員会と云ふ名を外にもう少し適当な良い名にして戴きたいと思ひます。私一寸産業審議会と云ふのを今考へ付きましたが、別にはつきりした理由もありませんが……
- 大野会長代理 何か良い御考へがあつたらどうか此の次までに……。
- 藤林委員 小委員会でも御考慮願ひます。
- 松岡委員 今鮎沢さんから紹介されました問題は、我々素人ですが、こんなことも取上げぬ訳に行くまいと思ひます。労務委員会が労働産業委員会となりますか、是等に対する联合国側の希望、是は私共の口から言ふのは拙いことであるが、実は御互に誰もが考へて居ることであると思ひます。而も向ふから言はれて、それに対する適當なる方法も何等講じたことがなかつたと云ふことも、余り良いことでないと考へますので、附帯決議はまだ審議されないのではありませんが、附帯決議の中に入れるとか、附帯決議の中に之を明かに入れませぬでも、大体此の委員会の事情を明かにしてさう云ふ者の指名任命等に付て、当分〔ママ〕がさう云ふことをおやりになる場合の基準のやうなものが定めれば結構ではなからうか。其の程度のことは考慮されて然るべきではなからうかと私は考

へるのであります。

更に是は人に依つて色々見解があらうと思ひますが、私は軍國主義だとか言つても、さう簡単に決める訳に行かぬと思ひます。あゝ云ふことをしてもはつきり其の点はどうかと思ふ節があるのであります。唯支那事変以来の大戦下に於ける反動期で、余儀なく追隨せざるを得なかつたと云ふ程度の人と、進んで迎合是れ事とした者とあります。隨て自ら其の責任と云ふことに付ても相当考へなければならぬのではないかと。私共必ずしも戦争犯罪人だの何だのと云ふ意味に之を考へるのではないのでありますけれども、やはり國の爲に眞に考へなければならぬ事柄に属すると思つて居ります。是は單なる例として申上げるのであります。労働總同盟が再出発の爲めの懇談会を開きます当初から此の点を考へて、形式的に之を扱ふべきでなく、積極的に迎合是れ事としたやうな、多少さう云ふ感じを持たれる人に対しては、幾分さう云ふ点を考慮して掛ることではなければ、全体の運動の上に悪影響があるだらうと考へて、さう云ふ点を考慮しつつものを運んだ積りであります。此の機会に幾分其のことも考へて掛る自発的な意味が我々の間にもなければならなかつた。事柄が事柄でありますから、さう云ふことは余り言ひ出したいのであります。法律にもならぬし、附帶決議も穩かでないと思ふならば、せめて實際上で何か之を考慮する方法を考へるのが宜いのではないかとと思ふのであります。

○竹中委員 私は土木建築の方を致して居る者であります。どうも此の中を見ても、我々の実情に副はぬものがあるやうに思はれます。実は私今日初めて出たので、或は私の考へた質問が間違つて居るかも知れませぬが〔〕私共の業界は二十九種の職別があります。大工、左官、鳶、土工と各種の変つた組合を持つて居ります。第一章の終ひに「労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ広ク賃金其ノ他給料ニ依テ生活スル者ヲ謂フ」とありますが、私共社員と労働者とが一緒になる機会はないのであります。それで此の点一寸拜見して私の頭に入らないのであります。鮎沢さんよく御承知ですが、大工は大工、鳶は鳶で組合が出来て居る。それへ手配して労働者の供給を受けるのですが、それが我々の使つて居る社員と労働組合を組織するなんと云ふことは考へられない。

○末弘委員 今の問題はもう第一章で済んで居ります。前からよく御説明してあるので、本法で労働者と云ふのは決して世間の俗語で云ふ労働者でなく、今仰しやる者と大工左官が一緒になつて労働組合を作りなさいと言つて居る訳ではありません。職業別の組合も出来るだらうし、産業別の組合も出来るだらう。或はもつと広いものも出来るだらう。狭い意味の労働者でないと云ふだけの定義であります。此の労働者で労働組合を作れと云ふことは一度も申したことはありません。

○竹中委員 私一回しか出て居ないので……。唯地域的に強制して加入させることが出来ると云ふ條項がありますが……。

○大野会長代理 そんな規定はありません。

○西尾委員 松岡委員から附帶決議にする程のこともないが、考慮してはどうかと云ふことであります。私は是非附帶決議にして貰ひたい。私共一面政治に関係して居るので、政治上に於て斯う云ふ問題を道徳的に取上げてやつて行くのでなければ、民主主義は確立出来ぬと考へて居ります。此の点労働組合に関することでもありますから、松岡君が言はれたやうに軍國主義、侵略行爲と云ふやうなことで抽象的で範囲が広過ぎます。之をよく研究して具体的に、例へば産業報国会なら産業報国会と云ふやうに、具体的なもの

のを研究して貰ひたい。

- 桂委員 法案〔の〕全体を見る前に〔、〕末弘さんに伺つて置きたい〔の〕であります〔。〕第九條に戻つて恐縮ですが〔、〕第九條は雇傭者団体と労働協約を締結することが出来ませうか。御修正になつた條文でそれだけ伺つて置きます〔。〕もつ〔と〕はつきり言ふ〔と〕労働協約〔の〕相手方は雇傭者だけですか、雇傭者団体と〔の〕協約もあります〔の〕で〔、〕それも入るやう〔に〕して戴きたい〔と〕思ひます
- 末弘委員 それは入ります
- 西尾委員 もう一つは労働委員会〔ママ〕の問題であります〔。〕此〔の〕中で雇傭者を代表する者及び労働者を代表する者をそれゞゞ推薦して委嘱すると云ふことになつて居りますが〔、〕所謂第三者に付ては何等の規定もない〔の〕です〔。〕立法上それは出来ぬ〔の〕ですか。第三者たる委員〔の〕任命〔の〕仕方に付ては一言も触れて居りませぬ
- 末弘委員 法律では此の二つが大事だから両方だけ書きましたが、若し必要があれば勅令で何か書く積りで居りました。さうしないでも現に厚生大臣〔の〕通牒で出来た委員会、よくあれに相談してやつて居るやうであります。事実さう云ふ風に運用するやうになつて行かなければ動かぬと思ひます〔。〕法律では両方〔の〕代表者だけで、第三者は書いたらどうか位の積りであります。
- 大野会長代理 さうすると組合法案はさう云ふことにして、更に小委員会で成案を得た上此の委員会に御相談すると云ふことで御異存ありませぬか。——御異存なければ其の通り決定致します
- それでは附帶決議

附帶決議

- 一、憲法中ニ労働権利及義務ニ関スル規定ヲ設ケルコト
- 二、政府ハ本法施行ト同時ニ労働行政機構ヲ整備擴充シ□□□労働省ヲ設置スル同時ニ中央地方ニ亘リテ一切〔ノ〕労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ□□□末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシムルコト
- 三、經濟復興審議会ヲ設置シ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ廣ク労働者ヲシテ經濟復興ノ重責ヲ分擔セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト
- 四、労働爭議調停法ヲ廢止シ、新ニ勞資關係ノ調整ヲ目的トシテ、一面労働爭議ヲ防止スルト共ニ他面迅速簡易ニ爭議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 五、中央勞務委員会ニ協調会及労働科学研究所ヲ附属セシメ労働ニ関スル科学的調査ヲ爲サシムルコト

- 鮎沢委員 第二と第五に付て修正がございます。第二には大体の趣旨を申し上げます。本法施行と同時に労働省を設置しろと云ふことになると、實際は出来ない。其の点可能ならしめる爲に「本法施行ト同時ニ」と云ふのを削除して、「労働行政機構ヲ整備擴充シ」の次に「出来得ル限り速ニ」を入れて、「出来得ル限り速カニ労働省ヲ創設スベキ手續ヲ講ズルト同時ニ」とします。

第五に関しては、産報の五人の委員の首席である責任者の人が、現に斯う云ふことを

申しました。労研は戦争を幫助したものである。産報は労働組合を潰したものと我々は考へて居る。さうした機関を此の附帯決議で態々取上げて、それを労務委員会に附属させるやうなことを決議するのは断じていかん。承認出来ない。どう云ふ機関、どう云ふ施設をどうしようが、それは勝手だ、此の中には入れないで貰ひたい。さう云ふ趣旨を入れたものの日本譯をしたものを讀んで見ます。

中央労務委員会ハ必要アル場合ハ現存ノ機関ヲモ併合シ、十分ニ組織セラレタル有力機関ヲ設置シテ之ヲ其ノ事務局ニ附属セシメ、其ノ指令ノ下ニ労働ニ関スル科学的調査ヲ行ハシムルコト

○末弘委員 此の趣旨は斯うであります。宜しく委員会は十分色々な事情を調査出来るやうな所の機関を手下に持つて、科学的に大いにやる必要がある。我々と少しも意見は違ひませぬ。唯あの人達は協調会、労働科学研究所が露骨に今まで運営されて来た其の幹部をあの所に持つて来ては駄目だぞと云ふのです。

○藤林委員 私先程附帯決議に付て申し上げたいと言つたのは、正に今の第五項のことであつて、結論的には私の申し上げようとする所と少々近つたのであります。それで私申上げるに及ばなかつたやうな恰好になりましたが、それでもう一つ附加へて申し上げたいと思ひますのは、今鮎沢さんの仰しやつた問題を姑く措いて申し上げますと、例へば労働科学研究所を持つて来る。私余り詳しく存じませぬが、厚生省の厚生科学研究所とそつくり同じものぢやないか。我々の見る所では一部分同じものがある。此の厚生科学研究所と労働科学研究所が中央労務委員会に附くとすると、同じやうな仕事をやるものが両方にあることになる。中央労務委員会に研究調査機関を設けるならば、斯う云ふ二重のものは此の際一つに纏めることを是非やつて戴きたい。同様のものがあつちにもこつちにもあると云ふ無駄をなくするやうに一つに纏めて、労務委員会の持つものを強力にしたい。假に労働科学研究所を持つて来るなら、厚生科学研究所は廃めるやうにして戴きたい。書いて申上げる必要もありませぬが、労働科学研究所を此処へ持つて来るに付ては、私は現状の俣では不満足なのでそれを申し上げようと思ひましたが、それは省略致します。

もう一つ。此の労務委員会が出来た場合には、中央、地方、地区を問はず、今後の労働問題の解決処理或は指導に付て、之に非常に重点を置いて行きたい。さう云ふ意味で御指導を願ひたいと云ふことを是非希望致します。それに付ては中央労務委員会が協調会、労働科学研究所を持つ。鮎沢さんは言論機関を併合して科学的基礎を之に與へると云ふことでありますが、私は反対に中央労務委員会でなく我が国の産業状態が今後変わるかも知れませぬが、大阪とか、中京、北九州と云つた四大工業地帯に、中央に比べて設備其の他規模も若干小さくなるのは已むを得ないとして、中央だけでなく斯う云ふ所に調査研究機関の相当大きなものを労務委員会を持つことを希望するのであります。それだけであります。

○大野会長代理 是も小委員会で研究して貰ふことに致します。

○西尾委員 先程鉄道省の方が二三留保されて居つた問題があります。是は非常に重大問題で、要するに第三條の末項「本法ニ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金其ノ他給料ニ依ツテ生活スル者ヲ謂フ」私は此の中に官公吏も入るものと理解して居ります。隨て従来考へたやうな官吏だからと特別の考慮を拂ふ余地なしと私は考へて居ります。偶々先日陸輸新聞と云ふのが発行されて居て、今度鉄道委員会を作る。其の爲の特別號

を出したいと云ふので、其の問題を取扱つて居る新聞記者が私に批評を求めたから、私相当思切つた批評をして置きました。私の所へ送ることになつて居たのに送つて来ないので見ると、載せて居ないものと思ひます。それを全面的に見ますと運輸大臣、總務局長、もう一人と三人の方がそれ〴〵御話をなさつて居りますが、其の三人の御話は一言半句と雖も労働組合のことに言及して居りませぬ。私全部紹介する違はありませぬが、それを見た感じでは、是は前の鉄道現業委員会を作つたやうな意図若しくは産業報国会が考へて居つたやうな意図、それが拂拭し切れないものがあるんぢやないか。是は鉄道省の現業委員会に入らずことを好まぬからだと考へます。此の点を考へても、どんなに立派な労働組合法を作つても、是では日本の民主主義体制を作ると云ふ誠意を聯合國側から疑はれると思ひます。是は非常に重大問題です。幸ひ其の局の方が居られますから、鉄道委員会に付ての趣旨なり、先程から屢々留保を求められた趣旨を承りたい。

- 運輸省鉄道總局勤務局長 丁度其の方面の最高の責任者が退席して居て、私代理なので十分責任ある御答弁を申上げることは出来ないと思ひます。鉄道委員会の性格と云つたやうなもの、今後の労働事情の進展に応じて變つて行くべきものであつて、今それがどう云ふ風に変つて行くかに付ては、国内の諸事情の進展の見透しが付かない限り、まだ決つたと言へないと思ひます。
- 水谷委員 其の点鉄道省の人にざつとばらんに言へば、大体見透しと云ふものは分つて居るので、後手々々と打たれると、此の頃盛に言はれて居る鉄道事業の民営化に一足飛びに飛び込む危険があります。此の際大勢が決ま〔れ〕ばそれに応じてやる〔と〕昔〔の〕やうな考へで労働組合をば見ませぬで〔、〕此の際大膽卒直に〔、〕時〔の〕流れに従はずと〔、〕日本〔の〕鉄道〔の〕國有化が危殆に瀕すると思ひますから〔、〕此〔の〕点を鉄道〔の〕最高幹部に十分言つて戴きたい〔。〕又隣りに逓信省関係の方も居て〔、〕やはり留保々々であります但両方ともあ〔ゝ〕云ふ事業は民営が宜いと思ひますので〔、〕労働組合〔に〕對して後手々々と打たれると〔、〕財界資本家から言はれて居るやうに民営へ移せと云ふ所へ〔一〕足飛びに飛んで行くかも知れませぬ。其〔の〕点十分善処されんことを要望して置きます
- 逓信院總務局長 只今色々御話を承りましたが〔、〕私最初に留保すると申上げた問題。そ〔れ〕は逓信院関係には労働組合も色々ありましたが〔、〕どうも労働組合〔の〕動きと云ふものが非常に思想運動化し〔、〕政治運動化する傾向を持つのであります。松岡さんなんか非常に其〔の〕点を御心配になつて労働組合は地味なものぢやないと言ひますが〔、〕實際行動を見ると〔、〕さう云ふ傾向が非常に強いのであります〔。〕特に私共通信〔の〕仕事は、従来政治運動とは独立した方針と傳統とを持つて参つたのであります。殊に選挙〔の〕際等に於ては、通信事業に従事する限り嚴重に警戒しなければならぬ〔の〕で〔、〕平素からさう云ふ方針で参つて居ります〔。〕さうした場合に第一條とか〔、〕第何條ですか、政治運動をやつても宜いのだと云ふことに従業員の団体が行くことが〔、〕実は私共としては非常に心配なので此〔の〕点は英国の一九二七年の企業に対する公認規定があります〔。〕あれ程嚴格な組合としてやつて居ります〔。〕私は労働組合が健全に發達し〔、〕国家再建の使命を達成すると云ふ理想の下に〔、〕折角本法が作られるのでありますから〔、〕さう云ふ方面〔の〕考慮も官業に付て必要な〔の〕ではないかと考へて居ります

今一点は、是亦分り切った問題なので或は問題にならないかも知れませぬが、罷業〔の〕問題であります〔。〕罷業権のない労働組合なんか労働組合ぢやないと云はれるかも知れませぬが〔、〕「アメリカ」の従業員あたりでもさう云ふ点を非常に心配して、郵便法第四十三條あたりでさう云ふことを規定して居ります。それは自分達の組合が参加の義務を持つやうなものに入つてはいかんと云ふ規定であります。更に郵便従事員以外に或は消防だとか警察官、陸海軍工廠の規定等にもありますが、是など各州で警察官、消防夫はやつて居りますが、「コロンビヤ」区辺りでは消防と警察官は入れて居りませぬ。勿論罷業をさせないやうにして居ります。陸海軍の工廠では罷業煽動の罪があつて、禁じて居ります。郵便法にはさう云ふことはありませぬが、罷業参加を強制されるやうな外部団体に入つてはいかんと決定して居ります。又組合の或る種類に依つては、自分達官業職業は罷業が主目的ではない。どこまでも立法である。随つて自分達は罷業はせぬと云ふことを、労働組合自身が之を掲げて居ります。さう云ふ訳で、「アメリカ」では極めて円満に労働組合が発達して居るやうに私共には見えます。さう云ふ風な点と、其の次の点はどうも協約の相手方の雇傭者、是が私前から質問して居りますがはつきりしない。勿論持つて居る権限の範囲内で事処理して行くより仕方がないと思ひます。現業局長或は地方の通信局長に致しましても、勤務法、俸給、給料の決定であるとか、衛生、安全施設の問題、さう云ふ任せられて居る権限範囲が狭いのであります。そこらの点を一応我々として考慮して行くことが、却て労働組合の発達に都合が宜いのではないかと考へます。そこで先般も末弘先生から色々厚生省とよく打合せて然るべく措置すると云ふ御話もございましたが、斯う云ふ法案の出来る際に厚生省あたりで一つ官業労働に対する公認規定と云つたやうなものを作られまして、一つの枠を與へられた方が結果から申して宜いのぢやないか。将来其の枠がどう云ふ風にならうと、さう云ふ風に私個人としては考へて居ります。それを一言申し上げたく思ひました。

- 末弘委員 只今のやうなことを今の此の段階で仰しやられたことを私非常に遺憾と致します。今の「アメリカ」の例、多少知つて居ります。「アメリカ」は其の爲に相当色々の問題があり、大体「アメリカ」は労働組合に対して随分酷いんです。併し一方デモクラシー政治的のものがあるので、労働組合に対する酷い法制があつても、それが悪くならず居るやうな状況があります。日本では外國の條文だけを見てあゝだ斯うだと云ふ議論がある。さう云ふ意見があるならば、此の委員会へ早く出して戴いて、さう云ふものを入れるなら入れて「アメリカ」からも専門家が来て居るのですから、お前の方には斯う云ふことがある。是はどうだ。説明して呉れと云ふことも聽けます。今あなたの仰しやるやうなことをやると、謂はゞ政府の人間殊に閣議にかけた時通信院總裁、運輸大臣などがさう云ふことを言つた日には、此の協議は纏りませぬ。さうでもなしに、あなた方が此処に出られた以上個人の意見と言はないで、はつきり通信院の意見を言つて下さい。我々だつて通信省に「ストライキ」宜いと思はない。鉄道の「ストライキ」も宜いと思はない。それを防ぐやうな方法。而も本来此の問題は聯合軍からの要求もあるし、それ等の点を考へて、我々熱心に審議して居るのです。此の段階になつてそれを言はれると、お前から法制局あたりに相談する時然るべくやれと言はれても、私は御引受出来ませぬ。其の含みで閣議あたりで言ふのが今までの手です。それぢや厚生省は困つてしまひます。そんなら我々としても任せて貰ひたい。なぜもつと早い段階に言はれないか。

あなたの言はれるのは労働争議調停法の中の、殊に公益企業の問題があります。官業も多く陸海軍の工廠の問題です。鉄道通信などに付ては「ストライキ」は特別に考へなければいかんものだ。其の機会に又あなたの言はれることは考へて、今此の機会に此の労働組合法に付て、あと閣議だとか各省の政治的折衝の時の何か伏線のやうなことを言はれるならば、今日も終らないでまだ續いてやりませう。個人でなく責任のあることを言つて下さい。幾らでもやります。「アメリカ」辺りの事実も調べます。

- 大野会長代理 個人の意見を承つても仕方がありませんね。
- 逓信院総務局長 厚生省は政府として私共に言つたのであるか、厚生省が政府として所管されて居るのですから、御意見もあらうと思ひます。私共此処へ来て居るのは、厚生省が唯一委員として此処に出されて居ると私は解釈して居ります。随て厚生省の方で斯うなんだと決定されれば、是は已むを得ないことだと思ふのですが、我々の発言する機会は今なんでして……。此の前は御質問で、今日初めて……。
- 大野会長代理 そんなことはありません。——個人の意思を此処で公表される時ぢやないでせう。
- 亀山厚生次官 今段々御意見ございましたが、私共の考へは、官廳側の意見を御願ひしたいのであります。今御話のやうに個人でなく、其の代表せられる省の意見を御話願ひたいと思ひます。同時に私実は最後に御願ひしようと思つたのですが、今末弘委員が仰しやいましたが、あとで法制局なり閣議なりで官廳としての意見を論議されるのは困る。出来れば此処で御意見も十分発表して戴きたい。私共の方の疑問のある点は局長が伺つて居るやうな訳であります。此の次の機会もありますから、其の時に御願ひしたいのであります。是は現業官廳のみならず、法制局、内務省、商工省等に付ても其の積りで居ります。関係官も御見えのやうですから、御取次願ひます。
- 逓信院総務局長 其の点がはつきりして居りませぬ。
- 亀山厚生次官 或は申上げやうが足りなかつたかも知れませぬ。私当然さうなるべきだと考へて居ります。従来はさうでなかつたこともお互ひよく知つて居ります。さう云ふことでなしに、此の委員会はさう云ふ意味で十分官廳側の御意見も御述べ願ひたい。今日の次官会議の時も、中間報告として一応話して置きました。省の御意見も或る程度御決め願ひれば結構であります。
- 末弘委員 ですから成べく積極的な意見として出して戴くと、我々も纏めて行けるのですが、斯うやつて一応纏つた所で、官業労働に付ては斯う云ふ風なんだと云ふことで留保して帰へられると、私共として責任ある答申が出来ないんです。それで先程のやうなことを申上げたのであつて、私も長年色々な委員会に関係して、官廳の方が始終さう云ふ態度を示され、後に禍を残します。そしてまるで骨抜きになつたり致します〔。〕それを今度もしたら困つたことが起ります。もつと肌抜きになつて、皆で良い〔勞〕働組合法を作らうぢやないかと云ふやうに考へて戴きたい。此處まで續けて来たものを又蒸し返すと遅れますから〔。〕争議調停法のあの問題は〔。〕主に争議に関係して来るからそれで宜いのではないか。先程西尾さん〔の〕言はれたやうに〔。〕逓信院あたりのやうに官業労働の多い所で官吏と云ふ身分は全然別だと云ふ態度を御執りになつては通らないことだけは、初めから申上げて置きます。寧ろ争議調停法の問題として考へる余地があります

- 逓信院総務局長 主として私が考へるのは争議の際のことです。
- 末弘委員 それは主に調停法で、分けてありますから、あれをもつと考へて宜いと思ひます。
- 松岡委員 政治運動とか政治的地位と云ふことが頻りに氣にされて居ることを甚だ残念に思ひます。労働組合史を書いた「ハブフスキー」に依つて其の姉妹篇として有名な産業民主篇——高野岩三郎先生〔の〕翻譯されたも〔の〕があります〔。〕そ〔れ〕で知つて居る程度ではありますが〔、〕要するに「イギリス〔〕」に於ける労働組合運動〔の〕歴史〔は〕実際の態度から〔、〕「イギリス〔の〕」組合が段々成長発達して来て、同時に國民經濟の発達も段々複雑になつて行く其〔の〕段階に於て〔、〕労働組合でなければ爲し得ないやうな役割を演じて居るこ〔と〕が〔、〕可なり克明に力強く記述されて居る〔の〕であります。此の附帶決議〔の〕三を見ましても〔、〕經濟復興審議會を設置されて〔、〕そこに労働組合代表を参加せしめ、労働者をして經濟復興の重責を分担せしめる途を開かう。是は何を意味するかと云へば〔、〕斯う云ふ事に於て労働者は議會を通じなくても立派〔に〕政治的な役割を演じ得る地位に立つも〔の〕である〔と〕私は解釈する〔の〕であります。單なる經濟上のことではないのであります〔。〕でありますから〔、〕政治的地位〔の〕向上と云ふことをさう云ふ氣にされたのでは〔、〕却て労働者を眞に國家〔の〕重きを以て任ずると云ふ氣持を抑へることになるんぢやないか〔。〕此〔の〕前も一寸申上げましたが〔、〕労働者の矜持に慙へて〔、〕其〔の〕責任感の喚起に努めることなくしては〔、〕お前等之をやつてはいかんと云つても、やる時にはやるんです。甚だ乱暴なことを申上げるやうであります、やる時にはやるんです。だから之を禁ずる規則が大事か、さうでなく之をよく導く爲めの配慮が大切かと云ふことです。労働組合法と云ふものは禁ずるものでなく、労働者が自發的に、自主的に、眞に自分達が國の重きを以て任ずると云ふ此の氣持を喚起さす爲に、國家として考へれば是が必要だから労働組合法を制定すると云ふことに帰著すると思ひます。色々のことが言はれますが、結局此処に帰著すると思ひます。御機嫌をとつたり、悪い労働組合法を制定するのでは断じてならない。世の中が段々資本的になつて、労働組合法を制定することに依つて寧ろ労働者を健全ならしめることになつたから、労働組合法制定が具体的の問題になつて来たのであります。此の根本問題を考へて戴くことなくしては、殊に西尾君の指摘されたやうなことでは洵に困ります。私元の鉄道現業委員会程度のものならば、國鉄の労働組合が出来た時、あの委員会は労働組合と鉄道省との間に於ける団体協約の交渉機關として活用される役所のやうなものになり得ると思ひます。私は現業委員会をさう眼の上の瘤のやうに考へる必要もなからうと思つて居りました。偶々今日労働組合法を制定される機運が熟して来た時、鉄道省では労働組合のやうなものを御作りになることが困る。是は私以ての外だと思ひます。國家が労働組合法を制定しようと云ふ時に當つて、鉄道省も國家機關の一部であります。それが特別に鉄道が々々々と仰しやることは、私にはどうしても解せない。寧ろ鉄道にしても逓信院にしても——今日は營利を目的とする爲に經營されて居る事業すら國家性、或る程度の責任を國家から負担されて居るのであります。隨て國家自身がやつて居る事業に付ては言ふまでもない。それ等の人に範す〔ママ、範を示す?〕のが大切だ位のことは労働者にも分つて居ります。それに対して範を示すことに依つて、さう云ふ事業に係する労働者にとつて自覺を促し、自發的に強く考へるや

うな風に導いて戴きたい。官廳は寧ろ民間事業に対して率先垂範して戴かなければならぬ責任があると私は感ずるのであります。

○西尾委員 此の機会に、此の委員会の最初の日に鮎沢委員が御述べになつたことを、殊に官廳の方は想起して貰ひたい。此の労働組合法を作ると云ふこと、言ひ換へれば今後日本がどう云ふ労働組合を作らうとして居るか。其の考へ方如何に依つて日本が眞に民主主義の国になり得るか。日本が「ポツダム」宣言を行ひ得る能力があるかどうかを決定する「バロメーター」になります。其の時に當つて、労働組合を作らうと云ふ時に、官廳の一部が恰もそれを防止するが如き態度に出ると云ふ事実が明かになつた時、日本人に任しては民主主義体制は出来ないのではないかと云ふ一つの失望感を、私は聯合國側に與へるのではないかと思ふ。其の点鮎沢委員が言はれたやうに、労働組合労働者の問題でなくして、我々民族の問題だと思ひます。さう云ふ意味で非常に大事な問題でありますから、官廳方面殊に是の所管省である厚生省の方々に於ては、委員長ともよく御相談下さつて、此の次の会合までにもつとはつきりした明朗な解釈を御願ひ致したいと云ふことを希望致します。

○運輸省鉄道總局勤労局長 鉄道が其の民主化に付て非常に重要な立場にあることに付ては、それに関係して居る責任者として十分感じて居ります。尚ほ今回制定されました鉄道委員会に付きまして、是が労働組合を壓殺するものである。又鉄道そのものが壓殺する意圖であると云〔つ〕た御話を承りましたが、事実鉄道に於てはそれは相違して居ると考へます。又先程申上げましたやうに、鉄道委員会其のものも其の性格は差詰めあれだけのことがあつて、先程水谷委員からも非常に熱心な御勧告がありました。当然鉄道委員会の性格はそれで行くべきものでありますから、今日皆さんに與へて居る鉄道委員の觀念とは恐らく違つたものにならねと、私共毎日非常に突詰めた気持ちで考へて居るのであります。其の点鉄道は恰も労働組合運動を防ぐ所の盾であるかの如き見解は、私としては事実相違であると思ふと云ふことを申上げて置きます。

尚ほ現在鉄道の内部に於ては此の法案竝に鉄道の労働組合結成其のものに付て連日審議を重ねて居りますが、まだ此處で其の結果を御披露申上げる段階にまで至つて居りませぬ。併し急速に態度を決定する必要があると思ひますので、私としては歸つて幹部に十分此の委員会の意のある所、又此の委員会の状況を説明して、此の次の機会には明瞭に考へを披露することが出来る状態にして参りたいと考へて居ります。以上

○大野会長代理 それでは大分時間も過ぎましたので、今日は是で終ります。長時間御苦勞様でございました。

午後七時二十分散会

5. 第5回労務法制審議委員會議速記録（昭和20年11月21日）

史料出所：労働組合法立法史料簿冊②

*編注：この審議会に提出された「第5回労務法制審議委員会提出労働組合法案（昭和20年11月21日）＝第3次案」は、本史料集（条文史料篇）8～13頁に収録。

昭和二十年十一月二十一日

第五回労務法制審議委員會議速記録

午後一時開會

○大野會長代理 是より開會致します。直ちに法案の審議に入りたいと思ひます。小委員の委員長から御説明を願ひたいと思ひます。

○末弘委員 昨日小委員を開きまして、先日會長から御指名になつた小委員及び関係の省からも係りの方においでを願ひまして、先日此の委員會で御意見が出ました所を審査し、鮎沢委員から聯合軍側の希望として述べられた点をも参酌し、且つ官廳の在来の法律議案の時の色々の慣行其の他をも伺ひ、それを基にしまして全文を逐條的に再検討致しました。さうして相當辭句の訂正がされ、在来此の委員會で言はれなかつたやうなことまで多少書いて居りますが、それを此の場で一々御説明申上げれば小委員會の趣旨が徹底するだらうと思ひます。以下逐條、條文に付て申上げます。

第一條は何等変更はございませぬ。

第二條は、先日も御話がありましたやうに、此の俣法律の條文になることは到底出来ない。そこで結局法律の條文になるとすればこんなことだらう、但し細かい点は法文の上にもう少しはつきり現はした方が宜いだらうと云ふので、括弧を付けて斯う云ふ形にした。それから原文にある必要なる措置云々は法文には書き難いから附帶決議の方にと云ふので、附帶決議の二、になつて居る。詰り、趣旨は全然変りませぬが、元の第二條が此の新しい二條の附帶決議にとして、尚當局に於て細かい点は然るべく御検討を願ふと云ふことにしたのであります。

それで、前の第二條の中の初めの方の、一切の現行法令を廃止すると云ふことですが、大体今迄に直接労働組合の団結及び行動を不當に拘束して居る法令と云ふものは其の後逐次廃止されつゝありまして、最近では警察法なども廃止されることになつたので、今としては必ずしも労働組合其のものを対象として居ないが、在来の判例、及び警察其の他のやり方を見て行くと、一般の法令が可なり労働組合に対して適用されて居る。そこで第二條の初めの所のやうに、「左ノ法令ノ關係條項ハ労働組合ノ爲ニスル組合員ノ正當ナル行爲」詰り労働組合と雖も、労働組合として當然持つ所の団体交渉其の他の正當なる行爲——爭議の機會に不当に人に対して暴行を働くとか物を壊すと云ふやうなことは入らないが、正當なる行爲に付ては適用しないこととして、刑法以下此の五つのものを挙げた訳であります。何れも一般の取締に関する規定であります。それを労働組合の爲にする労働組合の正當なる行爲に付ては適用しないと云ふ趣旨であります。特に刑法の中でどの條文を上げるかと云ふことはもう少し検討を要します。例へば今の騷擾罪の規定の如き、旧刑法時代に較べると、唯多衆が集つて暴行脅迫をやると云ふこと

だけが成立要件になつて居たのに、今まで我々が見ても、労働争議の場合不当と思はれるやうなものが適用されて居るのであります。それから業務妨害の規定の如きも、適用次第に依つては極く平穩な争議でも業務を妨害したと云ふ意味で適用される虞なしとしないのでありまして、現に外國では適用された実例もあります。それで先の委員会では、騷擾罪とか業務妨害罪と云ふやうなものが例に上つたのであります。

尚こゝで申上げて置きたいことは、普通の暴行と云ふやうなものにまで適用しないと云ふのでなく、正當な労働組合の行爲、それに適用しないと云ふ趣旨であります、それ等、暴力行爲等處罪〔ママ、處罰?〕に関する法律も、一條以下夫々違つて居りますが、第一條に、集団を以てやるの故を以て重くすると云ふことがあります。労働争議と云ふものは必然集団であります爲に、一般刑法で罰せず、暴力行爲、是で重くなると云ふことは、兎角労働争議に是が適用されて不当な結果の起る実例が今までにありますので、之を挙げたのであります。それから、警察犯處罰令、行政執行法等、何れも一般の者を目的として居りますが、今までは是等が可なり濫用されて居る事実がありますので、飽くまでも正當なる行爲に対しては適用しないと云ふ趣旨の規定を置きたいのであります。

是で廢止する方のことは大体済んで居るやうでございますが、斯う云ふ第二條と云ふ形の規定を置きまして、團結權の保障の精神をはつきりさせるやうに、さうして附帶決議の二の方で、是等以外のもので、曾ての治安警察法第十七條を廢止したに拘らず、府縣等の警察命令で可なり不当な適用を受けると云ふ実例もありますし、今残つて居る方も、或は今後制定せられる法令でさう云ふものになる虞のあるものがありますから、斯う云ふものは大臣の通牒なり何なりで適當な濫用防止策を執るべきことと云ふことが決りましたので、斯う云ふことになつたのであります。

次に第三條では、主文の第一項で「本法ノ労働組合トハ労働者ガ主体トナリテ自主的ニ」其の次に「主トシテ」と云ふのが加つたのであります、是がありませぬと、労働條件の維持改善其他地位の向上だけを目的とするやうに見える、それでは現実にある組合の実際には合はないので、やはり是が主となつてと云ふことで、他のことも従としてやることが労働組合としてあるのだと云ふ精神で之を入れたのであります。

それから、後の一、二、三、四、五であります、此の中の四に、「主トシテ政治運動又ハ社會運動」と云ふのを入れました。是は政治運動だけで判ることは判りますが〔、〕或る意味〔に〕於て世間通用〔の〕言葉で〔は〕政治運動〔と〕社會運動とを分ちて居ります、そこで〔、〕主として社會運動を目的とするものも労働組合ではないと云ふことにしようとして云ふ〔の〕であります。それから五は、此の前鮎沢さんからの御話もあり、是は此處に挙げなくても、第一〔一〕項の団体又は其〔の〕聯合が〔、〕労働組合又は其〔の〕団体と認むべからざるも〔の〕があれば〔、〕やはりそれは労働組合と認めないと云ふことにすべきで〔、〕団体〔の〕実情を備へないと云ふことを特〔に〕書かなくても理解〔の〕出来ることであらうと云ふので取ることにした〔の〕であります。

それから次の〔、〕労働組合と認むべきや否やに付て疑のある時、此の時〔の〕文句〔の〕書き方を多少變へまして、前〔に〕は地方長官となつて居りましたけれども、之を厚生大臣とし〔、〕「命令〔ノ〕定ムル所ニ依リ厚生大臣」と致した〔の〕でありまして、斯う云ふ全國的の大きい場合には主務大臣が當る、厚生大臣が扱ふ方が宜からうと云ふ〔の〕で、斯様に致した〔の〕であります、それから労務委員会、是は労働關係調査委

員会とでも云へば宜いかも知れないが、労働委員会と云ふ名にして見たらと云ふので〔、〕斯様に致した訳であります

次に第四條は原文の俣であります

第五條は、七〔の〕役員、是は代表者〔と〕云ふも〔の〕がはつきり分ると〔、〕凡ゆる場合代表者々々として出て来るから、代表者其〔の〕他の役員とした方が分りが宜いだらうと云ふことであります

六條は其の俣であります

それから七條は例〔の〕変更目的であります〔、〕是は多少変りま〔し〕て〔、〕「組合規約ガ法令ニ違反スルトキハ命令〔ノ〕定ムル所ニ依リ労働委員会ノ決議ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得」〔、〕是は先程述べましたと同じやうな趣旨で厚生大臣が其の仕事をする方が適當であると云ふ場合があり得る〔の〕で〔、〕斯う云ふ風にした訳であります。是は其の管轄等のことが決つて居らぬと〔、〕どう云ふ場合に誰が変更権があるか判らぬから、それは命令行爲と云ふことにして、命令に依ると云ふこ〔と〕にした〔の〕であります

それから第八條は〔、〕主たる事務所〔、〕是は此〔の〕前鮎沢さんから御話がありました〔の〕で取らう〔、〕取る結果としては主たる事務所以外〔で〕も斯う云ふも〔の〕を置かなければならぬことになる訳でありますから、其〔の〕趣旨で取りました〔。〕組合では多少面倒かも知れませぬが〔、〕此〔の〕方が実際は便利だと思ひます

第九條は〔、〕此〔の〕前桂委員から〔、〕御話もありましたので〔、〕書き換へまして「労働組合〔ノ〕代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ〔、〕次が〔「〕組合員ノ爲ニ」でなく、「組合〔ノ〕爲ニ〔〕」と云ふ集團も現はし「組合又ハ組合員ノ爲使用者又ハ其〔ノ〕団体ト労働協約ノ締結其〔ノ〕他〔ノ〕事項〔ニ〕関シ交渉スル権限ヲ有ス」〔、〕此処で使用者と云ふ字が出て来ましたが〔、〕雇傭者と使用者——最近は使用者と云ふ字を一般に使つて居ると云ふことであります〔の〕で〔、〕ずつと使用者と云ふことに書き換へた〔の〕であります

第十條は前回御話した通りであります〔。〕之〔に〕制裁を付けるかどうかと云ふ問題は〔、〕後に罰則の所で其の点に付て〔の〕審議〔の〕模様を申し上げます。

第十一條は、此の但し書を止めて〔、〕其の代りに十四條違反の罰則で行つたらと云ふ御議論もありましたので〔、〕検討して見ましたが〔、〕組合が調停條項に違反して争議行爲に入つたからと云つて〔、〕事実行爲をやつて居る時に罰すると云つて見た所が〔、〕中々罰し悪い〔ママ、難い？〕〔、〕それに、うっかり手を出すと争議が長引いたりすることがあるので〔、〕やはり制裁〔と〕しては〔、〕それに違反した場合は損害賠償の請求を受ける虞があるぞと云ふ所で抑へた方が賢明だらうと云ふ趣旨で〔、〕此の但し書は生かして、其〔の〕俣にすると云ふこ〔と〕で〔、〕隨て二十四條違反に対しては刑罰的制裁を以て臨まないと云〔ふ〕ことに致した訳であります

それから十二條は原文の通りであります〔、〕之に付てやはり制裁を附すべきや否やと云ふこ〔と〕が問題になり、特に役員が斯う云ふ流用を濫りにやることに對し〔て〕制裁を置くべきではないかと云ふ話がありましたが〔、〕或る程度のことをやつた場合には一般刑法〔の〕背任横領でやると云ふことで〔、〕本法には特別規定を設ける必要はあるまいと云ふので此の俣に致したのであります。

それから十三條、十四條であります。此の前鮎沢さんの御話では十三條の四を長い文句を書くことになつて居りましたが、非常に書き悪い〔ママ、難い?〕ので、四の解散命令の頭に「第十四條ノ規定ニ依ル」と入れて第十四條を呼び起したのであります。十四條は、「屢々法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リ」としてありますが、是は安寧秩序を紊ると云ふことの具体的な行爲が立証される必要があるので、労働組合が屢々法令に違反すると云ふ具体的な行爲をやり、屢々警告を受けても止めないで、是は安寧秩序を紊るものとして到底存續を認め難いと云ふ具体的な条件がはつきりした時に、労働委員會の申立があれば裁判所が解散を命ずると云ふ形にしたら宜からう、さうして其の手續のことは司法省の方で考へて戴く。前から誹証〔ママ、非訟〕事件と云ふ御話があつたが、今の誹証〔ママ、非訟〕事件の手續、あの俣で宜いかどうか、もう少し検討して見たらと云ふことで、此の法律が此の俣通つて行くやうなら司法省に其の点に付て考へて貰はうと云ふのであります。

それから此の條文で、解散命令を受けたが應じないと云ふやうな場合に付ての制裁の問題が考へられましたが、是は後に罰則の所で一緒に申し上げます。

十五條、十六條は前の俣であります

十七條は、昨日厚生省の御當局が態々大藏省へ行つて話を聽いて来られましたが、或る程度の免税を與へることは宜いだらうが、それが法人であればはつきりして居るけれども、さうでなく、矢鱈に澤山労働組合と称して、届出さへすれば宜いと云ふことで、之に一々免税すると云ふことになると非常に不都合な場合が起ると云ふのであります。私共も至極尤もに思ひまして、そこで、免税の恩典を受けるのは登記をして法人になつたものに限る、又斯の如き法人こそ大きく課税の對象となり得るやうなこともあるので、小さいものに付てはあり得ないから、そこで法人たる労働組合として與へる免税の内容は、是は尚ほ大藏省に十分考へて貰ふ、或はそこで厚生省の方と一つ御折衝願ふことにして、唯一應基準を我々として與へて置いた方が宜いだらうと云ふので、此の前も御話があつたやうに、大体産業組合に與へられる程度の税務上の恩典を與へて欲しい、斯う云ふことを答申する程度にしようと思ふので斯う云ふことになつたのであります。

第十八條は大体前の通りで、多少字句に訂正がある程度で、實質上は變つて居りませぬ。

第十九條は、此の前鮎沢さんから御話がありました趣旨を日本流に書き變へたのでありまして、書面を作成し、両当事者がそれに記名捺印する、さうして之を一週間以内に届出ると云ふことで宜からう、原文は、届出に依つて效力を生ずると云ふことでありましたが、鮎沢さんの御注意で斯う云ふ形にしたのであります。

二十條は其の俣であります。

二十一條は、昨日おいでになつた関係官廳の方が、法律と同一の效力と云ふのは少しいかつい感じがすると云ふことでありましたが、是は一種の規範的な、法律上拘束力を持つと云ふ趣旨であるから、法的拘束力と云ふ文字で現はさうと云ふで斯う云ふことが書かれた訳であります。

それから其の後の基準の問題は、此の前鮎沢さんから御注意もありましたので、此の機関なるものは労働協約の規定に依つて出来た機関と云ふ風に書き變へまして、趣旨は原文と何等變つて居ないのであります。

それから二十二條は、一般的拘束力の問題に付きまして、工場で四分の三以上が労働協約の適用を受けるに至った場合、他の者に及ぶと云ふが、一つの工場の中でも色々な役種があるので、今問題になつた種類の労働者の爲の協約であるのが他の者に及んではおかしいと云ふ細かい注意をされる方がありましたので、適用を受けるに至つた者と同種の労働者に當然及ぶのだ云ふ、是は書かなくても當然とは思ひましたが、さう云ふ注意がありましたので、斯う云ふ風にした訳であります。

それから二十三條の「地方長官又ハ厚生大臣右ノ決定ヲ爲スニ付テハ労働委員会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス労働委員会前項ノ決議ヲ爲スニ付當該労働協約〔ノ〕定ニ不適當ナル事項アリ〔ト〕認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得〔、〕なんでも協約があれば〔、〕既存のどこかの工場では寧ろ協約より好い条件を與へて居ると云ふ場合〔、〕それまで總て是が及ぶと云ふことでは却て労働者に不利益〔に〕なるではないかと云ふ聯合軍〔の〕注意もありましたが〔、〕實〔は〕労働協約と云ふも〔の〕は不正競争を除く〔、〕業者〔の〕相互〔の〕利益に依つて労働条件が不當な拘束を受けると云ふこ〔と〕を除く、謂はば凸凹をなくすること〔に〕目的がある〔の〕で、労働者に従来有利であつたから〔、〕それはどんなに高くても残すと云ふことでは〔、〕第一他〔の〕業者が承知しない〔と〕云ふことも出て来〔る〕ので〔、〕寧ろ此〔の〕場合、斯う云ふ〔一〕般的拘束力を認める〔に〕付ては〔、〕此〔の〕決定をなすに付ては労働委員会が実質をよく調べて或る程度の修正をすると云ふ〔、〕さう云ふ余地を残すことに依つて聯合軍側の心遣ひも容〔れ、〕さうして事實労働委員会にそれだけの力を與へると云ふことにしたら宜からうと云ふことで斯う云ふことが決められた訳であります

第二十四條では〔、〕同盟罷業其〔の〕他〔の〕爭議行爲と云ふ、あの使用者側の労働爭議行爲に対する例に掲げる積りで、「ロツク、アウト」、閉鎖と云ふ文字を使つたのであります。

次に第四章、是は先程申しましたやうに〔、〕勞務委員會を労働委員会と云ふ名前に変へました〔。〕それから二十六條〔の〕初めに〔、〕労働組合に関する事務とありましたが〔、〕労働委員会〔の〕する仕事は必ずしも労働組合其のもの〔の〕に形式的にはないとか〔、〕参加して居ない事務に付ても仕事をする〔の〕だから、どうせ前にも勞資関係と云ふ名前を出して居るし〔、〕勞資関係と云ふことで行かう、英語で云へば「□バリエ〔一〕 ション〔ママ、レーバリーレーション〕〔〕〕だが、此處で日本語で勞資関係〔と〕しようとして云ふ〔の〕で書き変へた〔の〕であります

それから、前〔に〕鮎沢さんから色々御話〔の〕ありました点を〔、〕其〔の〕後委員会で研究して見ました結果〔、〕第一項は變つて居りませぬが〔、〕第二項は〔、〕労働委員会は中央及び地方〔に〕付き設け〔、〕即ち主務大臣〔に〕属するも〔の〕と地方長官に属するもの〔、〕是は何れも初めから必ず設ける〔、〕さうして勤勞署〔に〕至つては〔、〕之を大いに擴充しろと云ふことを此〔の〕委員会としては建議して居るけれども、人間のことであるから中々擴充する訳に行かない、それを頭から、必ず委員會を置くと云ふことになる、人選、その他にも困る、一度人選すればそれが後に問へて困ると云ふことから、中央及び地方には必ず置くと云ふ建前を設け、特別の必要あるときは一定の地區と云ふことで、実情に應じて成べく拵へて行くやうにする。それから此の前、船員の問題などに付ては一般の委員会では拙いだらうと云ふやうな御話もあつたので、さ

う云ふ特殊の事柄であれば、それに付て特別の委員会を設けることを得る、即ち「一定ノ地区又ハ事項」と云ふことで斯う云ふ形にしたのであります。

次の「刑法ノ適用云々」と云ふことでありますが、労働委員会が斯うやつて相當の権限を持つものになれば、委員会其のものは官廳ではないが、此の委員及び職員、書記と云ふやうな者に付て、瀆職の問題、或は是等の者に対する公務執行妨害など行はれては此の委員会の運営全きを得ませぬから、そこで一般の此の種の例に従つて「公務ニ従事スル職員ト看做ス」としたのであります。

それから最後の項、「労働委員会ニ関スル事項ハ本法ニ定ムルモノ、外命令ヲ以テ之ヲ定ム」と云ふことにしましたが、是は此の前、成べく実質的なことは法で決めてしまつて勅令などに譲るべきでないといふ聯合軍側の意見もありましたが、日本の在来の法文の立て方、又本法を成べく完璧にしたいといふ点から云つて、手続だけでは少し困る。それで是はもう少し広い意味に書いても宜いのですけれども、寧ろこゝは労働委員会に関する事項として、手続以外のことでも、本法に決めた以外は命令を以て之を定めると云ふことにして、必ずしも勅令に限る必要はないが、勅令でも宜い、謂はば施行規則、施行令で斯う云ふものが決められると云ふことにしたのであります。

それから二十六條、之には前に條文が並んで居つた所二十四條と云ふものが今までありましたのがなくなりましたのと、それから此の前労働争議の統計等を作ると云ふことを聯合軍から希望がありましたのを、原案の考へでは当然労働事情の調査と云ふことを含んで居りますが、其の文句を入れて、「其ノ他労働事情ノ調査」と云ふことに致した訳であります。

二十七條は、此の前此處で御話もありましたので、「同意」を「請求」とし、事を明かにする爲に「関係者双方ノ」として、公益上の必要がある場合は會議を公開する、是は双方が請求した場合、議事と云ふのもどうかと云ふので、會議と云ふことにしたのであります。

それから二十八條は、帳簿其の他の書類の提出を求め、それを労働事情の調査に必要ななる、でなく、二十六條の規定する事務を行ふ爲に必要な帳簿書類を出さしめる、斯う云ふことで、労働事情の調査と書けば第一號だけに関するやうであります、さうでないのだと云ふことで斯う云ふ書き方をしたのであります。

尚ほ臨検に付ては、委員自らが臨検しないで、職員に臨検せしむる。それから委員会が臨検すると云ふのは、全員が臨検しないこともあり得るので、其の文句を斯う云ふやうに「セシムルコトヲ得」としたのであります。

それから二十九條、是は今までありませぬでしたが、委員会に此の二十八條のやうな重要な権限を與へる以上、公開された場合は無論公開されたことに関する限り第三者が之を知るのは當然であります、それ以外に於ては嚴に之を祕密にすると云ふことが必要である。さもなければ又関係者も喜んで関係書類などを出すと云ふことをしないだらうと云ふので、祕密を守らなければならないと云ふ規定を置いたのであります。之には無論制裁の規定があります。

それから三十條、是は此の前鮎沢さんから御話がありまして、前の二十五條をこゝへ移して参りました。あの趣旨に依つて労働組合の介入のない争議の予防、或は解決の爲に協定が出来たやうな場合、之に付ては、一般的にでなく、労働委員会が其の中に介入

したと云ふものには労働協約と同一の効力を認めて、それに付て届出もさせ、又他の効力も之に認めると云ふことにしよう。之に依つて労働委員会の仕事を此の方面に伸し、強めると云ふことが其の結果出て来ることになります。

次の三十一條、是は前の三十條の俣であります。

それから罰則でありますが、今まで箇々の條文に付てはちよいちよい申上げましたが、後に纏めて申上げます。

次に附帶決議に移ります。附帶決議の一に付ては、何等かもう少し具体的なことを此の段階で書かうかと考へましたが、憲法の改正もまだ先になるやうでありますし、此の前厚生大臣からのお話もありましたから此の委員会に於て従来の外國の立法例なども調べ、立派な、労働憲章的な、而も我が憲法に載せるに足るやうな簡潔な規定を皆さんと御相談して作るやうにしたら宜いぢやないかと云ふことで、此の俣にして置いたのであります。

二は先程申上げた通りであります。

三も大体此の前の案の俣であります。先程から出て来ました例の主務大臣、厚生大臣と云ふこと、之を一つ此の際中央の労働行政も統一する。今のやうに船に関するものだけは関係官廳の方の管轄にして置くと云ふことでなしに、新に労働省でも出来れば労働大臣一本に統一すべきではなからうかと云ふので、斯う云ふことを書いたのであります。是はうんと内閣なり何なりに於て考へて戴いて、さうなさるべきであらうと云ふ趣旨であります。

それから四は、頭から經濟復興審議會とやると、何だかさう云ふものが出来て居るやうでもあり、是非さう云ふ形を作れと云ふやうでもあるが、さう云ふことは此の委員会として好まぬ。さう云ふ考へをしないで、さう云ふことを議するのに審議會を作るやうなら、其の時、今までのやうに労働者はそんなものに参加させぬと云ふやうな考へではいかぬ。一つ労働組合の代表者を必ず参加させると云ふ趣旨にして欲しいと云ふことで書き変へたのであります。

五は其の俣であります。

六は、此の前鮎沢さんから御話がありました点をも参酌しまして、あれは英語の文句を日本語に翻訳したやうになつて居りますが、之を普通の日本語の表現に書き変へて、斯う云ふ形にしたのであります。

それから七も、此の前御提案がありました。假令法文でないにしろ、日本の斯う云ふ種類の委員会の附帶決議として出す文句としては少々「デリカシイ」を缺いて居る嫌がありました〔。〕それで〔、〕人選を慎重にし、極端な軍國主義者、其の他本法制定の精神に鑑みて不適當な者を除外すると云ふ程度でやつたら宜い〔の〕ぢやないか〔、〕皆さんよく分つて居られることでもありますから〔、〕と云ふので〔、〕斯う云ふことにしたのであります。簡単でございますが〔、〕一應御説明申上げました〔。〕尚ほ御質問があれば御答へ申上げます。

○大野會長代理 それでは之に付て質疑をして戴きたいと思ひますが、一章づゝやつて戴きませうか——それでは第〔一〕章總則〔に〕付て御質疑があれば……

○小泉委員 私中座させて戴きます〔の〕で〔、〕順序を乱して済ませぬが〔、〕一言發言させて戴きたいと思ひます。それは、附帶決議の第三項中の労働行政を統一すべきこ

とに原則として承認致しますけれども、船員の労働行政は之を従来通り運輸省を主管官廳とせられたいと存するのであります〔。〕其の理由は〔、〕船員は其の職場である船舶が陸上の諸産業〔の〕如く固定的でなく、廣域な移動性を持つて居るばかりでなく〔、〕殊に國際的性格を多分に有して居ると信じますので〔、〕國策的重要な海運産業全般を主管する官廳に於て統一管理した方が便利であり、又船員〔の〕福利増進と云ふやうなことに關しても監督官廳が口面に於て船主を主管し〔、〕又さう云ふ當者の実情も分つて居り、労働者側に對しても色々な材料を得〔、〕又企業者に対するの睨み——と云ふとおかしいけれども〔、〕都合が宜い〔の〕ぢやないかと云ふことを実情から考へますので〔、〕さう云ふ希望を申上げて置きます

- 藤林委員 第三條に新しく「主トシテ労働條件ノ維持改善〔〕 □□〔〕 主トシテ〔〕と云ふことを御入れになつた御説明を今伺ひましたが〔、〕結構だと思ひます。それと同時に「主トシテ労働條件〔ノ〕維持改善〔〕」と言はれた〔の〕ですから〔、〕其の後〔、〕其〔ノ〕他地位〔ノ〕向上ヲ図ル」〔と〕云ふ文句が前々からあつて、こ〔れ〕にも〔ママ、本草案にも？〕それがある〔の〕ですが、之を取つてはいけない〔の〕でございませうか〔。〕末弘先生如何でございませう
- 末弘委員 細かく考へると〔、〕さうだと思ひます〔。〕唯あなたが仰しやるやうに變へると、労働條件〔の〕維持改善と云ふことが非常に主に見えて来て宜くない。それ位なら「主トシテ」を入れない方が私は宜いと思ふ。入れるとすれば、あなたが云ふやうにそれ以下を取ることは面白くないと思ひます。唯私は「主トシテ」も入れ、まだ他のこともあると云ふ趣旨に現はして、非常に広い恰好になつたのですが、其の点皆さんの御議論で、「主トシテ」がない方が宜いと云ふならば取つても宜いのですが、今御話のやうに「主トシテ」を入れたから「地位ノ向上」を取ると云ふのは面白くないと思ひます。
- 桂委員 末弘先生に伺ひますが、「主トシテ」と云ふのは「維持改善」まで掛つて来るのですか。
- 末弘委員 さうです。
- 桂委員 私は又「地位ノ向上」まで掛るのかと思ひましたが……
- 末弘委員 皆に掛るのです。
- 桂委員 あなたの御答辯で、「維持改善」までしか掛らないやうに伺つたのですが……
- 末弘委員 さうではありませぬ。
- 桂委員 それでは後で又意見を申し上げます。
- 三輪委員 第三條の「主体トナリテ自主的ニ」と云ふ、此の「主体トナリテ」と云ふのは組織のことを云つて居るので、「自主的」と云ふのは、意思と申しますか、其の集團の外から拘束されないうで、自分が主になつてやるのだと云ふことを云つて居るのだと思ひますが、此の「主体トナリテ」と云ふことでこゝに現はされて居る「自主的」と云ふ意味はないのでございませうか「主トシテ」と云ふ言葉が出て、又「自主的」と云ふのは一寸変なやうな感じがするのですが……
- 末弘委員 私も「主トシテ」に文章としては感心しないのですが、今仰しやつたのはさうではなく「主体トナリテ」と云ふのは、主なる組合の組織者と云ふのが主体なんです。それから「自主的」と云ふのは今仰しやつた通りで、二つ並んである訳です。
- 大野會長代理 如何でせう。一々決めて行きますか。決めるとすれば此の際意見を伺

- ひます。第一章の質疑は終わりましたか。
- 法制局第一部長 「労働組合ト認メズ」とありますが、後で法人格を取得したものも是で認めずと云ふことになりますと〔、〕どう云ふ風になるのでせうか。
- 末弘委員 結局解散でせうね。労働組合でなくなるのだから、解散命令を受けないで當然解散だと思ひますね。
- 法制局第一部長 さうすると、法人格の始末の問題が出て来ますが……
- 末弘委員 さう云ふ御懸念があればあそこに加へるのでせうが、実は厚生省御當局でも、届出た時は組合の実を備へて居るが、後に組合の実を備へなくなつた時に困ると云ふ御話があつたのです。併しそれをやつても宜いのですが、さうなると、実は法人でない場合に付てもさう云ふことを考へなくてはならぬので、届出したら組合原簿、助成金手続と云ふやうなものまで備へなければならぬのであります。さう云ふ細かいものを決めるより、後に困つたら常識で解決すると云ふやり方で宜いのぢやないかと云ふことで、実は細かい心遣ひをしなかつたのです。是れなどは寧ろぼつとして置いた方が……
- 法制局第一部長 解散手続の規定がなくなつては困るのぢやないかと思ひましたから……
- 末弘委員 さうですね、法人の時にはさう云ふことがあるかも知れませぬ。
- 鮎沢委員 第三條第四項、是は当然分つて居ることゝ思ひますが、此の際念の爲に伺ひたいと思ひます。社會運動と云ふことは、労働運動も社會運動も一つであつて、こゝに明かに意味されて居ることは、婦人参政權運動とか人口制限とか云ふことで、狭い意味に於ける社會運動、労働運動を含まざる社會運動の場合と解釋して宜いでせうね。
- 末弘委員 無論其の積りで、政治運動と並べてあります以上、所謂政治運動は除いて、それ以外の、俗に社會運動と云はれて居るものの積りです。入れましても、特に其の爲に組合たることを否定する場合は、まあ起らぬと思ひますが……
- 松岡委員 第二條が斯う云ふやうに書き改められますと、先程末弘さんから御説明もありましたけれども、一、二、三、四、五となつて来れば、やはり違警罪即決令と云ふやうなものは當然此の中に例示的に出て来なければいかぬのぢやないか。相當考慮されて居るやうには伺ひましたけれども、一つの希望として申上げて置きます。
- 末弘委員 其の点も考へたのであります。所が違警罪即決令は、結局警察犯處罰令のやうな実体法を正式な裁判をせず科して行くやうな手続法だから、此の法を適用せざることゝ書けば、あの法が自ら適用される機會がなくなるから宜いのぢやなからうか。それから違警罪即決令と云ふのは悪い法律のやうではあるが、あのお蔭で正式裁判と云ふ面倒なことをしないで早く決る。「アメリカ」、「イギリス」あたりの警察裁判所のやうな働きをやつて居ることもあるので、弊害もあるが迅速な点もあるから、あれを全面的に止めろと云ふと一寸困ると云ふので、あれは手続の問題だから、こつちに警察犯處罰令を挙げて置けば宜いではないかと云ふことだつたのであります。
- 三輪委員 それは警察犯處罰令の第一條第何号と云ふ式で挙る訳でございますが、警察犯處罰令全体でございますか。
- 末弘先生 此の点は警察局あたりともよく御相談してやらなければならないので、実は此處では斯う云ふ形に致しまして、実際の運用の時には今あなたが仰しやつたやうにはつきりしないと、刑罰法令は漠然として居ると困りますから、恐らくはつきりさせるこ

とになると考へます。こゝでは関係條項となつて居りますが、是は例へば刑法第何章、第何條と云ふやうなことになるのではないかと思ひます。業務妨害とか騷擾にしても、程度の違ふ犯罪がありますから……

- 桂委員 第二條の「正當ナル行爲ニ付テハ之ヲ適用セザルコト」、何か斯う云ふものがありますと、正當なる行爲に付ても適用があるのかと云ふ感じを懐かれると思ふ。私は、正當なものには適用はないのだ、唯それが不當に適用されることを恐れるのだと云ふことで、どうも是ではぴんと来ない。騷擾罪、或は業務妨害罪と云ふやうなものに付ては、正當な行爲なら適用しないのが当たり前なんですから、此の書き方より、前のやうに「不當ニ適用セズ」と云ふ書き方に御直しを願ひたいと思ひます。是が第二條に関する私の意見です。
- 末弘委員 昨日の委員会でも、其の文字は必ずしも載せて居りませぬ。併し此の意味は、詰り爭議行爲と云ふも〔の〕が損害賠償の對象にならないと云ふあの規定も結局あの裏には一般〔の〕民法の不法行爲、即ち民法の四十四條、第七百九條以下の規定の適用を受けると云ふことにして爭議行爲其のものは違法性がないと云ふことになつて居る〔の〕ですが〔、〕こゝでもさう云ふ趣旨を現はしたい〔。〕詰り爭議行爲にして正當な範囲を守つて居るもの、それは形式上から見ると刑法〔の〕規定其のものに觸れるやうでもそれは罰しないと云ふ趣旨なんです。だから形式的に考へると変な表現ですが、何かさう云ふ趣旨を現はすやうに変へるならさう云ふ注意を附けて當局に渡しても宜しい〔、〕或は前〔の〕やうに書き変へるか、何か之を書き変へるに付て名案がありますか
- 桂委員 正當な行爲なら初めから刑を科せられることはないのですから斯う云ふことはおかしいのです〔。〕私は行爲を限定して適用しないと云ふのぢやなくて、どこまでも不當な適用を抹除すると云ふことでなければならぬと思ひますから〔、〕原案に御返りになることを希望致します。
- 末弘委員 私はあなたの仰しやることを否定して居る訳ではないので、逆に戻せる旨い形があれば少しも反對する訳ではないのです〔。〕けれども〔、〕爭議の場合〔、〕一切騷擾罪の規定を適用しないと云ふのぢやないでせう、
- 桂委員 それは當然です。
- 末弘委員 ですから〔、〕其〔の〕範囲は正當な爭議行爲として、本法〔の〕精神で正當視される範囲は罰しないと云ふ〔の〕で〔、〕正當な〔る〕を罰することがあると云つたやうな形式的な考へ方はして居ない〔の〕です
- 桂委員 併し、見るとどうもおかしいですね
- 末弘委員 だから其〔の〕表現がおかしければ〔、〕名案を出して戴ければ改めるに少しも吝ではないのです
- 桂委員 別に考へて居りませぬが、さう云ふ希望を申上げて置きます
- 鮎沢委員 私は立法技術〔の〕ことには暗い〔の〕ですが〔、〕此のたつた〔一〕句の「正當ナル」と云ふ言葉から非常に面倒な事態が起り得ると思ひます〔。〕是は單に政府當局へ〔の〕「サゼツシヨン〔〕」には過ぎないと思ひますが、是が残つた爲にやかましいことになる〔の〕ぢやないでせうか、それで「左ノ法令ノ關係條項ハ前條規定ノ精神ニ基キ労働組合ノ爲ニスル組合員ノ行爲」として、「正當ナル」を取つてしまふ。詰り組合員は本法が制定された精神に基いて、或は本法に基いて或る行爲をします、それに対し

ては左の諸法令の関係条項は適用しないと云ふことで、此の「正當ナル」と云ふ言葉を證して〔ママ〕戴いたら、そこの疑義が可なり除かれるのぢやないかと思ひます。

- 末弘委員 多少よくなるので、それでも宜いと思ひますが、私の恐れて居るのは、はつきり書いて置かないと、裁判所及び警察は不慮に適用する場合が多くなる。それで実は其の方の用意から斯うやつたのですが、それが読んだ感じで反對の効果があるやうであれば、今云つたやうに多少不明にはなるが、さう云ふ趣旨で皆さんそれが宜いと仰しやるなら、それでも多少効果はあると思ひます
- 西尾委員 此の俣で「正當ナル」と云ふのを取つたら如何ですか。其の意味は、前條規定の精神に基いて労働組合の爲に其の組合員の行爲は之に關係条項を適用しないと云ふのでありますから、前條の精神に基いた組合員の行爲と云ふので、不正な行爲と云ふならば前條に基かない行爲と云ふことになるのでありますから、「正當」と云ふのを除いたら如何ですか。
- 末弘委員 今仰しやるのは鮎沢さんの仰しやることと同じですが、どうでせう、こゝらで之を改正する御趣旨を發案して決めて行かれると云ふことで……今の御話なら、やはり鮎沢さんの形のやうに、正當と云ふのを取るのなら下にくつ附けた方が宜いと思ひます。唯其の結果後で私が心配するのは、司法省あたりで立案される時、是だと適用しない場合が非常に廣くなるので困ると云ふことゝ、又立案の時何か字が出て来る虞が多少ありますが、さう云ふ含みで、変へるなら鮎沢さんの御趣旨、即ち「左ノ法令ノ關係條項ハ前條規定ノ精神ニ基キ労働組合ノ爲ニスル組合員ノ行爲ニ付テハ之ヲ適用セザルコト」と云ふ風にしたら……
- 司法省民事局長 「組合員ノ前條規定ノ精神ニ基ク行爲」としたら如何でせうか。其の方がぴんと来るやうな氣がします。
- 大野會長代理 如何ですか、最後に出た案は私が考へて非常に滑かなやうに思ふのですが……
- 末弘委員 それではそれで行きますか
- 三輪委員 第二條の規定の仕方、詰り組合運動を阻害した法律をどう扱ふかと云ふ扱ひ方ですが、是は私初めから廢して行く法律がはつきりあると思ふ。それから改正案と云ふが、此の労働組合を不正に圧迫して居るやうな條項を取去ると云ふ改正をする法律の條項があると思ふ。それから第三には、今御話のやうに正当な行爲に付て——正當と云ふか、普通になされる行爲に付て適用しないと云ふものがあると思ふ。何かさう云ふ風に分けて考へないと、今御話が出て居りますやうに、正當だかどうか分らなくなるばかりでなく、司法省も御同意になつたのでございますけれども、例へば騷擾罪とか何とか云ふものが入つたりしますと、前の此の精神に基いて組合員がやつたことは罰せられないと云ふ——騷擾行爲と云ふものがどう認められるかと云ふことが問題だと思ひますが、騷擾罪と認められるものであれば、労働組合だらうが何だらうが處罰しなければならない。其の点を混同して居るやうな氣がするのですが、さう云ふことで御決めに成つて宜いものかどうか。
- 末弘委員 其の点も昨日議したのですが、原案のやうなことで恰好をつけてやろうとしますと、それは此の間から段々廢止せられて居る。唯何も彼も之を廢めてしまへと云ふことになる、例へば暴力行爲取締法までなくなりますと、今後暴力団が出て来て、団

体的に人を脅迫するやうなことが起つて来ると思ふ。あれは浜口内閣の時、方々の暴力団が会社などに金を取りに来て仕様がなから作つたのですが、斯う云ふものまでやめてはいけないと思ふのです。併し御懸念があるやうなら、先程の附帯決議に持つて行つて、大分廃されたやうだがまだ残つて居るやうだから、其の残つて居るのを廃めろと書くなら宜いが、法律の中に書けばどれとどれと云ふ風にしか書けない。そこで漠然と第二條にあるやうな、私はあゝ云ふ書き方も面白いと思ふが、それでは困ると云はれるなら、どれを挙げるかと云ふことなら、今挙げた暴力行爲の法律ですが、私は之を全面的に止めると云ふことは一寸やり兼ねると思ふ。

○三輪委員 私は暴力行爲取締法などは廃めた方が宜いと思ふのです。それから松岡さんから御話がありましたが、違警罪即決令などは廃止して、それに代る何か裁判官で簡単に取扱ふやうなやり方をすると云ふ、さう云ふものを考へなければならぬと思ひますが……

○末弘委員 それも附帯決議なら何なりに書くなら兎も角、是は適用しないと云ふことなら、こゝでは書く必要はない訳ですね。

○三輪委員 さうですね。

○末弘委員 それではあなたの仰しやることは……

○三輪委員 例へば警察犯處罰令の中に削除してしまつて宜いものもあるのぢやないかと思ふのですが……

○末弘委員 警察犯處罰令には労働組合其のものを狙つた形の規定は今の所ないのです。唯面会を強要するとか云つたやうなことが適用されるかも知れませぬが、我々が此の中に規定すると云ふ意味に於てどれを廃めろと云ふ規定は一寸考へつかないのです。そこで、警察犯處罰令は全般的に改正しろ、或は即決令と云ふものは好くないから、「イギリス」の「ポリス・コート」のやうにしると云ふことなら或は建議の中に書けるかも知れないけれども、此の法律の第二條にさう云ふやうに書くことは出来ない。而も此の議事に直ぐ出して行かうと云ふ法律にさう云ふ趣旨は書けないぢやないですか。

○三輪委員 さうなつて来ますと、やはりさつきのやうな制度であるかどうか、どう云ふ風なものを認めるか、其の書き現はし方が、騷擾罪などがさう云ふ風に直ぐ組合員の前條の精神と云ふことに入るかどうか

○末弘委員 あなたが仰しやるやうに、是れ々々を廃めると云ふのを一項別に置いても、是は廃める訳に行かない規定だが、正当な争議行爲だけは適用しないと云ふ記載も出て来る。だから、廃める規定を此の中に置けと仰しやるのは……

○三輪委員 廃める規定を置けと云ふのぢやない。結局さうなつて来ると附帯決議になる訳です。併し今の所附帯決議を置くやうなものも逐次廃されていないと実は思つて居たのですが……

○大野會長代理 今までの御話を聴いて居りますと、大体末弘君〔の〕と司法省〔の〕意見とに帰着するやうです〔。〕隨て文句〔の〕問題ですけれども、如何でせう〔。〕司法省の書き方で御異存がない〔と〕云ふことなら、「左〔ノ〕法令ノ關係條項ハ前條規定ノ精神ニ基キ労働組合ノ爲ニスル組合員ノ行爲ニ付テハ」と云ふことで……

○山中委員 其の決め方についてですが〔、〕此の第二條は、度々末弘さんから御話がありましたやうに〔、〕此〔の〕法案の非常に重要な部分だと思ひます。それで括弧の中に

入れて置いて後で決めて行くのは、大体に於て技術的な問題が解決付かないから斯う云ふ風にしてあつたやうに了解して居つたのでありますが〔、〕こ〔こ〕に斯う云ふ「フェーズ」を残して置くと〔、〕技術的でない重要な「ポイント」が委員会の手を離れた後で決るやうに感ぜられて来たので〔、〕是は此の際括弧を取つてしまつて〔、〕少くとも此の條文に出て来ます文字は委員会の意思としてはつきりして、唯後で関係條項で労働組合に適用しないものはどう云ふものがあると云ふことに付ては、細い部分に色々技術的な問題があるだらうと思ひますから、それは技術的に司法省に於て御考へを願ふ。それを適用せざることゝ云ふことに付て〔、〕括弧中の文字が偶々ある爲に、何か後で法文になつた場合誤解があると云ふことになる〔、〕非常に重要な点を委員会が意見を決定しないで他に委託したと云ふこと〔と〕になりはしないか〔。〕詰り関係條項がどうなるかと云ふことは、今こ〔こ〕で決める方が本当だと思ひますが、若し中々決らないとすれば、其の点に付ては技術的に司法省其〔の〕他に御願ひすることにして、此の條文は他の箇條と同様に一定の條文の形にして、委員会としての意思はつきりして戴きたいと思ひます

○大野会長代理 山中君に御相談しますが〔、〕前回括弧を入れて答申すると云ふことに決つて居るのですが、こ〔こ〕でそれを改めることも無理のやうに思ひますがね。それで小委員会は兎も角斯く〔の〕如く纏めて戴いたのですから……

○山中委員 私も小委員会に出て居りまして〔、〕実は其の点に付ては若干疑問を持つて居たのですが……

○大野会長代理 併し會議が非常に混乱する虞がありますからね。

○山中委員 さうして今の司法省御意見のやうな文章で宜いのぢやないかと思ふのですが……。はつきりなさつた方が宜いのぢやないかと思ふのです。

○大野会長代理 ですから今の司法省のやうな御意見でどうですか。

○山中委員 其の場合括弧を取つて委員会としての文章をはつきりした方が宜いのぢやないか。

○大野会長代理 併し前回決めたことは成べく全体として動かしたくないのですが……

○山中委員 是は非常に重要な点ですから、改めてさう云ふ意見を提出した訳です

○桂委員 只今の山中さんの御意見御尤もと思ひます。文句の上に於ては大体一致したやうでありますから、司法省の方の仰しやるやうにして、最後を「之ヲ適用セズ」として括弧を取つて、一二三は例示の積りだと云ふことで、此の方を括弧にして置いたらどうかと思ふのですが……

○鮎沢委員 私も山中委員と同様に感ずるのでございます。こゝが重要な「ポイント」で、あとは大したことはないと思ふのです。末弘委員の御説明の中に〔、〕例へば面会強要と云ふやうなことがありましたが、是が団体交渉権の確立の際に実に重要な「ポイント」になつて参ります。私は他の條文の討議の際、余り多くを望んだり、余り多く色々希望して、其の爲に立法が困難になることを恐れて申しませぬが、団体交渉権が確立される限り、面会を要求したりした場合それを紊りに拒否することが出来ないと思ふことを実は條文の中に明かにしたかつたのでございます。只今さう云ふことを申上げることについて御詫び致しますが、さう云ふ面会強要と云ふ種類のことを處罰すると云ふやうなものは此の際撤廃したい。さうしてそれが一つの妨げになつて、名のみの団体交渉権で、実

は行使されないと云ふ、さう云ふことがないやうに此の立法でなし遂げなければならない。其の爲には、是は原則的な問題でございますから、若し括弧を省くことが出来なければ、明かに其の点を例示して戴きたいと云ふことを御願ひ致します。

- 末弘委員 それではどうですか、一應此の前決めたことだから、皆さんに一度正式に委員長から諮つて戴いたら……、どうせ是は法文全体此の文句で縛るのでないことは初めから分つて居るのだが、大いに尊重して貰ふ精神に於て、正式に諮つて決定して戴いたら如何ですか。括弧を取つて「適用セズ」と云ふことで、あとの一から五まではもう少し具体的に検討すると云ふことで……
- 大野会長代理 それでは「左ノ法令ノ関係條項ハ労働組合ノ爲ニスル組合員ノ前條規定ノ精神ニ基ク行爲ニ付テハ之ヲ適用セズ」、さうして括弧を取ると云ふことで如何でせうか。皆さん御異存がなければ其の通り致しますが……、それでは御異存のないものと認めます。第一章はそれで宜しうございますか。
- 鮎澤委員 それでは只今御尋ね致しました点をもう一度御答へ願ひます。茲に例示されたものだけで、今伺ひました面會を強要した場合、詰り本法の精神に基いてなされる所の団体交渉権に付て、其の行使として面會を求めた場合、之を拒否することが出来ないことと云ふ点は、此の挙げられたもので明かになつて居りますか。
- 末弘委員 それは警察犯處罰令です。
- 三輪委員 先程から「主トシテ」と云ふのが大分問題になつて居ますが……
- 藤林委員 此の「主トシテ」と云ふ言葉を生かすのなら、私は「改善」の所で切つて「其ノ他地位ノ向上云々」を取つた方が宜いのぢやないか、と云ふのは、それ以外にも色々目的とするものがあるのだと云ふことを「主トシテ」と云ふ言葉が既に含んで居る。若し主としてと云ふ言葉を取つてしまふのなら、労働條件の改善其他地位の向上云々と云ふやうにしたい。どつちかにした方が宜いのぢやないかと思ひます。
- 末弘委員 私は「主トシテ」を入れて、後を削ると云ふのは反対です。
- 藤林委員 私はどちらでも宜いと思ふのです。と云ふのは「主トシテ」がそれ以外のものを含めて居ると思ひますから……。
- 末弘委員 それなら「主トシテ」を取ると云ふ提案で出して戴きたいと思ひます。
- 桂委員 先程の末弘先生の御説明では、「主トシテ」と云ふのは、「地位ノ向上」まで掛るのだと云ふ御話ですから、地位の向上以外のもの、例へば購買会をやると云ふのは終局的には地位の向上になるが、直接には地位の向上にならない。若し労働條件の維持改善、其他地位の向上、それを主としてと云ふ風になさるのなら、「主トシテ」を取つて、自主的に労働條件の維持改善其他地位の向上を図ることを主たる目的としてと云ふ風にすれば末弘先生の仰しやることがはつきりする。斯う書くと、「労働條件ノ維持改善」までが「主トシテ」に掛るやうに取られる虞がある。私は「主トシテ」を入れるのには賛成なんです、はつきりする爲に、余り「主」と云ふ文字を並べないで行きたいと思ふのです。
- 大野會長代理 さうすると御話が付かなければ採決をするより仕方がありませぬね。——じや藤林君の削除する方に御賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者舉手〕
- 大野會長代理 二人だけで定数ありませぬ。次に桂君の自主的に労働條件の維持改善其

の他地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体云々、それに御賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

- 大野会長代理 過半数ですから成立しました。さうすると第十七條〔ママ、三條?〕はそれで宜しうございますか。
- 運輸省鉄道總局勤労局長 只今は第一章に付ての御審議ですか、修正に付てのものですか。
- 大野會長代理 第一章全体を付議致しました。
- 運輸省鉄道總局勤労局長 それでは私が前会〔ママ、前回?〕保留して居る問題に關聯して、意見を申述べさして戴きます。

國有鉄道關係者として今回の法案に付て考へて参つたことを此の機会に申し上げますと〔、〕問題は一條三條に關係した事柄〔と〕思ひます。今までの御審議の経過其の他を拝聴して、之を國有鉄道に其の俣適用すると云ふ考へで参りましたが、今までの御審議〔の〕中で〔、〕皆様方の議論は官業たる國有鉄道の従事員に付ての質的影響〔の〕方面に付ては〔、〕殆んど觸れられて居ないやうに伺つて居ります〔。〕寧ろ是は文章〔の〕問題であつて、關心を持つて居られないことが或は当り前かも知れませぬが〔、〕此の法案の影響する方面と〔、〕現在〔の〕國有鉄道従事員〔の〕各方面に於ける重要さを考へると、當然問題の焦点が官業國有鉄道に対する適用〔の〕問題に行くかと存じます。隨て其〔の〕問題〔の〕御論議〔の〕点が觸れて居りませぬので、実は私共どう考へて宜いか當惑して居ると申して宜いのであります。

其の疑点と云ふ〔の〕は大きく分けて二つあります。形式的な点と實質的な点で、形式的な点に付ては國有鉄道が官業であると云ふこと〔で、〕多数〔の〕者が官吏又は官吏待遇者でなくても、官吏待遇たるべきことの希望念願を持つて居る、さう云ふ従事員を多数に包容して居る点から来る問題であらうと思ひます。官業である点に付て直ぐに疑問になる〔の〕は〔、〕官業に於ける使用者——前に雇傭者と云ふ表現でありましたが、其の雇傭者と云ふ〔の〕はどう云ふものだらうか。同時に是〔の〕責任官廳と厚生省或は地方長官との關係、此の行政に付ては統合すると云ふ話がありましたが、實質的關聯に於ての官吏〔と〕責任官廳との關係は〔、〕寧ろ實質的な重要さを持つものではないかと考へて居ります。

官吏に付て考へて見ますと、前の御説明では俸給を受ける者も之に含むと云ふことで、官吏全員に付て此の労働組合法の適用があるやうに御考へと拜察致すのであります〔、〕假に官吏が組合を作り〔、〕政治的地位の向上を図ることが、どう云ふ意味に相成るであらうか。今後の民主的態勢の進展に伴つて〔、〕官吏は政府又は政黨に付て断じて官吏の團結權を以て地位を擁護する〔、〕或は地位の向上を図ることを考へて行く、或は考へて行くべきものであると云ふ考へで出来て居るものであらうか〔、〕又官吏が團結權を以て行動することが、現在の官吏服務紀律とどう云ふ關係に相成るだらうか。又先般も御話がありましたが〔、〕下級の職員下級の官吏に付ては当然斯く考へなくてはいけないではないかと云ふ御意向もあつたやうに思ひますが、官吏の組合結成に付て容認される範圍と云ふものに付ても、明確な規定がないやうに思ふのであります。國有鉄道の職員に付て先程も官吏又は官吏待遇者たることを希望し、念願して居る多数の者があるこ

とを申し上げましたが、過去の現業委員会に徴してもそれは明かであります。国有鉄道職員の現業委員会で論議された最も大きな問題、最も質問の出た問題は、判任官の増員、判任官の任用を少しでも多くする、又地位の向上を其の線に依つて図りたいと云ふ切なる希望があつたのであります。私達も其の場合に於て其の要望を當然であると考へまして、常に大藏省或は法制局方面に其の願望達成の爲に凡ゆる努力をして参つたのであります。但し今後此の種の問題に対して労働組合の代表者として、団体交渉或は団体的に要求すると云ふ性格で進んで行つて宜いものであらうか。又俸給令に關しても其の定りがあります。待遇改善に付て其の規定から外れる訳に行かぬ。此の俸給令適用に付て団体的に交渉して要求すると云ふやり方で宜いであらうか。斯う云ふ点を疑問に思ふのであります。最近政府で決定せられた行政整理の問題に付ても、鉄道の現状からするとそれが雇員での資格に於て留まり、判任官の登用への途が塞がれる結果に相成るのであります。さう云ふ問題に付て政府に対する団体交渉と云ふものを容認するのであるか。延いては其の問題に關して罷業權も容認するのであるか。是も問題になつて来まして、非常に大きな疑問に当面して居る訳であります。假に下級官吏に付て之を容認する建前に致しましても、其の何處かで線を引かなくてはならぬ。さうして其の線を越えた者は脱退しなければならぬことになるのではなからうかと思ひます。又官吏として組合を結成する場合に、其の所属廳は知らぬで居ることが差支へないものであらうか。今回の法案に於ては地方長官に届出ればそれに依つて公認されることになりませんが、国有鉄道の中央地方にある鉄道局が知らぬ内に結成されて居ることが宜いものであらうか。此の官吏に適用があるかどうかと云ふ問題に付ては、夙くから疑念にして居りました。部内の論議に掛けた時にも強い反對意見があつて、現在の服務規律と牴觸するものであると云ふ強い主張もあつたのであります。私としては此の問題に付ては政府の方針を御決定になるべきではないか。随つて政府の御方針の決定がない限り、確定的な意見を私としては中々申し上げにくい、此の立場で今日まで個々の條文に付て意見を述べるのを差控へて居つたやうな事情にも相成らうかと思ふのであります。以上が形式的な方の疑念であります。

次は実質的な問題であります。現在の国有鉄道の職員の構成状態を大觀致して見ますと、是はよく色々な機会に説明せられて居ることではあります。二十歳未満の若い青年が、現在は勤続年数一年未満の者が三割、女子は二割四分となつて居りまして、是等大多数の若い未経験の者が非常に多い状態であります。而も鉄道線路の普及して居る限り、職員は全国的に分布して、都会に於ける生活と、農村に於ける生活、或は衣食と云ふものが非常に異つて居る。一面官能的性格を多分に持つて居る従事員を擁して居る訳であります。同時に鉄道の運営に付ては、各種の業務機關に分れて居りますが、電氣の關係、線路の關係、工場であるとか、其の複雑なる業務機關が互に連絡を持つて、是が有機的に一体となつて、鉄道の輸送力を確保し、其の機能を發揮して居る。此の組織力の上に戦争中に於ても在つて、其の責務を果して参つたのであります。其の他鉄道の特殊なる事情、或は沿革と云ふものから考へまして、国有鉄道に於ては今後の勤労者態勢をどうして行つたら宜いか。是は終戦後に於きましても、又現在に於きましても我々として非常な苦心を持つてやつて居る所であります。若い青年が非常に多い。而も其の青年は戦争中の情熱を喪失して、今其の帰趨に迷つて居ると云ふ面もあります。又屢々非難を受けますやうな道義の低下と云ふ事実もあるのであります。何れに致しましても

民主的な運用に付ては、殆んど訓練が出来て居ないと云ふのが実情かと思ふのであります。随つて此の青年達の民主的運営に付てどう訓練をして行つて宜いか、是も非常に研究して居りますが、御承知になつて居るかと思ひますが、先般鉄道委員会を開設致しまして、従事員の中から選挙に依つて委員を選び、委員会を設置致しました。

○大野會長代理 成べく簡単に願ひます。

○運輸省鉄道総局勤労局長 此の鉄道委員会に付ては一昨日の委員会でも西尾さんから説明を求められて、丁度事務の都合で私欠席致して居りました。御説明の機会がなかつたことを甚だ恐縮に存じて居りますが、之を過去に於ける現業委員会の形態と比較致しますと、従来は議長が監理部長の上長の職に在る者で、選挙公選に依つて選ばれた委員と、之に依つて任命せられた委員と云ふ態勢で構成して居つたのであります。今回の委員会は選挙せられた委員だけで構成致しました。而も議長は自主的に会議の運用をして行くと思つて居ります。同時に監理部長或は其の他の責任者、関係者が參與として加はる態勢にしたのであります。唯発足の当初に於て、まだ選挙も済んで居らぬと云ふ実情から、具体的な内容を御約束申上げることが出来ませぬが、今後此の委員会の母体として新情勢に対応する態勢を如何にすべきかを、共々に検討して見たいと考へて居ります。

それから従来の現業委員会では判任官と雇員と區別して、現業雇員の中から選挙する制度にしたのであります。今回は高等官を除いた判任官以下現業職員全体の中から之を選挙する建前にして居ります。

鉄道の組織の中で考へて見ますと、駅長の立場は其の駅に於ける使用者の形にならうと思ひます。採用及び解雇の権限も委任されて居りますが、監理部の指揮下にあることを考へて見ますと、監理部長が使用人、或は鉄道局長が使用人で、駅長は被備者と云ふ立場にならうかと思ふのであります。

○大野會長代理 どうでせう。余り細かいことを云つても仕方ありません。法案を決めるに必要なことを仰しやつて戴きたい。

○運輸省鉄道総局勤労局長 其の点は此の前の委員会で御質問がありましたから、それに関連して申上げて居りますが、會長からの御要望がありますので、問題の点を二点だけ申上げて置きたいと思ひます。其の一点は第三條の「使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモ〔ノ〕」之を労働組合と認めずと云ふ規定がありますが、先程申しましたやうに駅長は雇員見習に対して採用解雇の権限を委任されて居ります建前から、駅長の参加致した組合を労働組合と認めず〔と〕云ふことに相成らうかと思ふのであります。其〔の〕点に関連して鉄道委員会〔に〕於ては高等官を除いて判任官以下全部〔の〕参加を容認して居る〔、〕其の内から選挙すると云ふ建前になつて居ります。是から考へて見て、鉄道〔の〕組合に対して労働組合法を適用せられることがどうであらうかと云ふ、是が疑念の一点であります。

次に二項の「主タル経費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ」となつて居りますが〔、〕従来の沿革及び官業の建前に於きまして〔、〕委員会或は福利施設に付て〔、〕経費は官で助成する〔の〕が殆んど其の全部であります。随て第二の建前で参りますと〔、〕今後の共済福利施設の経費は、全部其の組合に依つてやつて行かなければならぬ。現在の鉄道職員の給与の状態から考へて、此〔の〕掛金負担に堪へるだらうか。或は掛金を負担する爲めの給与増加と云ふ問題の争議の刺戟になりはしないかと云ふ点も考へられるのであ

ります〔。〕其の点官業に付ての立場上、経費に付ての官の助成補助は寧ろ積極的であつて宜い〔。〕又其の指導運用に付ての自主的な或は自治的なも〔の〕が訓練せられ指導せられ習得せられて行つて宜い〔の〕ではないかと考へます

- 大野会長代理 質問ですか〔、〕此の法案を修正しよう〔と〕云ふのですか
- 運輸省鉄道総局勤労局長 其の点に付ての結論を申し上げます。私〔と〕しては〔、〕政府として官吏に適用するかどうかと云ふことをはつきり決めて戴かなければ〔、〕決定的な意見は申し上げられ〔れ〕ない。併し之を適用する場合の実情は、国有鉄道〔に〕於て〔、〕実情と少し違つて居るも〔の〕があると云ふ点を御説明致して居る訳であります。それに付ての実質的な御見解に付ては〔、〕尚ほ先輩の方々〔の〕御叱正御意見を聴かして戴く〔と、〕今後の運用に付ても参考になると思ひます〔ので〕その意見として申上げた次第であります。
- 松岡委員 一寸発言さして戴きます〔。〕官吏服務紀律の問題であります。今鉄道省の代表〔の〕方〔の〕御意見としては〔、〕事実さうなのでありませう〔。〕唯私共考へますに、今日まで行はれて居る官吏服務紀律は、それを最善のものとして何人も謳歌して居る。苟くも労働組合法第一條に示すが如き大目的を以て組合法が制定されます時、此の趣旨の下に凡ゆる官吏が組合を作ることの自由が認められ、只今御主張になりましたやうな官吏服務紀律との間に於て、斯くの如く調整しなければならぬと云ふ、又政府としての考慮が行はれ、鉄道にせよ商工省にせよ、通信院にせよ、所謂現業官廳に於てさう云ふ必要が生じた時に、官吏服務紀律との間に於て色々調整が行はれて然るべしと思ひます。又さ〔う〕云ふ仕事をやつて居らつしやる方が、服務紀律と云ふ極めて便利なもので律することが出来ない世の中の段々の進歩に連れて、そこに苦心を重ねられて行くのは當然の責務だと思ひます。現行服務紀律を金科玉條として、之を万代不易の眞理なりとして、動かすべからざるものと固定して議論さるゝことは、労働組合法制定に際して私は甚だ迷惑であります。

それから任官を希望する者云々と云ふ御話であります。それは多分さうだらうと思ひます。工場で働いて居る者は、學校の教育は受けて居りませぬでも、例へば八幡製鉄所にあつては純然たる労働者出身の者が奉任待遇にまで昇ることが出来る途が開かれて居つた事実があります。工場会社に於ても労働者出身の幹部がないではないのであります。だからと云ふて其の労働者或は鉄道従業員総ての諸君が判任官たらんことを欲するが故に、判任官たらざる現狀に於て自分の待遇を、果してそれはどうでも宜い。判任官たることを望む故に、判任官になつた後自分はそれで満足すると云ふので、雇員の狀態に於ける服務、或は労働條件に付て絶対に我慢して何等の不平を感じないで居ると御解釈になつて居るのであるかどうか。私はさふ云ふ議論をしたら切りのないことだと思ひます。私此處で多くの議論をしたくないのであります。黙つて伺つて居りますと甚だ怪訝に感じまして、洵に遺憾に感ずるのであります。さう云ふ点を余り多く入れることになりますと、鉄道と自治的労働組合との間に何か問題が起りはしないかと云ふことが心配になつて来るのであります。假に斯う云ふ組合法が出来て、御苦勞はありませうが、其の御苦勞に堪へて戴きたい。樂にやつて行くことを考へてはいかんと思ひます。誰も此の問題の爲に全能力を挙げて居る。勞資問題は國家的に見ても、個々の事業者に於ても、日本を建直す基本的條件であります。安易に此の問題を扱ふと云ふ考へは一切

捨てゝ戴きたいのであります。

○亀山厚生次官 今官吏の労働組合の御話が出ましたから、一寸御報告申上げて置きます。今日閣議に於きまして、運輸大臣は欠席して居られましたが、厚生大臣より官吏に対して此の労働組合の結成を容認するや否やのことが話に出たさうであります。詳しい話は聴いて居りませぬでしたが、官吏に対しても労働組合の結成を容認すると云ふ御話があったと漏れ聞いて居りますから、今朝大臣から簡単にそれだけ聴いたので、御報告申上げます。

○大野会長代理 第一章はそれまでに致します。第二章を御質問願ひます。

第二章 労働組合

第四條 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五條 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一、名稱
- 二、目的並事業
- 三、主タル事務所ノ所在地
- 四、組合員又ハ参加団体ニ関スル規定
- 五、法人タリ組合ニ在リテハ法人タルコト
- 六、會議ニ関スル規定
- 七、代表者其ノ他役員ニ関スル規定
- 八、組合費其ノ他會計ニ関スル規定
- 九、組合規約ノ変更ニ関スル規定

第六條 第四條ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七條 組合規約ガ法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 労働組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ但シ組合聯合ニ在リテハ参加団体名簿ヲ備付クルヲ以テ足ル

第九條 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ爲使用者又ハ其ノ団体ト労働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ関シ交渉スル権限ヲ有ス

第十條 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他不利益ヲ與フルコトヲ得ズ

使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ズ

第十一條 使用者ハ同盟罷業其ノ他爭議行爲ニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員若ハ役員ニ對シ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ、但シ爭議行爲ガ第二十四條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十二條 労働組合ノ役員ハ共済修養其ノ他福利事業ノ爲ニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ、但シ組合員總會ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十三條 労働組合ハ左ノ事由ニ依リテ解散ス

- 一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生
- 二、破産
- 三、組合員四分ノ三以上ノ多數ニ依ル總會決議
- 四、第十四條ノ規定ニ依ル解散命令

第十四條 労働組合屢々法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊サレタルトキハ労働委員會ノ申立ニ基キ裁判所ハ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ手續ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且ツ主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルニ因リテ法人格ヲ取得ス

- 一、第五條第一號乃至第三號及第七號ニ掲ゲタル事項
- 二、役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ変更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十六條 民法第四十三條〔、〕第四十四條第五十條〔、〕第五十〔二〕條乃至第五十五條及第五十七條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合〔、〕清算ニハ民法第七十二條及第八十二條〔ノ〕規定ヲ準用ス

第十七條 〔法人タル〕労働組合〔ニ〕ハ産業組合ニ準ジ適當ナル免税恩典ヲ與フルコト

○桂委員 末弘委員に伺ひたいのでありますが、第十九條に労働協約と云ふ言葉が出て来て〔、〕後に行つて「以下労働協約ト稱ス」と云ふ字が出て来る〔の〕で一寸変に感じます〔ママ、「以下労働協約ト稱ス」は第18条の規定文言である〕

○末弘委員 それでは後〔の〕以下を取りませう〔ママ、「後〔の〕以下」の所在?〕

○桂委員 もう一つ質問があります。第十條に使用者と云ふ言葉があります〔、〕例へば社内人夫を供給して居る請負業者があります。さう云ふ者も此〔の〕使用者の中に入りますか〔。〕さう云ふ者の供給を受けて居る者が現実に使用して居るので使用者〔の〕片方は雇傭者です〔、〕是も廣義の使用者に入る御考へでありませうか

○末弘委員 私個人の考へでは入つて居るので〔、〕二段に考へて居ります。

○桂委員 使用者ですね。

○末弘委員 供給して居ることを商賣にして居る点では……。

○三輪委員 第十四條〔に〕付て御伺ひ致します〔。〕「労働組合屢〔々〕法令〔ニ〕違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ」に付て先程御説明がありましたけれども〔、〕法令違反は一回でも〔、〕それが安寧秩序を紊すことが非常に大きい一寸許されないと云ふ際には是は適用されませぬか

○末弘委員 細かく考へるとさうですが、余り抜討をやらないで〔、〕警告を與へたが応じないと云ふ時に解散を命ずる。其の組合を死刑に處する所まで行く。是が一番穩當でもあるやうに思へますので〔、〕此の間の聯合軍側の意見に依つて「法令ニ違反シ」と云ふ〔の〕を入れて〔、〕更に嚴格にした〔の〕が今日出て来た此の形です〔。〕理屈を云ふと〔一〕回でも非常に悪かつたら突然やる場合を考へるでありませうが、違反しと云ふ〔の〕は別に違反して処罰を受けたことが何遍かあると云ふやうな意味でなく、常識的に屢々

違反し安寧秩序を紊ると云ふ位の所で宜くはないかと云ふ積りで、こんな文句を決めたのだと思ひます。

- 高橋厚生省勤務局長 三輪委員の第十四條に關聯してのことは、非訟事件の手續に依ることが反對なら、民事事件又は刑事事件として三審制を採ること、更に進んで申上げると、裁判所を設けて……。
- 末弘委員 それを記録に止めて、必要があれば命令を以て定むとすれば宜いですね。
- 西尾委員 前会〔ママ、前回?〕にも申したやうに、第十一條に於ける但書の罰則は、刑罰としては甚だ酷に過ぎるものと考へますので、之に反對であります。——此の但書を削除し、之に対する罰則は罰則の條項で、決めるべきであると云ふのであります。例へば何百万圓と云ふ損害賠償を要求される場合があるかも知れませぬ。さう云ふ事業者側の損害賠償に應ずることになると、一回の違反で労働組合が根こそぎ——全國的な労働組合が破産する場合がないとは限りませぬ。余りに是は乱暴だと思ふので反對です。
- 大野會長代理 但書を削除して更に罰則でそれを制限する訳ですな
- 西尾委員 さうです。
- 大野會長代理 他に御意見がなければ、西尾君の御意見に付て採決致します。第十一條の但書を削除する御意見に御賛成の方の挙手を願ひます
- 西尾委員 採決するまでに、此の問題は甚だ重要でありますから、他の方の意見も伺つて戴きたい。
- 大野會長代理 御意見があればどうぞ……。
- 松岡委員 私も前から此の問題には觸れないで居りましたが、十分研究して發議すべきであると思ひます。内々で相談致しましたが、西尾君が云はれた通り、之を削除して二十四條に適正な罰則を設ける方が宜いと思ひます。
- 桂委員 議事進行に關して……。今日の御出席を見ますと、厚生省で資本家代表として御發表になつた方は竹中委員一人で、五名の内四名欠けて居ります。會長は其の方々がどうして御見えになつて居ないか、同時にさう云ふ方々が居られない此の席で今のやうな問題を決定されることが適當と御考へになられるか。
- 大野會長代理 甚だ迷惑ですが、一寸方法がないやうに思ひます。
- 桂委員 分りました。
- 大野會長代理 但し議事録を御覽になれば御出席の状態が分りますから、それに依つて御判定を願ふより仕方がないと思ひます。——では討論はありませぬか——なければ採決致します。西尾君の説に御賛成の方は挙手を願ひます
〔賛成者舉手〕
- 大野會長代理 二名であります、成立致しませぬ、さうすると第二章は原案の通り決定致しました、
第三章労働協約に付て質疑を御願ひ致します。

第三章 労働協約

第十八條 労働組合ト使用者又ハ其ノ団体トノ間ニ労働條件ニ関スル協定其ノ他勞資關係ノ調整ニ関スル協約（以下労働協約ト称ス）締結セラレタルトキハ當事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ実現ヲ図ル〔ママ、図リ〕能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務

ヲ負フ

第十九條 労働協約ハ其ノ書面作成ニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

労働協約ノ当事者ハ前項ノ労働協約ヲ一週間以内ニ地方長官ニ届出ヅベシ

第二十條 労働協約ハ其ノ有効期限ヲ定ムルコトヲ要ス其ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一條 労働協約ヲ以テ労働条件其ノ他労働者ノ待遇ニ関スル規準ヲ定メタルトキハ其ノ規準ハ當該労働協約ノ適用ヲ受クル労働者及使用者ニ對シテ法的拘束力ヲ有ス當該労働協約ノ規定ニ依リ規準決定ノ爲メ設置セラレタル機関ノアルトキハ其ノ定メタル規準亦同ジ

前項ノ規準ニ違反スル労働契約ハ無効トシ其ノ無効トナリタル部分ハ規準ノ定メニ依リテ当然補充セラル

第二十二條 一ノ工場事業場ニ使用セラルヽ労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ他ノ同種労働者モ亦当然當該労働協約ニ依リ拘束セラル

第二十三條 一地域ニ於ケル同種ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官（其ノ地域ガ二都道府縣ニ亙ルトキハ厚生大臣）ハ協約當事者ノ双方若ハ一方ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其ノ協約ノ拘束力ヲ其ノ他ノ労働者全部及其ノ使用者ニ及ボス旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得

地方長官又ハ厚生大臣右ノ決定ヲ爲スニ付テハ労働委員会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス労働委員会前項ノ決議ヲ爲スニ付當該労働協約ノ定ニ不適當ナル事項アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告スルニ依リテ其ノ効力ヲ生ズ

第二十四條 労働協約中ニ協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ附スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他ノ争議行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

○三輪委員 第二十條で、「其ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ」となつて居ります。此の前の末弘先生の御説明でも、短くて二年と考へたと云ふ御話でありましたが、労働協約に期限を付する場合に於ては、両當事者のあることですから、其の点適當に決まると思ひますが、まだ組合の余り発達して居ない、自覚のない時には、より長い契約を決められる危険性があるのではないかと考へます。さうすると其の問題に關聯して、先程のやうに協約期間中には争議を仲裁調停に掛けると云ふことを決めて置きながらどうと云ふことになつて、非常に過酷ぢやございませぬが條件が非常に變つて来て、堪へられない状態になりましても、中々變へられないと云ふことが起つて来はしないかと思ひます。もつと短くしたら宜いぢやないかと云ふ意見を持つて居りますが、其の点小委員会で十分御討議になりましたかどうか。

○末弘委員 小委員会では此の前さう云ふ点に付て御意見がありました中に、特別に之を修正する意見がなかつたので、余り気が付きませぬでした。

○三輪委員 其の点三年と云ふことにして置いた方が支障がないと御考へでせうか。

○末弘委員 其の点は余り短いのでは困る。そんなものを決めても産業平和は長く續かな

いと云ふ〔の〕ですが〔、〕使用者側では余り短い〔の〕は困る〔、〕又長過ぎた〔の〕では今云つたやうなこともありませう〔。〕実際何年が宜いか〔、〕目分量なので私も余り自信がありませぬが〔、〕まあ三年とした訳であります〔。〕之を一年でも二年でも〔、〕何か御意見があれば修正案として出して戴けば〔、〕皆さんの御意見を聴いて決めて戴きたいと思ひます

- 松岡委員 此の前私此〔の〕問題に付て斯う云ふことを申し上げました、例へば労資を調整する一般的な問題に付て、日本独特な意味〔に〕於て発達を遂げた協約は、三年に限つたり一年に限つたりするこ〔と〕は宜くないと云ふことを申し上げた〔の〕です〔。〕併し個々の労働協約に付ては三年なんと云ふ長い協約を私は見たことがございませぬ。是は労働者自体もそれ程無智でもありませぬし又資本家側も無智に乗じて三年間賃金を動かさないやうな契約をすることは、今日は余り例を見ない〔。〕大体三輪君の指摘されたやうな懸念は、協約の場合ないのではないかと。唯不親切に考へれば〔、〕さう云ふことも考へられると思ひますが、実際上は余り懸念はないやうに存じます。
- 三輪委員 第二十二條に付て、私の読んだ感じですが、「一ノ工場事業場〔二〕使用セラル、労働者ノ」云々と云ふ書き方ですと、其〔の〕工場以外と云ふ風にもとれるやうに思ひます。そんなことはありませんか。
- 末弘委員 其〔の〕場合は二十三條……。
- 三輪委員 勿論さうであります……
- 末弘委員 二十二條の〔一〕の工場事業場〔だけ〕の積りで書いて居る〔の〕で〔、〕さう読めると云ふ御意見が多いやうなら書直してよい〔と〕思ひますが、私是で宜いと思つた〔の〕で斯う云ふ字を入れました
- 山中委員 若し今のやうな御懸念があるなら、最初の所に〔一の〕工場事業場に於てとされ〔れ〕ば問題ないのではないかとと思ひます〔。〕是で分ると思ひますが……
- 大野會長代理 修正しようと云ふ〔の〕ですか
- 山中委員 若し委員の御意見があるならばと云ふ前提付です
- 三輪委員 私も唯感じなので……
- 大野會長代理 修正案もないものと思へて宜しうございますね
- 松岡委員 書直されるに付ては、私念を押して置きたいことが一つあります。個々の工場会社と契約したことゝ、其の資本家団体の統制会或は同業組合等と協定されることに依つて、既存の良い条件に悪影響を及ぼすことなすと云ふことが、こんな工合に書改められましたので、此の行き方は大体妥当ぢやないかとも思ひますが、此の中には斯う云ふことが考へられて居るでせうか。例へば労資双方の極めて利己的な立場から、公益を害すると認められるやうな場合に於ては、固より此の労働委員会が當該労働協約の定めを不適當なる事項と認める時に、之を修正する場合も予想されて居りますか。
- 末弘委員 其の場合も皆考へて修正権を広く、此の前三輪さんが云はれたやうに、一般に及ぼす以上はそれだけのことを考へる方が宜いだらうと云ふ積りで、御説の通りであります。
- 大野會長代理 別に修正の御意見も出ませぬければ採決致します。第三章原案の通りで御異存ございませぬか——御異存なければ原案の通り決定致します。
- 末弘委員 第十八條の括弧の「以下労働協約ト称ス」は取りますか

○大野会長代理 それは取つて戴きます。第四章労働委員会。御質問がありますればどうぞ……

第四章 労働委員会

第二十五条 労資関係ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル爲メ使用者ヲ代表スル者労働者ヲ代表スル者及第三者各同数ヨリ成ル労働委員会ヲ設ク、使用者ヲ代表スル者ハ使用者団体ノ推薦ニ基キ労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キテ之ヲ委嘱ス労働委員会ハ中央及地方ニ付設ケ特別ノ必要アルトキハ一定ノ地區又ハ事項ニ付特別ノ委員会ヲ設クルコトヲ得

労働委員会ノ委員及職員ハ刑法ノ適用ニ付テ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

労働委員会ニ関スル事項ハ本法ニ定ムルモノ、外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六条 労働委員会ハ第三條、第七條、第十四條及第二十三條ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ヲ掌ル

- 一、労働争議ニ関スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査
- 二、団体交渉ノ斡旋其ノ他労働争議ノ予防
- 三、労働争議ノ仲裁及調停
- 四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

第二十七条 労働委員会公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者双方ノ請求アルトキハ會議ヲ公開スルコトヲ得

第二十八条 労働委員会第二十六条ノ規定スル事務ヲ行フ爲メノ必要アルトキハ使用者若ハ其ノ団体又ハ労働組合其ノ他ノ関係者ニ対シ其ノ出頭ヲ求メ若ハ必要ナル帳簿其ノ他書類ノ提出ヲ求メ又ハ其ノ委員若ハ職員ヲシテ関係ノ工場事業場ヲ臨検セシムルコトヲ得

第二十九条 労働委員会ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハ其ノ職務遂行ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十条 労働組合ノ介入ナキ労働争議ノ予防解決ノ協定ニシテ労働委員会ノ仲裁調停ニ係ルモノニ付テハ第三章ノ規定ヲ準用ス

第三十一条 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件特ニ適正ナラザルトキハ労働委員会ハ其ノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体策ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ関係ノ使用者又ハ其ノ団体ニ対シ労働条件ニ関スル一定ノ規準ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

前項ノ指示ハ関係使用者及労働者ニ對シ労働協約ト同一ノ効力ヲ有ス

前項ノ規定ハ労働委員会ガ厚生大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用ス

○桂委員 第三十一条に付て質問致します。其の第二項でございますが、地方長官が「一定ノ規準ヲ指示スルコトヲ得」と書いてあります。是は建議の内容を修正したものを指示することが出来ますかどうか、其の点を伺ひたい。

○末弘委員 是等が此の委員会と官庁との関係の問題で、例の決議に依りと云ふ時は縛られるのだと云ふことに今決まつて居ると云ひますが、斯う云ふ建議と云ふ形で出て来る場合が今までございませぬので、決め方次第でありますけれども、さう云ふ風に労働委員会と官廳の意見が分れて行くやうな立場にならぬやうに運用せられることを希望して居るので、此の法案を立てるものとしてはさう云ふ点を文字に現はすやうなことは考へて居らないのであります、理屈を云へば地方長官は修正する権限があるものと思はなければならぬ。それが今の行政機構の上から云へば當然だと思ひます。唯さう云ふ風になることは決して望ましくないことで建議があれば建議の出て来るまでに実情を色々調査する点に於て、長官の下にある所の各種職員が協力して官私共に異存のないものが此の建議と云ふ形で出ることが、初めて此の種の問題のやうな、特に不適正な労働条件の下に働いて居る者を利益するのに宜いので、委員会は斯う云つて来たが、長官はそれではいかんから斯う直すと云ふことに運はざらんことを希望して居る訳であります。

○大野会長代理 御質疑のある方は御発言願ひます——別に御異議ありませぬか——御質問ございませぬければ討論に入ります。

○桂委員 只今の末弘先生の御説明洵に御尤もと思ひます。併し逆に、さう云ふ建議が出るならば其の儘行へと書いても実質上差支へないと私は思ひます。労働委員会から出るものが地方長官の事前諒解を得たものが出るやうな御説明、又さう云ふ風に運用されることを希望すると云ふ御説明、それならば労働委員会の建議通りのものをやれと書かれた方が、寧ろはつきりしはしないか。丁度二十三條の一般拘束力の問題の時に、労働委員会の決議が非常に重要なものになる「ポイント」を持つて居ります。殊に労働協約の定めには不適当なものがあれば、其の修正まで出来ると云ふことになつて居りまして、労働委員会と云ふものは実に大した力を持つて居るものと考えます。それが一旦決議になると唯法律の形の上に於ても何かそれが修正されることがあり得るやうな余地を残すことはいけない。同時に只今仰しやつたやうな意味に労働委員会が運用されて、地方長官も既に承知して居ると云ふやうなことが実情としてあり得るならば、はつきり書いて戴く。修正はしないのだ、其の儘やるのだと書いて戴くことを私希望致します。修正意見です。

○大野会長代理 どう云ふ風に書きますか

○桂委員 私頭が悪いので〔、〕書く方は適当に御研究を願ひます

○大野会長代理 一寸整理に困るな

○桂委員 唯「〔一〕定ノ〔〕」と云ふのが私の頭にぴんと来るのです。

○大野会長代理 「〔一〕定〔ノ〕」を御取りになるんですか

○桂委員 取つて善いかどうかはつきり致しませぬが〔、〕少し「ビューロクリチック」な労働委員会をもう少しえらくして戴きたい

○末弘委員 私申しますが〔、〕此の考へは一番初め申した例〔の〕「ウェイジボード〔、〕トレードボ〔一〕ド」〔、〕あの考へ方を持つて来た〔、〕之に活用しようと思ふのですが〔、〕一番初めに此の制度を持つた「サウススレジヤ〔〕」の制度から、「イギリス」が最も完備して、方々の国が眞似をするやうな制度になるまでやつた。官庁の人と、当該関係産業方面の使用者側と、労働者とを入れた委員会で何処もやつて居ります〔、〕そこで

官廳としてよく事情を知つて居る〔、〕現在日本だと警察が相当此の問題に付て氣にして動いて居る〔。〕警察と云つても必ずしも労働者の不利益だけでなしに〔、〕相当動いたことがあるので、やはりそんな考へ方で行く〔の〕かなと云ふ〔の〕が〔、〕私一番初め「トレードボ〔一〕ド」を云ひ出した時の案です〔。〕今も御説明申上げましたやうに〔、〕斯う云ふ実情を調べて——委員会では実情を調べられない〔の〕で〔、〕労務官〔の〕やうなものが自分の管轄を始終見て居るから〔、〕さう云ふことで官民本当に〔一〕緒になつてやる精神が大事だと思つて居ります〔。〕今仰しやつたやうな地方長官が改めて出すと云ふやうなことは私には考へられない

○桂委員 先生の御話よく分かりました。若し将来さう云ふことがあつたら、改正を願ふことになりませうから、私の修正意見撤回致します。

○大野会長代理 水谷委員〔の〕意見を紹介致します
 労務委員会

〔編注：記載なし〕

修正意見に行くかな。

○末弘委員 それは命令で宜いでせう。

○西尾委員 前段は私水谷君の意見を支持する者であります、此の前にも云つたやうに、是は勅令で出来るかと思ひますが、使用者側を代表する者、労働者側を代表する者の推薦に基いて之を委嘱すとなつて居ります。私法文の形式はよく分りませぬが、やはり厚生大臣及び地方長官之を委嘱すと書くべきではないかと云ふのと、併せて先程水谷君から是は命令でやれるんだと云ふ、即ち第三者の委員委嘱に付ては労資両方から推薦した者で同意を要すると云ふことに此の委員会で決まつて、後に命令にかけると云ふことならば宜いのでありますが、さうすることが善いか悪いかと云ふ問題に付ては、私水谷君の意見を支持するのでありますから、是は一つの修正案にならうかと思ひます、字の方は甚だ不得手ですが、之ヲ委嘱スの次に第三者委員ハ厚生大臣前記委員ノ同意ヲ得テ之ヲ委嘱スと云ふ一項を入れるべきではないかと思ひます。尚ほ附加へますが、数の上では労資双方三名宛であります。それで第三者的な者が決定権を持つのでありますが、さう考へると第三者からの人選は、此の委員会の死活を決定すべき重要性があります。是は例へば五名なり六名なりの候補者を予め選ばれて、両方の委員に御示しになつて相談する。何れに致しましても労資双方の委員の同意出来るやうな人を選ぶやうに致したいと思ひます。

○大野会長代理 それは運用方法ですね。

○西尾委員 運用でなくして、労働委員会の機構に関する問題であります。

○大野会長代理 今の修正案は先程仰しやつたのですね——他に何か……

○松岡委員 私も西尾君の意見に賛成であります。最近に於ける東京都の委員委嘱の問題に關聯して、例へば私依頼を受けたので極めて公正な立場から、第三者として或る大學教授の御都合を伺ひ、忙しくて迷惑であるがそれなら受けてやらうと、相談の上で御推薦申上げたのであります。併し資本家側の推薦した人を見ますと、商工経済会の有力なる幹部と云ふのでは、資本家側が今尚ほさう云ふことを御考へになる傾向にある以上は、此の点はやはり勅令と云ふことでなく、此の委員会構成に付ての基本的重要な条件として規定して置いて戴きたいと思ふのであります。それでないと其の都度好な〔ママ、妙

な?] ことになる虞れがあります。

- 鮎沢委員 私も同様な趣旨から、西尾案に賛成致します。此の点末弘委員が小委員会で十分御考慮の上とは存じますが、法制上に明かに現はしてあると、最も大事な時に此の立法が生きて使はれる。其の爲に比較的重要さを持つと思ふので、明かに決めて戴いた方が宜いと思ひます。
- 末弘委員 今の御三方の御意見に皆さんが尤もだと思はれるならば、此の原案に書くことが宜いと思ひます。それでは今の西尾さんの云はれた形でもなんですが、どうせ常識的に中央委員の場合は厚生大臣、地方の時は地方長官に行くのですから、是は後の事項の方で命令で定めることにして、此の條文では斯うしたらどうでせう。「使用者ヲ代表スルモノハ使用者団体ノ推薦ニ基キ労働者ヲ代表スルモノハ労働組合ノ推薦ニ基キ第三者ハ使用者労働者ヲ代表スル委員ノ同意ヲ得テ之ヲ委嘱ス」さうすれば先程西尾さんの云はれた、どうせ政府側では数人の候補者を作つて是でどうだらうか。両方の意見が違つたら話を付けて決める。実は東京都の例でも委員に対して非常に御心配があつて、異存があつたのであります。異存のあるものには當事者所謂使用者及び労働者側両方がよく話を付けて臨時委員を置くと云ふことで、それを置くことになりました。御話の通りで、殊に此の委員会は権限が強いので……
- 高橋厚生省勤労局長 只今の案に賛成でございますが、更に一つ附加へる必要があると思ひます。それは双方の同意が得られなかつた場合があります。其の時放たらかすと永久に労働委員会が出来ぬことになるので、双方の同意が得られぬ場合は厚生大臣若しくは地方長官が委嘱出来ると云ふ規定も必要ではないかと思ひます。
- 西尾委員 趣旨としては賛成ですが、それは勅令の方に廻して貰つて如何でせう。
- 高橋厚生省勤労局長 「命令ノ定ムル所ニ依リ」とやりませうか、併しどうしてもいかん場合はさうすると云ふ風に……
- 大野会長代理 さうすると、末弘君の修正案に御異存ありませぬか。
[「賛成」と呼ぶ者あり]
- 大野會長代理 御異存がなければ二十三條は其の通り決定致します。尚ほ労働委員会全体に付て御異存ありませぬか——御異存がなければ原案に決定致します。
次に罰則に移ります。
- 司法省民事局長代理 一寸休憩を願ひます。
- 大野会長代理 それでは休憩致します。
午後五時休憩
午後五時十分再開
- 大野会長代理 引續いて會議を開きます。第五章罰則に付て一応読んで戴きます。

第五章 罰 則

- 第三十二條 第十條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁固又ハ五百円以下ノ罰金ニ處ス
- 第三十三條 正當ノ事由ナクシテ第二十八條ノ規定ニ依ル出頭若ハ書類ノ提出ヲ爲サズ又ハ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ處ス
- 第三十四條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家人又ハ人ノ業務ニ関シ第三十二條又ハ前條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其

ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十二條及前條前段ノ規定ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ適用ス

第三十五條 第二十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 労働組合ノ代表者若ハ清算人又ハ使用者ハ左ノ場合ニ於テハ五十円以下ノ過料ニ處ス

- 一、第四條、第六條若ハ第十九條第二項（第三十條ノ規定ニ依リテ準用セラルル場合ヲ含ム〔ノ〕）ニ定ムル届出ヲ爲スコ〔ト〕ヲ怠リ又ハ虚偽〔ノ〕届出ヲ爲シタル〔ト〕キ
- 二、第八條〔ニ〕定ムル名簿〔ノ〕備付ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
- 三、第十五條第二項又ハ第十六條ノ規定ニ依リテ準用セラル〔ル〕民法第七十七條ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ怠リタル〔ト〕キ
- 四、第十六條〔ノ〕規定ニ依リテ準用セラル〔ル〕民法第八十二條〔ノ〕場合ニ於テ裁判所〔ノ〕検査ヲ妨ゲタルトキ
- 五、第十六條ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第八十〔一〕條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
- 六、第十六條ノ規定ニ依リテ準用セラルル民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
- 七、第三十一條第三項ノ規定ニ定ムル周知ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

○末弘委員 昨日各條項に付て一々検討しました。實際上此の罰則の適用は裁判所の仕事になります。裁判所が扱ひ易いやうにしないと困ります。細かい所謂刑法上〔の〕ことで、犯罪構成要件などの点をはつきりする。其〔の〕爲に司法省の御心配を戴いて、斯う云ふ原案を出して戴きました〔。〕飽くまで是は小委員會の案として出す訳であります〔。〕そこで先程も申しました如くに、罰則は二つに分れて居て、一つは刑法の刑罰〔、〕一つは全く行政上の制裁で、所謂過料で刑罰ではないものであります。三十六條に列記したものは何れも五十円以下〔の〕過料と云ふことで〔、〕或る手續を命じて居るのに其〔の〕手續を怠り、或は虚偽の手續をすると云つた〔、〕凡そ手續に関する取締をするも〔の〕でありますから、是には殆んど問題はない〔。〕隨て三十二條から三十五條までが問題であります

初めの第三十二條は〔、〕前にも御話がありました労働組合に入ることを妨げるやうな雇傭条件などを付ける〔。〕是は是非刑罰を以て阻止することを考へねばならぬと云ふので〔、〕是は刑罰で行かう〔、〕就いては斯う云ふことに関する一般〔の〕振合はないだらうか〔。〕此処は司法省で在〔来〕の振合を御考へですから御意見を伺つて、最も軽いのが此〔の〕程度、併し罰金だけでは人に依ると何でもない〔の〕で〔、〕体刑を選択刑として付けて、事情に依つて軽くも重くも行く。それは此の位で押へたらどうか、但し此の点に付ても司法当局に於かれては、十條に付ては相当御困りになると思ふのは、斯う云ふ条件を科すことを得ずとか與へることを得ずと書いて、それで罰する段になると、どう云ふ条件が正確に備はると罰するか。裁判所ははつきりしないで困ると云ふ御意見が恐らく司法省から出ると思つて居ります。我々の目的は是まで規定して置けば雇主側では之に違反してやられることは恐らくないであらう。余り細かい適用条件を決めない

でも、凡そ十條のやうなことをやると此の程度に罰しますぞと云ふことで、寧ろ違反なきことを期する意味で、此の程度の制裁を加へたらどうか。

三十三條は、二十八條で労働委員会に各種の出頭、書類の提出、臨検などの権限を與へる以上は、之を拒否したものに対して制裁を加へなければならない。是は罰金だけでやらうと、五百円以下と云ふことに致しました。

三十四條は、御読みになると非常にやゝこしいやうであります、使用者が法人である場合が沢山ございます。此の種のことは今までの経済統制法令などに沢山出て参ります其の例を借りて、是等の法人に處罰を加へる場合罰金は兎に角として、禁固など出来ませぬ。どうしても罰金より仕方がないので、やはり責任を負ふことにして、今まで同様の文句を書きました。

三十五條は、第二十九條即ち委員会が會議を公開した場合は別として、其の以外は委員又は職員が職務上知り得たことは秘密を守つて呉れなければ、關係者に書類を出させたりするのに支障を来す。それで此の秘密を嚴格に守つて貰ふ。是も外の法律に今まで例があるので、其の例に依つて二百円に致したのであります。

尚ほ此の機会に是まで出て来なかつたが、やはり刑罰を以て臨んだらば宜いのではないかと云ふ規定で一箇條問題にすべきものがあります。それは例の安寧秩序を紊ることで、解散を命ぜられたに其の命令に従はないと云ふ場合に、何とか刑罰を科することは出来ないだらうかと云ふことで、昨日やはり刑罰を科さうかと云ふことを考へて見たのであります。所が實際解散を命ぜられた後も中々事実解散しない人が出て来る。之を止めさせるには、今までなら廃止になつた治安警察法第二十三條あれで行く訳であるが、是は凡そ労働組合に限らず、一切の団体に付て今度治安警察法が廃止されたので何等か考へるならば、全般的にさう云ふ不法の集団を事実上解散させる何等かの方法、隨てそれに伴ふ罰則が必要になると思ひます。其の方で行くべきで、此の法律の中にそこまで書かないでも、此の法律としては解散と云ふ法律上の死刑に相当することを命じたので、後の事実上の集団の問題には此処では觸れない。そこで制裁も附けないことにしたらどうかと云ふ司法省の御意見で、私も至極尤もと思ひますので、それは此処で取上げないことにしたのであります。

三十六條は特に申上げることはありませんが、一は條文の中で期限を付して届出を命じて居る場合があります。此の場合にそれを怠り若くは虚偽の申出をする、二は八條の名簿の備付で、是は組合員、聯合体の場合は参加団体の名簿になりますから、唯名簿と書きました。三は登記を怠つた場合、四、五、六は何れも法人である組合が清算手続に入つた場合、民法を準用して居るので、読むとうるさい恰好になりますが、法律としては斯うなります。七は三十一條第三項で基準を指定された時、其の趣旨を労働者に対して周知させなければいかん。之を怠ると問題が起り得るので、其の周知方をやるやうにと云ふので、是等に対しては全部一律に過料五十円と云ふことに致しました。

- 大野会長代理 御質問があれば願ひます。——別にありませんか。——なければならないものとして宜しうございますか。——それでは之を議題に供して討論を致します。
- 西尾委員 此の一番終りの七であります、第三十一條第二項の規定に反したのものには五十円の罰金を科すると云ふのは、軽きに過ぎると思ひます。此の罰則全体が今日の「インフレ」状態から見て軽いと思ひます。三は結構です。全体に付て申しませぬが、特に

第七が軽いと思ふのは、此の委員会で屢々末弘先生が仰しやつたやうに、弱体労働者の場合が問題になるのであります。是は多く労働者側も弱体であるが、事業者側も弱体であつて、経済的にも余り富裕でないし、道義的にも余り高くない人が中には屢々あります。五十円位の罰金なら、嫌なことは知らさぬでおけと云ふことも実際あるのではないかと思ひます。従来も工場法が出来て色々罰則があるに拘らず、信州の岡谷とか大阪の泉州のやうな所では中々やらなかつた。さう云ふ意味でもつと痛い罰則を置いた方が宜いのではないかと考へます。是はうっかりして居つた、怠けたと云ふのでなく、法の裏を潜ると云ふ作爲の場合が屢々あります。

○末弘委員 昨日も話しましたが、今のことは私もやはり氣になつて、是は制裁を付けなくても宜いではないかと思ふやうなことがありましたが、付けよう。無論官庁が提示する際に注意書を添へて、之を労働者に周知せしめろと云ふことで此の趣旨を徹底して行くやうにやつて行かなければならないと思ふのです。それでも尚ほ且つやらないと云ふならば悪意と感ぜられるので、罰するだけの根拠がはつきりして参ります。が□てそれでは是だけを刑罰に持つて行くか、殊に体刑まで持つて行くか。是は考へるときりがないので、或る程度のことは——大体こんな振合なんです、今までの所そこに落付いたのです。刑罰と云ふものはそれだけ考へると非常に重くも考へられる。結局振合に行くのです。周知方を命じたのに唯掲示をすれば宜いのにしなかつたと云ふ位のことになると、まさか懲役にもやれない。それでこんな所に落付いたのです。或は寧ろ罰なんかない方が宜い。五十円位安いと云ふ氣が起るならない方が宜いと云ふ考へも出ます。其の代り府縣知事の方で周知方をよく注意する。或は公告すると云ふ考へ方もあります。さう云ふ措置をするやうにしたら宜いのではないか。或は刑罰なしにするか、やれば此の程度にしてやる。斯う云ふことをやるやうにと云ふ希望をはつきりさせる。それで宜いのではないかと思ひます。

○桂委員 只今末弘先生から振合はこんなものだと云ふ御話がありました。工場法の賃金や就業条件を周知せしめる義務、あれはどんなことになつて居りましたか。

○末弘委員 工場法では色々細かいことは皆施行令に譲つて、一般の刑罰は無論法律〔の〕規定ございませぬ〔。〕其の結果あ〔の〕處罰〔、〕あの法律の中だけ〔の〕振合〔の〕關係が、普通より重いです〔。〕だからあの流儀で行くならば是は相当重くなつても宜い〔。〕昨日も其の話がありました〔。〕或はさう云ふ案を出されてなくても、三十五〔、〕三十六是だけ生かして、もう〔一〕條設けても宜いと思ひます——是は工場法〔の〕場合と違つて、お前斯う云ふことをやれと云つてやらない場合だから、お上が親切に、違反がないやうに、違反しても実害がないやうにすることが宜くはないか〔、〕假にさうすることは如何にも使用者側だけが悪い奴のやうに見える〔の〕で、此の際此の法律をなだらかにする上に余り面白くないと思ひます。だから是は避けた方が宜い〔、〕私も段々年を取つて斯う云ふ思想を持つやうになりました。(笑声)

○大野會長代理 如何ですか西尾さん。

○西尾委員 さう云ふ点を司法省〔の〕方に聽いて戴いて居る〔の〕ですから、司法省の方で御考へ願ふことにして結構です。

○大野會長代理 罰則全体として御異存ございませぬか——それでは原案通り決定致します

次は附帯決議は全部を〔一〕括して付議致します

○

附帯決議

- 一、憲法中〔二〕労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設クルコト
- 二、法第〔一〕條〔ノ〕精神ニ基キ第二條〔二〕掲グル法令〔ノ〕外刑罰並警察法令〔二〕付団結權〔二〕對シテ不當〔ナ〕制限ヲ加ヘザルヤウ濫用防止〔ノ〕措置ヲトルベキコト
- 三、政府ハ労働行政機構ヲ整備拡充シ出来得ル限り速ニ労働省ヲ創設シ之ニ労働行政ヲ統〔一〕スベキ手續ヲ講ズルト同時ニ中央地方〔二〕亙リテ〔一〕切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ末端事務ハ勤勞署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシムルコト
- 四、經濟復興ヲ審議スル等〔ノ〕場合ニ於テハ労働組合〔ノ〕代表者ヲ参加セシメ廣ク労働者ヲシテ經濟復興ノ重責ヲ分擔セシムル〔ノ〕趣旨ヲ明カニスルコト
- 五、労働爭議調停法ヲ廃止シ新ニ勞資關係ノ調整ヲ目的トシ爭議ヲ予防スルト共ニ迅速簡單ニ爭議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト
- 六、中央労働委員會ハ其ノ指令ノ下ニ労働ニ関スル科學的調査ヲ行ハシメル爲ニ現存ノ機關ヲモ統合シ充分ニ組織セラレタル有力機關ヲ設置シテ之ヲ其ノ事務局ニ附属セシメルコト
- 七、労働委員會ノ委員又ハ労働組合ノ役員ノ選任ニ当リテハ人選ヲ慎重ニシテ極端ナル軍國主義者其ノ他本法制定ノ精神ニ鑑ミ不適當ナルモノヲ除外スルヤウ特別ノ配慮ヲ爲スコト

○末弘委員 鉄道省は附帯決議に意見がある訳ですね

○運輸省鉄道総局勤勞局長 之にも結局關聯すると思ひますが、色々の届出などに関聯して、それぞれの上司が知らないと言つたことが起るのではないか。だから事実上官にあつてはそれ等の所屬庁を経由すると云ふ方法が考へられるのではないかと云つた疑念を一部表明せられたやうです。

○末弘委員 此の委員会としては斯う云ふものを出すことは当然と思つて居ります。

○大野会長代理 先程小泉君からも其の意見が出て、小泉君は希望すると云ふのでありますから、如何ですか、附帯決議全体に付て御異存ありませぬか。

○桂委員 異議はございませぬが、希望がございます。第三に關して出来得べくんば成文で變へられなくても、適當に御考へ下さるなり、或は會長から大臣に御答申の際に御申添へを願ひたいと思ふのであります。それは労働省が出来ますと、今よりも一層生産省との間に対立と云ふか、□離と云ふか、さう云ふものが出来ると、我々洵に迷惑であります。由来余りに両方が専門家であられる爲に少し離れるので實際問題で困りますから、御願ひしたい第一点は、労働省が出来ましたら生産を担当する諸廳との間の人事交流を相当屢々して戴きたい。専門を害するまでにされてはいけませぬが、それを害しない範圍に於て屢々人事の交流をして戴きたいと云ふこと。もう一点は、是は主として生産を御担当になる省の方に御願ひしたのであります。生産關係の方では色々の問題の爲に民間人を或は顧問とか參與とか囑託とかと云ふやうな形で入られます。其の場合に労働者代表は今まで一人に〔ママ、一人も？〕入つて居りませぬ。それから労働問題に關し

て過去の経験ある者は極めて小数〔ママ、少数〕であります。軍需省の當時にはさう云ふ御計画がありました。事実若干の者が囑託の地位に就きました。今度商工省になりましてさう云ふことが問題になり、今度の參與の人選等を見ましても、労働関係に付て御堪能な方は、あの中では恐らく河野密さん御一人だと思ひます。河野さんが全日本の労働問題を一人で御盡し得るとも私考へられない。さう云ふ点に於て今後労働省が出来ましたら、成べく産業代表を入れるやうにして戴き、勿論労働問題に付て學識経験ある者は御入れになる。併し此の方は逆に産業代表を等閑に付しないやうにして戴きたい。もう一つ生産省の方としては、労働問題に學識経験ある者を除外しないやうに、成べくそれ等の知識経験を活用する方途を講ぜられたい。斯う云ふ希望を持つて居ります。之を附帯決議の成文として出すのが適当か、会長が御答申の際口頭を以てするのが適当か、それは會長に御一任致したいと思ひます。

- 大野会長代理 口頭で申上げて宜しうございますか——それでは御尤もの希望と思ひますので、十分伝へることに致します
- 逋信院船員局長 先程小泉委員からも御意見が出ましたが、主務官庁として労働行政を統一すると云ふ趣旨には御異存ありませぬ。唯船員の勞務関係は他の一般の勞務と違つて、非常な特殊性を持つて居る。詰り船舶航行の如き取締の立場から、主務官庁に於ては特別廣範圍の監督を行つて居ります。船員の教育行政、船舶職員の試験の実施、船舶職員定員の決定、船員の雇入雇上等のこと、それ等の関係上一般の勞務者とは違つて、労働条件の維持改善と不可分の有機的關係を持つて居るのが現状であります。次に先程も御話のあつた通り、船は非常に移動性に富んで居て、一般の勞務者と趣きを異にして居ります。其の点は地方的の一般機関でやつて居る。府縣の方でも海運局と云ふ主務官廳の分身である地方機関で之をやつて行く方が適當であると思ひます。斯う云ふ特異性のある關係上、従来も船員の勞務行政と云ふものは他の勞務者と違つて、分離して居りました。他の一般勞務者と違つて、運輸省自体がやつて居るのを見ても、恐らく船員其のものも運輸省に於て其の特殊性を生かして貰ひたいと云ふ希望を持つて居ります。一般勞務行政を統一すると云ふことは觀念的には異存はありませぬが、其の特殊性を認めて戴きたいと云ふ切実なる希望であります。
- 末弘委員 只今云はれた点、至極尤もですけれども、原則を認めると云ふのですから私から申上げる必要はありませぬが、日本の人の意見でもあり、先日米國側の方と御會ひした時も、どうも産業行政の官庁が労働行政の一部を兼ねて管轄して居ると云ふことは、一面今仰しやつたやうな便宜の点もあるが、産業行政の建前だけから、労働行政本来の精神を軽く見るやうになる虞れがあつて、聯合軍の人は頻りに其の点不思議に思つて居る口吻を漏して居ります。其の爲に此処に主務大臣とあつたのを厚生大臣にしると云ふので、決して今の大臣がどうだからと云ふのでなく、産業行政の中に勞務行政を付けるのは異例であるので、さう云ふ感じを持たれるのであります。是は國內的にもさう云ふ意見があります。原則は認めるが、さう云ふ特殊性も考慮しろと云はれる。それが實際官廳側で議せられる時、其の留保の点がえらく重くなつて出て参りますと、やはり根本の原則が通らぬことになるので、寧ろ斯う云ふ風に統一する。併し一面産業行政の見地から、特に海運関係は非常に違ふと云ふなら、其の点に付てはやりにくいだらうが特に御協力を願ふ方が宜いのではないかと考へるのでありまして、実は昨日の會議で

「統一すべき手続」と云ふ今までなかつた字を入れたのです。是は前から話が出て、其の動機は聯合國側から話があつたからであります。それだけ御承知置き願ひます。

○商工省総務局長代理 第四項で「経済復興ヲ審議スル等ノ場合」労働代表を入れると云ふことが書いてございますが、是は経済復興を審議する場合だけで宜いか。それで只今日本の産業組織と云ふか、今後の産業団体に付て色々研究致して居りますが、其の中の考へ方の一つと致しまして、将来重要な産業団体に色々なことを決めます際に、單に生産者だけでなく消費者代表や労働代表、さう云ふ方も入つて戴いて決めて戴いて決めて行かうと云ふ考へを持つて居ります。尤も是はまだ事務的〔な〕案で〔、〕省として決まつて居る訳ではありませんが〔、〕そこまで行つた方が宜い〔の〕ではないかと考へて居ります〔の〕で、此処にあるやうに單に今後の復興〔の〕場合だけでなく〔、〕将来〔の〕産業〔の〕運営に際しても労働代表が之に参加出来るやうな形にした方が宜いのではないかと考へます。

○末弘委員 仰しやること〔と〕同じやうなことを実は考へて居る〔の〕ですが〔、〕差当り眼前〔の〕こと〔と〕しては経済復興だと云ふ意味で書いた〔の〕で〔、〕「経済復興ヲ審議スル等〔〕と等の字がある〔の〕は〔、〕そこらを意味して居ります〔。〕仰しやるこ〔と〕を書くときと余り露骨になる〔の〕で……

○桂委員 商工御當局が只今〔の〕やうな御考へなら〔、〕私が先程申したやうなことは殆んど申し上げぬで宜いことになります〔。〕もう一つ第七項に「極端ナル〔〕と云ふ言葉があります。「ナシヨナリゼーション」の時は「ウルトラ」が附くが、「ミリタリズム」に「ウルトラ」が附いたのはない〔。〕是は取つて戴きたい

○大野會長代理 では「極端ナル」は取つて宜しうございますか
〔「取つて戴きたい」「結構です」と呼ぶ者あり〕

○大野會長代理 大体是で附帯決議は御異存ありませんね——是にて全部議了致しました是の答申に付ては、どなたか大臣に御会ひ〔に〕になりますか、會長〔に〕御口任下されば私だけ参りますが……。
〔「御願ひ致します」と呼ぶ者あり〕

○大野會長代理 では私が其の書類を持つて急いで大臣に答申することに致します〔。〕大藏大臣「ジフテリヤ」で入院されたさうで〔、〕私甚だ不口であります〔、〕皆さんの御協力〔に〕依つて成案を得たことを非常に感謝致します。連日非常な御勉強を戴きまして、厚く御禮を申し上げます。

尚ほ今後憲法の改正なり争議調停法などがあるので〔、〕是は當局とも適宜打合せて、それぞれ運行致したいと思つて居ります〔。一〕應組合法〔の〕審議は是にて終ります。長い間御苦勞様でございました。

午後五時三十分散會

(参考) 答申案 (昭和 20 年 11 月 24 日)

史料出所：労働組合法立法史料簿冊①

*編注：各条文のタイトル〔 〕は、編者が付したものである。本答申案は〔条文史料編〕13～18 頁に収録。

答申

当会に諮問に係る労働組合に関する法制の件終戦後の新事態に対処し急遽制定の要ありと認め慎重審議の結果別添の通り労働組合法案を可決致候条此段及答申候

尚右に関連の別添の通「附帯決議」致候に付ては併せて及申達候

昭和二十年十一月二十四日

労務法制審議委員会々長 大蔵 公望

厚生大臣 芦田 均 殿

労働組合法案

第一章 総則

第一条〔目的〕 本法ハ団結権ノ保障ニヨリ労働者ノ経済的社会的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ経済ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄与ヲ与フルコトヲ目的トス

第二条〔刑罰並びに警察法令の不適用〕 右ノ法令ノ関係条項ハ労働組合ノ為ニスル組合員ノ前条規定ノ精神ニ基ク行為ニツイテハ之ヲ適用セズ

- 一、刑法
- 二、暴力行為処罰ニ関スル法律
- 三、警察犯処罰令
- 四、行政執行法
- 五、出版法

第三条〔労働組合〕 本法ニ労働組合トハ労働者ガ主体トナッテ自主的ニ労働条件ノ維持改善ソノ他地位ノ向上ヲ図ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル団体又ハソノ連合ヲ謂フ

右ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ労働組合ト認メズ

- 一、使用者又ハソノ利益ヲ代表スト認ムベキモノノ参加ヲ許スモノ
- 二、主タル経費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ
- 三、共済修養其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ
- 四、主トシテ政治運動又ハ社会運動ヲ目的トスルモノ

労働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑アルトキハ命令ノ定ムルトコロニヨリ厚生大臣又ハ地方長官労働委員会ノ決議ニヨリ之ヲ決定ス

本法ニ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金其ノ他給料ニヨリ生活スル者ヲ謂フ

*編注：労働者の定義に関し「廣ク」の規定文言に留意（第1・第2・第3次草案の各3条2項に共通）

第二章 労働組合

第四条〔労働組合設立の届出〕 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五条〔組合規約〕 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一、名称
- 二、目的並事業
- 三、主タル事務所ノ所在地
- 四、組合員又ハ参加団体ニ関スル規定
- 五、法人タル組合ニアリテハ法人タルコト
- 六、会議ニ関スル規定
- 七、代表者ソノ他役員ニ関スル規定
- 八、組合費ソノ他会計ニ関スル規定
- 九、組合規約ノ変更ニ関スル規定

第六条〔組合規約の変更の届出〕 第四条ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七条〔組合規約の変更命令〕 組合規約ガ法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムルトコロニヨリ労働委員会ノ決議ニヨリ厚生大臣又ハ地方長官其ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八条〔組合員名簿の備付〕 労働組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ但シ組合連合ニアリテハ参加団体名簿ヲ備付クルヲ以テ足ル

第九条〔交渉権限〕 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ為使用者又ハ其ノ団体ト労働協約ノ締結ソノ他ノ事項ニ関シ交渉スル権限ヲ有ス

第十条〔不利益取扱い等の禁止〕 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲモツテ之ヲ解雇シ其ノ他不利益ヲ与フルコトヲ得ズ

使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ

第十一条〔損害賠償〕 使用者ハ同盟罷業ソノ他争議行為ニヨリ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハソノ組合員若シクハ役員ニ対シソノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ、但シ争議行為ガ第二十四条ノ規定ニ違反シテナサレタルトキハコノ限りニアラズ

第十二条〔共済福利事業基金〕 労働組合ノ役員ハ共済修養ソノ他福利事業ノタメニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコトヲ得ズ、但シ組合員総会ノ決議ヲ経タルトキハ此ノ限りニアラズ

第十三条〔労働組合の解散〕 労働組合ハ左ノ事由ニヨリテ解散ス

- 一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
- 二、破産
- 三、組合員四分ノ三以上ノ多数ニヨル総会決議
- 四、第十四条ノ規定ニヨル解散命令

第十四条〔解散命令〕 労働組合屢々法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働組合ノ申立ニ基キ、裁判所ハソノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ手続ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テコレヲ定ム

第十五条〔法人格〕 労働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且主タル事務所ノ所在地ニ

オイテ左ノ事項ヲ登記スルニヨリテ法人格ヲ取得ス

一、第五条第一号乃至第三号及ビ第七号ニ掲ゲタル事項

二、役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ一週間以内ニ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス、登記前ニアリテハ変更ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十六条〔法人格を有する労働組合〕 民法第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十二条乃至第五十五条及第五十七条ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル労働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第七十二条乃至第八十三条ノ規定ヲ準用ス

第十七条〔免税〕 (法人タル労働組合ニハ産業組合ニ準ジ適當ナル免税ノ特典ヲ与フルコト)

*編注：本条全体に（ ）が付されている。

第三章 労働協約

第十八条〔実行義務〕 労働組合ト使用者又ハ其ノ団体トノ間ニ労働条件ニ関スル協定ソノ他労使関係ノ調整ニ関スル協約締結セラレタルトキハ当事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ実現ヲ図リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九条〔労働協約の要件〕 労働協約ハソノ書面作成ニヨリテ其ノ効力ヲ生ズ

労働協約ノ当事者ハ前記ノ労働協約ヲ一週間以内ニ地方長官ニ届出ヅベシ

第二十条〔労働協約の期間〕 労働協約ニハソノ有効期限ヲ定ムルコトヲ要ス、ソノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一条〔規準の効力〕 労働協約ヲ以テ労働条件ソノ他労働者ノ待遇ニ関スル基準ハ当該労働協約ノ適用ヲ受クル労働者及使用者ニ対シテ法的拘束力ヲ有ス、当該労働協約ノ規定ニヨリ規準決定ノ為設置セラレタル機関ノアルトキハ其ノ定メタル規準又同ジ前項ノ規準ニ違反スル労働契約ハ無効トシソノ無効トナリタル部分ハ規準ノ定メニヨリテ当然補充セラル

*編注：本条第一文冒頭の「労働協約ヲ以テ労働条件ソノ他……」は、明らかに「労働協約ニ定メタル労働条件ソノ他……」の誤記と思われる。「基準」と「規準」の不統一も同様に誤記と思われる。

第二十二条〔一般的拘束力〕 一ノ工場事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ他ノ同種ノ労働者モ亦当然当該労働協約ニヨリ拘束セラル

第二十三条〔地域的の一般的拘束力〕 一地域ニオケル同種ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官（ソノ地域ガ二都道府県ニ亘ルトキハ厚生大臣）ハ協約当事者ノ双方若シクハ一方ノ申立ニヨリ又ハ職権ヲ以テソノ協約ノ拘束力ヲソノ他ノ労働者全部及ビ其ノ使用者ニ及ボス旨ノ決定ヲナスコトヲ得

地方長官又ハ厚生大臣右ノ決定ヲ為スニ付テハ労働委員会ノ決議ニヨルコトヲ要ス

労働委員会前項ノ規定ヲナスニツキ当該労働協約ノ定ニ不適當ナル事項アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告スルニヨリテ其ノ効力ヲ生ズ

*編注：第3項の「規定」は「決定」の誤記と思われる。

第二十四条〔争議行為等の禁止〕 労働協約中ニ協定事項ニ関スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ付スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ付スルコトナク同盟罷業、作業所閉鎖ソノ他ノ争議行為ヲナスコトヲ得ズ

第四章 労働委員会

第二十五条〔労働委員会〕 労使関係ニ関スル事務ノ円滑ナル運営ニ資スル為使用者ヲ代表スル者、労働者ヲ代表スル者及第三者各同数ヨリ成ル労働委員会ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者団体ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ事業主代表及労働者代表ノ同意ヲ得テ之ヲ委嘱ス

労働委員会ハ中央及地方ニ付設ケ特別ノ必要アル時ハ一定ノ地区又ハ事項ニ付特別ノ委員会ヲ設クルコトヲ得

労働委員会ノ委員及ビ職員ハ刑法ノ適用ニツイテハコレヲ法令ニヨリ公務ニ従事スル職員ト看做ス

労働委員会ニ関スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六条〔労働委員会が行う事務〕 労働委員会ハ第三条、第七条、第十四条及第二十三条ニ規定スル事項ノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一、労働争議ニ関スル統計ノ作成ソノ他労働事情ノ調査
- 二、団体交渉ノ斡旋ソノ他労働争議ノ予防
- 三、労働争議ノ仲裁及調停
- 四、労働条件ノ改善ニ関スル建議

第二十七条〔会議の公開〕 労働委員会公益上必要アリト認ムルトキ又ハ関係者双方ノ請求アルトキハ会議ヲ公開スルコトヲ得

第二十八条〔強制権限〕 労働委員会第二十六条ノ規定スル義務ヲ行フ為必要アルトキハ使用者又ハソノ団体又ハ労働組合ソノ他ノ関係者ニ対シ其ノ出頭ヲ求メ若シクハ必要ナル帳簿ソノ他書類ノ提出ヲ求メ又ハ其ノ委員若シクハ職員ヲシテ関係ノ工場事業場ヲ臨検セシムルコトヲ得

第二十九条〔秘密保持義務〕 労働委員会ノ委員若シクハ委員タリシ者又ハ職員タリシ者ハ其ノ職務遂行ニ関シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十条〔労働争議調整協定〕 労働組合ノ介入ナキ労働争議ノ予防解決ノ協定ニシテ労働委員会ノ仲裁調停ニ係ルモノニ付テハ第三章ノ規定ヲ準用ス

第三十一条〔労働条件の改善の建議〕 一定ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ労働条件特ニ適切ナラザル時ハ労働委員会ハソノ実情ヲ調査シタル上改善ノ具体案ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニオイテ必要アリト認ムルトキハ関係ノ使用者又ハ其ノ団体ニ対シ労働条件ニ関スル一定ノ規準ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遅滞ナクコレヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

前項ノ指示ハ関係使用者及ビ労働者ニ対シ労働協約ト同一ノ効力ヲ有ス

前各項ノ規定ハ労働委員会ガ厚生大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五章 罰則

第三十二条 第十条ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十三条 正当ノ事由ナクシテ第二十八条ノ規定ニヨル出頭若シクハ書類ノ提出ヲナサズ又ハ臨検ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十四条 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三十二条又ハ前条前段ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二条及ビ前条前段ノ規定ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役ソノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ適用ス

第三十五条 第二十九条ノ規定ニ違反シタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第三十六条 労働組合ノ代表者若シクハ清算人又ハ使用者ハ左ノ場合ニ於テハ五十円以下ノ過料ニ処ス

一、第四条、第六条若シクハ第十九条第三項（第三十条ノ規定ニヨリテ準用セラルル場合ヲ含ム）ニ定ムル届出ヲナスコトヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲナシタルトキ

二、第八条ニ定ムル名簿ノ備付ヲナスコトヲ怠リタルトキ

三、第十五条第二項又ハ第十六条ノ規定ニヨリ準用セラルル民法第七十七条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

四、第十六条ノ規定ニヨリ準用セラルル民法第八十二条ノ場合ニオイテ裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

五、第十六条ノ規定ニヨリテ準用セラルル民法第八十一条ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六、第十六条ノ規定ニヨリテ準用セラルル民法第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ

七、第三十一条第三項ノ規定ニ定ムル周知ヲナスコトヲ怠リタルトキ

附帯決議

一、憲法中ニ労働ノ権利及義務ニ関スル規定ヲ設クルコト

二、法第一条ノ精神ニ基キ第二条ニ掲グル法令ノ外刑罰並警察法令ニ付団結権ニ対シテ不当ノ制限ヲ加ヘザル様濫用防止ノ措置ヲトルベキコト

三、政府ガ労働行政機構ヲ整備拡充シ、出来得ル限り速カニ労働省ヲ創設シ之ニ勤労行政ヲ統一スベキ手続ヲ講ズルト同時ニ中央地方ニ亘リテ一切ノ労働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ末端事務ハ勤労署ヲ拡充改造シテ之ニ当ラシムルコト

四、経済復興ヲ審議スル等ノ場合ニオイテハ労働組合ノ代表者ヲ参加セシメ広く労働者ヲシテ経済復興ノ重責ヲ分担セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト

五、労働争議調停法ヲ廃止シ、新タニ労使関係ノ調整ヲ目的トシ争議ヲ予防スルト共ニ迅速簡易ニ争議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト

六、中央労働委員会ハ其ノ指令ノ下ニ労働ニ関スル科学的調査ヲ行ハシメルタメニ現存ノ機関ヲモ統合シ十分ニ組織セラレタル有力機関ヲ設置シテ之ヲソノ事務局ニ附属セシメルコト

七、労働委員会ノ委員又ハ、労働組合ノ役員ノ選任ニツイテハ人選ヲ慎重ニシテ軍国主義者ソノ他本制度ノ精神ニ鑑ミ不適當ナルモノヲ除外スルヨウ特別ノ配慮ヲナスコト

6. 第6回労務法制審議委員會議事速記録（昭和20年12月27日）

史料出所：労働組合法立法史料簿冊②

昭和二十年十二月二十七日

第六回労務法制審議委員會議事速記録

於 傳研會議室

労務法制審議委員會議事速記録

昭和二十年十二月二十七日

於 傳研會議室

○大野會長代理 今日は引續いて大藏會長がまだ身体が治らぬさうでありますから、私僭越でありますがこの席を汚すことに致します、是より開會致します。

○厚生次官 大臣が参りまして御挨拶並に御禮を申上げる所ではありますが、御承知の如く只今地方長官會議が開催中で、折悪しく午後一時より厚生大臣の説示があります爲に、私代りまして大臣の御挨拶を申し上げます

本日は年末極めて御多端の折柄御出席を得まして洵に感謝に堪へませぬ、此の審議會と致しまして労働組合法に付きましては非常な御配慮を得、今回無事帝國議會を通過致しまして、先般官報を以て公布に相成りました、茲に委員の皆様、特に小委員、整理委員の皆様御禮を申上げ、就中是が起草に當られました末弘先生に深甚なる謝意を表する次第であります

(拍手)

本日の會議は主として労働組合法成立の経過報告と、労働組合法施行令案並に労働爭議調停法案の審議及び憲法の中に労働に関する規定を入れて戴くことに関しする規定を入れて戴くことに関しする〔ママ、速記重複?〕案件等に付きまして御審議を願ひたいと思ふのであります。詳細は後刻労政局長よりそれ〴〵御報告申し上げますが、先づ労働組合法に付きましては、厚生省と致しましては十一月二十四日本会よりの答申に依りました法案を原案と致しまして関係各省との折衝、法制局との審議に於ける検討と共に、一面聯合軍總司令部との間に種々連絡を重ねまして、是が爲に相當期日を要しましたし、又原案は若干の修正を見たのでありますけれども、大体に於きまして本会御答申の趣旨は殆ど尊重せられまして、議會に於きます論議もさしたることもありませぬで成立致しまして、茲に劃期的な産業労働民主化の基本的制度の整備を見るに到りましたことは洵に御同慶の至りであります

労働組合法施行令に付きましては、組合法の施行を来月の二十五日頃に目標を置いて目下此の施行令の制定を急いで居るのであります、大体事務當局に於きまして立案を致しました案がありますので、之に付て御意見を拜聴致したいと思ふのであります

次に労働爭議調停法の改正に付きましては曩に本会よりの御答申の次第もありますし、又政府も其の緊要性を認めまして来るべき議會に之を提案すると云ふことを約束致したのであります。就きましては本件に付きまして労働組合法案の場合に依りまして成べく速かに適切な答申を希望する次第であります

最後に本会の會長大藏男爵に於かれましては本会の要務で御無理をなさいましたこと

も原因となりまして、先月下旬より御病氣に罹られまして目下御静養中であります。洵に恐縮に堪へない次第でありまして一日も早く御恢復を祈つて居るのであります。其の間大藏男爵から会長辞任の御申出もございましたけれども、大野委員に会長代理を御願ひ致しまして暫く此の会長の御仕事をおやり願ふことが適當ではないかと大臣も考へられて〔、〕御願ひを申上げた所御快諾を得ましたので〔、〕大藏男爵病氣引籠り中は、大野委員に会長代理を御願ひ致したい、斯様に存ずる次第であります

以上御禮を申上げ〔、〕重ねて又御願ひを申上げた次第であります

○労政局長 労働組合法が両院を通過したのであります〔、〕本委員会の答申案と議会を通過致しました法律案との、趣旨は大体同様であると思ひますが〔、〕異なりました主なる数点に付きまして御説明申上げて御諒解を得たいと思ひます

第一條〔の〕一項に「團體交渉権ノ保護助成」と云ふ文字が入つて居ります。是は組合法に於ける團體交渉権の重要性に鑑みまして入つたのでございます。それから第二に第一條の「經濟的社会的政治的及ビ文化〔ノ〕進展」と云ふ文字が削除されたのであります。其の理由は組合は經濟團體であると云ふことが主でありますので、それを排除しないと云ふ意味で削つたのであります。第〔一〕條の二項であります。答申案では一條を以て個々の條項を挙げてあつた〔の〕であります〔、〕是は〔刑法〕三十五條の適用がない〔ママ、適用がある？〕と云ふ包括的なもの〔の〕になつたのであります〔。〕其〔の〕理由は個々〔の〕條文を挙げることは□々技術的に困難であると云〔ふ〕こと〔、〕又刑法三十五條を明かにすると云ふ観点から斯う云ふ包括的なことになつたのであります〔。〕第四條〔の〕官公吏等に対する特例が答申案にはなかつたのであります〔、〕官公吏の職務上の地位の特殊性に鑑みまして斯う云ふ風な條文が出来た〔の〕であります。第十二條の損害賠償〔の〕点で但書がありますが〔、〕是は種々検討〔の〕結果、又〔「マッカーサ〔一〕司令部と〔の〕色々の関係もありまして削除になりました〔。〕其の理由は例〔の〕作業場閉鎖と云ふのがある訳ですが〔、〕作業場閉鎖〔の〕場合を考へて見ると彼此權衡を失すると云ふこと〔、〕もう一つ此〔の〕調停の制裁は協約中に於て自主的に決定が出来ると云ふ風な理由から之を削除致した訳であります〔。〕それから罰則の第三十三條であります〔、〕之に労働委員会の申請を待つてやるやうな二項が入つたのであります〔。〕其〔の〕理由は此〔の〕法律上〔の〕完全成立要件が私法的に見て曖昧な点があります〔の〕で〔、一〕應委員会をして銓議させて振り落とすと云ふことが寧ろ適當ではないかと云ふので入つたのであります。以上簡單ながら経過を御報告申上げます

○大野会長代理 何か御質疑でもあれば……

○桂委員 「文化ノ進展」と云ふのが取れましたのはどういう訳ですか

○労政局長 労働組合と縁が遠いのではないかと云ふので閣議で論議されましてさう云ふことになつたのであります

○大野会長代理 次に労働組合法施行令案の審議を致します

〔幹事朗讀〕

〔編注：「幹事」の氏名・所属・役職は不詳〕

労働組合法施行令案要綱

第一 労働組合法（以下法ト稱ス）第四條第二項ノ者（同條第一項ノ者ヲ除キ以下官公

- 吏ト稱ス)ハ主トシテ官公吏ヲ以テ組織スル労働組合以外ノ労働組合ヲ結成シ又ハ之ニ加入スルコトヲ得ザルコト但其ノ労働組合ガ他ノ労働組合ト聯合團體ヲ結成シ又ハ聯合團體ニ加入スルコトヲ妨ゲザルコト
- 第二 官公吏ヲ主タル組合員トスル労働組合ノ爭議行爲ハ地方労働委員会ノ調停ノ成ラザル場合ノ外之ヲ爲スコトヲ得ザルコト
官公吏ヲ主タル組合員トスル労働組合ノ爭議行爲ヲ爲サントスル虞アル場合又ハ爲シタル場合ニ於テ地方労働委員会ノ決議ニ依リ關係地方長官ハ當該労働組合ニ対シ爭議行爲ノ禁止、中止又ハ制限ニ関スル命令ヲ爲スコトヲ得ルコト
- 第三 厚生大臣ハ中央労働委員会ノ決議ニ依リ官公吏ヲ主タル組合員トスル労働組合ニ対シ政治運動ノ禁止又ハ制限ニ関スル命令ヲ爲スコトヲ得ルコト
- 第四 法第五條及第十九條第二項ノ届出ハ當該労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ノ所轄地方長官(當該労働組合ニ支部アルトキハ支部ノ所在地ノ所轄地方長官ヲ含ム)ニ之ヲ爲スベキコト
- 第五 法第六條ノ決定ハ當該組合ノ主タル事務所ノ所在地ノ所轄地方長官地方労働委員会ニ附議シ之ヲ爲スモノトスルコト
- 第六 法第六條ノ決定ハ其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ當該組合ノ代表者ニ交付スルニ因リテ其ノ効力ヲ生ズルコト
- 第七 第五ノ規定ニ基ク地方長官ノ決定ニ不服アル者ハ二週間以内ニ其ノ旨ヲ厚生大臣ニ申立ツルコトヲ得ルコト
前項ノ申立アリタルトキハ當該決定ノ効力停止スルモノトスルコト
- 第八 厚生大臣前號ノ申立アリタルトキハ中央労働委員会ノ決議ニ依リ當該申立ノ却下又ハ當該申立ニ係ル決定ノ取消ヲ爲スモノトスルコト
第六ノ規定ハ前項ノ却下又ハ取消ニ之ヲ準用スルコト
- 第九 法人タル労働組合ニ付法第六條ノ規定ニ依ル決定確定シタルトキハ地方長官ハ當該組合ノ主タル事務所ノ所在地ノ登記所ニ解散登記ノ囑託ヲ爲スベキコト
- 第十 地方長官労働組合ヨリソノ労働組合タルコトノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ交付スベキコト
- 第十一 第五乃至第八ノ規定ハ法第八條ノ変更命令ニ之ヲ準用スルコト
- 第十二 法第十五條第一項ノ場合ニ於ケル手續ニ関シ必要ナル事項ハ第十三乃至第二十四ニ定ムル所ニ依ルコト
- 第十三 法第十五條第一項ノ事件ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ノ地方裁判所(東京ニ在リテハ東京民事地方裁判所)ノ管轄トスルコト
- 第十四 法第十五條第一項ノ規定ニ依ル申立ハ當該労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ノ所轄地方労働委員会其ノ決議ニ依リ之ヲ爲スコト
- 第十五 法第十五條第一項ノ規定ニ依ル労働委員会ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ之ヲ檢事ニ通知スルコトヲ要スルコト
- 第十六 裁判長ハ遲滞ナク審問期日ヲ定メ其ノ期日ニハ當該労働組合ノ代表者ヲ呼出スベキコト
- 第十七 當該労働組合ノ代表者ハ裁判所ノ許可ヲ得テ辯護士ニ非ザル者ヲ代理人ト爲スコトヲ得ルコト

- 前項ノ許可ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得ルコト
- 第十八 審問ハ公開シタル法廷ニ於テ之ヲ爲スコト但安寧秩序ヲ害スルノ虞アルトキハ
裁判所ハ公開ヲ停ムルコトヲ得ルコト
- 検事及労働委員会ノ委員ハ前項ノ審問ニ立會フコトヲ得ルコト
- 第十九 裁判所ハ裁判ヲ爲ス前検事ノ意見ヲ求ムベキコト
- 労働委員会ノ委員ハ事件ニ付意見ヲ述ブルコトヲ得ルコト
- 第二十 裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スコト
- 前項ノ決定ハ言渡ニ因リテ其ノ效果ヲ生ズルコト
- 第二十一 労働組合ノ代表者及検事ハ前號ノ裁判ニ対シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ルコト
- 前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ生ズルコト
- 第二十二 第九ノ規定ハ法人タル労働組合ニ付解散ノ裁判確定シタル場合ニ之ヲ準用スルコト
- 第二十三 第十三乃至第二十三ニ規定スルモノヲ除クノ外法第十五條ノ規定ニ依ル解散命令ノ手續ニ付テハ非訟事件手續法ノ定ムル所ニ依ルコト
- 第二十四 法第十六條第一項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項左ノ如シ
- 一、名稱
 - 二、主タル事務所ノ所在地
 - 三、目的及事業
 - 四、代表者其ノ他役員ノ氏名及其ノ住所
- 前項ノ登記ノ申請書ニハ第十ノ規定ニ依ル證明書ヲ添付スルコトヲ要スルコト
- 前項ニ掲ゲタル事項中ニ変更ヲ生ジタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要スルコト
- 第二十五 法人タル労働組合ノ清算結了シタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要スルコト
- 第二十六 法第十八條ノ規定ニ依リ法人タル労働組合ニハ収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ズル所得以外ノ所得及資産ニ付所得税及法人税ヲ課セザルコト
- 第二十七 法第二十三條又ハ第二十四條〔ノ〕規定ニ依リ他ノ同種〔ノ〕労働者ニ関シ労働協約ノ適用アルニ至リタルトキハ使用者ハ遲滞ナク其〔ノ〕旨ヲ関係労働者ニ周知セシムベキコト
- 第二十八 法第二十四條第一項ノ決定ハ地方長官（當該地域ガ二以上ノ都道府縣〔ニ〕亘ルトキハ厚生大臣）之ヲ爲スモノトスルコト
- 第二十九 中央労働委員会ハ厚生省ニ〔、〕地方労働委員会ハ都道府縣ニ之ヲ置ク
- 中央労働委員会ハ第三、第八〔、〕第三十第三項及第三十五ニ規定スルモノ〔ノ〕外二以上ノ都道府縣ニ亘ル法第二十七條第一項各號ノ事務及同條第二項ノ建議ヲ爲スモノトスルコト但同條第一項第二號及第三號〔ノ〕事務ニ付テハ厚生大臣〔ノ〕指定スル地方労働委員会ヲシテ爲サシムルコトヲ得ルコト
- 地方労働委員会ハ第二、第五、第十四、前項但書、第三十第三項〔、〕第三十九及第四十二規定スルモノ〔ノ〕外當該都道府縣内ニ於ケル第二十七條第□項各號〔ノ〕事務及同條第二項ノ建議ヲ爲スモノトスルコト

第三十 中央労働委員会〔ノ〕委員ハ二十一人以内〔ト〕シ厚生大臣之ヲ委嘱スルコト
地方労働委員会ニハ当該都道府縣〔ノ〕名稱ヲ冠シ委員ハ十五人以内トシ地方長官之
ヲ委嘱スルコト

前二項〔ノ〕委員〔ノ〕外厚生大臣又地方長官ハ当該労働委員会〔ノ〕決議〔ニ〕依リ
臨時委員ヲ委嘱スルモ〔ノ〕トスルコト

厚生大臣又ハ地方長官委員ノ委嘱ニ付使用者団体又ハ労働組合ナキニ因リ法第二十六
條第二項ノ推薦又ハ同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ指導的地位ニ在ル使用者又ハ労働
運動者ト認メラルル者〔ノ〕推薦又ハ同意ニ依リテ委員ヲ委嘱スルコトヲ得ルモ〔ノ〕
トスルコト

厚生大臣又ハ地方長官委員〔ノ〕委嘱ニ付已ムヲ得ザル事由ニ因リ法第二十六條第二
項又ハ前項〔ノ〕推薦又ハ同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ職權ヲ以テ委員ヲ委嘱スル
コトヲ得ルモノトスルコト

第三十一 一定ノ地區又ハ事項ニ付設クル特別労働委員会ノ名稱、設置ノ場所、委員ノ
定員及職權ニ付必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ムルコト

前項ノ規定ニ依リ特別労働委員会ノ職權ニ属スル事項ニ付テハ本令中中央労働委員会
又ハ地方労働委員会トアルハ当該特別労働委員会トスルコト

第三十二 労働委員会ノ委員ニ委嘱セラレタルモノハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辞スルコ
トヲ得ザルコト

第三十三 労働委員会ノ委員ノ任期ハ一年トス但法第二十六條第二項ノ推薦又ハ同意ノ
取消其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ此限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ残存任期ヲ以テ其ノ
者ノ任期トスルコト

第三十四 労働委員会ニ委員長ヲ置ク委員長ハ第三者タル委員中ヨリ委員之ヲ互選スル
コト

委員長ハ会務ヲ總理シ当該労働委員会ヲ代表スルモノトスルコト

委員長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ互選セラレタル委員長代理委員長ノ職務ヲ
行フコト

第三十五 労働委員会ハ委員長之ヲ召集シ其ノ議事ハ出席者過半数ヲ以テ決スルコト可
否同数ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ルコト

第三十六 中央労働委員会及地方労働委員会ニ事務局ヲ置クコト事務局ハ事務局長並ニ
幹事及書記若干名ヲ以テ之ヲ組織スルコト

前項ノ職員ハ委員長ノ同意ヲ得テ中央労働委員会ニ在リテハ厚生大臣、地方労働委員
会ニ在リテハ地方長官之ヲ任命又ハ委嘱スルコト

事務局長ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ヲ統理スルコト

幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理スルコト

書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事スルコト

第三十七 関係官吏ハ委員長ノ許可ヲ受ケ会議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得ルコト

第三十八 法第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員トハ第三十六條第一項ノ職員ト
スルコト

第三十九 法第三十二條第一項ノ建議ハ地方労働委員会ハ地方長官ニ、中央労働委員会

ハ厚生大臣ニ之ヲ爲スコト

第四十 法第三十三條ノ請求ハ地方労働委員会之ヲ爲スコト

第四十一 本令中船員法ノ適用アル船員ニ関シテハ厚生大臣トアルハ運輸大臣、地方長官トアルハ海務局長トスルコト

尚ほ本要項中特に登記に関する事項に付きましては尚ほ相当詳しくなる豫定であります。併し其の内容は全く技術的事項に屬します

○大野会長代理 労政局長より御説明を願ひます

○労政局長 簡単に御説明を加へたいと思ひます。第一は本法の第四條の二項の、特段の規定を官公吏に付てなし得ると云ふことに基いて制定したのであります。即ち第一は官吏公吏自体だけでは出来るが、官公吏以外のものとやることは出来ない、但書で官公吏で組織して居る組合が他の聯合團體にも加入が出来ると云ふことにしたのであります、大体日本に労働組合法がありました時の実情を其の儘こゝに取つた訳であります

第二は官公吏の争議行爲の関係ですが、だしぬけには争議行爲が出来ない、調停に掛けて其の成らざる場合には出来る、それから争議行爲に対して禁止、起つた場合には中止又制限の命令を發し得ると云ふのが第二であります

第三は政治運動に付て厚生大臣は中央労働委員会の決議に依つて、官公吏を主として出来て居る組合に対して禁止又は制限に関する命令を出すことが出来ると云ふのであります、本法第四條第二項の別段の定めをなす所の内容として此の三つ位が適當ではないかと云ふことに考へたのであります、因みに申し上げますが、本勅令案の要綱は厚生省の事務當局案として提出になつたので、他の省、法制局、「マツカーサー」司令部等との関係は未交渉でありまして、厚生當局の案と御承知願ひます

第四からは殆ど事務的のことでありまして御説明申上げることもないと思ひます

第二十九で中央労働委員会は厚生省に、地方労働委員会は都道府縣に置くとなつて居り、中央委員会は船員の関係で運輸省に、それから第一線の地方廳に特別委員会を置くことに考へて居ります

第三十は労働委員会の委員の数を、中央は二十一人、地方は十五人とし、第四項にはまだ労働組合がない場合が問題となるのであります、此の場合の推薦方式をどうするかと云ふことを謳つた訳であります。末項ではどうしても色々の事情で推薦又は同意を得ない場合は、色々誠意を盡して見た結果已むを得ない時は職権で出来ると云ふことを謳つてあります

三十三は委員の任期であります、任期を設くべきか否かを考へたのであります、非常な変轉期にありまして、一應一年と致しまして、留任を妨げないと云ふことにし、但書に謳ひましたやうに、推薦とか同意の取消があつた場合には此の限りにあらず、第二項に任期を前任者の残存任期と云ふことにしてあります

第三十六には、本法に謳つてあります職員の内容を茲に書きまして、中央労働委員会に事務局を置き、事務局長と幹事、書記若干名を以て組織する、職員は委員長の同意を得て中央では厚生大臣、地方では地方長官が任命又は委嘱する

第三十七は、労働事務を扱つて居る行政官廳と労働委員会の關聯をどう云ふ風に結び付けるかと云ふ問題であります、此の二者は互ひに密接に相提携してやつて行かない

と労働関係の問題がうまく行かない、そこで第三十七で関係官吏は委員にはなつて居らないけれども委員長長の承諾を得て会議に出席して意見を申述べる機会を認めて戴くやうにしたら宜いぢやないかと云ふことにしたのであります

尚ほ第三十六の事務局長に付ては御意見を承りたいのでありますが、関係を密接圓滑にする爲に中央労働委員会の事務局長に厚生省の労政局長が兼任さして戴く方が宜いんぢやないかと考〔へ、〕地方に於ては之〔を〕主管する内政部長若く〔は〕其〔の〕下にあります労政課長が地方労働委員会〔の〕事務局長に就任すると云ふことに依つて〔、〕両者の關聯がうまく行くんぢやあるまいかと思つて居ります〔。〕其〔の〕辺に付て〔、〕御意見を承りたうございます〔。〕それは運用に委せて勅令には謳はないと云ふこと〔と〕しても宜い〔と〕思ひます

第四十一は船員に関するも〔の〕であります

本勅令案に関する罰則であります〔、〕大体罰則を付けることはないと思ひます〔。〕第一〔、〕第二〔、〕第三〔の〕官吏が此〔の〕勅令に違背した場合にはどうするか〔と〕云ふことも考へられますが、是は勅令に決まつて居る罰則を加へるよりも〔、〕官吏は官吏の特別〔の〕ものであります官吏法上〔、〕裁判だけで十分であつて〔、〕之に罰則を加へることは穩當を缺くも〔の〕ではないかと云ふ〔の〕で〔、〕省略した方が宜い〔と〕考へたのであります

以上簡單であります御説明を終ります

- 大野会長代理 御質疑はありませぬか〔。〕御意見でも結構でありますからどうぞ
- 桂委員 第一〔一〕であります〔、〕法に戻りまして〔、〕法の第四條に言ふ第二項も□は含まれて居る〔と〕しますと労働組合を結成することが出来ない
- 労政局長 含まれて居りませぬ
- 幹事 實質的には含まれて居らない訳であります〔、〕法規〔の〕規定〔の〕しかたが〔、〕第四條〔の〕第二項の頭を御覽になりますと〔、〕「前項ニ規定スル者〔ノ〕外」此□者と云ふのは「前項〔ニ〕規定スル者〔ノ〕外〔と〕云ふ意味でなく〔、〕前項に規定する事柄〔の〕外と云ふ風〔に〕讀〔め〕ますから〔、〕形式上から言ふと二項〔の〕此〔の〕官公吏〔の〕中には前項〔の〕官吏も一應含む形式〔に〕なつて居る〔の〕です、併〔し〕實質的には前項〔の〕事柄〔の〕外と云ふことですから
- 桂委員 そ〔れ〕で〔本施行令案要綱の第一で〕同條第一〔一〕項〔の〕ものを除くと云ふこ〔と〕になつた〔の〕ですか
- 幹事 さうです
- 桂委員 分りましたが〔、〕さうすると自主的に第一項の労働組合を作らないから何にもならないですね
- 幹事 さうですけれども……
- 運輸省鉄道總局勤労課長 〔本施行令案要綱の第一が〕主として官公吏を以て組織する労働組合と云ふ言ひ方をして居りますが、鉄道の雇員と云ふやうな場合、「主トシテ」の解釈に依つては判任官以上と別々に作らなくちやならぬと云ふことになりますか
- 幹事 そんなことはありません。第四條の二項の中に雇員も全部入つて居る訳です
- 労政局長 其の他内閣又は團體に使用せらるるものを含む訳であります
- 桂委員 他の聯合團體と關聯を持つと云ふのは同種のと云ふ意味ですか、どんなもので

すか

- 幹事 どんなものでもです
- 大野会長代理 第三十六の事務局長は上司の命を受けて庶務を統理すると云ふ上司は、厚生大臣や地方長官のことですか
- 幹事 委員会に於ける上司ですから、主として委員長です
- 大野会長代理 さう云ふ場合に上司と云ふ言葉を使ひますか
- 幹事 今までの官制の例ではさうなつて居りますから……
- 鮎澤委員 それが次官だつたり大臣だつたりする時は問題ないが、委員長と云ふことは……
- 幹事 是は委員会の委員長と云ふ意味です
- 鮎澤委員 偶々委員長と或は次官なり大臣と必ずしも意見の一致しない場合がありますから……
- 厚生次官 是は縣会に縣会事務局がありますが、それは議長の指揮を受けるのです
- 幹事 役所関係に於ては其の解釈に付て紛らほしいことは全然ないと思ひます
- 後藤委員 船員に付ては中央労働委員会の外に、船員に関する中央労働委員会に準ずるものがあることになるのですか
- 厚生次官 左様でございます
- 後藤委員 中央労働委員会が二つあるのですか
- 厚生次官 特別中央労働委員会です
- 桂委員 第三の政治運動を禁止された理由を伺ひたい
- 労政局長 官公吏に付きましては官吏服務規律で政治運動を禁止して居る趣旨から来て居ります、それで組合員になりまして或る種の官吏に付ては必要に依つては禁止される、併し何と云ふか極く軽量のものであつて而も事業官廳のやうなものは禁止と云ふことでなくて、制限でも宜い場合がありますはせぬかと云ふ豫想の下に両方置いたのであります
- 桂委員 さうすると聯合体に入りまして聯合体が政治運動をやると云ふことは實際上にありますね
- 労政局長 余り行き過ぎた場合に労働委員会の公正なる決議に依つて或る程度の制限をし、或は場合に依つては禁止すると云ふこともございます
- 後藤委員 地方委員会で出した問題で不服がある場合に中央委員会に又掛けると云ふことがありますか
- 労政局長 地方労働委員会の法上の規約の関係、変更関係、第八條の労働委員会の命令を変更する、之に相當する場合は厚生大臣に上訴して、厚生大臣は中央労働委員会の議決に依つてすると云ふ二審制度になつて居ります、海員関係も恐らくさう云ふことになつて居ると思ひます
- 後藤委員 もう一つ、委員会の定足数か何かありますか、全員出ることになりませんか
- 労政局長 定足数はなしに出席数の過半数
- 後藤委員 もう一つ、委員が病氣其の場合の代理はどう考へられますか
- 労政局長 余り詳しく考へませぬでしたが、原則的に代理は工合が悪いと思ひます、其の人の個人的人格、信用に基いて居るのでありますから代理は駄目だと思ひます、政治

運動を制限する問題で出て戴くと云ふ場合に中々定足数が揃はぬと云ふことがあります
すと出来ない、定足数は余り厳格に決めないで、出席者の過半数と云ふことにして、一
人か二人でやることはどうかと思ひますが、其の辺は常識的に……

- 鮎沢委員 定足数は数で宜しいに違ひないが、或る時代になると使用者側がそつくり出
て来ない、或は労働組合側がそつくり出て来ない、而も過半数あると云ふのでどんぐり
議事が進行してしまふことは面白くないと云ふ事情もあり、如何でせう
- 労政局長 御尤もであります、説明が足らなかつたと思ひますが、さう云ふことは勅令
に載せるのはどうかと思ひまして深く考へませぬでしたが、議事規則か何かで其の点は
決めて見やうかと思ひます
- 鮎沢委員 議事規則で宜しいかどうか
- 労政局長 一方だけでやることになると思ひます
- 桂委員 只今の御話ですけれども、中央では各側七人、地方が五人、其の全員が来られ
ないと云ふことは一寸考へられない、若しさうなれば「サボタージュ」である、「サボ
タージュ」で泣かせる方が宜いのか、そんな時にやつちまふぞと云ふのが宜いか、問題
だと思ひます
- 後藤委員 其の定足数が今度は奇数でありますから、一人の出缺が全体の可否同数と云
ふ上には相当影響があると思ふのです、それこそ出缺と代理をどうするかと云ふことが
可なり影響があるかと思ふ
- 末弘委員 私は出て来た者だけで好い加減にやれるやうな結果になるやうな御説明で非
常に驚いて居る、大体二十一人と云ふ数に私は一番駭いて居る、假に二十一人が出て来
て何か或ることを決定すると云ふ程度ならば宜いが、色々なことがあります中で例へば
調停なんかと云ふ場合に二十一人が出て来て口をきかれた日には時間が掛つて仕方が
ない、何故こんなに多くする必要があるのか、それを承りたい
- 労政局長 考へましたのは、労働争議にしても三つも出来る場合がある。例へば地方は
十五人としまして、三つ出来た場合に五人宛で三組を要すると云ふことがありはしない
か、末弘さんの仰しやるやうに地方に於て十五人全部が一つの労働争議の仲裁或は調停
をすと云ふことでなしに、三人なり五人なりの適當の数の人がそれぐり手分けしてや
ると云ふやうに考へまして十五人とした〔の〕であります
- 末弘委員 さうすると其〔の〕時は之を誰にやらせるかと云ふことは委員会の決議で定
めるのですか〔、〕委員長が決めると云ふことにするのですか
- 労政局長 其〔の〕場合々に依ると思ひますが〔、〕一應十五人集まつて戴いて御相談
の上手分けして戴くのが筋合と思ひますが、併し臨時急を要する場合は委員長がそれを
やると云ふやうなことも考へられます
- 末弘委員 実は此〔の〕間〔、〕東京都〔の〕讀賣〔の〕争議などは非常〔に〕特殊〔な〕
場合だ〔と〕思ふのですが〔、〕一つは事務局〔と〕云ふも〔の〕が非常に確りした良い
「スタッフ〔〕」で出来て居れば〔、〕此の事件には誰が適任だと云ふこと〔の〕下申合
せが出来て〔、〕委員長もそ〔れ〕を聴いてやつて行けば済むやうなことになるけれども
差当中々さう行かない、さうなると人の問題で〔、〕誰を出さうかと云ふのでお互ひに
あなた出なさい〔、〕あなた出なさいと言つて居た日には是は駄目な〔の〕で〔、〕やは
り委員長と云ふもの〔の〕地位は中央でも地方でも他〔の〕委員とは特別違つたものに

し〔、〕之に相当な権限を與へて〔、〕さう云ふ場合にどんぐゝ決定し得るやうにしないと機動的に動かない〔。〕其の程度〔の〕委員長を頼むやうにしなければ実際うまく行かないと云ふ感じがする

○鮎沢委員 末弘さん〔の〕御意見〔の〕やうに実際の問題にぶつかつた時には委員〔の〕数が多い〔の〕は困ると思ひます、併し若し「アメリカ」の〔「〕ナショナル〔・レーパー・ボード〕〕〔の〕やうな工合□□□委員は他の職務を持つことが出来ない〔、〕其〔の〕代り純粹に「ハラデイ〔□□□〕〕でやると云ふこと〔の〕規定でありましたら人数が少なくて宜い〔、〕けれども各方面〔の〕代表と云ふ安心を〔一〕般に與へて「オ〔一〕ソリテイ〔〕〕を持つと云ふ上からは或る数があつて宜いんぢやなからうか〔。〕而も例へば大阪や神戸、仙台から出て来れぬ〔、〕全國から揃はな〔け〕ればならぬと云ふ場合に数が揃はない〔、〕其〔の〕爲めに重要な問題があるに拘らず困る〔と〕云ふことがあ〔り〕得る〔。〕やはり数を大きくして実際に取扱ふ時は或る爭議の時は各派から兎に角揃へると云ふことで〔、〕其〔の〕時〔に〕臨時に任命するのではなくて〔、〕□□□ハラデイ□□にやる〔、〕兎に角そ〔れ〕が正式に委員になつて居る〔、〕さう云ふ恰好を整〔え〕る爲には中央は是れ位に大き〔く〕して置きませぬと困る、事務が広汎に亘りますから人数を少くして専務にして十二分にやつて貰うか、或は人数を多くして出て来られた人にやつて戴くやうにするか、どちらかになるのではないかと思ひます

○末弘委員 実際日本はさうなるより仕様がなくてせうが、さうなるならば事務局と云ふものを余程重視しなければならぬ、事務局に委員会が引摺られてしまふか、委員会が事務局を使ひこなすかと云ふのが問題になつたが、両方とも非常に有能で、使ひこなされもせず、逆に引つばるやうなこともない、平均の取れたものに行く必要があると思ひます、唯全國の場合を考へると失礼だが各府縣の事務局と云ふものに、今眼の前で起つて居るやうな問題を相当に扱ひ得るやうな労務官も得ることが困難ではないかと云ふ感じがする、此の間の東京都のあれは警視廳の労務官に當つて貰ひましたが、よくやつて呉れるのですけれども最近の労働関係の事情に慣れて来て居るせいか、今のやうな状況の爭議になつて来ると呆氣に取られて居るやうな感じでありまして、例へば爭議團が偉く歌なんか唄つて騒いで来ると、我々は平気なだけでけれども、おどゞして心配して居る。今の労働爭議に対する「フレッシュ」な感覺を持つた人間でなければならぬ、委員会を開く前に是がどんぐゝ働いて仕事をやつて呉れなければいかぬのですが、是は余程教育を要するし、今後大変だと思ふのです、それで地方の委員長が事務局のさう云ふ人までよくして呉れるやうな責任を持つ程度にやつて行くやうなことが宜いと思ふが、今の鮎沢さんのお話もあるやうに日本にさう云ふ習慣がないから、逆に中央の事務局長あたりに此の点に付てやつて貰つて、宜い事務局を作つて行くと云ふやうにしなければならぬ、地方のことを考へると私は事務局が心細くて仕様がなくて

○鮎沢委員 やつて見なければ分りませぬので私の想像ですが、日本の場合は一府縣都道内だけで済むと云ふやうなことでなくて、直ぐに隣縣に跨つて中央に来てしまうのではないか、是から起る爭議は中央で取扱はなければならぬ、だから地方は制限しても宜い、必要がある時に員数を増す、其の員数を増さなければならぬ必要が起る時は既に中央で取扱はなければならぬ、旁々中央は、少くとも中央に於ける委員長と云ふものは常任にして相當の權威を持つ人が當る、若し人数を制限するのだつたら皆専務でやると云ふこ

とでなければならぬと思ひます、中央は直接に与へられた「データー」がある外に各都道府県で行はれて居るものの連絡其の他の仕事が非常に多いと云ふやうなことから人数も大きくし機構もかなり整へる、地方の方は情勢を見てやる、それこそ三人とか五人で済むのではないか、大きさに依つて変つても宜いだらう、中央は人数が多ければそれで結構、少なれば専任、少くとも事務局長たる人は他のことをやつて居る人に兼ねて貰ふと云ふのでは、大きな問題が起つた時にやれないと云ふことになりはしないか

- 末弘委員 此の労働委員会と云ふものは法律に規定してある色々のことをやるので斯う云ふばあつとした規定になつて居るが、今度の労働争議調停法の改正の方は此の委員会を争議を調停する時にどんな風に使ふかと云ふことを、何か特別に規定して宜い訳ですね
- 後藤委員 恰度私の疑問にして居た点に触れて来た訳ですが、此の二十一人と云ふことが各界、各産業別を代表する労働者、資本家と云ふ人達を互選すると云ふことになりますと、今私達が当面して居る争議類似の行動、行爲に付て調停するのに非常に厄介です、交通部門なら交通部門に付て急速に手を打つて行くと云ふ点に付て中止の命令、或は大體は第二の問題に付て關聯した行動、行爲に対する處置に付て、何かもつと時宜に合ふやうなてきぱきしたやり方をやれる委員会と云ふものにした、一定の手續又は事項に付て設くる特別労働委員会と云ふものをもう少し明確な形態にして、中央労働委員会と特別労働委員会の關係をどうするかと云ふことをはつきりして戴きたいやうな気がする、交通部門に付て最近の情勢を見て、何か的確な効果を挙げるやうな制度にして戴きたいと云ふ風に思ひますが、此の点に付て争議調停法か何かの關係で御考へはありませぬか
- 労政局長 今の御話ですけれども、交通なら交通と云ふものに付て、特別の性質、事情がある、官業は官業、民間は民間で交通と云ふことに付て一種の、臨時に二十一名の中から交通だけを担任するものを豫め委員長が相談して拵へ、さうして迅速適切にすると云ふことにすれば宜いぢやないか
- 後藤委員 部会の形ですか、それとも特別労働委員会と云ふ形になりますか
- 労政局長 中央労働委員会若くは地方労働委員会の一部会と云ふか、臨時的の組織……
- 後藤委員 一部会と云ふことになると委員会としての行動はとれぬ訳ですね、決定に當つては二十一人なら二十一人の合議体に依る決定がなければいかぬと云ふことになるのですか
- 労政局長 非常に重大なことになれば委員会總体の決議を要するにしても、些細な問題は小委員会だけでどんぐり解決して行くと云ふやうな便法も執れるぢやないか
- 末弘委員 御訊きの点はあれぢやないか、争議の場合を言つて居られるならばさう云ふ仕組で争議調停法の方で特別に決める、一般的のことは今高橋さんの言はれたやうに二十一人集まらなければ萬事出来ないやうでは困るので、或る事は小人数〔ママ、少人数〕で出来る、或る事は總會に掛けると云ふことは議事規則か何かで決めて行かなければいかぬと思ひます、併し是は非常に決定権を持つた大事なことですから、確りして置かないと後で問題になります
- 後藤委員 私もさう云ふやうな気がして居ります
- 桂委員 私共答申案を出しました者は此の二十六條〔ママ、第三十の三?〕を見て不思議

に思つたのですが、特別の仕事又は特別の事業には特別委員会を設けると云ふことがありまして、慥か答申案の場合は臨時の委員を委嘱し得ると云ふことになつて居たのが何時の間にか消えた、所が今の局長の御話では臨時の委員が出来るやうに仰しやいましたが、それは何に依つて出来るのですか

- 労政局長 三十の第三にあります
- 逓信院船員局長 第三の問題ですが、中央労働委員会の決議に依つて厚生大臣が政治運動〔の〕禁止又は制限をすることになつて居て〔、〕地方長官は同様の命令を出すことが出来ないやうになつて居るが、其〔の〕理由は
- 労政局長 是は「デリケート」な相当重要な問題であります〔。〕例へば昭和六年に衆議院を通過して貴族院で審議未了になつた組合解散〔の〕命令権は地方長官になくて内務大臣にあると云ふのと同じ趣旨で、相当重要なことであるから中央で慎重に考へやう、斯う云ふ意味です、地方〔の〕意見は無視しないで〔、〕地方長官〔の〕意見を斟酌して、形式的には厚生大臣と労働委員会〔の〕両方でやる
- 逓信院船員局長 逓信関係と致しましては現業を沢山持つて居るので〔、〕地方的な政治運動も往々起つて参る〔。〕此〔の〕場合通信関係は殊に取扱を公正にして行かなければならぬ〔。〕殊に選挙〔の〕場合は政治運動とごつちやになる〔、〕其〔の〕辺のことを心配して居る〔の〕です
- 労政局長 私〔の〕考へでは勝手に禁止したり制限したりしない、余程弊害が起つて来た時にやらうと云ふ趣旨で厚生大臣が慎重にやる〔。〕組合の中から候補してそれに皆が〔一〕致して應援することを制限するとか禁止する〔と〕云ふのではなく〔、〕相当弊害がある場合に出すと云ふことで〔、〕余り屢々使ふと云ふこと〔の〕ないやうにしたい、斯う云ふ気持であります
- 海運局総務局長 四十一〔條〕のことに關聯して海員に関する労働委員会と云ふ〔の〕はやはり地方長官〔の〕下〔に〕出来て居るのでやる〔の〕ですか〔、〕別に特別労働委員会を設置すると云〔ふ〕考へでありますか
- 労政局長 海員に関するものは地方長官でなくて〔、〕地方海務局長〔の〕下に委嘱に依る所〔の〕地方特別労働委員会と云ふものを設置する〔の〕であります
- 鉄道總局勤労課長 第二〔の〕問題〔と〕關聯してですが〔、〕争議〔の〕調停或は中止、制限、之〔に〕付て中央でやるよりも地方労働委員会〔の〕決議で処理することを主眼〔と〕して書いてありますが〔、〕實際〔の〕事務〔と〕して中央〔に〕持つて来る必要がなくて「タッチ〔〕」されることが望ましいが〔、〕鉄道〔の〕場合は数府縣に跨つて居る争議が多く〔、〕地方各別に処理出来ないと思ふ問題が起らうと思ひます〔。〕だから地方だけ〔に〕しないで〔、〕中央〔、〕地方〔、〕どつちも扱はれるこ〔との〕方が宜いんぢやないかと思ひます
- 労政局長 私は斯う云ふ風に考へて居ります、地方行政事務局が設置されて居るのですが、其の地方行政事務局の設置されて居る府縣の地方労働委員会と云ふものは相当強固なものにして、そこで纏めると云ふ仕組が宜いのぢやないかと思ひます
- 鉄道總局勤労課長 起つて居る問題は釧路から小倉まで起つて居るのです、工機部或は工場仲間に於ては、今度の事例でも火の付くのが非常に早いのです、其の時に争議をやつてはいかぬぞと云ふことを地方々々で処理して居るのでは、実際に間に合はぬことが

多いのぢやないか

- 労政局長 入れませう
- 海運總局總務局長 字句の問題ですが、四十一の海務局長とあるのは海運局長と直して戴きたい、もう一つは船員法の適用は目下の所乗船々員だけですが、船員たるべき者で乗船を待機して居るものにも適用するやうに近く改正しますから、之にも船員たるべき者と云ふやうに御加へを願ひたい
- 労政局長 さう云ふやうに直ませう
- 桂委員 二点伺つて一点意見を申し上げたい、一つは第十八の検事及労働委員会の委員は前項の審問に立会ふことが出来るとありますが、地方の場合中央の人間が出られますが、何か自分の方に問題が来さうだと云ふ時に言つて来て居る訳ですか
- 司法省民事局長 地方委員会及び中央委員会の構成が分りませぬので労働委員会と書いただけでありますが、其の点は御意見を承つてそれに従つて解釈する、今の所誰を呼ぶか、誰を呼ばないかと云ふことを決めて居る訳でありませぬ、中央委員会が出ることを望むやうな御意見でありますか
- 桂委員 産業的に問題が処理される場合に、同じやうな産業に係のある中央委員会の委員は行つて立会ひたいと云ふ気持を持つ場合が多いと思ひますから、中央の全員が立会ふのでなくても、近い委員が立会ふと云ふことで宜いのではないか
- 司法省民事局長 此の要綱には書いてありませぬが、検事及び労働委員会の委員が審問に立会ふことを得る前提として、検事及び労働委員会へ期日の通知をすることになつて居るのであります、さう云ふ場合、地方だつたら確定して居りますから宜しいけれども、廣範囲になると一々通知することが出来ないのではないかと云ふ技術上の困難が考へられますから、通知の方は地方だけにして中央委員会は出席することが出来ると云ふやうな規定を考へて見やうかと思ひますが、さう云ふ点は御意見如何でありませうか
- 桂委員 私は其の程度で結構だと思つて居ります。それから第三十七の官吏と云ふのはどう云ふ人でありますか
- 労政局長 勤労行政当該官吏であります
- 桂委員 例へば生産行政の立場にある官吏、例へば商工省の当局の方はならぬ訳ですか
- 労政局長 入れる積りはありませぬ、併し労資両方の委員の方からは是非斯う云ふ官吏を入れて貰ひたいと云ふ積極的な意嚮若くは同意があつた場合にはどうかと思ひます
- 桂委員 さう云ふ場合には臨時の委員としてお入れになりますか、常任の委員としてお入れになりますか
- 労政局長 それは臨時だらうと思ひます、例へば鉄道関係で鉄道の事情を能く知つて居る人を労資双方から入れると云ふ場合、両方から賛成があると云ふ時は官吏であつても臨時に入れると云ふことがあると思ひます
- 桂委員 第三十三ですが、任期は一年、但し推薦又は同意の取消其の他已むを得ざる場合はとありますが、同意の取消と云ふことは大体中立委員に関して来るものと思ひます、中立委員が一番初めに両方の同意を得て委嘱され、其の行動が自分の方の気に入らぬから取消されたいと云ふのでは困る、両方が否定して其の資格を失ふのは当たり前だが、中立委員に付ては考慮が必要ぢやないか

- 労政局長 之に付ては議論したが、大体世間的、客觀的にあんな不仕末をしでかした人を置くことは誰でも承認出来ないやうな場合、誰でも承認の出来るやうな理由で同意を取消すと云ふことがあつたら、是は止めさした方が宜いぢやないかと考へます
- 桂委員 中立の委員に関しては労働委員会自体の決定に俟つては如何でせうか、誰が見てもあんな奴は不都合だから辞めさした方が宜いならば、同意の取消はなくても委員会はそのを排除するだらう、一方から同意を取消して来ても立派な人なら續けても宜い、中立委員に関しては委員会自体が決定すべきものと思ひますが如何でせう
- 労政局長 同意の取消に付ては疑を持つて書いたので、桂さんの御意見は十分意味のあることと思ひます
- 末弘委員 私も桂さんと同感です、此の間の場合も取消はしないがあゝ云ふ風に排斥されますと非常に感情がまづくなる、結局小委員会でやると稱して實際は誤魔化しです、忌避されたものは面子に関ります、是もいかぬ、あれもいかぬと云ふので、私だけ免れたから私は小委員と云ふことで、あんなものを両方から出しまして、最後の日には本委員は全然立会はないから前の夕方から明け方まで待つて居たのです、それに対して我々の方で出来たものを報告して、それを承認したからと云ふので改まつて本式の調停委員会を開いたと云ふ恰好です。中立の方は相当名望のある偉い方ですから片方の当事者がどう斯うしたと云ふことで決定するのは、地方長官もお困りになるだらうと思ひます
- 労政局長 私も初めの推薦の方は確信があつたのですが、あとは確信がなかつたのです、さうすると桂さんの御話の委員会の決議に依ることも全然誣はないで置くことも一つの考へ方ぢやないかと思ひますが、どうでせう
- 大野会長代理 「又ハ」から取つてしまへば宜いぢやないか
- 末弘委員 私は委員会のことで意見を述べたのですが、此の委員会が非常に大事だと云ふ感じを持ちますので、私個人の意見としては本法が来月二十五日位に施行されると云ふて居るけれども、本法を施行してから委員を選ぶやうなことをやつて居たらどんどん事件〔の〕方は出て来ます〔。〕それで其〔の〕爲に今から委員〔の〕内定的なことをやつて交渉して、施行した時〔に〕動くやうにしたら宜いと思ふ〔。〕それでももう来月二十五日では時間が足りない、地方ではまだ労働組合が確り出来て居りませぬので〔、〕中央でもさうですが第三十のお終ひにある労働組合がない場合には労働運動者と認められる者なんと云ふことでやつて見ると〔、〕それに対して他〔の〕労働者〔の〕方から叱言が出る〔の〕であります〔。〕現に此〔の〕間の讀賣の爭議〔の〕時などは東京都では松岡さんに相談して人を決めたらしいが、其の中〔の〕一人は宜いがあと二人はいかぬと云ふことを言ひ出したりなんかします〔。〕是は余程慎重にやらなければいかぬ〔。〕それから中立〔の〕者は両方〔の〕同意を得ると云ふことは、地方に斯う云ふ人が居るのだと云ふことが中央で却つてよく知つて居て〔、〕地方長官などは知らない〔、〕それで委員会の章だけ一ヶ月か二ヶ月先に施行して〔、〕委員会を確り整理した上で法律を施行すると云ふことにされた方が〔、〕最初からごたごたしないで見事に行きはしないだらうかと云ふ感じを持つて居ります〔。〕全国的に委員がすつかり出来て〔、〕一度東京で会議を開いて打合せをさせる〔、〕或は事務局長〔と〕打合せの会議をやるとか〔、〕色々なことでさう云ふことをやつた方が〔、〕最初下手なことをして評判を悪くしてしまふ〔と〕あとまで祟るぢやないかと云〔ふ〕「デリケート」な懸念から〔、〕さう云ふこと

を考へます〔。〕それは役所〔の〕方では何か困るのかと思ひますが何も此〔の〕法律がなくとも労働組合が出来ない訳でない〔。〕どんぐゝ出来つ〔つ〕ある訳ですから〔、〕何かそんなことを考へられたらどうだらうと私は希望したい〔の〕です

- 労政局長 末弘さんの御話〔、〕御尤もと考へます〔。〕実は数日前〔、〕内政部長の会議がありました〔の〕で〔、〕次官と共に参りまして労働組合法〔を〕成たけ早く施行したいと云ふ話をして〔、〕其〔の〕時一番問題になつた〔のは〕末弘さん〔の〕御話〔の〕やうに労働委員会〔の〕設置の問題でした〔。〕随て帰つてから労働委員会〔の〕組織に付ては〔、〕選挙で忙しいであらうが〔、〕配慮を廻らして出来るやうに願ひたい、斯う云ふ訳で一つ〔の〕事務案〔と〕して労働委員会設置要領と云〔ふ〕印刷物を渡して説明をし〔、〕注意を促した〔の〕であります〔。〕それで割合に地方廳では準備して呉れるのではないかと思ひます、末弘さんの仰しやるやうに是だけ施行してあとは後から施行すると云ふ風にするのは考へとしては思ひますが、折角出来た法律を早く実施して安定を与へたい、こんな気持からやつて居るのであります、内政部長に指示した設置要領と云ふ印刷物がありますから御批判を仰ぎたいと思ひます
- 桂委員 末弘先生の仰せのこと洵に御尤もと思ひますが、若し此の法律の中、労働委員会に関するものだけを先に施行すると云ふことになると、要綱の第三十の中の推薦は労働組合でなくて労働運動者と云ふことになつて、本法で言ふ労働組合は法的にはない、是が爲に愈々実施させると云ふ時に、委員会の方が先だと云ふことになると、どう云ふ感じを起しますか、それが本法の将来の運用上好い影響があるかないか、問題が「デリケート」だと思ひます、理屈から言つて先生の仰しやる通りだと思ひますが、幸ひ労働界の方も居られますからさう云ふ点に関する労働者の御意見を承りたいと思ひます
- 末弘委員 労働組合の推薦と言ふけれども、本法を施行して見ても法律二十六條が豫期して居る程の推薦資格のある労働組合なんて云ふものはまだ出来やしない、来月二十五日になるとさう云ふものが出来るかと云ふと極めて少い、それで委員を推薦させるとしても余程気を付けてやらないと天下りのお手盛りの労働委員が出来たりして批難を受ける虞が非常にある、それで労働組合の人に相談したら宜いなどと思つて居ると、実は労働組合にも色々なものがあつて混乱する
- 桂委員 混乱すると思ひますが、それなら尚更ら少くとも労働組合の形を作つてやらないと、変に思ふやつを一層変に思はせはしないか、実際上は先生の仰しやる通りで分りますが、問題は労働者諸君がどう受取るかと云ふことです、労働委員会の章だけを先に施行することは却て法の将来の運用の爲に私は懸念します
- 末弘委員 私は必ずしも是だけをあれしろと云ふことを言はないので、さう云ふ事情もあるだらうと思う、それから此の法の形から言つても是だけ施行するのは困難だと思ふ、それならば法律の施行を一月二十五日なんてお急ぎにならないで、もう少し延ばされた方が宜くはないかと云ふ意見を持つて居るのです、なぜかと云ふと此の法律がなければ日本の労働組合が出来ない訳でも何でも無い、唯子供が新しい玩具を買つて早く使つて見たいと云ふ感じがしますが……（笑）
- 桂委員 先生の御積りから言へば其の通りですが、一般の大衆から言へば……
- 松岡委員 末弘さんが東京都の委員会に出られましたことは其の通り新聞に出て皆さん御承知の通りです、新聞を御覽になつた方は其の趣旨が一体何処にあるかと云ふことは、

常識を有せられる方の全部の了解を得ることと思ひます、少くとも讀賣の記者の中に共産主義に共鳴する者がある、私共の團體が共産黨に賛意を表して居ないと云ふことが主です、其の種ものは末弘さんの仰しやるやうな方法を執つた所で永久にさう云ふことの心配のない状態にすることは、私は絶対不可能だと信じて居ります、随ひまして慎重にするからと云ふのもう少し延したら實際良いものが出来ると云ふ見込がある場合に於ては、或る程度に延ばすことも必ずしも悪いとは言ひませぬが、大体議会を通過した以上は成べく早く本法が施行されることが正しいのではないか。殊に根本的な問題としまして代表的と目される労働組合、斯う云ふことが本法を作る所の根本精神と照して大切な問題ではないか、其の点は多くを私は申し上げませぬ

○末弘委員 松岡さんから其の話を伺ふのは意外に思ふのです。何故かと云ふと松岡さんの属して居られる日本社会黨の人が「ラヂオ」の放送あたりで労働委員会と云ふものに対して非常な疑念を受けたことを公々然と述べられるから、私は労働委員会をしてさう云ふ疑惑のないものにしたいと思ひばこそ慎重にやれと云ふことを云つて居るのです、此の間の讀賣の場合に自分等と意見の違ふことを言ふのは当り前だと言はれる所が問題なのです、やはりさう云ふことを言はれても立派に信念のあるだけの委員会を作らなければならぬ、此の点は当局も信念は持てない。それだからあゝ云ふことになりました、あの場合新聞にあゝ云ふことを書いたのは宜くない、但々みんな憤慨したのですけれども、一体社会黨の者が此の際労働組合法を盛立てゝ、此の委員会を良いものにして、よく動いて行かなければならぬのに、頭から之を反動的だとか、之を使つて労働組合を抑壓すると云々のことを言はれることは驚きます

○松岡委員 さう云ふことのあるのも已むを得ぬと思ひますが……

(速記中止)

○大野会長代理 委員会の章だけ先に施行することに付てはどうですか

○法制局第一部長 形式の問題になるのですけれども、今御話のやうに章を分けて施行することは従来例と考へても一寸出来なと思ふのです。念の爲に……

○大野会長代理 併し労働委員会の委員は法律を施行してからやらなければならぬと云ふ訳でもなからうし、十分銓衡に意を用ひて貰ひたいと云ふことが皆さんの御趣旨だらうと思ひますから、さう何時までも延ばす訳にもいかぬし、今のやうに別々にやることも技術的に困難だから、政府の方で十分斟酌してやつて戴くやうにしたい

○厚生次官 今の点は能く大臣に御相談申し上げまして、慎重に考慮致したいと存じます、唯大臣竝に私共の気持としましては、出来れば本法を一斉に施行したいと云ふことを、政治的な色々な意味を持つて居るだけに、御含み願ひたいと思ひます

○末弘委員 それで結構ですが、委員会は如何にも大事だと云ふことを考へられたい、今までの例だとかなり粗雑に出来る虞があり、又事務局がかなりお粗末なものしか出来ないではないかと心配して居る

○大野会長代理 其の点十分当局に於て考慮されることを私から希望致します

○司法省民事局長 三十七のことで、鉄道とか司法部門の官吏を委員会に入れることが出来ますか

○労政局長 結構であります

○山中委員 此の前〔の〕委員会〔の〕附帯決議で労働省設置を要求したのですが、今後

の労働行政がどう云ふやうに行は〔れ〕るかと思ふことが労働委員会の動きと関係がある、新聞に依ると労働省は設置しないやうに決まつたやうにも思はれますが、それはどう云ふやうになつて居りますか

○厚生次官 議会に於ける労働省設置に関する議員の質問に対して〔、〕総理大臣並に厚生大臣は目下〔の〕處設置の意思はないと云ふ答弁をして居られます
(速記中止)

○山中委員 今の次官〔の〕御説明で納得した〔の〕ですが〔、〕事務の問題も勿論考へなければならぬと思ひますが〔、〕是は日本が今後再建されて行くと云ふ上にて非常に重要な意味を持つて居ると思ふのです、全体の経済が今後新しい仕組で進んで行くと云ふやうな場合には、大体各国の事例がさうなつて居るぢやないかと思ふのですが〔、〕労働省と云ふものが出来ることに依つて少くとも経済の計画化と云ふことが推進されて行くのは否み難いと思ふ〔の〕です〔。〕私共労働組合〔の〕問題に付て考へましても〔、〕今御話〔の〕やうに厚生省〔に〕今〔の〕やうなも〔の〕が所管されて労働省になるこ〔と〕は同感に考へて居るのですが〔、〕それが労働省になると云ふことは單に事務的にさうであると云ふこと以上に〔、〕今後〔の〕再建〔の〕重要な役割を持つたらうと云ふ確信を持つて居る〔の〕です〔。〕内務省〔と一〕緒になつて〔、〕内務行政〔の〕一部として労働行政が行はれて行く〔の〕であつては〔、〕事務的な處理は出来ましても再建には寧ろ逆行しはしないか〔。〕斯う云ふ心配をする訳です〔。〕其〔の〕意味で若し委員会〔の〕附帶決議に逆行するやうな状況にあるならば〔、〕委員会としてもう一度強力に此〔の〕意思を表示する必要があると思ふ風で考へて居ります

○鮎沢委員 今山中さんが要点を盡さ〔れ〕たので蛇足であります〔、〕私も此〔の〕点〔は〕既に附帶決議が出来た時から恐らく全委員会は同意見だらうと思ふ事務〔の〕量〔と〕云ふよりも之〔に〕伴ふ政治的重要性があると思ふ〔。〕外國と日本〔と〕は必ずしも事情が同じでありませぬけれども〔、〕「イギリス〔に〕」に労働省が出来た時も〔、〕労働省〔の〕仕事〔の〕量は今仰しやるやう〔に〕少い〔、〕豫算も少い〔。〕併しそれが最も重要な役割を持つて居るので労働党内閣が出来たと云ふやうなこと「アメリカ」も労働省は事務の量は少い、併し其の政治的重要性から「ニューデイル」其の以後大きな働きをした、だから労働省が所管することが問題だと云ふことは差支へないと思ふ、我が日本に於ても労働大臣は衛生も保健も要らぬ、労働を民主化して行く上の最も重要な第一のことだと思ひます、茲に出来た労働委員会の如きは日本に化〔ママ、課〕せられて居る民主化と云ふ仕事の第一着手である、日本が経済的に立つて行く上に於て労働組合、資本家、消費会、斯う云ふ形のものを作つて之を調節してやつて行く、之を率キて行く人は色々の事務に煩はされずに、それを以て十分な權威を持つてやつて行きたい、でありますから寧ろ其の他のものを出来れば除外して、さうして専心やる、而も内閣に於てはそれが一番重要な大臣である、もう陸海軍も外務もない、さうなれば總理に次いで労働大臣が発言権が最も強いものを持つて居ると云ふものでありたいし、あり得る、ですから只今の次官の御話は一應結構と思ふけれども、此の際本委員会が満場一致で採擇しました附帶決議をどうか生かして戴きたいと思ひます

○桂委員 只今の鮎澤さんの御話に関聯して私御願ひしたいのは、さう云ふ意味ともう一つは勤労行政がばらばらになつては困る、第四十一で船員がどう云ふ事情があるか知り

ませぬが、斯う云ふことになつて居る。先程の鉄道の話をつて居ると、鉄道に関しても交通労働特別委員会を設けると仰しやるのではないかと思つてひやゝゝして居りましたが、そこまで行きますせぬでしたので安心しましたけれども、兎に角労働行政一元化を何処かで取つてしまう、だから四十一はどう云ふ必要があるのか、商工省の方はお見えになつて居りませぬが、生産行政に於ける勤労部門も今度は労働省の方にくつ付けて貰ひたい、さうして人事の交流をして労働省が生産行政から遊離しないやうにして貰ひたい、同時に生産担当官廳は勤労者の問題に対して無知であつては困る、さう云ふ意味ではつきりした労働省を作つて一元化して戴くやうに希望したい。四十一なんか特別の理由があれば仕方がないが、甚だ不満です

○大野会長代理 松岡さん何か御意見は……

○松岡委員 私は鮎沢さんの仰しやることに全幅の賛成で、私もさう考へて居ります、次官の御話を伺つて居ります中に考へましたことは、「イギリス」は御承知のやうに労働省があつて、保健省が独立して居ります、将来はさうなるべきものだと思ひますけれども、出来るならば通信院内にある保険局の如きも労働省と一緒になつて、暫くそれで行つた後にさう云ふものが全部分割されて、保健衛生省が出来ることになることの方が、労働省を作る爲に宜いならばそれでも宜いのではないかと云ふ意味で、鮎沢さんが仰しやつたやうなことで差支ないと思ひますが、少くとも厚生省と云ふやうなはつきりしない名前の省で労働行政が扱はれますことは、労働組合法が出来ると同時に直ちに止めると云ふことが、私は非常に意味があると思ふのです、其の意味で要するに端的に言へば今の厚生省の名を早く労働省に変へて貰ひたいと云ふことに帰着する訳です

○厚生次官 今御話のやうに此の際厚生省の名前を勤労省と変へやうかと言つたことがあるのです。併し現在の事務分量として考へれば現在の厚生省を労働省に変へて、其の中にどうもくつ付きの悪い、御指摘のありました保健の問題もありますけれども、衛生問題は労働衛生で非常に重大ですから、場合に依れば社会政策的な社会省と云ふものに変へて、関聯をして行くことも、我々は機構改革に付て考へて居ります、私共の私見であります御参考に申上げて置きます

○大野会長代理 此の問題に付ては既に明瞭に附帯決議に表明されて居りますから、是は政治的に今から扱はれると思ひますが、どうしてもごたごたして居るならば更に決議をして政府に迫ると云ふことにして、もう少し模様を見ることにしたら如何でせう——それでは付議の施行令案は、まだ難かしいこともあるけれども、大体是で宜しければ次の議題もありますのでこんな所で御異存ありませぬか——御異議がなければ施行令は是れ位にして次に今日の議題の第三になつて居ります労働争議調停法の問題に付きまして御相談したいと思ひます。先づ今日の會議に於て大体の御意見を承りまして、それを基礎として整理委員会と云ふか小委員会と云ふかを作り、そこで案を作つて戴いて、更に御希望があれば其の中から小委員を作ると云ふやうに、従前の労働組合法案に付て取扱ひましたやり方で進行したいと思ひます。政府は大分急いで居るやうであります二月月中旬頃までに案を戴きたいと言つて居るさうでありますから、相当忙しい訳ですが、さう云ふやり方で進むことに御異存ありませぬか

○末弘委員 そんなにお急ぎになるならば後で問題が起らぬやうに、小委員会の時に関係するよその官廳の方には是非参加願つてやるのが大事だと思ひます、小委員会で決めて

役所へ渡して後で問題が出ると時間が掛つて、又もめるやうなことがありますとどうかと思ひます

- 大野会長代理 それは洵に結構と思ひます、それで御異議ありませぬか——それではやり方はさう云ふことに致しまして、今日は先づ政府の御意見を承り、それに付て順次に御発言を願つて、それを小委員会で整理して戴く、小委員会には関係の政府の方々の御出席を願ふ、斯う云ふことにしたいと思ひます、先づ政府の御意見を承ることに致します
- 労政局長 労働争議調停法改正の件に付きまして政府として一應事務的に、大体五つを考へて居ります、勿論此の五つに拘束されることなしにやることでありますが、一應申上げて置きたいと思ひます、第一は現行調停法に載つて居ない事前調停と云ふことを法制化してはどうか、第二は現行争議調停法では強制調停の範囲が非常に小さいが、今の経済界から言ふと此の範囲を擴大してはどうか、第三は労働組合法に依る労働委員会を常設の調停委員会たることの法制化をはつきりすると云ふことにして、末弘さんの仰しやるやうに労働委員会を調停の権威あるものに労働争議調停法に於て明確にしてはどうか、第四は今の調停法では御承知のやうに調停案に何等法的拘束力がないが、其の調停に一定の法的拘束力を付けた方が宜いぢやないか、第五は必要ある場合、特に公益的の性質の事業の争議に付ては争議行爲の中止又は制限が命じ得るやうなことを明瞭にすることが宜いのではないか、一應考へて居りますことは以上の五点であります
- 大野会長代理 政府〔の〕御意見を承りましたから〔、〕どうぞ皆さんからそれぞれ御自由に御意見〔の〕発表を願ひたいと思ひます
- 末弘委員 争議調停法〔の〕改正と云ふ御意図でありますか〔、〕之を實際審議して行つた上で改正と云ふよ〔り〕一層書き変へてしまつた方が宜い〔と〕云ふならばそれでも宜しい〔の〕ですか
- 労政局長 今のものを全部廃止して新しい構想〔の〕下にやる〔方〕が宜いのではあるまいか位〔に〕考へて居ります
- 末弘委員 調停〔の〕效力〔の〕点ですが〔、〕それと第五に言はれた争議行爲の中止〔の〕制限命令〔の〕問題とも関聯があるが〔、〕是は非常〔に〕難かしい問題で〔、〕果して調停〔と〕云〔ふ〕程度〔の〕ことで済むか〔。〕もう一步進んで調停法に労働裁判所的なも〔の〕を付けるか〔と〕云ふ考へ方が出て来る訳であります〔。〕労働裁判所的なも〔の〕を付けなければ調停委員会其のも〔の〕は裁判所でないから是は法的效力〔の〕あるやうな調停は出来ない、さうすると今色々の法律〔の〕ある調停〔の〕やうに認可決定を得るなんと云ふ馬鹿々々しい「ビクシヨン」〔ママ、フィクシヨン?〕を、唯憲法〔の〕関係からやらなければならないと云ふことになります〔。〕それから争議行爲の中止制限〔の〕命令であります〔、〕「アメリカ」で言ふと「インジャンクシヨン」で〔、〕之に違反したのものには相当重い罰を加へると云ふ問題になると〔、〕此の「インジャンクシヨン」を出す役所は此〔の〕委員会か〔、〕裁判所か〔、〕日本〔の〕今〔の〕法制だと裁判所でなければならない〔と〕云ふ意見になりはしないか、若しも今度の調停法を本当に有力なものにして行かうとすると、司法権との関係を相当考慮しなければならない〔。〕さうなると曾て〔の〕陪審法や調停法、色々な関係で憲法の問題が問題になつたが〔、〕実は先日司法省の方で司法制度改革〔の〕ことをやつて居られるが〔、〕そこで是との関

係に付て意見を述べようと思つた所〔、〕向ふは議案を上の方から出して審議が進んで居ります〔の〕でさう云ふことを述べる機会を得ず〔、〕非公式に私は司法当局に申上げたのですが、あ〔の〕憲法の関係で認可決定なんと云ふ偽装をやるやうなことなしに而ももう少し法的効力があるやうにすると憲法を変へなければならぬが、此の際憲法を変へやう〔と〕云ふならば〔、〕曾て陪審法や調停法で憲法違反だと云ふことで議会で問題になつたやうな、あの種の問題が起らぬやうにやつて戴きたい、同時に又是が司法権的な機関を作るとすれば、其の司法機関は権威を持つ必要がある、好い加減なものを作つてそれに効力を認めると云ふことは、司法権の権威上面白くない、急いでやられるとすると最後に言はれた四、五に付て今までの慣例から言ふと憲法問題が実は起ると云ふことだけ一應申上げて、よく考へないといかぬぢやないか、特に司法省との関係を余程考へなければ困るぢやないかと思つて居ります

○松岡委員 末弘さんが仰しやつたことゝ似寄つたことになりますが、末弘さんは憲法問題に關聯して法的な問題からさう云ふことを述べられたのですが、私は調停の効力と云ふものを強制的ならしめることは一應止めた方が宜いのではないか、調停は飽くまでも和解の精神でやる、それに服さないと云ふ場合に於て最終的な審判を下す労働裁判所が出来ると云ふことでないとまづいんぢやないかと思ふ、調停が直ちに法律的な効力を持つて、それが強制されると云ふことのないやうにした方が宜い、飽くまでも和解の精神で扱はれると云ふやうにして置きませぬと、調停委員会それ自体の上に私は悪影響があるのではないか、斯う懸念して居ります、言ふまでもなく裁判所にはやはり陪審制が伴はなければならぬと云ふことを考へて居ります

○末弘委員 其の点私も調停は調停でなければいけないと思ひます、併し松岡さんも裁判的な、陪審的なものを調停の外に置くことが宜いと云ふのでせう

○松岡委員 さうです

○桂委員 今の松岡さんの和解でなければならぬと云ふ御考へは私もよく分りますけれども、私は單なる和解ぢやないと思ふ、それに社会の輿論を代表する公正なる社会の輿論の批判と云ふ意味で、道徳的な強制力があるのだと云ふ位に調停を考へたいと思つて居ります

○鮎沢委員 調停の問題に付きましては私も法的な拘束力を持つた成べく弾力性のあるものにしたいと思ふのです、拘束力の弾力性と云ふことはありますまいが、官憲の力に依つて抑へてしまふことの出来る範囲は少くして、其の次の決定は政治的な要素がそこに入つて来て、次第に解決されて行くと云ふ余地を残して置いた方が宜しいんぢやないか、今細かに外国の例を上げる必要も時間もありませんが、其の点大分遠慮しながらやつて居るやうに思ふ、今は大變に大切な時期でありますから、拵へる法律も勿論であります、寧ろ今後の事態の変遷と共に變つて行く、段々経験を経てそこから弾力性ある民意を反映した形で決定したら宜しい、さう云ふ氣持で今度のことをやられるのが宜しいと思ひます

○山中委員 私は四、五の中に問題があると思ひます、就中五で、今の御説明では公益事業には爭議行爲の禁止の命令をするやうに考へると云ふ御話でありましたが、大体さう云ふ御意見は分るのですが、公益事業と云ふものの性格が甚だ不明確です、公益事業と云ふ問題を御考へになると、さう云ふ意味では私は誤つた方向、適當でない方向に進む

虞があると思ふ、兎に角争議行爲を禁止すると云ふことは所謂経済の民主々義化に盛られて居る重要な点がなくなつて来る、さう云ふ争議行爲が禁止されるやうな場合はそれに対する裏付けが一方に於てなければならぬので、其の裏付けが考へられた上で初めて其の方の産業に付ては争議行爲と云ふものがなくても宜いのだと云ふ、社会的なはつきりしたものが確立されて居らなければならぬ、それを取外して唯公益事業は争議行爲を禁止すると云ふことを、唯争議調停と云ふ面だけから考へることは非常に拙いのではないか、斯う云ふ疑念を持つて居る訳です、例へば或る一つの事業が官業であるが故にそれが公益事業、或はそれが自治体に依つて営まれて居るが故に公益事業だと云ふ議論は寧ろ結果論であつて、事柄の本質に触れて居ないやうに思ふ、是は一つ慎重に何が一体争議行爲を禁止しなければならないやうな点かと云ふことをはつきりすると同時に、さう云ふ禁止命令を出し得ると決められる部門に付ては他の方面で、例へば団体交渉でありますとか、労働条件の取極め方、さう云ふやうなことに付て、唯一方で争議行爲を禁止すると云ふことだけでなく、積極的な行爲を以て争議行爲を禁止すると云ふことは結局一つの抑圧になつて意味を持たなくなつてしまふのではないか、斯う云ふ点を合せて考へる必要があると思ひます、それから労働委員会を常設調停委員会化すると云ふことは殆ど議論のない所だらうと思ひますが、私は先程の色々な御議論を承る前から、是は労働委員会其のものが直ちに凡ゆる場合の調停委員会になつて宜いのかどうかと云ふことに付て疑問を持つて居る、此の点は常設される労働委員会を中心にして、具体的に其の場合に応じ得るやうな調停委員会の機構を準備して置くと云ふ「システム」を考へられることが必要でないか、其の場合には申すまでもなく争議の両当事者の賛成を得られるやうな中立委員が選ばれるやうな機構を常に考へて置く、でありますから常設の労働委員会に名簿のやうなものを備へて、臨時委員或は特別委員と云ふものがぐづぐづしないで作られるやうな準備をふだんから整へて置くことが考へられると思ひます

- 末弘委員 公益企業に付て争議行爲の中止制限なんと云ふ問題に付ては其の通りだと思ひますが、やはり法律全体としては今までの現行法の公益企業のあの範疇は拙いと思ふ、何かやはり考へる必要はあるやうに思ひますけれども、それより何を公益企業と見るかと云ふことを再検討して見る必要がある、例へば此の前の法律を作る頃には誰も石炭なんか公益企業だとは思はなかつた、私共思ひも及ばなかつたが、今となつたら石炭は公益企業だと誰しも思ふ、此の問題は相当むづかしいのぢやないか
- 労政局長 此の間勅令で石炭を公益企業に指定致しました
- 山中委員 細かいことになりますが、今までの公益事業と云ふ考へ方は社会の全体の動きに非常に密接な関係があつて、そこで争議が起ると全体の社会的な生活が直ちに「ストツプ」してしまふ、さう云ふことが一つ考へられてそれを公益事業と偶々呼んで来たのであります、さう云ふ意味で例へば今の見返り物資としての生糸生産は直ちに食糧と直結するので、是は其の時に依つて違ふと思ふのです、生糸の生産が「アメリカ」の女の靴下を造ると云ふ場合に於ては大したものと言へたが、今日の段階になりますと生糸の生産は直ちに食糧不安と直結する、さうなりますと今度は製絲業も公益事業に〔な〕り得ると思ふ〔。〕さう云ふ意味で御検討を願ひたい
- 桂委員 今公益事業〔の〕御話がありました〔、〕従来は企業経営〔の〕形態が國家企

業か、公共企業か私的企業かと云ふ関係で見ることが一つあつた〔。〕もう一つは関係する所が廣いか少いか〔、〕例へば鉄道は私鉄であつても公益企業です〔。〕所が今の山中さんの仰しやつたやうなも〔の〕は経済條件が〔一〕つ缺けても全体〔の〕問題〔に〕なるから〔、〕製糸業が公益企業でないと云ふ問題になつて来ます〔。〕其〔の〕企業〔の〕性質〔、〕争議規模と云ふことも問題〔に〕なつて〔、〕結局社会的な不安とか或は経済的な圓滿な運用を妨げると云ふやうな問題を考〔へ〕て行けば考へられるだらうと思ひます〔。〕何れにしても私は先程道徳的な〔と〕申上げた〔の〕は〔、〕局長〔の〕言はれた第四〔の〕問題に付て調停に法的な拘束力を持たせるのは拙いと云ふ意見を申上げた〔の〕で、第五の問題として公益事業に関して争議行爲〔の〕制限なり中止を裏付けと共にする必要があると云ふことを私は考へて居ります〔。〕さうして戴きたいと思ひます

○鉄道總局勤労課長 先程御話がありました調停委員会〔と〕云ふか労働委員会〔の〕常設に關聯をして〔、〕先程と又同じことを繰返した議論になると思ひますが〔、〕調停委員会〔の〕構成と云ふも〔の〕を考へて行くと〔、〕結局労働委員会と云ふも〔の〕は特別労働委員会の性格に變つて行くんぢやないか〔、〕具体的な事務処理に役立つ機能を持たせる方が実質的な効果がある〔、〕実力を持つて行くと云ふことを私は想像して居ります〔、〕又さうあつた方が宜いんぢやないか〔、〕隨て調停法で御考へになる調停委員会と労働委員会と云ふも〔の〕を同じやうに關聯を以て御考へになることが宜しいんぢやないか、先程桂委員からも御話がありました〔、〕私達〔の〕気持としてはやはり特別労働委員会と云ふやうなも〔の〕が出来て行くんぢやないか、併しそ〔れ〕は将来は労働省設置〔、〕或は労働省に統合と云ふことに実体的に寄與し得る態勢で出来て行けば宜〔い〕ぢやないかと云ふ点も考へて居ります〔。〕此の点御考慮を願ひたい〔と〕思ひます

○大野会長代理 他に〔一〕般的な御意見がなければ之れ位にして打切りますが如何ですか——それでは是〔の〕位にして〔、〕小委員を御願ひして其〔の〕委員〔の〕方に御起草を願つて、更に本会に於て研究すると云ふことに致したいと思ひます、委員は私より御願ひ申し上げます

末弘君、桂君、安川君、篠原君、松岡君、小泉君、高橋君

此の七人に御願ひ致したいと思ひます、それから過半附帶決議に於て労働に關係する事柄を憲法の中に謳つて貰ふと云ふことに付きまして決議がありました〔が〕、之を事務的に進行せしめて行きたいと思ひます、それに付て是も此處で具体的の成案を皆さんが集まつて直ぐに決めることも出来ないでせうから、是も小委員の方を御願ひして、是はさつきの陪審法の關係もありますので難かしくなりますが、起草を煩したいと思ひますが如何ですか——御異存が有らぬれば、是は立法例を調べて戴いて文章を作るのですが、三名の委員を御願ひしたいと思ひます、御異存有らぬか、——御異存なければ甚だ御迷惑ですけれども私より御願ひしたいと思ひます

鮎澤君、松岡君、篠原君

此の三方に御願ひ致します、政府の方も正月の終り頃までにまとめたと言つて居るさうでありますから、願くは半ば頃までに御勉強を願ひたいと思ひます、他に何か……

○末弘委員 私此の間讀賣争議の調停をやつて見まして、此の問題を斯う決めるに付て其の比較になるやうな材料はないかと云ふことで、それが迅速に出来るか出来ないかが非常に關係する、又現に労働協約を方々で作られるのに相談を受けても、法律的な構成は

分りますけれども、実際に具体的な資料が欲しいやうな場合に、それが今は得られない、今度は地方の委員会などは方々の労働協約なんかを世話してやる役目があると思ひますから、是非中央にさう云ふしつかりした資料を備へる外に、地方の何処と言はないが、大学のある所或は大阪のやうな社会科学研究所のあるやうな所にしつかりした連絡を執つてやつて貰ひたい、中央に於ては單なる連絡程度以上に厚生省の附属機関を持つ位の積りでやつて戴くことを希望するのです

- 労政局長 今其の計畫を進めて居ります、大分遅れて申訳ないのですが、其の積りで進んで居ります
- 厚生次官 実は此の労働組合法が問題になります前に、恰度終戦後の情勢に鑑みまして勤労に関する研究をやらうと云ふので勤労研究所案を作つたのですが、大藏省の一蹴する所になりました、其の時に附帯決議が出ましたので今また要求して居る所であります、日本では斯う云ふ研究に対しては利益が挙らぬと財政当局は中々やつて呉れませぬ。是は一つ私共も全力を盡してやりますが、委員長初め末弘先生や皆様の各個撃破で財政当局に対する大運動を然るべく御願ひ致します
- 藤林委員 今の次官の御話では新しく勤労研究所を拵へるやうに御考へになつたやうな気がしますが、末弘先生が言はれたやうに我々考へたのは現存の機関、協調会とか労働科学研究所とか、厚生科学研究所と云ふやうなものを整備統合と云ふのですが、之に対してはどう云ふやうに御考へですか
- 厚生次官 統合するのは難しい、新しく作つて此の方に吸収する方が宜いぢやないか、労働科学研究所を盛立てる、或は何処を盛立てゝやると云ふよりは、勤労研究所を作つて之に必要な人を集める方が宜いぢやないかと思つて居ります
- 末弘委員 私も日本の実際とすればそれより外にうまく行かないと思ひますが、私が調べて居たら斯う云ふことに気が付いたのです、労働科学研究所は偶然のことから翼賛会が出来て産報の関係で付けられました、其の爲にあれの主管官廳が内閣になつた、然るに企畫院がなくなり、調査会がなくなつてしまひましたから、内閣には実際にあれの中心になる官廳がない、それで来年度の助成金もやつて居られぬやうです、あれなどは助成金を續けて行くべき性質のものだと思ひます、さうして厚生省なり労働省の方に持つて来られると、あれをもつと使ふことが出来る、さう云ふことを最近調べて居て気が付いたのでやつて見たらどうかと思ひます
- 厚生次官 労働科学研究所は翼賛会の産報系統に入り、産報解散の際、政府の方で引受けることは財政上の都合もあり、勤労研究所と共に或る程度糾合することも考へましたが、あの労研の設立された経過に鑑みますと寧ろ民間研究団体として置く方が宜いやうに思ひまして、産報解散の當時所長にさう云ふ話を致しました、翼賛会解散後の所管は厚生省として私共取扱つて参つて居りますが、尚ほ産報解散と同時に今申上げたやうに之を民間の研究所として育成して行く、斯う云ふ積りで居ります
- 桂委員 労研は解散したと云ふ人がありますがどうですか
- 厚生次官 私共の承知して居る範圍では産業報國會からは解散した、さうして暉峻氏が財團法人としてやらうと云ふことを聞いて居ります
- 末弘委員 私はあれを厚生大臣の監督の下に民間団体にして置くことに賛成です、あれはさう申しては悪いが、所長其の他の所員が御道樂をなさり過ぎた、あゝ云ふものは長

くなるとあゝなるのですが、あれを本格的に魂を入れ換へて役に立つ仕事をして貰ひたいと考へます

- 藤林委員 桂さんが御話になつた疑問に觸れる訳ですが、今あそこで暉峻さんがやつて居られるのは労働委員会に結び付けると云ふ社会科学的な部門が取除けられてしまつて、お医者さんの方だけの研究が残つて居る、さうすると現在の労働科学研究所を労働委員会にくつ付けるよりも寧ろ協調会にくつ付く方が宜いんじゃないかと思ひます
- 末弘委員 労働科学研究所が社会科学の方面まで取上げたのが間違ひなので、初めは医者の方から始つたのだから最後まで医者で行くべきだつた。併し今後の労働争議の場合あゝ云ふことは大事なことになりますから、密接な連絡を保つて行きたい。協調会は仰しやる通りです
- 厚生次官 出来れば官としては勤労研究所を持ち、民間の研究所として協調会、労研、斯うやつて行く方が宜いと思ひます。若し豫算其の他の関係で具合が悪ければ第二案として、今御意見のやうに協調会なり労研の方と連絡を執つて行かうと考へて居ります
- 松岡委員 私は此の前から申上げた通り、甚だ失禮な批判かも知れませぬが、現在の協調会には何もない、あんなものは無用の存在です、是れ程日本が行き詰つて居る現状に於て〔、〕又新しく豫算を多く取らなくても〔、〕此〔の〕委員会の中に安川さんのやうな有力な方が居られる〔の〕ですから〔、〕さう云ふ経済団体〔の〕人が内部で御協力下されば〔、〕折角御作り下さつたものが生きる訳です〔。〕勝手な理窟〔の〕やうですが生かすこ〔と〕が出来るのです〔。〕私は協調会の職員〔に〕懇意な人が澤山ありますが〔、〕話さぬでも分るやうな気がします、唯それをもぎ取るやうな感じを持たれる〔の〕はいかぬ〔の〕で〔、〕こゝで是非政治的に御働き下さいましてあれを一緒にしたら〔、〕労働委員会として有力に働けることになると思ひます〔。〕私共及ばずながらさう云ふ氣持で努力致します
- 桂委員 先程末弘先生が仰しやいましたけれども〔、〕自然科学的な研究がない〔の〕が我々の弱みです〔。〕是非厚生科学研究所や〔、〕あ〔ゝ〕云ふも〔の〕をくつ付けて〔、〕自然科学的な方面に於ても研究があることを私は希望致します
- 末弘委員 此〔の〕間の争議で弱つたのは部屋がないことです、少くとも四つ要る〔、〕争議團の方は大勢で攻め寄せて来るからそれを一部屋に入れて置く必要があります、今松岡さんが協調会の建物のことを言はれたが〔、〕調査機関もあり〔、〕調停の裁判所にもあれなんか宜い建物だと思ふ
- 大野会長代理 労働委員会〔の〕事務局に付て豫算を相当取つてあるのですか〔。〕相当の人を入れなければならぬし〔、〕場所も今のやうなことですから相当金が要りますが〔、〕追加豫算でもやるのですか
- 労政局長 是からやる所であります
- 大野会長代理 末弘さんの言ふやうに重大な役割をするのですから〔、〕それが余り豫算もない〔と〕云ふことになる何にも出来なくなる〔。〕遠慮なく要求して戴きたいと思ひます
- 鮎澤委員 委員長たる人の任務は非常に大きいので〔、〕例へば大学教授と云ふやうな人を引〔つ〕ぱつて来るとすると〔、〕其〔の〕人は其の職を辞めて来なけ〔れ〕ばならない〔、〕而も任期は一年と云ふことだつたら〔、〕余程準備して置かないと適當な人が得

ら〔れ〕ないと思ふ〔。〕其の点はどうかしつかり御願ひしたいと思ひます

○厚生次官 私共の考へとしては委員長を専門に御願ひすることを考へて居りませぬ、差當りは現在の情勢でもありますので他に職を持つて居られる方に御願ひしたいと云ふ氣持であります

○大野会長代理 事務局長は専任にしないと困る

○厚生次官 其の点御意見を伺ひたいのですが、此の委員会と労働行政をする厚生省との結び付きをどうするか、労政局長と事務局長と対等になるのでは妙なことになる、結局私共の考へでは労政局長は官の資格に於ては厚生大臣の指導を受け、労働委員会の事務局長としては其の方の指揮を受ける、さうして両方の調節を然るべくやつて行く方が宜いぢやないか、さう云ふ考へを持つて居りますがどうでせう

○末弘委員 それも成程と思ふが、それならば労政局長を今までのやうに役所の人振りの都合でぐるぐら変へるやうなことでは困る、専門家でないと困る

○厚生次官 今度は労政局長も専門家になりましたから……

○大野会長代理 少くとも其の下には「エキスパート」を置くやうに、要するに「エキスパート」を尊重しないと斯う云ふことはやれませぬ、それだけ御願ひします

今日は是で終わります、洵に御苦勞で御座いました

(終)

Ⅱ 昭和20年労働組合法案審議関係史料

1. 労働組合法質疑応答書

史料出所：東京大学社会科学研究所「『旧労働三法』
立法関係資料等—松岡三郎教授資料」

〔編注：本史料1および史料2は、「第八十九回臨時帝国議会 大臣答辯資料（罰則関係ヲ含ム） 労政局」という表紙をつけて綴じ込まれている〕

労働組合法質疑応答書

質 疑 目 次

總括質問

- 一 労働組合法案は其の重要性に鑑み慎重検討の要あり且其の性質上眞に民意を代表すべき總選挙後の特別議會に附議すべきに非ずや。
- 二 戦後我が國企業界の著しく微弱となれる今日嘗ての法案以上に進み居ると考へられる本法の制定は不適切に非ずや。
- 三 本法の制定は労働組合の本旨を解せざる労働者に却つて驕激なる行爲に出でしむる虞なきや。
- 四 労働組合の争議行爲に付ての正當、不當の限界如何。
- 五 資本主義等現在の經濟制度を破壊することを目的とする労働組合を容認するや。
- 六 産報精神乃至單位産報等勞資一体的團體に対する政府の所見如何。
- 七 軍國主義者極端なる國家主義者等は労働委員會の委員又は労働組合の役員には選任せざるべきものと思ふも如何。
- 八 現在地方廳に勤勞厚生に関する事業主を主体とせる團體設置せられつゝあるも、之に対する政府の方針如何。
- 九 労働組合に対応し使用者團體を法認するの要なきや。
 - 一〇 労働組合と同様農民組合、漁民組合等に付ても之を法認するの要なきや。
 - 一一 政府は労働省設置の意なきや。尚地方末端に通ずる労働行政機構刷新の意なきや。
 - 一二 政府は労働協約法を別に制定の意なきや。
 - 一三 政府は労働争議調停法改正の意思なきや。
 - 一四 政府は労働裁判所を設置するの意なきや。
 - 一五 本法案施行に要する豫算如何。

逐條質問

第一條關係

- 一六 「労働者ノ地位ノ向上」とは如何なる意義なりや。

- 一七 何故労務法制審議委員会の答申にあつた「経済的、社会的、政治的」を又「文化ノ進展」を削除せるや。
- 一八 本條第二項の規定に依り組合の正當なる行爲は具体的には如何なる法條の罰を受けざることゝなるや。
- 一九 何故本條に適用すべからざる法令の條項を具体的に掲げざるや
- 二〇 労働組合の弾圧法令は府縣会〔ママ、令?〕にも相当あると考へるが如何
- 第二條關係
- 二一 本法案に於ける労働組合に関する定義は余りに寛大なる爲、却つて其の健全性を害する惧なきや。
- 二二 労働組合に労働者以外も加入出来るや、尚加入し得るとすれば、所謂「労働ブローカ」が介入し組合の健全性を害するの惧なきや。
- 二三 組合員の年令、國籍等に依る制限を設くるの要なきや。
- 二四 組合の組織は其の使命が主として使用主又は其の團體に対する團體交渉に在るに鑑み産業別又は職業別とするを適當とせずや。
- 二五 本條第一項中「自主的」とは如何なる意味なりや。
- 二六 組合の最少員数を定むることを要せずや。
- 二七 労働組合は商行爲を爲し得るや。
- 二八 本條各號の基準は甚だ明瞭を欠くも具体的に説明せられ度
- 二九 組合に第三者（政府）が補助金を出す場合は如何（労務協會の如きは如何）
- 三〇 「使用者」の定義如何
- 第四條關係
- 三一 官業従業者乃至官吏の労働組合結成に対する政府の方針如何
- 第五條關係
- 三二 此の届出は設立要件なりや。
- 三三 届出の有無に拘らず設立せらるゝとすれば取引の安全を害せずや。
- 第六條關係
- 三四 組合の否認は組合設立後数年にして爲さるゝ場合あるべく、かくては第十四條の解散命令と同様の効果あるべきも、解散命令に比し著しく手續簡易なる理由如何
- 三五 行政官廳は労働委員會の決議に拘束さるゝや。
- 三六 法令に違反する規約は當然無効ならずや。
- 三七 規約だけでなく決議等に付ても同様の措置を要せずや。
- 第七條關係
- 三八 名簿の備付は主たる事務所のみにて足らずや。
- 第十條關係
- 三九 組合の交渉は組合員たる代表自ら之を爲すべきに非ずや特に組合が、組合員外の者で不當なる者を委任したる場合には使用者が困らないか。
- 四〇 本條に基く交渉には相手方は應ずる義務ありや。

第十一條關係

〔編注：原史料では次の質疑事項が墨で塗り消されているが、以下の如く読みとれる。〕

「四一 本條違反ニ對シテ何故罰則ヲ設ケズヤ」

四二 團結の自由は加入の自由と共に脱退不加入の自由をも含むべきに非ずや。即ち「オープンシヨツプ」の規定を設くべきに非ずや。

第十二條關係

四三 違法の労働爭議なりや否やは如何に決定するや。

四四 違法なる個々の組合員の爭議行爲に付ては組合乃至其の役員も責任を負ふや。

四五 協定違反の爭議と雖も、眞に止むを得ざるに出づる場合が多いと考へるが寧ろ罰則に依るを適當とせずや。

第十三條關係

四六 共済事業等の基金を總會の決議と雖も之を他に流用することは不適當に非ずや。

四七 昭和六年の政府案では選舉に出捐することを禁じて居る同様の制限を必要とせずや。

四八 組合の役員が此の規定に違反するときは如何なる責任を負ふや。

第十四條關係

四九 本條に解散とは現実に團結乃至結社そのものを解く趣旨なりや。

第十五條關係〔編注：原史料には「第十五條關係」の表記なし〕

五〇 「屢々法令ニ違反シ」と言ふは不要に非ずや。

第十六條關係

五一 取引の安全上、組合は總べて法人にすべきに非ずや。

五二 法人格なき組合は対組合員、對外或は訴訟上如何なる法律關係となるや。

五三 法人たる組合に付合併、分割等に付相当の規定を要せずや。

第十八條關係

五四 免税を法人たる労働組合に限りたる理由如何。

五五 營業税は免税せざるや。

五六 第十八條に「命令ニ定ムル所ニ依リ」とは如何なる事項を規定するや。

五七 不動産取得税は免税せざるや。

第二十條關係

五八 労働協約に有効期限を定めたる理由如何。尚有効期間中解約破棄し得ずや。

第二十二條關係

五九 公序良俗法令に反する協約も有効なりや。

六〇 協約に基く機関とは如何なるものなりや。

六一 本條規定の趣旨如何、特に四分の三とせる理由如何

第二十三條關係

六二 本條に於て「大部分」と言ふのは何の程度を謂ふものなりや。

六三 第二項に於ける「修正」とは如何なる場合に爲すや。

第二十六條關係

六四 第三項の「地方」「一定ノ地区又ハ事項」とは如何。

六五 推薦の母体となるべき使用者団体・労働組合如何。

六六 労働委員会には如何なる職員を置くや。

六七 労働委員會の委員又は職員を公務員とせる結果、如何なる法律効果ありや。

第三十二條關係

六八 「労働條件特ニ適切ナラズ」とは如何なる場合なりや。

六九 労働委員會の建議通りに地方長官之を實行するや。

七〇 第五章罰則に於て規定したる刑量は如何なる基準に基くや。

一、問 労働組合法案は其の重要性に鑑み民意を代表すべき總選舉後の特別議會に附議すべきに非ずや

答 一應御尤もであります、労働組合の結成は目下急速に進展しつつあり且このことは産業労働の民主化の基本要件でありますので其の健全なる結成及活動を助成することは一日も速かなることが望ましいと考へ、急速立案の上本議會に附議したものであります。

二、問 戦後我が國企業界の著しく微弱となれる今日嘗ての法案以上に進み居ると考へられる本法の制定は不適切に非ずや

答 その点を危惧せられることは一應考へられるのであります。お話の通り現下我國の産業力が著しく弱まり、労資の強弱関係も戦前に比し著しく変化しつゝあること、又一面資本と經營との分離の趨勢は労資對立関係を漸次變質せしむるであらうことも充分認めらるる所であります。然し乍ら今後の平和日本に於ける労働界はポツダム宣言第十項中に示す「日本國政府ハ日本國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去」し「言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ヲ確立」することに準據して發展せしめらるべきものであり、尚民主主義化の具体策として過般マックアーサー司令官より首相に示された五項目中の一として労働者の搾取と酷使からの防衛及び其の生活水準の向上の爲有効なる発言を許容するが如き權威を與ふる爲に労働組合を促進助長すべきことが要請されて居るのでありまして、政府と致しましても其の線に沿つて努力を致しつつある次第であります、翻つて現實に我が労働界を觀ましても使用者に對し労働者が個人として均等に相對し得る關係に在ると見ることは未だ極めて現實に遠いものがあると思へます。而して又労働組合を嘗ての如く單に強者たる事業主に對して弱者たる労働者が團結力に依つて其の利益を保持せんとするものなりとのみ睹ることも甚々狭い見解であると思へらるるのでありまして労働者を無組織の儘放任するときは彼等の考ふる所、言はんと慾する所を十分に振暢することが困難であり、又其の眞實を的確に捕捉することも出來ず労働者自身のみならず事業主にとつても又國家、社會にとつても頗る不利不便たらざるを得ないのであります。

今や平和日本の再建の爲には國民相倚り相扶け、すべての者が新日本建設の重責を進んで果すべきことが要請されるのでありまして、之が爲に民主的組織化が出來得る限り廣く且急速に爲さるべきことが正に喫緊の要務と考へられるのであります。而して民主的組織の重要な一翼たる労働組合の急速且健全なる發展育成を期する上に於て組合法を制定して據るべき基準を示すことが望ましく而も現下の情勢より考へ此の程度の内容の組合法を制定致しますことを適當と考へて居る次第であります。若し夫れ萬一労働者が團結の力を濫用するが如きことがありまするならば社會に公正なる輿論があり不正は當然排除せられるでありませうし、又本法案中に規定する労資及第三者代表より成る労働委員會の活動は労働組合の適切妥當なる發展に付充分期待し得るものがあると信じて居ります。本法の制定に對し客觀的に正しきを持する事業主にとつて決して危惧

することはなからうと存じます。

三、問 本法の制定は労働組合の本旨を解せざる労働者に却つて驕激なる行爲に出でしむる虞なきや

答 結社、言論等凡ゆる部面の民主主義化に伴ひ産業労働界に於ても労働組合の活發なる結成は法制定の有無に不拘必至の情勢にあるのでありまして驕激なる行爲の生ずるや否は法制とは關係なく起り得るのでありまして斯かる情勢に於きましては却つて速かに法律を制定して其の據るべき所を明示し、之に依り官民一體となり勞使間に於て未だ労働組合の本旨を解せざる者には充分に其の趣旨を徹底せしめ以て労働組合の健全なる伸暢を圖る必要があると考へるのであります。

労働組合に関する法律の制定に當り組合を繞り勞資雙方に起り得べき凡ゆる不當なる行爲を心配して之を抑制し取締ると言ふことを主眼として考へるならば構想は自ら別のものとなります。然し乍ら産業労働界を啓蒙し其の民主化を圖ることが最緊要なる現在に於きましては先づ労働組合の結成並に活動に對する從來の各般の障礙を除却し闊達なる發展を企圖致しますことが第一の要請であると存するのであります。當初より弊害を豫想して色々の制約を加ふことは却つて無用の紛争を起すこと諸外國の労働組合關係、立法の沿革に徴しても明かな所でありまして、労働組合活動の發展に伴ひ弊害を生じ抑制すべき點の生じましたときは輿論に従ひ適時圓滿適當なる制約乃至規律を與へる様にするのが策の得たるものと考へるのであります。

尚本法案に於きましても組合や組合員に對し全く自由勝手に認めると言ふことが趣旨ではないのでありまして、組合や組合員の行爲も社會通念より不當と考へられるものは第一條第二項に該當せざるものとして當然断乎處罰されることになり、第十二條に依り爭議行爲が正當ならざるものなりとき乃至協定違反なるときは損害賠償の責任あるものとし又第十三條に於て他の目的に積立てたる基金を政治運動に流用することを禁ずる等必要と認めらるる制約は附してキる譯であります、尚勞、資、中立の各代表者より成る労働委員會に依り種々紛争議等の調整を圖る様に致して居り、更に官民一致勞資相共に組合の健全なる育成に努力致しまするれば必ずや所期の成果を收め得ると信ずるのであります。

四、問 労働組合の爭議行爲に付ての正當、不當の限界如何。

答 労働組合の如何なる爭議行爲が正當なりや否やは個々の具体行爲に付且之を繞ぐる客觀的諸條件の如何に依り其の時代に於ける一般正當なる社會通念を以て判断すべきものであり、而して之が最終決定は裁判所に於て爲さるべきでありまして今茲に畫一的に申すことは甚だ困難なことであります。此の事は諸外國に於ても同様でありまして、國に依り色々規定を設けて居りますが結局は具体的に決定するの外無き状態であります。かくて問題は結局他の方法例へば輿論とか更に具体的には調停仲裁等に依ることを必要とするに至る譯であります。

所で一般的趨勢に依りますれば、諸外國も同様であります、爭議行爲は順次合法と認めらるる範圍を擴大しつつあるのでありまして

(1) 平穩なる同盟罷業、同盟怠業及之に伴ふ見張立番所謂「ピケツチング」の如きは勿論

合法であり之を直に刑法の業務妨害罪、警察犯處罰令の濫に他人の身に立塞り又は追隨するものとして處罰すべきものではないと考へます。

(2) 団体交渉は之を直に刑法の脅迫罪、警察犯處罰令の面會強要に該當するものとすべきではないと考へます。

(3) 又争議に伴ふ通常の集團行爲を以て直に刑法の騷擾罪に該當するものとし又行政執行法第一條を適用し犯罪の惧ありとして検束すべきものではありません。

以上の趣旨に依り本法の第一條第一項、第十二條が夫々規定せられて居る次第であります。

五、問 資本主義等現在の經濟制度を破壊することを目的とする労働組合を容認するや。

答 労働組合は本法案第一條所定の通り終戦後の産業の興隆に寄與することが望ましく、現在の經濟制度を根本的に破壊せんとする目的を持つ組合は政府としては甚だ望ましくないものとする考へる次第であります。

併しながら一般に思想の自由なる今日、労働組合に付てのみかかることを制壓することは適當でなく、又かかることは徒らに法律を以て制壓するのみを以て目的を達すべきでなく廣く民意に従つて決せらるべきものと考へられます。即ちかかる組合に付ましても〔ママ、対しましても?〕其の現實の目的行動が法案第二條に適合する限り之を法認すべきものと考へる次第であります。

尤もかかる組合は民意の決する所自ら弱力乃至衰微するものと信じて居ります。

六問 産報精神乃至單位産報等勞資一体的團體に対する政府の所見如何

答 産報精神に付きましては其の謂ふ所の産業報國、事業一家、或は勤勞の國家性、人格性、生産性の理念は一の勤勞理念として妥當なるものと考へられるのでありますが、更に進んで、勞資一体、秩序に従ひ服従を重んずべきことを強張するに従ひ、其の理念たるや著しく現實を遊離するの弊を露呈し、特に今次の戦争中に於きましては宣官〔ママ、宣喚?〕の威力と相提携し高遠なる理想を即現實なるものと假裝し、單に労働者を一方的に抑壓するの傾向顯著なりしものあつたことは否定し得ざる事實と考ふる次第であります。

かくて、政府に於きましては、終戦直後産報運動の指導統轄体たる大日本産業報國會及都道府縣産業報國會、地方鑛山部會を解散せしむるの措置を講ずると共に眞に自主的な労働組合を助成し以て労働者の闊達なる意思の振張を圖るの態度を鮮明した次第であります。

而して今般更に右方針を徹底する爲各工場事業場に於ける所謂單位産業報國會に付きましても、之を解散せしむることゝ致した次第であります。

七問 軍國主義者極端なる國家主義者等は労働委員會の委員又は労働組合の役員には選任せざるべきものと考ふるも如何。

尚之に関し産報指導者は如何に考ふるや。

答 労働委員會の役員又は労働組合の役員には其の性質上軍國主義者、極端なる國家主義者等は絶対に排撃すべきものと考へて居ります。

而して産報運動の指導者に付きましても同様の趣旨に依り其の可否を個々人に付具体的に判断すべきものと考へて居ります。

八問 現在地方廳に勤勞厚生に関する事業主を主体とせる團體設置せられつつあるも、之に對する政府の方針如何。

答 勤勞厚生に関する事業はそれ自体極めて望ましき事柄であり、而してそれには相當の経費も要するのでありますから、それを事業主が自發的、自主的に負担して爲すことは結構な事柄であると考へて居ります。併しながら、一面かかる事業は経費は事業主に於て負担するに致しまして其の事業を効果的ならしむる爲□□労働者代表特に組織化せられたる労働組合の代表者をして其の運営に参加せしめ、或は進んで、組合聯合体の如きものが相當力を持つに至つた場合には、之を□民主的運営に當らしむることが適切であり、又そのことは組合の健全性と□□性保持せしむる所以でもあると考へ□□□ます。

現にかかる方針を各地方長官に指示し居る次第であります。

九問 労働組合に對應し使用者團體を法認するの要なきや。

答 労働組合が單に一使用主に對してのみならず、進んで産業別、職業別、或は地域別に依り使用主團體と勞資關係の調整、労働條件の規準等に関し種々自主的且平和的協定を爲すことは、其の本来の重要使命であり、且又極めて望ましい所であり、本法案に於きましても第三章労働協約の規定に於て之を期待し居る所であります。従ひまして労働組合に對應し、かゝる趣旨の使用主團體の結成も亦望ましいと考へるのであります。併しながら、かかる使用主團體の結成、活動に付ては別段之を阻害するやうなものもなく従つて法律に依り其の團結權を保障する等之を保護助成する現實の必要はないのみならず、一面かかる使用主團體は單に對労働組合の關係に於て結成せらるるものでなく、同業關係の調整、その他廣く産業、經濟的使命を持つて結成せらるべき性質を有するものでありますので、英佛の例には據らず、之を切離し別途考究し居る次第であります。(尚詳細は商工省より答辯のこと)

一〇問 労働組合と同様農民組合、漁民組合等に付ても之を法認するの要なきや。

答 農業界、漁業界に於ても其の民主化を圖る上に於ては農民組合、漁民組合等の結成が望ましいことは、労働組合の場合と同様であります。然しながら、一般に農民、漁民の労働は法律關係が工場事業場の労働者とは異り、例へば小作と雖も事業主乃至經營者たる地位にあるのであります。従ひまして是等の組合の結成乃至活動の保護助成は労働組合とは著しく異つた方法に據るべきものと考ふるのでありまして、かかる見地より此の問題は別途取扱つて居る次第であります。(尚詳細は農林省より答辯のこと)

一一問 政府は労働省設置の意なきや。尚地方末端に通ずる労働行政機構刷新の意なきや。

答 今後に於ける労働の占むる經濟的、社會的、政治的役割の重大性に従つて之に関する行政の重要性より、労働省設置の要請せらるる意味は充分理解せらるる所であります。(政府に於ては慎重に考究中であります。) 又地方末端を通ずる労働行政機構の刷新に

付きましては、先づ労働行政を警察行政より切離し、末端に於ては勤労署を擴充して之に統合すると共に、特に関係官吏の質の向上を圖ることとするの外、地方廳の全部及勤労署の必要なる個所には本法案に規定する労働委員會を附置して、其の民主化を期する所存であります。

一二問 政府は労働協約法を別に制定の意なきや。

答 労働協約は元來勞資の事實上の折衝の所産であり、従つて亦其の効力、存續等も兩者の事實上の努力に依つて担保せらるべき本質を以て居るものであり、現に戦前何等の法的規定なくして相當多数の労働協約が立派に存在し得たやうな次第であります。従ひまして、之を純法律的に考ふるときは種々詳細なる規定を必要とする譯であり、佛國の如く詳細なる法制を持つて居る國も無いのではありませんか[ママ]、我國と致しましては、右の事情に即應し最少限度必要と考へられる規定を本法案に規定するに止めた次第でありまして、少くとも差當り別途協約法制定の意思はありません。

一三問 政府は労働争議調停法改正の意思なきや。

答 労働争議の豫防解決に関しては本法案中に若干の規定を設けて居りますが更に政府に於きましては、現行労働争議調停法が施行以來約二十年、差したる効用を發揮し得なかつた實施狀況に鑑み之を改正、又は廢止し、眞に労働争議の豫防、早期解決に實効なる法律を制定するの要あることを痛感致して居ります。
而して之が立案に付きましては其の性質上充分関係有識者の意見を參酌したる上急速に成案を得たき所存であります。

一四問 政府は労働裁判所を設置するの意なきや。

答 労働に関する民刑事の法律問題を簡易、迅速且其の實態に即して裁判すべき労働裁判所設置の意義は充分認めらるる所と考へます。然しかかる特別裁判所設置の問題は種々技術的な困難をも伴ひますので之に付きましては更に労働争議調停法の検討の際に一緒に慎重考究致し度い所存であります

一五問 本法案施行に要する豫算如何。

答 本法案施行に付きましては、例へば労働委員會の設置等に付若干の豫算を要する次第であります。法案の決定が急速且議會間際に爲されました關係上、所要の豫算の精細の検討を爲し、所定の手續を経て今議會に上呈する暇の無かつたことは、眞に遺憾とする所ではありますが、右の様な次第でありますので何卒御了承を得たいと存じます。本豫算に付きましては、法施行の日までには、適當なる措置を講じ其の施行に遺憾なきを期する所存であります。

第一條關係

一六問 「労働者ノ地位ノ向上」とは如何なる意義なりや

答 主として「労働者ノ經濟的地位ノ向上」を謂ふものなることは一般に労働組合の性質上當然のことではありますが、尚附隨的には之と一体不離の限度に於て「社會的、政治的

地位の向上」をも包含する趣旨であります。

而して労働者は個人々々として居るよりは相互に團結を爲すことに依り、一面に於ては内、相互に共済修養を爲すに依り、物心両面の充實を圖ることが出来、他面、外、に對しては統一乃至秩序ある言動に依り、他の之に對する評價を高むることとなる譯でありますので、茲に「團結權ノ保障ニ依リ□□」と規定したる次第であります。

一七問 何故勞務法制審議會〔ママ、勞務法制審議委員会・以下同じ〕の答申にあつた「經濟的、社會的、政治的」を、又「文化ノ進展」を削除せるや

答 勞務法制審議會の意見も、労働組合は主として、經濟的團體であるとして居るのでありまして、従つて茲に「經濟的、社會的、政治的」と三者同列に規定することは右組合の主目的を不明瞭ならしむる惧があるのでかやう致した次第であります。又「文化ノ進展」を削除致しましたのも同様の趣旨より主として經濟の興隆に寄與せんとする趣旨で、「文化ノ進展」を積極的に排除したものではありません。

即ち右改正は決して勞務法制審議會の本旨に反するものとは考へて居りません。

一八問 本條第二項の規定に依り組合の正當なる行爲は具體的には如何なる法條の罰を受けざることとなるや

答 主として

(1) 刑法第六條の騷擾罪、同じく第二百二十四條の業務妨害罪

(2) 警察犯處罰令の第一條第三號の諸方徘徊、同じく第四號の面會強請、強談威迫、第二條第五號の他人行爲に對し悪戯妨害、同じく第三十一號の他人に對する立塞り又は追隨等の罪

(3) 出版法の第二十七條の安寧秩序を妨害する文書出版に関する罪

等であります、従て又是等の行爲に關しては行政執行法第一條の豫防檢束、出版法第十九條の發賣頒布禁止又は差□〔差押？〕は爲す等〔ママ？〕は爲し得ず、更に暴力行爲取締法に依る加罰は爲すべからざるものと考へて居ります。

而して、當該行爲が正當なりや否やは個々の具體行爲と之を繞ぐる客觀的諸條件に付、正常の社會通念を以て判断せらるべきものでありますから、一面に於て程度を超えたる行爲には右の各處罰が果〔ママ、課〕せらるることあるべく、又一面に於ては右以外の犯罪にも該當せざる場合もある譯であります。

一九問 何故本條に適用すべからざる法令の條項を具體的に掲げざるや

答 元來組合の行爲が正當なりや否やは各具體的行爲と之を繞ぐる客觀的諸條件に付正常なる社會通念を以て判断すべきものであり、相當の弾力性ある適用を必要と考へられかやう致した次第であります。

二〇問 労働組合の彈壓法令は府縣令にも相當あると考へるが如何

答 (府縣令は各地方長官が夫々制定致して居りますので中央本省に於ては其の全部を一々精細に承知致して居りません)

(然しながら) 本法案の第二條は勿論それ等の府縣令に依つても罰せざる意味でありま

すが、尚此の機會に左様な府縣令は廢止しても他に影響のないものは廢止せしむるやう措置する所存であります

第二條關係

二一問 本法案に於ける労働組合に関する定義は餘りに寛大なる爲、却て其の健全性を害する惧なきや

答 元來労働組合は自主的、自然發生的なる本質を有するものである譯でありますし、一面本法に於ける労働組合の定義は本法に於て労働組合として取扱ふものを規定したものであり、別に本法の労働組合に該當せざる組合は其の結成を禁止すると言ふ趣旨ではありません

従ひまして、本法に於て労働組合として扱ふべきものの定義に際し、色々の制約を附することは、即ち法外の組合を徒らに多くする所以となり、却つて種々支障を生ずる結果となると思ふのであります。寧ろ定義は極力寛大に規定し、廣く之等を法律上の組合として取扱い、以て之が健全なる發達を助成するのが賢明と考へかく規定した次第であります。

二二問 労働組合に労働者以外も加入出来るや、尚加入し得るとすれば、所謂「労働ブローカー」が介入し組合の健全性を害するの惧なきや

答 労働組合は労働者が主體たる限り、第三者の加入を認むることと致して居ります。即ち第二條に「労働者が主体トナリ」とは其の意味であります。

而して、其の場合「労働ブローカー」が介入し組合の健全性を害するの惧なきとの御質問であります。第三者□□□は組合員一般の承認なくしては實際問題としては爲し得ざる所であり、左様な不良「ブローカー」は自然排除せられるのと期待し居る次第であります。

二三問 組合員の年令、國籍等に依る制限を設くるの要なきや

答 別段其の必要は無いと存じます。即ち年少者と雖も苟も労働者として一職場に働いて居る者は相當の自主性のあることが普通であり、且組合加入行爲は法律的には民法の規定に依り親權者の同意を要する譯でありますから支障は無いと存じます。

又外國人等に付ては現在の一般社會生活乃至法律に於けると同様特段の差別扱は不要と信じます。

二四問 組合の組織は其の使命が主として使用主又は其の團體に對する團體交渉に在るに鑑み産業別又は職業別とするを適當とせずや

答 御意見一應御尤であります。組合の結成組織は其の使命に鑑み自然産業別乃至職業別となり、又其の方向に進展するものと豫想せられ、それが亦望ましきこととも考へられるのであります。法律に於て當初よりかかる制約を設くることは、組合の自然發生的性格等に鑑み適當でないと思へます。

二五問 本條第一項中「自主的ニ」とは如何なる意味なりや

答 他の差金に據らず、自ら其の必要を感じと言ふ意味であります。(尚かかる限度に於ては此の際必ずしも、強壓に亘らざる他の勧告等を排する譯ではありません)

二六問 組合の最少員数を定むることを要せずや

答 組合は一の團體でありますから、相当員数の組合〔ママ、組合員〕を必要とすることは勿論であります、然しながら何人居れば團體と認むべきや否やは各實情に即し一般通念に依つて決するを妥當と考へ、茲に畫一的基準は設けなかつた次第であります。餘りに少員数にして團體の實を備ふるものなりや否やに疑あるときは、労働委員〔ママ、労働委員会〕の決議に依り之を判別することと致して居ります。

二七問 労働組合は商行爲を爲し得るや

答 營利を目的とする商行爲は第二條の解釋よりして附隨的の程度より爲し得ないと解します。

二八問 本條各號の基準は甚だ明瞭を缺くも、具體的に説明せられ度

答 先づ各號の趣旨を述べますと、本文に於て労働組合の定義を極めて寛大に規定したことに照應し、各號に於て最少限度労働組合と認めざるものを規定したのであり、即ち、第一號及第二號は組合の自主性を缺くものと言ふ趣旨に基くものであり、第三號と第四號は社會通念上、其の目的に於て労働組合と認め難いと謂ふ趣旨に基くものであります。特に第一號、第二號に付ては其の具體的基準が明瞭を缺くやうであります、例へば第一號に付「使用主利益ヲ代表スル者」とは使用主が法人である場合には取締役、理事等の重役其の他に之に準ずる高級社員で、實際問題として組合が團體交渉の相手方とするやうな者を謂ふ譯であり、具體的には工場長はどうか、課長はどうかと言ふやうな問題が起りますが、それは夫等の持つて居る権限なり、具體的に下級者と如何なる勢力關係にありや等に依り決すべきものと考へます。(而して是等の者が下級労働者に對して使用主の利益を代表する立場なり、乃至はそう言ふ勢力關係に在る場合でも、一面自分達丈で使用主と團體交渉等を爲すべく組合を結成することは可能と考へられます)

又第二號に付きましても共濟其の他の福利事業に付ては其の經費を要し、又一面是等の經費は通常相當額を使用主に於て負担し居る事情等に鑑みまして是等に對し使用主が相當の經費を支出することに付ては本號は寛大に取扱つてよいのではないかと考へて居ります。

以上要するに具體的には個々の場合に付各規定の趣旨に則つて決定するの外ないと考へて居ります、尚此の點に付ては労働委員會に於て個々判断する丈でなく、相當の判別基準を作成することを期待して居る次第であります。

二九問 組合に第三者(政府)が補助金を出す場合は如何、(勞務協會の如きは如何)

答 第三者(政府)の補助金が、據つて以て其の自主性を喪失せしむるに至りますれば、本文の定義に依り組合たらざるに至るものとなる譯であります。

(勞務協會は主として日傭勞務者の配置調整を目的とするものでありますから組合とは認めません)

三〇問 「使用者」の字義〔ママ、定義?〕如何

答 「使用者」とは概ね雇傭主と申して差支ないのでありますが、現実の労働関係は、明確に雇傭契約と言ふ法律形態に依らず、或ひは請負契約、第三者の供給契約、組合契約、従業命令等に基づく場合があります、要するに現實に使用、従属の関係があれば、之を労働関係として取扱ふの要がある爲、かやうな言葉を使用して居る次第であります。多くの既存労働法制も左様の精神で規定乃至運用されて居る譯であります。

第四條関係

三一問 官業従業者乃至官吏の労働組合結成に對する政府の方針如何

答 官業従業者乃至官吏の労働組合結成に付ても一般的には他の労働者と別段異つた取扱の必要はないものと認めます、只實際問題としては、使用者が國家であり其の賃金給料等に付ては豫算の制約があり又現在は官吏服務規律が在り、又其の同盟罷業等は公益に影響する所極めて重大なるものがありますので、更に其の政治運動は、其の性質上穩當を缺くと認められますので、是等の點に付て必要の最少限度に於て命令を以て特段の規定を致し度と考へて居ります。

第五條関係

三二問 此の届出は設立要件なりや

答 設立要件ではありません、組合は第二條の要件を備へて設立せられれば、届出て無くとも法律上組合となる譯であります。

三三問 届出の有無に拘らず設立せらるるとすれば、取引の安全を害せずや

答 届出せざる者に付ては、過料の罰もあり又使用者等との関係に於て之を認めるとか、認めないとか争を生ずべく組合自身が色々困ることとなる譯で在りますからそのやうな者は先づ無いと考へて居ります。

尚万一無届組合に付、組合なりや否や使用者等に於て疑ありと考ふときは、其の旨を地方長官に照會すれば何分の回答するやう致します。

(尚届出組合に付てはその要求等に依り、地方長官より法上の組合たることを證する證明書の如きものを發行することも考へて居ります)

第六條関係

三四問 組合の否認は組合設立後数年にして爲さるる場合あるべく、かくては第十四條の解散命令と同様の効果あるべきも、解散命令に比し著しく手續簡易なる理由如何

答 解散命令は組合たるの實體を供へながら、他の理由に依り爲さるのであり、而も他の理由と申しますのも、法令違反、安寧秩序紊亂と言ふのでありますから、慎重の手續に據ることと致したのであります、組合否認は組合の實體を備へざるもの、即ち組合に非ざるものを組合に非ずと言ふ丈でありますから、勞資、中立各代表より成る労働委員会の決議に據る程度で好からうと考へ、かく致した次第であります。

尚地方委員會の決議に不服ある者には中央委員會への上告を認むるやう命令を以て規定

することとして居ります。

三五問 行政官廳は労働委員會の決議に拘束さるるや

答 左様であります。

第八條関係

三六問 法令に違反する規約は當然無効ならずや。

答 左様に御座います。唯實際問題として夫れが法令違反なりや否や解釋の餘地のある場合もあり、之を放任することは適當でないと考えられますので、労働委員會の決議の下に明確に其の是非を決定し變更せしむることと致した譯であります。

三七問 規約丈でなく、決議等に付ても同様の措置を要せずや。

答 理論上左様致した方が徹底する譯であります。一面に於て決議は臨時的のものでもあり、且それを一々届出させて、其の是非を委員會に於て判別することは官民共に甚だしく手数を要し且手数に比し差程の實益もないと考へ、其の規定を設けなかつた次第であります。

然し一面万が一その様な不法決議ありたるときは概ね同様の手續を経て厚生大臣地方長官に於て不法なることを一般に宣明する措置を講ずるやう致す所存であります。

第九條関係

三八問 名簿の備付は主たる事務所のみにてならずや。

答 名簿は色々と問題のある場合に於て重要な資料でありますから事務所が數ヶ所にある場合は、各々に之を備付くる必要があると存じます。

勿論單なる寄合所の如き事務所の實體を備へざるものに付ては其の要はない譯であります。

(尚民法(第五十一條)に於ても法人に付畧々同様に規定されて居ります)。

第十條関係

三九問 組合の交渉は組合員たる代表自ら之を爲すべきに非ずや特に組合が、組合員外の者で不當な者を委任した場合には使用者が困らないか、

答 原則として第三者に據らず自ら交渉に當るのが好いことは勿論であります。交渉の内容が色々混み入り技術的或ひは法律的に困難なる場合には、所屬聯合體の指導者其の他の者に委任することを無下に排斥すべきではないと存じます

尚使用主に於て萬一不適當と認むるときは關係の労働委員會に申出られれば適當に調停致し度いと考へて居ります

四〇問 本條に基く交渉には相手方は應ずる義務ありや

答 一應「交渉する權能」〔ママ、第十条は「交渉する権限」〕を附與した丈でありますから、一般に必ず之に應ずべき義務ありと言ふことではありませんが、かゝる權能を否認し面會を拒否することは不當であることは勿論であります。

四二問 團結の自由は加入の自由と共に脱退不加入の自由をも含むべきに非ずや、即ち「オープン、シヨツプ」の規定を設くべきに非ずや

答 御意見一應御尤であります、然しながら我國に於ける現段階に於て組合法に要求する所は組合結成を自由闊達ならしめ、且之に對する阻害條件を除却することによりと考へられ「オープン、シヨツプ」乃至「クローズド、シヨツプ」に關する事項は両當事者の各實情に即する協定に委すことを適當とし、之に付法律に於て積極的に規定するの要はないと考へ左様致した譯であります。

第十二條關係

四三問 違法の労働争議なりや否やは如何に決定するや

答 第二條の場合に於けると同様、各具體行爲に付、且之を繞ぐる客觀的諸事情に依り、一般社會通念を以て判斷すべく、劃一的に申上ぐることは困難と存じます。

四四問 違法なる個々の組合員の争議行爲に付ては組合乃至其の役員も責任を負ふや

答 其の行爲が單純なる一組合員の行爲に非ずして、組合として行動乃至役員の指令に基づくものなるときは組合乃至役員も當然責任を負ふべきものと信じます。

四五問 協定違反の争議と雖も眞に止むを得ざるに出づる場合が多いと考へるが之に對し直ちに損害賠償の責を負はするは酷酷〔ママ〕ならずや、寧ろ罰則に依るを適當とせずや

答 一應御尤もであります苟も、労働協約に於て協定せるに拘らず之に反して突如争議に出づることは不法行爲であり當然賠償責任を負ふべきであると信じます。

組合側に於て使用者と事前に協商の餘地なしと考へる場合でも協定による仲裁又は調停に一應附すべきであり又どうしてもそれではいけないと言ふ場合でも別に労働委員會に申立つる等の方法がある譯であります。

而して一面、損害賠償に依らず處罰に依るべしとの御意見でありまするが、處罰と言ふことになりますと考へやうに依りますと告發等に依り争議の途上に於て檢察權が介入せざるを得なくなり、組合に酷となる場合がないとは言へません、更に損害賠償と申しましても眞に無警告に争議を爲さざるを得なかつたことに付相手方にも責任がある場合には民法第七百二十二條の規定に依る情狀酌量が爲さるるものと考へますので程酷と申すことは無かろうと考へます。

第十三條關係

四六問 共濟事業等の基金を總會の決議と雖も之を他に流用することは不適當に非ずや

答 一應御尤でありまするが、元來基金は組合の規約に基き設定せらるるものであり而して規約は總會の決議に依り變更し得る譯でありますから、要は役員が獨斷で之を他に流用せざるやう致し、總會が特に必要と認むるときは許して支障ないと存じます、

殊に、組合乃至組合員の死命を決する如く争議の場合に於ては總會の決議に依つて他の基金を流用することは決して各人の不利益とはならないと存じます。

只之を政治運動に流用することは組合の性質より申しても不當と考へられますので之を

禁じた次第であります〔ママ、本条は総会決議により基金を政治運動に流用することを明示的には禁止していない〕

四七問 昭和六年の政府法案では選挙に出捐することを禁じて居る同様の制限を必要とせずや、

答 本法案に於ては組合に對し主目的とせざる限度に於て政治運動を爲すことを認めて居るのでありますから、其の限度に於いて組合が自主的立場より出捐することは何等之を禁ずる理由はないと考へます。

四八問 組合の役員が此の規定に違反するときは如何なる責任を負ふや

答 役員は組合又は組合員に對して損害賠償の責を負ふのみならず刑法の背任罪又は横領罪に該當することとなります

第十五條關係

四九問 本條に解散とは現實に團結乃至結社そのものを解く趣旨なりや

答 本解散處分に依り労働組合としては解體することとなるのであります。

五〇問 「屢々法令ニ違反シ」と言ふは不要に非ずや

答 安寧秩序を紊るものに對し處断をするものとすれば元來組合に限らず、元來一般結社に通ぢ爲さるべきものであります、故に組合に付特に之を爲さんとする場合にはよくゝの事情ある場合に限るべきものと考へ左様致した次第であります、尚本規定は組合自體に對する措置でありまして、不法行爲を爲したる組合員自體に付ては本條の發動の如何に拘らず個々人に付當該法令に依る處罰が爲さることは勿論であります。

第十六條關係

五一問 取引の安全上、組合は總べて法人にすべきに非ずや

答 組合は元來本法案の制定の如何に拘らず即ち法人格なくして社會的に存在し得るものであり、且之を必ず、法人とすることとすれば多くの弱少組合は取引の安全と言ふ便宜以上に法律上の繁煩な手續の爲參つてしまひ、結局、之を壓服する結果となる□で、之を避くる爲、かやう致したのであります。

五二問 法人格なき組合は對組合員、對外、或ひは訴訟上如何なる法律關係となるや

答 (一) 先づ對組合員關係に於ては組合の財産は各組合員の共有でなく總有と言ふことになり、實質的には法人と同様であります。唯、法人に在りては法人其のもの名義を以てするに對し、之は組合の代表者の名義を以てするの差がある丈であります、尚、組合の債務は組合の財産のみを以て爲すべく、組合員が個人的に無限責任は負擔致しません

(二) 對外關係と致しまして、總べて代表者の名義に於て之を爲すべく、その結果法人と違ひ、代表者は組合財産以外に自己の財産を以て組合の債務を辨償することを必要とすることゝなる場合がある譯であります、

(三) 訴訟関係と致しましては民事訴訟法第四五條の規定に依り訴訟能力が認められて居ります、即ち其の代表者に付之を爲す譯であります。

第十七條関係

五三問 法人たる組合に付、合併、分割等に付相當の規定を要せずや

答 組合が相當發達し、財産的取引を會社等と同様にするやうになりますれば格別、茲當分の間はかゝることは一寸想像出來ませんのでかやう致した次第であります。即ち、合併、分割の場合是一般民法の公益法人と同様、之に依り解消する組合は、清算の手續を執り新設又は變更せられたる組合は、夫々相當の手續を執る譯であります。此の間特別の規定を設け、債權債務の承繼に付繁雜な手續を爲すことは却つて實情に則はないと考へます。

第十八條関係

五四問 免税を法人たる労働組合に限りたる理由如何

答 本法案に於ては労働組合は自由に結成することが出來、官廳への届出も其の成立要件と致して居りません。従つてすべての組合に免税することは税務當局としても事務處理上極めて困難があり且脱税の弊の生ずることも豫想せられますので免税は登記に依り労働組合たることの明白なる法人たる組合に限つたのであります。

又法人たらざる組合は恐らく小さい組合でありまして課税の對象たるものを有せず従つて免税の問題も起らぬものと考へられます。

尚嘗ての政府提出の法案も免税は法人たる組合に限つて居ることを申添へて置きます。

五五問 營業税は免税せざるや。

答 營業税は營業所を有する營利法人に對し課せられるのでありまして労働組合は元來營利を目的とするものでありませんから規定する迄もなく營業税の賦課は當然問題にならないと解して居ります。

「参考」 營業税法第一條

本法ハ施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營利法人ニハ本法ニ依リ營業税ヲ課ス

五六問 第十八條に「命令ニ定ムル所ニ依リ」とは如何なる事項を規定するや。

答 本法案の原案を作製した勞務法制審議委員會よりの答申案には「法人タル労働組合ニハ産業組合ニ準ジ」たる免税の恩典を與ふべき旨の答申があり、本法案に於ても其の趣旨の下に産業組合に對し免ぜられて居る税目はすべて免税することに致して居ります。即ち所得税、法人税は十七條〔ママ、十八條〕に規定し（營業税は労働組合の性質上當然免除）、登録税は本法附則で登録税法を改正して免除することゝし、尚家屋税は別途大藏大臣の指定に依り免除されることゝなつて居ります。

右の外、産業組合には特別法人税が課せられますが、労働組合は組合員の出資金に依り事業を営むものでありませんから特別法人税の賦課もありません。

然し乍ら、労働組合が今後如何に發展し如何様な内容の事業を行ふに到るか豫測し難い

のでありますが若し組合が収益を目的とするが如き事業を営む様なことが起りましたる場合之に對し何等税の課し得ないと云ふことでは他との均衡上不都合がありますので組合の所得に對する免税に付命令に依つて「収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ズルモノ以外ノモノ」と云ふ断り書きを附したいと存じて居ります。

此處に「収益ヲ目的トスル事業」とは、組合が消費組合等を經營し其れに依り若干の所得を得るが如き場合は該當しないと云ふ解釋でありまして、例へば雑誌を發行しそれを組合員だけに低額で頒布する場合はよいが、之を相當定價で一般に販賣するが如き事業を行ふ場合は該當することゝなります

要するに一般に課税を受けて行つて居る事業と同程度の事業を行ひ、免税されて居ることが不當と考へられる場合を指すのであります。而して若し組合の中に斯の如き事業を行ふものが出来ました場合之に對し普通の所得税が課せられるかと云ふと直ちにそうはならないので或は特別法人税を課すことになるか或は他の方法に依るか此の点に付目下主税當局で考究中なのであります、乍然此處當分の間組合が右に該當するが如き事業を行ふと云ふことは豫想し得ないと考へて居ります。

五七問 不動産取得税は免除せざるや。

答 此の種の團體に付地方税たる不動産取得税を明文を以て免税して居るものがないので規定は致しませんが労働組合の特性に鑑み法人たる労働組合に付其の事務所等の用に供する不動産の取得に付ては實際上賦課せざるものとして取扱ふ様内務當局と話を付けて居ります。

第二十條關係

五八問 労働協約に有効期限を定めたる理由如何

尙有効期間中解約破棄し得ずや。

答 労働協約に付ては本法案に於て種々重要な法律上の効果を附し居り、若し有効期間を定めざる時は、其の點に付後に物議を生ずる惧がありますので左様致したのであります。

有効期間中と雖も當事者双方の協商に依り之を変更することは當然出來ると解釋して居ります。

唯だ双方の協商成らずして之を破棄することは出來ないのでありまして此の場合は労働委員會の調停等が期待さるゝ譯であります。

要するに労働協約は第十八條〔編注：二十一條の誤り〕に規定する如く産業平和の所産として、又それを維持する規範として取扱ふことが必要であり、かゝる精神に依つて運用せんとするものである譯であります。

第二十二條關係〔編注：原史料は二十三條と表記〕

五九問 公序良俗、法令に反する協約も有効なりや。

答 公序良俗に反する協約は一般法理に依り當然に無効であります。

法令に違反する協約も當該法令が強行規定であり且協約に付特例を認めざる限り當然無効であります。

六〇問 協約に基く機關とは如何なるものなりや

答 労働協約に於ては極めて一般的、抽象的事項のみを規定し労働条件の具體的規準は両當事者雙方より選出した代表者を以て構成する、例へば協定委員會の如きものに於て決定すべき旨を定めた場合に於きまして右協定委員會の如きものを謂ふのであります。此のやうなことは我國に於て戦前現實にありました多くの労働協約に其の例を見るのであります、本條は即ちかゝる口來の實情を尊重し且其のやうなことが眞に便利であることが多いことに鑑み設けられたものであります。

第二十三條關係

六一問 本條規定の趣旨如何、特に四分の三とせる理由如何

答 同一の工場事業場内に於て同一の職種に於て同一の条件の下に稼働する従業者の大部分が一定の賃金其の他の條件に服するときに、他の一部の従業者と異なる条件——それが他より好い場合でも悪い場合でも全体の秩序を害することとなる惧口ありますので即ち、少數の「アウトサイダー」を規制せんとする趣旨より設けたものであります。四分の三と申しますのは、別段確固たる根據がある譯ではありませんが、此の程度の多數なら、他の少數に及ぼしても好からうと言ふ考へであります。

第二十四條關係

六二問 本條に於て「大部分」と言ふのは何の程度を謂ふものなりや、

答 前條規定の精神より、概ね四分の三程度を謂ふのであります。本條の場合は一定の地域内と言ふことになつて居りますので、其の一定の地域内の労働者の数は必ずしも明確でない場合が多いので、かやう致したのであります。具體的には、右趣旨に則り労働委員會が決議することと致して居る次第であります。

六三問 第二項に於ける「修正」とは如何なる場合に爲すや

答 同種の産業又は職業と申しましても、其の範囲内で更に細別すると色々の特殊のものがあり、又全く同一と致しましても工場に依り色々と福利施設が違ふ場合があり、之に一律に適用することが不適當なる場合には、夫々實情に即する如く修正すると言ふ趣旨であります。

第二十六條關係

六四問 第三項の「地方」「一定の地區又は事項」とは如何

答 「地方」とは都道府縣であり、「地區」とは勤勞署の管轄地區の意でありまして、之は工場事業場の殆んど無いやうな所は委員會は設けません、「事項」とは、一面に於て、船員に關する事項の如く一般に特定の地域に限定し得ざる事項に付て特別の常設委員會を設くる場合があり他面に於きましては、特殊の知識經驗を必要とする事案に付臨時の委員會を設くべきことを豫想して居るものであります。

六五問 推薦の母體となるべき使用者團體、労働組合如何

答 其の地域乃至其の事項に付、一般的に最も、代表能力ありと認められるるもの——

又は二以上——に付各具體的に選定致します、
而して、本法施行の日迄にはかかる規定に刺戟せらるる等により、かかる團體、組合は必ず結成せられると期待致して居ります。

(尚當該地域内に適當な労働組合が無い場合には其の地域を十分に其の勢力範圍とする組合聯合體を推薦の母體とする積りであります。)

六六問 労働委員會には如何なる職員を置くや

答 労働委員會は、單なる諮問機關でなく自ら行政官廳を拘束する決議を爲し、其の他第二十六條に規定する調査、調停等色々の仕事を擔當するので、之の仕事の迅速且圓滑なる遂行を期する爲には相當充實した職員を其の下に置くことを要するものと考へて居ります、

概ね是等の職員には幹事、書記の名の下に、主として勞務官等其の道に明るい關係官吏を以て充つる所存であります。尚右勞務官は特別任用制に依る官吏でありますので、特に民間に於ける學識經驗者に之を登用する所存であります。

六七問 労働委員會の委員又は職員を公務員とせる結果、如何なる法律効果ありや

答 刑法に基き其の第四條に基く國外犯の規定が適用され、業務に對する妨害は、公務執行妨害罪となり（第九五條、第九六條）、又之に關し公文書偽造罪（第一五五條）、偽證罪（第一五六條、第一六〇條）が成立し、又之に付瀆職罪（第一九三條、第一九七條、第一九七條の二、第一九七條の三）が成立することとなります、其の他刑事訴訟法、民事訴訟法等、所定の規定の適用ある譯であります

第三十二條關係

六八問 「労働條件特ニ適切ナラズ」とは如何なる場合なりや、

答 主として、労働組合が結成されない工場事業場に於て、賃金等が著しく不當に劣悪なる場合を謂ひます。

六九問 労働委員會の建議通りに地方長官之を實行するや

答 左様であります、唯茲に「地方長官〔編注：本条は「行政官庁」〕……必要アリト認ムルトキハ……得」と規定致しましたのは建議の内容が常に具體的でなく、例へば單に「何々スルヤウ努ムルコト」と抽象的に記載せられ居る如き場合もあるべきを以て、そのやうな場合には直に具體的な規準を指示することは不可能でありますから左様致したのであります

七〇問 第五章罰則に於て規定したる刑量は如何なる規準に基くや

答 是等の罰則は大體類似の平時法令に準據致したものであります

2. 第89回帝國議會想定質疑 追加（二）（經濟課關係）

史料出所：東京大学社会科学研究所『『旧労働法』
立法關係資料等—松岡三郎教授資料』

第八十九回帝國議會想定質疑 追加（二） （經濟課關係）

労働組合法案に關する事項

目 次

(一) 第一條關係

第一條第二項の意味如何、又労働組合の團體交渉其他の行為云々は具体的に如何なるものを意味するのであるか

(二) 第二條關係

「監獄ニ於テ勤務スル者」の範圍如何

(三) 第十一條及第三十三條關係

「不利益ナル取扱」とは何か

第三十三條を設けたる理由如何、特に其の刑の重き理由如何

(四) 第十三條關係

本條の規定に違反し總會の決議を経ずして基金を他の目的に流用した場合に之を處罰すべき罰則が必要ではないか

(五) 第十五條

本條には罰則の裏付を必要とすると思ふが如何

(六) 第二十五條

本條の規定に違反して爭議行為を為した場合に之を處罰すべき罰則が必要ではないか

(七) 第二十九條及第三十五條關係

第三十五條の刑は輕きに失すると思ふが如何

(八) 第三十條及第三十四條關係

第三十四條の刑は果して適當なりや又「職務ニ關シ知得シタル秘密」とあるは意義明確を缺くと思ふが如何

(九) 第三十二條第三項

使用者が本規定に違反し労働條件其他の待遇に關する規準を労働者に周知せしめない場合に其の使用者を處罰する罰則が必要ではないか

(一〇) 第三十三條關係

前掲（三）

(一一) 第三十四條關係

前掲（八）

(一二) 第三十五條關係

前掲（七）

(一三) 第三十六條關係

本條は國家に違反行為ある場合に適用ありや又本條の適用より第三十五條後段を除外したる理由如何

(一) 問 第一條第二項の意味如何、又労働組合の団体交渉其の他の行為云之々は具体的に如何なるものを意味するのであるか

答 本規定は本法に於て労働組合の団体交渉等の権利が認められ労働組合の健全なる發達が力強く助成せられることになつた結果此等団体交渉等の組合活動中一應形式的には犯罪の構成要件に該當するものも刑法第三十五條の解釋よりして所謂刑法上の正當行為と認められる場合を生ずることになるので其の事を注意的に規定した譯である。従つて本法中に假りに此の條項が無くとも本法に基く労働組合の組合活動上の個々の行為に付刑事上の問題を惹起した場合に之が刑法第三十五條に該當するや否やを判断すべきは裁判檢察上當然の事であるから理論的には斯かる規定を必要としないと謂ふ事も考へられるのであるが、政府としては労働法制審議會〔ママ、以下同じ〕の答申の趣旨をも尊重し労働組合の団体交渉其の他の行為中本法の目的を達成する為に為された正當なる行為に付不當な取締を以て臨むことの無い様明文を以て之を規定する方が適當であると考へた次第である。労働法制審議會の答申に於ては當時の新聞發表に依り周知の如く、殊更に適用を廢除せらるることあるべき刑罰法令を列擧してあつたのであるが、刑法第三十五條は凡有の刑罰法令を通じ刑法上の違法性判断の基本概念を規定した法規なのであるから本法に於ては特に概括條項的の規定方式を採つたのである。從來の例に依れば、具体的に問題となる法規は刑法の業務妨害罪（二三三條）や警察犯處罰令中の面會強要（一條四號）等であらう。素より其の行動が不當で苟くも犯罪を構成する場合は之を取締るべきは勿論のことであつて、例へば故なく人の住居に侵入することがあれば住居侵入罪に問はれるし又相手方に暴行を加へたり傷害を與へたりすれば夫々暴行罪や傷害罪が成立するのであつて本規定は決して犯罪の發生を容認せんとするものではない

次に労働組合の団体交渉其の他の行為と謂ふのは労働組合としての集團的な行動は勿論、個々の組合員の行為をも意味し、それが正當なる行為なりや否やは具体的に個々の行為に付結局裁判所の認定に俟つ外はないが、一般には社會通念に依り常識的に判断すればよいのである。而して具体的行為が問題となつた場合にそれが労働組合又は其の組合員としての行為なりや否やの終局的な判断も裁判所が認定する譯であるが、労働者の団体であつて本法第二條の實體を備へるものはそれ丈けで本法の労働組合と認められるであらうし、第五條の設立に関する届出や第六條の行政官廳の決定があれば更に一層労働組合たることが明確になる譯である。

(二) 問 第二條の「監獄ニ於テ勤務スル者」の範圍如何

答 監獄に繼續的に勤務する社會的地位を有する者を謂ふと解すべきであつて監獄官制に所謂監獄職員よりは廣い意味を持つ。即ち雇員及傭人をも含む

(註) 聯合軍最高司令部より示された語は Employees of penal institute

(三) (イ) 問 第十一條の規定に違反すると罰せられることになつて居るが「不利益ナル取扱」とは何か

答 解雇は不利益なる取扱の最も顯著な例示であるが、物質的な待遇問題等の經濟的な不利益は勿論、勤務上の地位や仕事の分擔等の差別の如き社會的な不利益を結果する取扱

をも含むと解する

(ロ) 問 第十一條違反の罰則たる第三十三條を設けた理由如何、特に其の刑の重き理由如何

答 第三十三條第一項は使用者側に第十一條の違反があつた場合に其の違反行為者即ち解雇其の他不利益なる取扱を為し又は組合に加入せざる事又は是により脱退することを雇傭條件とする等の具体的な事實行爲に出た者を處罰する趣旨の規定であつて、斯かる行為を為すに付使用者としての意思決定に與つた人々も處罰の対象となるのである。本條に依る處罰が斯くの如き行為を爲した者に限定せられ使用者たる法人又は人に對する處罰を避けたのは使用者が國又は公共團體である場合に使用者處罰と謂ふことが意味を爲さぬと考へられたからである。

次に本條の犯罪の構成要件は他の場合に比して適當なる把握に困難なる場合が多いことが豫想せられるし、又斯かる紛議を直接司法機關に持ち込まれることは事の性質上如何にも妥當でなく、先づ労働委員會に於て此の問題を採り上げて然るべく解決し得るものは解決し、然らざるものに付てのみ檢事又は司法警察官に對し請求手續に出で處罰を求むるの意思表示があつた場合に始めて司法上の問題とすることが最も適切な處置であると考へられる。之れ第三十三條に第二項を設けた所以である。

此の種の請求は既に刑法中の國交に関する罪に於て用ひられて居る例があつて刑事訴訟法上の請求事件は告訴事件の規定の準用がある(二六七條第三項、二六八條第二項)のである。本法の場合に於ける労働委員會の請求は訴訟事件であるから労働委員會の請求なき限り假りに他より告訴、告發を為すことがあつても第十一條違反の罪を以て論ぜられることはない。

尚、労働委員會は法人に非ざる會議體であるから労働委員會を代表して請求行為を為す者を特定することを必要とする問題がここに存するのであるが、之れは委員會に関する他の規定と共に勅令に於て明記せねばならぬと考へて居る。

最後に、第十一條は本法の目的に照し基本的な實質を具へ嚴に其の規定の遵守が要請せられなければならないので、之れに臨む法定刑も本法の罰則中も重く規定した。尤も本法の罰則は全体として敢へて重きを狙はず専ら使用者及労働者兩當事者間の相互の自主的な問題の處理或ひは労働委員會に依る解決を期待して其の見地に罰則の基調を置いて居るから第三十三條の六月以下の禁錮云々は甚だ目立つ様であるが罰金刑のみを以ては足らざる場合をも考慮せらるるので、政府としては勞務法制審議會の答申を尊重し体刑中最も輕き法定刑とも申すべき程度のものをここに規定した次第である。

(四) 問 第十三條の規定に違反し總會の決議を経ずして基金を他の目的に流用した場合に之を處罰すべき罰則が必要ではないか

答 總會の決議を経ずして基金を不當に流用した場合に於て刑法の横領罪又は背任罪等に該當する行為の禁遏に備へる為ならば、敢へて別段の處罰規定を要せず刑法の各本條を以て臨めば十分であるし、又其の程度に迄至らないものは組合の自主的な判断又は民事訴訟上の解決に俟たしめ特別刑事上の罰則を以て裏付けることは不適當でありそれ程の必要はないと考へねばならない、之れ特に罰則を置かなかつた所以である

(五) 問 第十五條には罰則の裏付を必要と思ふが如何

答 本條に於ては組合は裁判所より解散を命ぜられて然る後に解消をすると謂ふ段階があるのではなく、直接に裁判所が組合を解散して仕舞ひ爾後當該労働組合は存在しないのであるから本條の違反と謂ふことを考へる余地はない。従つて處罰規定は之を必要としない。

尚本條に謂ふ法令違反は独り刑罰法令の違反に限定する譯ではなく且又法令違反が裁判上確定することを要するものではない。

(六) 問 第二十五條の規定に違反して爭議行為を為した場合に之を處罰すべき罰則が必要ではないか。

答 本條に對しては第十一條に對する場合との均衡上罰則を設けよとの御意見が出るのも御尤もと考へられるのであるが本法に於ては全体として努めて罰則規定を設けることを避け専ら使用者及労働者の兩當事者相互の自主的な問題處理或は労働委員會に依る解決を期待する建前を採つて居るのみならず労働組合が本條違反の爭議行為を屢々行ひ安寧秩序を紊すならば第十五條の規定で裁判所は労働委員會の申立に依り組合を解散すると謂ふことになつて居るからそれで充分と考へ此の點に關する勞務法制審議會の答申を尊重し特に罰則を設けなかつたのである。事實上の問題としても斯かる爭議行為を以て直ちに犯罪とし之を檢舉すると謂ふ事になれば却つて爭議を刺戟し深刻な對立に陥らしめ悪結果を招來する許りでなく、労働組合側が労働協約に調停又は仲裁の定めを置くことを非常に不利と為し之を規定しなくなることも豫想せられ何れにしても罰則を以て之に臨むことは不適當であると考へられる次第である

(七) 問 第二十九條に對しては第三十五條に罰則が定めてあるが其の刑（五百圓以下の罰金）は軽きに失すると思ふが如何

答 第三十五條の刑は工場法第二十一條の如き同種の立法と同じであつて不適當とは考へられない。

(八) 問 第三十條に對しては第三十四條に罰則が定めてあるが其の刑(千圓以下の罰金)は果して適當なりや、又「職務ニ關シ知得シタル秘密」とあるは意義明確を缺くと思ふが如何

答 第三十四條の刑は労働爭議調停法第二十一條（二百圓以下の罰金）の場合に比すると稍々重いが他の同種の規定例へば國家總動員法第四十四條及第四十五條の場合（二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金）や刑法第三百三十四條の場合（六月以下の懲役又は百圓以下の罰金）或ひは經濟關係罰則の整備に關する法律第六條の場合（五年以下の懲役）に對比すれば本法全体の刑の程度の均衡を考慮しずつと軽くなつて居る。労働委員會は非常に公的な性質を有し嚴正なる機關たらしめねばならないのであるから、第三十五條の場合よりも重く規定することは當然と考へられる次第である。

尚「職務ニ關シ知得シタル云々」は他の法令で「業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得シタル云々」（刑法一三四條）、「職務上知得シタル云々」（國家總動員法四四條二項、經濟罰則整備法六條）、「職務遂行ニ關シ知得シタル云々」（國家總動員法四四條一項）、「職務

執行ニ関シ知得シタル云々」(同法四五條一二項)とあるのと法令の事実上の運用に於て左程の差違は生じない積りであるが「職務ニ関シ」とあるは刑法瀆職罪の場合の「職務ニ関シ」と同じ表現であつて、上述の他の用語例に比すれば最も廣きに亘る意味を持つと解せられる。語を換へて云へば、職務に關聯して知得したると謂ふ如き意味である。労働委員會の委員又は職員は職務に關聯して秘密事項を知得する機会が多いので廣く其の秘密保持の義務を規定するの要ありと考へられた結果本條が設けられたのである。而して秘密の中には法人又は人の個人的な業務、信用又は名譽等に関する所謂「私ノ秘密」のみならず國家公共團體等の公の立場より秘密即ち「公的ナ秘密」を含んで居ると解すべきである。

(九) 問 第三十二條第三項の規定に違反し労働條件其の他の待遇に関する規準を労働者に周知せしめない場合に其の使用者を處罰すべき罰則を要すると思ふが如何

答 御説の如き場合に工場法は千圓以下の罰金(二〇條)を以て臨んで居るが之れは同法の罰則体系が甚しく單純且包括的である結果であつて労働組合法は成るべく刑事上の罰を設けざるを基調とした建前上此の程度のものに罰金を科するのは不適當と考へ勞務法制審議會の答申を尊重し第三十七條に於て他の事項と共に五十圓以下の過料を規定するに止めた次第である。

(一〇) 問 第三十六條は國家に違反行為ありたる場合に適用ありや、又第三十六條の適用より第三十五條後段を除外した理由如何

答 第三十六條は結論として國家に對し適用がない。此の事は從來此の種の規定の解釈上争ひのないところである。従つて假りに特定の個人に付國家機關として第三十五條前段の違反行為ありとしても其の人は刑事責任を負はない。之れに反し其の人が國家機關たるの資格に於てではなく其の人個人として右の違反があるならば當然本條の適用がある。此の點に於て本條の規定は第三十三條第一項が假令國家機關としての行為に出でた個人に付てもそれが違反行為であれば處罰せられる趣旨を規定したのと對蹠的である。次に本條が第三十五條の後段を除外して居るのは同條後段に規定する作為又は不作為が何れも本條に謂ふ「法人又ハ人ノ業務ニ關する」ものと解すべきではなく、夫々の事實行為者を處罰すべきものであるからであつて、之れは独り本法のみが採れる態度ではない。

*審議關係史料として本書Ⅱに収録した1および2の文書は、本研究会が東京大学社会科学研究所で入手したものであるが、厚生労働省には現存しないので、同省から真正性の確認が得られているものではない。

(参考) 労働組合法正文 (昭和 20 年 12 月 22 日法律第 51 号)

史料出所：官報 (第 5685 号)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル労働組合法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十年十二月二十一日

内閣總理大臣	男爵	幣原喜重郎
司法大臣		岩田 宙造
厚生大臣		芦田 均
大藏大臣	子爵	澁澤 敬三
運輸大臣		田中 武雄

法律第五十一號

労働組合法

第一章 總則

第一條 本法ハ團結權ノ保障及團體交渉權ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ以テ目的トス

刑法第三十五條ノ規定ハ労働組合ノ團體交渉其ノ他ノ行爲ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル爲爲シタル正當ナルモノニ付適用アルモノトス

第二條 本法ニ於テ労働組合トハ労働者ガ主體ト爲リテ自主的ニ労働條件ノ維持改善其ノ他經濟的地位ノ向上ヲ圖ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル團體又ハ其ノ聯合團體ヲ謂フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモノ

二 主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ

三 共濟事業其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ

四 主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモノ

第三條 本法ニ於テ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ賃金、給料其ノ他之ニ準ズル收入ニ依リ生活スル者ヲ謂フ

第四條 警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者ハ労働組合ヲ結成シ又ハ労働組合ニ加入スルコトヲ得ズ

前項ニ規定スルモノノ外官吏、待遇官吏及公吏其ノ他國又ハ公共團體ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ労働組合ノ結成及之ニ加入スルコトノ禁止又ハ制限ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 労働組合

第五條 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ規約竝ニ役員ノ氏名及住所ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

第六條 前條第一項ノ届出アリタル場合ニ於テ當該組合第二條ニ該當セザルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳之ヲ決定ス
前項ノ規定ハ労働組合トシテ設立シタルモノ第二條ニ該當セザルニ至リタル場合ニ之
ヲ準用ス

第七條 規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱
- 二 主タル事務所ノ所在地
- 三 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト
- 四 目的及事業
- 五 組合員又ハ構成團體ニ關スル規定
- 六 會議ニ關スル規定
- 七 代表者其ノ他役員ニ關スル規定
- 八 組合費其ノ他會計ニ關スル規定
- 九 規約ノ變更ニ關スル規定

第八條 規約法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官
廳ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第九條 労働組合ハ事務所ニ組合員又ハ構成團體ノ名簿ヲ備付クベシ

第十條 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ爲使用者
又ハ其ノ團體ト労働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ關シ交渉スル權限ヲ有ス

第十一條 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ
不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲ス
コトヲ得ズ

第十二條 使用者ハ同盟罷業其ノ他ノ爭議行爲ニシテ正當ナルモノニ因リ損害ヲ受ケタル
ノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十三條 労働組合ハ共濟事業其ノ他福利事業ノ爲特設シタル基金ヲ他ノ目的ノ爲ニ流用
セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ベシ

第十四條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生
- 二 破産
- 三 組合員又ハ構成團體ノ四分ノ三以上ノ多數ニ依ル總會ノ決議
- 四 第六條ノ規定ニ依ル決定
- 五 第十五條ノ規定ニ依ル解散ノ處分

第十五條 労働組合屢法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働委員會ノ申立ニ依リ裁
判所ハ労働組合ノ解散ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 労働組合ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ因リテ法人タルモノ
トス

本法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
労働組合ニ關シ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコト
ヲ得ズ

第十七條 民法第四十三條、第四十四條、第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第七十二條乃至第八十三條並ニ非訟事件手續法第三十五條、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及第三百三十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

第十八條 法人タル労働組合ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

第三章 労働協約

第十九條 労働組合ト使用者又ハ其ノ團體トノ間ノ労働条件其ノ他ニ關スル労働協約ハ書面ニ依リ之ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

労働協約ノ當事者ハ労働協約ヲ其ノ締結ノ日ヨリ一週間以内ニ行政官廳ニ届出ヅベシ

第二十條 労働協約ニハ三年ヲ超ユル有効期間ヲ定ムルコトヲ得ズ

第二十一條 労働協約締結セラレタルトキハ當事者互ニ誠意ヲ以テ之ヲ遵守シ労働能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スベキモノトス

第二十二條 労働協約ニ定ムル労働条件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規準（當該労働協約ニ依リ規準決定ノ爲設置セラレタル機關ノ存スルトキハ其ノ定メタル規準ヲ含ム以下同ジ）ニ違反スル労働契約ノ部分ハ之ヲ無効トス此ノ場合ニ於テ無効ト爲リタル部分ハ規準ノ定ムル所ニ依ル労働契約ニ定ナキ部分ニ付亦同ジ

第二十三條 一ノ工場事業場ニ常時使用セラルル同種ノ労働者ノ數ノ四分ノ三以上ノ數ノ労働者ガ一ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ當該工場事業場ニ使用セラルル他ノ同種ノ労働者ニ關シテモ當該労働協約ノ適用アルモノトス

第二十四條 一ノ地域ニ於テ従業スル同種ノ労働者ノ大部分ガ一ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ協約當事者ノ雙方又ハ一方ノ申立ニ基キ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ當該地域ニ於テ従業スル他ノ同種ノ労働者及其ノ使用者モ當該労働協約（第二項ノ規定ニ依リ修正アリタルモノヲ含ム）ノ適用ヲ受クベキコトノ決定ヲ爲スコトヲ得協約當事者ノ申立ナキ場合ト雖モ行政官廳必要アリト認ムルトキ亦同ジ
労働委員會前項ノ決議ヲ爲スニ付當該労働協約ニ不適當ナル定アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告ニ依リテ之ヲ爲ス

第二十五條 労働協約ニ當該労働協約ニ關シ紛争アル場合調停又ハ仲裁ニ付スルコトノ定アルトキハ調停又ハ仲裁成ラザル場合ノ外同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他ノ争議行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第四章 労働委員會

第二十六條 使用者ヲ代表スル者、労働者ヲ代表スル者及第三者各同數ヨリ成ル労働委員會ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者團體ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ使用者ヲ代表スル者及労働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得テ行政官廳之ヲ委嘱スベキモノトス

労働委員會ハ中央労働委員會及地方労働委員會トス特別ノ必要アルトキハ一定ノ地區又ハ事項ニ付特別労働委員會ヲ設クルコトヲ得

労働委員会ノ委員及命令ヲ以テ定ムル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

労働委員会ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 労働委員会ハ第六條、第八條、第十五條、第二十四條及第三十三條ニ規定スルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一 労働争議ニ關スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査
- 二 團體交渉ノ斡旋其ノ他労働争議ノ豫防
- 三 労働争議ノ調停及仲裁

労働委員会ハ労働条件ノ改善ニ關シ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二十八條 労働委員会ハ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ關係者ノ請求アルトキハ其ノ會議ヲ公開スルコトヲ得

第二十九條 労働委員会其ノ事務ヲ行フ爲必要アルトキハ使用者又ハ其ノ團體、労働組合其ノ他ノ關係者ニ對シ出頭ヲ求め、報告ヲ徴シ若ハ必要ナル帳簿書類ノ提出ヲ求め又ハ委員若ハ第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員（以下職員ト稱ス）ヲシテ關係工場事業場ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十條 労働委員会ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル祕密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十一條 第三章ノ規定ハ労働委員会ノ關與シタル労働条件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規準ニ關スル協定ニシテ労働組合其ノ當事者タラザルモノニ付之ヲ準用ス

第三十二條 一定ノ労働者ノ労働条件其ノ他ノ待遇特ニ適切ナラザルトキハ労働委員会ハ其ノ實情ヲ調査シ改善ノ具體案ヲ作成シテ行政官廳ニ建議スルコトヲ得

前項ノ建議アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ關係使用者ニ對シ労働条件其ノ他ノ待遇ニ關スル規準ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依リ指示アリタル規準ハ關係使用者及關係労働者ニ付労働協約ト同一ノ效力ヲ有ス

第五章 罰則

第三十三條 第十一條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ労働委員会ノ請求ヲ待テ之ヲ論ズ

第三十四條 第三十條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第二十九條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ若ハ帳簿書類ノ提出ヲ爲サズ又ハ同條ノ規定ニ違反シ出頭ヲ爲サズ若ハ同條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

前條前段ノ規定ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ

成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 第三十七條 左ノ場合ニ於テハ労働組合ノ代表者又ハ清算人ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス
- 一 第五條又ハ第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ
 - 二 第九條ノ規定ニ違反シ名簿ノ備付ヲ爲サザルトキ
 - 三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
 - 四 第十七條ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ノ規定ニ違反シ公告ヲ爲サズ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
 - 五 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲サザルトキ
 - 六 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十二條又ハ非訟事件手續法第三十六條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ
- 第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキハ労働組合以外ノ労働協約ノ當事者（當事者團體ナルトキハ其ノ代表者トス）ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス
- 使用者第三十二條第三項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第五條第一項ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「産業組合聯合會」ヲ「産業組合聯合會、労働組合」ニ、「産業組合法」ヲ「産業組合法、労働組合法」ニ改ム

JILPT 国内労働情報

労働組合法立法史料研究Ⅲ

<労働関係法令立法史料研究会>

発行年月日 2016年3月31日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 株式会社 コンポーズ・ユニ

©2016 JILPT

Printed in Japan

*全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)